平成 28 年 9 月

定　例　会　会　議　録

亀　山　市　議　会

質　疑　内　容　（通告要旨）

【８月２６日】

１　服部孝規（日本共産党）　１２～１４ページ

議案第７７号　亀山市教育委員会教育長の任命について

１　現職の校長を教育長に任命することについて

２　櫻井清蔵（ぽぷら）　１５～２３ページ

議案第７７号　亀山市教育委員会教育長の任命について

１　人事案件は、通常定例会最終日に追加議案として提案されるのが通例であるが、この度の教育長任命の議案については、９月定例会開会日冒頭において先議してほしいとのことだが、その根拠を知りたい

２　この度の人事案件は、現職の小学校長を教育長に任命しようとするもので、櫻井市長は、前任の教育長も卒業式前の時期に当時の小学校長を教育委員として任命し、その後教育委員の互選により教育長に就任された経緯があるが、次のことについて市長の思いを知りたい

（１）子どもたちへの影響、配慮

（２）保護者への校長の交代についての説明責任

（３）後任人事について

３　井上教育長職務代理者には５ヶ月間、大変ご苦労をおかけしたが、新教育長の任期は平成２８年９月１日より平成３１年８月３１日とのことである。今後のことを考えれば、県教育委員会の通常の人事異動の時期を任期満了の日とすべきと思うが、そのような考えはなかったのかを知りたい

質　疑　内　容　（通告要旨）

【９月６日】

代表質疑

１　鈴木達夫（ぽぷら）	４７～５９ページ

議案第６９号　平成２７年度亀山市病院事業会計決算の認定について

１　貸借対照表にみる病院事業の基礎体力、安定度について

２　損益計算書にみる業務活動の実績について

議案第６１号　平成２８年度亀山市病院事業会計補正予算（第１号）について

１　債務負担行為　医業費用削減支援業務委託料について

（１）対象とする業務内容について

（２）病院事業管理者が設置され、新体制に移行した中で、この取り組みはどのような位置付けなのか

議案第６８号　平成２７年度亀山市公共下水道事業会計決算の認定について

１　公営企業会計へ移行して初めての決算をどのように捉えているのか

２　使用料単価と汚水処理原価について

３　一般会計からの繰り入れの抑制について

４　未処分利益剰余金の取り扱いについて

代表質疑

２　宮崎勝郎（緑風会）	５９～７０ページ

議案第６２号　平成２７年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について

１　平成２７年度の決算について、どのような評価をしているのか

２　財源である市税の決算において、予算額に対し調定額は伸びているが、今後も伸びが見通せるのか

議案第５２号　亀山市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について

１　条例の目的と制定に至った経過について

２　第２条に「任命権者は、法第２条第１項各号に掲げる団体のうち規則で定めるものとの間の取決めに基づき」とあるが、どのような団体なのか

議案第５３号　亀山市空家等対策の推進に関する条例の制定について

１　条例の目的と制定内容について

２　条例の基本理念について

３　管理不全状態の空家の所有者に対する指導・勧告をどのようにしていくのか

議案第６０号　平成２８年度亀山市水道事業会計補正予算（第１号）について

１　債務負担行為　安楽川能褒野橋河底推進工事負担金について、どのような事業か

代表質疑

3　服部孝規（日本共産党）	７０～８２ページ

議案第６２号　平成２７年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について

１　現在の市民生活で重視すべき課題について

（１）第３款　民生費、第３項　生活保護費、第２目　扶助費と、第１０款　教育費、第２項　小学校費、第２目　教育振興費及び第３項　中学校費、第２目　教育振興費について

２　将来の亀山市の姿について

（１）第１２款　諸支出金、第１項　基金費、第３目　リニア中央新幹線駅整備基金費について

（２）第７款　商工費、第２項　開発費、第１目　開発費　産業振興奨励金について

議案第５３号　亀山市空家等対策の推進に関する条例の制定について

１　第３条の基本理念では、「市」と「空家等の所有者等」と「市民」が対等な関係で連携することについて

２　第５条の「空家等の所有者等の責務」が努力義務になっていることについて

３　第１１条の「必要最小限度の措置」には「行政代執行」も含むのかについて

４　空き家対策には、警察、消防などの関係機関や電気、ガスなどの事業者との連携が必要だが、なぜ、「関係機関等との連携」の規定がないのかについて

５　「空家等対策の推進に関する条例」とするのなら、「空き家等の発生の未然防止のための措置」や「空き家等の利活用」の規定も必要と考えるが、なぜ、規程しないのかについて

代表質疑

4　森　美和子（公明党）	８３～９４ページ

議案第６２号　平成２７年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について

１　決算の総括について

２　中期財政見通しとの整合について

３　今後の財政運営について

４　繰越予算について

５　債務負担行為について

議案第５３号　亀山市空家等対策の推進に関する条例の制定について

１　定義について（第２条関係）

２　空家等の所有者等の責務について（第５条関係）

３　市民の責務について（第６条関係）

４　管理不全状態の空家等に対する措置について（第１０条関係）

５　空家等の防止対策について

議案第６６号　平成２７年度亀山市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

１　供給単価と給水原価の差異について

２　給与費について

３　老朽管改良工事について

代表質疑

５　豊田恵理（創政クラブ）　９４～１０２ページ

議案第６２号　平成２７年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について

１　歳入の評価について
２　歳出の評価について
３　基金について
４　財源確保の考えについて
５　今後の財政運営について

代表質疑

６　中村嘉孝（新和会）　１０２～１１５ページ

議案第６２号　平成２７年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について及び報告第９号　決算に関する附属書類の提出について

１　決算の評価と考え方について
（１）自主財源と依存財源について
（２）行政評価外部評価委員会による評価結果について
（３）中期財政見通しとの整合について
２　決算収支について
（１）実質収支と実質単年度収支について
（２）プライマリーバランス（基礎的財政収支）について
（３）収入未済額について（特別土地保有税等）
３　財政分析指標について
（１）経常収支比率と財政力指数について
（２）公債費負担比率について
４　財務書類４表について
（１）総務省による統一的な基準による地方公会計の整備促進について
（２）固定資産台帳の整備の進捗状況について
（３）公共施設の老朽化比率について
５　決算重視による今後の財政運営について

７　福沢美由紀（日本共産党）　１１５～１２４ページ

議案第５５号　亀山市放課後児童クラブ条例の一部改正について

１　新たに設置する川崎小学校区放課後児童クラブの定員を４０人から８０人とすることについて

議案第５８号　平成２８年度亀山市一般会計補正予算（第２号）について

１　債務負担行為補正 追加 川崎小学校区放課後児童クラブ指定管理料について

（１）指定管理者の選定は、従来と同様に公募をしない方法をとるのか

議案第６３号　平成２７年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

１　基金について

２　国民健康保険税の滞納について

３　低所得者対策の強化のための国からの財政支援とその使途について

８　新　秀隆（公明党）　１２４～１３２ページ

報告第９号　決算に関する附属書類の提出について

１　平成２７年度主要施策の成果報告書の施策評価シートついて

（１）企業活動の促進・雇用の創出について

ア　取組と成果について

（２）まちづくり観光の推進について

ア　取組と成果について

（３）自立した行政経営の推進について

ア　セキュリティ対策について

議案第５８号　平成２８年度亀山市一般会計補正予算（第２号）について

１　第３款　民生費、第１項　社会福祉費、第３目　老人福祉費について

（１）一般事業について

ア　事業内容について

（２）地域生活支援事業について

ア　緊急通報装置機器の入替えについて

９　前田　稔（創政クラブ）　１３２～１４０ページ

議案第５３号　亀山市空家等対策の推進に関する条例の制定について

１　第４条（市の責務）について

２　第５条（空家等の所有者等の責務）について

３　第６条（市民の責務）について

４　第７条（空家等対策計画）について

５　第８条（亀山市空家等対策協議会）について

６　第９条（特定空家等及び管理不全状態の空家等の認定）について

７　第１０条（管理不全状態の空家等に対する措置）について

８　第１１条（緊急安全措置）について

９　実態調査について

１０　行政代執行について

質　疑　内　容　（通告要旨）

【9月7日】

１　櫻井清蔵（ぽぷら）　１４５～１５４ページ

議案第５３号　亀山市空家等対策の推進に関する条例の制定について

１　第１条目的について
２　第２条定義について
３　第３条基本理念について
４　第４条市の責務について
５　第５条空家等の所有者等の責務について
６　第６条市民の責務について
７　第７条空家等対策計画について
８　第８条亀山市空家等対策協議会について
９　第９条特定空家等及び管理不全状態の空家等の認定について
１０　第１０条管理不全状態の空家等に対する措置について
１１　第１１条緊急安全措置について
１２　第１２条委任について

２　小坂直親（緑風会）　１５４～１６３ページ

議案第５８号　平成２８年度亀山市一般会計補正予算（第２号）について

１　歳入について
（１）第１９款　繰越金について
２　歳出について
（１）臨時雇賃金について
（２）第２款　総務費、第１項　総務管理費、第７目　企画費、過年度国庫支出金返還金について
（３）第３款　民生費、第１項　社会福祉費、第３目　老人福祉費、地域生活支援事業について
（４）給与費明細書について

議案第６１号　平成２８年度亀山市病院事業会計補正予算（第１号）について

１　債務負担行為について

質　問　内　容　（通告要旨）

【9月7日】

1　髙島　真（緑風会）	１６７～１７６ページ

リニア中央新幹線亀山駅誘致について

1　リニア中央新幹線亀山駅整備基金について

2　リニア亀山駅誘致と亀山駅周辺再生整備について

通学路の整備について

1　中部中学校通学路（県道亀山停車場石水渓線）の進捗状況について

2　市内の通学路整備の要望について

3　今後の整備計画ついて

防犯カメラの設置について

1　井田川駅待合室に防犯カメラを取り付けたが、その後の状況について

2　今後の防犯カメラ設置の予定について

2　中﨑孝彦（新和会）	１７６～１８７ページ

地震対策について

1　木造住宅補強事業について

（1）木造住宅の耐震化の状況について

（2）平成３２年度末までに耐震化率９０％という目標は達成できるのか

（3）昭和５６年から平成１２年の建築基準法改正までの間に建築された木造住宅についても耐震性の不足が指摘されているが、新たに補助対象にする考えはないのか

2　亀山市耐震改修促進計画について

（1）非構造部材の耐震化に関する記述がないのはなぜか

（2）特定既存耐震不適格建築物とはどのような建物か

（3）計画期間中に耐震化することが困難な住宅に対しては減災化を促進するとあるが、具体的に何をするのか

（4）市有建築物の耐震化率は１００％ということだが、これらの建物は現行の耐震基準をクリアしているのか

（5）庁舎について、現行の耐震基準に照らして災害時の拠点施設として機能するのか

3　非構造部材の耐震対策について

（1）市有建築物の耐震点検及び耐震化の進捗状況について

（2）耐震化完了の目標年度は設定しているのか

３　服部孝規（日本共産党）　１８８～１９８ページ

服部新教育長の所信について

１　中学校給食（完全給食）の実施について
２　小・中学校のすべての普通教室へのエアコン設置について
３　土曜授業の実施について
４　学力テストについて
５　過酷な教職員の勤務状態について
６　県教育委員会との関係について

市長の高額な退職金について

１　櫻井市長は来年、任期満了となるが、一期ごとに支払われる退職金を廃止もしくは引き下げる考えはないのかについて

４　森　美和子（公明党）　１９９～２１０ページ

成年後見制度の活用促進について

１　成年後見制度の周知と利用が進まないことから、今年５月に成年後見制度利用促進法が施行された。亀山市の取り組み及び考え方を問う
（１）相談等の利用実績について
（２）利用が進まない要因について
（３）社会福祉協議会との連携について
（４）市民後見人の養成について

「チーム学校」の考え方について

１　世界一忙しいと言われる日本の教員の「子どもと向き合う時間」を増やすことを目的とする「チーム学校」に対する亀山市の考え方について
（１）認識について
（２）コミュニティ・スクールとの違いについて
（３）想定される専門スタッフについて
（４）現場の受け入れ体制について

質　問　内　容　（通告要旨）

【９月８日】

１　豊田恵理（創政クラブ）　２１２～２２４ページ

クラウドファンディングについて

１　現在までの取り組みについて

２　クラウドファンディングとふるさと納税について

３　今後の活用について

市の歳入と歳出について

１　市の財源確保の考えについて

２　増え続ける社会保障費について

３　第２次行財政改革大綱の推進について

選挙の投票率向上に対する取り組みについて

１　７月に実施された参議院議員選挙の市の投票率について

２　今後の取り組みについて

２　鈴木達夫（ぽぷら）　２２４～２３６ページ

亀山市の農業振興について

１　過去の質問に対しての進捗について

２　亀山農業振興地域整備計画書について

（１）第６次産業化に関する計画について

（２）地産地消に関する計画について

３　庁内体制について

３　尾崎邦洋（緑風会）　２３６～２４６ページ

いじめ及び児童虐待について

１　いじめ及び児童虐待の現状について

２　いじめや児童虐待から子どもたちを守る市の体制について

３　関係機関との連携強化について

市庁舎について

１　平成２８年度の庁舎修繕工事について

２　平成２９年度以降、新庁舎建設までに予定する修繕工事について

３　新庁舎の建設について

「主要施策の成果報告書」について

１　施策評価シートについて

（１）施策評価の目的について
（２）評価方法について
（３）評価基準について
（４）評価方法の見直しについて

4　福沢美由紀（日本共産党）　２４７～２５９ページ

就学援助制度について

１　新入学児童生徒学用品費の支給を入学準備に間に合うように支給できないか
２　クラブ活動費、生徒会費、ＰＴＡ会費の支給を検討する考えはないか

生活保護制度について

１　冬季加算を増額する必要があるのではないか
２　生活保護費の支給方法について

障がい児のための施策について

１　療育センターの設置について
２　保育園の障がい児等への加配は保育士に戻すべきではないか

5　新　秀隆（公明党）　２５９～２６８ページ

災害対策について

１　土砂災害防止法について
（１）土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域について
（２）市内の土砂災害のハザードマップについて
２　急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律について
（１）市内急傾斜地調査の進捗状況について
（２）想定される被害状況について
（３）市と県の役割について
（４）急傾斜地崩壊対策事業について

暮らしの快適化について

１　空き家・空き地対策について
（１）所管事務調査の提言に対する市の対応について
（２）空き地に対する考え方について
（３）今後の事業展開について

6　前田　稔（創政クラブ）　２６８～２７７ページ

亀山市立医療センターについて

１　現状と課題について
（１）経営状況について

（２）職員のスキルについて

２　新公立病院改革ガイドラインについて

（１）算定基礎を従来の許可病床数から稼働病床数に見直すことについて

（２）収益向上策として、これまでの医薬品費、医療材料費等の経費削減に加え、医療の質の向上等による収入確保が盛り込まれたことについて

（３）収入確保に係る指標として、ＤＰＣ機能評価係数など診療報酬に関する指標が示されたことについて

（４）産業としての自治体病院について

質　問　内　容　（通告要旨）

【９月９日】

１　今岡翔平（ぽぷら）　２８０～２９１ページ

亀山市の市民活動の支援について

１　亀山市において市民活動がどのような役割を担っているのか、担っていくのかについて

２　市民活動の支援体制について

（１）補助金について

（２）市民協働センターみらいについて

（３）市民活動団体の活動の周知について

３　亀山市の市民活動に対する支援は他の自治体と比べてどのような特徴があるのか

ＩＣＴ（情報通信技術）の利活用について

１　ＩＣＴ推進の方針について

２　他の自治体で「やりすぎ」「意味がない」事例が見つかるが、亀山市の身の丈に合ったＩＣＴ施策の推進をどのように行なっていくのか

２　宮崎勝郎（緑風会）　２９２～３０４ページ

地域公共交通計画について

１　地域公共交通計画の概要について

２　南部ルートについて

３　交通弱者の交通手段確保に向けた今後の取り組みについて

４　福祉行政との関わりを今後どうしていくのか

道路網の整備について

１　和賀白川線の整備計画について

２　野村布気線整備事業の進捗状況について

３　市道・県道の安全対策の現況について

４　市道の整備状況について

防災力の強化について

１　住宅耐震事業の施策の進捗と今後の取り組みについて

２　消防力の充実と強化について

（１）次期亀山市消防力充実強化プランの策定状況について

（２）鈴鹿・亀山境界付近の救急相互応援「おもいやり救急（愛称）」の運用について

３　櫻井清蔵（ぽぷら）　３０４～３１５ページ

合併協議事項について

1　平成１７年１月１１日に新亀山市が誕生してから１１年が経過したが、合併の協議事項について改めて確認したい

（1）関町地内の第１期工区、第２期工区における公共下水道受益者負担金について

ア　公共下水道の受益者負担金の内容について

イ　合併時の協議事項であっても、市民生活の向上を図るうえで再調整（条例改正）が必要と思われる場合の市長の対応について知りたい

ウ　目的税である都市計画税に対する市長の考えを知りたい

空き家対策について

1　今定例会で空き家対策に係る条例が提案されているが、今後の課題をどのように考えているのかを知りたい

狭隘道路について

1　津市が本年９月から狭隘道路整備事業をスタートさせるが、既に取り組んでいる亀山市の状況と課題について

小・中学校への空調整備について

1　これまで市内全小・中学校への空調整備については、津市や菰野町の事例も挙げながら市長に質問してきたが、鈴鹿市も去る７月の市議会全員協議会において、環境省の再生エネルギーを活用してCO_2削減を進める新規事業として２か年で市内全小中学校の普通教室に空調を整備する計画を発表された。亀山市も市長の判断ですぐにでも整備計画が立てられると思うが、なぜそのような判断が出来ないのか

4　小坂直親（緑風会）	３１５～３２４ページ

市長の政治姿勢について

1　市長の市政運営について

新教育長の所見について

1　新教育長制度について

2　学力向上について

3　学校給食について

平成２８年８月２６日

亀山市議会定例会会議録（第１号）

●議事日程（第１号）

平成２８年８月２６日（金）午前１０時　開会及び開議

第　　１　会議録署名議員の指名

第　　２　会期の決定

第　　３　諸報告

第　　４　現況報告

第　　５　議案第７７号　亀山市教育委員会教育長の任命について

第　　６　議案第５２号　亀山市公益法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について

第　　７　議案第５３号　亀山市空家等対策の推進に関する条例の制定について

第　　８　議案第５４号　亀山市議会議員及び亀山市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部改正について

第　　９　議案第５５号　亀山市放課後児童クラブ条例の一部改正について

第　１０　議案第５６号　亀山市関町北部ふれあい交流センター条例の一部改正について

第　１１　議案第５７号　亀山市道路占用料徴収条例の一部改正について

第　１２　議案第５８号　平成２８年度亀山市一般会計補正予算（第２号）について

第　１３　議案第５９号　平成２８年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）について

第　１４　議案第６０号　平成２８年度亀山市水道事業会計補正予算（第１号）について

第　１５　議案第６１号　平成２８年度亀山市病院事業会計補正予算（第１号）について

第　１６　議案第６２号　平成２７年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について

第　１７　議案第６３号　平成２７年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第　１８　議案第６４号　平成２７年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第　１９　議案第６５号　平成２７年度亀山市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第　２０　議案第６６号　平成２７年度亀山市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

第　２１　議案第６７号　平成２７年度亀山市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

第　２２　議案第６８号　平成２７年度亀山市公共下水道事業会計決算の認定について

第　２３　議案第６９号　平成２７年度亀山市病院事業会計決算の認定について

第　２４　議案第７０号　財産の取得について

第　２５　議案第７１号　市道路線の認定について

第　２６　議案第７２号　市道路線の認定について

第　２７　議案第７３号　市道路線の認定について

第　２８　議案第７４号　三泗鈴亀農業共済事務組合の解散に関する協議について

第　２９　議案第７５号　三泗鈴亀農業共済事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議について

第　３０　議案第７６号　三泗鈴亀農業共済事務組合規約の変更に関する協議について

第　３１　報告第　９号　決算に関する附属書類の提出について
第　３２　報告第１０号　健全化判断比率の報告について
第　３３　報告第１１号　亀山市水道事業会計資金不足比率の報告について
第　３４　報告第１２号　亀山市工業用水道事業会計資金不足比率の報告について
第　３５　報告第１３号　亀山市公共下水道事業会計資金不足比率の報告について
第　３６　報告第１４号　亀山市病院事業会計資金不足比率の報告について
第　３７　報告第１５号　亀山市農業集落排水事業特別会計資金不足比率の報告について
第　３８　報告第１６号　平成２７年度亀山市一般会計継続費精算報告について
第　３９　報告第１７号　専決処分の報告について
第　４０　報告第１８号　専決処分の報告について

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（１８名）

１番	今岡翔平君	２番	西川憲行君
３番	髙島　真君	４番	新　秀隆君
５番	尾崎邦洋君	６番	中﨑孝彦君
７番	豊田恵理君	８番	福沢美由紀君
９番	森　美和子君	１０番	鈴木達夫君
１１番	岡本公秀君	１２番	宮崎勝郎君
１３番	前田耕一君	１４番	中村嘉孝君
１５番	前田　稔君	１６番	服部孝規君
１７番	小坂直親君	１８番	櫻井清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	広森　繁君
企画総務部長	山本伸治君	財務部長	上田寿男君
市民文化部長	坂口一郎君	健康福祉部長	佐久間利夫君
環境産業部長	西口昌利君	建設部長	松本昭一君
危機管理局長	井分信次君	文化振興局長	嶋村明彦君
関支所長	久野友彦君	子ども総合センター長	伊藤早苗君
上下水道局長	草川博昭君	市民文化部参事	深水隆司君
健康福祉部参事	水谷和久君	会計管理者	西口美由紀君

消防長	中根英二君	消防次長	服部和也君
消防署参事	平松敏幸君	地域医療統括官	伊藤誠一君
医療センター事務局長	落合浩君	地域医療部長	古田秀樹君
教育長職務代理者	井上恭司君	教育次長	大澤哲也君
監査委員	渡部満君	監査委員事務局長	宮﨑吉男君
選挙管理委員会事務局長	松村大君		

●事務局職員

事務局長	松井元郎	議事調査室長	渡邉靖文
書記	村主健太郎	書記	大田より子

●会議の次第

（午前１０時０２分　開会）

○議長（前田耕一君）

おはようございます。

それでは、ただいまから平成２８年９月亀山市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付してあります議事日程第１号により取り進めます。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第８４条の規定により、議長におきまして、

３番　髙　島　　真　議員

１２番　宮　崎　勝　郎　議員

のご両名を指名します。

次に日程第２、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から９月２６日までの３２日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（前田耕一君）

ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から９月２６日までの３２日間と決定しました。

次に日程第３、諸報告をします。

まず、今期定例会の議事説明のため、地方自治法第１２１条の規定に基づき、あらかじめ関係当局の出席を求めておきましたところ、お手元の配付文書のとおりそれぞれ出席を得ておりますので、ご了承願います。

次に、監査委員から例月出納検査結果報告書４件が、また教育委員会から平成２７年度教育に関

する事務の点検・評価報告書が提出されておりますので、ごらんおきください。

次に日程第４、現況報告を行います。

初めに、市長に市政の現況について報告を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

平成２８年９月亀山市議会定例会の開会に当たり、市政の現況と今後の見通しについてご報告し、議員並びに市民の皆様のさらなるご理解とご協力をお願い申し上げます。

さて、我が国の経済の見通しについては、雇用・所得環境の改善が続く中、緩やかな回復に向かうことが期待されるものの、海外経済で弱さが見られており、中国を初めとするアジア新興国や資源国等の景気の下振れから景気が下押しされるリスクにも留意が必要な状況となっております。

政府においては、東日本大震災からの復興・創生に取り組むとともに、デフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政健全化の双方を同時に実現していくため、去る６月２日に経済財政運営と改革の基本方針２０１６が閣議決定されました。

また、今月２日には未来への投資を実現する経済対策を決定し、当面の需要喚起にとどまらず、民需主導の持続的な経済成長と一億総活躍社会の着実な実現につながる施策を中心として経済対策を示しております。この対策においては、地方創生の推進のために、地方の事情を尊重しながら施設整備等を含めた未来への投資に向けた地方創生推進交付金の創設をすることとしています。こうした状況を踏まえ、今後の動向にも注視しながら適切に対応してまいります。

さらに、この未来への投資を実現する経済対策においては、２１世紀型のインフラ整備として、リニア中央新幹線の整備加速を位置づけ、現在の低金利状況を生かし、財政投融資の手法を積極的に活用、工夫することでリニア中央新幹線の全線開業を最大８年間前倒しさせることとしております。

このことは長年にわたりリニア中央新幹線の整備促進と市内停車駅誘致に取り組む本市にとりましては朗報であり、今後の事業進展に大きな期待を持てる状況となってきたものと考えております。こうした状況を最大限生かし、引き続き三重県など関係機関との連携を強化し、リニア全線の早期開業と三重奈良ルートの決定に向けた推進活動を一層加速させてまいります。

さて、平成２７年度一般会計の決算につきましては、後期基本計画の着実な推進を図りつつ、限られた財源を有効に活用しながら適切な執行に努め、歳入総額が２１２億６，６６５万円、歳出総額が２０２億３，７１４万円となり、実質収支は９億６，８３６万円の黒字となっております。

実質単年度収支については、財政調整基金を５億５，９１９万円取り崩したことなどから３億１，０１１万円の赤字となったものの、基礎的財政収支、プライマリーバランスは４億３，４７９万円の黒字となっております。

また、各種財政指標についても、経常収支比率及び公債費負担比率は公債費償還額の減少などから前年度よりも好転しており、実質公債費比率などの健全化判断比率も、国が定める早期財政健全化や財政再生を図るべき基準に対して大幅に下回っていることから、一定の財政の健全性は確保できたものと考えております。

しかしながら、市税収入では、固定資産税の償却資産が減少したことなどから、前年度に比べ約３億円の減収となり、財政調整基金残高については、前年度から約１億８，０００万円の減となる

約４２億７，０００万円となっています。

今後におきましても、市税や地方交付税などの歳入の減収と扶助費や公共施設の更新費用などの歳出の増加などにより行財政運営は厳しい状況になることが見込まれますことから、第２次亀山市行財政改革大綱を着実に推し進め、持続可能な行財政運営に努めてまいります。

それでは、市政の各部門にわたり、第１次亀山市総合計画の基本施策の体系に沿ってご説明申し上げます。

まず、「快適な都市空間の創造」についてでございますが、農林業の振興のうち、農業共済事業につきましては、より一層の合理的で効率的な運営を目的に、平成２９年４月１日に県内全域の農業共済組合等を１組合とする三重県内農業共済組合等組織整備予備契約調印式が先月７日に各農業共済事務組合等の管理者、関係市町の首長等の出席のもと開催されました。なお、三重県農業共済組合の設立に伴う三泗鈴亀農業共済事務組合の解散等について、本議会に提案いたしております。

また、新組織発足後も当該組合の業務に専ら従事させるために職員を派遣する必要がありますことから、亀山市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定についても、本議会へ提案いたしております。

次に、住環境の向上につきましては、市民の生活環境の保全を図り、安全で安心なまちづくりの推進に寄与するため、空き家等に関する対策の総合的かつ計画的な取り組みに向け、亀山市空家等対策の推進に関する条例（案）に対するパブリックコメントを先月４日から今月２日までの間で実施いたしました。いただいた１５件のご意見を踏まえ、本議会に本条例の制定を提案いたしております。

次いで、上下水道の整備につきましては、かねてよりの課題となっておりました能褒野町及び川崎町の一部地域における水圧、水量低下の解消に向け、ガス事業者による能褒野橋西側の安楽川地下へのガス管埋設にあわせ、新たに水道の配水管を布設するため、ガス事業者との調整を行っているところであります。これに伴い、本議会に関係経費の予算補正を提案いたしております。

次に、新たな国土軸の形成につきましては、今月１１日、新名神高速道路四日市ジャンクションから新四日市ジャンクションまでの４．４キロメートルが開通いたしました。同時に、東海環状自動車道新四日市ジャンクションから東員インター区間も開通いたしました。今後は、本市としても平成３０年度の完成を目指す新名神高速道路の残る本線区間と亀山西フルジャンクション（仮称）の整備に向け、引き続きＮＥＸＣＯ中日本及び関係自治体との連携を図ってまいります。

次いで、道路網の整備のうち、野村布気線整備事業につきましては、昨年度に用地買収契約を締結いたしました事業者による家屋等の撤去工事が完了いたしましたことから、布気町地内長田池西側の延長２００メートルの区間の道路改良工事を進めてまいります。

次に、公共交通機関の整備のうち、南部ルートにつきましては、亀山市地域公共交通計画に基づき再編を進める中、来る１０月１日から亀山椋本線との重複運行を解消し、地域の通勤、通学、通院、買い物需要などにより一層対応できるダイヤ編成として新たな運行を開始いたします。引き続き、円滑に移行できるよう諸準備に万全を期すとともに、市民への周知や利用促進に努めてまいります。

続きまして、「市民参画・協働と地域づくりの推進」についてご説明申し上げます。

まず、地域コミュニティの活性化につきましては、先月３１日に川崎地区コミュニティセンター

において、亀山市地域まちづくり協議会連絡会議との連携による地域の担い手研修を開催いたしました。当日は、地域まちづくり協議会の構成員などが参加し、ファシリテーションなど会議の進め方について学んでいただきました。来月には、より実践的な内容での研修を開講し、地域の担い手育成支援を進めてまいります。

また、関北部地区まちづくり協議会の活動拠点施設として利用いただいている関町北部ふれあい交流センターにつきましては、地域のより自主的な活動を推進するため、施設管理について指定管理者制度の導入に向け、本議会に関係条例の一部改正を提案させていただいております。

次に、市民参画・協働と交流の場の創造のうち、市民活動応援事業につきましては、審査検証委員会において平成２５年度の制度創設からの制度運用の状況などについての検証を行い、先月１３日、委員長より報告を受けました。この結果を踏まえ、よりよい制度の運用に向けたさらなる検討を行い、人と人とのつながりを重視した地域社会の活力につなげてまいります。

次いで、人権の尊重につきましては、先月２７日に市総合保健福祉センターにおいて、三重県人権センター主催によります人権学習会「土地差別をなくすために」が開催されました。学習会においては、市民とともに市職員も参加し、市民の意識啓発とあわせて職員の人権意識の高揚を図ったところであります。

続きまして、「健康で自然の恵み豊かな環境の創造」についてご説明申し上げます。

まず、健康づくりの推進につきましては、新しくＢ型肝炎ワクチンが予防接種法に基づく定期予防接種と位置づけられましたことから、本年１０月１日からの実施に向けて諸準備を進めてまいります。

また、先月２６日から２日間、千葉県流山市において開催された第１２回健康都市連合日本支部大会に地域まちづくり協議会の方々とともに参加いたしました。他都市での取り組みに触れるとともに、実際に活動に携わっている方々とも交流を図っていただいたことは、今後の地域での活動にもつながるものと考えております。引き続き、先進的な事例を学びつつ、市民団体や地域の方々と協働して、ＷＨＯ（世界保健機関）が提唱する健康都市の実現に向けた取り組みを進めてまいります。

さらに、医療センターにつきましては、医業費用の削減に向けた取り組みとして新たに医療コンサルタントによる成果報酬方式の支援業務委託を導入することといたしました。関係経費についての予算補正を本議会に提案いたしております。引き続き、医療センターの経営健全化に向け取り組んでまいります。

次に、循環型社会の形成・エコシティの実現のうち、刈り草コンポスト化センターの民間移譲につきましては、本年４月に開始いたしました運営事業者の公募において、３事業者からの応募を得たところであります。１０月初旬の優先交渉権者の選定に向け、選定委員会において審査を進めてまいります。

また、し尿処理施設長寿命化事業につきましては、平成２７年度から２カ年の継続事業として計画的に実施しており、衛生公苑基幹的設備改良工事についても計画工程どおり進捗いたしているところであります。引き続き、し尿処理業務に支障が生じることのないよう万全を期してまいります。

次いで、自然との共生につきましては、ことしから初めて国民の祝日となった今月１１日、山の日に亀山森林公園やまびこで「サマーフォレストｉｎやまびこ」を開催いたしました。今後におき

ましても山に親しむ機会を得て、山の恩恵に感謝するという山の日制定の趣旨を踏まえ、自然との共生に向けた一層の取り組みを進めてまいります。

また、去る６月に鈴鹿馬子唄会館において、坂下地区まちづくり協議会と企業グループとの連携により、豊かな鈴鹿山系の自然を紹介する展示スペースの開設式が行われました。この取り組みは、鈴鹿川流域の市民生活や企業活動などにとって意義深い価値を有する本市の源流の森の存在を改めて発信する機会となったものと考えております。

次に、防災力の強化のうち、総合防災訓練につきましては、来る１０月２日に中部中学校を会場として実施いたします。訓練では個人による自助、地域による共助のあり方を考えるとともに、将来を担う中学生の参画を求め、地域でのマンパワーの必要性や災害から身を守る手段などをテーマに世代を超えて地域が一体となった訓練を行うことで地域防災力の強化を図ってまいります。

次いで、消防力の充実・強化のうち、救急体制の強化につきましては、増加傾向にある救急要請に対して迅速かつ的確に対処できるよう、来月２日に鈴鹿市、亀山市の消防本部間において、「鈴鹿・亀山境界付近の救急相互応援に関する覚書」を取り交わすこととなりました。これにより、両市間での救急搬送体制の連携強化を図り、境界付近における重篤な傷病者の速やかな救命に努めてまいります。

続きまして、「生きがいを持てる福祉の展開」についてご説明申し上げます。

まず、スポーツの推進につきましては、先月２０日に開催された公益財団法人日本体育協会第３回理事会において、平成３３年開催予定の第７６回国民体育大会の開催地が三重県に正式内定されたところであります。三重県が主会場県となる平成３０年度の全国高等学校総合体育大会とあわせ、三重県実行委員会や各競技団体と連携し、本市が会場地となるウエートリフティング競技大会及び軟式野球大会への対応準備を進めてまいります。

次に、地域福祉力の向上のうち、地域福祉の推進役として活躍いただいております民生委員児童委員及び主任児童委員につきましては、その任期が本年１１月３０日に満了となります。こうしたことから、各地区の自治会長などからの推薦者について、今月１２日の亀山市民生委員推薦会において適格要件の審査を行い、民生委員児童委員及び主任児童委員の候補者を三重県に進達いたしたところであります。

次いで、障がい者の社会参加の促進につきましては、来る１１月２７日に三重県障害者団体連合会による第６２回三重県身体障害者福祉大会が亀山市文化会館において開催されます。こうした機会を通じて、障がいを理由とする差別解消について幅広く理解を求めるとともに、障がい者が住みなれた地域で暮らし続けられる環境づくりに努めてまいります。

次に、社会保障の充実につきましては、低所得者の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金の支給に引き続き、消費税率８％への引き上げによる影響を緩和するための臨時福祉給付金及び障害基礎年金または遺族基礎年金等を受給している方を対象とした年金生活者等支援臨時福祉給付金の支給が開始されます。本市におきましては、来月１６日から１２月１６日の期間で申請の受け付けをいたします。給付の可能性のある方への制度周知を図りながら、対象者への円滑な支給事務に努めてまいります。

また、国民健康保険事業につきましては、平成３０年度からの制度改革により都道府県が財政運営の責任主体となる国保広域化が実施されます。こうした中、先月には三重県と県下全２９市町で

構成する三重県市町国保広域化等連携会議が開催され、広域化に向けた課題などについて意見交換が行われたところであり、引き続き円滑な新制度への移行に向けて的確に対応してまいります。

続きまして、「次世代を担う人づくりと歴史文化の振興」についてご説明申し上げます。

まず、子育て支援のうち、本市初となる関認定こども園アスレにつきましては、先月、保護者アンケートを実施いたしました。引き続きアンケートを行うなど、認定こども園移行後の保護者の意見や意識等を把握することで今後のよりよい運営に努めてまいります。

また、平成２９年度からの川崎小学校の新校舎での放課後児童クラブの開設に向けて、関係条例の一部改正及び関係経費の予算補正について、本議会に提案いたしております。

次に、文化芸術の振興につきましては、施設の安全確保と機能整備を図るため、現在、文化会館中央コミュニティセンターの客室照明及び調光設備改修工事を実施しており、引き続き工程調整等を行いながら進めてまいります。

次いで、歴史的まちなみの保存整備のうち、関の山車会館整備事業につきましては、先月９日に会館整備予定地において、関宿「関の山車」保存会との連携による「関の山車」おはやし披露会を開催し、地域住民に向けた事業についての周知を図ったところであります。当日は約８０名の方々にご参加いただき、事業に対する期待の高さを感じたところであります。引き続き、用地取得に向けた諸準備を進めるとともに、発掘調査及び建物の実施設計に着手してまいります。

続きまして、「行政経営」についてご説明申し上げます。

まず、自立した行政経営の推進につきましては、今月２日、政府ＣＩＯ（内閣情報通信政策監）の本市への訪問を受け、ＩＣＴの利活用に関する意見交換をいたしました。意見交換においては、オープンデータやクラウドコンピューティングの利活用を含めた行政情報システムの効果的な運用などについての助言をいただき、今後の情報政策推進の一助といたしたところであります。

次に、旧国民宿舎関ロッジにつきましては、現在の建物を利用した宿泊・飲食の事業を運営する事業者の提案募集を先月末までの間で行いましたところ、１件の応募がありましたことから、事業計画の審査やヒアリングを行っているところであります。

なお、学校教育、生涯学習等、教育分野の詳細につきましては、後ほど教育委員会当局からご説明申し上げます。

最後に、本年５月２１日から８月１５日までの一般会計及び各特別会計に係る３，０００万円以上１億５，０００万円未満の工事請負契約並びに同期間における負担つきでない１００万円以上の寄附受納の状況は別紙のとおりでございましたので、ご高覧賜りたいと存じます。

以上、簡単ではございますが、市政の現況についてのご報告及びご説明を申し上げました。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（前田耕一君）

市長の現況報告は終わりました。

続いて、教育長職務代理者に教育行政の現況について報告を求めます。

井上教育長職務代理者。

○教育長職務代理者（井上恭司君登壇）

平成２８年９月亀山市議会定例会の開会に当たり、教育行政の現況と今後の見通しについてご報告し、議員並びに市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

まず、教育に関する国の情勢でありますが、本年５月２０日、政府の教育再生実行会議により、第九次提言が取りまとめられました。提言においては、これまでの学級などの集団の教育力を生かした指導に加えて、多様な個性が生かされる教育の実現のため、発達障がいなど障がいのある子供たちへの教育の充実、不登校や日本語指導を必要とする子供たちへの対応、家庭の経済状況に左右されない教育機会の保障などが示されています。

また、中央教育審議会中学校部会においては、次期学習指導要領の改訂に向けた議論のほかに、生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮するために、部活動の休養日や適切な活動時間の設定などについても話し合われております。

次に、県の情勢でありますが、去る６月３０日、第１回みえの学力向上県民運動推進会議が開催され、学力向上にかかわる取り組みについて協議されました。子供たちの学習意欲向上のために授業改善の充実を図ることや、家庭教育の充実及び学校・家庭の連携の必要性などについて意見が出されております。県教育委員会では、今年度の基本方針を策定するとともに、今後家庭・地域の教育力向上のための具体的な方策について検討し実施していくこととしています。

このような動向を踏まえ、教育委員会といたしましては、子供たちの確かな学力の獲得や安全の確保及び生涯学習の推進を着実に進めてまいります。

また、国内でも流行し始めた位置情報を活用したスマートフォンゲームへの対応につきましては、夏季休業中の登校日や管理外プールの実施日、部活動の日、さらには青少年総合支援センターのパトロールの機会を活用し、使用する場所や安全な利用、公共でのマナー遵守等について指導しているところであります。ゲームの使用やスマートフォンの扱いについては、今後もＰＴＡや地域との連携を図りながら、適切な指導について情報共有に努めてまいります。

それでは、最初に学校教育関係についてご説明申し上げます。

まず、この夏も猛暑に見舞われ、児童・生徒の安全確保や健康保持につきましては、熱中症や食中毒等に関する注意情報及び警報発令時の対応等について注意を払ってまいりました。子供たちが保護者や地域の皆様に支えられながら有意義な夏休み生活が送れておりますことに深く感謝申し上げます。

次に、児童・生徒の通学路につきましては、本年度もＰＴＡから改善要望のありました５７カ所について、先月下旬から今月上旬にかけて、警察や道路管理者、学校代表者等、関係者の方々と合同現場確認を行いました。この結果を受けまして、子供たちの交通安全対策について、各関係機関で協議を進めてまいります。

次いで、学習支援事業につきましては、生活困窮者自立支援制度による学習教室が２年目となりました。先月末現在で３中学校区合わせて６８回の学習教室を開催し、参加生徒数は延べ２５７名となっております。引き続き事業の周知に努め、対象者の参加の促進を図ってまいります。

続きまして、教育研究関係についてご説明申し上げます。

まず、今月開催されました三重県中学校総合体育大会につきましては、鈴亀地区大会で好成績をおさめた８団体と個人１３名が県大会へ出場いたしました。中でも男子水泳競技飛び込み種目個人の部に出場した中部中学校生徒は優勝し、全国大会への出場を果たしました。また、女子バスケットボール競技に出場した関中学校、女子柔道競技個人の部に出場した亀山中学校生徒はともに３位入賞という好成績を残しました。

一方、陸上競技においては、第６２回中学校通信陸上競技三重大会への出場者のうち、４種目４名が上位入賞を果たし、東海大会へ出場いたしました。選手の健闘をたたえるとともに、今後も生徒が活躍できるよう支援を行ってまいります。

次に、いじめの未然防止と不登校問題につきましては、いじめに関する一斉アンケートの実施や不登校児童・生徒に関する適応指導教室と学校との情報共有を通じて教育委員会と学校が連携し、取り組みの充実を図ってまいります。

次いで、学力向上につきましては、亀山市学力向上推進計画に基づく取り組みを進めてまいりました。亀山市レディネステストにおいては、小学校で目標値を上回ったり、小・中学校とも無回答率が減少したりするなどの改善が見られましたが、本年度の全国学力学習状況調査の結果も含め、授業改善や学習習慣についての取り組みに対する成果と課題を明らかにし、学校、家庭、地域が一体となった学力向上への取り組みを進めてまいります。

次に、情報機器の整備につきましては、ネットワークサーバーを今月更新したところであり、今後校務用パソコン及び可動用パソコンを導入し、情報機器を活用した指導の充実と情報セキュリティー確保に取り組んでまいります。

次いで、次期亀山市学校教育ビジョンにつきましては、これまでの亀山市の学校教育の成果を踏まえ、今後の社会を生き抜くために子供たちに必要となる力を育む教育を創造する指針となるよう策定委員会を組織して進めてまいりました。現在、第２次亀山市総合計画や亀山市生涯学習計画などと整合を図りつつ、ビジョンの方向性がまとまったところでございます。

続きまして、学校施設の整備関係についてご説明申し上げます。

川崎小学校改築事業につきましては、改築工事を順調に進めており、現在既存プールの解体を終え、新校舎のプール棟、北棟及び南棟の基礎工事に着手したところでございます。今後、十分安全に配慮を行いながら１期工事の完成に向け鋭意取り組んでまいります。

また、亀山東小学校及び亀山中学校の校舎内部改修工事など、夏季休業期間に実施しております工事については、今月中に完成する予定であります。

続きまして、生涯学習関係についてご説明申し上げます。

本年度、「亀山っ子市民宣言」の具現化行動計画の一環として、この夏季休業期間に市民団体によるサマーキャンプや野外体験学習、旅籠玉屋宿泊体験などの行事を実施していただき、多くの子供たちがさまざまな体験活動を行いました。これらの成果の一端として、以前体験学習に参加した児童が中学生となってリーダーとして参画することが増加しており、関係団体の取り組みが青少年の育成につながってきていると実感しているところでございます。

また、本年度で終期となります亀山市生涯学習計画につきましては、学びの成果を地域社会に還元する仕組みづくりの実践計画となるよう策定作業を進めてまいりました。現在、第２次亀山市総合計画や亀山市学校教育ビジョンなどと整合を図りつつ、計画の方向性がまとまったところでございます。

続きまして、図書館についてご説明申し上げます。

子供の読書活動を推進するための「どくしょつうちょう」や読書をする際の読みづらさを軽減する手づくり読書補助具を希望者に配付するなど、市民の皆様に読書が身近に感じてもらえるよう取り組みを進めております。

また、これからの図書館のあり方について、市民の読書活動が地域社会のために還元される学びと交流の場を目指して検討を行ってまいります。

以上、教育行政の現況についてのご報告及びご説明を申し上げました。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（前田耕一君）

教育長職務代理者の現況報告は終わりました。

次に日程第５、議案第７７号を議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

それでは、ただいま上程いただきました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げたいと存じます。

議案第７７号亀山市教育委員会教育長の任命についてでございますが、亀山市教育委員会教育長として、亀山市和田町にお住まいの服部　裕氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期は平成２８年９月１日から３年間でございます。

また、亀山市教育委員会が既に新教育委員会制度に移行している中で、早期に教育長を任命いたしたく、先議をもってご審議をお願いするものでございます。

以上、簡単ではございますが、議会にご提案申し上げております議案の説明といたします。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（前田耕一君）

市長の提案理由の説明は終わりました。

会議の途中ですが、１０分間休憩します。

（午前１０時４４分　休憩）

（午前１０時５４分　再開）

○議長（前田耕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第７７号につきましては、本日提案されます議案と切り離して先議することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（前田耕一君）

ご異議なしと認めます。

議案第７７号については、先議することに決定しました。

これより本案に対する質疑を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

１６番　服部孝規議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

それでは、通告に従い、議案第７７号亀山市教育委員会教育長の任命についてを質疑させていただきます。

今回質疑をさせていただくのは、櫻井市長がどういう考えで人選をされたのかということを中心にお伺いをしたいと思います。

今回、現職の校長を教育長に任命するという議案であります。

前の教育長のときにもありましたけれども、現職の校長を年度途中で任命をするということについてはさまざまな議論があったというのは記憶に新しいところであります。

今回は教育委員会制度が変わりまして、教育委員会の委員長がなくなって教育長が名実ともに教育委員会のトップとなる、こういう新しい制度の教育長を初めて議会として任命をするという議案であります。

こういう経過があった中でまずお伺いしたいのは、現職の校長を年度途中に教育長に任命することについて、市長は問題を感じなかったのかどうか、見解をお聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

１６番　服部孝規議員の質疑に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

服部議員のご質問にお答えをいたします。

まず、４月以来、教育長不在という状況によりまして、議会初め各方面の皆様には大変ご心配をおかけいたしてまいりましたけれども、このたび新たな教育委員会制度のもとでの教育長を任命いたしたく議案を提出させていただいたところでございます。

さて、その中で現職の校長を任命したということの背景でございますが、今回選任をお願いしております服部　裕氏は、現在、川崎小学校の校長として、目指す学校像の実現のために、その第一線で保護者並びに子供たち、地域の方々との協力を得て学校経営に最善で精力的に尽力いただいておる人物であります。

今回の選任同意をいただければ、現職校長として、本来ならばこの夏休みから２学期へ移行するということによります校長の交代ということが生じますので、ある意味子供たちへの影響というのは直接的には及ぶものではないというふうに考えておりますけれども、より影響の少ない学期の変わる時期を交代の時期として、これは適切であるというふうに考えたところでございます。

そういう意味も含めまして、私どもとしては現下の本市の教育の情勢の中におきまして、最善の最適任の人物として現職校長であります服部氏の選任をお願いいたしたいというふうに考えておるものでございます。

○議長（前田耕一君）

服部議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

今の答弁でいいますと、交代の時期がいわゆる２学期からということで、前回のような学期の途中というようなことではないのでいいんだというようなことに聞こえるんですけれども、私はやっぱり学校の校長というのは、４月に学校の、市長は経営と言われましたけど、運営の方針を立てて

１年間しっかり取り組んでいただくわけですけれども、そういう人が途中でかわらなければならないということは、やっぱりこれは特別な事情のある場合であろうと。例えば病気で入院されたとか、亡くなられたとか、それから中には不祥事というようなこともありますけれども、そういう特別な場合にはやむを得ないと思いますけれども、今回のようなこういう形で校長がかわるということについては、やはり私は現職の校長というのを抜くということについては問題があるのではないかなというふうに思っております。

それで、もう１点お聞きしたいのは、人選をされるときに、例えば、よく教員であったり、教員のＯＢであったりというところを対象に選ばれることが多いんですけれども、もっと広く人選をする、一般の方も含めてというような考え方で人選がこの間やられたのかどうか、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

まずは、この亀山市教育委員会自体が本年３月３１日をもって旧の教育長が辞職したことに伴いまして、本年度当初から新教育委員会制度へ移行することとしたところであります。

この新制度への移行に際しまして、去る３月定例会におきまして、新教育長の任命に関して議会の同意を得ることができませんでしたので、事実上制度移行はしましたものの新教育長は不在の事態となったところであります。

先ほどの質問とも関係をするんですが、私はこのことを任命権者として重く受けとめまして、教育長不在の空白期間が長期化をして市教育行政に影響が生じないことを最優先に考えると。その中で直ちに新教育長が任命されるまでの間の教育長職務代理者を指名して、さらには早期に新教育長が任命できるよう、その候補者選定に鋭意努力をいたしてまいったところでございます。

こうした中で、今どういう人物が、広く人材を求める必要があるんではないかというご質問のご趣旨でございますが、当然この子供たちを取り巻く環境、あるいは社会全体の変化の中で教育の諸制度自体も大きく変化をいたしてきておるところでございます。そういう中にあって、この本市の教育行政を総括し、そしてこれを運営していくという、その責任者としての感覚や力量や識見や、このことを兼ね備えた人物が当然必要であろうかと思います。

その中には、おっしゃるように民間人であろうが、あるいはさまざまな経験者以外も含めてそういう検討はあったのかということでございますが、当然いろんな状況の中で最善の判断としては、やっぱり本市の教育行政に精通をし、そして亀山の教育をしっかりと前進ができるような、そしてまた、この時代の変化の状況を肌感覚として体現できるような、そういう第一線での現職者を今回最適任としてお願いをしておるものでございます。

しかしながら、この人事案件というその性質上、適任者の選定につきましては、当然本人の意向や諸事情等も含めまして、本当に一定の期間を要してまいったところでございますが、ようやくこのたび教育長の任命につきまして提案をさせていただく運びとなったところでございまして、深いご理解をいただきたいと存じます。

○議長（前田耕一君）

服部議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

答弁を聞く限り、余り広くは対象にされなかったような印象を受けました。

やっぱり最終的に現職の校長ということになった一つの理由に、やっぱりそこは私はあるのではないかなというふうに思っております。

最後に、もう１点お伺いしておきたいのは、今回任命の案に出てきております校長は川崎小学校の校長であるという問題であります。川崎小学校は、今年度含めて３年度にわたって校舎を全面改築するスタートの時期に当たるわけであります。もう始まっているということなんですけれども、こういう時期に校長がかわるということについて影響があるんではないかなあというふうに思うんですが、その点についての見解をお聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

先ほども少し触れさせていただきました今回お願いしております服部　裕氏は、本当に川崎小学校の校長として保護者、それから地域の皆さんとの協力、そのための信頼関係を構築しながら教育の実践を図っていただいてまいった人物であります。

この２学期からの校長の交代ということに、今回選任同意いただければなるわけでございますけれども、先ほども申し上げましたように、直接的な子供たちへの影響については少ないものというふうに考えておりますが、より影響の少ないこの学期の変わる時期を交代の時期と考えたことが１点。

それから、学校経営におきましても、これまでの方針が継続していくということが大変重要でございますし、川崎小学校の教育活動が従前からの継続の延長線上に推進されていけますよう十分配慮する必要があろうかというふうに考えております。

川崎小学校の子供たちも含め、本当に亀山の子供たちを温かく見守って育んでいただくことを期待するところでありますが、校長の交代につきましては、学校の建築が一定の段階に入っておるところでございます。もう１点は、学校運営協議会を軸といたしますコミュニティスクールの取り組みも従来から丁寧に積み上げて今日に至っておるところでございます。

したがいまして、校長の交代につきましても、今後もこのような学校の抱えます状況や課題並びに従来からのＰＴＡとか地域の皆さんとの信頼関係が継続維持できますよう、学校運営協議会の場とかＰＴＡの会議とかまちづくり協議会の場を通じまして、丁寧にその説明とか推進を図っていく必要があるというふうに考えておるところであります。

○議長（前田耕一君）

服部議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

今回、私は皆さん方が多分この議案を見て感じられる、思われた疑問を私なりに市長に見解をお伺いいたしました。

これで質疑を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（前田耕一君）

１６番　服部孝規議員の質疑は終わりました。

次に、１８番　櫻井清蔵議員。

○１８番（櫻井清蔵君登壇）

それでは、先議に対する議案第７７号亀山市教育委員会教育長の任命について質疑をさせていただきたいと思います。

今、服部議員もお聞きされた中でかぶることがあるかもわかりませんけれども、それはご容赦いただきたい。

まず、通告させていただいた中で、同じことになるかもわかりませんけれども、基本的に人事案件というのは、私も３０年ばかり議員をさせてもろうておるんですけれども、冒頭で先議をやったということはまれなことであって、特に教育委員会のこの新制度における教育長の選任同意、やはり議員が一つの市長の任命に対する議会の同意を得るためには、それなりにやっぱりその提案された人物像等々を十分認識した中で議会としての同意が必要と、それが二元代表制でのルールであると私は思っております。

私は提案された服部　裕さん、長いことつき合いもさせていただきましたし、人物もよく知っております。だけど、やはり他の議員さんがどこまでご存じかというのを私は定かではない。私は個人的にいろいろおつき合いがあるからよく知っております、どういうふうな方か。

ところで、市長には聞きたい。

なぜ冒頭に先議によってこの人事案件を提案されたのか。その根拠を一遍教えていただけんやろうか。お願いします。簡潔に頼みます。

○議長（前田耕一君）

１８番　櫻井清蔵議員の質疑に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

櫻井議員のご質問にお答えをいたします。

亀山市教育委員会は、先ほども服部議員にお答えをさせていただきましたが、本年の３月３１日をもって旧教育長が辞職したことに伴い、本年度の当初から新教育委員会制度へ移行することとなりました。この新制度の移行に際しまして、本年３月定例会におきまして新教育長の任命に関し議会同意を得ることができませんでしたために、事実上制度移行はしましたものの新教育長が不在の事態となっております。

私はこのことを任命権者として重く受けとめて、教育長不在の空白期間が長期化し、市教育行政に影響が生じないことを最優先に考え、直ちに新教育長が任命されるまでの間の教育長職務代理者を指名して、さらには早期に新教育長が任命できるようその候補者選定に鋭意努力をいたしてまいりました。

こうした中で、ご案内のように人事案件という性質上、適任者の選定はもとより、本人の意向とか諸事情等も含めまして一定の期間を要したところではございますが、ようやくこのたび教育長の任命について提案させていただく運びとなったものでございます。

つきましては、新教育委員会制度下における市教育行政の責任体制の明確化を初め、総合教育会議等での連携強化を一層確実なものとするためには、一日も早く教育長を任命する必要がございます。

また、教育長に任命しようといたします服部氏は現職の市内小学校の校長でありますため、学校現場への影響等を考慮いたし、学期を区切りとした人事が適当であると判断いたしたところであります。先ほど服部議員のご質問のほうにお答えしたところであります。

こうしたことから、現下における最善策と考えまして、教育長の任期開始日を本年９月１日といたしたく、通例の人事案件の議案とは異なりますけれども、議会に先議をお願いいたしたところでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（前田耕一君）

櫻井議員。

○１８番（櫻井清蔵君登壇）

ということは、９月定例会が９月２６日閉会かな、それでは９月１日に間に合わんもんで、私の都合でさせてもらったということやな、市長の都合やな。

そうやけど、議会の同意が得られなかったで、新教育委員会制度に移行して、５カ月職務代理者を選任した中で９月１日に提案と。そうすると、基本的に議会同意ができなかった理由をどのように市長は捉えておるのかな。

確かに議会同意に対して同意が賛８、同意せずが９と、８対９で市長提案が否決された。議会同意が得られなかった理由をどのように思っておるのか、一遍聞かせてください。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

３月定例会での議会同意が得られなかった理由をお尋ねでございますけれども、私どもといたしましては、新制度への移行の年度末のあの時点で最善の人物として提案をさせていただきました。したがいまして、議会のご審議や結論は尊重させていただきます。二元代表制の立場から議会の意思として受けとめさせていただいておるものでございましてというふうに私自身は感じさせていただいております。

○議長（前田耕一君）

櫻井議員。

○１８番（櫻井清蔵君登壇）

選任同意されなかった理由というのは、基本的にその新教育委員会制度が施行された年に、よう忘れられんけど２月２３日に前教育長の継続教育長の教育委員としての同意を求めた議案が出てきた。それはそのとき旧法ですから、旧法にもって亀山市は教育委員会の互選にもって教育長の選任を行いたいもんで、現教育長はもう任期が来ましたもんで、改めて教育委員として任期を議会として同意をしてくれということで旧法を用いた。ところが１年後に、そのときになぜ旧法を用いやんと亀山市は新法で当然やるべきではないかと私、質問させてもろうたときに、いや、しかるべきときに私はそういうふうにさせてもらうというのが市長の答弁だった。そのしかるべきときがこの間の否決された議案であったと。どうも私が聞くと、議会が市長の任命権者をよく理解していないもんで否決されたという、議会が悪いように聞かれておるんですわ、私が。私は市民の皆さんに何で議会は今の伊藤教育長を提案されたときに否決したんだと。私には直接言うてきませんけど、私、漏れ聞くところによると、各議会の議員の二、三人の方から、どうも市長が提案したことを議会が

蹴ったぞと、議会はけしからんやないかというようなことを行政のほうからも聞くし、市民のほうからも聞くし、議会の責任になっておるわけですよ。当然、この人事案件というのは私もようけ携わってきましたよ、議会で。関町時代には教育長の反対討論をやったことがあります、私は。だけど、やっぱりその裏に、任命権者として議会に提出する任命者の人としての尊厳、職を尊重するためには、それなりの市長としての根回しというか、やっぱり基本的に議会に対する態度というものをきちっとやってもらわな、こういうような事態が起こるわけです。

その中で改めて聞くんですけれども、根拠を知りたいというのは、９月１日が切りがいいからと、服部議員の答弁では。次に移るんですけれども、前回も卒業式前の現職校長を市長は任命された。教育委員会から校長職の方を南小学校の校長へ転出させたと。また、今回現職校長を市長の都合で抜いたと。それで服部議員は言われたように、もっと広い範囲で人物を選任できやんだんかと。そうすると、亀山市にはもう６０過ぎて第一線を離れた方で教育行政、それから県行政、それから国の行政、それから民間で、ちなみに亀山高等学校の校長先生は民間の方が校長先生になられて、亀山高等学校の求人率が倍増したという過去の経緯もある。世間にはたくさんの有能な隠れた人材が見えるのに、あなたはまだ同じことをやっておると。

それでこの１によると、子供たちへの影響を配慮、ありませんと。ほんまにないかな。ちなみに私、孫に聞いた。あんたさなと。１学期の終業式の日に、校長先生は必ず子供たちにこのようなことを言うと思う。私が校長やったらこういうふうに言うけどな。皆さん、きょうから夏休みが始まりますと。長い夏休みですから、勉強もしっかりしなさい、２学期に備えてしなさいよと。そうやけれども、日々これから暑くなるから体に気いつけなさいと、熱中症にかからんと水を飲みなさいと、そして交通事故には気いつけなさいよと、お父さん、お母さんが家にござらんで、家できっちり生活をして、正しい生活をしてくださいよと、そして皆さん、改めて２学期には皆さんが元気で学校に寄って、皆さんとともに新しい２学期を始めましょうではありませんかという校長先生の最終日の挨拶やったんだけど、子供が来たら、校長先生がかわっておったと。どないな都合やと思われませんかな、市長。私が子供やったら思う。それをあなたは簡単に、子供にはそんなの影響がないと、あなたの都合やないかな。今までこの５カ月間おった。本当にないと思うておるのかな。

それならあなたに聞くけれども、時間がなくなってきた。それで保護者への交代についての説明責任。あなたはさっき服部議員のときに言われた。地区の学校運営委員会があると。それからコミュニティスクールどうのこうのと。保護者に対する説明責任、なぜ校長がかわったんやと。いや、議会で提案したら、同意してしもうたでかわりましたんやと言いかねん、あなたやったら。

それからもう一人、後任人事。私は、後任人事というのを非常に苦慮しておる。私も、このような議会になっておって、私も間に合わんＰＴＡの会長やったけれども、４年ばかりやった。ＰＴＡの会長は２年やけどね、中学校のＰＴＡ会長をやった。人事関係についてはそれなりに私もわかる。やっぱり県教委との人事関係について、こんな年度途中、９月１日、この時期に後任人事が果たして可能なんですか、県教委との。

この３点、聞きたい、市長。

あなたも県議会等で、いろんなことも県職のあり方、県の教育委員会のあり方というのはよくご存じだと思うんです。１４年県議会をやっておったら。

その３つについて、簡潔に、２６分しかないで。まだ言いたいことがあるもんで。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

人選につきまして、いろいろ先ほど服部議員にもございましたけれども、教育職の退職者であるとか、あるいは一般行政職員であるとか、民間人であるとか、当然さまざまな選択肢はあろうかと思いますが、やはり亀山の今の教育の現状とか、あるいは将来の亀山の展望を考えますときに、今の子供たちの実態や、あるいはいろんな制度が変わってきておりますので、そういう中での実践を今現在しておるこの現在校長の人物を今回お願いしておる。そこを重視させていただいたということでご理解いただきたいと思います。

それから、学校とか子供たちへの影響とか配慮ということでありますが、教育長として当然学ぶ力の育成とか体力の向上、心の教育の充実など、さまざまな教育課題の解決、充実を図って、これは教育行政全体の統括責任者として本市の教育推進に携わっていただくことになろうかと思います。

これまでとは立場は変わりますけれども、川崎小学校の子供たちも当然含めた亀山の子供たち全体を見守り育んでいただくことを期待いたすところであります。

あわせて校長の交代について、保護者等への説明責任はいかがかということでございましたが、ご案内のように、川崎小学校はコミュニティスクールに指定された学校運営協議会を有する学校でございまして、地域の方々の学校支援活動は文部科学省からも表彰されて今日に至っております。保護者並びに地域の方々との関係が深くて、まさに地域とともに歩む学校づくりを推進していただいているところでございますけれども、校長の交代等につきましては、学校からの便りとか、学校運営協議会、ＰＴＡの会議、地域まちづくり協議会等にて丁寧に説明をさせていただきたいというふうに考えております。

それから、後任の人事でありますが、後任の校長人事につきましては、教育委員会におきまして、川崎小学校の特徴を理解して、そしてこれまでの学校経営を引き継ぎ、適切かつ柔軟に対応できる人材を選考いただけるものというふうに考えてございます。

また、県教委との関係につきましても、当然そういうことも包括をして今回議会にご提案をさせていただいておるものでご理解いただきたいと存じます。

○議長（前田耕一君）

櫻井議員。

○１８番（櫻井清蔵君登壇）

あのね、俗にあなたがやるということ、今回の子供への配慮、教育長になったら総括的に子供のことを見ている、私は川崎小学校の子供を言うておるのやがな。教育長になって、それは立派に亀山市内の子供たちを育んでやっていただく職務であると。当然の仕事なの。当たり前のことなんや。川崎小学校の現場の子供たちはどうなるんですかと言うておるの。その配慮をどうするんですかというたら、何やて、コミュニティスクール、ＰＴＡに後から説明責任をする。できてから説明をするということは、事故をしてからごめんと言うのと一緒やないか。酒を飲んでから、あのとき酒を飲まんと運転するつもりやったけど、人に勧められたで酒飲んでしもうて事故をしたと、あのとき酒を飲まんだらよかったなあというのと一緒や。やっぱり物事というのは、私も手順を間違うて、この間怒られました。ちょっと声をかけておいてくれたらよかったのに、後から声かけられて何や

なと、結局怒られました、私。ちょっと声をかけてくれたらうまいこといっておったことが、物事してから後から断りに行ったら、おまえごと何ごとされんのや、わし、おまえがと怒られました、私。まことに申しわけないといって３遍頭下げても、まだ許してくれません。

世の中というのはそんなものやと。まあええやろうなと、まあまあこの程度やな、こんだけしておけばええやろう、それで済む場合と。わしは今まで生きてきた中で、まあ、わしが言うておるんやで間違いないやろうと、後から言うても構わへんわという、横着な性格ですから、それで過ごしてきましたけれども、この間、こっぴどくやられました。これは心安くても人の仁義だけは切れと。人としての仁義だけは切れと言われた、私。

それで、市長が言うようなことでは、それはあかんと思う、考えでは、やっぱり。それで、県教委と後任人事についてはやりますと。きょう８月２６日。９月１日。２６、２７、２８、２９、３０、３１日、１日や。この７日間、この間２日間土・日がある。２６、２７、２８、２９、３０、３１日と１日でしょう。１日抜ける、これが決まっとらなあかん。２６、きょう抜ける。そうすると７日のうち２日はあかん。あと５日間で、５日間の間に土・日が２日ある。３日間で県の教育委員会とこの人事案件って話ができるんですか。ほぼ、２００％不可能やと思うけれども、あなたはできるんかな。そんだけの人脈を持ってみえるかわからんけれども、どういうような県教委との人事案件をこなすつもりや。どういうふうにされるんですか、川崎小学校の後任人事、校長の。もう決まってみえると思うけれども、また、決まっておらなあかん、内定しておらな。その県教委との人事をこれからやりますと簡単にあなたは言われた。県の教育委員会人事というのは、３月の年度末に各紙が何面も割いて、高校から小学校までの校長さんから新任から退任者から全て教師、校長、教頭、教諭、栄養職員、事務職員、それから養護職員か、全ての人事案件を何ページにもわたってやる大きな異動なん。その中の一つに、亀山市の都合で県の教育委員会の人事部がどこまで亀山市に協力するのやな。それを簡単に言うてもうては困るんや、そんなことは。ご存じやろう、そんなことは。県の教育委員会とどういうような人事案件で協議しておるのや、それなら市長、答えて、簡単に。一言でくどいで。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

議員もベテランの議員さんでございますのでよく熟知をいただいておると思いますが、人事案件という性質上、適任者の選定はもとより本人の意向や諸事情も含め一定の期間を要したこと、そしてまた複雑な要素が絡み合う、こういうことについてさまざまなプロセスが当然ありますし、可能な限り議会にこの議論を通じてオープンにさせていただいて教育長の任命について提案をさせていただいておるものでございます。

その中で、県教委との関係でございますが、当然ご案内のように、本日これ、人事案件として議決を同意いただきますれば、その後に、これは当然亀山市の教育委員会の臨時会を開いていただいて、この人事案件の審議をいただく。その結果をもちまして県教育委員会の、これは承認人事でございまして、議員のご指摘のように、この人事案件について県の承認をいただく予定となってございます。そういう中でのタイトなスケジュールでございますけれども、私どもは先ほど申し上げてまいりましたように、後任の校長人事等々につきまして、あるいは保護者等々への説明等々につき

まして、本当に今後にしっかりと引き継いでいけるよう、それも川崎小学校の特徴を理解して、これまでの経緯を引き継ぎ、適切かつ柔軟に対応できる人材をその過程で選考いただけるというふうに考えておるものでございますし、そういうプロセスを経て、今回人事案件としてこの議会へご提案をさせていただいたということでございます。

○議長（前田耕一君）

櫻井議員。

○１８番（櫻井清蔵君登壇）

あのね、何を読んだものをぺらぺらめくって読んでおるのか知らんけれども、私は何も書いていないよ、ここに。今聞いておることを。あなた、ぺらぺらわけのわからんことを時間を費やして答弁しておる。それがあなたの一番悪いところや。私は県教委との人事案件はどうなっておるのやと聞いたけど、それは後のハードなスケジュールや、ハードどころやない、不可能な人事や、こんなことは。こんなことは絶対できやん。県教委から派遣されるような人事は絶対できないと私は思う。ハードもへチマもない。

そこで、県の臨時教育委員会を開くという、ちょっと１点聞かせてほしいけれども、前回小坂議員が総合教育会議というのを開催されたという。平成２７年５月２８日かな。それで議事録を見せてもらうと、立派なことが書いてある。議事録を起こしてもろうた。小坂さんが何やら起こさはったそれを見せてもろうておるんやけど、冒頭に市長の挨拶。記念すべき第１回の総合教育会議に教育委員の皆さんご参集いただきありがとうございましたと、記念すべき会議。ところが一番最後に、山本部長が、次回は秋ごろ開催しますと。秋、開催していないな、これ。それで、総合教育会議、法の第１条の４、大綱の策定には、第１条３の第２項で総合教育会議においてと書いて、総合教育会議は長が招集すると。５月２８日、１回目をやって、秋ごろ次やりますでといって、それ以降２７年以降一遍も開いていない。それで２８年が済んで、教育長が新教育委員会制度を取り入れて、もうこれは２７年には施行されていますから、新教育委員会制度が。亀山市は旧法の経過措置でやったと。そうやけど、国の公布は２６年にやって、施行は２７年と。これは施行されていますから、国の法律ですから。それで記念すべき第１回総合教育会議を開いて、２７年５月２８日かな、議事録がここにあります。開いて、次は秋ごろやりますと言って、開かずそれを放っておいて、今年の３月に教育長の新教育委員会制度という中で否決されて、それから職務代理者として、本当に長年教育行政に携わっていただいた教育委員である井上教育長職務代理者が５カ月にわたって大変ご苦労かけたと思います、ありがとうございました、ほんまに長いこと。

そうやけどその中で、この会議は井上先生も出てみえます。ふじ子さんも出てみえます、第１回はね。第２回は開かず。山本部長が言うてはるのに、言うてますな、ここに、最後に書いてあります。それでは、最後６番目の項でございますが、次回の会議の、６番って事項も書いてあったと思う。次回の開催についてでございます。次回の会議につきまして、教育に関する大綱の策定について協議を予定、大綱の協議やに。策定の進捗に応じて秋ごろをめどに開催させていただきたいと考えております。詳細な日程につきましては改めてご連絡させてもらいますので、どうぞよろしくお願いしますで、さようならして別れておる。ところが開催されんと。以降ごたごたがあって。

それで１つ市長にお聞きしたい。なぜ開かんだん。教育長不在であるのに、やっぱり教育行政、大綱もつくらんならん、それは大変なことやと、新制度が始まって。何で市長は招集せんだのかな。

ここに招集権者は総合教育会議第１条の４の第３項で、総合教育会議は、地方自治体の長が招集するというふうに書いてある。それで総合教育会議は、次に掲げる者をもって構成する。１．地方公共団体の長、教育委員会、こういうふうに書いてあります。それで議事録を作成せなあかんでこの議事録ができておると思うけれども。

○議長（前田耕一君）

櫻井議員。先議から外れるので、質疑はね。

○１８番（櫻井清蔵君登壇）

後段、大事なことがあるんやこれは。後段の伏線ですのや。

それは、井上職務代理者が５カ月やっていただいた中でも、この総合教育会議というのはできましたはずやろう。なぜできなかった。

そしてその中で、最後に聞きたいのは、こういうような会議もせずに、任期を残任３年間と決めておるということになっています。そうすると３年にも、いろいろあるんですけれども、やっぱり５カ月というのは長い期間ですよ。５万４，１００円でね。本来なら教育長という職務は６１万５，０００円ですよ、５％カットしたら。それは重い仕事なんですよ、教育長は。それを５カ月放ったらかしておいて、そしてこういうような形で会議もしない、職務代理者へ全て投げた。最終的には市長の都合で子供には迷惑かけやん９月１日から任命すると。それを議会に同意を求めておる。どう考えても理論上おかしいですやないかな。いかがですかな。

そんならもう最後に９分しかないので、任期を３年とした根拠、それを教えてください。それも答えて。

まず１つ目は、総合教育会議は秋開かんだ理由、それから任期３年を決めた理由、それを聞かせて。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

総合教育会議の開催につきましては、基本的にはその大綱の策定に関する協議をさせていただく、その経過の中で、予定はいたしておりましたが、開催をさせていただかなかったということでございます。

それから、今の任期との関係でございますが、この新教育長の任期につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第５条第１項において３年と、これは明確に法で規定されてございます。したがいまして、法律において規定されておりますことにつきまして、私ども自治体の裁量の及ぶところではございませんので、この点はご理解いただきたいと思いますし、根拠はこの法律でございます。

○議長（前田耕一君）

櫻井議員。

○１８番（櫻井清蔵君登壇）

そうですな、法律というのは大事なことです。法律に伴っていく。だけど、法律というのは、国民全体の権利、それから生命、それを守るためにあるわけですよ。都合のいいときは法律に基づくというけれども、そうすると、今言われた法律の中の１０条に規定があるんです、辞職という。任

期は３年と。教育長の任期は、これは法の５条で決めてあります。教育長の任期は３年とし、委員の任期は４年とする。ただし、補欠の教育長または委員の任期は前任者の残任期間とすると。３年と決められたら、２８年９月１日から３１年８月３１日までと規定したのは、この３年を適用したと思うけれども、法を大事にすると言うけれども、その前にあなたは法律に従っているというのやったら、３条に亀山市は違反しておるんですよ。教育委員会は教育長及び４人の教育委員をもって構成する。ただし、条例で定める云々と書いてあるんですけれども、都道府県、市町村においては、教育長及び教育委員会、３条は教育委員会は教育長及び４人の構成をもっておる。それなら職代理者は教育委員から選任は僕は不可やと思う。新法の３条でしょう。教育委員会は教育長及び４人の委員をもって構成するという法律に基づいたら、あなたは法律に基づいたら、井上先生に教育長職務代理者を委嘱すること、それが違法になると私は解釈する。違法やないですかな。あなたが法律に伴ってやったというのやったら。この３年を言うんやったら、上の任命、３条、これは違反していますやんか。職務代理者の選任は。そういうふうに私は解釈する。私とあなたの解釈の違いかな。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今、議員が少し触れられたこの法律の５条第１項にただし書きとして、補欠の教育長の任期は前任者の残任期間とする旨の規定がございます。しかしながら、この規定は新制度によりまして前任者が任命されていた場合のことでございますことから、本年度から新制度に移行しておりまして、現在の本市には適用されないものというふうに存じております。

なお、もう一点触れられました、現在の教育長職務代理者でありますが、これも地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律、いわゆる改正法附則５条によりまして、新教育長が任命されるまでの経過措置として、この法に基づき職務代理者に指名させていただいておるものでございますので、ご理解いただきたいと存じます。

○議長（前田耕一君）

櫻井議員。

○１８番（櫻井清蔵君登壇）

それなら１１条に服務等があるんですよ。４項に、教育長は常勤とする。それから１２条２項に、教育委員は非常勤とすると。それで、１３条に、教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。教育長に事故があるとき、または教育長が欠けたときは、あらかじめ指名する委員がその職務を行うというような規定がある。こうやってこうこうつうつうこの法律全体を読んでいくと、井上先生以外にやっぱりやるべきやと思う。町村と町村以上の教育委員会の人数は規定されていますよ。町村は４名以下でもええ。だけど市以上は５名以上とすると、こういうふうに規定されておるんです。それに違反しておると思う、私は。

だから、ずうっと言うてきたんですけれども、この１０条に辞職というのがあるんですよ。辞職を私も解説で調べてもらいました。１０条に辞職があると。辞職の中で、本条は教育長及び委員の辞職について想定したものであると。辞職の要件は、１．任命権者である地方公共団体の長の同意を得ること及び教育委員会の同意を得ることの２つであると。長及び教育委員会の同意を要件としたのは、教育長及び委員は、地方公共団体において教育委員会の重要な云々と書いてある。この中

で、任命については、教育長及び教育委員の構成については、長のみで教育委員会の委員長を任命することができやんもんで、議会の同意が要るけれども、辞職については議会の同意は要らんわけや。議会で同意を得られたら、同意を今回はすると。そうやけど辞職については１０条の解釈をすると、同意は要らないと。その中で総合的に判断させてもらうと、今回のやっぱり教育長の任期、やはり県教委との人事案件を踏まえた中で本来の議案としては出されてもよろしい。それは８月３１日までというあれだけれども、今後またぞろ、二度と、あなたが長をやっておるかどうかわからん、市長ね。だけど後進の市長のために、やっぱり教育長の任期は、県教委の人事異動、校長人事、教頭人事、教職員の皆さん方の人事、それに合わせた３月３１日付で円滑に人事異動ができるような体制づくりをしておいてやってもらえんかいな、市長さん。それがあなたが後進に、いろんな今まで何をしたかわからんけど、私はあなたが、行政の中で。こんな不都合な人事を行わんならん任期を設定した同意案件を議会に出すようなことを、後進の市長のためにやっぱり改定していくべきやと思うの。それによって、あれやけれども、現職の校長を今後二度とあなたが在職の間は、教育長として、２遍目はまあこらえてやろうと思う。だけど３遍目はないぞ。

そういうことを申し上げて、やはり辞職ができる、可能になるの。だから、僕はやっぱり３月３１日をもって、服部君には悪いけれども辞職をしてもらうような形で、新たに次の年度を目指してもらうようなことを、私がここでちょっと提案しておきたいと思いますけれども。そういうような考えはないかな。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。簡潔にお願いします。

○市長（櫻井義之君登壇）

私どももやっぱり今後を考えますと、年度末の３月３１日が区切りというのが当然望ましいと思います。そして、私は就任以来、教育委員会を初めとする行政委員会委員の任期が２月２１日という、これは合併との関係で全てがその２月２１日という年度途中でそういう設定になっております。これを、大変行政運営上問題がありますので、最善の年度末に戻したいという思いで今日まで対応してまいりました。そういう思いでございまして、ただ先ほどの法律と絡めまして、あるいは現下の亀山の情勢の中で、今回最善の判断としてこの服部氏を提案させていただいておるところでございますので、それらの総合的な部分、大局の中でご理解とご協力をいただきたいというふうに思います。

○１８番（櫻井清蔵君登壇）

ありがとうございました。

○議長（前田耕一君）

１８番　櫻井清蔵議員の質問は終わりました。

以上で、予定しておりました通告による質疑は終結いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第７７号については、会議規則第３６条第３項の規定により、常任委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（前田耕一君）

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第７７号については、常任委員会への付託を省略することに決定しました。

会議の途中ですが、午後１時まで休憩します。

（午前１１時５２分　休憩）

（午後　１時００分　再開）

○議長（前田耕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第７７号について討論を行いますが、通告はございませんので討論を終結し、議案第７７号亀山市教育委員会教育長の任命について、起立により採決を行います。

採決に先立って、この際お諮りいたします。

起立採決の際、着席している場合は、その議案に対して反対とみなすことにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（前田耕一君）

ご異議なしと認めます。

よって、起立採決により着席している場合は、反対とみなすこととといたします。

それでは、本案について原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（前田耕一君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、議案第７７号亀山市教育委員会教育長の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

次に日程第６、議案第５２号から日程第４０、報告第１８号までの３５件を一括議題とします。

市長に上程各案に対する提案理由の説明を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

それでは、ただいま上程いただきました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げたいと存じます。

まず、議案第５２号亀山市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定についてでございますが、三泗鈴亀農業共済事務組合を含む県内の農業共済組合等については、農業共済事業の一層の合理的で効果的な運営を目的に、平成２９年度から一つの農業共済組合として組織、整備されることとなりました。こうした中で、新組織発足後も当該組合の業務に専ら従事させるために職員を派遣する必要があることから、本条例を制定するものでございます。

制定内容は、まず１つ目といたしまして、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の規定に基づき、公益的法人等への職員の派遣等に関し必要な事項を定めるものといたします。

２つ目といたしまして、任命権者は、規則で定める団体との間の取り決めに基づき、職員を派遣することができるものといたします。また、派遣対象外とする職員及び職員派遣に当たって合意しておくべき事項について定めます。

３つ目といたしまして、派遣職員を職務に復帰させなければならない場合について定めます。

４つ目といたしまして、企業職員を除く派遣職員に支給することができる給与について定めます。

５つ目といたしまして、職員派遣後、職務に復帰した職員の給与に関する条例の特例について定めます。

６つ目といたしまして、派遣職員が職務に復帰した場合における処遇について定めます。

７つ目といたしまして、企業職員である派遣職員に支給することができる給与の種類について定めます。

８つ目といたしまして、任命権者は、規則で定めるところにより、派遣職員の派遣先団体における処遇の状況等及び職員派遣後職務に復帰した職員の処遇の状況等を市長に報告しなければならないことといたします。

９つ目といたしまして、この条例に定めるもののほか、公益的法人等への職員の派遣等に関し必要な事項は規則で定めます。

なお、施行日は平成２９年４月１日といたします。

次に、議案第５３号亀山市空家等対策の推進に関する条例の制定についてでございますが、近年、適切な管理が行われていない空き家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしております。

このような状況のもと、空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的として、空家等対策の推進に関する特別措置法が平成２６年１１月２７日に公布され、平成２７年５月２６日から全面施行されました。

こうした中で、市内の空き家等の実情に鑑み、法に定めるもののほか、管理不全状態の空き家等に対する措置や緊急安全措置を講ずるなど、当市の空き家等に関する対策をより効果的に推進するため、本条例を制定するものでございます。

制定内容は、まず１つ目といたしまして、空き家等に関する対策の推進に関し基本理念を定め、市、空き家等の所有者または管理者及び市民の責務を明らかにするとともに、法に定めるもののほか、市の空き家等に関する対策の推進に関し必要な事項を定めることにより、市民の生活環境の保全を図り、もって安全で安心なまちづくりの推進に寄与することを目的といたします。

２つ目といたしまして、この条例における用語の意義を定めます。

３つ目といたしまして、この条例の基本理念について定めます。

４つ目といたしまして、市、空き家等の所有者等及び市民の責務について定めます。

５つ目といたしまして、市長は、空き家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、法の規定に基づき亀山市空家等対策計画を定めるものといたします。

６つ目といたしまして、法の規定に基づき亀山市空家等対策協議会を置くこととし、当協議会において協議する事項並びに協議会の委員の人数及び任期を定めます。

７つ目といたしまして、市長は、亀山市空家等対策協議会の意見を聞き、特定空き家等または管理不全状態の空き家等を認定するものといたします。

８つ目といたしまして、市長は、管理不全状態の空き家等の所有者等に対し、改善に必要な措置をとるよう助言または指導し、並びに勧告をすることができることといたします。

９つ目といたしまして、市長は、緊急安全措置として、空き家等が人の生命もしくは身体に対する危害等を及ぼし、またはそのおそれがあり、かつ公共の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、必要最小限度の措置を講ずることができることといたします。

１０番目といたしまして、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めます。

なお、施行日は公布の日とし、附則において亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正し、亀山市空家等対策協議会委員の報酬及び旅費について定めることといたします。

次に、議案第５４号亀山市議会議員及び亀山市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部改正についてでございますが、公職選挙法施行令の一部を改正する政令により公職選挙法施行令が改正され、改正令の施行日以降その期日を公示され、または告示される衆議院議員及び参議院議員の選挙から、選挙運動用自動車の使用等の公営に要する経費に係る限度額が引き上げられました。

このことから、改正令による限度額の改正に準じ、亀山市議会議員及び亀山市長の選挙における限度額を改定するため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、まず１つ目といたしまして、選挙運動用ビラの１枚当たりの作成単価の限度額を７円５１銭に引き上げることといたします。

２つ目といたしまして、選挙運動用自動車の借り入れに係る限度額を使用された各日につき１万５，８００円に引き上げ、また選挙運動用自動車に供給した燃料の代金に係る限度額を１日当たり７，５６０円に引き上げることといたします。

３つ目といたしまして、選挙運動用ポスターの１枚当たりの作成単価の限度額を算出するための基礎となる額を５２５円６銭と３１万５００円にそれぞれ引き上げることといたします。

なお、施行日は公布の日といたします。

次に、議案第５５号亀山市放課後児童クラブ条例の一部改正についてでございますが、現在、川崎小学校区には放課後児童クラブが設置されていますが、川崎小学校の児童数は増加傾向にあり、保護者を対象としたアンケート調査の結果においても放課後児童クラブの利用ニーズは高まっております。

こうした状況を踏まえ、平成２９年３月完成予定の川崎小学校改築工事１期工事において、新校舎の一部に定員をおおむね８０人とする放課後児童クラブを設置するため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、まず１つ目といたしまして、市が新たに設置する放課後児童クラブの名称、位置及び定員を定めます。

２つ目といたしまして、設置する放課後児童クラブの開所時間を定めます。

なお、施行日は平成２９年４月１日とし、附則において、川崎小学校区放課後児童クラブの管理を指定管理者に行わせるために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができることといたします。

次に、議案第５６号亀山市関町北部ふれあい交流センター条例の一部改正についてでございますが、本年４月に関北部地区まちづくり協議会が設立され、亀山市関町北部ふれあい交流センターにつきましては、地域活動の拠点施設としての役割が高まっております。

こうした中で、地域のより自主的な活動を推進すべく、現在市が直営で行っておりますセンターの管理につきまして、平成２９年度から指定管理者制度の導入を図るため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、まず１つ目といたしまして、センターの管理を指定管理者に行わせるものといたします。

２つ目といたしまして、指定管理者が行う業務を定めます。

３つ目といたしまして、指定管理者の管理の基準として、センターの開館時間及び休館日を定めます。

４つ目といたしまして、使用の許可、使用の制限などセンターの管理を行うために必要な規定について、権限の主体を市長から指定管理者に改めます。

なお、施行日は平成２９年４月１日とし、附則において、センターの管理を指定管理者に行わせるために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができることといたします。

次に、議案第５７号亀山市道路占用料徴収条例の一部改正についてでございますが、電気事業法等の一部を改正する法律及び電気事業法等の一部を改正する等の法律により、電気事業法及びガス事業法が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、改正前の電気事業法第２条第１項第１０号において規定されていた電気事業者が改正後の同法第２条第１項第１７号で規定され、また改正前のガス事業法第２条第１１項において規定されていたガス事業者が改正後の同法第２条第１２項で規定されたことにより、本条例で引用する条項の整備を行います。

なお、施行日は公布の日とし、ガス事業法を引用する条項の整備に係る改正規定の施行日は平成２９年４月１日といたします。

続きまして、議案第５８号平成２８年度亀山市一般会計補正予算（第２号）についてでございますが、補正額は歳入歳出それぞれ７，８０３万７，０００円を追加し、補正後の予算総額を２０９億２，３３６万円といたしております。

最初に、歳出の主な補正内容からご説明申し上げます。

総務費では、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）の精算により国庫支出金返還金を、また市税の過年度還付金の増額を計上いたしております。

民生費では、高齢者の地域生活支援事業において緊急通報装置を購入する経費を、また１歳未満児のＢ型肝炎ワクチンの定期接種化に係る経費を計上いたしております。

農林水産業費では、農業委員会活動経費の増額を計上し、土木費では、今議会に提案いたしております条例の制定に伴い、亀山市空家等対策協議会に係る経費を計上いたしております。

一方、歳入でございますが、国庫支出金では、年金生活者等支援臨時福祉給付金事務費補助金の減額を計上し、県支出金では、緊急通報装置の購入などの財源である地域介護・福祉空間整備推進交付金を計上いたしております。

そのほか、補正財源といたしまして、前年度繰越金を計上いたしております。

また、総合住民情報システム管理事業、地区コミュニティセンター指定管理料、川崎小学校区放課後児童クラブ指定管理料の３事業について債務負担行為を追加いたしております。

次に、議案第５９号平成２８年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）についてでございますが、補正額は歳入歳出それぞれ６５７万３，０００円を追加し、補正後の予算総額を４億５，８０７万３，０００円といたしております。

補正内容としましては、納付税額の確定により消費税を増額いたしております。

次に、議案第６０号平成２８年度亀山市水道事業会計補正予算（第１号）についてでございますが、第４水源地区給水機能強化事業として、安楽川能褒野橋河底推進工事負担金の債務負担行為を追加いたしております。

次に、議案第６１号平成２８年度亀山市病院事業会計補正予算（第１号）についてでございますが、医業費用削減支援業務委託料の債務負担行為を追加いたしております。

以上が、今回提案いたしました一般会計補正予算及び特別会計補正予算並びに企業会計補正予算の主な内容でございます。

なお、詳細につきましては、副市長から説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第６２号平成２７年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、歳入総額２１２億６，６６５万１１３円に対し、歳出総額は２０２億３，７１４万２５０円となり、歳入歳出差し引き額は１０億２，９５０万９，８６３円となっております。

このうち、翌年度へ繰り越すべき財源といたしまして、６，１１４万７，１２０円を差し引きました実質収支額は９億６，８３６万２，７４３円の黒字となっております。

また、実質収支額のうち地方自治法第２３３条の２の規定により、５億円を財政調整基金に繰り入れております。

次に、議案第６３号平成２７年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、歳入総額５１億５，１８４万４４２円に対し、歳出総額は５１億２，５８７万２，３２１円となり、歳入歳出差し引き額は２，５９６万８，１２１円の黒字となっております。

次に、議案第６４号平成２７年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、歳入総額８億８，６１８万５，９２４円に対し、歳出総額は８億８，３５２万３，１５０円となり、歳入歳出差し引き額は２６６万２，７７４円の黒字となっております。

次に、議案第６５号平成２７年度亀山市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、歳入総額４億８，２２３万４，８２５円に対し、歳出総額は４億５，９７９万８２３円となり、歳入歳出差し引き額は２，２４４万４，００２円の黒字となっております。

以上が、平成２７年度の一般会計並びに各特別会計の決算の状況でございます。

詳細につきましては、会計管理者から説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第６６号平成２７年度亀山市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてでございますが、収益的収入の決算額は１３億３，０２７万４，６７５円、同支出は１２億５１３万９，９０６円で、消費税を差し引いた当年度純利益は１億３３６万５，８４５円となり、前年度繰越利益剰余金１億６，５９０万７，２２０円及びその他未処分利益剰余金変動額１億３，１８７万３，１８

１円と合わせて、当年度未処分利益剰余金は４億１１４万６，２４６円となっております。

なお、当年度未処分利益剰余金のうち２億３，５２３万９，０２６円については、建設改良積立金への積み立て及び資本金に組み入れ、残余を繰り越すものといたします。

また、資本的収入の決算額は４，９４６万７，７２０円、同支出は４億６，５９３万６，１４８円で、収支差し引きで不足する額４億１，６４６万８，４２８円については、当年度分損益勘定留保資金などで補填いたしました。

次に、議案第６７号平成２７年度亀山市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてでございますが、収益的収入の決算額は８，０７１万７０６円、同支出は６，０７０万２，０８９円で、消費税を差し引いた当年度純利益は２，０００万８，６１７円となり、前年度繰越利益剰余金３，６６４万９，０９７円と合わせて、当年度未処分利益剰余金は５，６６５万７，７１４円となっております。

なお、当年度未処分利益剰余金のうち２，０００万円については、減債積立金及び建設改良積立金に積み立て、残余を繰り越すものといたします。

また、資本的収入はなく、同支出の決算額は２，３９０万７，６８１円となっており、収支差し引きで不足する額２，３９０万７，６８１円については、過年度分損益勘定留保資金などで補填いたしました。

次に、議案第６８号平成２７年度亀山市公共下水道事業会計決算の認定についてでございますが、収益的収入の決算額は９億６，８７５万８，３１３円、同支出は９億２，０６６万６４１円で、消費税を差し引いた当年度純利益は２，２２１万７２７円となり、当年度未処分利益剰余金も同額となっております。

また、資本的収入の決算額は１３億１，６９２万５７０円、同支出は１３億７８７万３，６４６円となっております。

次に、議案第６９号平成２７年度亀山市病院事業会計決算の認定についてでございますが、収益的収入の決算額は１５億５，６０９万９，２２１円、同支出は１８億５７万２，２５８円で、消費税を差し引いた当年度純損失は２億４，３２６万５，６６９円となり、前年度繰越欠損金４億６，６７９万６，３２０円と合わせて、当年度未処理欠損金は７億１，００６万１，９８９円となっております。

また、資本的収入の決算額は４，０８７万６，０８９円、同支出は１億４，１０５万４，２６７円となっており、収支差し引きで不足する１億１７万８，１７８円については、過年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。

以上、各企業会計決算の詳細につきましては、所管するそれぞれの担当部・局長から説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第７０号財産の取得についてでございますが、校務用パソコンの取得につきまして、平成２８年８月５日付で仮契約いたしましたので、地方自治法第９６条第１項第８号及び亀山市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

取得の方法は指名競争入札で、取得価格は２，４３４万６，２２４円、契約の相手方は津市あのつ台四丁目６番１、イー・ダブリュ・エス株式会社、代表取締役　中村里美でございます。

続きまして、議案第７１号から議案第７３号までの市道路線の認定についてでございますが、開発行為により設置された新規路線である南野６号線、川合３４号線及び川合３５号線の市道路線の認定につきまして、道路法第８条第２項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案第７４号三泗鈴亀農業共済事務組合の解散に関する協議についてでございますが、農業共済団体の１県１組合化により平成２９年度に三重県農業共済組合が設立されることに伴い、平成２９年３月３１日をもって三泗鈴亀農業共済事務組合を解散することについて、関係地方公共団体と協議するため、地方自治法第２９０条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第７５号三泗鈴亀農業共済事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議についてでございますが、三泗鈴亀農業共済事務組合の解散に伴い、当該組合の財産の処分について、関係地方公共団体と協議するため、地方自治法第２９０条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第７６号三泗鈴亀農業共済事務組合規約の変更に関する協議についてでございますが、三泗鈴亀農業共済事務組合が解散した場合の事務の承継団体を四日市市と定めるため、三泗鈴亀農業共済事務組合規約の変更について、関係地方公共団体と協議するため、地方自治法第２９０条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、報告第９号決算に関する附属書類の提出についてでございますが、決算の認定に関連いたしまして、地方自治法及び同法施行令の規定により、主要施策の成果報告書など附属書類をあわせて提出いたしておりますので、よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

次に、報告第１０号健全化判断比率の報告についてでございますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項の規定により、健全化判断比率とされる実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率を報告するものでございます。

平成２７年度決算に基づく健全化判断比率のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、実質収支額、資金不足額ともに赤字となっておりませんので、指標なしとなっております。

また、実質公債費比率は元利償還額及び準元利償還金の標準財政規模に対する割合をあらわし、２．４％となっております。

さらに、将来負担比率は、将来負担額に対し充当可能財源等が上回るため、指標なしとなっております。

このように、平成２７年度決算に基づく健全化判断比率は、早期財政健全化及び財政再生の両基準に対して、十分に余裕を持った指標となっております。

次に、報告第１１号から報告第１５号までの資金不足比率の報告についてでございますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第２２条第１項の規定により、公営企業会計の資金不足比率を報告するものでございます。

平成２７年度決算に基づく資金不足比率は、資金不足額の営業収益に対する割合をあらわしており、各会計ともに資金不足が生じていないため、全て指数なしとなっております。

次に、報告第１６号平成２７年度亀山市一般会計継続費精算報告についてでございますが、平成２６年度から平成２７年度の２カ年継続事業として実施いたしましたごみ溶融処理施設ボイラー設備整備事業が終了いたしましたので、地方自治法施行令第１４５条第２項の規定により報告するも

のでございます。

続きまして、報告第１７号専決処分の報告についてでございますが、学校部活動において発生した物損事故に伴う損害賠償の額を定めることについて、平成２８年６月２９日に地方自治法第１８０条第１項の規定により専決処分いたしましたので、同条第２項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第１８号専決処分の報告についてでございますが、太岡寺町地内において発生した庁用車両による人身事故に伴う物件損害分に係る損害賠償の額を定めることについて、平成２８年７月２０日に地方自治法第１８０条第１項の規定により専決処分いたしましたので、同条第２項の規定により報告するものでございます。

以上、簡単ではございますが、議会にご提案申し上げております議案の説明といたします。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（前田耕一君）

市長の提案理由の説明は終わりました。

次に、副市長に平成２８年度各会計補正予算についての補足説明を求めます。

広森副市長。

○副市長（広森　繁君登壇）

今議会に提出をいたしました補正予算の主な項目につきまして、補足説明をさせていただきます。

初めに、一般会計補正予算（第２号）についてご説明を申し上げます。

予算書の２ページをお開きいただきたいと存じます。

下段の第２表　債務負担行為補正でございますが、まず総合住民情報システム管理事業につきましては、現在のシステムが今年度末をもって契約期限を迎えるため、５カ年４億３，０００万円の限度額で更新しようとするものでございます。

次に、地区コミュニティセンター指定管理料につきましては、今年度末をもって指定管理期間が切れるため、新たに関南部地区コミュニティセンター及び関町北部ふれあい交流センターを加えまして２０施設について、３カ年２億４０万円の限度額をもって指定管理とするものでございます。

次に、川崎小学校区放課後児童クラブ指定管理料につきましては、川崎小学校改築事業によりまして新たに放課後児童クラブが整備をされますことから、２カ年３，４３２万６，０００円の限度額で指定管理とするため債務負担行為を追加するものでございます。

続きまして、予算に関する説明書の歳出から説明欄をごらんいただきながら、順次ご説明を申し上げます。

補正予算書１１ページをお開きお願いいたします。

第２款総務費の上段、企画費の一般管理費、過年度国庫支出金返還金３３６万４，０００円につきましては、昨年度に地方創生先行型事業で実施をいたしました亀山市版地方総合戦略等策定事業やかめやまげんきっこ育成事業などの関連事業の精算によりまして、当初計画に対しまして不用額が生じましたので、国庫補助金を返還するものでございます。

次に、中段の市税還付金等、過年度税過納還付金２，５００万円につきましては、法人市民税の３月期決算の確定に伴いまして、既に納付をされました予定納税等に還付が生じましたことなどから計上いたしたものでございます。

次に、１３ページ中ごろでございます。臨時福祉給付金給付事業につきましては、費目の組み替えを行うとともに、その下の年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業１３４万３，０００円の減額につきましては、事業精算により減額をするものでございます。

次に下段、老人福祉費、一般事業、地域介護・福祉空間整備推進交付金９２万７，０００円につきましては、グループホームなごみ亀山が導入をいたします施設入居者の見守り支援システムが国の介護従事者の負担軽減に資する介護ロボット導入促進事業に事業採択されましたので、市を経由して交付金を交付するものでございます。

次に、その下の高齢者在宅訪問歯科健診事業６０万円につきましては、要介護高齢者の生活習慣病等の重症化予防や心身機能の維持を図るため、国のモデル事業として亀山歯科医師会と連携をして在宅高齢者の訪問歯科健診を行うものでございます。

次に、地域生活支援事業３，０００万円につきましては、６５歳以上の高齢者世帯に設置をしております緊急通報装置について、国の介護ロボット等を活用した見守り支援機器導入促進事業、１０分の１０の補助事業でございますが、これに事業採択をされましたので、緊急通報装置機器３００台を購入いたしまして、現在の機器と入れかえを行い運用しようとするものでございます。

次に、１７ページ上段、予防衛生事業、予防接種委託料８００万円につきましては、１歳未満児を対象にＢ型肝炎ワクチンが定期接種化されたことから、予防接種に係る経費を増額計上いたしました。

次に中段、農業委員会費、活動費、通信運搬費等の７０万円につきましては、農地法に基づく農地の利用意向調査に係る郵送料を計上いたしてございます。

次に、１９ページでございます。

空家等対策事業４，０００円減額をいたしておりますが、これにつきましては条例で設置しようといたします空家等対策協議会の開催に係る経費を報償費のほうから組み替えをするものでございます。

次に、２１ページでございます。

道徳・人権教育推進事業１８万円につきましては、今年度中部中学校が県教育委員会の人権教育研究指定校として指定をされましたので、県の委託事業として実施する経費を計上いたしました。

続きまして、歳入の主なものについてご説明を申し上げます。

戻りまして、７ページをお願いいたします。

上段の第１４款国庫支出金の年金生活者等支援臨時福祉給付金事務費の補助金１３４万３，０００円の減額につきましては、当該事務がおおむね終了となったことから事務費の精査を行い、国庫補助金の減額を計上いたしました。

次に、第１５款県支出金、県補助金の地域介護・福祉空間整備推進交付金３，０９２万７，０００円につきましては、先ほどのグループホームなごみ亀山への交付金９２万７，０００円と緊急通報装置の購入費３，０００万円に対する財源としてそれぞれ計上をいたしてございます。

次に、県の委託金、人権教育研究推進事業委託金１８万円及び国民生活基礎調査等委託金７万３，０００円につきましては、それぞれ県の委託事業の財源として計上いたしました。

下段の第１９款繰越金の前年度繰越金につきましては、今回の補正予算の財源として４，７６０万円を計上いたしてございます。

次に９ページ、第２０款諸収入、後期高齢者医療広域連合補助金６０万円につきましては、高齢者在宅訪問歯科健診事業におきます財源といたしまして予算計上をいたしてございます。

続きまして、農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）についてご説明を申し上げます。

３１ページをごらんいただきたいと存じます。

一般管理費の消費税６５７万３，０００円につきましては、納付額が確定をいたしましたので今回計上いたしたものでございます。

２９ページに戻りまして、歳入でございますが、今回の補正予算の財源といたしまして前年度繰越金６５７万３，０００円を計上いたしました。

続きまして、水道事業会計補正予算（第１号）についてご説明を申し上げます。

３３ページをお願いいたします。

債務負担行為の追加でございますが、田村町にございます第４水源地給水エリアの水圧不足の解消を図るために、今回東邦ガスが実施をする安楽川の能褒野橋河底推進工事にあわせまして新たに水道管を布設するための工事負担金の限度額として２億５，０００万円を計上いたしました。

続きまして、病院事業会計補正予算（第１号）でございますが、３７ページをお願いいたします。

債務負担行為の追加でございますが、経営改善の一環として薬品費や委託料などの医業費用の削減を図ろうとするもので、医業費用削減額の３割相当額を限度額として価格交渉などの費用削減のための業務を委託するため今回計上をさせていただきました。

以上をもちまして、補正予算の補足説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（前田耕一君）

副市長の補足説明は終わりました。

説明の途中ですが、１０分間休憩します。

（午後　１時４４分　休憩）

（午後　１時５５分　再開）

○議長（前田耕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、平成２７年度各会計決算について補足説明を求めます。

まず、会計管理者に平成２７年度一般会計及び各特別会計歳入歳出決算についての補足説明を求めます。

西口会計管理者。

○会計管理者（西口美由紀君登壇）

よろしくお願いいたします。

それでは、議案第６２号から議案第６５号までの平成２７年度亀山市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算について、歳入の主なものと、歳出は主要事業の中から主なものについて決算状況のご説明をさせていただきます。

お手元の一般会計及び各特別会計歳入歳出決算書並びに決算の附属書類の一般会計歳入歳出決算事項別明細書３０、３１ページをごらんください。

まず、一般会計歳入の主なものでございますが、第１款市税は、個人及び法人市民税が増収となったものの、固定資産税、償却資産の減収により調定額１１４億２，５６４万３，４０６円に対しまして、収入済額は１０６億３，３９８万７，０２６円、不納欠損額は３，８０１万９，８３９円、収入未済額は７億５，３６３万６，５４１円で、調定額に対します収納率は９３．０％でございます。

また、市税の主な税目の収納率は、市民税は９３．１％、固定資産税は９４．７％、軽自動車税は８６．６％、都市計画税は９４．７％でございます。

なお、各会計の市税等の収納率は、収入済額から備考欄に記載の還付未済金を差し引いた額で算出しております。

次に、３４、３５ページをごらんください。

第１０款地方交付税の収入済額は１６億９，０８４万３，０００円でございます。

次に、４０、４１ページ下段をごらんください。

第１４款国庫支出金の収入済額は２１億７，７７２万６，２８４円で、主なものは４３ページ下段の社会保障・税番号制度システム整備費補助金、また４５ページ下段の循環型社会形成推進交付金及び社会資本整備総合交付金などでございます。

次いで、４８、４９ページ上段の第１５款県支出金の収入済額は１０億７，６６８万３，３０２円で、主なものは障がい者自立支援給付費負担金などでございます。

次に、５６、５７ページ下段の第１８款繰入金の収入済額は９億９，４１８万６，７６２円で、主なものは財政調整基金及び下水道事業基金からの繰入金でございます。

次に、６０、６１ページ中ほどの第１９款繰越金の収入済額は５億１，６７７万６，４３８円で、前年度繰越金でございます。

次いで、６６、６７ページ、第２１款市債の収入済額は１６億９，１３０万円で、主なものといたしましては、臨時財政対策債を初め一般廃棄物処理施設整備事業債、野村布気線整備事業に伴います合併特例債、学校教育施設整備事業債などでございます。

６８、６９ページ下段の歳入合計は、予算現額２１４億６，２１４万２，７４４円に対しまして、調定額は２２２億９２７万２，０９２円で、収入済額は２１２億６，６６５万１１３円でございます。また、不納欠損額は４，０３０万２，５２８円、収入未済額は９億２３１万９，４５１円でございます。

続きまして、一般会計の歳出についてご説明させていただきます。

まず、第２款総務費でございますが、９５ページ下段をごらんください。

地区コミュニティセンター充実事業は、関南部地区コミュニティセンター建設工事費などに要した経費で１億２，２７９万４，３３９円、また９９ページ下段の行政事務システム管理費の住民情報系システム事業で８，２０７万９，６０６円、内部情報系システム事業で４，２１７万６，７６７円及び、１０１ページ、社会保障・税番号制度システム導入事業でシステム修正委託料などに要した経費８，１５８万９，９２０円などが主なものでございます。

次に、第３款民生費でございます。

１１７ページ下段をごらんください。

臨時福祉給付金給付事業で４，７０９万８，８５３円、１１９ページ、子育て世帯臨時特例給付金給付事業で２，４６９万５，３５６円、また１３１ページ、福祉医療費助成事業の子ども医療費など

で１億７，７８７万９，５９２円が主なものでございます。

続きまして、第４款衛生費でございます。

１４７ページ下段をごらんください。

がん検診推進事業で９，２９０万９，５２３円、１６５ページ下段の合併特例事業のし尿処理施設長寿命化事業で衛生公苑し尿処理施設基幹的整備改良工事に要した経費２億８，８１５万３，７８０円が主なものでございます。

次に、第６款農林水産業費でございます。

１７１ページ上段をごらんください。

有害鳥獣対策事業は、獣害被害防止対策事業で補助金等に要した経費１，４８５万３，５９１円が主なものでございます。

次いで、第７款商工費でございます。

１８１ページ中ほどをごらんください。

地域生活交通再編事業は、さわやか号などの運行等に要した経費１億１，３０４万３，１０１円及び、１８３ページの地域活性化・地域住民生活等緊急支援事業で繰越明許費のプレミアム付商品券発行事業補助金３，５１３万４，９７８円などが主なものでございます。

次に、第８款土木費でございます。

１９５ページ中ほどをごらんください。

合併特例事業の野村布気線整備事業で移転補償費など４億２，１１４万２，１０４円、１９７ページ、久我福徳線整備事業の工事請負費で繰越明許費を含め３，７６０万２００円、また１９９ページの橋梁長寿命化修繕事業で神辺大橋橋梁修繕工事費など６，０４１万３，０８０円及び２０１ページ下段の繰出金は、公共下水道事業の地方公営企業移行に伴い出資金を含め７億４，７８０万円が主なものでございます。

次に、第９款消防費でございます。

２１５ページ中ほどをごらんください。

緊急防災事業の車両整備費は、小型動力ポンプ付き積載車の購入費４，９７１万２，４００円が主なものでございます。

次に、第１０款教育費でございます。

２２１ページをごらんください。

下段の学校整備事業は、川崎小学校改築事業の用地購入費及び設計等委託料など繰越明許費を含め１億５，６４３万９８８円、２２７ページ下段の中部中学校クラブハウス建設事業で工事請負費など１億３，４０７万５，２２４円、また２３９ページ、社会資本整備総合交付金事業の亀山城周辺保存整備事業で改修工事費など２，６８７万２，５３１円が主なものでございます。

次に、第１１款公債費でございます。

２６４、２６５ページ中ほどをごらんください。

元金償還金は２０億５，０９２万２，０８２円、利子償還金が１億６，５１９万９，４２５円でございます。

次に、第１２款諸支出金でございます。

同ページ下段をごらんください。

財政調整基金ほか９基金への積み立てで１億７７２万２，８３４円及び２６８、２６９ページ上段の普通財産取得費、土地取得費はくらしのみちづくり事業代替用地及び社会福祉施設整備事業用地で７，６３３万８，３２８円が主なものでございます。

次に、第１４款災害復旧費でございます。

同ページ下段をごらんください。

現年発生、単独災害復旧事業の農業用施設等災害復旧事業で、繰越明許費を含め工事請負費等２，７９６万３，７４８円が主なものでございます。

２７０、２７１ページ下段をごらんください。

歳出合計は、予算現額２１４億６，２１４万２，７４４円に対しまして、支出済額は２０２億３，７１４万２５０円、継続費逓次繰越は４億３，９６５万２２０円、繰越明許費は１億５，２１４万９，６５０円、不用額は６億３，３２０万２，６２４円でございます。

続きまして、国民健康保険事業特別会計でございます。

まず、歳入でございますが、２７４、２７５ページをごらんください。

第１款国民健康保険税の収入済額は９億５，４１８万４３２円、不納欠損額は５，７６９万４，９９７円、収入未済額は４億６，０２９万９，９６４円で、調定額に対します収納率は６４．８％でございます。

次に、２７６、２７７ページ中ほどの第３款国庫支出金の収入済額は、療養給付費等負担金など９億４，５９５万４，６３４円、２７８、２７９ページ中ほどの第６款前期高齢者交付金の収入済額は１３億５，５０３万４，９９６円、第７款共同事業交付金の収入済額は１０億７，４８３万３，８４３円、第８款繰入金は、一般会計繰入金で２億９，８４９万７，１９７円でございます。

２８２、２８３ページ下段の歳入合計をごらんください。

予算現額５１億８，４６９万５，０００円に対しまして、調定額は５６億６，９８３万５，４０３円、収入済額は５１億５，１８４万４４２円、不納欠損額は５，７６９万４，９９７円、収入未済額は４億６，０２９万９，９６４円でございます。

一方、歳出でございますが、２８６、２８７ページ中ほどをごらんください。

第２款保険給付費の支出済額は３１億５，９８１万１，２４３円、２９０、２９１ページ中ほどの第３款後期高齢者支援金等の支出済額は５億６，９７０万１，４９５円、２９２、２９３ページ下段の第７款共同事業拠出金の支出済額は１０億３，４０６万２，６８２円でございます。

２９６、２９７ページ下段の歳出合計は、予算現額５１億８，４６９万５，０００円に対しまして、支出済額は５１億２，５８７万２，３２１円、不用額は５，８８２万２，６７９円でございます。

次に、後期高齢者医療事業特別会計でございます。

３００、３０１ページをごらんください。

まず、歳入でございますが、第１款後期高齢者医療保険料の収入済額は３億４，４８８万１，０８１円、不納欠損額は８３万５，３４０円、収入未済額は２６７万７，７８２円で、調定額に対します収納率は９８．９％でございます。

第３款繰入金は、一般会計からの繰入金で、収入済額は５億１，６４９万８，０００円でございます。

歳入合計は、下段にございますとおり、予算現額８億８，６９４万５，０００円に対しまして、調

定額は８億８，９６９万９，０４６円、収入済額は８億８，６１８万５，９２４円、不納欠損額８３万５，３４０円、収入未済額は２６７万７，７８２円でございます。

一方、歳出でございますが、３０２、３０３ページ下段をごらんください。

第２款後期高齢者医療広域連合納付金が支出の大半を占めており、その支出済額は８億４，７８８万１，２７２円でございます。

歳出合計は、３０４、３０５ページ下段にございますとおり、予算現額８億８，６９４万５，０００円に対しまして、支出済額８億８，３５２万３，１５０円、不用額３４２万１，８５０円でございます。

最後に、農業集落排水事業特別会計でございます。

３０８、３０９ページをごらんください。

歳入でございますが、第２款使用料及び手数料は、施設使用料などで、収入済額は９，９６２万８，７０５円、不納欠損額１４万８，３５０円、収入未済額１３８万９２６円で、調定額に対します収納率は９８．５％でございます。

第３款県支出金の収入済額は１，７４７万４，０００円でございます。

第５款の繰入金は、一般会計及び基金からの繰入金で、収入済額は３億２，６１２万８，０００円でございます。

歳入合計は、３１０、３１１ページ下段にございますとおり、予算現額４億７，８４２万４，０００円に対しまして、調定額４億８，３７６万４，１０１円、収入済額４億８，２２３万４，８２５円、不納欠損額１４万８，３５０円、収入未済額は１３８万９２６円でございます。

一方、歳出でございますが、第１款事業費では、３１３ページ下段の処理施設維持管理費に要した経費１億９，２１９万１，５７７円、３１５ページ下段の昼生地区整備事業に要した経費２，３３１万１，３８４円が主なものでございます。

歳出合計は３１６、３１７ページ下段にございますとおり、予算現額４億７，８４２万４，０００円に対しまして、支出済額は４億５，９７９万８２３円、不用額は１，８６３万３，１７７円でございます。

また、３２０ページから３２３ページにかけましては、一般会計、各特別会計の実質収支に関する調書でございます。一般会計実質収支額９億６，８３６万２，７４３円のうち、地方自治法第２３３条の２の規定により財政調整基金への繰入額は５億円でございます。

なお、３２６ページ以降の財産に関する調書、別冊の一般会計及び各特別会計決算資料につきましては、ごらんおきいただきたいと存じます。

以上、簡単ではございますが、平成２７年度亀山市一般会計及び各特別会計の決算についてご説明申し上げました。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（前田耕一君）

会計管理者の補足説明は終わりました。

次に、上下水道局長に平成２７年度亀山市水道事業会計決算について、平成２７年度亀山市工業用水道事業会計決算について及び平成２７年度亀山市公共下水道事業会計決算についての補足説明を求めます。

草川上下水道局長。

○上下水道局長（草川博昭君登壇）

それでは、議案第６６号平成２７年度亀山市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定につきましてご説明申し上げます。

平成２７年度亀山市水道事業会計決算書の３ページ、４ページをお開きください。

まず、収益的収入及び支出でございますが、収入、第１款水道事業収益の決算額は１３億３，０２７万４，６７５円で、前年度より３，４４４万程度減少しております。

第１項営業収益の決算額は１１億７，２８５万１，９８４円で、その大半が給水収益でございます。

第２項営業外収益の決算額は１億５，７４２万１，７３９円で、主なものは水道事業施設を工業用水道事業が一部利用していることに対する使用料や長期前受金戻入分でございます。

一方、支出につきましては、第１款水道事業費用の決算額１２億５１３万９，９０６円で、前年度より４，０７５万程度減少しております。

第１項営業費用の決算額は１１億１，９３４万１，７８７円で、主なものとして県企業庁への受水費や水道施設の維持管理費などに要した費用でございます。

第２項営業外費用の決算額は８，５７４万３，６８０円で、主なものは企業債支払い利息でございます。

次に、５ページ、６ページの資本的収入及び支出でございますが、まず収入、第１款資本的収入の決算額は４，９４６万７，７２０円で、前年度より１，３６２万円程度減少しております。

第１項工事負担金の決算額は３，４４６万１，１２０円で、主なものは公共下水道事業に伴う配水管移設工事負担金でございます。

第２項負担金の決算額は１，５００万６，６００円で、主なものとして消火栓設置に伴う一般会計からの負担金でございます。

次に、支出でございますが、第１款資本的支出の決算額は４億６，５９３万６，１４８円で、前年度より４，０１７万円程度減少しております。

第１項建設改良費の決算額は２億８，６７８万６８４円で、１５ページ、１６ページに記載の工事を施行しております。

第２項企業債償還金の決算額は１億７，９１５万５，４６４円でございます。

以上により、資本的収入から資本的支出を差し引き、不足する額４億１，６４６万８，４２８円は、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額２，１２２万６，１５７円、当年度分損益勘定留保資金２億６，３３６万９，０９０円及び建設改良積立金１億３，１８７万３，１８１円で補填いたしております。

次に、７ページの平成２７年度亀山市水道事業損益計算書につきましては、平成２７年４月１日から平成２８年３月３１日までの期間における状況で、この経理期間における消費税を差し引いた当年度純利益は、下から４段目に記載の１億３３６万５，８４５円でございます。

次に、８ページの下段、平成２７年度亀山市水道事業剰余金処分計算書につきましては、当年度未処分利益剰余金４億１１４万６，２４６円のうち、未処分利益剰余金２億３，５２３万９，０２６円につきましては、建設改良積立金に１億３３６万５，８４５円を積み立て、また資本金に１億３，１８７万３，１８１円を組み入れ、残余を繰り越すものでございます。

次に、９ページの貸借対照表につきましてご説明申し上げます。

まず、資産の部ですが、１．固定資産のうち有形固定資産合計額は９７億１，６４３万２，７９２円となっており、これらの明細につきましては、２５ページ、２６ページに記載のとおりでございます。

２．流動資産は、現金預金、未収金及び貯蔵品等で、合計額は１０億１，３５３万１，９４８円で、資産合計として１０７億３，０８４万６，０４０円でございます。

１０ページ、負債の部につきましては、３．固定負債の企業債及び４．流動負債の企業債につきましては、２７ページから３０ページの企業債明細書により、１年以内に償還する分が流動負債であり、残りが固定負債となります。

５．繰延収益につきましては、長期前受金及び長期前受金収益化累計額の合計で３９億７，１３７万３，７４６円となっております。

資本の部、６．資本金の合計額は、組入資本金の増加により４０億３２７万６，０５７円となり、７．剰余金は、当年度未処分利益剰余金の減少により、合計が５億７，６４４万４，０９６円となっております。

以上、負債資本合計が１０７億３，０８４万６，０４０円となり、９ページの資産合計と一致しております。

２１ページのキャッシュ・フロー計算書では、下から３段目のとおり、７，３８６万７，１２５円の増加となっていますが、これは一時的に未収金の減少、未払金と預り金の増加によるものであり、未収金、未払金、預り金の増減がなければ、資金は減少となるものでございます。

以上が、議案第６６号平成２７年度亀山市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての補足説明でございます。

続きまして、議案第６７号平成２７年度亀山市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定につきましてご説明申し上げます。

平成２７年度亀山市工業用水道事業会計決算書の３ページ、４ページをお開きください。

まず、収益的収入でございますが、第１款工業用水道事業収益の決算額は８，０７１万７０６円となっており、前年度とほぼ同額でございます。

第１項営業収益の決算額は７，３４４万９，６４３円で、２事業所からの給水収益でございます。

第２項営業外収益の決算額は７２６万１，０６３円で、長期前受金戻入分などでございます。

次に、収益的支出でございますが、第１款工業用水道事業費用の決算額は６，０７０万２，０８９円で、前年度より８４４万程度減少しております。

第１項営業費用５，０８３万６，９８６円は、施設の維持管理等に要した経費でございます。

第２項営業外費用９８６万５，１０３円は、企業債利息などでございます。

次に、５ページ、６ページの下段、資本的支出でございますが、決算額は２，３９０万７，６８１円で、企業債償還分でございます。

資本的収入額の決算額ゼロに対しまして、資本的支出額に不足する２，３９０万７，６８１円につきましては、過年度分損益勘定留保資金１，５２２万７，０６２円及び当年度分損益勘定留保資金８６８万６１９円で補填いたしております。

次に、７ページの平成２７年度工業用水道事業損益計算書につきましては、平成２７年４月１日から平成２８年３月３１日までの経理期間における消費税を差し引いた当年度純利益は、下から４

段目に記載の２，０００万８，６１７円となっております。

次に、８ページ下段の平成２７年度亀山市工業用水道事業剰余金の処分計算書につきましては、当年度未処分利益剰余金５，６６５万７，７１４円のうち、未処分利益剰余金２，０００万円につきましては、減債積立金及び建設改良積立金にそれぞれ１，０００万円を積み立て、残余を繰り越すものでございます。

次に、９ページの貸借対照表につきましては、資産の部、１．固定資産の有形固定資産合計額は５億２，７０９万９，４１０円となっております。詳細につきましては、決算書の１９ページ、２０ページの上段に記載のとおりでございます。

２．流動資産は、現金預金及び未収金で、合計額は１億７，７５２万１５８円で、資産合計は７億４６１万９，５６８円でございます。

１０ページの負債の部につきましては、３．固定負債の企業債及び４．流動負債の企業債につきましては、１９ページ、２０ページの企業債明細書のとおりでございます。

５．繰延収益につきましては、長期前受金及び長期前受金収益化累計額で１億７，８９４万２，１３９円となっております。

資本の部につきましては、６．資本金が１，６３９万８，４２８円、７．剰余金が１億３，７６５万７，７１４円となっております。

負債資本合計は７億４６１万９，５６８円となり、９ページの資産合計と一致しております。

１７ページのキャッシュ・フロー計算書では、下から３段目のとおり、２，６３５万５，２７３円資金増加となっております。

以上が、議案第６７号平成２７年度亀山市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての補足説明でございます。

続きまして、議案第６８号平成２７年度亀山市公共下水道事業会計決算の認定につきましてご説明申し上げます。

平成２７年度亀山市公共下水道事業会計決算書の２ページ、３ページをお開きください。

まず、収益的収入及び支出でございますが、収入、第１款下水道事業収益の決算額は９億６，８７５万８，３１３円でございます。

第１項営業収益の決算額は４億１，１１２万５，５５０円で、その大半が下水道使用料でございます。

第２項営業外収益の決算額は５億５，７６３万２，７６３円で、主なものは他会計からの負担金及び長期前受金戻入分でございます。

一方、支出につきましては、第１款下水道事業費用の決算額９億２，０６６万６４１円でございます。

第１項営業費用の決算額は７億５，９８４万３，０２４円で、主なものとして減価償却費、流域下水道維持管理負担金及び管路の維持管理費に要した費用でございます。

第２項営業外費用の決算額は１億５，４４７万３，２７１円で、主なものは企業債支払い利息でございます。

第３項特別損失の決算額は６３４万４，３４６円で、特別会計から企業会計に移行に伴う賞与引当金でございます。

次に、４ページ、５ページの資本的収入及び支出でございますが、収入、第１款資本的収入の決算額は１３億1,６９２万５７０円でございます。

第１項企業債の決算額は５億１,４９０万円で、公共下水道事業債及び流域下水道事業債でございます。

第２項他会計出資金２億４,９８０万円は、事業の運転資金としての繰り入れ分でございます。

第３項他会計負担金の決算額１億３,１２１万6,０００円、第４項他会計補助金の決算額３,７３９万1,０００円は、一般会計からの繰り入れ分でございます。

第５項国庫補助金の決算額は３億２,４７０万円で、社会資本整備総合交付金でございます。

第７項負担金及び分担金の決算額は５,８９１万3,５７０円で、受益者負担金及び工事負担金でございます。

次に、支出でございますが、第１款資本的支出の決算額は１３億７８７万3,６４６円となっております。

第１項建設改良費の決算額は９億７,１６１万３円で、主に３５ページに記載の工事を施行しております。

第２項企業債償還金の決算額は３億3,６２６万3,６４３円でございます。

次に、６ページの平成２７年度亀山市公共下水道事業損益計算書につきましては、平成２７年４月１日から平成２８年３月３１日までの経理期間における消費税を差し引きした当年度純利益は、下から４段目に記載の２,２２１万７２７円でございます。

次に、１２ページ、１３ページの貸借対照表につきましてご説明申し上げます。

まず、資産の部ですが、１．固定資産のうち有形固定資産合計額は１３９億７１９万1,１３０円で、無形固定資産は１４億5,５００万8,２８８円となっており、これらの明細につきましては、２２ページ、２３ページに記載のとおりでございます。

２．流動資産、現金預金及び未収金で、合計額は５億９,１１３万8,０５５円で、資産合計として１５９億8,９１５万5,０６３円でございます。

負債の部につきましては、３．固定負債の企業債及び４．流動負債の企業債につきましては、２４ページから３１ページの企業債明細書により、１年以内に償還する分が流動負債であり、残りが固定負債となります。

５．繰延収益につきましては、長期前受金及び長期前受金収益化累計額の合計額７２億2,１７１万9,９５１円となっています。

資本の部、６．資本金の合計額は、出資金を含め３億７,５１８万８１０円となり、７．剰余金は資本剰余金と当年度未処分利益剰余金により、１４ページの剰余金合計３,１００万8,５９７円となっております。

以上、負債資本合計１５９億8,９１５万5,０６３円となり、１２ページの資産合計と一致しております。

１５ページのキャッシュ・フロー計算書では、出資金の収入もあり、下から３段目のとおり、３億6,６３３万5,４２０円の資金増加となっています。

以上が、議案第６８号平成２７年度亀山市公共下水道事業会計決算の認定についての補足説明でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（前田耕一君）

上下水道局長の補足説明は終わりました。

次に、医療センター事務局長に平成２７年度亀山市病院事業会計決算についての補足説明を求めます。

落合医療センター事務局長。

○医療センター事務局長（落合　浩君登壇）

議案第６９号平成２７年度亀山市病院事業会計決算の認定について補足説明を申し上げます。

平成２７年度亀山市病院事業会計決算書の１、２ページをごらんください。

収益的収入及び支出のうち収入につきましては、第１款病院事業収益の決算額が１５億５，６０９万９，２２１円で、内訳は第１項医業収益１２億７，６６５万９，９４７円と、第２項医業外収益２億７，９４３万９，２７４円でございます。医業収益の主なものといたしましては、一般会計からの負担金、補助金でございます。

支出につきましては、第１款病院事業費用の決算額が１８億５７万２，２５８円で、内訳は第１項医業費用１７億２，２５４万５５３円と、第２項医業外費用７，７９５万８，５６５円。医業外費用の主なものといたしましては、企業債利息及び雑損失でございます。それと、第３項特別損失７万３，１４０円でございます。

次に、３、４ページをごらんください。

資本的収入及び支出のうち収入につきましては、第１款資本的収入の決算額が４，０８７万６，０８９円で、内訳は第１項出資金３，９４３万６，０８９円、これは一般会計からの出資金でございます。それと、第２項長期貸付金返還金１４４万円でございます。

支出につきましては、第１款資本的支出の決算額が１億４，１０５万４，２６７円で、内訳は第１項建設改良費７，８６６万１３３円、これの主なものは病院総合情報システムの購入費でございます。それと、第２項企業債償還金５，９１５万４，１３４円と、第３項投資３２４万円、これにつきましては看護師の修学資金の貸付金でございます。

これらを収支いたしますと、１億１７万８，１７８円の不足が生じまして、過年度分損益勘定留保資金で補填しております。

次に、５ページの平成２７年度亀山市病院事業損益計算書をごらんください。

ここからは、法定書式によりまして消費税抜きで記載しております。

１の医業収益は１２億７，３４０万５，８９０円で、これに対し２の医業費用が１６億９，４７９万６，９６１円であり、差し引きしました医業収支は４億２，１３９万１，０７１円の医業損失となっております。

３の医業外収益は２億７，８９１万５，３３２円で、これに対し、４の医業外費用が１億７１万６，７９０円であり、差し引きしました医業外収支は１億７，８１９万８，５４２円の利益となっております。

これらの医業損失と医業外利益を合わせて２億４，３１９万２，５２９円が経常損失となりまして、そこに特別損失の７万３，１４０円を算入いたしますと、平成２７年度の純損失は２億４，３２６万５，６６９円となっております。

これに前年度繰越欠損金の４億６，６７９万６，３２０円を合わせますと、当年度未処理欠損金は

７億１，００６万１，９８９円となっております。

次に、６ページの平成２７年度亀山市病院事業剰余金計算書をごらんください。

表の資本金欄、自己資本金は、政府債償還元金の３分の２を補填いただく他会計出資金３，９４３万６，０８９円を加えまして、３４億９，３９５万８，９９１円となっております。

剰余金欄、利益剰余金につきましては、当年度純損失２億４，３２６万５，６６９円の計上によりまして、利益剰余金の当年度末残高がマイナス７億１，００６万１，９８９円となり、資本合計は２８億１６７万５，１７２円となっております。

下段の平成２７年度亀山市病院事業欠損金処理計算書につきましては、当年度の処分額がありませんので、当年度末残高と処分後残高に変更はございません。

次に、７、８ページの平成２７年度亀山市病院事業貸借対照表をごらんください。

資産の部につきましては、１．固定資産は、土地、建物、構築物等の有形固定資産と電話加入権の無形固定資産、長期貸付金、投資有価証券、長期前払消費税の投資で、合計３０億１，５１３万６，６４０円となっております。

２の流動資産は、現金預金、未収金、貯蔵品で、合計４億８，１２０万２，５６４円となっております。

以上、資産合計は３４億９，６３３万９，２０４円となっております。

負債の部につきましては、３．固定負債は、平成２８年度償還元金を除く企業債と、平成２７年度に導入いたしました病院総合情報システムに係るリース債務及び退職給与引当金で、合計３億８，０３５万４，４１４円となっております。

４．流動負債は、平成２８年度の償還元金である企業債と病院総合情報システムに係るリース債務及び未払金、賞与引当金等で、合計３億１，１２１万９，６２０円となっております。

５．繰延収益につきましては、補助金等により取得した資産のみなし償却廃止に伴い平成２６年度に設けられたもので、３０８万９，９９８円を計上しております。

以上、負債合計は６億９，４６６万４，０３２円となっております。

８ページ下段の資本の部につきましては、６．資本金は、自己資本金３４億９，３９５万８，９９１円となっております。

７．剰余金は、資本剰余金１，７７７万８，１７０円と欠損金７億１，００６万１，９８９円で、合計はマイナス６億９，２２８万３，８１９円となり、資本の合計は２８億１６７万５，１７２円となっております。

負債資本の合計は３４億９，６３３万９，２０４円となりまして、資産の合計額と合致しております。

以上、議案第６９号平成２７年度亀山市病院事業会計決算の補足説明とさせていただきます。

なお、１０ページ以降の附属書類もあわせてご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（前田耕一君）

医療センター事務局長の補足説明は終わりました。

以上で、上程各案に対する提案説明は終わりました。

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（前田耕一君）

ご異議なしと認めます。

したがって、そのように決定しました。

続いてお諮りします。

あす２７日から９月５日までの１０日間は、議案精査のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（前田耕一君）

ご異議なしと認めます。

あす２７日から９月５日までの１０日間は、休会することに決定しました。

次の会議は９月６日午前１０時から開き、上程各案に対する質疑を行います。

本日はこれにて散会いたします。

（午後　２時４６分　散会）

平成２８年９月６日

亀山市議会定例会会議録（第２号）

●議事日程（第２号）

平成２８年９月６日（火）午前１０時　開議

第　　１　諸報告

第　　２　上程各案に対する質疑

議案第５２号　亀山市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について

議案第５３号　亀山市空家等対策の推進に関する条例の制定について

議案第５４号　亀山市議会議員及び亀山市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部改正について

議案第５５号　亀山市放課後児童クラブ条例の一部改正について

議案第５６号　亀山市関町北部ふれあい交流センター条例の一部改正について

議案第５７号　亀山市道路占用料徴収条例の一部改正について

議案第５８号　平成２８年度亀山市一般会計補正予算（第２号）について

議案第５９号　平成２８年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）について

議案第６０号　平成２８年度亀山市水道事業会計補正予算（第１号）について

議案第６１号　平成２８年度亀山市病院事業会計補正予算（第１号）について

議案第６２号　平成２７年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第６３号　平成２７年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第６４号　平成２７年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第６５号　平成２７年度亀山市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第６６号　平成２７年度亀山市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第６７号　平成２７年度亀山市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第６８号　平成２７年度亀山市公共下水道事業会計決算の認定について

議案第６９号　平成２７年度亀山市病院事業会計決算の認定について

議案第７０号　財産の取得について

議案第７１号　市道路線の認定について

議案第７２号　市道路線の認定について

議案第７３号　市道路線の認定について

議案第７４号　三泗鈴亀農業共済事務組合の解散に関する協議について

議案第７５号　三泗鈴亀農業共済事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議について

議案第７６号　三泗鈴亀農業共済事務組合規約の変更に関する協議について

報告第　９号　決算に関する附属書類の提出について

報告第１０号　健全化判断比率の報告について

報告第１１号　亀山市水道事業会計資金不足比率の報告について

報告第１２号　亀山市工業用水道事業会計資金不足比率の報告について
報告第１３号　亀山市公共下水道事業会計資金不足比率の報告について
報告第１４号　亀山市病院事業会計資金不足比率の報告について
報告第１５号　亀山市農業集落排水事業特別会計資金不足比率の報告について
報告第１６号　平成２７年度亀山市一般会計継続費精算報告について
報告第１７号　専決処分の報告について
報告第１８号　専決処分の報告について

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（１７名）

１番	今岡翔平君	２番	西川憲行君
３番	髙島　真君	４番	新　秀隆君
５番	尾崎邦洋君	６番	中﨑孝彦君
７番	豊田恵理君	８番	福沢美由紀君
９番	森　美和子君	１０番	鈴木達夫君
１１番	岡本公秀君	１２番	宮崎勝郎君
１４番	中村嘉孝君	１５番	前田　稔君
１６番	服部孝規君	１７番	小坂直親君
１８番	櫻井清蔵君		

●欠席議員（１名）

１３番　前田耕一君

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	広森　繁君
企画総務部長	山本伸治君	財務部長	上田寿男君
市民文化部長	坂口一郎君	健康福祉部長	佐久間利夫君
環境産業部長	西口昌利君	建設部長	松本昭一君
危機管理局長	井分信次君	文化振興局長	嶋村明彦君
関支所長	久野友彦君	子ども総合センター長	伊藤早苗君
上下水道局長	草川博昭君	市民文化部参事	深水隆司君
健康福祉部参事	水谷和久君	会計管理者	西口美由紀君
消防長	中根英二君	消防次長	服部和也君
消防署参事	平松敏幸君	地域医療統括官	伊藤誠一君

医療センター事務局長	落合　浩君	地域医療部長	古田秀樹君
教育長	服部　裕君	教育次長	大澤哲也君
監査委員	渡部　満君	監査委員事務局長	宮﨑吉男君
選挙管理委員会事務局長	松村　大君		

●事務局職員

事務局長	松井元郎	議事調査室長	渡邉靖文
書記	大田より子	書記	村主健太郎

●会議の次第

（午前１０時００分　開議）

○副議長（岡本公秀君）

皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日は、議長の都合により、副議長の私が議長の職務をさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第２号により取り進めます。

日程第１、諸報告をします。

監査委員から、例月出納検査結果報告書２件が提出されておりますので、ご報告します。

次に、日程第２、上程各案に対する質疑を行います。

初めに申し上げておきます。

質疑にあっては、議題となっております事件について、その内容を明確にするため説明を求めるもので、議題の範囲を超えて、また一般質問にならないようにご注意をお願いします。

通告に従い、順次発言を許します。

１０番　鈴木達夫議員。

○１０番（鈴木達夫君登壇）

皆さん、おはようございます。

季節も９月に入りました。子供たちも新学期を迎え、そして亀山市は新たに服部　裕氏を教育長に迎えることとなりました。氏の持っておられるご経験と知見をいかんなく発揮していただきまして、これからの次世代を支える子供たち、亀山を支えていく健全な子供たちの育成にご尽力をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、決算議会と言われる９月議会最初の質疑をさせていただきます。

代表質疑ということで、一般的には一般会計の総括等々が順当な質問かと思いますが、私は通告書のとおり、新たに管理者制度が始まる最終の決算という意味で病院会計の決算、あるいはそれに関係する補正予算、そして新しく公営企業会計初めての決算を終えました公共下水道決算、いわゆる地方公営企業会計について特化して質疑をさせていただきます。よろしくお願いします。総括的

なという意味合いでは、一般会計のうち他会計への繰出金の合計は、これは特別会計、企業会計を合わせてでございますが、２３年が約１６億円、２４年が１５億6，６００万、２５年度が１６億３，０００万、２６年度が１７億3，７００万、そして決算を終えて２７年度が２１億1，６００万と、一般会計のうち他会計への繰出金が１０％を超えてきたということが決算に示されております。この辺も質疑の中に繰り込めた質問になればいいかなと思います。

それでは通告書どおり、議案第６９号平成２７年度亀山市病院事業会計決算の認定についてということでございます。

まず、貸借対照表に見る病院事業の基礎体力、安定度についてという項を設けました。

一般的に貸借対照表というのは、決算時、２７年3月３１日ですね、これにおける病院の財政状況、あわせて事業開始からの蓄積とか、あるいは事業の基礎体力、企業の安定度、これを示している表だと思っております。

１番目の質疑です。貸借対照表に見る２７年度の決算の総括を簡単にお願いします。

○副議長（岡本公秀君）

１０番　鈴木達夫議員の質疑に対する答弁を求めます。

落合医療センター事務局長。

○医療センター事務局長（落合　浩君登壇）

おはようございます。答弁させていただきます。

貸借対照表は、資産の部、負債の部、資本の部の３つで構成されておりまして、資産額が負債額と資本額の合計と一致することから、バランスシートとも呼ばれております。

まず、医療センターが保有している資産の部につきましては、平成２７年度末合計が約３４億9，６００万円で、平成２６年度末合計の３５億５００万円から約８００万円減少しております。この主な要因としましては、電子カルテやフィルムレス機能を備えた病院総合情報システムのリース資産約２億円の増、建物の減価償却及び除却による約9，３００万円の減、現金預金約9，２００万円の減であります。

次に、支払い義務のあります負債の部につきましては、平成２７年度末合計が約6億9，５００万円で、平成２６年度末の約５億円から約１億9，５００万円増加しております。これは主に病院総合情報システムのリース債務約２億円の増によるものであります。

次に、資産の調達元である資本の部につきましては、平成２７年度末合計が約２８億円で、平成２６年度末合計の約３０億円から約２億円減少しております。これは主に平成２７年度純損失によるものであります。

これらの中で最も留意すべき点としましては、現金預金約9，２００万円の減少であると認識しております。この要因としましては、医業収益は約4，３００万円増加しているものの、一方で医業費用が約１億1，６００万円増加しております。その主なものとしましては、公共下水道への接続に伴う資産減耗費約5，７００万円の増、給与費約3，９００万円の増でございます。

○副議長（岡本公秀君）

鈴木議員。

○１０番（鈴木達夫君登壇）

貸借対照表について、あるいは決算の数字を説明いただきましたが、私の質疑は、それらを総括

して今の医療センターの蓄積、体力、そして企業としての安定度、これあたりを質問させていただいたつもりでございます。これは後ほど、この次の損益計算書も含めて、管理者から総括をいただくというようにさせていただきたいと思います。

それで、一般的に貸借対照表の見方は、まず資金の調達の健全性ということで、資金の中に借金の割合が多いか少ないか、それから２番目に資金繰りの安定性、すぐに返さなければいけない借金が幾らあるか、またその原資はあるかとか、あるいは資金運用の効率性、すぐに現金化できないものが帳面の中でいわゆる資産を抱えているかということがポイントだというようなことは教科書で読ませていただきました。

それで、先ほどの答弁の中で、現金が９，２００万減少したのが最大の留意点だという答弁をいただいたものですので、今の３つのうちの、すぐに現金化できない資産を抱えていないかということですね。これはどこに帳面に隠れているかという質問をしようと思ったんですけれども、これはずばり資産のうちの投資有価証券、これだと思います。この投資有価証券約３億円、２億９，９９１万２，０００円とありますが、これはすぐに現金化できるものなのかどうか質問をしたいと思います。

○副議長（岡本公秀君）

落合事務局長。

○医療センター事務局長（落合　浩君登壇）

資産の部に計上しております３億円の投資有価証券につきましては、本年１２月に満期を迎えますので、現金化する予定でございます。

○副議長（岡本公秀君）

鈴木議員。

○１０番（鈴木達夫君登壇）

よかったですねみたいな感想なんですけれども、決算書のキャッシュ・フローの中で示されている期首の資金が１億８，１００万あったものが、先ほど言ったように９，２４０万取り崩し、残りがもう８，８６４万しか残っていないと。そこで１２月に３億入ると。やれやれだという状況が示されたと思います。それでいいのかという思いがございますが、次に、資金調達の健全性について質疑をします。

貸借対照表の中の負債の部、流動負債、１年以内に返さなければいけない償還とか返済しなければいけない短期の債務が示されています。決算書を見ますと、企業債６，２８０万、リース債４，９００万、未払金が１億４，０００万、賞与引当金が５，８００万、合計３億１，１２１万９，６２０円。それで片方の左側の資産の部を見ますと、これは病院が仮に借金があってもすぐに返せるお金、独自に動かせるお金が記載をされております。２７年度は現金が８，９００万、未収金、これは貸倒引当金も含めて３億８，５００万、薬品などの貯蔵品あたりで６，０００万、合計で４億８，１００万円ということで、いわゆる短期借入金の返済能力の判定に用いられている流動比率が、これは監査委員の決算監査意見書にもございました、２００％以上が好ましいという中で、１５５％までに下がってきているんです。

ずうっと私は調べたんですけれども、過去、２４年度は３８０％あったんです。その後、２５年度が２５８、２６年度が２４０％、そして本決算、これは極端に、今紹介しました１５５％と。こ

の流動比率、悪化した要因は何か、質疑をしたいと思います。

○副議長（岡本公秀君）

落合事務局長。

○医療センター事務局長（落合　浩君登壇）

流動比率といいますのは、流動資産と流動負債との比率であります。平成２７年度決算におきましては流動比率が大きく下がっております。その要因としましては、流動資産につきましては現金預金の減少によるもの、流動負債につきましては病院総合情報システムのリース債務の増加等により、流動比率が低下したということでございます。

○副議長（岡本公秀君）

鈴木議員。

○１０番（鈴木達夫君登壇）

この項のまとめとして、初めに質疑しました貸借対照表に見る病院の基礎体力、安定度についてどう思うかということは、先ほど言いました損益計算書の質問が終わってから、まとめて２つについて総括をいただきたいと思います。

次に、病院の１年間の経営状況、活動状況を見る損益計算書について質問をさせていただきます。

言ってみれば１年間の発育とか成長、いわゆる１年間の成績表です。これについてどう総括しているか、同じような形で質疑をしたいと思います。

○副議長（岡本公秀君）

落合事務局長。

○医療センター事務局長（落合　浩君登壇）

損益計算書につきましては、医業収益は約４，３００万円増加しているものの、一方で医業費用が約１億１，６００万円増加しております。その主なものとしましては、公共下水道への接続等に伴う資産減耗費約４，７００万円の増、給与費約３，９００万円の増でございます。その結果、平成２７年度の純損失は約２億４，３００万円となりまして、平成２６年度の純損失約１億７，９００万円と比較して約６，４００万円増加しておりまして、また累積欠損金は約７億１，０００万円となっております。

○副議長（岡本公秀君）

鈴木議員。

○１０番（鈴木達夫君登壇）

同じようなパターンで答弁の流れをつくっていただきまして、ありがとうございます。

まず、医業費用の中に現金支出が伴わない減価償却費が１億５，７７２万円、それから資産減耗費も５，９１２万、合わせて２億１，６８４万円がございます。当然、現金支出を伴わないということから、一般的には内部留保金というような扱いになろうかと思いますが、そんな中、当年度の純損失はその数字を上回る２億４，３２７万円になっています。減価償却の累積以下の累積欠損金であれば、収益的支出での現金の不足は生じないと思いますが、償却以上の欠損はキャッシュ・フローからして、言葉はあれですけれども、レッドゾーンに近いというような数字と私は見るんですが、所感をお願いします。

○副議長（岡本公秀君）

落合事務局長。

○医療センター事務局長（落合　浩君登壇）

議員ご指摘のとおり、減価償却費などの現金の支出を伴わない経費は内部留保資金となりますので、その金額を上回る当年度純損失を計上したということは、非常に厳しい決算であると認識しております。

○副議長（岡本公秀君）

鈴木議員。

○１０番（鈴木達夫君登壇）

非常に厳しい決算であるという認識の答弁をいただきました。

次に、他会計からの繰り入れについて質疑をします。

病院への一般会計からの繰出金は、負担金として１億１，１４４万９，０００円、補助金として１億５，６８３万９，０００円、そして出資金として３，９４３万６，０００円、合計で３億７７２万が一般会計からの繰り出しという認識をしていますが、１つちょっと会計的な質問をしたいんですけれども、この他会計負担金１億１，１４０万は医業外収益となっているんですけれども、これは本来、医業収益が私は適当ではないかという質疑なんですけれども、地方公営企業法の第１７条に、病院に負担させる適当でない費用として、緊急医療とか集団健診とか、看護師育成とか、高度医療等の医療行為、こういう行為に対しての繰り入れが医業外収益になっているということは、これは経営分析指標の医業費比率の関係からも、当然、医業収益に計上すべきじゃないかという考えを持っているんですけれども、その辺についての見解を答弁をお願いします。

○副議長（岡本公秀君）

落合事務局長。

○医療センター事務局長（落合　浩君登壇）

議員ご指摘のとおり、繰り出し基準に基づく他会計負担金は医業費用に充当しております。それらのことから、医業収益にすべきというご意見を参考といたしまして、負担金の中身を精査した上で検討してまいりたいと考えております。

○副議長（岡本公秀君）

鈴木議員。

○１０番（鈴木達夫君登壇）

それでは、管理者より総括をいただきます。

貸借対照表に見る病院事業の基礎体力、安定度はどうか、そして損益計算書に見る業務活動の実績について、どう引き継ぐ、一つの区切りの時期でありますので、管理者より２７年度の決算の総括をいただきたいと思います。

○副議長（岡本公秀君）

伊藤地域医療統括官。

○地域医療統括官（伊藤誠一君登壇）

平成２７年度決算の総括ということでございますが、まず貸借対照表につきまして、流動資産でございます現金預金が平成２６年度末の約１億８，０００万円から約９，２００万円減少し、平成２７年度末では約８，８００万となっておりますことは、これは最も憂慮すべきものであると受けと

めております。現金預金は、病院の経営におきまして、実際に病院を運転するための現金であり、これが減少していくことは病院にとって非常に厳しい状況であると考えております。ただし、先ほど申し上げましたように、本年１２月に３億円の有価証券が満期を迎え、現金化することから、当面の資金繰りには支障はないものと考えておるところでございます。

さらに、損益計算書のほうでございますが、医業収益は約４，３００万円増加しているものの、一方で医業費用が１億１，６００万円増加しており、その結果、平成２７年度純損失が約２億４，３００万円となり、累積欠損金が約７億１，０００万円となっておるところでございます。この累積欠損金を減少させるためには、医療の質を低下させることなく、住民のニーズに応えることにより、医業収益の増を図ることや、経費の見直しによる経費削減を同時に取り組んでいく必要があると考えております。この取り組みにつきましては、貸借対照表、損益計算書、さらにはキャッシュ・フロー計算書から見ましても、医療センターの経営改善への取り組みが待ったなしの状況であると認識しているところでございます。

○副議長（岡本公秀君）

鈴木議員。

○１０番（鈴木達夫君登壇）

２７年度に見る決算は最も憂慮する決算であったと、改善については待ったなしだというような答弁をいただきました。

次の項の中にもそういう質問をさせていただきますので、続きまして、議案第６１号平成２８年度亀山市病院事業会計補正予算（第１号）について質疑をします。

議案書では、医療費削減支援業務委託料、限度額云々ということで、３割相当額ということで説明がありました。委員会での資料、若干の補足がございましたが、内容についてよく理解できませんので、この内容について説明を求めます。

○副議長（岡本公秀君）

落合事務局長。

○医療センター事務局長（落合　浩君登壇）

当業務委託は、経営改善の一環としまして、薬品費、委託料等の医業費用につきまして、価格交渉等を通じて費用の削減に当たることを支援業務として、全国ベースの情報及び業績を持つ医療コンサルタントに委託するものであります。対価は成果報酬として支払うものであり、実削減額の３割相当額を限度額としております。ただし、削減できなかった費用に対しては、対価は発生しないものとするものであります。契約は平成２８年度に締結し、医業費用の価格交渉等などを進め、平成２９年度の契約における実削減額に応じて成果報酬を支払うこととなることから、予算において債務負担行為を定めるものでございます。

○副議長（岡本公秀君）

鈴木議員。

○１０番（鈴木達夫君登壇）

資料では、今も説明がございました薬品費、医事業務委託料、臨床検査業務委託等、毎年度必ず発生する費用、括弧書きで市が一括して契約する費用（ガソリン、コピーは除く）と記載があります。この文を読みますと、基本的には毎年度発生する費用が対象だということでありますので、給

与費や研究研修費も対象になるのかということが１つです。

２つ目は、薬品や診療材料費は予算決算に示されている、薬品費が２億１，６７７万３，０００円、診療材料は７，１００万円あるんですけれども、医事業務委託料、臨床検査料はどこの科目で幾ら予算決算が上がっているか教えていただきたいと。総じて、対象となる業務を全て上げていただいて、全ての金額、およそ幾らを対象に削減を図るんだということをお示し願いたいと思います。

○副議長（岡本公秀君）

落合事務局長。

○医療センター事務局長（落合　浩君登壇）

ご質問の１点目につきましては、給与費や研究研修費、それらにつきましては削減の対象とはしないものでございます。

ご質問の２点目につきまして、科目につきましては収益的支出の款、病院事業費用、項、医業費用、目、経費、節、委託料であります。金額につきましては、予算書、決算書におきましては委託料一式で計上していることから、個別の経費は記載しておりません。ただし、決算書の附属書類であります病院事業報告書におきましては重要契約の要旨を記載しておりまして、お尋ねの医事業務委託料は約４，８００万円、臨床検査委託料は約１，４００万円でございます。

そしてご質問の３点目の、対象となる業務と経費の額についてということでございますけれども、この医業費用削減支援業務をお認めいただいてから、速やかに業者を選定いたしまして業務を進めていくことになりますが、その過程におきまして実際に対象とする業務について具体的に選定いたしますが、現時点においては、対象とする経費は薬品費、診療材料費、各業務委託料、全体で約４億４，０００万円を対象経費と想定しております。

○副議長（岡本公秀君）

鈴木議員。

○１０番（鈴木達夫君登壇）

ありがとうございます。

まず１番目、やはりこれは文章の記載が適切でなかったということは言いたいと思います。

それから、附属書類の中で委託料も上がっているんだと言いますけど、これは１，０００万円以上上がっているわけですね。２億３，６９３万８，０００円が委託料でばっと上がっているのは、これはちょっと大ざっぱ過ぎます。これは企業会計、これからやる水道もそうなんですけれども、水道あたりも多分３億八千何百万、一括で委託料でぽんと上がっちゃっているんですけれども、市の一般会計の予算決算では１，０００円単位、１万円単位で委託料は個別に上がっていると思うんです。この辺も少し精査をしていただきたいということ。

それから３番目の質問、薬品は２億１，０００万、医事業務委託料４，８００万、材料、トータルで４億４，０００万ぐらいだと想定しているということが今答弁できるとしたら、なぜ補正を上げたときにアバウトでも示していただけなかったのかなと私は考えますが、ちょっとくどいんですけれども、その辺、なぜ上げていただかなかったか、提案者はどう思うかということを答弁願います。

○副議長（岡本公秀君）

落合事務局長。

○医療センター事務局長（落合　浩君登壇）

ご質問の１点目、不明確な記載であったということに対しましては、申しわけございませんでした。以後、注意してまいります。

ご質問の２点目、一般会計のように予算書、決算書へ業務名、金額を記載したらどうかというご提案と思いますが、他の公営企業会計との関係もございますので、今後検討してまいります。

ご質問の３点目につきましては、債務負担行為の限度額につきましては、金額ではなく、文言で表示させていただいております。限度額につきましては、本来は具体的な金額をお示しする必要がありますが、今回のように限度額の金額表示が困難なものについては、文言で記載することができるとされております。この支援業務をお認めいただいてから速やかに業者を選定し、具体的な作業をしていく中で、削減対象となる医業費用及びその削減額を明らかにしていくものと考えております。したがいまして、現時点におきましては具体的な金額をお示しすることは困難であると考えておるところでございます。ご理解を賜りたくお願いいたします。

○副議長（岡本公秀君）

鈴木議員。

○１０番（鈴木達夫君登壇）

法的に金額でなくても文言でもいいからいいんだということでなくてという、まあ、この件に関しましては他の議員からも質疑があると思いますので、その方に譲りたいと思います。

私は２番目の項で、病院事業管理者が設置され新体制に移行した中で、この取り組みですね、補正、債務負担行為はどのような位置づけなのかという質疑を用意しました。

地方公営企業法の全部を適用し、管理者を配置し、医療センターの経営基盤の確立、持続可能な病院経営を行っていく中で、全体的にはこんな改革、あるいは改善をする覚悟があると。用意があると。正式には何月ごろまでに明示しますよと。差し当たり医業費用の削減は急務であるから、この件については少しプランがまとまったから今回の補正で提案させてもらうと。このぐらいのアナウンスがあって今回の補正が提出されたとしたら私は理解できる。いきなり、額の明示はない、コンサルと契約したいから補正を承知してほしいと。これでは少し説明者として説明不足、物足らないと。こんな改革、改善、全体像の中で今回はこの提案であるということをなぜ示されなかったかという質疑をしたいと思います。

○副議長（岡本公秀君）

伊藤統括官。

○地域医療統括官（伊藤誠一君登壇）

本年度から地方公営企業法の全部適用によりまして、病院事業管理者である私、地域医療統括官をトップとした新体制となったところでございます。当医療センターの今後を見据えたビジョンにつきましては、職員が一丸となって取り組むことが大切であると考えておりまして、事務職員、医師、看護師、薬剤師等の医療職員で構成するワーキンググループにおいて、私の考えを示した上で、その策定に向けて協議を重ねているところでございます。

具体的には、できる限り住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けていただけるように、地域における住まい、医療、介護、予防、生活支援などの包括的な支援サービスを提供する地域包括ケアシステムの受け皿となる地域包括ケア病床の導入、安心・安全で質の高い医療を提供するために医療を初めとした人材の安定的な確保、自治体病院としての適切な医療サービスの提

供によります経営の健全化などの中期的なビジョンについて議論を重ねているところでございます。

なお、このビジョンにつきましては、まとまり次第、議会にもお示しいたしたいと考えておりますが、今回補正計上させていただいております経費削減への取り組みにつきましては、その削減効果を平成２９年度の当初契約に反映させるため、今年度より具体的な取り組みを進める必要があります。そのことから先行して進めようとするものでございます。どうかよろしくお願いいたしたいと思います。

○副議長（岡本公秀君）

鈴木議員。

○１０番（鈴木達夫君登壇）

最後のくだりは私の質問に対しては少し答えていない。私は、どんな改善をするのか、改革をするのかと、そういう手法を聞いたんじゃないんです。しつこいんですけれども、大まかにもこんなビジョンがあるが今回の債務負担行為の補正はこの視点からであるという、そういう説明者としての責任がしっかりできていないんじゃないかということを答弁いただきたかったんです。

もう１点、気になりました。これは、手法を聞いたわけではないということを今答弁いただきましたが、どうも今の改善の目玉が地域包括ケア病床の導入になってくると思うんです。今、県のほうで地域医療構想が３月に出てくると思うんですけど、この構想自体も基本的には医療費削減が主眼であって、過去の病床利用率から換算をして、一般病床を一定の削減が十分図れるんじゃないかと。もちろん今、地域包括ケア病床の導入については、団塊の世代が後期高齢者になる２０２５年には一定の需要が生まれるからということなんですけれども、余りにもその改革の目玉が地域包括ケア病床の導入に固まってしまうと少し怖いなという思いです。これは一般質問になるので答弁は要りませんけれども、やはりその他に、平均在院日数の延長とか病床区分の見直し等が全国で検討されているんですけど、これあたりの改善・見直しも十分まだあると思いますので、精査をしていただきたいと思います。この項を閉じます。

それでは、議案第６８号平成２７年度亀山市公共下水道事業会計決算の認定についてということでございます。

公営企業会計に移行しまして１年目の年でございます。決算の総括をいただきたいと思います。

○副議長（岡本公秀君）

草川上下水道局長。

○上下水道局長（草川博昭君登壇）

おはようございます。

平成２７年度から企業会計へ移行して、今回、最初の決算となる公共下水道事業会計につきましては、損益計算書で、流域下水道費や減価償却費などにより営業費用が大きくなり、下水道使用料などの営業収益を上回り、３億５，７９８万円ほどの営業損失となっておりますが、営業外収益として、一般会計からの繰り入れや現金を伴わない長期前受金戻入により、当期純利益として２，２２１万円の黒字決算となっております。

なお、経常収支比率も１０３．２％で、健全な財政状況であることを示しております。また、キャッシュ・フロー計算書では、一般会計からの出資金の繰り入れなどにより、３億６，６６３万円ほど資金が増加し、資金期末残高は４億９，２８６万円となっております。

企業会計移行後、初年度といたしましては、一般会計に依存しつつも、順調に移行できたものというふうに感じております。しかしながら、現在も整備区域の拡大など事業展開を継続中でありますので、この決算状況を踏まえ、資金を確保していくことが今後の事業経営には大切であるというふうに考えておるところでございます。

○副議長（岡本公秀君）

鈴木議員。

○１０番（鈴木達夫君登壇）

営業収益が８億８，０００万で、その費用が７億４，０００万と。損失は３億６，０００万程度になるけれども、営業外収益、一般会計から３億３，０００万を初め現金の支出の要らない前受金の戻入が１億６，０００万入って、２，２００万程度黒になったと。キャッシュ・フローに対しても、流動負債４億９，７００万に対して５億９，０００万かな、約６億円のストックがあるから、１年目はまあまあだと。安堵していると。よかったなという答弁をいただきました。

そもそも企業会計にしても、下水道事業というのは、負担金やら補助金やら出資金なくしては独立採算のとれる事業でないことは私は重々承知しているんです。それらをいかに抑えていくかと、一つの指標を持つために公営企業会計への移行という認識を持っていますが、そこで、特別会計から公営企業会計へ移行したことに関しての質疑をさせていただきます。

監査委員からご提出をいただきました公営企業会計決算意見書による経営分析表によれば、使用料単価と汚水処理原価を比較すると、当然、原価、経費のほうが大きく上回っています。その見解を質疑したいと思います。

○副議長（岡本公秀君）

草川局長。

○上下水道局長（草川博昭君登壇）

使用料単価は、使用料収入を年間有収水量で割った１立方メートル当たりの下水道使用料の単価であり、平成２７年度は１５１．５円となっております。汚水処理原価は、維持管理費と資本費を足した汚水処理費を年間有収水量で割った１立方メートル当たりの原価であり、平成２７年度は２８９．６円となっており、差し引き１３８．１円、汚水処理原価が上回っている状況でございます。汚水処理費につきましては、整備区域の拡大に伴い、増大する流域下水道維持管理負担金を削減することは難しく、多額の建設改良費も発生しておりますことから、企業債利息、減価償却費も年々増加する見込みでございます。

今回、企業会計の導入により、事業の経営成績や財政状況が明らかになったことから、新規整備と維持管理のバランスを考慮し、支出の抑制に努めたいと考えております。また、収入の確保につきましては、普及啓発に努め、平成２７年度末における８３．５％である世帯での接続率の向上を図り、さらに現在の使用料水準が適正であるかを十分に検討することで、一般会計からの繰入額を必要最小限にとどめる努力をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○副議長（岡本公秀君）

鈴木議員。

○１０番（鈴木達夫君登壇）

使用料を１５１円余りいただいて、その原価が２８９円、原価に対して５２．３％の収入である

と。しかしながら、今まで償却を入れてなかったから、初めて企業会計にして一つの判断基準が、使っていくかは別として、生まれたということです。しかしながら、どんどんふえていく整備区域に対する維持管理負担金とか、企業債の利息とか減価償却、この比率は余り埋まることはないだろうというふうに聞かせていただきました。

これは質問が難しいんですけれども、使用料収入でどの辺まで企業、あるいは事業者が賄えば、一定の責任を果たせたと思っているかと。いわゆる基準ですね、これは何%ということでなくて、基準、目標はあるかということです。

それで、決算で、経費回収率がいわゆるランニングコストと比して今年度は１０５％の収入が入っていたという数字がありますけれども、どこを基準に、いわゆる使用料とこの費用の関係、目標とか指数みたいなものが立ててあるかという質疑をしたいと思います。

○副議長（岡本公秀君）

草川局長。

○上下水道局長（草川博昭君登壇）

使用料の目標指数ということでございますが、使用料で賄うべき項目といたしましては、維持管理費と企業債、利息等の資本費の一部を賄うこととされており、使用料の適正化にもつながりますので、今後もこの状況に注視していく必要があるというふうに考えているところでございます。

○副議長（岡本公秀君）

鈴木議員。

○１０番（鈴木達夫君登壇）

使用料で賄うものが維持管理費と企業債の一部という表現で、少しわかりづらい。これはまた機会を見て、どういう計算になって、いわゆる使用料で賄える目標はどこまでかということはしっかり明示をしていただきたいと思います。

次に、先ほども答弁の中にあったんですけれども、監査委員の経営分析表の中で一番やはり気になるのは、先ほどの答弁と違ったんですけど、私の資料ですと水洗化率ということで７４．８％、これは接続率ということでもいいと思いますけれども、今のお答えですと８３.幾つというお答えだったんですね。この違いも含めて、処理区域であっても公共下水に接続しない、会計にも収入がない、これをどういうふうにするかと。これは２５％もあるんです。これは大きな数字だと思いますので、この辺の数字の違いの説明と、どう対応していくかということを答弁願いたいと思います。

○副議長（岡本公秀君）

草川局長。

○上下水道局長（草川博昭君登壇）

公共下水道の接続率を示す水洗化率につきましては、平成２７年度、区域内人口２万４，５１６人に対し、水洗化人口１万８，３４３人、水洗化率７４．８％となっております。世帯で申し上げますと、対象世帯８，６０８世帯に対し、接続世帯７，１９０世帯で、率として先ほど申し上げましたように８３．５％でございます。接続率につきましては、先ほど議員もご所見のとおりでございますけれども、営業収益にもつながりますので、戸別訪問等により、接続の推進に向け、さらに努力していきたいというふうに考えているところでございます。

○副議長（岡本公秀君）

鈴木議員。

○１０番（鈴木達夫君登壇）

数字が違うのは人口と世帯だということはわかったんですけれども、下水道法の第１１条の３で、供用開始の工事日からおおむね３年で接続の義務がうたわれているんですね。それで、今、戸別訪問でどうこう、当然予想するに、ご高齢の方があと何年という中でこんなのやらないよというようなこともあるでしょう。あるいは経済的な面で接続できない。重々わかるんです。

ただし、公共下水道の本来の目的は、その事業が健全な企業を持続的に進めていくということが目的じゃないんです。あくまでも公共衛生の向上とか、あるいは河川の清流化とか、自然との共生とか、そういう大きな目的の中にこれはなっている事業なんですね。だからその辺も含めて、全国を見ますと極めて１００に近い市町、地方公共団体があるんです。これを参考にしながら、これは税金にしたらどうとか、税金に近い回収の仕方もしているんですけれども、これも含めて、この辺はしっかりやっていかないと、少なくとも９割ぐらいは接続率、水洗化率がなっているというような目標を立てるべきではないかなというふうに思います。しっかり研究していただきたいと思います。

次に、一般会計からの繰り入れの抑制ということの項を上げました。

１年目ということで、繰り入れ、特殊なものはありながら、予算策定時と比べてかなり抑えることはできましたが、とはいえ、帳面づら全部で７億４，７８０万入っている。非常に大きいんです。繰入額の減少については、どこかからお金を持ってくるというよりも、どちらかというと中長期的な経営戦略に負うところが多いかと思いますが、一般会計の繰り入れ抑制に対する考え方をお示しいただきたいと思います。

○副議長（岡本公秀君）

草川局長。

○上下水道局長（草川博昭君登壇）

一般会計からの繰入金につきましては、負担金は予算額どおり４億６，０６０万９，０００円の繰り入れを行い、補助金は予算額７，１６５万円のところ３，７３９万１，０００円を繰り入れております。なお、補助金につきましては、財源調整として必要最小限の繰り入れとしております。また、平成２７年度は企業会計化１年目でありますことから、下水道事業基金を取り崩し、運転資金として出資金２億４，９８０万円を繰り入れしております。

今後も、当面は現状どおり、一般会計からの最低限の額を資金確保のため繰り入れしたいと考えますが、独立採算制を原則として、企業努力により繰入額を抑制していくことも大切であるというふうに認識しているところでございます。

○副議長（岡本公秀君）

鈴木議員。

○１０番（鈴木達夫君登壇）

一般会計からの繰り入れ、負担金等の中で、いわゆるそれが基準財政需要額として算定され、それが後ほど交付金としてどれぐらい入ってきているんだと。今質問した病院にしても、全部これは一般会計から入っているんだというような表現になりますが、ぜひその算定されたものが後ほど交付金として支給されていると、このあたりもしっかり、なかなかこれは全体で入ってくるもんでわ

かりにくいんですけれども、明示できるような会計だと、もう少し市の負担の本当の数字が見えてくるのかなという思いをします。これも研究をしていただきたいと思います。

最後に項目を用意しました、ちょっとささいなことかもしれません。

事業の余剰金が２，２２１万７２７円発生しております。いわゆる残額があるんです。これは通常、未処分利益剰余金ですので、決算認定が必要ではないのか。これは決算認定しないんですけど、これでいいのかということを最後に質問しまして私の質問を終わりますので、答弁をお願いします。

○副議長（岡本公秀君）

草川局長。

○上下水道局長（草川博昭君登壇）

平成２６年度から会計基準の見直しにより、組み入れ資本金制度が廃止され、減債積立金及び利益積立金の積み立て義務が廃止されました。新制度では、未処分利益剰余金を資本金に組み入れたり、積立金に積み立てたりする場合は、議会の議決が必要となります。

今回、未処分利益剰余金２，２２１万円程度発生しておりますが、平成２７年度につきましては初年度でもあり、一般会計からの出資金があったことにより、資本的収支の不足が発生せず、補填財源を確保する必要がなかったため、全額繰り越すこととしております。今後、未処分利益剰余金につきましては、必要に応じて積み立て等処分することを考えているところでございます。

○副議長（岡本公秀君）

１０番　鈴木達夫議員の質疑は終わりました。

質疑の途中ですが、１０分間休憩をいたします。

（午前１０時５５分　休憩）

（午前１１時０５分　再開）

○副議長（岡本公秀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、１２番　宮崎勝郎議員。

○１２番（宮崎勝郎君登壇）

台風等の被害も当市には余り影響がなくて安堵しておりますが、きょうの質疑でございますが、緑風会の宮崎でございます。４つの議案についてお尋ねしたいなというふうに思っておりますので、よろしくご答弁をお願いしたいなと思っております。

まず最初に、議案第６２号平成２７年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定についてお尋ねしたいと思っております。

まず平成２７年度決算では、歳入２１２億６，６６５万円、歳出２０２億３，７１４万円、差し引き１０億２，９５１万円、繰越財源として６，１１４万７，０００円、実質収支として９億６，８３６万３，０００円であります。いわゆる黒字額９億６，８３６万３，０００円となっておりますが、この決算につきまして市長としてどのように評価されたのか、まず冒頭にお尋ねしたいと思います。

○副議長（岡本公秀君）

１２番　宮崎勝郎議員の質疑に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

宮崎議員のご質問にお答えをさせていただきます。

平成２７年度の決算についての市長の所感ということでございますが、まず平成２７年度の予算編成におきましては、行政経営の重点方針を踏まえて、本市の持続的成長と市民のＱＯＬ（クオリティー・オブ・ライフ）、いわゆる暮らしの質の向上を目指して、後期基本計画を積極的に進めるとともに、持続可能な行財政運営を図るための施策・事業の選択と集中により、財源の有効活用を図るとともに、歳入の確保と歳出の削減に徹底的に取り組んだところでございます。

その結果でありますが、政策的事業としては、野村布気線の整備事業やし尿処理施設長寿命化事業、関南部地区コミュニティセンターや中部中学校クラブハウスの建設事業などのハード事業、また一方で、新しい自治の仕組みづくりにおけるまちづくり協議会設立に対する支援や、生活困窮世帯等の児童・生徒に対する学習支援事業などのソフト事業に積極的に取り組んでまいりました。

また、第２次実施計画事業に加えまして、国の経済対策事業について、これもおおむね計画どおりに進捗を図ることができたと考えております。さらに、当初予算の編成におきまして約２億円の経常経費を削減するとともに、第２次行財政改革大綱前期実施計画の策定を行って、各部署が目標に掲げた事項について取り組みを行った年でもございました。

少し議員触れていただきました財政指標につきましても、実質単年度収支が、財政調整基金を約５億５，９００万円取り崩したものの、前年度の７億８，９６４万円の赤字から３億１，０１１万円の赤字へと赤字額が減少しまして、基礎的財政収支、いわゆるプライマリーバランスは２，２３３万円から４億３，４７９万円へと大きく黒字が増加をいたしました。また、経常収支比率につきましては８６．９％と、前年度から若干ですが０．１ポイント好転をしまして、公債費負担比率につきましても０．６ポイント低下いたしました１３．９％になったところであります。

一方で、財政調整基金残高は前年度比で約１億８，０００万円減の約４２億７，０００万円となりまして、この市債残高につきましては７年連続で減少いたしまして、約１７０億円ということとなってございます。これらのことから、大変厳しい財政状況下にございましたけれども、施策事業の進捗と一定程度の財政健全化は確保できたものというふうに考えておるところであります。

○副議長（岡本公秀君）

宮崎議員。

○１２番（宮崎勝郎君登壇）

市長の答弁をいただきまして、満足しているというような感覚で私は受けとめておりますが、最初の市民の暮らしの向上を図るというやはり目的、また持続的財政の中でのということも全うされたというふうに思って聞いておりましたが、特にこの中で、財源的にいろいろ、し尿処理とかクラブハウスとか、大きな事業はなかったかなというふうには思っておりますが、その中での市長の思いは、特にまちづくり協議会の支援というのができたかなというふうに受けとめておりますけれども、これについては余り財政的にもかからないだろうというふうにも思っております。関の南部地区のセンターを建てられたというのはございますが、そういう中での受けとめで、今後もプライマリーバランスをきちんとして、今回もよかったかなというふうの答弁だったと思います。特に私も、財政的にこの数年を見ておりましても、財源的に何とか伸びてきておるんだというふうに私は感覚

的には思っております。その中で、今後の市政の、市長はいわゆる市の経営者ということでございますので、そこらを改めて確認していただいて、今後の経営にも努力していただきたいなというふうに思っております。

その中で、特に財源であります市税の決算において、予算額に対して調定額が伸びておりますが、今後も伸びが見通せるのかというのを出しておりますが、市税の決算については予算額に対して１０４億９００万、調定額にして１１４億2，５６４万ということであります。いわゆる予算額に対しての調定額が伸びておりますが、これはどういうようなわけで伸びておるのか確認したいと思います。

○副議長（岡本公秀君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

市税の決算についてお答えをさせていただきたいと思います。

まず、市税の決算につきましては、平成２７年度市税収入全体の決算額は約１０６億3，４００万円、前年度は約１０９億3，０００万円と、その差は約2億9，６００万円の減となったところでございます。

その主な要因は、個人市民税につきましては、平成２６年度中の景気回復に伴い、所得階層の伸びがあったことにより、対前年度比較は1．５％、約3，８００万円増加し、約２５億5，４００万円となったところでございます。また、法人市民税につきましては、税制改正により、税率が引き下がった影響により約5，３００万円の減収があるものの、当市においては、スマートフォン事業、あるいは自動車関連事業での業績向上により、一部の企業で大幅な増収となり、前年度比較は3．３％、約3，０００万円増加し、約9億2，９００万円となったところでございます。

一方、固定資産税の償却資産につきましては、太陽光発電設備に代表される新規投資、また液晶関連企業等についても投資はあるものの、現有資産の減価償却による減額が上回ったことにより、対前年度比較は9．４％、約2億5，６００万円減少し、約２４億7，９００万円となり、固定資産税全体では対前年度比較は5．５％、約3億4，２００万円減少し、約５９億1，４００万円と大幅な減収となったところでございます。このことから、市税収入全体では約3億円の減収となったところでございます。

議員が申される、予算額に対して調定額は伸びているが、今後も伸びが見通せるのかについてでございますが、当初予算編成時、予算額に対して見込み額に大幅な増減があるものにつきましては補正予算を計上いたしております。しかしながら、その後の決算見込み額につきましては、年度途中の修正申告等において増減があるため、調定額を起こすことにより予算額との開きが生じております。今後の税収の伸びにつきましては、景気と経済情勢に左右され、予測が困難でありますが、当市の税収構造の大きな特徴でもございます固定資産税の償却資産の動き、法人市民税の税制改正の影響等、動向につきましても十分注視しながら今後の税収見込みを立てていきたいというふうに考えておるところでございます。

○副議長（岡本公秀君）

宮崎議員。

○１２番（宮崎勝郎君登壇）

税については、いろいろなことで増収になったり減収になったりという性質もございます。国の施策等によっても変わってくるだろうなというふうにも思っておりますし、それはやむを得んとして、例えば市民税は、徴収に対しての体制を、今までも収納体制の強化を図られておったり、またコンビニ収納等もやったりということで伸ばしておると思います。そういう部分から見ても市民税のほうは伸びておると思いますけれども、今後もさらに徴収率を上げる、収納率を上げるためにも、やはり市の運営の財源確保のために収納率を上げていかなければならないという中で、今までの方策なり、また三重地方税管理回収機構への移管とか、また最近はカード世界でございます。クレジットカード等の納税ができないのかというのも検討されたらいかがかなというふうに私は思っておりますが、そういう考えはあるのかどうか確認したいと思います。

○副議長（岡本公秀君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

今後の収納対策でございますが、まずは現年分の収納率を上げることがとても重要だというふうな認識をいたしておるところでございます。そのことから、議員各位にもご協力いただいています特別徴収事業所の加入促進を進め、普通徴収を減少させることが第一だというふうに考えております。また、納付相談や文書催告の実施、広報及び行政チャンネルで納付、期限内納付の周知を図ること、加えて納税しやすい環境づくりが必要だと考えています。

議員がご指摘をいただきましたように、口座振替に加えて、コンビニ収納はその利便性から年々利用率が高まっており、２７年度の利用率は３１．８％となっておるところでございます。今後はさらにクレジット収納の導入等の環境整備を進めることにより、現年分の収納率の向上により滞納額を減少させていく取り組みが重要かというふうに考えていまして、クレジット収納の準備を今年度行っているところでございます。

また、どうしても滞納処分になったものについては、早期に財産調査を行い、差し押さえなどの滞納処分を実施する一方、高額、あるいは困難案件などにつきましては三重地方税管理回収機構へ積極的に移管を行うなど、今後も滞納繰越額の減少、収納率の向上に一生懸命努めてまいりたいと考えておるところでございます。

○副議長（岡本公秀君）

宮崎議員。

○１２番（宮崎勝郎君登壇）

ここで最後に、決算の議案についての私からもお願いもしてみますが、当初予算と決算とを比較しますと、かなり幅があると思います。やはり調定額とか収入の伸びもございますが、そういう部分から見て、予算立てのときにもう少しそこらを見て、もっとほかの事業もあるんじゃないかなというふうに思っておりますので、そのように申しておきたいと思います。

それでは次でございますが、議案第５２号亀山市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定についてでございます。

まず１点目として、条例の目的と制定に至った経過はどうであったのか、お尋ねしたいと思います。

○副議長（岡本公秀君）

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

まず、亀山市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定に至った経緯でございますが、これは平成２２年１１月の農林水産省通達によりまして、農業共済団体における１県１組化の取り組みの推進が全国的に進められてきたところでございます。このような中、三重県下におきましても農業共済事業の一層の合理的で効果的な運営を図るため、三泗鈴亀農業共済事務組合を含む県内の農業共済組合全てが平成２９年４月より県内全域が対象範囲である三重県農業共済組合として一本化され、新組織として発足する運びとなりました。

現在、本市から職員を派遣しております一部事務組合であります三泗鈴亀農業共済事務組合は解散をし、これらの業務を全て三重県農業共済組合が引き継ぐものでございます。このため、引き続き三重県農業共済組合へ職員を派遣する必要がありますことから、公営的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づき、本条例を制定する必要があり、今回の提案に至ったものでございます。

次に、本条例の目的でございますが、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律におきましては、地方公共団体が人的援助を行うことが必要と認められる公益的法人等へ職員を派遣する制度について示しておりまして、その中では、条例で定めるところにより職員を派遣できるという規定がございます。したがいまして、従前の一部事務組合である三泗鈴亀農業共済事務組合の職員派遣は条例の定めなしに自由に職員派遣を行うことができましたが、今回、新組織の三重県農業共済組合は公益的法人に該当することから、このたび条例整備を行い、公益的法人への職員の派遣に関し必要事項を定めるものでございます。

○副議長（岡本公秀君）

宮崎議員。

○１２番（宮崎勝郎君登壇）

次に質問しようかなと思っておったところのお答えを先にいただきまして、ありがとうございました。というのは、三泗鈴亀に派遣しておる今までの経過はどうやったかなというのもお尋ねしようかなと思っておって、ありがとうございました。

それはそれとして、三重県で１県１つということで、三重県何と言うのか、共済組合、名前はどうなるのかちょっとわかりませんけれども、これができることによってということですが、今度の団体については公益的法人というので位置づけされるわけですね。そうすると今までは、今答弁のあった中では、なかったかなというふうに私は理解したんですけれども、それでいいのかというのと、もう１点、公益的法人というのはほかにもあるのかというのを、ここで答えられておるのも我々の地域の中の共済組合のみを言っておると思うんですが、ほかにどのような団体があるのか確認したいと思います。

○副議長（岡本公秀君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

まず、今までの三泗鈴亀農業共済事務組合につきましては、これは地方自治法に基づく一部事務組合という位置づけになっておりまして、それが公益的法人にかわるということでございまして、

一部事務組合につきましては職員派遣というのは条例の定めなしに自由に行うことができますが、公益的法人になりますと条例の定めがないことにはその団体に派遣ができないというところが、まず違いが生じてまいります。

それと２点目のご指摘でございまして、農業共済組合以外の団体ということでございますが、これにつきましては、農業共済組合が規定されましたのが、平成１２年の法律によって１０８の法人が規定をされておりまして、その中に農業共済組合というのも入っておるということでございまして、それ以外にどんな法人があるかということでございますが、例えば地方六団体、知事会でありますとか市長会、こういった事務局なども該当するものと認識しております。

○副議長（岡本公秀君）

宮崎議員。

○１２番（宮崎勝郎君登壇）

答弁である程度わかりました。

そういう中でのやはり今後の派遣については、三泗鈴亀に派遣しておった今までの職員は２人だったかなと思っておりますが、多分、今後は１人になるのかというふうに、全県で寄せますので１人かなというふうに思っておりますが、それでいいのかまた後ほど答弁をお願いしたいと思いますが、次に２点目として、条例の基本理念はどのようなものか、お聞かせ願いたいと思います。

○副議長（岡本公秀君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

まず条例の基本理念でございますが、これにつきましては、公益法人に対して、行政が支援を必要とする団体に対して派遣を行うということで、これが円滑に行っていけるということが理念でございます。

それと２番目にございました、職員派遣の状況でございますが、議員ご指摘のとおり、今までは２名の職員を三泗鈴亀農業共済組合へ派遣をしておりましたが、平成２９年度は今までどおり２名でございますが、３０年度以降につきましては１名の派遣になるというふうに予定しておるところでございます。

○副議長（岡本公秀君）

宮崎議員。

○１２番（宮崎勝郎君登壇）

ありがとうございました。いろいろ聞かせていただきまして、どういうのかというのが理解できました。

それでは次に、議案第５３号亀山市空家等対策の推進に関する条例の制定についてでございます。

これにつきましては、以前から議会も含めていろいろな場でも議論がされてきておったというふうに思っております。そのもとというのはやはり法律改正、２６年１１月ですかな、法律改正によって、また２７年５月に全面施行されたということで、ここで条例制定の提案がされたというふうに思っております。６月に予定されておったのが９月になったのかなというふうに思っておりますが、その中でお聞きしたいと思いますが、１点目として、目的と制定内容についてお尋ねいたしたいと思います。

○副議長（岡本公秀君）

松本建設部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

こんにちは。

条例の目的と内容でございますが、条例の目的につきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法に定める事項以外の空き家等に関する対策の推進を行うために必要な事項を定めることにより、市民の生活環境の保全を図り、もって安全で安心なまちづくりの推進に寄与することでございます。

法で定める空き家対策につきましては、保安上、衛生上、景観上等で周辺の生活環境の保全を図るために放置することが著しく不適切である状態にあると認められる空き家等を特定空き家等と規定し、その特定空き家等に対する措置や空き家等の利活用等があり、条例で定める空き家等対策は、特定空き家に至らないものの、管理不全状態の空き家等に対する措置や緊急安全措置などがございます。

制定内容の主な内容につきましては、法が対象としていない一部でも使用しています長屋及び共同住宅の空き住戸を空き家等の定義に含め、市民の方に適切な管理が行われていない空き家等の情報提供の協力を求めることや、管理不全状態の空き家等に対する措置、緊急安全措置などを規定しているものでございます。

○副議長（岡本公秀君）

宮崎議員。

○１２番（宮崎勝郎君登壇）

方策についてはいろいろやられていくというふうに思っておりますけれども、今、空き家の定義的なものがございましたが、例えば長屋とかいろいろな部分も入ってくると。例えば畑に農舎、農業小屋があったと。これもあいておるというふうになると、それも空き家に入っていくのか。その部分も入っていくのかということで、最後にお尋ねしようかなと思っておったんですが、今、条例の制定の中での定義をされたので、ちょっとここで確認したいと思います。

○副議長（岡本公秀君）

松本部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

農地に建っております小屋につきましては、現時点で空き家等には該当しないものというふうに考えてございますが、後ほどちょっと確認させていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○副議長（岡本公秀君）

宮崎議員。

○１２番（宮崎勝郎君登壇）

後ほどということでございますけれども、亀山あたりを見ますと比較的そういうような部分も多々あろうかなというふうにも思っております。まちの中にある空き家、部落の中にもある空き家というものばかりではないかなというふうに自分も思っておりますので、確認を後ほどで結構ですので、よろしくお願いしたいなと。

それから次に、条例の基本理念についてということでお尋ねしたいと思っておりますが、ここで条例で定めております基本理念というのはどのようなものか、お聞かせ願いたいなと。

○副議長（岡本公秀君）

松本部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

基本理念の前に、先ほどの件ですが、訂正させていただきます。

倉庫等、納屋等、物置等につきましても、用途に全く使われていないという、放置されている状況であれば、空き家等に該当するということでございます。

それから、基本理念の考え方でございますが、空き家等の適切な管理につきましては、空き家等の所有者、または管理者が第一義的な責任を有しており、適切に管理していただくことが求められています。しかし、適切な管理がなされていない場合、住民に最も身近な行政主体であり、個別の空き家等の状況を把握することが可能な立場にある市町村が、地域の実情に応じた空き家等に関する対策の実施主体として必要な措置を適正に講ずることになりますが、新たに発生した空き家や、逆に空き家であった家屋に入居があり空き家ではなくなったなど、最新の状況を知るのは空き家等の近隣に住む住民の皆さんだというふうに考えてございます。こうしたことから、市独自の空き家等に関する対策の推進を行うためには、市のみならず、空き家等の所有者及び市民の相互の連携が必要と考え、基本理念とさせていただいております。

○副議長（岡本公秀君）

宮崎議員。

○１２番（宮崎勝郎君登壇）

今、市が推進していくためにこういう条例を定めて、基本理念をというので定めていくのかというふうな感覚にとったんですが、それでいいんですか。

過去からも空き家対策、空き地対策についてはいろんな場で対策を講じられ、指導もし、勧告もしてこられたなというふうには私も思っておりますが、やはり最近の社会情勢の中では、限界集落やないですけど、田舎のほうはみんな都会に出て、まちに出て、空き家がどんどんふえていくというふうに感じられるわけでございます。そういう中でも、非常にこれからこの推進については難しいだろうなというふうに思っておりますが、そこらのものはどのように考えていくのか。この基本理念の中でそれを持っていくのか。やはり市民もそうやし、市としてもやはり基本理念というのは持っていくのかどうかということで、ここで定められておるものと私は確認しましたが、それでよろしいですか、確認したいと思います。

○副議長（岡本公秀君）

松本部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

空き家等の対策につきましては、市が主体となって対策を講じるわけですが、市民からの情報提供などのご協力、あるいは、当然、所有者等が適切に管理をしていただくということが第一義的になりますので、それらの方々と協力しながら連携をとって推進していきたいというふうに考えているところでございます。

○副議長（岡本公秀君）

宮崎議員。

○１２番（宮崎勝郎君登壇）

いろいろな基本理念の中で聞かせていただきました。

それでは次に、先ほどの理念の中から、今後、現場でどのように考えていくのかというのもお尋ねしたいなと思っております。

特に、市内にある管理不全状態の空き家等の所有者に対して、指導・勧告としてどのようにしていくのか、確認したいと思います。

○副議長（岡本公秀君）

松本部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

指導・勧告につきましては、いずれも書面で行うことといたしております。まず指導を行い、必要な改善措置を求めていくことになりますが、改善されない場合は相当の猶予期限をつけて勧告を行い、必要な改善措置を求めてまいります。改善されない場合は引き続き改善措置を求めることになりますが、管理不全状態の空き家等につきましては行政代執行は行わず、勧告までということで考えてございます。

○副議長（岡本公秀君）

宮崎議員。

○１２番（宮崎勝郎君登壇）

今答弁いただきまして、今後はやはり改善の勧告なり、管理不全の場合はかわってするというようなことも出ておりますが、その後の措置はもうそこでとまるのか、もっと強制的にやるのかどうかというのを確認したいなと。

いずれにしましても、この条例については、この後、何人かの議員さんが質疑されます。特にきょうの前田議員、またあしたの櫻井議員がそれ一本でいかれますので、そこで私は十分確認したいと思いますけれども、私はここではしょってお聞きして終わりたいと思いますが、もう一度そこらの確認をお願いします。

○副議長（岡本公秀君）

松本部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

条例で規定をしております管理不全状態の空き家等に関しましては、あくまで勧告までということになりますけれども、勧告に従わず、空き家の傷みがさらに進行いたしまして、いわゆる特定空き家等ということに該当いたしますと、これは法の措置に基づきまして、いわゆる行政代執行まで行うことになります。条例で規定する周辺の環境、生活環境の保全を図るために放置することが不適切であるという状態が特定空き家ということになりますので、そういったものについては行政代執行ができることになりますので、法の措置に基づいて進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○副議長（岡本公秀君）

宮崎議員。

○１２番（宮崎勝郎君登壇）

私ははしょりでございましたのでそんな深く入っていきませんが、特定空き家に対する措置としても、協議会を持たれて協議し、そこでやはり確認されていくものというふうに思っています。そこらの答弁まで私は欲しかったんです。言葉足らずかもわかりません、私の言葉が。けど、そこらはやはり全体に対してお尋ねしておりますので、あす、きょうの後の方は細かくもっといかれますけれども、私はそういう全体の中をお聞きしたかったかなというふうに思っておりますので、再度確認だけお願いしたいなというふうに思っております。協議会とか、そういうふうなものを設置するんやというふうにお願いしたいなと思うんですが、そこらは設置するんですね。確認したいと思います。

○副議長（岡本公秀君）

松本部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

条例で規定しておりますように、協議会等は、この条例が制定されました後には速やかに設置し、開催をして、対策計画を立ててまいりたいというふうに考えてございます。

○副議長（岡本公秀君）

宮崎議員。

○１２番（宮崎勝郎君登壇）

ありがとうございました。大体おぼろげにわかりました。また今後、後の議員さんの質疑で自分の心の中で確認していきますので、よろしくお願いしたいなと。

次に、議案第６０号平成２８年度亀山市水道事業会計補正予算（第１号）についてお尋ねしたいと思っております。

この中でのまず債務負担行為、安楽川能褒野橋河底推進工事負担金について、どのような事業なのか。債務負担行為で２億５，０００万というふうに金額が出ておりますが、どのような事業なのか、お聞かせ願いたいと思っております。

○副議長（岡本公秀君）

草川上下水道局長。

○上下水道局長（草川博昭君登壇）

今回、債務負担行為として補正計上しております安楽川能褒野橋河底推進工事の事業内容ですが、かねてからの課題であります川崎町、能褒野町の北部地域の水量・水圧低下の解消に向け取り組むものでございまして、以前からも対応策を検討してきた経緯がございます。

一番の課題は、能褒野橋に昭和５８年に添架している配水管の口径が１５０ミリと小さく、能褒野橋の老朽化により、新たな配水管の添架がえができない状況でございます。したがいまして、市単独で添架以外の手法、例えば水管橋設置工事になりますと、５億円程度と膨大な事業費が必要となります。

そのような中、東邦ガス株式会社が椿世町地内から能褒野町地内までの間にガス管を埋設し、既設ガス管をつなぐ事業計画があることを本年４月に聞き、市としましても併用工事として配水管を埋設することで、給水機能の強化が図れるものと判断したところでございます。

なお、この能褒野橋西側地下５メートルを推進工法によりさや管を埋設する概算工事費用は５億円程度であり、市としては将来を見据え、ガス管と同様の口径である３００ミリの配水管を布設し

たいと考えており、口径比率により２億５，０００万円の負担金を限度として平成２９年度に支出する予定でございます。

○副議長（岡本公秀君）

宮崎議員。

○１２番（宮崎勝郎君登壇）

この地域、川崎北部については、水圧が低い、水量も少ないというので、非常に今までからも住民も苦情もあったと思います。私も過去の職場の中で、消火作業の中でも水が足らんだ。まあ、多々私も経験はしております。

そういう中で、今ちょうど東邦ガスが管を埋めるので一緒にやらんかという話が来たのか。それとも、今の能褒野橋に渡してある管をかえるのはできないのか。それから水管橋は先ほど答弁の中で５億円ぐらいかかると言われましたので、それは費用対効果から見たら半分でございますので結構な話かなというふうには思っておりますが、ただ、能褒野橋の現橋にかけかえができないのかというのを確認したいと思います。

○副議長（岡本公秀君）

草川局長。

○上下水道局長（草川博昭君登壇）

能褒野橋に添架している配水管をかけかえできないのかという質問かと思いますけれども、先ほどもご答弁申し上げておりますけれども、県管理の能褒野橋、これは昭和５８年に築造されておりまして現在に至っております。かなり年数もたっておりまして老朽化が進んでいるというふうなことで、その橋自体に負荷をかけられないということで、新たな配水管、同じ口径であってもかえることができないというふうなことで、県のほうからそういうふうに協議の中で聞いておるところでございます。

○副議長（岡本公秀君）

宮崎議員。

○１２番（宮崎勝郎君登壇）

今の答弁で確認しますと、あの橋にはもうかけることはできないということですね。そうすると、水管橋を新たにしようと思うと５億円かかる。それで、これが偶然４月に、東邦ガスからかどこからかちょっとわかりませんけれども、川底を渡したいというふうな、こちらにもという話が来たのかどうかちょっと確認できませんけれども、４月に話があったと。これは過去からはなかったんかな。草川局長が赴任してから、こういう事業があるということを見つけていただいたのか。過去からなかったのかどうか、私は見つけたんならすばらしいなというふうに思っておりますが、確認したいと思います。

○副議長（岡本公秀君）

草川局長。

○上下水道局長（草川博昭君登壇）

今回のガス事業者の事業計画でございますけれども、私は直接的には知りませんでしたけれども、過去１０年ぐらい前からいろいろ企業内で計画があったというふうなことは後でお聞きいたしました。それから今回、ことしの４月でございますけれども、ガス事業者から事業計画に係る水道管や

下水道管の埋設位置確認として意見書が提出されておりまして、その時点で初めて今回の事業計画の全容が明らかになったものでございます。

○副議長（岡本公秀君）

宮崎議員。

○１２番（宮崎勝郎君登壇）

大体様子は聞かせていただきました。過去からもこういう話は多分、東邦ガスが工業団地までででしたかな、最初、行くというのは以前からも我々も聞いておりますけれども、そこらで、あそこへ何で行くのかなというふうに私は思っております。多分、古河電工があるのであの工業団地のほうへ持っていくのかなというふうに私は思っておりますが、いずれにしても、そういう事業がある中で、知り得た知識の中で英断を下したということでございますので、水道事業管理者として市長も、そんなんもう全然聞いてなかったのか、ここで英断したのかどうかというのを最後に確認して終わりたいと思います。

○副議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今回の事業につきましては、４月に事業計画の概要に対して、これを我々が正式に認識をさせていただいたところでありますが、その後、その協議の過程で、やはり先ほど前段触れていただいたさまざまな従来からの課題の解消のために、ネックとなっておりました財源の問題でありますとか、いろんなことを考えますと、この民間との共同が非常に効果的であるという判断のもとに本市から提案をさせていただいて、それをもとに協議を詰めてきて、これに至ったという経過でございます。

いずれにいたしましても、民間事業者との今回の協働が川崎地区、北東エリアの長年の水圧・水量の問題につきまして一定の解消を図るということと、本市にとりましても極めて効率的で、財源負担も５０％で済むという意味では、いい連携であろうというふうに考えておるところであります。

○副議長（岡本公秀君）

１２番　宮崎勝郎議員の質疑は終わりました。

質疑の途中ですが、午後１時まで休憩をいたします。

（午前１１時５５分　休憩）

（午後　１時００分　再開）

○副議長（岡本公秀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、１６番　服部孝規議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

日本共産党を代表して質疑を行います。

まず、議案第６２号平成２７年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

決算審査に当たる場合、大事なことは、一般会計で２００億円ほどのお金が市民生活の向上などにどれだけ有効に使われ、市民生活が向上したのかという視点であります。もう１つは、決算の対象となっている平成２７年度分だけを見るのではなく、少なくとも過去１０年ほどの推移を見た上

で評価をすべきだということであります。こうした視点で質疑をいたします。

まず、現在の市民生活で重視すべき課題は何かという問題であります。

パネルを見ていただきたいと思います。

通告では、生活保護と就学援助ということで取り上げました。これは過去１０年間の生活保護の世帯数と、それから就学援助の受給者数ですね、赤いのが就学援助、青いのが生活保護であります。見ていただきますとわかるように、この１０年間で、例えば生活保護の世帯数は９４から１６７に１．８倍増加をしている。それから就学援助も１８２から２８３に１．６倍も増加をしている。これが市が出した資料による数字であります。

平成２７年度の歳出の決算を見ますと、生活保護費の扶助費に当たるものが約３億５，０００万、そのうちの４分の３が国からの補助ですので、残りの９，０００万ほどが市の負担になっております。また、就学援助というのは小・中合わせて２，２００万円ほど支出されておりますけれども、これはごく一部を除いてほぼ市負担ということになっております。

そこで最初にお聞きするのは、生活保護世帯数と就学援助受給者数が年々増加傾向にある、この要因は何かということをそれぞれの担当にお聞きしたいと思います。

○副議長（岡本公秀君）

水谷健康福祉部参事。

○健康福祉部参事（水谷和久君登壇）

本年３月末現在で三重県の生活保護の保護率は０．９４％、このうち１４市を見ますと保護率は１．０％であります。亀山市におきましては０．４５％ということで、市ではいなべ市に次いで２番目に生活保護の保護率は低い状況にございます。

議員から過去１０年間の保護世帯数を示されましたけれども、亀山市の生活保護の状況につきましては、平成１９年３月末で９４世帯、保護人数が１１７人、保護率は０．２４％でしたが、本年３月末時点では１６７世帯、保護人数が２２３人、保護率は０．４５％でございます。保護世帯、保護人数ともに増加し続けている現状がございます。

生活保護の動向、特色としまして、世界金融危機、リーマンショック以降、特に稼働年齢層の派遣労働者の雇いどめ、また母子家庭の方、それから精神疾患の方や外国人の世帯の保護の申請が多くなっている状況でございます。

○副議長（岡本公秀君）

大澤教育次長。

○教育次長（大澤哲也君登壇）

就学援助の対象となった児童・生徒数でございますけれども、平成２７年度の実績といたしまして、小学校１８１人、中学校１０２人、小・中学校合わせまして２８３人ということで、全体の４，１３３人のうち６．８５％の児童・生徒が受給をしております。１０年前の平成１８年は、小・中学校合わせた受給者は１８２人で、全体の３，８２９人のうち４．７５％でございました。したがいまして、平成２７年度の受給者は、議員からもご紹介ございましたけれども、平成１８年度の１．５５倍ということで、受給率につきましては２．１％の増となってございます。

就学援助費の受給率が増加している要因といたしましては、最近の家庭状況はさまざまな事情を抱えておりまして、要因は多様であろうと捉えてございます。その中でも、経済状況の影響を少な

からず受けているということが考えられます。また、平成２０年度から認定基準を世帯の収入が生活保護基準の１．５倍未満として対象者を積極的に拡大させていただいたこと、さらに制度の周知につきましては広報、ホームページへの掲載に加えまして、学校を通じて保護者への周知徹底を図ってきたということも要因の一つと考えておるところでございます。

なお、平成２７年度の県内１４市の平均受給率でございますけれども、１０．９８％でございまして、それに対して亀山市は６．８５％ということで、１４市中１３番目ということになってございまして、受給率は低い状況にございます。

○副議長（岡本公秀君）

服部議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

私が答弁を求めたのは、要因は何かということを答弁を求めた。わざわざグラフにしたのは、その経緯を説明してもらう必要はないから、それをわざわざ時間をかけて説明されたら私の時間がなくなるんですよ。やめていただきたい。質問に対してきちんと答弁していただきたい。

それで、今の答弁を聞きますと、例えば生活保護で言えば、派遣の問題、それからシングルマザーがふえている、ひとり親がふえている、こういう問題であるとか、外国人労働者の問題、こういう問題があります。それから就学援助についても、やっぱり経済的な理由が大きな理由を占めている。それと、これは担当の努力だと思うんですけれども、やっぱり周知も以前よりはされてきているという面はあるんだろうというふうに思います。

ただ、県下でも低いということを盛んに言われましたけれども、私は、本当に必要のある人が全部受けた数がこの県下の数字にあらわれているのかといったら、そうではない。例えば本当に生活保護よりも低い水準で生活をしてみえる、そういう方が生活保護の申請をされてない、いわゆる潜在的なそういう方が見えるんですね。だから、そういうことも含めて考えると、低いからいいんだということには私はならないんだろうというふうに思います。それはいろんな地域的な事情もあったりして、なかなかこういうことを申請しづらいとかいうような問題もありますので、単に県下の中で低いからいいんだということには私はならないんだろうというふうに思います。

やっぱり社会全体の問題を反映しているなという思いです。非正規が４割を超えたというふうなことも言われていますし、それから特に母子家庭の問題で言うと、国税庁の調査ですけれども、平均年収というのは４０８万です。ところが、男子は５０２万であるのに女子は２６８万という、ほぼ２分の１というような、そういう中での非正規であって女性であるということによる経済的な貧困という問題、こういう問題がやっぱりあるんだろうというふうに思います。

そこでもう１つ見ていただきたいのは、このグラフです。

このグラフは、税務室でいただいた資料をもとに私のほうで加工をさせていただきました。この１０年間に、市民税を課税する場合の計算の基礎となる課税標準額というのがあります。この課税標準額をもとに市民税を計算するわけですけれども、課税標準額を段階別に区分して納税者数をあらわしたものがこれであります。課税標準額というのは、先ほども言いましたように、収入がありますよね。収入から税とか社会保険料の控除をして、いろんなものの控除をした後の額、そこに税金をかけるわけですから、その額ということで、年収とか収入とかというものではありません。そこをちょっと了解いただきたいと思います。いわゆる言い方とすれば、所得という言い方になるん

だろうと思います。

この表は、実際、市民全体の数を捉えたものではありません。つまり、２万２，０００人ぐらいの納税者の数なんです。というのは、均等割のみの人であるとか非課税の人はこの表に含まれておりません。そういうことを考慮して見ていただきたいんですけれども、ここでわかるのは、これでも、そういう均等割、非課税の人を除いても、２００万を下回る人が６割から７割という範囲に見えるということですね。それが１点です。

それから私が着目したのは、このグリーンのところですね、４００万を超えて７００万円以下という、いわゆるよく言う中間層というんですかね、そういうところなんですけれども、ここの所得が、これを見ていただきますと１０％台から６％、７％台まで減っている。つまり、この層の人たちが減っているんですね。一方で、これよりも下の層がふえているという実態がある。

そこで１つ、これは財務部長にお聞きしたいんですけれども、私はやっぱりこの状態というのは、所得の段階がこの１０年間の間に１ランク、２ランク下がっているというふうに見るべきだと思うんですが、全体的にですよ。全体的にそういうふうな下がってきているというふうに見るべきだと思うんですが、その点についての見解をお聞きしたいと思います。

○副議長（岡本公秀君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

私の見解ですけれども、まず１点目は、納税義務者数は伸びてきておると。これは年金の受給年齢が６５歳に引き上げられて、年金をもらうまで働かなければならなくなった人がふえてくるので、納税義務者はふえてきておるんだろうというふうに理解をしています。議員おっしゃるように、所得階層別で見ると、今まで高所得者、中間層より上の層が１段階から２段階、各ずうっと下の階層へ落ちてきておるということが言えるんじゃないかというふうに思っています。

しかし、１点だけ、リーマンショック以降、落ち込んでいましたけれども、平均収入が４１７万まで落ち込んだんですけど、ようやくことし４２１万まで少し回復をしてきたということで、少しの明るさが亀山でも出てきたんじゃないのかなというような思いは持っておるところでございます。

○副議長（岡本公秀君）

服部議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

明るさが見えてきたと言われましたけど、私はそうじゃないと思います。

では、何で私は収入でなく所得に着目したかというと、税や社会保険料控除後の金額だから所得だと。つまり、この間、名目で例えば賃金が上がったとしても、それ以上に税や社会保険料の負担がふえれば、当然、所得は減るわけですよ。だから、収入としてはふえたかもわからない。例えば１人の人を捉まえて、収入はふえたかもわからないけれども、所得段階で捉えると下がっているということは起こり得るわけですよ。だから、あえて収入ではなく所得で捉えた。

だから、やっぱりこの間の１０年間を見てみますと、税や社会保険料、国保も含めて介護保険、いろんなものがふえています。値上げをされています。だから、ここのところで社会保険料の負担がふえる。こういうことが起こっているので、結局、収入が横ばい、またはふえたとしても所得が減るということがやっぱり起こっているんではないかなというふうに思います。こういう層が、３

００万あった人が２００万に落ちる、２００万の人が１００万に落ちる、こういう関係が、結局、先ほど示した生活保護、それから就学援助に至らざるを得ないような状況をつくっているんではないかというふうに私はこれを見て思うわけです。

そこで市長に最後に、こういう現状を市長としてどんなふうに思われるのか、その点をお聞きしたいと思います。

○副議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

服部議員のご質問にお答えをいたします。

さきの６月議会、あるいは３月議会でも、格差とか貧困についての私自身の考え方を求められましたので、その場では申し上げたところでありますけれども、今ご紹介をいただきましたような状況の中で、特にリーマンショック以降、年々所得格差が拡大をしてきたということは事実でございまして、ワーキングプアの出現でありますとか、さまざまな要素があろうかと思いますが、我が国の貧困率は世界的に見ても非常に高い水準になってきておるというふうに考えております。これは全国的なデフレ経済などの影響もあろうかと思いますし、ご指摘のように、総体的な所得の減少がこの１０年弱の間に起こってきたというのは間違いのない事実であろうと思っております。

本市におきましても、平成２０年秋のリーマンショック以前とその後を比較いたしますと、先ほど部長のほうから申し上げましたが、納税者数、納税義務者自体は増加しております一方で、所得総額が大きく減少してきたのが事実であります。この額にしますと約１００億円ぐらいの所得の減少が亀山市全体の納税義務者から起こってきておるというのが実態でございました。そういう中でさまざまな施策を展開してきたということであります。

特に、これもお触れいただきました子育て世代でありますとか、若年世代の所得の減少が顕著でありますし、母子世帯やひとり暮らしの高齢者の増加などを背景とします所得水準の比較的低い世帯が増加しておるというのが、本市、全国的にもそういう傾向はあろうかと思いますが、そういう特徴があるというふうに思っております。全体としてまた１段上の階層から下の階層へ落ちてきておるというのも明らかであろうというふうに思っております。

こういう状況におきまして、これは本来、国の社会保障政策や税制とか所得政策とか、こういうのが本当に所得のいわゆる再配分としてしっかり国の責任においてとられるべきだというふうに考えておるところでありますが、私どもも可能な支援についてできることはしっかり進めていこうという方針で展開をしておるところであります。前段でご紹介いただきました生活保護や就学援助の推移というのは、まさにそのことをあらわしておるんだろうというふうに思っておりまして、本市におきましてそういう現状をしっかり分析して、できることをしっかり対応していくということが肝要であろうというふうに考えております。

○副議長（岡本公秀君）

服部議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

最初に私、決算を評価する場合の、一般会計で２００億という予算を有効に使われたのか、それが本当に市民の暮らしの向上に生かされたのかという視点が大事だというふうに言いました。そう

いう意味では、例えば市が独自の施策を実施する。市長言われたように、こういう事態が起こっている大もとの原因はやっぱり国の政治にあるというふうに私は認識しています。それは間違いないと思います。ただ、国の政治がそういう状態だから、こうなってもやむを得ないんだというふうにはならない。やっぱり市は市民の生活を守り向上させるという役割がありますので、その点でもっと何かできなかったのかという思いがあるわけです。

なぜこれを言うかというと、当然、市が独自施策をやるということは、それだけの歳出をふやすわけです。その歳出をふやすこと自体は、これまた財政を圧迫するということになるんですけれども、ただ、これをやることによって将来もっと大きな支出が出ることを防ぐことができれば、今の例えば１００万円が、将来支出しなきゃならない１，０００万というお金が出てくるということであれば、今の１００万というのは支出してもいいだろうというふうな考え方に立てないのかというふうに思います。

例えば、貧困の連鎖ということをよく言われます。貧困の連鎖を断ち切るには、親の世代が貧困であっても子供がきちんと進学もできて、就職もちゃんとできてというようなことがちゃんとできていけば、貧困の連鎖は断ち切れていくわけですね。そうすると、貧困が連鎖するために社会的な負担というのが、いろんなものが将来にわたって大きな支出を伴ってくるという状態よりも、例えば今の段階でいろんな手だてを打つことによって、支出は伴いますけれども、将来のそういった大きな負担を防ぐことができるという立場に立てば、やはり私は市が独自でもいろんな施策をやるべきだと思います。

具体的にきょうはもうできませんけれども、奨学金を創設するであるとか、それから学校のことで言いますと、保護者の負担が大きいという問題があります。いわゆる義務教育でありながら、親が出さなきゃならないお金というのが結構多いですね。それから国民健康保険税、これも本当に負担が大きいです。これを例えば１万円引き下げるだけでも生活で使えるお金に１万円が回るわけですから、そういうことも含めてやっぱり市ができることというのは私はあるんだろうと思います。そういうことを、今の支出を考えるんではなくして、将来に大きな支出をもたらさないために今やるというスタンスでやっていただければということを申し上げておきたいと思います。

次、時間がありませんので、リニアの問題に入りたいと思います。

リニアの問題については、２７年度の決算でいきますと５，０００万円を積み増しして、この２７年度末には１５億５，０００万円の積み立てになります。私は何度もこういう質問をしてきましたけれども、いつも余裕がある場合に積み立てるというふうなことも言われたことがありますし、そういう点で、今回こういう積み立てをされたということは、財政的に余裕があるというふうな判断をされたのか、この点についてお聞きしたいと思います。

○副議長（岡本公秀君）

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

今回のリニアの５，０００万円の積み立てが財政的に余裕があるかどうかということでございますが、午前中に市長が総括的な決算の所見を申し上げましたが、２７年度におきましても厳しい財政状況であったという所見の中でございますもので、決して余裕があって積み立てを行ったということではなくて、市の政策として必要であるからこそ積み立てを行わせていただいたということで

ございます。

○副議長（岡本公秀君）

服部議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

そういうことだろうというふうに思います。であるなら、それだけ重視する施策であるなら、私はやっぱり、リニアが亀山に駅ができ、そのための整備の費用がどれだけかかるのかとか、それから駅ができることによってどれほどの効果をもたらすのか、費用対効果ですよ、この点がいつ聞いてもはっきりしないんですよ。だから、やっぱりここをきちんと示した上で、財政状況が厳しい中で、あえて５，０００万を積むということが本当に必要なのかどうなのかということを我々は判断できるわけですけれども、そういうことが示されないまま、とにかく積み立てだけはされていくという状態にあるんですね。やっぱりこれは改めるべきだと思います。

どうですか、市長。毎回聞いていますけれども、費用がどれだけかかるか、それから費用に見合うだけの効果があるのか、こういうことをやっぱり示すべきだと思うんですが、その点どうですか。

○副議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

この２７年度で５，０００万円を基金として積ませていただきました。これは今くしくも議員がおっしゃっていただいた、２００億の中でいかに有効にそのお金を使うか、あるいは先ほど申し上げた、そのときだけではなくて、過去１０年、あるいは今後、未来に備えるためにいかに手を打つか、こういう視点が大事だということをおっしゃられましたが、まさにそういう意味では、私どもはこの基金に積みました５，０００万、２００億のうちの０．２５％でありますが、これはしっかりと未来へつながる基金積み立てであったというふうに考えております。

また、かねてより本市が進めてまいりましたリニア中央新幹線の市内停車駅の誘致につきまして、これは今後も大きな可能性といいますか、地域づくりの大きな柱となるものと考えておるところであります。これ自体は、今後も三重県の玄関口となることで人流が生まれることや、さまざまな有形無形の効果が生み出せますように、しっかりと対応していかなくてはならない局面を迎えておるというふうに考えておるところであります。お触れいただきました、それの具体的な考え方や、あるいはまちづくりのビジョンでありますとか、より次の段階へ詳細を詰めていくような局面、これにつきましても今後の課題としてしっかり整理をして進めていく必要があるというふうに考えておるところであります。

○副議長（岡本公秀君）

服部議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

私は、そういう数字が示せないという状況の中で１６億ものお金を使えない状態で縛っておくということは、これはやっぱりやるべきではないというふうに思います。

それから、将来を見据えたというふうに市長は言われましたけれども、これから人口減少社会に入っていく、前も言いましたけれども、そういう中で生産年齢人口が今よりも６割ぐらいに減ってしまうんですよ。そんな中で、今の新幹線、６割ぐらいの乗車率と言われています。それにもう一

本リニアを通して、それを取り合いするわけですよね、生産年齢人口。主に利用者はビジネスマンですから。そういう減少していく世の中で２本もつくって、本当に両方とも採算が合うのかというと大いに疑問なんですよ。それから、前も言いましたけれども、南アルプスにトンネルを通すとか、消費電力が新幹線の３倍もかかるとか、今、本当に解決すべき問題、始める前に解決しなきゃならない問題が山積みなんですよ。

だからそういう意味では、リニアを将来の亀山市を描く上での柱には私は据えられないんではないかと。少なくとも亀山市がそれを柱にするんであれば、それにかかる費用とそれに対する効果というものをきちんと市民に示すべきだと思います。その上でやっぱりこういうことをやりたいから基金を積みたいということをやるべきであって、今のような、それすら示せない、そういう状況の中でやっぱりこれはやるべきではないということを申し上げておきたいと思います。

次にもう１つ、これは亀山市の柱ということで、産業振興奨励金の問題を取り上げたいと思います。

２７年度決算額５，７０２万円の内容を簡単に説明を。

○副議長（岡本公秀君）

西口環境産業部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

２７年度決算の産業振興奨励金５，７０２万円につきましては、２５年度に事業所の新設及び増設を行った奨励措置指定事業者３社に対して交付したものでございます。

○副議長（岡本公秀君）

服部議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

この産業振興奨励金というのは、私が議員になって間もないころ、シャープの誘致が決まって、急遽、４５億という補助額の条例がつくられたということから始まっているわけです。この産業振興奨励金というのは３つのランクがあるわけですね。１つはランク１で、３年で最大３億円、年１億ですね。それからランク２が一つ上で、５年間で最大１０億、年２億ですね。それから一番上がいわゆるシャープが受けたランク３で、５年間で最大４５億、こういうランクづけでつくられています。

産業建設委員会の資料として配られましたけれども、奨励金の交付が始まった平成１６年以降、最大額のいわゆるランク３はシャープだけです。それから２番目のランクは一件もありません。ランク３が大企業４社と中堅中小企業２社というふうに資料ではなっております。つまり、シャープを除くと、ランク３のところで６つの企業が奨励金を受けたということですね。

やっぱりこれは実績として本当に有効だったのかどうかということを見直す必要があるんではないかというふうに思いますけれども、資料にも書かれていますけれども、問題点、それから課題というのがあれば述べていただきたいと思います。

○副議長（岡本公秀君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

企業誘致につきましては、これまでからこの奨励制度を活用して１２年間行ってきたわけでござ

いますが、その結果、新規立地や設備投資による雇用の促進や、固定資産税等の市税増収の効果といったものもございました。今後も企業誘致を進める上では、近隣自治体もかなりこの制度を拡充してまいったことから、現行の奨励金制度の見直しは必要であるというふうに認識はいたしておりますが、奨励制度による企業誘致については今後も市の柱になるものというふうに考えております。

課題につきましては、今議員おっしゃった産業建設委員会の資料の裏面にいろいろと書かせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

○副議長（岡本公秀君）

服部議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

あんな答弁はないと思います。

ここに持ってきています。例えば、今後の検討課題みたいなものだと思いますけれども、現行制度では雇用要件の新規雇用者に市民要件を付していない。いわゆる市民の雇用がどれだけかということですね、こういう問題が出てくるということですね。それから、現行制度では奨励金交付後における条例適用期限の明記がない。例えば奨励金を返還後、私は再三言いましたけれども、結局、市は動きませんでしたけれども、シャープがああいうふうな売却をしたときに、返還を求めるにも、返還の対象となる期間の明記がされていないというような問題がある。

何よりも、やはりこういう大きな奨励金というようなお金を使って、そのお金で企業を誘致するということ自体が、これは田中市長も言われましたし、櫻井市長も言われました。これはもう時代に合わなくなってきていると。だからそういう意味では、私はこれから特に重視すべきは中小企業だと思うんですよ。

それで、資料を調べてみますと、市内の製造業の場合、従業員規模で見ると中小企業というのは９８％なんです。つまり、わずか２％が大企業、そのほかの９８％は中小企業なんです。だから、この中小企業に対してどういう施策をしていくか。だから奨励金にしても、こういうところにちゃんと渡るような施策をするとか、やっぱりそういうことを考えないと、どうも産業のことを聞くと企業誘致という言葉しか返ってこない。企業誘致自体は否定しませんけれども、これだけではやっぱりまずい。やっぱり地元にある資源を活用する、地元の既存企業をいかに元気になってもらうか、そのための施策ということを柱にすべきであって、とにかく大きな企業、企業を誘致さえすればいいんやというような発想でやるべきではない。

だからそういう意味で、奨励金が亀山市の将来の柱にはならないということだけ申し上げて、答弁が随分予定よりも長くされまして時間がありませんので、次に移りたいと思います。また予算決算委員会でやりたいと思います。

次は、いわゆる空き家条例の問題についてお伺いしたいと思います。

空き家対策については、多くの議員が質問もされましたし、私、ちょうど平成２６年の産業建設委員会で委員長をしていましたけれども、そのときのテーマが空き家の問題で、そのときの提言としては、市長に条例を制定しなさいよという提言をさせていただきました。それで今回、条例の制定ということで提案をされました。このことについては評価をしたいと思います。

問題は中身なんですよ。非常に、私が読む限り、問題が多い中身ではないかなというふうに思っています。やっぱりこれ、市民の間での議論とか、議会の中での議論とか、やっぱり十分な議論を

した上でよりよい条例にする必要があるんではないかということをまず申し上げておきたいと思います。

まず１番目に聞きたいのは、理念なんですよ。

市と、それから所有者、市民があたかも対等な関係で連携するとなっていますけれども、果たしてこの３者は対等な関係でいいんでしょうか。先ほどたしか建設部長が答弁で言われましたけれども、まず所有者が管理をきちんとしていないがために生ずる問題だということ、第一義的にこの問題の責任は所有者の管理責任だということですよね。これがちゃんとされておれば、市は何もしなくてもいいし、市民も何もしなくてもいい。だからそういう意味では、第一義的に問われなきゃならんのは所有者の管理責任ですよ。それがされない状態を放置しておくわけにいかないから、市が対応するということで条例をつくるわけですよね。それに対して、市としても、市民の皆さんが一番身近でよくわかってみえるので情報提供などの協力をお願いしたいと。３者というのはこういう関係にあって、対等・平等に協力し合うという関係ではないんですよ。原因者があって、それに対して対応しなきゃならない人がいて、それをさらに協力をする市民がいると。こういう関係にあるのに、あたかも３者が対等・平等なごとく理念に書かれている。これはやっぱりおかしいというふうに思います。

１点聞きたいのは、責務というところがあります。対等な基本理念に立っているから、市の責務、それから所有者の責務、それから市民の責務という３つの責務が並んでいるんです、対等に。なぜ市民が責務があるんですか。「責務」という言葉は、責任と義務ですよ。第一義的にあるのは所有者、市はそれを対応する。市民の人には、私は、情報提供だとかいろんなことで協力をお願いするというのが筋であって、責務ではない。よその市の条例を見ましたけれども、例えば仙台市は「市民の責務」という表現ではなしに「市民の協力」と書いています。これが私は正しいんだろうというふうに思います。

だから、ここらは本当に、基本理念が３者を同等に並べて、それで同じように責務を皆持たせてというような構成になっているがために、こんな問題が起こるんではないかと。この辺の基本理念の問題、それから市民の責務の問題についてどのように考えてみえるのか、お聞きしたいと思います。

○副議長（岡本公秀君）

松本建設部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

市といたしましては、空き家問題を重要な課題と捉えておりまして、市が行います空き家等に関する対策の推進に当たりましては、市だけでは空き家等を把握し切れないために、市民の方からの情報提供を重要な事項と考えてございます。そのため、第６条で市民の責務を規定しており、適切な管理が行われていない空き家等の情報提供の協力に努めていただく努力義務として規定をさせていただいております。

また、市民から情報提供を受け、市、空き家等の所有者等の連携により、３者のそれぞれの役割を認識した上で空き家等に関する対策の推進が行われると考え、基本理念としております。３者が相まってこの事業を進めることが重要というふうに考えてございます。

○副議長（岡本公秀君）

服部議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

結局、中身を聞くと協力なんですよ、これ。だから、なぜ責務と書くのかと。責務というのは、先ほども言いましたけど、責任と義務を果たせということですよ。市民にそこまでのことを言うわけですよ。

それで、もう一方でわからないのは第５条ですよ。所有者の責務が書かれています。ところが、この所有者の責務は「努める」ですよ。努力義務ですよ。これでいいんでしょうか。例えば他市の条例を調べてみますと、所有者に対して適切にこれを管理しなければならないという、これは努力義務じゃないですよ。ここまではっきりとうたっている自治体もあります。

だから、どうも、基本理念に戻りますけれども、３者が一緒になってやりましょうというスタンスで条例をつくったから、所有者に本来もっと厳しく課さなきゃならんのが緩くなってしまって、それから市民には「協力」でいいのに「責務」という言葉になってしまう。こういう形になってしまっているのが、この条例の私は最大の問題だろうと。だから、やっぱりこれは３者が対等に連携してやりましょうというんではなくして、原因者がいて、それに対して市はどうするのか、市民はどうするのかというスタンスでやっぱり条例はつくるべきだというふうに思います。

それともう１つ、平成２６年度の産業建設委員会の視察で幾つかの自治体へ行きました。このときはまだ法律ができておりませんでした。だから、法律ができる前に制定された自治体であったというふうに覚えております。そのときに感じたのは、代執行という問題を入れるのか入れないのかということが、やはり条例をつくる段で随分どこでも苦労された。それから代執行という条文を入れても、なかなか現実には使うのが難しいという話もお聞きしました。

先ほど宮崎議員の質問に対して、たしか、市がやるのは必要最小限の措置であるから、代執行というのは法律に規定されておって、その法律に規定されているからここにはうたわないんだというようなことを言われたと思うんですよ、部長がね。だけど、私はそれではやっぱり空き家条例そのものが全体的なことをうたう条例にはならないんで、たとえ法律で規定をされておっても、じゃあ国がやるのかということですよ、代執行は。しませんよ、これ。するのは市ですよ。だから、国の条例、国の法律でうたわれたことであっても、市がするのであれば、やはりこれは条例にきちんとうたうべきだと思うんですよ。法律でこういうふうにできるとなっているんですから、それはやっぱりやるなら条例にうたうということですよ。だから、法律に書いてあるから条例には書きません、しかし、やるのは亀山市です、こういう条例では私はいけないんではないかと。

だから、代執行というのをやっぱり条例に私は入れるべきだと。法律の文言をそのまま書き込むだけでもいいんですけれども、そういう形ででもやっぱりこれは入れるべきだと。要するに代執行しないというならいいですよ、亀山市は。代執行はやりませんと。法律でそうなっておるけどやりませんというんだったらいいんですけど、やるということであれば、やっぱりきちんと、法律の文言そのままでもいいですから、条例に入れるということが必要だと思うんですが、その点についてお聞きしたいと思います。

○副議長（岡本公秀君）

松本部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

宮崎議員からのご質問のときにもお答えをしてございますが、条例の目的といたしまして、法に定める事項以外の空き家等に関する対策の推進を行うために必要な事項をこの条例の中で定めさせていただいたということで、法律で規定されている事項につきましては法律に基づき対応することができるという観点で条例を整理させていただきましたので、あくまで今回の条例につきましては法に定めるもの以外で必要な事項を規定させていただいたということでございます。

○副議長（岡本公秀君）

服部議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

それは行政側の、要するに法律もわかっていて条例もわかっている人に通用する議論なんですよ。市民の人はこのできた条例を見るわけですよ。条例を見て、何やこれ、代執行までせんのかよという話になるわけですよ。だから私が言うのは、この条例をつくるんであれば、もっと総合的な条例にやっぱりすべきだというふうに思います。

例えば、時間が残り少なくなってきたのであきませんけれども、例えば空き家の利活用という問題、これは全然触れてませんよね。空き家というのは困りもので、とにかく何らかの対策を打たないかんというようなことだけではなくして、活用できる空き家もあるんですよね。その活用できる空き家については、条例で利活用を図るというようなことをうたうべきだと思うんです、条例の中でね。

それからもう１つは、空き家というのは発生を未然に防止するということも大事なことですよね。ふえてきたものに対してどうするかということだけではなしに、いかに空き家を発生させないか、そのための未然の防止策は何かないのかということもやっぱりやるべきだと思うんです。

そういうものも含めた総合的な条例にすべきではなかったのか。ただ単に、国が法律を決めて、それでうたっていないところだけ、すき間だけを自治体で決めるというようなことではなくして、やっぱり全体として亀山市はこういうふうに空き家対策をやりますよということがわかる条例にすべきではなかったのかというふうに思うんですが、その点についての見解を、市長どうですか、お聞きしたいと思います。

○副議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今回の条例の背景のスキームとしては、確かに法律で規定をされた、特措法で規定された部分と、それから亀山市としてのそれを補完する条例、しかし、これは全体として、この国の法律、そして私どもの条例の中で本来の目的を達成しようとするものであります。議員のおっしゃっておられる意味合いというのは理解をさせていただきますし、他のさまざまな分野の法と条例との関係におきまして、比較的、本市の場合は、構成上の技術的な慣例といいますか、そういう中で整理をさせていただいておるものでございますけれども、しかし、議員ご懸念の趣旨はしっかり踏まえながら、この条例をしっかり適用させていくと、運用させていくということで目的の達成を果たしていきたいと思いますし、市民の皆様にはこの条例と法との関係や、手続上のさまざまなプロセスといいますか、これはわかりやすくお示しをさせていただいたり、説明をさせていただく必要があろうかというふうに考えるものであります。

○副議長（岡本公秀君）

服部議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

産業建設委員会の資料にも、空き家の資料がありますね、これのこれからつくられるであろう計画の中に、利活用とか、今言った発生、未然の防止とかいうのが計画に入ってくるんですよ。だから、これを条例には書かないけれども、計画段階になったら入ってくるんですよ。だから、こういう計画を立てるんであれば、条例でちゃんとうたいなさいよということですよ。あなた方は条例でうたわずに、計画の中でうたっていくわけですよ、これ。やっぱりおかしいでしょう。条例で、一文でもいいですよ、利活用を図るんだという項目をつくったがゆえに計画の中で利活用が出てくるんですよ。そういうことを条例でうたわずに、そのもとでつくられる計画にあれもこれも出てくるんですか。おかしいでしょう、こういう組み方は。だから私は言うんです。

最後に、人員の問題でお聞きしたいと思うんですよ。

これは企画総務部長がいいのか建設部長がいいのかわかりませんけれども、これは大変な仕事になると思います。今、建設部の営繕住宅室が担当しておりますが、いわゆる全部やるわけじゃないんですけれども、窓口的なところになると思うんですけれども、やっぱりこの問題というのはこれからどんどんふえてきますし、対応も非常に多くなってくるであろうというふうに思います。現在の人員で本当にいいのかどうか、この辺のことをどう考えてみえるのか、お聞きしたいと思います。

○副議長（岡本公秀君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

今の空き家の問題につきましては、確かに特措法の中で空き家対策の協議会を設置するとか、これに基づいた空き家対策計画を策定するといった業務もありますし、空き家には、議員申されましたように、空き家の利活用の中で例えば定住促進につなげていくといった側面もございまして、こういった空き家対策というのは総合的に考えていかなくてはならない事項だというふうに思っております。そうしたことを考えましたとき、現在の営繕住宅室の人員の中ではやはり厳しい面もございますもので、そのあたりはしっかりと考えながら対応していきたいというふうに考えております。

○副議長（岡本公秀君）

服部議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

まだ本会議で質疑をされる方も見えますし、その後、委員会に付託もされますので、しっかりとした議論をして、私はこれは基本的に制定はよしというふうに思っています。ただ、内容がこのままではという思いがありますので、直せるものは直して、ぜひよりよい条例をつくり上げていただきたいということを申し上げて、質疑を終わります。ありがとうございました。

○副議長（岡本公秀君）

１６番　服部孝規議員の質疑は終わりました。

質疑の途中ですが、１０分間休憩をいたします。

（午後　１時５０分　休憩）

（午後　２時００分　再開）

○副議長（岡本公秀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、９番　森　美和子議員。

○９番（森　美和子君登壇）

公明党会派を代表しまして議案質疑をさせていただきます。答弁のほうもよろしくお願い申し上げます。

まず、議案第６２号平成２７年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定についてお伺いをします。

まず決算の総括について、これは午前中、宮崎議員の答弁から、一定の評価を市長はされておると。ただ、厳しい財政運営になってくることは今後見込まれるというふうに理解をさせていただきました。

自主財源の根幹である市税は、２６年、２７年と２年連続で減収しております。２７年度の市税は前年度から３億円減収をしておる。さらに２７年度の当初予算では２億円の経費の削減をしたということからいくと、ざくっと考えて前年度より５億円減収しているのに、決算の歳入においては０．９％、歳出では０．２％増になっております。その要因についてまずお聞かせを願いたいと思います。

○副議長（岡本公秀君）

９番　森　美和子議員の質疑に対する答弁を求めます。

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

まず、歳入決算額が市税が３億円も減収しておるのに歳入がなぜ０．９％ふえたんだということについてご説明をさせていただきます。

市税は固定資産税の償却資産の減などにより前年度比約３億円の減となりましたが、消費税交付金は消費税率の引き上げにより１％から１．７％に引き上げられました。これによりまして約３億６，０００万円の増、地方交付税は市税の減収による基準財政収入額の減額などによりまして約１億７，０００万円の増、国庫支出金は地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金や社会保障・税番号システム整備費補助金の増などにより約１億１，０００万円の増、繰入金は下水道事業基金繰入金の増などにより約２億３，０００万円の増、繰越金は前年度繰越金の減により１億３，０００万円の減、市債は借り入れ額減少により約２億６，０００万円の減といったことから、市税が３億円減収になりましたが、歳入決算額が約１億８，０００万円、０．９％増加となったところでございます。

○副議長（岡本公秀君）

森議員。

○９番（森　美和子君登壇）

消費税交付金とか地方交付税の伸びとかというお話を今聞かせていただきました。

次に、基礎的財政収支、プライマリーバランスについてお伺いをしたいんですが、このプライマリーバランスも２６年度で２，０００万、２７年度は４億３，０００万の黒字となっております。この２７年度４億円ほど増加をしたその要因についてもお聞かせ願いたいと思います。

○副議長（岡本公秀君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

基礎的財政収支、プライマリーバランスが増加した要因ですけれども、まずは市税収入が先ほど言いましたように３億円の減収となりましたが、地方消費税交付金が約３億６，０００万円、地方交付税が約１億７，０００万円の増となったこと、また翌年度に繰り越すべき財源として災害復旧事業費の約１億円の減となったことなどが主な要因となったところでございます。

○副議長（岡本公秀君）

森議員。

○９番（森　美和子君登壇）

わかりました。

次に移りますが、合併算定がえによる影響についてお伺いをしたいと思います。

合併後１０年を超えて、いよいよ２７年度から合併算定がえによって地方交付税が減額されるということは何年も前から議会のほうで言われておりましたが、財務部長の答弁では、５年間で６億ほどの落ち込みになると言われておりました。

この決算を見ますと、地方交付税のうちの普通交付税で１４億４，８００万、特別交付税で４億４，２００万、合わせて１６億９，０００万の地方交付税があったということであります。前年度から比べると１０．９％増ということで報告をされておりますが、交付税だけを見ると合併算定がえによる影響はさほどなかったような感じで思えますが、どんな影響があったのかについてお伺いをしたいと思います。

○副議長（岡本公秀君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

普通交付税の合併算定がえの件でございますけれども、まずは今まで、新しい亀山市ができましたけど、１０年間は旧関町、旧亀山市があるということで交付税をいただくようになっていました。それが平成２７年度から５年間で段階的に一本算定、新しい市だけの算定にかえていこうというのが始まったということが２７年からであります。

普通交付税の算定には、当初見込みで、合併の算定がえが２７年度から３１年度までの５カ年で私も６億円が縮減されるだろうということで申し上げてまいりました。平成２７年度の縮減額を見てみましたら、普通ですと今まで言ってきた６億円の１割となる６，０００万円と見込んでおったんですが、国が地方の厳しい財政状況を考慮し、新たな財政需要を一本算定、新市に反映したことから、縮減額は見込みの６，０００万円から約４，７００万円となったところでございます。

なお、平成２８年度の普通交付税につきましても、平成２７年度に引き続き、算定方法等の見直しがされているところでございます。平成２９年度以降はどのような見直しがされるのか現時点でわかっておりませんけれども、２８年度、今年度も少し見直しがされたというふうな思いを持っておるところでございます。

○副議長（岡本公秀君）

森議員。

○９番（森　美和子君登壇）

理解をさせていただきました。今年度に関しても見直しがあるということで、若干見込み額よりは多くいただけるんじゃないかというふうに理解をしました。

次に移ります。

中期財政見通しとの整合についてお伺いをしたいと思います。

中期財政見通しでは、歳入で１９３億、歳出で２０４億、財調も１０億取り崩すということで、残りが３９億という形で報告を受けております。この２７年度決算では、歳入では２１２億、歳出では２０２億、財調から５億を取り崩して、残りが４２億という決算になっておりますが、この結果についてどのように捉えられているのか、お伺いをしたいと思います。

○副議長（岡本公秀君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

中期財政見通しとの差でございますけれども、まず、中期財政見通しは予算で立てておると。今回は決算の議論をさせていただいておるところで、予算と決算の差異があるということをまずもってご理解をいただきたいというふうに思います。

そのような中、平成２３年度の決算と中期財政見通しを比較いたしますと、歳入におきましては、市税収入のうち、市民税が約２億４，０００万円の増、固定資産税が約２億８，０００万円の増となったほか、地方消費税交付金が約７，０００万円の増となっており、歳入総額から財政調整基金繰入金と前年度繰越金を除いた額といたしましては約８億８，０００万円の増となっております。

一方、歳出におきましては、予算の繰り越しにより約３億１，０００万円の増となったものの、公共下水道事業会計の繰出金が８，０００万円の減、予備費では約４，０００万円の執行残が生じるなど、一部事業で不用額が生じたことなどにより、歳出全体としては約１億７，０００万円の減となっております。

また、前年度繰越金につきましては、中期財政見通しの３億円に対し、決算額は５億２，０００万円と、約２億２，０００万円の増となっております。

これらの影響により、財政調整基金の平成２７年度末残高につきましては、中期財政見通しの約３９億１，０００万円に対し、決算額は約４２億７，０００万円と、約３億６，０００万円の増となっているところでございます。

○副議長（岡本公秀君）

森議員。

○９番（森　美和子君登壇）

理解をさせていただきましたが、部長は今、２３年度の決算とおっしゃったので、それは訂正をされたほうがいいかと思います。

次に、今後の財政運営についてお伺いをしたいと思います。

財政が厳しいと言われてきておりまして、行革大綱でも５年間で５５億の財源不足が生じるということで、非常に厳しい財政運営に今後なってくるというふうに言われております。義務的経費をさかのぼって見てみますと、やっぱり確実に増加をしております。特に扶助費の伸びは、１０年間を比べてみると、１０年前１６億円ほどから３６億と倍になっております。

行革大綱では、人件費５％の削減で２億２，０００万の削減効果があると書き込んでありますが、人件費ばかり削っていくこともできませんので、今後の見通しについてどのように考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

○副議長（岡本公秀君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

まず、先ほどの平成「２３年度」というのを「２７年度」に訂正をさせていただきたいというふうに思います。

それでは私のほうから、義務的経費がふえておるけれども、人件費の削減だけではうまくいかないんじゃないかということについてお答えをさせていただきます。

財政運営の健全性を確保するためには、まずは第２次行財政改革大綱におきまして、議員おっしゃられたように、人件費の削減を含め２０の取り組みを掲げ、１１６の具体的事業を実施しているところでございます。これは２７年度から２９年度までの３カ年で何とか改善を図っていこうというふうに取り組んでいるところでございます。議員ご指摘のように、義務的経費は増加傾向にございますが、まずは財源確保と経費削減を図るため、その前期実施計画に掲げた事業を確実にやっていく必要があるんだろうというふうに思っています。

また、計画に掲げた取り組み以外にも、各種計画を職員みずから策定することで業務委託料を抑制していることや、修繕や工事、備品購入等において設計の精度を上げることで経費削減をするなど、財源確保にも努めているところでございます。そんな中で、まずはこの１１６の事業を確実にすることで次につなげていきたいというふうに思っているところでございます。

○副議長（岡本公秀君）

森議員。

○９番（森　美和子君登壇）

義務的経費を抑えるということはなかなか難しいことでありますので、今部長がおっしゃったように、１１６の事業を確実にやっていくということでご答弁いただきました。

次に、投資的経費についてお伺いをしたいと思います。

この義務的経費に反して、投資的経費というのはこの何年間かは抑えられております。一方で、来年度から、２９年度からは亀山市の第２次総合計画がスタートしてまいります。当然、今後この投資的経費もふえてくると考えられますが、今後の財政運営の考え方について市長にご答弁いただきたいと思います。

○副議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今後の財政運営でありますけれども、ご案内のように、普通交付税の合併算定がえの段階的縮減、そして市税の減収の基調が見込まれてございますので、財源確保の厳しさが一段増すという認識のもとに行財政運営を進めてまいりたいというふうに考えております。

平成２７年度決算におきまして、財政調整基金が前年度とほぼ同水準となります約４２億７，０００万円の確保ができましたものの、２８年度の当初予算で１５億１，１００万円の取り崩しを予

算計上しておるところであります。

また、例えば市債残高が７年連続で減少しまして、今、約１７０億まで、この平成２０年度から比べますと４２億ぐらい減少させてきましたので、この余裕というものも当然視野に入れていく必要があろうというふうに思っておりますし、ご案内の経常収支比率が８６．９％ということで、財政の弾力性等々につきましても、厳しい中ではありますが、一定のこの数年間の努力の成果であろうかというふうに思っておりますが、こういうものを積み重ねてまいったところであります。

そういう中で、第２次総合計画の策定に当たりましては、事業の選択と集中によって限られた財源を有効に活用いたしまして、市民生活に密着をいたしました行政サービスを安定的に提供することが重要であります。そのために、第２次行財政改革大綱前期実施計画を着実に進めますとともに、いわゆる産業政策として企業誘致を初め、いわゆる増収を図るような施策をしっかり組み入れていく必要があろうかと思います。それらを総体として、政策の推進が可能とするような財源確保や行財政運営をしっかり将来の展望の上にこの第２次総合計画をつくり上げていく必要があろうと考えておりまして、いずれにいたしましても、計画的で持続可能な行財政運営に一層努めていく必要があろうというふうに強く認識をいたしておるところであります。

○副議長（岡本公秀君）

森議員。

○９番（森　美和子君登壇）

確かに入ってくるお金はどんどん少なくなっていく中で、いかにして行政としてお金を生んでいくのか、それは今までやってきたことをどう見直していくのかということも含めてやっていかなければならないんだろうと思いますが、現場のほうも、直接話をしても、非常に厳しい中で、削減、削減の中でやっていっているということですので、２９年から始まる総合計画も非常に厳しい状況の中でスタートをされていくということも私たちも認識をしておりますが、しっかりとそこら辺の部分の財源の確保というのはやっていっていただきたいなと思います。

次に移ります。

繰越予算についてお伺いをしたいと思います。

２６年度に完了をしていない事業が繰り越されて２７年に執行されるわけですが、２７年度の予算書には繰り越しのお金というのは載ってきません。事業一覧はその年の６月にいただくようになっておりますが、その後どうなったのか、執行状況について何ら私たちにはわからないので、その点について確認をしたいと思います。

○副議長（岡本公秀君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

平成２６年度の事業を２７年度に繰り越したのが、逓次繰り越しと繰越明許費と事故繰越と３つございます。一つずつ順を追ってご説明をいたしたいというふうに思います。

まず逓次繰り越しでございますが、継続費精算報告書にも記載しておりますが、ごみ溶融処理施設におけるボイラー設備整備事業が、予算５６８万円に対し、支出済額も同額の５６８万円となっております。

次に、繰越明許費でございますが、平成２６年１２月２７日に閣議決定された地方への好循環拡

大に向けた緊急経済対策による交付金事業として実施をいたしました地域消費喚起事業、プレミアムつき商品券発行事業補助金の交付や、地方総合戦略等策定事業のほか、台風等により被災した道路、橋梁、農道、林道等の災害復旧事業のほか、社会資本整備総合交付金事業、道路整備、橋梁耐震化などを実施し、予算額２億５，２８８万円に対し支出済額が２億２，３６１万円となり、２，９２７万円の不用額が生じております。

また、事故繰越につきましては、川崎小学校の改築に伴う用地購入費等が、予算額７，７６１万円に対し、支出済額も同額の７，７６１万円となっており、繰越予算全体で見ますと、予算額３億３，６１７万円に対し支出済額が３億６９０万円となり、不用額が２，９２７万円で、執行率は９１．３％となったところでございます。

○副議長（岡本公秀君）

森議員。

○９番（森　美和子君登壇）

繰越予算に関しては、やむを得ない事情で繰り越されたというふうに理解をしておりますが、なかなかその後というのが私たちのほうには伝わってきません。やっぱりこの執行状況についても今後わかりやすくしていただきたいなと思いますので、これは要望をしておきたいと思います。

次に、債務負担行為についてお伺いをしたいと思います。

新市、亀山市になって合併後の経年的な変化を見てみますと、少し気になったので、お聞きをしたいと思います。

債務負担行為の金額が１１億から７１億と７倍ほどふえておりますが、なぜ膨らんだのか、その要因についてお伺いをしたいと思います。

○副議長（岡本公秀君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

債務負担行為が約７倍に膨らんだのはなぜかというご質問でございますけれども、１つは、指定管理料、文化会館とか運動施設の指定管理料が、その合併した当時は３年間で指定管理を委託しておったと。それが３年間が５カ年になったもんで、債務負担行為が３年間分が５カ年分の総額になりますので、１つはそれでふえると。それともう１点が、総合住民情報システム管理事業とか戸籍電算化事業、これは平成２０年とか２２年から始まっておる事業でございますけれども、この情報化の債務負担行為の額もふえてきておると。それとか地区コミュニティセンター指定管理料、これもふえてきております。

こんなこともあって、昨年と比べても約５億数千万ふえておりまして、１０年前の平成１８年度と比較しますと随分ふえてきておると。それは今言ったような指定管理料とかいろんなことが、債務負担行為ですることが少し財政的にも経費の削減にもなるということで、債務負担行為を上げて取り組むという形が出てきていますので、そんなことの要因で増加になったというふうなことをご理解いただきたいというふうに思います。

○副議長（岡本公秀君）

森議員。

○９番（森　美和子君登壇）

指定管理料の増加とか、契約が３年から５年になったとかというお話は聞かせていただきましたが、それが金額が安くなるといった要因も言われておりましたが、今後もこのように債務負担行為でやられていくのか、債務負担行為の金額がふえていく傾向にあるのかどうか、その点についてはどうなんでしょうか。

○副議長（岡本公秀君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

まず、議会からもご指摘をいただいていますけれども、まず行財政改革、経費の削減をする上では、ある一定の量を大きくして、期間を長くして、それで安くしてくださいみたいな方法を今後ともしていく必要があるんだろうというふうな認識をしていまして、複数年契約を締結するとか、経費削減で、今まで個々に一本契約をしておったのを、いろんな施設を一元化することによって経費をまけてもらうとかいうふうな取り組みが必要だというふうに思っていますので、今後も債務負担行為は増加するものというふうな認識をいたしているところでございます。

○副議長（岡本公秀君）

森議員。

○９番（森　美和子君登壇）

では、次に移ります。

議案第５３号亀山市空家等対策の推進に関する条例の制定についてお伺いをしたいと思います。

午前中の宮崎議員、それから昼からの服部議員と少しかぶる部分もあろうかと思いますが、ご容赦願いたいと思います。

空き家に関しては、やっぱり今まで行政が立ち入ることができない個人の財産だったので、非常にいろいろと近隣住民の方の迷惑になったりという形で、そういうお声も聞かせていただいてきました。私自身も、隣の空き家に蜂の巣ができたので取ってほしいと言われたんですけど、窓口に来ると、隣の家の財産なので取れないと言われて、私は防護服を借りて自分で取りましたが、そういう状況が今まで多分いろいろとあったんだろうと思います。今回、国のほうで特措法ができて、亀山市でやっと条例ができるということで、この条例に関して私もやっとできたんだなという思いであります。

１点目の定義については、これも宮崎議員のほうが尋ねておられましたが、私は空き家等の「等」というのがどういう状況にあるのかということも聞こうかと思ったんですけど、だだっ広いようなところに建物が建っていて、そういうのも空き家としてみなされていくのか、ただ住居というか、人が住んでいたようなところだけを空き家と言うのかというふうな形で思っていたんですけど、宮崎議員の答弁でも、そういったところも空き家とみなすというふうな答弁がありましたので、この点については理解をさせていただきます。

２つ目の空き家等の所有者等の責務について、第５条関係なんですけど、条例では、第４条に市の責務、第５条に空き家等の所有者等の責務が規定をされております。

そもそも、服部議員もおっしゃっていましたけど、そもそも空き家になるということは所有者が責務を果たしていないことで、市民の安全・安心が担保できないというところから法律もでき、今回の条例に結びついていることを考えれば、５条に所有者が来るんではなくて、市の責務が最初で

所有者の責務が２番目じゃなくて、私は、所有者がまず初めに規定をされて、そして市、それから市民という形でなっていくというふうに思うんですが、その点について見解をお聞きしたいと思います。

○副議長（岡本公秀君）

松本建設部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

今回の条例案で市の責務を先に持ってまいりましたのは、市が空き家等に関する対策の推進に当たり条例を定め、対策の主導的な役割を担うのは市であるということから、市の責務を空き家等の所有者等の責務の前に規定をさせていただいたところでございます。

○副議長（岡本公秀君）

森議員。

○９番（森　美和子君登壇）

市が対策の主導的な立場とおっしゃったんですけど、法律に関しても、まず第３条に所有者の責務がうたわれて、第４条に市町村の責務が規定されているので、やっぱりそういったことを考えると、私は、空き家の所有者がまず規定をされて、そして市、市民という形になるんじゃないかと思います。

３点目に行きます。

市民の責務について、これは６条関係ですけど、これは少し服部議員とかぶるんですけど、私もこの条例を見て、「市民の責務」というその言葉に、非常に上から目線の、市民に責任があるんだろうかというふうに思ってしまいました。

この条例の中、市民の責務として、情報を市に提供するよう努めるものとするという努力規定となっております。市民ができることといったら、情報提供しかないですよね。そこに市民の責務という責任をばんと持ってくるこの見出しというのが非常に違和感を覚えて、服部議員は市民による協力とおっしゃったけど、私は市民による情報提供を言おうかなと思っていたんですけど、本当にそういう形で、市民は情報提供することができる、できる規定でやっていくほうがすっきりすると思うんですが、その点についてお伺いをしたいと思います。

○副議長（岡本公秀君）

松本部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

市は、空き家問題を重要な課題と捉えてございまして、市の空き家等に関する対策の推進に当たりましては、市民の方からの情報提供を重要な事項と考えてございます。そのため、第６条で市民の責務という形で規定をさせていただきました。適切な管理が行われていない空き家等の情報提供のご協力に努めていただく努力義務として規定をさせていただいてございます。

また、市民から提供を受けた情報の管理につきましては、空き家等の利活用による空き家等の減少や、不適切な管理の空き家等への改善措置のためにデータベース管理し、庁内関係部署と情報の共有・連携を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

○副議長（岡本公秀君）

森議員。

○９番（森　美和子君登壇）

部長、私はそこまで聞いてなかったんですけど、市民による情報提供のほうがよかったんじゃないかというふうな所見を聞きたかったんです。２回目にそのことを聞こうと思いました。だから、２項として、市長による情報管理というのを規定する必要があるんじゃないかというふうに質問をさせていただこうと思いましたけど、答弁いただきましたので、次に移りたいと思います。

４番目に、管理不全状態の空き家等に対する措置について、第１０条関係です。

これは軽度な空き家というか、予備群として特定空き家になる早い段階で市が助言・指導・勧告を行えるように規定をしている、これは大事なことだと私は思っております。さらに、一部使用の長屋や共同住宅についても同じように行えるようになっております。

早い段階からの取り組みということは理解をできますが、一部使用の長屋と共同住宅から言うと、居住者がいる状態の中で助言・指導・勧告をするということなんですが、何らかの措置を所有者が行わない場合、助言・指導・勧告に対して所有者が何もしない場合はどうなるのかについてお伺いをしたいと思います。

○副議長（岡本公秀君）

松本部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

今回の条例につきましては、長屋及び共同住宅の空き住戸に対して対策を行えるようにしたものでございますが、使用中の住戸の住民に対しては特に立ち退き等を行えるものではございません。建物全体の解体や修繕の場合に、居住権についてですが、市から立ち退きや一時居住の補償を行うことはなく、あくまで居住者が見える建物につきましては所有者と入居者の関係になると考えてございます。空き住戸が管理不全状態の空き家に該当しまして改善措置が必要な場合は、先ほど議員がおっしゃられたように、助言・指導・勧告までできるようにしてございます。

○副議長（岡本公秀君）

森議員。

○９番（森　美和子君登壇）

済みません、議長、私はそこまで質問をしておりませんが、答弁をたくさんいただきました。

指導・助言・勧告をしても何らかの措置を行わない場合はどうするのかということだったので、その答弁が聞きたかったです。本当に情けないなと思うんですけど、その次に、結果的に、部長がおっしゃったように、長屋や共同住宅の管理不全なのは、一つの部屋に対して助言・勧告・指導ができるということをおっしゃっていますよね。そうだと思うんですけど、でも、その所有者が全体を、そんなんやったら取り壊そうやないかとか、そういうことになった場合、この居住者は居住権が損なわれるようになるんじゃないかという質問をしようと思いました。もう答弁いただきましたので、もう次に移ります。

５番目の空き家等の防止対策について、これも服部議員のほうが聞かれましたけど、本当に私も、空き家等の利活用や特定空き家にならないような未然防止についても、きちんと私も条例で規定されるべきだと思います。何でこの法律ができ、今回、亀山市で条例をつくろうとしているのか。議会の提言もありますし、市民にとって本当に身近な問題として注目度もありますので、そこら辺は丁寧にきちんと条例にうたって、見てわかるような条例にするべきだと思います。

もう次に移ります。

議案第６６号平成２７年度亀山市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてお伺いをしたいと思います。

供給単価と給水原価の差異についてお伺いをしたいと思います。

平成２７年度で、これは監査委員報告の中で、供給単価が１１５．７１円、給水原価が１０９．６４円で、６．０７円給水原価が高い状態になっていると報告がありました。

私、ちょっとさかのぼって２４年から調べてみました。２４年では供給単価が１１４．４７円、給水原価が１１５．８６円で、差が１．３９円でありました。それが２５年から供給単価が１１５．２１円、給水原価が１３０．０８円、１４．８７円高く、ぽんと１４円強高くなっているんです。それが２６年では１１５．７２円で１３４．２１円ですので１８．４９円、これもまたぽんと高くなっております。今回それが６．０７円とちょっと抑えられたんですけど、この２７年で戻っているのは何か要因があるのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

○副議長（岡本公秀君）

草川上下水道局長。

○上下水道局長（草川博昭君登壇）

供給単価とは、給水収益を年間有収水量で割った１立方メートル当たりの水道料金でございまして、平成２７年度は１１５．７１円、平成２６年度は１１５．７２円と、ほぼ横ばい状況でございます。一方、給水原価ですが、従来は経常経費を年間有収水量で割った１立方メートル当たりの経費でしたが、会計基準の見直しにより、経常経費から長期前受金戻入を差し引きした上で算出することとなり、平成２７年度は１０９．６４円で、供給単価が給水原価を６．０７円上回った状況でございます。

なお、平成２６年度の供給原価は１３４．２１円となっておりますが、同様に会計基準が見直しされておりますので、新制度により算出すべきであり、再計算しますと１０９．６１円となります。まことに申しわけございませんでした。

○副議長（岡本公秀君）

森議員。

○９番（森　美和子君登壇）

そうすると、２５年はなぜ高かったのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

○副議長（岡本公秀君）

草川局長。

○上下水道局長（草川博昭君登壇）

２４年度から２５年度、供給原価の上昇の理由というふうなことですけれども、平成２３年３月１１日、ご存じのように東日本大震災がございまして、その後ですけれども、震災の影響もありまして、電力費や資材費の上昇により需用費が高騰したというふうに考えているところでございます。

○副議長（岡本公秀君）

森議員。

○９番（森　美和子君登壇）

そうすると、２５年は資材費等が上がったということで給水原価のほうがかなり高くなっておる

んですが、今回、２６年、２７年に関しては会計基準の見直しで、これは２５年は会計基準の見直しはなかったということですか。わかりました。

次に、給与費についてお伺いをしたいと思います。

総費用に占める給与費等の割合、それから給水収益に占める給与費等の割合が、どちらも年々高くなっております。一方で、職員数の変化もほとんどありません。正規が１４人、非常勤が５人ということで、若干のあれはあったそうですけど、ほとんど変化はなく、これは時間外勤務がふえたためなのか、それとも適正人数になっていないのか、そこら辺についてのご見解をお伺いしたいと思います。

○副議長（岡本公秀君）

草川局長。

○上下水道局長（草川博昭君登壇）

給水収益に対する給与費等の割合につきましては、平成２５年度は９．３％、平成２６年度から会計基準の見直しによる賞与引当金が加算され、１０．４％、平成２７年度は退職者がいたため、退職給付引当金が加算となり、前年度より１，０５３万増の１１．６％となっております。時間外勤務につきましては、平成２５年度が３，３６８時間、平成２６年度が３，５００時間、平成２７年度は２，３２６時間でございます。平成２７年度の職員数は１５人で、うち１人は育児休業中であり、実働職員は１４人体制でございます。

したがいまして、給水収益に対する給与費等の割合の増加には、職員数や時間外勤務状況は直接的には影響なく、先ほど申し上げました会計基準の見直しや、退職者に係る経費が増加となったものによるものでございます。

○副議長（岡本公秀君）

森議員。

○９番（森　美和子君登壇）

時間外勤務についても基準内でいるということで理解していいですか。わかりました。

次に進みます。

老朽管改良工事についてお伺いをしたいと思います。

中でも、石綿管の改良状況について伺いたいんですが、２５年度で９０６メートル改良し、２６年度で９１０メートル改良したんですが、２７年度では１１６メートルの改良になっているんです。この改良工事が進まなかった原因についてお伺いをしたいと思います。

それと、あと何年で完了するのかについてもお伺いをしたいと思います。

○副議長（岡本公秀君）

草川局長。

○上下水道局長（草川博昭君登壇）

石綿管改良工事につきましては平成６年度から施行いたしております。当時、石綿管の埋設状況は５９キロメートルであり、その後、毎年度計画的に改良工事を施行したという、長きにわたって事業展開をしてまいりました。平成２７年度末の石綿管の埋設状況は残り１．６キロメートルであり、配水管総延長の０．４５％でございます。平成２６年度は先ほど議員も申されたように９１０メートル、平成２７年度は１１６メートルの改良実績となっておりますが、残りの区域につきまし

ては、公共下水道整備の計画区域と重なっておりますので、事業の効率性、経済性を考慮して、できる限り公共下水道の整備とあわせて改良工事を行うことを予定しておるところでございます。

それから、いつごろ完了となるのかというふうなことでございますけれども、先ほども申し上げましたように、公共下水道整備とあわせて改良工事を行いますと、平成３８年度までには完了となる予定でございます。

○副議長（岡本公秀君）

森議員。

○９番（森　美和子君登壇）

あと１．６キロぐらいのことが費用対効果として３８年まで延ばしたほうがいいということなのか、最後にもう一度だけお伺いしたいと思います。

○副議長（岡本公秀君）

草川局長。

○上下水道局長（草川博昭君登壇）

石綿管の改良工事、残り１．６キロメートルでございますが、できるだけ公共下水道事業と区域が重なっておりますのでそこにあわせてしたいという思いもございますが、現状を十分確認した上で対応も考えているところでございます。

○副議長（岡本公秀君）

９番　森　美和子議員の質疑は終わりました。

質疑の途中ですが、１０分間休憩をいたします。

（午後　２時４７分　休憩）

（午後　２時５６分　再開）

○副議長（岡本公秀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、７番　豊田恵理議員。

○７番（豊田恵理君登壇）

それでは、創政クラブの代表質疑をさせていただきます。

まず最初に、議案第６２号平成２７年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

まず私は、決算総括ではなく、歳入の評価、そして歳出の評価ということで分けてお聞きしていきたいと思います。

まず、歳入の評価についてということでお聞きをしたいと思います。

○副議長（岡本公秀君）

７番　豊田恵理議員の質疑に対する答弁を求めます。

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

平成２７年度の歳入の評価でございますが、平成２７年度決算における歳入につきましては、歳入決算額は２１２億６，６６５万円となり、前年度と比べ１億８，１５６万７，０００円、０．９％の

増となったところでございます。

その内容といたしましては、市税は、固定資産税の償却資産の減などにより前年度に比べ約３億円の減、地方消費税交付金は、消費税率の引き上げによる年間分の実績により約３億６，０００万円の増、地方交付税は、市税の減収による基準財政収入額の減額などにより約１億７，０００万円の増、国庫支出金は、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金や社会保障・税番号システム整備費補助金の増などにより約１億１，０００万円の増、繰入金は、下水道事業基金繰入金の増などにより約２億３，０００万円の増、繰越金は、前年度繰越金の減により１億３，０００万円の減、市債は、借入額減少による約２億６，０００万円減といったものでございます。

平成２７年度決算におきましては、市税が減収となったものの、地方消費税交付金や地方交付税が増収となったことにより一定程度の財源を確保できたものであり、これにより財政調整基金残高についても前年度とほぼ同水準となる約４２億７，０００万円を確保することができたと考えております。しかしながら、厳しい財政運営が続くと予想されますことから、持続可能な行財政運営が確立できるよう引き続き財源確保に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○副議長（岡本公秀君）

豊田議員。

○７番（豊田恵理君登壇）

細かく説明をいただきました。その中で私も幾つか聞いていきたいと思いますが、まず、先ほどからの質疑の中でもございましたが、市税が減少しています。今年度は３億ぐらい減収しておりますけれども、今後の傾向としてはどのように見ているのかについてお聞きしたいと思います。

○副議長（岡本公秀君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

今後の傾向でございますけれども、市税は減収傾向にあるんだろうというふうな思いを持っているところでございます。特にうちの市税の根幹をなす法人市民税、固定資産税の償却資産、この２つについてはなかなか予測が難しいところでございますが、企業業績等を考えますと、なかなか今後も大幅な増収は期待できないんだろうというふうに考えておるところでございます。

○副議長（岡本公秀君）

豊田議員。

○７番（豊田恵理君登壇）

法人市民税、そして固定資産税、こちらのほうは、先ほどもどなたの質疑の中かちょっと忘れましたけれども、法人市民税のほう、一部の液晶産業とかそういうところは大幅に増収はしているというものの、なかなか難しいというふうなことをお聞きしておりますので、下がっていくのかなというのは、私もそのように考えております。

３番目に、合併算定がえのことにつきましては、先ほど森議員のほうから質疑がございました。平成２８年度も算定方法が見直しをされ、２９年度以降はちょっとわからないけれどもというお話ではありましたけれども、これについては実際減っていくというふうに捉えているのかどうかだけちょっと確認をさせてください。

○副議長（岡本公秀君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

今後はどうなのか、合併算定がえについてはという話ですけれども、平成２７年から５カ年で新市一本算定にかわるということには変わりございません。その中でどれぐらい削減がされていくのかということが、少し当初の予想の６億円削減されるだろうと予測をしておったのが、２７年度決算で見ると４億７，０００万円ほどに落ちてきたというふうに思っていますけれども、ここ毎年、交付税の基準が毎年変わってきていますので、なかなか読みにくいということもございますが、削減されるのは間違いないと。それが幾らになるかは、なかなか５年先までは予測がしづらいということですけれども、今の段階では当初の予定の８割ぐらいでおさまるんだろうというふうに考えておるところでございます。

○副議長（岡本公秀君）

豊田議員。

○７番（豊田恵理君登壇）

続きまして、市債についてお聞きしたいと思います。

こちらは徐々に減っていまして、２７年度も減り続けている状況でございますが、今後、来年から第２次総合計画が始まったり、また今も川崎小学校、そしてことし２８年にも亀山駅周辺整備事業とか、大きな事業が出てくることがわかっておりますが、この市債というのは、今年度はあれですけれども、１６億９，１３０万円、市債は今後どうなっていくのかについてお聞きしたいと思います。

○副議長（岡本公秀君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

地方債残高につきましては、市長が申し上げたとおり、７年連続で減少をさせてきたということがございますけれども、起債については平成２５年度が過去に振り返りますとピークであったというふうに考えています。今後、今年度も川崎小学校の改築事業、ことし、来年というふうな形で起債を借りることにもなっておるところでございますけれども、また亀山駅周辺整備事業とか、大型事業を進める際には事業費の一部を地方債の発行によって賄うこととなりますことから、臨時財政対策債なども含めた起債発行総額が元利償還額を超える場合は、当然ながら地方債残高はふえていくんだろうというふうに考えています。

○副議長（岡本公秀君）

豊田議員。

○７番（豊田恵理君登壇）

続きまして、歳出についてお聞きしていきたいと思います。

まず、歳出の評価について引き続きお願いいたします。

○副議長（岡本公秀君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

平成２７年度の歳出決算額は２０２億３，７１４万円となり、前年度と比べ３，８８３万４，００

０円、０．２％の増となりました。款別に前年度と比較しますと、総務費は、社会保障・税番号制度システム導入事業費及び関南部地区コミュニティセンター建設事業費の増などにより約２，６００万円の増、民生費は、民間保育所児童保護費及び障がい者自立支援事業費の増などにより約１億３，０００万円の増、農林水産業費は、林業総合センターの施設管理費の減などにより約９，５００万円の減、土木費は、野村布気線整備事業費及び公共下水道事業繰出金の増などにより約８億２，４００万円の増、教育費は、中部中学校クラブハウス建設事業費及び川崎小学校改築事業費の増などにより約１億２，０００万円の増、災害復旧費は、台風等災害復旧事業費の減により約７，８００万円の減、公債費は、元利償還金の減などにより約１億８，２００万円の減、諸支出金は、土地開発公社が先行取得した土地の購入費の増により皆増という状況であり、後期基本計画・第２次実施計画事業に加え、国の経済対策事業についてもおおむね計画どおりの進捗を図ることができたと考えておるところでございます。

○副議長（岡本公秀君）

豊田議員。

○７番（豊田恵理君登壇）

平成２７年度の歳出ということで、先ほど一定の評価があるということでお話を伺いました。一方で、先ほどまでの皆さんの質疑の中で、やはり厳しい財政状況には変わりがないという答弁も聞いております。私も話を聞きながら、そしてこういう資料を見させていただきながら、歳入も市税というのがどんどん少なくなっていて依存財源の比率が少しずつ高まっている、これは変わりなくどんどん高まっている状況です。そういう中で、事業と市税の収入のバランスというのが結構崩れてきているのかな、もうちょっと既存事業についても少し見直しが必要ではないのかなというふうに感じております。

その中で、次に移りたいのですが、３番、基金についてです。

こちらは、基金の活用についてお聞きしていきたいと思います。

基金には活用指針がございますけれども、そういった使い方ができているのかどうかについて、平成２７年度で、特に取り崩した基金が幾つかございますが、主にどういうことに使っていたのか、平成２７年度に使っていたのかについてお聞きしたいと思います。

○副議長（岡本公秀君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

まず、予算編成の基本的な考え方の基本的事項の一つに、基金活用指針に沿って基金の有効活用を図り、財源確保を行うことといたしておるところでございます。

平成２７年度の全会計の基金残高は約９６億２，７５０万９，０００円でございますが、平成２６年度末の基金残高約１０１億５，１９８万円に対しましては５億２，４４７万１，０００円減少いたしております。

平成２７年度におきましては、財政調整基金約３億７，６１７万３，０００円の積み立てのほか、リニア中央新幹線亀山駅整備基金５，０００万円、庁舎建設基金５，０００万円など約４億９，０２８万４，０００円の積み立てを行い、基金の設置目的に応じて減債基金を５，０００万円、農業集落排水事業債償還基金を３，１８４万３，０００円、土地開発基金を７，６３３万８，０００円取り崩し

た一方で、公共下水道事業が企業会計へ移行したことにより、下水道事業基金２億８，４５７万８，０００円全額を取り崩し、財政調整基金５億５，９１９万４，０００円を財源調整としたことなどから、約１０億１，４７５万５，０００円の取り崩した結果としまして、前年比で５億２，４４７万１，０００円減少した約９６億２，７５０万９，０００円となったところでございます。

なお、公共下水道事業への繰り出し財源として下水道事業基金約２億８，４５７万８，０００円全額の取り崩しを行ったものを除きますと、実際には約２億４，０００万円の減少にとどめ、財源確保に努めたところでございます。今後も基金活用指針に基づき、基金を有効活用した財政運営を行ってまいりたいと考えているところでございます。

○副議長（岡本公秀君）

豊田議員。

○７番（豊田恵理君登壇）

説明いただきました。

今さまざま説明いただいた中で、積み立てをしている基金に対して活用という形でしていないと私は思うんですけれども、先ほども服部議員の質疑の中でリニア中央新幹線亀山駅整備基金、こちらについて、私も、やはり何に使うのかがわからないという中で、本当に必要だったらば、やはりどのように使っていくのか、本当に活用という形で使っていくべきだと思うんですけれども、この辺について、今さっき市長のほうが未来にいかに手を打つかというふうな答弁がございましたが、積み立てていくことにどういう効果があるのかについてちょっとお聞きをしたいと思います。

○副議長（岡本公秀君）

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

リニア中央新幹線亀山駅整備基金につきましては、この基金の設置目的が、リニア中央新幹線の市内における停車駅を整備する資金に充てるということが目的となっておりまして、現在、駅周辺整備として、これは北陸新幹線佐久平駅の例によりまして、２０億円を目標として積み立てを行っておるところでございます。

それと、未来に向かっていくのにどのような効果があるかというご質問でございますが、このリニア中央新幹線亀山駅整備基金を積み立てることによりまして、本市のリニア誘致に対する心構えというか、そういったものが広く市内外にＰＲできることと、あと、８年、財政投融資により前倒しになってきておるといった状況からも、ＪＲ東海が整備に取りかかったときにすぐ対応できるといった効果もあるものと考えておるところでございます。

○副議長（岡本公秀君）

豊田議員。

○７番（豊田恵理君登壇）

心構えをＰＲするというのが、以前からもそういうお話ではございましたけれども、やはり基金の使い方、ずうっと長年積み立てられてきたものではありますけれども、こういったものの活用について、時代や社会の背景、流れなどの変化なども考えながら、市民の方に納得といいますか、理解されるものであってほしいなと願っております。

続きまして３番目にですが、財政調整基金についても少しお伺いしたいと思います。

こちらは、先ほども財政調整基金の使い方、使用ですけれども、聞きましたけれども、平成２７年度の使い方について、また今後の活用の仕方の考えについてということで、財政調整基金をどのように考えているのかをお答えいただきたいと思います。

○副議長（岡本公秀君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

財政調整基金の考え方でございますけれども、財政調整基金については、当初予算編成時に、どうしても予算編成を組む段階で予算が足らないということもあって、当初は取り崩しをさせていただくと。それで、先ほども議論がございましたが、不用額がどうしても出てくると。それで、実質収支の２分の１をまた財政調整基金へ戻すと。要するに、ある意味では家の中の財布みたいな出し入れをするような形で出し入れをさせていただきたいというふうに思っています。それというのは、入札差金とか、結果として余ってくるお金というのもございますので、それを見がてら財政調整基金残高が２０億円を下回らないように財政調整基金を活用していきたいというふうに思っています。そんなふうに財政調整基金の考え方を持っておるところでございます。

○副議長（岡本公秀君）

豊田議員。

○７番（豊田恵理君登壇）

続きまして、財源確保の考えについてということで、こちらとその次の今後の財政運営について、こちらは行財政改革大綱との整合性も含めながらお聞きをしていきたいと思います。

行財政改革大綱の中に、歳入というのがこれから、平成２７年度にできましたけれども、市税が減収していくだろう、そして普通交付税の合併算定がえの増加分が段階的に減収されていくだろう、歳出のほうでは、２８年から３０年度に定年退職者がふえるだろう、扶助費が増大するだろうというふうに書いてございます。

そういった中で、大変厳しくなっていくというのがすごくわかるんですけれども、その中で大事なのが財源確保になります。それについての考え方が行財政改革大綱の中に書いてございますが、実際に平成２７年度にどのぐらい進捗があったのか、どのようなことがあったのかということでお聞きしていきたいと思います。

まず第１に、企業誘致などが取り組みの中に上げられておりますけれども、平成２７年度ではこういった企業誘致においてはどのような対策があったのか、なかったのか、お聞きしたいと思います。

○副議長（岡本公秀君）

西口環境産業部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

企業誘致の関係でございますので、私のほうから答弁申し上げます。

昨年度の企業誘致の取り組みにつきましては、これまで同様、広域的なネットワークを有する県や産業団地の開発主体、あるいは既存企業との連携や情報交換等を通じまして、企業情報の把握に努め、本市の産業基盤や奨励金制度などの紹介も交え、立地に向けた働きかけを行うとともに、企業との交流の場や企業立地パンフレットなどを活用した情報発信を行ってまいりました。

また、奨励金制度につきましては、先ほど服部議員の質問で答弁申し上げましたように、昨年度は対象事業者３社に対して２年目となる奨励金５，７０２万円を交付いたしたところでございます。

○副議長（岡本公秀君）

豊田議員。

○７番（豊田恵理君登壇）

続きまして、新たな財源の確保についてお聞きしたいと思います。

財源確保の考えの中で、さまざま新たな財源確保に関してのことが記述されておりますが、平成２７年度に行った事業はどのようなものがあったか、お聞きしたいと思います。

○副議長（岡本公秀君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

平成２７年度の新たな財源確保の実績でございますけれども、まず１点目が、ホームページバナー広告については平成２４年度から運用を行っており、平成２７年度は１６件の申請をいただき、掲載をいたしたところでございます。収入金額については、ホームページ掲載枠を１４枠買い取っていただくという手法をとり、亀山市ホームページバナー広告掲載業務を株式会社ホープと６５万８，０００円で委託契約を行っているところでございます。この手法は、委託業者が広告掲載希望者を募り、ホームページバナー広告の１４枠を、亀山市広告掲載要綱を遵守し、自由に使えるという形で行っておりますので、広告掲載件数の増減にかかわらず、一定の収入が得られるというような方法をとっております。

次に、広告つき案内表示板については、平成２６年度から運用を図っているところでございまして、本手法は、行政財産の貸し付けという形をとり、玄関のところにあります案内表示板でございますが、表示灯株式会社に年間１２万９，６００円で市役所本庁玄関の一部を貸し付け、収入を得ております。

また、雑誌スポンサー制度の導入については、２７年度に方向性を決定し、２８年度、今年度から１件の申請をいただき、２雑誌で１万５，０００円のスポンサーが得られたところでもございます。今後もさらなるスポンサーの募集を行うとともに、新たな財源確保としてこのような事業を他施設へ事業拡大を行い、さらなる収入増につなげていく必要を感じているところでございます。

○副議長（岡本公秀君）

豊田議員。

○７番（豊田恵理君登壇）

進捗をされているということで確認をさせていただきました。

財源確保の考え方につきましては、一般質問でもさせていただきますので、ここまでとさせていただきます。

最後に、今後の財政運営についてでございますが、こちらも行財政改革との整合性を含めてお聞きしていきたいと思います。

先ほどから経常収支比率については何回か質疑がされておりますけれども、好転したとはいうものの、依然として８５％を上回っている状況ではございます。そういう中で、８５％を超えると弾力性が失われるというふうに聞いておりますけれども、実際、財政運営というのがとてもやりづら

いのではないかというふうに私は思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○副議長（岡本公秀君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

経常収支比率は、経常的に収入された一般財源が経常的経費にどのぐらい充当されているか、その割合を示したもので、財政構造の弾力性を示す指標であり、比率が低いほど弾力性が大きいことを示しています。一般的には、議員おっしゃるように、８０％を超えると弾力性を失いつつあると言われておりますが、本市では８５％を目標に行っておるところでございます。

平成２７年度決算では８６．９％と、前年度より０．１ポイント好転した数値となっております。これがなかなか下がらないというのが森議員の話もございましたけど、人件費、扶助費、交際費など、経常的経費を抑制しなければなかなか下がっていかないと。また歳入では、片方では市税とか経常一般財源を増加させる方法が１つ。もう１つは、行革大綱にも書きましたように、人件費を５％削減、また新たな市税収入を見つけていくと。そういう両方の視点から行革を行っていくことで、この経常収支比率を好転させることができるんだろうというふうに思っています。

その中で、市税は段階的に縮減をされていくというような状況にございますので、ほかの面でカバーをしていかないとなかなか難しいということがありますので、何度も言いますけど、この行財政改革大綱の実施計画に１１６の事業を掲げていますので、これは２７年度から２９年度までの３カ年の事業でございますので、３カ年でなるべく多くの事業を完結していきたいということで、経常収支比率の削減に取り組んでいくというような思いを持っておるところでございます。

○副議長（岡本公秀君）

豊田議員。

○７番（豊田恵理君登壇）

ありがとうございました。

最後にちょっとお聞きしたいんですけれども、行財政改革大綱の中でうたわれておりますことに、市民と行政職員が財政状況の情報を共有すること、そしてまた多様化する地域の課題を解決、そして厳しい財政であるからこそ市民や団体、企業の協力が不可欠とございます。確かにそのとおりでありまして、今回、決算が出てきましたけれども、これが市民の方々にも、もちろん職員の方々も皆さんもそうですけれども、きちんと情報が共有されて、実際に今の亀山市の現状というのを皆さんが把握していなきゃいけないと思います。

そういった中で、私はいつも協働、一緒にみんなで考えていく、連携していく、そういった形がすごく大事だというふうに言っておりますけれども、平成２７年度で協働ということに関して取り組んだことというのがもしあれば教えていただきたいと思います。

○副議長（岡本公秀君）

嶋村文化振興局長。

○文化振興局長（嶋村明彦君登壇）

行財政革大綱の中でも、協働の仕組みについて見直しを行うというふうな項目がございまして、その見直しの状況などについてご説明をさせていただきたいというふうに思います。

協働の仕組みの見直しという形で取り組みをしております部分は、主に協働事業提案制度の取り

組みのところでございまして、協働事業提案制度は、平成１９年度に策定をいたしました亀山市協働の指針に基づき、協働を進めるための具体的な施策として平成２０年度から実施をいたしております。この制度は、市民と行政がそれぞれ持つ特性を生かしながら、互いに不足するところを補うことで、効果的、そして効率的な事業をつくり上げていこうというふうなところでございまして、行政改革、あるいは市民参画を進めるという意味でも非常に意義がある事業だというふうに考えております。

これまでも、制度創設の５年目に当たります平成２４年度に協働事業提案制度のあり方検討委員会を設置して、その見直しなどを行ってきたところでございますが、近年は事業提案数が減少傾向にあるというふうなこともございますし、また平成２５年度からは新たな市民活動支援事業として市民活動応援制度を実施している状況もございますことから、改めて平成２８年度に協働事業の提案制度のあり方の検討を行いたいというふうに考えているところでございます。

こうしたことから、平成２７年度においては、委員会開催に向けて課題や問題点の整理でありますとか、協働のあり方を職員が意識を進めるというふうなことで、意識向上を図るための協働推進員であります室長級を対象とした職員研修などを実施したところでございまして、こうした研修の成果などを踏まえて、本年度の検討委員会の資料としていきたいというふうに考えているところでございます。

○副議長（岡本公秀君）

７番　豊田恵理議員の質疑は終わりました。

質疑の途中ですが、１０分間休憩をいたします。

（午後　３時２９分　休憩）

（午後　３時３９分　再開）

○副議長（岡本公秀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、１４番　中村嘉孝議員。

○１４番（中村嘉孝君登壇）

新和会の中村でございます。

代表質疑が６番目ということで、私で最後でございまして、午前中からいろいろと同僚議員の皆さんがご質問されまして、若干重なるところもあるかと思いますが、ご容赦願いたいと思います。

それでは、通告に従いまして質疑をさせていただきます。

議案第６２号平成２７年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について及び報告第９号決算に関する附属書類の提出についてということで、まず１番目の決算の評価と考え方についてでございます。

これも午前中、いろいろと同僚議員の方がご質問されまして、そういった中、今回、自主財源と依存財源に絞りましてお尋ねしたいと思います。自主財源の確保といいますのは、財政運営上、大変重要であると、そういったところからお尋ねしたいと思います。

今回、歳入決算額約２１２億円のうち、自主財源は約１３２億円、依存財源が約８１億円ということ。自主財源の歳入決算額に占める割合は６２％であり、前年度に比較すると約２億円減少して

いると。そのうち、市税が約３億円減少、中でも固定資産税がほとんどであるということでした。依存財源の歳入歳出額に占める割合は３８％であると。

とにかく、自主財源の比率が年々低下しておるということで、問題があるということで、自主財源、依存財源は確かに流動的ではございますけど、自主財源は、当市はこの比率が６５％前後で推移しているといった状況でございます。

自主税源の比率を上げるのはなかなか大変なことでございますけど、この比率を含めまして、こういうことに関しまして、ご見解を市長に簡潔にお答え願いたいと思います。

○副議長（岡本公秀君）

１４番　中村嘉孝議員の質疑に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

中村議員のご質問でございますけれども、自主財源と依存財源のバランスについての考え方ということであります。

歳入のうち、市税や分担金及び負担金、使用料及び手数料など、地方公共団体がみずからの権限で調達できる財源を自主財源とし、地方交付税や地方譲与税、国庫支出金などのように、国や県の意思決定に基づき収入される財源を依存財源といたしてございます。

当市におきましては、平成２１年度以降、自主財源の中心である市税収入の落ち込みに伴いまして、歳入決算額に占める自主財源の割合が年々減少しておるという流れにございます。

平成２７年度決算におきましては、歳入決算額約２１２億６，７００万円のうち、自主財源は約１３１億９，６００万円、依存財源は約８０億７，１００万円となり、自主財源の比率は前年度から１．５ポイント減少して、６２％となったところであります。

とりわけ平成２７年度は、自主財源で市税が約３億円減少いたしましたことから、財政調整基金などの繰入金が約２億３，０００万円増加しておるところでございます。

いずれにいたしましても、地方財政の自主性を高めるには、財源の調達においても、その使途決定においても、自主的に行うことができる自主財源の額が行政活動の自主性と安定性を確保し得るかどうかの尺度となるものというふうに考えておりますので、市税収入の確保はもとより、行財政改革を進めることで、引き続き自主財源の確保に努めてまいりたいというふうに考えておるところであります。

○副議長（岡本公秀君）

中村議員。

○１４番（中村嘉孝君登壇）

ありがとうございました。

確かに、大きな事業への投資等がございましたら、そういった要因によって、その率が大きく変動することから、この比率で必ずしも財政運営の安定性が損なわれるとは限りませんが、平成２１年、随分前ですけど、この当時は７６．６％あったと記憶しております。こういうことは二度とないとは思うんですけど、今後は市長に頑張ってもらいまして、企業誘致等々、比率を高めていただくようにお願いしたいと思います。

次に、２番目の行政評価外部評価委員会による評価結果ということで、この外部評価委員会の制

度は平成２０年から設立、施行されたと記憶しております。要綱では１５人以内で組織するとございますが、現在５名で行っているということでございます。

その外部評価によると、より一層健全な財政運営に取り組むこと。そのため、事務事業の進行管理、行政評価システムを運営し、効果的な財政運営に努めなさいと、そういったものでございます。

余り厳しい評価ではないと私は個人的には思ったんですが、この外部評価に対しましての見解についてお尋ねしたいと思います。

○副議長（岡本公秀君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

亀山市行政評価外部評価委員会の平成２７年度決算に係る外部評価結果のうち、決算概要に関しましては、後期基本計画第２次実施計画を推進するとともに、第２次行財政改革大綱前期実施計画に取り組み、財政の健全化に努めているが、中期財政見通しでは厳しい財政運営が今後も見込まれることから、一層健全な行財政運営に取り組む必要があるとの評価をいただいたところでございます。

今後も厳しい財政状況が見込まれておりますが、現在策定を行っています第２次総合計画の新規事業にも対応できるよう、第２次行財政改革大綱を着実に推進するとともに、施策や事業の選択と集中による財源の有効活用を図るなど、一層健全な行財政運営に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○副議長（岡本公秀君）

中村議員。

○１４番（中村嘉孝君登壇）

どうもありがとうございました。わかりました。

次に、３番目の中期財政見通しとの整合ということでございます。

これにつきましては、先般、森議員が質問されまして、ご答弁がございました。中期財政見通しの財調の残高等々がそれよりも２７年度は３億円ほどオーバーしたと、そのようなことでございましたので、これは飛ばしていきます。

次に、２番目の決算収支ということでございます。

そのうちの１番、実質収支と実質単年度収支について。

平成２７年度の決算収支は、歳入決算額が２１２億６，６６５万円、歳出決算額が２０２億３，７１４万円で、実質収支は９億６，８３６万円の黒字。しかしながら、実質単年度収支は財調５億５，９１９万円を取り崩したところから、結局は３億１，０１１万円の赤字となっている状況でございました。

当市の平成２７年度の実質収支比率は７．５で、ちなみに昨年２６年度は５．６ということでございます。

実質収支比率は、おおむね標準財政規模の３ないし５％程度が望ましいと、そのように言われておりますが、それに比しますと少し高いわけでございますけど、このことを含めまして、ご見解をお伺いいたしたいと思います。

○副議長（岡本公秀君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

議員おっしゃられるように、実質収支９億６，８３６万３，０００円となった主な要因が、この実質収支比率の７．５％になったということと同じような考えですので、ご説明をさせていただきます。

歳入において、市税や国庫支出金等が予算額と比較して約３億３，０００万円が増収となりました。歳出では、予算現額と支出済み額との差、１２億２，５００万円から、翌年度繰越額５億９，１８０万円を差し引きました不用額、約６億３，０００万円と歳入の３億３，０００万円、これを足した額が実質収支の９億６，８３６万３，０００円となった要因でございまして、予算と比べて歳入がふえた、歳出が減ったということの関係、一般的にはこの実質収支を黒字、赤字と、そこの市町村のというふうに呼んでいますけれども、そんな形で、平成２７年度決算は黒字となったところでございます。

○副議長（岡本公秀君）

中村議員。

○１４番（中村嘉孝君登壇）

わかりました。

こういった実質収支比率は、標準財政規模に対する実質収支額の割合を示す数値ということでございます。平成２７年度の標準財政規模というのが約１２８億円、及び経常一般財源比率というのが９８．０％ということでございました。

この数値というのが妥当な線かどうか、その辺についてのお考えはどうお持ちですか、お伺いいたします。

○副議長（岡本公秀君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

まずは、その数値がというお話でございますが、２点あろうかというふうに思います。

１つは、６億３，０００万円の不用額がそれでいいのかという話と、歳入見込みの問題の３億ふえたことがどうであったんだろうかということが１つは考えられるというふうに思いますけれども、歳入の国庫支出金で、し尿処理場の改築事業の補助金が２７年度に事業費約１億円をいただいたと。これは、工事は２８年度にしてもいいという話でしたが、お金だけ１億いただいたということもあります。少し最終的に企業決算状況がよくなってきて、修正申告等で、企業業績で法人市民税等がふえてきたということで、３億３，０００万円ほど増収になったと。これはなかなか予定しづらかったということもございます。

歳出については、不用額でマイナンバー制度とか、本来ならこちら側は予定をしておったんですけれども、国の状況でなかなかこちらが思うようにできなかったと。それと扶助費で、状況があるかないかわからないとか、申請があるかもわからないということで、予算を残しておくということもあって、そういうことが相まって、今回の実質収支になったということでご理解をいただきたいと。

議員おっしゃられるように、もう少し精度を上げたらどうやということもございますので、今後、

精度を上げる方法等についても検討いたしていきたいというふうに考えておるところでございます。

○副議長（岡本公秀君）

中村議員。

○１４番（中村嘉孝君登壇）

わかりました。確認させてもらいました。

次に、２番目のプライマリーバランス（基礎的財政収支）についてということでございます。

これは先ほど森議員が少しお触れになりましたが、今回、地方債発行額の抑制によりまして、約４億円の黒字となったということで、このプライマリーバランスというのはご承知だと思うんですけど、政策的な支出を新たな借金に頼らずに、その年度の税収等で賄われているかどうか。子供たちや、その孫の世代に負担を先送りにしているかどうかといった指標だと認識しているわけでございます。

具体的には、地方債、元利償還金額、財調の基金及び減債基金への積立金を除いた歳出と繰越金、地方債発行額、財調の基金及び減債基金の取り崩しを除いた歳入とのバランスを見るものだと。

日本の政府も、先般もニュースで言っていたんですけど、プライマリーバランスを２０２０年までに黒字化すると一生懸命言ってみえるんでございますけど、現在の状況ではなかなか到底難しいんじゃないかと私は考えるところでございます。

このプライマリーバランスというのは、単年度ごとの経営の結果を示す指標でありまして、当然、大規模な投資があれば単年度収支は赤字になるということでございます。また、地方債発行や財調の繰り入れによりまして、その金額によって変動するというものでございます。

しかしながら、このプライマリーバランスの均衡化を目指すということは大変重要なことだと思います。そういった中で、そのプライマリーバランスの均衡ということでご見解をお伺いいたします。

○副議長（岡本公秀君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

プライマリーバランスの均衡をどのように図っていくのかというようなご質問だというふうに思いますけれども、プライマリーバランスは、議員おっしゃられたように単年度の収支のバランスを見るものでございます。その年度の事業規模等により変動もあり得るものと認識をしており、また税収におきましては、液晶関連産業等の一過的な新規投資などに左右される点も大きく、安定した市税収入はなかなか見込めないとの見解を持っているところでございます。

また、公債費負担比率については、年度間での変動は少ないことから、将来の公債費負担を抑制するためにも、財政構造の硬直化を示す指標である公債費負担比率を意識し、引き続き地方債の発行も含め、十分注視した上で財政指標を総合的に検証していきたいと。その中で、プライマリーバランスも状況を追いがてら、しかし年度間の事業の変動がございますので、どうしても毎年、よく似た数字で抑えよというのはなかなか難しいところもございますので、その点はご理解をいただきたいというふうに思っています。

○副議長（岡本公秀君）

中村議員。

○１４番（中村嘉孝君登壇）

ありがとうございます。なかなか難しいと思います。

このプライマリーバランスが均衡化するということは、市債の発行残高の増加をとめるための条件となると、今言われたようなことでございます。

なぜなら、このプライマリーバランスの赤字が続いておる限り、それを埋めるために市債発行残高が増加せざるを得ないということだと思います。

プライマリーバランスを黒字化しようとすることは、過去の税金を返しながら次世代への負担を軽減するということでございまして、この均衡は、先ほどご答弁にもあったんですけど、なかなか均衡するのは難しい。それはわかります。

しかしながら、市民生活を保障していくためにも、現在それの均衡を保ちながら、市民の生活を保障していく、そういった中で頑張っていくのは当亀山市の行政の役目だと、そのように考えております。

次に、３番目の収入未済額、特別土地保有税等と書きましたんですが、収入未済額はいろいろ市税の中にもたくさんございますけど、市税の収入済額は、今回約１０６億円ございまして、収入未済額は約７億円。これは現年課税分と滞納繰り越し分を合わせた分でございます。

一方、その収納率は９３．０％で、現年課税分は９８．９％、滞納繰り越し分は１７．４％。行政サービスの大半は、確かにその税で賄っております。税収の確保は不可欠であるということで、この税というのは財政の根幹をなすものであるということでございます。

今回は、特別土地保有税に絞りましてお尋ねしたい。

といいますのは、この特別保有税というのは昭和４８年に創設されまして、それから平成１５年の税制改正によりまして、平成１５年以降の課税が停止されたということでございます。これは取得も保有も含めてでございますけど、それから平成１７年にまた新しく見直されて、この特別保有税の徴収猶予制度というのができまして、この延長期間というのは１０年間あったわけでございますが、これが来年切れるということでございます。それで今回お尋ねしたわけでございますけど、その辺のところ、簡潔にご説明をお願いしたいと思います。

○副議長（岡本公秀君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

現在、亀山市で特別土地保有税の徴収猶予を行っている業者は１社でございます。法改正後の猶予期間の期限であります平成２９年１２月３１日が猶予期間の延長の最終期限としておるところでございます。

そのため、今回の猶予期間の期限までに事業が完了しない場合については、特別土地保有税の徴収猶予を取り消し、本税が約１億３，５００万円ほどと延滞金約１億２，０００万円ほどを徴収しなければならなくなるということになると考えているところでございます。

○副議長（岡本公秀君）

中村議員。

○１４番（中村嘉孝君登壇）

現時点で、特別保有税が約１億４，０００万、滞納額を全て足しますとありますね。それで、そ

のうち、今言われたように１億３，０００万が徴収猶予分となっているということでございまして、これはテクノヒルズの工業団地のことだと思いますが、これが来年、猶予期間が切れるということで、今部長から説明があったんですけど、企業の対応状況によって、今言われたように、来年までにそういった条件が満たせれば、徴収猶予もなくなり、この１億３，０００万を納めなくてもいいということになるんですけど、いろんな条件で造成工事等々がおくれた場合、それが徴収猶予となってゼロになれば、亀山市の収納率も若干上がると思いますけど、それができない場合、工事が、どのようになるのか。そして、市としてはどのように指導するのか、その辺のところをお尋ねしたい。

○副議長（岡本公秀君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

まず、私も先日、徴収猶予を行っている事業者と事業の進捗についてお話をさせていただきました。建設部長にも同席をいただいて、ほかのフラワー道路の関係とかもございますので、そこら辺の関係もお話をさせていただいたところでございます。

まず、事業につきましては、来年の工業団地の造成に向けて、順調に推移をいたしておるところでございます。私が先ほど申しましたように、順調に工事が完成していただかないと本税と延滞金を徴収することになりますけれども、今の段階で確認しておる段階では、順調に造成工事もかかっていただいていますので、期限までには工業団地が完成するだろうというふうに考えておるところでございます。

○副議長（岡本公秀君）

中村議員。

○１４番（中村嘉孝君登壇）

わかりました。

こんなことを聞いたら、ちょっとだめなんですけど、例えば、指導して、期限が来て、造成工事のそうした条件ができずに徴収猶予ができなかった場合は、亀山市に１億３，０００万入るし、だからかえってそっちのほうがいいんじゃないかといった考えは。ちょっとだめだとは思うんですけど、そのことについてお尋ねします。そういうことはないと思いますけど。

○副議長（岡本公秀君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

今までも、本日も議論をされていますけれども、亀山にとって、新たな企業誘致というものがとても大事だということは皆さんもご理解をいただいておるというふうに思いますけど、その中でこの徴収猶予を行っている事業者が工業団地の造成のところでございまして、今の計画では１０区画の工業団地の造成を計画していただいておるところでございます。

市にとっても、この本税とか延滞金をいただく以上に、新たな企業誘致につながるという意味では、この造成工事がとても大事なんだろうと。それと、今まで課題となっていましたフラワー道路の延伸の問題等も解決をいたしますので、何とかこの徴収猶予を行っている造成工事については完結をしていただくようにお願いをしていきたいというふうに考えておるところでございます。

○副議長（岡本公秀君）

中村議員。

○１４番（中村嘉孝君登壇）

ありがとうございました。

それでは、次に行きます。

３番目の財政分析指標ということでございます。

経常収支比率と財政力指数ということで、先ほど市長もちょっと触れられましたんですが、今回、経常収支比率が前年度８７％に比べまして０．１ポイント減少して８６．９％で、行革大綱で目指しております８５％を若干超えておるといった状況でございます。なかなか目標値に達しないと。財政力指数も０．９３９で、極端に悪いわけではございませんけど、経常収支比率の本来の理想値は７０から８０と、そのように聞いております。これは７０というのはよすぎると思うんですが、今後も上昇傾向にあると考えるわけでございますけど、投資的経費やら新規事業をする余力が徐々に減っていく状況でもございます。

確かに、県下では１番目か２番目というういいところには位置しておるわけでございますけど、今後の目標とご見解をお伺いしたいと思います。

○副議長（岡本公秀君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

まず、経常収支比率の目標は８５％以下を目標として取り組みを行っているところでございます。

平成２７年度決算における経常収支比率は、議員おっしゃられたように、前年比で３億円の市税の減収となったものの、地方消費税交付金が約３億６，０００万円、普通交付税が約１億６，０００万円増となったこと、また経常的経費の公債費が前年度比で約１億８，０００万円減少したことが比率改善の要因となり、前年度から０．１％好転したというふうに考えています。大きな要因は、やはり公債費の償還額が減ったということが大きな要因だろうというふうに認識をいたしておるところでございます。

○副議長（岡本公秀君）

中村議員。

○１４番（中村嘉孝君登壇）

わかりました。

１点、今後の目標について、どんどんどんどんこれ以上に上げていくのか。その辺のところをちょっとお尋ねしたので、その辺についてお伺いします。

○副議長（岡本公秀君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

目標は８５％以下に抑えていきたいというふうに思っています。それを行うためには、歳入の確保、市税なり、ほかの財源の確保がとても大事なんだろうと。それと歳出の抑制。これが相まって、８５％以下に経常経費が抑えられるものだろうというふうに思っていますので、両面から考えていく必要があるんだろうというふうに考えております。

○副議長（岡本公秀君）

中村議員。

○１４番（中村嘉孝君登壇）

８５％ということですね、前から。

次に、公債費負担比率。

この比率は、前年度に比べ０．６ポイント減少して１３．９％ということでした。望ましいと言われる１５％をやや下回っていると、まあまあの状況ということで、この公債費負担比率が現在減少しておるわけでございますが、その要因はどういうところにあるのか、お尋ねしたいと思います。

○副議長（岡本公秀君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

公債費負担比率は、公債費に充当した一般財源の一般財源総額に対する割合を示しており、一般的に財政運営上、議員おっしゃられるように、１５％が警戒ライン、２０％が危険ラインとされております。

平成２７年度は、昨年度より０．６ポイント回復した１３．９％となり、警戒ラインは下回ったところでございます。

この比率の好転の要因でございますが、先ほど申したとおり、公債費が前年度と比較して約１億８，０００万円減少したことが上げられます。具体的な算定においては、計算式での分子となる減債基金繰入金を除く公債費に充当した一般財源が８，０００万円減少し、分母となる一般財源総額は前年度比で約３億円の市税の減収となったものの、地方消費税交付金が約３億６，０００万円、普通交付税が約１億６，０００万円増となったことが上げられます。

今後の見込みでございますが、公債費は平成２５年度の約２７億４，０００万円をピークに減少し、平成２７年度では約２２億円となり、今後も減少傾向となってまいりますが、公債費償還の財源である減債基金残高も平成２７年度末で３億８，０００万円に減少していることにより、減債基金が枯渇した後は公債費に充当する一般財源が増加し、公債費負担比率の上昇が見込まれるところでございます。

このことから、中期財政見通しにおいては、今後の減債基金の繰入額は公債費負担の一般財源を約２２億円に平準化する額を取り崩すことといたしております。

引き続き、起債の借り入れについては交付税措置などを考慮し、財政の健全性を示す指標を注視しながら、財政の硬直化を抑止していくことが重要であると考えており、公債費負担比率１５％以下の維持を目標として、今後の財政運営を進めていきたいと考えておるところでございます。

○副議長（岡本公秀君）

中村議員。

○１４番（中村嘉孝君登壇）

ありがとうございます。

もう減債基金も年々減ってきておるということで、理解させてもらいました。

次に、４番目の財務書類４表についてということでございます。

１番目に、総務省による統一的な基準による地方公会計の整備促進についてということで、財務

書類４表について、本年度も決算の財政指標の添付資料として、財務書類４表、貸借対照表、俗にいうバランスシートですね、それと行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書等提出していただいておるわけでございます。今回も連結の財務書類４表も提出されまして、年々充実してきていると、そのように思います。

しかしながら、この減価償却等々、一般企業に比べますとやはり少し乖離があるんじゃないかと、そのようにも思います。また、課題でもあると。

そんな中、平成１８年以降に総務省より発生主義の考え方が示されまして、それからまた昨年より、２７年度から２９年度のこの３カ年で統一的な基準による財務書類を整備しなさいということが言われておりました。

このことについて、簡単にご説明をお願いいたしたいと思います。

○副議長（岡本公秀君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

統一的な基準による公会計の整備といたしましては、新たな基準による財務書類を原則として平成２７年度から２９年度までの３カ年で全ての地方公共団体で作成するよう、昨年１月に総務省から要請がございました。

現在、本市が採用している総務省方式改訂モデルでは、決算統計データを活用し、財務書類を作成しておりますが、総務省から求められている新たな基準による財務書類の作成に当たっては、固定資産台帳の整備が前提となっております。

現在、昨年整備いたしました固定資産台帳をもとに財務書類の作成に努めているところでございます。

○副議長（岡本公秀君）

中村議員。

○１４番（中村嘉孝君登壇）

先ほど言われましたように、特にこれにつきましては固定資産台帳の整備が前提ということで、今、部長が言われたんですけど、昨年の決算のときもちょっとお尋ねしたんですけど、そのときの答弁の中で、固定資産台帳の整備というのはなかなか大変な作業ということでございました。整備するには全庁が一丸となって各部、室から１人ずつ、各部門、担当者１名を出して、契約管財室が事務局となって取り組んでいくと、そのような答弁でございまして、また公認会計士や税理士等々、そういった専門の方々の支援も必要だと。また、株式会社ぎょうせいと業務提携を結ぶということも言われておりました。

いろいろ台帳整備は大変であるといったご答弁でしたんですけど、先ほど部長は台帳ができたとか、そのような一言を言われましたんですけど、その辺の進捗状況についてお尋ねしたいと思います。

○副議長（岡本公秀君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

固定資産台帳整備につきましては、昨年８月に株式会社ぎょうせい東海支社と亀山市固定資産台

帳整備支援業務委託を締結し、平成２６年度末を基準とした固定資産台帳を整備いたしたところでございます。

具体的には、各室が収集・整理した多量の資産につきまして、総務省の資産評価及び固定資産台帳整備の手引をもとに、株式会社ぎょうせい東海支社の公認会計士や税理士からの支援をいただきながら、資産別の価格評価ルールの作成や資産の評価をいたしました。

また、減価償却資産につきましては、減価償却額の計算についても支援をいただきながら、平成２６年度末の簿価の算定を行いました。

現在、この固定資産台帳をもとに、平成２７年度中の資産の移動分について更新作業を行っているところでございます。

これについては、本当に契約管財室の中で私も一緒に参加をさせていただきましたけど、大変な業務であったことは事実であります。

○副議長（岡本公秀君）

中村議員。

○１４番（中村嘉孝君登壇）

何とか１年でできたので、前に部長が言ってみえました林道やら青道、赤道等々、そういった作業が大変だと。その辺がよくできたなあとは思うんですけど、そこでお尋ねしたいんですけど、完成した固定資産台帳でございますけど、それは僕らは閲覧が可能なのか。それと、固定資産台帳の整備の段階で、今のご答弁で大変だったということでございましたけど、その間、いろんなお金も業務委託の予算も要るだろうし、人件費等々もかかったと思うんですけど、国からの例えば人件費とか、財政支援等々はあったのか、なかったのか。その２点、お尋ねしたいと思います。

○副議長（岡本公秀君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

まず、国からの支援は亀山市固定資産台帳整備支援業務委託について、交付税の算入対象となったということが１点と、今年度、固定資産台帳の整備に係る、先ほど言ったように特別交付税措置がありましたのと、人的支援については、総務省自治大学校等を活用した自治体職員向けの研修が開催されておりまして、本年５月に総務省自治大学校において開催された地方公会計特別研修にうちの職員を１名派遣したところでございます。

閲覧については、財務書類の補助簿として固定資産台帳を使いますので、システム上、補助簿と整合する必要がございますので、閲覧についてはいましばらくお待ち願いたいと。補助簿を財務書類として出す段階でもう一度整合をして、皆さん方にお見せをしたいというふうに思っていますので、今年度中にその整合をやっていきますので、もうしばらく閲覧についてはお待ちを願いたいというふうに考えております。

○副議長（岡本公秀君）

中村議員。

○１４番（中村嘉孝君登壇）

補助簿と整合してからということで、来年の２９年度は閲覧できると、そのように理解してよろしいですか。

○副議長（岡本公秀君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

２９年度中の公表に向けて、今努力をしていますので、４月になったらすぐということには少しならないかもわかりませんけれども、２９年度中には公表できるよう、頑張って取り組んでいますので、いましばらくお待ちを願いたいというふうに思います。

○副議長（岡本公秀君）

中村議員。

○１４番（中村嘉孝君登壇）

わかりました。

それでは、３番目の公共施設の老朽化比率ということでございます。

近年、自治体では公共施設の老朽化対策が大きな課題となっております。当然、この亀山市にとりましても、そういった問題に現在直面しているわけでございます。その最たるものがこの庁舎でございますけど、ほかにも老朽化した施設はいろいろございます。

資産の老朽化の度合いは、決算統計やら既存の財政指標ではなかなか理解しづらいと、把握しづらいということでございます。今回の固定資産台帳の整備によりまして、その一元管理をすることによって、いろいろそういった老朽化の施設が把握できると、そのように思います。

資産の老朽化比率を算出することによって、小学校や保育所等の老朽化対策の優先順位を検討するためのいろんな参考資料にもなると思いますし、昨今、この決算書類の中に老朽化比率を掲載する自治体がどんどんふえておるといった状況でございます。

当亀山市におきましても、今後、老朽化比率等を採用する考えはあるのか、今後、決算等々にそういうのも入れるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○副議長（岡本公秀君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

資産老朽化比率でございますが、有形固定資産のうち、土地以外の償却資産の取得価格に対する減価償却累計額の割合を計算することにより、取得した資産が耐用年数に対し、どの程度の年数が経過し、どの程度減価償却が終わっているかを見ることができ、比率が低いほど施設が比較的新しいと言えるものと認識をいたしております。

現在、作成している総務省方式改訂モデルによる財務書類は、決算統計データを用いて作成するというルールでありますことから、減価償却を計算するものの、取得価格が一部正確に反映されていないという制度上の限界がございます。

しかしながら、今後作成することになります新たな基準による財務書類におきましては、固定資産台帳の資産の取得価格や耐用年数のデータによる減価償却を行い、貸借対照表に資産計上してまいります。

現在におきましても、資産老朽化比率を計算することは可能でありますが、新しい基準による財務書類では、より正確な比率となりますことから、議員ご指摘のような施設の老朽化対策の優先順位を検討していく際の判断材料の一つにすることができるものと認識をいたしているところでござ

います。

○副議長（岡本公秀君）

中村議員。

○１４番（中村嘉孝君登壇）

わかりました。

当面、決算書類の添付資料には出さないと、そのように理解してよろしいんですか。

○副議長（岡本公秀君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

現在、取り組んでいますので、できるだけ２９年度からあらわせるように取り組んでいきたいというふうに思っていますけれども、今最中ですので、絶対出せるとは、出せるような努力をしていくということでご理解をいただきたいというふうに思います。

○副議長（岡本公秀君）

中村議員。

○１４番（中村嘉孝君登壇）

わかりました。

結構、そういった比率を出しておるところも多いので、よろしくお願いします。

最後に、決算重視による今後の財政運営ということで、先ほど来、今後の財政運営等々でご質問もあったわけでございますけど、これからの自治体にとって、予算決算を比べると、決算重視の考え方が今後大変重要になると、そのように思います。今回の総務省からの固定資産台帳の整備も、そういった一環だと、そのように考えます。

確かに、決算は予算を執行しただけにすぎず、妙味がないといったらそれまでなんですけど、たびたびの補正を繰り返して、当初の額が変わってくるとかそういうこともございますし、やはり決算の場合は財政の全体構造もよくわかるということで、行政執行の妥当性につき、細かくわかる、精査が可能であるということでございます。

それだけに、予算に劣らず重要視されなければならないと、そのように認識しております。確かに、年々決算というのは充実しておりまして、いろんな新しい資料も出てきております。そういった中で、決算なくして予算なしといったスタンスが必要であると、そのようにも思います。

一般企業のように、毎月バランスシートが出せるような状況というのはなかなか難しいんですけど、欧米諸国等々の公会計はほとんどが複式だと、そのようにも聞いております。亀山市も年々、一般企業の複式の方向性に向かっているところでもございます。

そういった中で、こういった決算重視による考え方による今後の財政運営でございますけど、これを最後に市長にお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○副議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

決算重視による今後の財政運営についてということでありますが、まさに議員ご所見のところは私どももそのように認識をし、重視をしてまいっておるところであります。

決算におきまして、事業を実施したことでどのような成果があったのかという検証が重要な要素というふうに理解いたしておりまして、これまでから新年度予算編成に当たっては、個々の予算査定について、前年度予算額だけでなく、決算額も勘案し、それをいかに次年度の予算編成や予算執行に反映するかが極めて重要であるという認識をいたしておるところであります。また、それを全庁を挙げて、共有の認識を持つように努力をいたしてきておるところであります。

今後の財政運営の考え方でありますが、市税の増収は未知数な要素が強いということで、さらに平成２７年度からは普通交付税の合併算定がえによる増加分が段階的に縮減されておりまして、またご案内の法人市民税の税率の引き下げも行われてまいりますことから、財源確保の厳しさが一層増すという認識のもとに行財政運営を進めてまいりたいと考えております。

そういう中で、限られた財源を有効に活用し、将来を見越した計画的かつ持続可能な財政運営を行っていくことは肝心でございますので、この決算重視の考え方の一層の推進といいますか、それで公会計の改革の推進、あわせてこういう財政構造を共有できるような、見える化といいますか、こういうことの必要性も含めまして、決算重視によります今後の財政運営につなげてまいりたいというふうに考えておるところであります。

○副議長（岡本公秀君）

中村議員。

○１４番（中村嘉孝君登壇）

どうもありがとうございました。終わります。

○副議長（岡本公秀君）

１４番　中村嘉孝議員の質疑は終わりました。

質疑の途中ですが、１０分間休憩をいたします。

（午後　４時２７分　休憩）

（午後　４時３６分　再開）

○副議長（岡本公秀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長します。

次に、８番　福沢美由紀議員。

○８番（福沢美由紀君登壇）

日本共産党の福沢美由紀でございます。

本日の質疑は、議案第５５号亀山市放課後児童クラブ条例の一部改正についてから行わせていただきます。

新たに設置する川崎小学校区放課後児童クラブの定員を４０人から８０人にすることについてと上げました。

公設で学校敷地内、校舎内に学童保育所、放課後児童クラブをつくるということに関しては、非常に私たちも放課後子ども総合プランに上がっているではないかということで申し上げてきましたことですし、評価はしたいと思うんですけれども、他の公設の放課後児童クラブの定員が皆４０人であるのに対して、今回新たに設置する川崎小学校区放課後児童クラブの定員が８０人となってお

ります。この理由を伺いたいと思います。

○副議長（岡本公秀君）

８番　福沢美由紀議員の質疑に対する答弁を求めます。

伊藤子ども総合センター長。

○子ども総合センター長（伊藤早苗君登壇）

既存の放課後児童クラブ、公設の４施設につきましては、全て１つの支援の単位であることから、亀山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定に基づき、おおむね４０人の定員としております。

一方、川崎小学校区放課後児童クラブにつきましては、おおむね４０人定員の支援の単位を２つ整備することから、おおむね８０人の定員とするものです。

なお、放課後児童クラブ施設としては１施設でありますことから、１つの指定管理者が２つの支援の単位を管理運営することになります。

○副議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○８番（福沢美由紀君登壇）

放課後子ども総合プランの省令基準に関するＱアンドＡというのが出ているんですけれども、その中でこういう問いがあります。支援の単位はおおむね４０人以下と指定されているが、大規模人数のクラブについては、別々のクラブに分割しなければならないのかという問いです。

この８０人というのは大規模人数のクラブということに当たると思うんですけれども、これに対する答えが、支援の単位とは児童の集団の規模をあらわすものであり、クラブを分割して運営する方法によりがたい場合には、児童の安全を確保できる体制のもとで、地域の実情に応じて、１つのクラブの中で複数の支援の単位に分けて対応することも可能としているという答えです。

別に、だからしてはいけないことではないんですが、クラブを分割して、それぞれが独立するというのが一義的な答えなんです。

というのは、なぜここにこだわるかといいますと、運営主体側の立場に立ちますと、２つの支援単位を統括する視点が必要となってくる。今まで自分の学童保育、自分たちの学童保育、自分たちの子供たちを一生懸命見ていればよかったものが、やはり２つの支援の単位の子供たちであるとか、２つの支援の単位の職員集団を統括するという仕事が一つ必要になってきますし、補助金についても学童保育所、放課後児童クラブに対して出る補助金と支援の単位ごとに出る補助金といろいろありますし、さまざま考慮が必要なことだと思うんです。

こういう大切なことに対して大きな違いがあるわけなんですけど、２つにただ分けるのと支援の単位に分けるのとでは。それで、運営主体の可能性があるところと、こういうことに対して議論がなされたのかどうかの確認をさせていただきたいと思います。

○副議長（岡本公秀君）

伊藤センター長。

○子ども総合センター長（伊藤早苗君登壇）

このことに関して、運営主体の方と議論がなされたかということについてなんですけれども、今からここを運営していただく指定管理者を選定いただくような形で進めてまいりますので、その後、

基準等々で決められていることにつきましては、やむを得ないかもわかりませんが、できる範囲の中で協議はさせていただこうと思っております。補助等で、２つの支援として扱うものはそうしていきたいと思っておりますし、今後、指定管理者の委員会の後、その候補者の方と決めていきたいと思っているところでございます。

○副議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○８番（福沢美由紀君登壇）

要するに、そういう実情的なお話についてはまだされていないということなんだと思うんです。今後、これはしばらくは多分８０人の定員いっぱいで、これでも足るだろうかというぐらい、川崎小学校区の子供たちがどんどんふえてきているということなんですけれども、５年、１０年たっていく中で、例えば２つ合わせても少なく、４０人ぐらいになってくるとか、もっと少なくなってくるということもあるかもしれない。

そんな中で、例えば１つの学童保育の運営主体がどのように２つの支援単位を運営していくのかということを自由に、フレキシブルに、その運営主体に任せてやっていくのか。例えば、私たちは４０人と言われましても、子供たちを見るには２０人ぐらいがちょうどいいよねみたいな、実感としてはあるんですけどね。少なかったら、そのほうが丁寧にできるかなと思うんですけれども、例えばそれを２０人、２０人に分けていいものなのかとか、いろんな問題が、これは１つの運営主体が２つに分けるということになってくると想定されると思うので、今までやっていないなら仕方がないんですけれども、今後丁寧に、今のことだけじゃなくて、今後どんな流れの中でどういうふうにやっていく、あるいは独立して、それぞれが分割して学童保育所をつくるということはあり得ないという状況で、この条例なのかということも含めて、きちんとその運営主体になられるところと議論をしていただきたい、きちんと決めていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○副議長（岡本公秀君）

伊藤センター長。

○子ども総合センター長（伊藤早苗君登壇）

今後のスケジュールになってくるんですけれども、親御さんへの周知ということがまず一番かなと思っております。放課後児童クラブの利用の募集時期等々もおくれてきますので、そのことを保護者に言った後、指定管理者につきましては、本議会で亀山市放課後児童クラブ条例の一部改正を承認いただいた後、指定管理者選定委員会を設置し、選定委員会において管理者の候補者を選定し、１２月議会に提案させていただきます。

そして、１２月議会において、指定管理者を承認いただいた後、速やかに基本協定を締結し、児童の募集など、放課後児童クラブの開設に向けた準備を行っていただくことを予定しておりますので、協定書等々を締結していくあたり、丁寧に運んでいきたいと思っているところです。

○副議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○８番（福沢美由紀君登壇）

指定管理者制度については、次の質疑の中で伺おうと思っていたんですけれども、流れに乗って、そちらについて伺っていきたいんですが、今私が伺おうと思っておりました公設の児童クラブにつ

いて、指定管理をするということがもともとの条例であるわけなんですけれども、従来と同じように公募をしないという前提のもとで指定管理を考えているのかということについて、もう一度、その点だけについてお答えをください。

○副議長（岡本公秀君）

伊藤センター長。

○子ども総合センター長（伊藤早苗君登壇）

公募をしないかどうかということに限定ということですので、最終的には選定委員会において判断されることになりますが、担当部局としましては公募をしない、つまり非公募にいたしたいと考えております。

○副議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○８番（福沢美由紀君登壇）

この債務負担行為が川崎小学校区の放課後児童クラブの指定管理料について出ているわけなんですけれども、この指定管理について、担当部局としては公募をしない方法でやっていきたいということを考えていると。しかし、決定するのは違うところであるということなんですね。

例えば、先ほどちょっとざあっと流れで言っていきましたので、もう一度とめて聞いていきたいんですけれども、例年だと新入生の健診が秋にあります。そのときに学童保育所、児童クラブの入所の説明であるとか、募集を始めるわけなんですけれども、これについては例年の流れの中でやっていけるのかどうかをお伺いしたいと思います。

○副議長（岡本公秀君）

伊藤センター長。

○子ども総合センター長（伊藤早苗君登壇）

その点につきましては、例年どおりということにはちょっとスケジュール的にならないということで、１０月下旬ごろ、いつもの新入児の説明会のときには、保護者に対して新たな川崎小学校区児童クラブの整備とか開設時期についてお知らせするとともに、放課後児童クラブ利用者の募集期間が例年よりも少しおくれます、管理者決定後になるということもあわせて周知いたしたいと思っているところです。

○副議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○８番（福沢美由紀君登壇）

放課後児童クラブの仕事の中で一番大変なのが、この４月に向けての準備、そして４月を乗り切ること、夏休みに向けての準備、それを乗り切ることだと思うんですけれども、この４月に向けての準備がやはり年明けになってしまうということ、指定管理の決定を待たなくてはいけない。

例年どおりのスケジュールで決定をしていかなくてはならないということにとらわれずに、これはもう子供たちの本当に安心して４月の１日から学童保育ができるようにということで、条例としても指定管理の準備については先立ってするということはうたわれていましたけれども、決定は議会を通さなくてはいけないということなんですね、今のおっしゃりようだと。それであったら、もうそれに合わせて、私は臨時議会で開いてでも、早く準備ができるようにしなくちゃいけないこと

なのではないのかなあ、それぐらい大事なことではないのかなあと思うんです。

１つご紹介をしたいのが、厚労省の放課後児童クラブの運営指針。もちろん、それにのっとって、今回もこの指針が出た後の新しい学童保育なので、よく熟読していただいていると思うんですけれども、ここに運営主体のことが書かれています。

これには、放課後児童健全育成事業は市町村が行うこととし、放課後児童クラブの運営については、育成支援の継続性という観点からも、安定した経営基盤と運営体制を有し、子供の健全育成や地域の実情についての理解を十分に有する主体が継続的・安定的に運営することが求められるとあります。

こうやって指定管理をするごとに一旦ストップがかかるみたいなことが起こっているようでは、安定して、継続して運営をしていくことができません。今回のこのことについては、指定管理であるがゆえの弊害ではないのかなと思います。

この指定管理者制度、無理があることが露呈した事案であるかと思うんですけれども、少しでも早く進めていただくということに関してのご答弁を願いたいと思います。

○副議長（岡本公秀君）

伊藤センター長。

○子ども総合センター長（伊藤早苗君登壇）

いろいろご指摘いただいたわけなんですけれども、今現在は指定管理者を選定する委員会を発足してということで、この後、本議会が終わってから選定委員会を設けて、やっぱり１２月の議会ということに思っておりますので、できるだけ早く保護者の皆様には情報を提供し、安心していただけますように努力はしているところなんですけれども、ご理解いただきたいと思います。

○副議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○８番（福沢美由紀君登壇）

保護者の皆さんも仕事をやめるのか、あるいはおじいちゃん、おばあちゃんに仕事をやめていただいて見てもらうのかというような決断もしなくちゃいけない時期になってきますので、ぜひとも早く子供たちが安心して学童保育に通えるように進めていただきたいと思います。

次の質疑に移ります。

議案第６３号平成２７年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

基金についてと１つ上げたんですけれども、その前に、この２７年度決算の国保の特徴を簡単に伺いたいと思います。

○副議長（岡本公秀君）

坂口市民文化部長。

○市民文化部長（坂口一郎君登壇）

平成２７年度国民健康保険事業特別会計の決算状況でございますが、歳入決算額が前年度比７．２％増の５１億５，１８４万円、歳出決算額が前年度比８．２％増の５１億２，５８７万円で、歳入歳出差し引き額は２，５９７万円の黒字決算でありましたが、前年度繰越金６，７８６万円を差し引いた単年度収支は４，１８９万円の赤字であり、厳しい財政状況となっております。

平成２７年度決算における特徴でございますが、平成２６年度と比較いたしますと、歳入では保

険税による収入はほぼ横ばいでございますが、国庫支出金、前期高齢者交付金、一般会計繰入金等が増加しており、前年度決算額と比較しますと３億４，６２５万円の増加となっております。

一方、歳出では保険給付費が増加しており、歳出全体の約６割を占めております。また、保険財政安定のための拠出金である共同事業拠出金等も増加しており、前年度決算額と比較しますと３億８，８１４万円の増加となっております。

○副議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○８番（福沢美由紀君登壇）

単年度収支赤字の要因を改めて整理して伺いたいと思います。

○副議長（岡本公秀君）

坂口部長。

○市民文化部長（坂口一郎君登壇）

単年度収支が赤字の要因でございますが、高齢化及び医療の高度化により、全国的に医療費が伸びている中で、本市においても医療費が増加していることが大きな要因であると考えております。

○副議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○８番（福沢美由紀君登壇）

医療費がここ５年でも一番高い、１人当たりの医療費が高いことになっているので、単年度収支が赤字になってきたということですね。

１つ、基金について伺いたいと思います。

議会からも附帯意見として、必要であると当局も認識されている基金について、非常に少ないということで、きちんと積み上げるようにということで申し上げていたわけですけれども、この２７年度は積まれることはありませんでした。これはなぜなのか。また、２７年度末の基金残高は幾らなのかをお伺いしたいと思います。

○副議長（岡本公秀君）

坂口部長。

○市民文化部長（坂口一郎君登壇）

基金についての現状でございますが、国民健康保険給付費等支払準備基金は国民健康保険事業における財政の健全な運営のための資金に充てるために設置しているもので、医療費の急増などの不測の事態に備えるものでございます。

基金の現状でございますが、当市の国保事業におきましては、単年度収支が黒字になった場合には余剰金を積み立ててきたところでございますが、平成２６年度に単年度収支が赤字に転じ、基金からの繰り入れにより事業を運営したため、平成２６年度末での基金保有額は約６５万円を残すのみになったところでございます。

そして、平成２７年度におきましても、単年度収支として赤字の状況であり、基金を積み立てることが困難でございましたので、積み立ては行わず、平成２７年度末基金残高は６４万９，６３３円となっているところでございます。

○副議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○８番（福沢美由紀君登壇）

赤字だったから基金には積めなかったというご答弁だったと思うんですけれども、非常に大きな病気が流行したときに必要であるということであるので、命を守る基金でありますので、リニアの基金は着々と積み上げられていながら、この命を守る基金が赤字やったでやめましたということでいいのかどうかというのをちょっと市長に。これはもう国保の会計の中では無理なので、本当に必要だと思われたら、一般会計も考えて積み上げていかなくてはいけないのではないかということで、議会からご意見を申し上げたと思うんですけれども、その点についてのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○副議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

福沢議員のご質問にお答えをいたします。

過去にも、この法定外の繰り入れ、並びに基金への一般会計からの問題につきまして、考え方を申し上げてきたところでありますが、また議会からも国民健康保険事業が安定的かつ継続的に運営できるよう予算措置をされたいというご意見も頂戴いたしております。

また一方で、昨年の決算委員会の附帯意見にはございませんでしたが、行財政改革を着実に進めるようにというご意見も頂戴しておるところであります。

きょうも午前中でしたか、特別会計、事業会計において、繰入金に依存しない、やっぱり事業運営ができるということが、まさに議会のご趣旨でもあろうかというふうに思っておりますが、ご案内のように、平成３０年度からの社会保障制度改革、この国民健康保険制度の制度改革によりまして、都道府県が財政運営の責任主体となってまいります。国保の広域化が実施をされるということの中で、この財政運営について大きくその構造が変わっていく部分もあろうかと思います。

現在、県、並びに市、町でさまざまな検討会議が進められておるところでありますが、今後県がこの国保事業費の納付金でありますとか、標準保険税率を示す予定となってございます。

このような制度改革の動きも見据えながら、今後必要となります財政措置につきまして、適切な対応をとってまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○副議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○８番（福沢美由紀君登壇）

長々と言われましたが、要するに見据えていたので実行はしなかったという、眺めていたわけですね。わかりました。

この基金が約６５万円ということだったんですけれども、１人当たりお幾らなのかをまずちょっと確認をしたいと思います。

○副議長（岡本公秀君）

坂口部長。

○市民文化部長（坂口一郎君登壇）

現在の基金の保有額を被保険者１人当たりに換算いたしますと、平成２７年度の平均被保険者数

が１万５７３人でございますので、お１人当たり約６０円ということになります。

○副議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○８番（福沢美由紀君登壇）

１年間の１人当たりの貯金が、国保の、６０円ということで、命の重さってどうなんかなということを思います。

次の質疑に移りたいと思います。

保険税の滞納について、１点伺いたいんですけれども、ちょっと資料を拝見しますと、収納率は、昨年の決算もそうでしたけれども、上がっていて、滞納額が下がっていると。これだけ生活が大変だ、大変だと言いながら、二極化で、そしてこういうふうな状況なんですけれども、これをどのように分析しておられるのか、そして収納率の向上のために何か新たな取り組みでもされたのか、お伺いしたいと思います。

○副議長（岡本公秀君）

坂口部長。

○市民文化部長（坂口一郎君登壇）

国民健康保険税の収納の状況でございますが、平成２７年度の収納率は、現年課税分が９１．７１％で、前年度と比較して１．０５ポイントの増、滞納繰り越し分が１５．４１％で、前年度と比較し３．２８ポイントの増となっております。

滞納額につきましては、現年課税分が前年度と比較して１，２８０万円、１３．９５％の減の７，８９８万円、滞納繰り越し分が前年度と比較し、５，６４３万円、１２．８８％減の３億８，１８２万円となっております。

収納率向上についての分析でございますが、収納率向上への取り組みといたしまして、年間徴収計画に基づく督促催告の実施、コールセンターによる電話催告、市税徴収部門と連携しての収納対策等を実施いたしました。

また、財産調査等を行った上で、納付能力がある滞納世帯に対して差し押さえを行う一方、生活を窮迫させるおそれのある世帯に対しては、滞納処分の執行停止を行い、不納欠損処分を適切に行ったことが収納率向上につながっているものと考えております。

○副議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○８番（福沢美由紀君登壇）

時間もございませんので、また予算決算委員会で詳しくお聞きしていきたいんですけれども、要は本当に払えるのに払わない人からはきちんととってほしい、払えないという状況の人にはちゃんと考慮してほしいというのが我々の考え方ですので、そこに沿ってやっていただいているのかということをまた予算決算委員会で確認させていただきたいと思います。

１つ、ずうっとこれは質疑質問してきていることなんですけれども、低所得者対策の強化のために、国から支援金が２６、２７年度、出ております。これが一体どれだけ２７年度で入って、それでどこに行ったのか。決して保険税が引き下がっていないからお聞きするわけなんですけれども、端的にお伺いしたいと思います。

○副議長（岡本公秀君）

坂口部長。

○市民文化部長（坂口一郎君登壇）

２７年度で１，７００億円の国からの低所得者への支援がございますが、平成２７年度からの財政支援につきまして、低所得者に対する保険税軽減相当額を公費で補填する保険税軽減分と低所得者を多く抱える市町村を支援し、市町村国保の財政基盤を強化するための保険者支援制度から成る保険基盤安定制度のうち、保険者支援制度が拡充されたものでございます。

保険者支援制度は、保険税軽減対象となった被保険者数の数に応じて、平均保険税の一定割合を公費で補填するもので、国が２分の１、県が４分の１を負担し、まず一般会計へ保険基盤安定負担金として交付された後に、市が残る４分の１を負担し、あわせて国保特別会計へ法定内繰り入れである保険基盤安定繰入金として繰り入れるものでございます。

平成２７年度では、保険基盤安定繰入金のうち、保険者支援分として、７，１５９万円を国保特別会計に繰り入れております。平成２６年度の保険者支援分の繰入金は２，５７５万円でしたので、今回の財政支援の拡充により、４，５８４万円増加しております。

この財源の使途につきましては、一般被保険者の療養給付費、介護保険制度への納付金及び後期高齢者医療制度への支援金の財源として充てているところでございます。

○副議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○８番（福沢美由紀君登壇）

これも何回も言ってきたことなんですけれども、今ここに私が持っていますのは、平成２７年２月２４日の厚生労働省の保険局が出された国民健康保険の見直しについてという資料なんですけれども、ここでは確かに国民健康保険が抱える構造的な課題というのが上げられていて、年齢構成が高く、医療費水準が高い、財政基盤としては所得水準が低い、そして保険料の負担が重いということをきちっと捉えておられるわけですね。ほかにもあるんですけれども、それを基盤に国が財政支援をしようということでされたわけです。

２６年度のお金は、確かに７割、５割、２割、どれやったかの対象を広げるところに使われたと思うので、確かに低所得者のために使われたんだと思います。

２７年度については、先ほどのお話を聞きましても、やっぱり保険料の軽減に使われていない。この資料なんですけれども、公費拡充による効果としてどういうことが言われているかというと、この効果は、これに伴って、被保険者の保険料負担の軽減やその伸びの抑制が可能であると言われているんですね。

この資料にも、皆さんは保険者支援というところを一文の中から捉えて言われるんですけれども、この資料では、やはり低所得者対策というのがその前段に書かれていて、アンダーラインまで引かれている資料もあるんです。低所得者対策のための保険者支援なのに、低所得者の保険税に充てられないということは、やっぱり国が望むお金の使い方でないのではないかと考えます。

２７年度の保険税を引き下げたところが、政令指定都市だけでも横浜、静岡、京都、堺、北九州などがありますし、上げる予定だったところを上げなくて済んだというところもあります。ぜひとも、これは日本語を読んでもらったら、子供にも聞いてもそうですけど、小学校の子に聞いても、

やはり低所得者対策のための保険者支援と書かれていたら、低所得者対策に使わなくちゃいけないんではないかなと思うんですけれども、その１点について、この国保の総括としてお伺いしたいと思います。

○副議長（岡本公秀君）

坂口部長。

○市民文化部長（坂口一郎君登壇）

低所得者対策として財政支援が拡充されたということでございますが、これはそれぞれの市町村の財政状況に応じて、保険税の引き下げの財源になるところもあれば、一方では税率を引き上げることへの抑制の効果となることもございまして、当市におきましては平成２６年度から単年度収支が赤字に転じておりまして、平成２７年度においても単年度収支が赤字であったことから、保険税を引き下げることができる財政状況にはないと考えているところでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○副議長（岡本公秀君）

８番　福沢美由紀議員の質疑は終わりました。

次に、４番　新　秀隆議員。

○４番（新　秀隆君登壇）

それでは、通告に従いまして質疑をさせていただきます。公明党、新　秀隆でございます。

今回は、報告第９号決算に関する附属書類の提出についてから、平成２７年度主要施策の成果報告書の施策の評価シートについて、３点ほどお尋ねさせていただきます。

まず初めに、快適な都市空間の創造と産業の振興の中から、企業活動の促進・雇用の創出についてをお尋ねしていきたいと思います。

まず今期、本日朝から決算についての代表質疑、そしてまた質疑がされております。その中におきましても、今期におきましては私の今回の思いといたしましては、歳入歳出のところでございますが、自主財源、そして依存財源についてでございますが、過去から、平成１８年から見てみましても、自主財源がピークの平成１９年におきましては、自主財源が７７．５％、そして今期２７年度につきましての報告では６２ポイントになって、１５ポイント減と。当然、依存財源がその半分と申しますか、１５．５がアップされているというような流れにつきまして、やはり自主財源をいかに確保していくか。こういうことにより、より安定される、強い市の行政がつくれるのではないかと思います。

その中におきまして、今回、企業活動の促進・雇用の創出というところでお尋ねいたしたいと思います。

まず、この２７年度の１年、それ以前からもさまざまな努力、そしてまた本日も多々の議員の中より、それらの取り組みについて、企業誘致というところで話がたくさん出ておりました。

その中におきましても、西口部長のほうからも答弁もありましたんですけど、私といたしましても、県や市内外にこの団地につきまして、亀山市という地形を得るところでは、非常に交通の便もよろしいし、高速のインターも近いし、そしてまた雇用が生まれることによって亀山市の緑豊かな、自然豊かな亀山市にたくさんの方が住んでいただくというような善のスパイラルが生まれるようなことを願っておる次第でございます。

そのことにつきまして、過去からいろいろ努力されてまいりまして、また２７年度の企業誘致について、そして雇用促進についての実績についての内容をお伺いいたします。

○副議長（岡本公秀君）

４番　新　秀隆議員の質疑に対する答弁を求めます。

西口環境産業部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

まず、企業誘致の取り組み、昨年度のでございますが、これは先ほど豊田議員にも答弁で申し上げましたが、これまで同様、広域的なネットワークを有する県や産業団地の開発主体、既存企業との連携や情報交換等を通じて、企業情報の把握に努めまして、本市の産業基盤や奨励金制度などの紹介も交え、立地に向けた働きかけを行うとともに、企業との交流の場や企業立地パンフレットなどを活用して、情報発信を行ってまいりました。

こうした取り組みもございまして、まず昨年度には航空機部品などの大型鋼材の加工を行う企業の市内進出、あるいは産業団地に立地する自動車関連企業の事業拡張が図られ、今後の税収確保につながるものというふうに考えておるところでございます。

次に、雇用に関しましては、こうした企業活動の促進に伴う就労の場の確保に加えまして、市内企業で構成されております亀山市雇用対策協議会が行う県内高校との求人懇談会などの取り組み支援、あるいは鈴鹿ハローワークとの連携による就職情報の提供などによりまして、地元雇用の促進や雇用の安定に努めたところでございます。

○副議長（岡本公秀君）

新議員。

○４番（新　秀隆君登壇）

さまざまな新しい事業の創出にお話をいただきましたが、またその中で、過去から来ておる中で、いろんな企業の立地を進めるという中におきまして、三重県の企業立地室とか、東京事務所、大阪事務所等々、工業団地の開発業者でもあります住友商事とか、そういうところと、また金融機関においても亀山市からテクノヒルズの土地のアピールといいますか、そしてそういう金融機関からの各企業への情報提供とか、この辺につきましてはいかがなアクションをとられてきたんでしょう。

○副議長（岡本公秀君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

当然、情報交換につきましては金融機関も含めて、以前からやらせていただいておるところで、特に市内に支店を有する金融機関との情報交換等に努めておるところでございます。

○副議長（岡本公秀君）

新議員。

○４番（新　秀隆君登壇）

小まめにそのような企業との情報交換は大切だと思います。

また、以前の取り組みからも報告をいただいておりますが、その中におきまして、やはりトップセールスということで、市長みずからもさまざまな企業との交渉もされてきたんだと思うんですけど、昨年につきまして、また今後につきましても、ことしの内容を持ち越せるような内容的なもの

をこのところで市長にお伺いいたします。

○副議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

新議員のご質問にお答えいたします。

トップセールスに関しての考え方でありますが、今議員に触れていただいた県との関係、あるいは金融機関、チャネルとの関係、そして私どもは住友商事さんとの本当に連携の中で、今日までさまざまな企業立地というものを進めてまいりました。

そういう市内に立地する企業、それからそれらのさまざまな関係機関、関係者との意思の疎通とか情報の収集というのは非常に大事であろうというふうに考えてまいりました。

企業への働きかけにつきましては、新規立地を検討する企業との面談の機会はもとより、市内事業者を訪問させていただく機会とか、先ほど申し上げた経済界とか金融界とかとの交流の機会など、さまざまな機会がございます。

実は、けさもある企業人と面談をさせていただく機会がございましたけれども、いずれにいたしましても、さまざまな機会を捉えながら、企業立地の発信とか働きかけを行ってまいりますとともに、やはりこれは信頼関係でございますので、ここをしっかり亀山市として築き上げていくことというのは極めて重要というふうに認識をいたしておるところであります。

先ほど、特別土地保有税との関係でご質問がございましたけれども、現在、工業団地、テクノヒルズにおきまして、新たな造成が始まってございます。こういうことも踏まえまして、大変重要な局面に入っていくんだろうというふうに改めて認識をいたしておりますが、今後におきましても関係機関と連携をしながら、私自身もみずから、トップセールスも含め、全庁を挙げて積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○副議長（岡本公秀君）

新議員。

○４番（新　秀隆君登壇）

ありがとうございました。ぜひ、市長みずから足しげく、また深い信頼関係をつくっていただき、その結果、昨年の動きがことしの新しい土地の開拓とか、そしてまたこれが県のほうに確認をしましたら、今までいろいろ苦労しておりましたくねくねとした道も直線になってくると、そのような報告も県のほうにも確認させていただきました。

ぜひとも市長には、みずから頑張っていただきたいと思います。

次に移ります。

それでは、次は５番目に出ております次世代を担う人づくり、歴史・文化の振興より、まちづくり観光の推進についてということで、これらの取り組みはさまざまいろいろ、昨年はことしの伊勢志摩サミットに向けて、準備も大変だったと思うんですけど、ジュニアサミットを迎えるということにつきましても、ただ日本遺産とか、そういうような部門が違うかもわかりませんけど、そのようなことをいかに観光に結びつけてこれたか、またこれを次に持っていけるかというような昨年の実績について、取り組みと成果をお伺いしたいと思います。

○副議長（岡本公秀君）

久野関支所長。

○関支所長（久野友彦君登壇）

平成２７年度まちづくり観光の推進の取り組みといたしましては、来訪者をふやすために、亀山市のさまざまな魅力を紹介する他のところでのイベントの開催や市内での各種のイベントの補助及び来訪者と地域団体との交流などを進めてまいりました。

主なものといたしましては、東京での三重テラスを活用した亀山市シティプロモーション事業でございます。

これにつきましては、２回させていただきまして、平成２７年１１月に「絵になるまち　東海道関宿散策」として、関宿スケッチコンクールの歴代入賞作品の展示や亀山茶の試飲、ろうそくの手づくり体験などの開催をさせていただきました。

２回目につきましては、平成２８年２月に「伊勢の国　亀山探訪ｉｎ三重テラス」といたしまして、亀山茶や亀山ラーメンなど物産のＰＲや、亀山市プロモーション動画の放映を行いました。

次に、亀山市観光協会の運営支援と観光協会主催の関宿祇園夏まつりなどへの補助金交付、実行委員会主催の亀山市納涼大会などへの補助金交付を行ってまいりました。また、地域活動グループと連携したモデルツアーを、１０月には亀山宿と関宿めぐり、１１月には加太、秋の産品と鉄道遺産めぐり、２月におひなさまめぐりウオーキングなどを開催いたしました。以上でございます。

○副議長（岡本公秀君）

新議員。

○４番（新　秀隆君登壇）

さまざまなイベント、そして県外にも出られて、東京、三重テラスということは、こちらでありますバナースタンドとか、そのようなものもつくったというふうにも聞き及んでおります。

こういう中におきましても、私自身も亀山市のホームページでございますが、そちらのほうで行政番組のほうでも、マイタウンでもありましたし、また正調鈴鹿馬子唄と坂下宿、そしてアルピニストの尾崎さんとか、そしてさまざまなアイコンといいますか、そういうふうなのをつくって、亀山市の歴史を見詰めたりとか、そういうふうなものがメディアで簡単に見られるようになっているというのは非常に結構だと思うんですけど、先ほど久野支所長が申されておりましたいろんなイベントを打ってきたと思うんですけど、私もちょっとここで成果というふうな形で、反響といいますか、その辺について、もう一度お伺いしたいと思います。

○副議長（岡本公秀君）

久野関支所長。

○関支所長（久野友彦君登壇）

成果についてでございます。

まずは、東京での三重テラスのイベントにつきましては、２回合わせて約６００名の来場者がありました。この来場者に対しましては、アンケート調査をさせていただきました結果、３３８名の回答を得まして、アンケートからは亀山市の認知度は約７６％の方が知ってみえましたが、実際には亀山市を訪れたことがある方は約１９％でございました。このようなイベントに参加して、関宿の興味が高まったことやお茶や和菓子がおいしかったなどの感想があり、今後機会があれば亀山市にぜひ行ってみたいとの感想も多く寄せられたところでございます。

次に、市内でのお祭りなどの各種イベントにつきましては、亀山城桜まつり、観音山春まつり、関宿祇園夏まつり、亀山市関宿納涼花火大会、東海道のおひなさま亀山宿・関宿、亀山市納涼大会、東海道関宿街道まつりなどを開催させていただきまして、延べ人数約６万３，０００人の方々にご来訪いただき、楽しんでいただきました。

また、モデルツアーにつきましては、市内の地域活動団体と亀山市外の参加者との交流によりまして、地域活動団体の活力を高めるなどの効果があったと思っております。以上でございます。

○副議長（岡本公秀君）

新議員。

○４番（新　秀隆君登壇）

６万３，０００人というすごい数の方に亀山市を知っていただいたというふうなご報告をいただきました。

その流れで、けさもトレーに入れていただいておったんですけど、企画政策室のほうからですけど、亀山暮らしめぐりというのも、また本年にこうやってつながってきているのかなと思っております。

以上で、この部分で最後のところでございますが、行政経営の部分でございますが、その中におきまして、今回さまざまなシステム等、入れられたというふうに報告が来ております。行政情報システムから、ずうっと個人ナンバーカードの交付事業とか、数千万にもわたるところでございますが、こちらにつきまして、今回、私はセキュリティーについて、ハード面、ソフト面、そしてちょっと時間もございませんので、まとめて申しわけございません、どのような形で運用してきたのか。そして職員、また職員の上司に対する教育体制、こちらについてお伺いいたします。

○副議長（岡本公秀君）

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

議員からは３点いただいたと思います。

まず、平成２７年度におけるマイナンバー制度の導入もございましたことから、情報セキュリティー対策、特にハード面のことについて、まずご答弁申し上げます。

平成２７年度はマイナンバー制度の開始に向けて、外部との不正アクセスから本市の情報システムを守るための対策を講じてきたところでございます。マイナンバー制度で利用する住民情報系システムにつきましては、現在でもインターネットによる外部との接続が行われていないということから、まず高いセキュリティー性を維持しておるということが前提ではございますが、一部において、事務を効率的に行うため、住民情報系システムから情報を取り出して、他のシステムで作業をする場合があるということが確認されたため、住民情報系システム内に新たに共有フォルダーを設置いたしまして、システム内で作業が完結する仕組みに変更いたし、外部とのアクセスを一切遮断することができたところでございます。

次に、２点目に職員の教育研修、ソフト面でございますが、これについてのお尋ねでございます。

これにつきましては、まず新規採用職員に対する情報セキュリティーについて、これを毎年実施しておるところでございます。また、平成２７年度は外部講師によるマイナンバー制度とセキュリティー対策研修を実施し、５８人の職員が受講したところでございます。

さらには、地方公共団体システム機構、Ｊ－ＬＩＳと申しますが、ここでインターネットを利用した学習形態であるｅラーニングにおいて、情報セキュリティーやマイナンバー制度に関する研修を延べ１７５人が受講したところでございます。

あと、３番目でございますが、こうした職員を管理する管理職の対応についてどうかということでございます。

まず、管理職に対するセキュリティー研修でございますが、これは先ほど申し上げましたマイナンバー制度とセキュリティー対策研修やｅラーニングについて、延べ２６名の管理職が受講し、また三重県市町村振興協会主催の管理職を対象とした番号制度安全管理措置に関する地区研修会へ１０名の管理職が参加したところでございます。

さらには、情報通信関連機器等を管理する人事情報室の担当者につきましても、マイナンバーや情報セキュリティーに関する研修を年８回参加させたところでございまして、これらの研修により、情報資産を管理する管理職のセキュリティー意識の向上にも努めたところでございます。

○副議長（岡本公秀君）

新議員。

○４番（新　秀隆君登壇）

以前から、私も質問させていただいておった中で、セキュリティーに関して、ハード面ではきちっとデータの互換性が切れるようなシステムになっているというふうな形を今もしっかり守られているということで、そしてそれを扱う人についても、オールで約３００名ほどの方がそれぞれの教育を受けられたというふうなご報告をいただきました。

それで、最後に１つお伺いしたいんですけど、大切な情報ですけど、以前もお伺いいたしましたが、亀山市内ではなく、データを一時保管するといいますか、それは県外でどことは申せませんがということで、それはいいんですけど、媒体の管理も問題なく、２７年度も、そしてまた２８年度に継ぐ形で管理されているのか、この１点だけ確認いたします。

○副議長（岡本公秀君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

平成２７年度から２８年度にセキュリティーを引き継ぐような重要なセキュリティー対策については、きちっと２８年度も引き継がれておるのかということでございますが、当然、今ご指摘のありました情報管理の中で、一部その管理をデータで他の場所へ移すということにつきましては、引き続き２８年度も行ってまいりたいと思いますし、新たなセキュリティー対策事業として、本市の基幹システムである住民情報系システムにおきまして、情報の持ち出し管理を制限するために、パソコンに管理外のＵＳＢメモリー等を接続しても反応させないなどの新たな記録媒体を管理・制限するシステムを今年度は導入いたしたところでございます。

○副議長（岡本公秀君）

新議員。

○４番（新　秀隆君登壇）

ありがとうございました。確実な形で保管いただきたいと、そして安心してデータをお任せできるというふうな形でお伺いいたしました。

それでは、最後の１項目でございますが、議案第５８号平成２８年度亀山市一般会計補正予算ということでございますが、こちらのところで、民生費のところにございます社会福祉費の中でございますが、今回、地域介護・福祉空間整備推進交付金というところで出ておりますが、こちらの事業につきましても、本年７月に厚労省のほうから通知も来ておりまして、その中の第３事項の件だとは思いますが、これはどういった事業でございましたんでしょうか。

○副議長（岡本公秀君）

佐久間健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐久間利夫君登壇）

先ほどおっしゃられたとおり、今回の事業は国の地域介護・福祉空間整備推進交付金の介護従事者の負担軽減に資する介護ロボット導入促進事業でございまして、介護従事者の負担の軽減を図る取り組みが一層推進されるように、一定額以上の介護に係る機器を介護保険施設とか事業所が導入する際の費用について助成するものでございます。

その対象は、移動支援とか、排せつ支援、見守り支援などにおいて利用することで、効率化や負担軽減に効果があるものとされておりまして、１つの施設・事業所につき３００万円を上限になっているものでございます。

○副議長（岡本公秀君）

新議員。

○４番（新　秀隆君登壇）

実際、そういった形で説明の中にでも、施設のロボット導入というふうなことを伺いました。これにつきまして、導入の形としまして、１０分の１０の国負担、県負担という形になっておりますが、亀山市としてどういう面にかかわってみえたのか、そんな点を１点、お伺いいたします。

○副議長（岡本公秀君）

佐久間部長。

○健康福祉部長（佐久間利夫君登壇）

今回の事業は国の事業でございまして、市から市内の事業者に国の事業の案内を通知しまして、そして事業者から申請のあったものを市を通じて国へ上げて採択されたということでございます。

○副議長（岡本公秀君）

新議員。

○４番（新　秀隆君登壇）

国の流れということはあると思うんですけど、結果はまた集約していただいて、いいものであれば、また市としても展開できるものがあれば、他の施設に展開していただきたいなというところでございます。

最後のところでございますが、地域生活支援事業の中で、報告いただいた中では３，０００万円、これも国のほうから１０分の１０という形になっておりますが、ちょっとお時間の関係もございますので、この事業はどのような事業か、そして導入された機器の利点、その点についてお伺いいたします。

○副議長（岡本公秀君）

佐久間部長。

○健康福祉部長（佐久間利夫君登壇）

今回の事業は、介護離職を防止するために、高齢者の介護にかかわる家族等の介護負担を軽減する取り組みが重要となっておりますので、国の交付金を活用して購入した機器を市から貸し出して、そして在宅で生活する高齢者の見守りの支援をしようとするものでございます。

現在、緊急通報装置を入れておりまして、それが平成２２年度から５年の債務負担で導入したものなんですが、その期間が終わってからも、単年度契約で２７年度、２８年度とそれぞれ契約してまいりましたけど、導入から７年も経過しつつありまして、新しい機器への更新について検討しておりましたところ、国の事業の実施を知りましたので協議したところ、交付の内示がございまして、今回購入の準備をするものでございます。

利点でございますが、現在の機器にはない特徴といたしまして、ボタン１つを押すことによりまして、ご家族の方に簡単なメールを送れるシステムというのがございまして、例えば、毎朝このボタンを押すということを習慣づけることによりまして、例えば「おはよう」とかいうメールが自動で発信されたり、ご家族の方と日常的なコミュニケーションを図ることができます。また、人の動きに反応するセンサーの設置によりまして、離れて住むご家族がお１人で暮らす方の毎日の様子を画面でグラフで確認することができるという安心を与えることもできるわけでございます。また、将来的にも活用できるものとして、高齢者の日常生活の支援、例えば掃除とかごみ出しとか、そういうことにも活用できる機能もございます。

そういうことを考えて、今回こういう機器を入れたいと考えております。

○副議長（岡本公秀君）

新議員。

○４番（新　秀隆君登壇）

では、最後に１点お伺いいたします。

今回、ボタン１つで元気だよというような、内容はちょっとわかりませんが、そのようなものがお子様とか関係者の方に行くというのは、非常に高齢者の方も使いやすいのではないかと思います。また、ちょうど５年たって、延長で７年になったということで、この機会もよかったのではないかと思うんですけど、今回の報告の中では対象台数が３００台というような報告をお伺いしておるんですけど、こちらの内容で、現在使用されている方、また２８年度はこれで何とかいけるものなのか、数的なことをお伺いして、最後にご答弁いただきます。

○副議長（岡本公秀君）

佐久間部長。

○健康福祉部長（佐久間利夫君登壇）

現在、緊急通報装置を入れておるのが大体２１０台でございます。購入する機器数といたしましては、ひとり暮らし高齢者の増加を考慮いたしまして、その２１０台は新しい機器に入れかえるわけなんですが、それにプラスして、今後の高齢化にあわせて、数がふえても対応できるように少し余裕を持った機器数ということで、先ほどおっしゃいました３００台ということで、当分の間、この台数で十分問題ないと考えております。

○４番（新　秀隆君登壇）

ありがとうございました。終わります。

○副議長（岡本公秀君）

４番　新　秀隆議員の質疑は終わりました。

質疑の途中ですが、１０分間休憩をいたします。

（午後　５時４３分　休憩）

（午後　５時５３分　再開）

○副議長（岡本公秀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、１５番　前田　稔議員。

○１５番（前田　稔君登壇）

創政クラブの前田　稔です。通告に従い、質疑をさせていただきます。

最終バッターですので、よろしくお願いします。９番目です。

それでは、議案第５３号亀山市空家等対策の推進に関する条例の制定についてでございますが、きょうはこの質疑は私４人目ですので、じっくりとやらせていただきたいと思います。

まず、第４条の責務についてなんですが、まずこの責務についてこの条例に記述したのはどうしてなのかということを、まずお聞きしたいと思います。

○副議長（岡本公秀君）

１５番　前田　稔議員の質疑に対する答弁を求めます。

松本建設部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

条例に規定しましたのは、空き家等に関する対策の推進は市が主導で行うものでございまして、条例を制定する以上、市の責務を規定することは必要と考え、規定させていただきました。また、条例第３条において、市、空き家等の所有者等、市民がそれぞれの役割を認識した上で、相互に連携することを基本理念としているため、市の責務は必要と考えてございます。

○副議長（岡本公秀君）

前田　稔議員。

○１５番（前田　稔君登壇）

特措法ができるまでは、余りこの市の責務というのは記述していない自治体もあったんですね。特措法ができてから、この市の責務というのも記述するようになったという、それなりの理由があると思うんですよね。ですから、これは市としては、今言われた基本理念に基づいてということを主張したかったということで、今回これを入れられたということなんですが、本来、これは市の責務って当たり前なんですね。入れなかったところもあるんですけれども。

今、５条関係のことも言われました。その中でこの４条と５条、６条にも関係するんですけれども、まず特措法の第１条にどのようなことが書いてあるか、ちょっと教えていただけませんか。

○副議長（岡本公秀君）

松本部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

特措法第１条には、適切な管理が行われていない空き家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生

活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体または財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空き家等の活用を促進するため、空き家等に関する施策に関し、国による基本方針の制定、市町村（特別区を含む）による空き家等対策計画の作成、その他の空き家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とするというふうに記載をされてございます。

○副議長（岡本公秀君）

前田議員。

○１５番（前田　稔君登壇）

そうなんですね、ここに３つの指針が盛り込まれているんですね。１つは地域住民の生命、身体、財産の保護、２つ目に生活環境の保全、３つ目に空き家等の活用のための対策、この３つが書かれているんですね。

ところが、４条ですけれども、４条には理念に基づきというふうに書いてあるんですね、市の責務。その理念に基づきの中には、活用という記述はないんですよね。だからその活用、目的の中には法にのっとりということが書いてあります。目的と理念はほとんど一緒ですよね、私が読んだ中ではね。だから、再三私の前の議員さんも質疑の中で活用に関してのことを言われましたけれども、この活用ということが国のいう法律の第１条の３つの中の１つに入っておるんですけれども、それがうたわれていないというのはなぜですか。

○副議長（岡本公秀君）

松本部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

基本理念に利活用が含まれていないということでございますが、空き家等に関する対策につきましては、条例第７条におきまして、総合的かつ計画的に実施するため、特措法第６条第１項に基づき亀山市空家等対策計画を定めると規定してございます。この対策計画には、空き家等の利活用や、予防措置を含む空き家対策に必要な事項を定めることとしており、条例第３条の基本理念の冒頭に規定してございます空き家等に関する対策の推進は、この対策計画に基づき取り組むことから、利活用も含めて総合的に推進をしていくということを規定しているものというふうに考えてございます。

○副議長（岡本公秀君）

前田議員。

○１５番（前田　稔君登壇）

その７条の対策計画ですけれども、これはまだできていないですよね。

条例というのは、市民が読んでわかるようなものでないといけないんじゃないかなと思うんですけど、やっぱり活用という言葉が特措法ができてからいろんな自治体でこの活用に関してのことは非常に多くの自治体が盛り込んでいます。タイトルにうたっているところもあります。空き家等の活用の促進という形で使って書き込んでいるところもあります。

例えば、ここで理念と目的とありますけれども、亀山市の条例ですけれども、この４条ですけど、例えば市の責務、市は前条に定める基本理念にのっとりと書いてありますけれども、例えば名張市

なんかは、目的なんですけど、目的及び法にのっとりと書いてありますよ。そういうところもあります。だから、基本理念に活用に関してのことが記述されていればいいんですけど、第１条には、市の空き家等の所有者または管理者及び市民の責務を明らかにするとともに、空き家等対策の推進に関する特別措置法、ここに特別措置法と書いてあるんです、目的が。だったら、基本理念というより目的でいいんですよね。

それか、基本理念をどうしても入れたいんやったら、基本理念及び目的と入れるか、及び法とか、入れればこれも含まれてくると思うんですね。だから、最初から活用の推進ということをどう思っていたのかな。忘れておったのか、知っておって抜いたのか、そこら辺はどうなんですか。

○副議長（岡本公秀君）

松本部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

活用につきましては、当然承知をしておるところでございます。

それで、条例の目的でもございますが、法に定める事項以外の空き家等に関する対策の推進を行うためにということで、法に定める以外の必要な事項を定めることを条例のまず最初の目的にしたものですから、特措法に規定されている利活用の部分はそれを引用して対応できるということで、条例には盛り込まなかったということでございます。

○副議長（岡本公秀君）

前田議員。

○１５番（前田　稔君登壇）

余りよくわからなかったんですけどね、条例に盛り込まなかったというその理由がね。

例えば条例をつくるに当たって、例えば有識者とか、例えばうちにも顧問弁護士とかおりますよね。そういう人たちの意見か何か参考にしなかったのかどうか、その辺だけ。

あと、総務法制室も絡んでると思うんですけど、その辺の配慮はあったのかなかったのか。

○副議長（岡本公秀君）

松本部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

条例案の策定の段階におきまして、当然顧問弁護士、また総務法制室等にも相談をする中で案をつくり上げていってございます。

○副議長（岡本公秀君）

前田議員。

○１５番（前田　稔君登壇）

間違いなく顧問弁護士と相談されたんですか。されていますか。

○副議長（岡本公秀君）

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

先ほど建設部長がご答弁申し上げましたように、この条例案につきましては顧問弁護士と数回、相談をかけて結果を導いたところでございます。

○副議長（岡本公秀君）

前田議員。

○１５番（前田　稔君登壇）

それはちょっと、何か納得できないですね。その楠井弁護士は名張市のほうの条例にもきちっと携わってみえるし、相談されたということならばそれでよろしいですけれども、でもこの条例としてはやっぱり※――――だなというふうに、私は、せっかく後発でやってるんですから、もう少しやっぱり市民が読んでわかるような条例にしていかないとまずいかなということだけ言っておきます。

それから、対策計画は先ほど言われましたけど、これはどのような対策計画をつくっていくんですか。

○副議長（岡本公秀君）

松本部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

対策計画に当たりましては、市が空き家等の利活用の促進など空き家対策の推進に必要な事項を定め、亀山市総合戦略や現在策定中の第２次亀山市総合計画、立地適正化計画、その他計画とも整合を図った上で、亀山市空家等対策協議会において議論をした上で策定を行っていきたいというふうに考えてございます。

○副議長（岡本公秀君）

前田議員。

○１５番（前田　稔君登壇）

※済みません。ちょっと――――というのは不適切な表現だったようなんで、削除をお願いします。

対策計画なんですけれども、それはほかの立地適正化計画だとか、マスタープランだとか、そういうようなのと整合性を図っていかなければならないと思うんですけど、その辺のことについてはどのように考えてみえますか。

○副議長（岡本公秀君）

松本部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

先ほどお答えしたとおり、計画に当たりましては、現在進めております、現在策定中の第２次亀山市総合計画やマスタープラン、それから立地適正化計画等を十分踏まえた上で、それと整合を図った上で、対策協議会の意見も踏まえながら策定を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○副議長（岡本公秀君）

前田議員。

○１５番（前田　稔君登壇）

その先ほど言われました協議会なんですけど、協議会で特定空き家を認定するということだと思うんですけれども、その協議会で空き家を特定空き家と認定された場合、これは条例が制定されて、その中で認定されて、特定空き家と認定された場合、早くて、今この市内にたくさん特定空き家ってあると思うんですけど、期間的にどれぐらいで最初にその措置をできるんですか。

○副議長（岡本公秀君）

松本部長。

※削除あり。※１４０ページに会議録を調査の上、適切な措置を講じる旨の発言あり

○建設部長（松本昭一君登壇）

対策計画につきましては、今年度内に市が協議会において協議をし、その中で特定空き家等及び管理不全状態の空き家等の認定基準を決定し、該当する空き家等について選出をしてまいる予定でございます。

個々の特定空き家等及び管理不全状態の空き家等の認定につきましては、対策計画で基準及び選定が終わった後になりますので、平成２９年度４月以降というふうに考えてございます。できるだけ早く進めてまいりたいとは考えてございます。

○副議長（岡本公秀君）

前田議員。

○１５番（前田　稔君登壇）

あと、その対策協議会の委員さんというのは、どういう立場の人を考えておられるのか。

○副議長（岡本公秀君）

松本部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

協議会につきましては、特措法第７条に基づき、市長のほか、法務、不動産、建築等に関する有識者や地域住民の代表など、１０名以内で構成する予定でございます。

○副議長（岡本公秀君）

前田議員。

○１５番（前田　稔君登壇）

不動産に関係するとなると、宅建士だとか、そういう専門的な、弁護士さんも入るのかどうかわかりませんけれども、そういう人たちが入るということでよろしいですね。

それと、管理不全状態の空き家等に対する措置と１０条にありますけれども、この場合の公表とかそういうのはないんですけれども、公表して、それから勧告して命令してとか、そういうふうな順番があると思うんですけど、そういう流れというのは、公表というのはないんですか。その流れを教えてください。

○副議長（岡本公秀君）

松本部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

管理不全状態の空き家等に対する手続でございますが、まず助言、指導、さらに勧告というふうに進めてまいります。

公表につきましては、特定空き家に認定されて勧告をした以降のものについてはたしか公表していくことになると思いますけれども、個々の空き家等の情報については、空き家対策計画の段階では公表はしない予定でございます。

○副議長（岡本公秀君）

前田議員。

○１５番（前田　稔君登壇）

市の条例ではしないということですね。国はどうなんですか。

○副議長（岡本公秀君）

松本部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

空き家対策計画は公表いたしますけれども、個々のどれが管理不全状態の空き家かということについてまでは、その段階ではたしか公表しなかったというふうに考えていますけれども、ちょっと確認をさせていただきます。

○副議長（岡本公秀君）

前田議員。

○１５番（前田　稔君登壇）

１１条の緊急安全措置というのがあるんですけれども、ここの必要最小限度の措置を講じるというのがあるんですが、必要最小限度というのはどういう状態をいうんですか。

○副議長（岡本公秀君）

松本部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

まず、先ほどの公表の件でございますが、特措法に基づきます特定空き家という状態に認定をいたしますと公表ということになりますけれども、それ以前の管理不全状態の空き家まで、条例に規定するものまでは、個々の空き家についての状況の公表はいたしません。

それから、緊急安全措置につきましては、特措法に規定する助言または指導から行政代執行に至る措置とは異なりまして、空き家等が災害等により道路や公園など公共の安全に支障を及ぼすなどの場合、安全を確保するため空き家等に対して応急的な緊急措置が必要なケースに対応するため、一定の手続を行わなくても、空き家等に対して必要最小限度の措置ができる緊急安全措置を規定をいたしました。緊急安全措置で行います最低限度の措置とは、緊急を知らせる看板やバリケードの設置、あるいは建物への防護シートによる補強などを考えてございます。

○副議長（岡本公秀君）

前田議員。

○１５番（前田　稔君登壇）

ちょっと特定空き家と、それから管理不全状態の空き家とでごっちゃになってきているんですけれども、その辺ちゃんと整理してもらえませんか。

○副議長（岡本公秀君）

松本部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

特措法で規定をしております特定空き家等というものは、保安上、衛生上、景観上等で周辺の生活環境の保全を図るために、放置することが著しく不適切である状態にあると認められるものを特定空き家というふうに法では規定してございます。条例で規定しております管理不全状態の空き家等と申しますのは、そこに至る、まだそこまでいっていない、状態の少し軽度の空き家で管理が適切に行われていないというものを管理不全状態の空き家というふうに規定しておりますので、法律で対応できない空き家を条例で助言、指導、勧告等、特定空き家に移行を防ぐために、予防するために措置をとっていきたいということで規定しているものでございます。

○副議長（岡本公秀君）

前田議員。

○１５番（前田　稔君登壇）

そうすると、特定空き家と、協議会では特定空き家は認定できるわけですね。するわけですよね。それは国の法律に基づいて代執行までやるということですね。管理不全状態の空き家は、これも協議会で認定するの。

○副議長（岡本公秀君）

松本部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

管理不全状態の空き家等につきましても、それから特定空き家等につきましても、協議会の中で認定基準を定めまして、その空き家について選出をしていくというふうに考えてございます。特定空き家につきましては法で規定をしてございますので、助言・指導から一連の手続に、勧告・命令を経まして行政代執行まで行うことになりますけれども、管理不全状態の空き家はまだ特定空き家等には至っていませんので、あくまで勧告までということでとどめる予定でございます。

それから、済みません、先ほど来から公表のことを質問いただいていますけれども、公表につきましては特措法では勧告の後、措置の命令までした場合にはその旨を公示しなければならないということになってございますので、その時点で公表するという形になるかと考えてございます。

○副議長（岡本公秀君）

前田議員。

○１５番（前田　稔君登壇）

ここには、この亀山市の条例には代執行を書いていないですよね。１１条には、４項に第１項の規定による措置を講じたときは、その費用を空き家等の所有者等から徴収することができる。これは代執行でなくても、管理不全状態の空き家等の場合に措置したときに請求できると、そういうことなんですか。

○副議長（岡本公秀君）

松本部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

条例第１１条で規定いたしております緊急安全措置でございますが、こちらは先ほど申し上げましたように、災害等により緊急的に応急措置が必要となった場合に、例えば空き家等にあります木が道路や公園に倒れかかってきて危険な状態であるとか、そういったことを想定しているわけなんですけれども、そういった場合には直ちに枝を切るだとか、あるいはこれ以上道路に倒れてこないように、あるいは公園に倒れないようにロープをかける等、応急措置が緊急的に必要になってまいりますので、そういったものに対して直ちに措置をとるために行うものでございます。

費用につきましては、その費用は空き家等の所有者から徴収できることとしておりますが、程度によりますので、実際に実施いたしました緊急安全措置の程度により、別途徴収するかどうかについては判断してまいりたいというふうに考えてございます。

○副議長（岡本公秀君）

前田議員。

○１５番（前田　稔君登壇）

例えば台風か何かが来たときに、塀が倒れたとか、瓦が道路に落ちてきたとか、その場合は今まで市が回収していって請求されてなかったかと思うんですけれども、今後そうなると、これは請求されるということになるの。

○副議長（岡本公秀君）

松本部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

先ほども申し上げましたように、その措置の程度により判断してまいりたいというふうに考えてございますので、これまでの措置と均衡は保ってまいりたいというふうに考えてございます。

それから、先ほどちょっとお答えを忘れたと思うんですけれども、第１１条で緊急安全措置を講じた場合は公示するという、告示するという規定がございますが、それにつきましては所有者等に連絡がとれる前に応急的に緊急的措置をとらなければならないことを想定してございますので、そういった場合に現地に連絡がとれなかった場合には告示をして、所有者に知らせるということで、そういった規定を設けてございます。

○副議長（岡本公秀君）

前田議員。

○１５番（前田　稔君登壇）

もう一回だけちょっと確認だけしておきますけれども、協議会で特定空き家に認定されれば、それは代執行を行うと。代執行を行うのは、当然市町村ですからね。国じゃないですからね。それの確認だけ、もう一回しておきます。

○副議長（岡本公秀君）

松本部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

特定空き家につきましては、助言から始まりまして、一連の手続のもとで措置命令に従わない場合には行政代執行を行うことになりますけれども、特定空き家につきましては協議会で基準に照らして選出をいたしますが、認定をいたしますのは市長が認定をするということで規定をしてございます。

（「代執行を誰がするのと」の声あり）

○建設部長（松本昭一君登壇）

済みません。それから、代執行につきましては、市が実施することになります。

○副議長（岡本公秀君）

前田議員。

○１５番（前田　稔君登壇）

協議会のメンバーには市長も入りますよね。市長が認めやんとなったら、ずっと認められませんよね。市長にやる気なかったらそうなりませんか。

○副議長（岡本公秀君）

松本部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

協議会の中には当然市長は含まれますが、市長一人の判断で協議会の方針が決まるというもので

はないというふうに考えていますので、必ずしも市長が反対するから認められないということはないというふうに考えてございます。

○副議長（岡本公秀君）

前田議員。

○１５番（前田　稔君登壇）

私が知る限り、亀山市内に本当にもう今すぐにでも取り壊さんならんような、そういう危険な状態の空き家はたくさんあるんですよね。だから、それで特定空き家に認定されないのが一軒もなかったとなってきたら、ちょっとおかしいなというふうに思いますけれども、これは条例ができてからの話ですからあれなんですけど、やっぱり私どうしても今の国の法律に沿っていない活用の部分がここの中に明記されていないということは、どうしても納得ができないですね。

やっぱり活用というのが今後非常に、ほかの自治体も今後活用とか予防か、そういうのにすごくシフトしていっているんですよね。そっちのほうが重要視していっているんですよ。そういう感性というのはないんですかね、亀山市には。だからそういうことで、これは亀山市の条例ですので市民が見るわけですから、それにのっとって、きちっと市民が十分わかるような、そういう条例にしていかないと。やっぱり国のその３つの方針の中の１つが抜けているわけですから、どうしてもこれ、これを読み込んでいくとそうですよ。それは読み取れないですよ、活用がここに含まれているというようなこと。

対策計画でつくっていくみたいなことが書いてありますけど、それはちょっと違うんじゃないかなと思いますけどね。もう一度それに関して、ちょっとお答えをいただきたいと思います。

○副議長（岡本公秀君）

松本部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

空き家等の利活用、未然防止、あるいは空き家等の発生の予防ということで、未然防止ということだと思いますが、それにつきましては法で規定いたします空き家等対策計画の計画事項の中に、空き家等及び除却した空き家等に係る跡地の活用の促進に関する事項、またその他空き家等に関する対策の実施に関し、必要な事項というものがございますので、その中で空き家等の利活用、空き家等の発生の未然防止のための措置について計画をしてまいりたいというふうに考えておりますことから、条例では特に規定してございません。

○副議長（岡本公秀君）

前田議員。

○１５番（前田　稔君登壇）

本当に市民にわかりやすい、いい条例をつくっていきましょうよ。そういうことだけお願いしまして質問を終わります。

○副議長（岡本公秀君）

１５番　前田　稔議員の質疑は終わりました。

先ほど、前田　稔議員より発言の取り消しの申し出がありましたので、後ほど会議録を調査の上、適切な措置を講じます。

以上で、本日予定しておりました通告による議員の質疑は終了いたしました。

続いて、お諮りいたします。

質疑はまだ終了しておりませんが、本日の会議はこの程度にとどめ、あすにお願いしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（岡本公秀君）

ご異議なしと認めます。

そのように決定いたしました。

あす７日は午前１０時から会議を開き、引き続き上程各案に対する質疑と、午後からは市政に関する一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

（午後　６時３０分　散会）

平成２８年９月７日

亀山市議会定例会会議録（第３号）

●議事日程（第３号）

平成２８年９月７日（水）午前１０時　開議

第　　１　上程各案に対する質疑

議案第５２号　亀山市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について

議案第５３号　亀山市空家等対策の推進に関する条例の制定について

議案第５４号　亀山市議会議員及び亀山市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部改正について

議案第５５号　亀山市放課後児童クラブ条例の一部改正について

議案第５６号　亀山市関町北部ふれあい交流センター条例の一部改正について

議案第５７号　亀山市道路占用料徴収条例の一部改正について

議案第５８号　平成２８年度亀山市一般会計補正予算（第２号）について

議案第５９号　平成２８年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）について

議案第６０号　平成２８年度亀山市水道事業会計補正予算（第１号）について

議案第６１号　平成２８年度亀山市病院事業会計補正予算（第１号）について

議案第６２号　平成２７年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第６３号　平成２７年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第６４号　平成２７年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第６５号　平成２７年度亀山市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第６６号　平成２７年度亀山市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第６７号　平成２７年度亀山市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第６８号　平成２７年度亀山市公共下水道事業会計決算の認定について

議案第６９号　平成２７年度亀山市病院事業会計決算の認定について

議案第７０号　財産の取得について

議案第７１号　市道路線の認定について

議案第７２号　市道路線の認定について

議案第７３号　市道路線の認定について

議案第７４号　三泗鈴亀農業共済事務組合の解散に関する協議について

議案第７５号　三泗鈴亀農業共済事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議について

議案第７６号　三泗鈴亀農業共済事務組合規約の変更に関する協議について

報告第　９号　決算に関する附属書類の提出について

報告第１０号　健全化判断比率の報告について

報告第１１号　亀山市水道事業会計資金不足比率の報告について

報告第１２号　亀山市工業用水道事業会計資金不足比率の報告について

報告第１３号　亀山市公共下水道事業会計資金不足比率の報告について
報告第１４号　亀山市病院事業会計資金不足比率の報告について
報告第１５号　亀山市農業集落排水事業特別会計資金不足比率の報告について
報告第１６号　平成２７年度亀山市一般会計継続費精算報告について
報告第１７号　専決処分の報告について
報告第１８号　専決処分の報告について

第　２　請願第　１号　義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める請願書
第　３　請願第　２号　教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願書
第　４　請願第　３号　防災対策の充実を求める請願書
第　５　請願第　４号　子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書
第　６　請願第　５号　介護保険制度における軽度者への福祉用具貸与・住宅改修の継続を求める請願書
第　７　市政に関する一般質問

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（１８名）

１番	今岡翔平君	２番	西川憲行君
３番	髙島　真君	４番	新　秀隆君
５番	尾崎邦洋君	６番	中﨑孝彦君
７番	豊田恵理君	８番	福沢美由紀君
９番	森　美和子君	１０番	鈴木達夫君
１１番	岡本公秀君	１２番	宮崎勝郎君
１３番	前田耕一君	１４番	中村嘉孝君
１５番	前田　稔君	１６番	服部孝規君
１７番	小坂直親君	１８番	櫻井清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	広森　繁君
企画総務部長	山本伸治君	財務部長	上田寿男君
市民文化部長	坂口一郎君	健康福祉部長	佐久間利夫君
環境産業部長	西口昌利君	建設部長	松本昭一君
危機管理局長	井分信次君	文化振興局長	嶋村明彦君

関支所長	久野友彦君	子ども総合センター長	伊藤早苗君
上下水道局長	草川博昭君	市民文化部参事	深水隆司君
健康福祉部参事	水谷和久君	会計管理者	西口美由紀君
消防長	中根英二君	消防次長	服部和也君
消防署参事	平松敏幸君	地域医療統括官	伊藤誠一君
医療センター事務局長	落合浩君	地域医療部長	古田秀樹君
教育長	服部裕君	教育次長	大澤哲也君
監査委員	渡部満君	監査委員事務局長	宮﨑吉男君
選挙管理委員会事務局長	松村大君		

●事務局職員

事務局長	松井元郎	議事調査室長	渡邉靖文
書記	髙野利人		

●会議の次第

（午前１０時００分　開議）

○議長（前田耕一君）

おはようございます。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第３号により取り進めます。

これより日程第１、上程各案に対する質疑を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

１８番　櫻井清蔵議員。

○１８番（櫻井清蔵君登壇）

おはようございます。

それでは、質疑に入らせていただきたいと思います。

まず市長にお尋ねしたい。

今回の議案第５３号亀山市空家等対策の推進に関する条例の制定、提出の根拠ですね。これは平成２６年１１月２７日、法律第１２７号の特別措置法によって、全国にある８２０万戸の空き家に対する国の５年間による特別措置法と思うんですけれども、亀山市も、６月に私、この特別措置法の取り扱いについて、当市はこの条例はつくっていないやないかという質問をさせてもろうた。それで、この９月に、おくればせながらこの条例が出てきました。提案者としての、市長の今回の条例に対する思いを一遍ちょっと聞かせてもらえませんかな、お願いします。

○議長（前田耕一君）

１８番　櫻井清蔵議員の質疑に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

櫻井議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

今回、空家等対策の推進に関する条例の制定を提案させていただいておるところでありますが、今回の条例の目的につきましては、今、ご紹介いただきました国におけます空き家対策の特別措置法の制定・施行が昨年の７月になされたところであります。なかなか私有財産にいかに公的な機関がかかわるかという大変難しい問題を抱えながら、今日の日本の社会が抱えておる問題に一定の、一つの仕組みを入れていこうということで、この特措法が成立をされたところでありますが、私どもとしましては、この法に定める事項以外の空き家等に関する対策の推進を行ってまいりますために必要な事項を、今回の条例の制定によってしっかりと規定をし、運用していこうという思いでございます。市民の生活環境の保全を図って、そして安全・安心なまちづくりにつなげていくということを意図しておるものでございます。

法で定めます空き家等の対策は、保安上、衛生上、景観上等で周辺の生活環境の保全を図るために放置することが著しく不適切である状態にあると認められる空き家等である特定空き家等に対する措置や利活用等でございまして、私どもはこの法を超えます、規定にはございません、その市としての空き家等に関する対策の推進について、必要な対策をこの条例に規定をして行いたいというのが今回の条例制定の趣旨でございます。

法律施行前に、全国の自治体で約３００前後の条例制定がなされておったところであり、本県におきましても、県内５市がこの制定を行っておったところでございますが、当然、それ以前の条例制定においては、法律に盛り込まれるべき内容が規定されておるところでありますが、本市は法律施行後の条例制定、県内では初めての法律施行後の条例制定でありますことから、当然、法律に規定されていること以外の本市としての内容をこの条例に明記をさせていただいたということであります。そういう認識で、今回、議会にご提案をさせていただいておるものであります。

○議長（前田耕一君）

櫻井議員。

○１８番（櫻井清蔵君登壇）

昨日もたくさんの議員が質疑をされて、松本部長にはご苦労さんでございましたな。ほんまに誰も助ける者がおらん。やっぱり一つの国の施策に対する条例は、よく市長が言うオール市役所という立場で物事は進めていかないかんと。

今、市長が言われた、市民の安心・安全な生活をつくるがための法律に伴う条例の提案であると。この条例文を見せていただくと、第１条の目的から第１２条まで、今回、定めてあります。この中で、目的においては国とほとんど変わりませんわ。まだ国のほうが丁寧です。亀山市は、割に簡素というか、簡潔というか、どうも理解がしがたい。第２条において、今回問題になっておる特定空き家等の規定がされておる。

そこで、私の見解としては、管理不全状態の空き家等、次に掲げるいずれかの状態にあると認められる空き家等（特定空き家等を除く）をいうと。そしてご丁寧に、また（３）で、特定空き家は法第２条第２項に規定する特定空き家をいうと。同じことが書いてあるわけだ。この国の条文を見

てくると、国の条文の中には、この特措法というのは、基本的に、今市長が言うたように、隣接する住民の安心・安全な生活を守るために、空き家で放置されておる、もう何とかせなあかんというので、特措法でこれを決めたわけや。空家等対策の推進に関する条例の本来の目的は、特定空き家のことを目的としてこの特別措置法ができたわけだ、この法は。それを、なぜ当市はこの２つに分けて、２条の２項と３項、３項に同じことが書いてあるわけや。これは不必要やと私は思う。特定空き家とはアからエの部分であると。これを特定空き家というと。特定空き家とは、これこれに該当するものであるという条文にすべきだと私は思っておる。これは、条文としては不適当。この条文では審議はできやんと私は思う。そうでしょう。特定空き家とは何やといったら、２条の２項で掲げたアからエの部分であるというようなことを言うてはるんやから、同じこと、かぶっておるわけや。違いますかな。

それから、４条の市の責務の中で、特に空き家等に関する必要な措置を適切に講じるものとするとは何ぞやということやな。

きのう、所有者の責務とか市の責務とか、いろいろ話が出ていました。空き家たるものを持っておる方の責務というのを、空き家等の所有者等の責務という部分で、そんなら市長にちょっと聞きたいんですけれども、市長さん、お答えくださいよ。

市営住宅、昭和２６年建築の、俗に言う戦争後の引き揚げ住宅という住宅が、旧関町には城山住宅、若草住宅があります。築は昭和２６年です。これは耐震診断もしていない。そして今、城山住宅において建っておる家屋の戸数は十二、三戸やと思うんです。入居者は２世帯、人数にして３名。あとは皆空き家です。これ特定空き家等に該当する物件なんですよ。それから住山住宅、和賀住宅、和田住宅、これにも耐震診断もせん空き家があります。市が所有者です、これ。それを手つかずでしたんですけれども、この条例を出すのに、そのことを頭に思い描かれたかどうか、市長さんにちょっと聞きたい。どうされるんですか、これは市の責務なんですよ。これをどういうふうに考えてみえます、市長。

○議長（前田耕一君）

答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

当然ながら市営住宅の日常の管理、これは市において、行政の責任において適正に管理がなされておるものというふうに考えておるものであります。

○議長（前田耕一君）

櫻井議員。

○１８番（櫻井清蔵君登壇）

今の市営住宅が適正に管理されてみえますかな。城山住宅、どんなんか見に行ったことはないですやろう。私は目の前やし、若草住宅は私のところの家の裏やでようわかるんやけれども、これ適正な管理がされていますかな。どうです、市長。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

市として、公営住宅の管理という意味では、行政の責任においてこれは管理をさせていただいておるという立場でございます。

○議長（前田耕一君）

櫻井議員。

○１８番（櫻井清蔵君登壇）

私も調べました。この国の特措法の中で、こんな文面がある。２条の定義の中に、いろいろ空き家等とは、うんちく書いてあって、ただし、国または地方公共団体が所有し、または管理するものは除くという文面がある。これはちょっと私も疑問に感じました。これを聞きました。きのう聞いたので間違いないです。これを聞いたところが国土交通省の住宅局住宅整備課、担当者は東条さんという方、その人から回答いただきました。２８年９月７日、国土交通省、東条氏回答。市営住宅等の市有建築物は、市が関係法令に基づいて適切に管理するものであるので、特定空き家等には想定していないということです。それでもう１つ、ＱアンドＡがあります。適切に管理を行っているのは当然やと。

それなら市長、ちなみに市営住宅は建てやん、そのかわり民間集合住宅を借り上げていますわな。そして、市営住宅のかわりになってますやん。ほんなら、今、市営住宅の基本的な考え方は、低所得者に亀山の居住を供与するものを市営住宅の役割としているんですよ、公営住宅法で。そうすると、今あいておるところに皆入居してもろうたらよろしいやんか。入居できる状況にない、こういうのを放置しておるのが亀山市ですやんか。適切に管理をしていますかな。していないと思う。そういうようなことを言うと、そんなことをしておるのに、市民には所有者に責務を負わすというようなことでこの条文ができておると。これも不適切やと私は思いますわ。いかがですかな。そういうふうに私は思うんです。

この条例の中に、この国の施行令の中には、協議会、これはこの条文に入っています。空き家対策等の計画等も入っています。そやけど、我が亀山市が今回提出された条文の中に、立入調査等についての条文はない。それから、国は罰則、第１４条の特定空家等に関する措置に関する非常に細かい文が１５項目によって分けられております。第１６条に過料というのがある。第１４条第３項の規定による市町村長の命令に違反した者は５０万円以下の過料に処する。第２項に、第９条第２項の規定による立入調査を拒み、妨げ、または忌避した者には２０万円以下の過料に処する。この条文の中には、過料、立入調査ができるという条文はないんですよ。おかしいやないですか、こんなの。これは一体どこの……。

きのうの答弁によると、顧問弁護士の楠井さんにも相談したということが答弁にあったんですけれども、ちなみにここに名張市空家等対策の推進に関する条例がつくられています。平成２７年条例第２７号で、名張市はこれをつくっています。規則もここに持っておるんです、私。名張市にはきちっと立入調査も書いてあるんですよ。なぜ亀山市のは立入調査とか、そういうのもないんですかな。教えてください、お願いします。

○議長（前田耕一君）

広森副市長。

○副市長（広森　繁君登壇）

櫻井議員のほうからは、国の法律にはいろんな規定があるけれども、今回の市の条例には規定が

ないやないかというようなご質問だというふうに思いますけれども、まず特措法の規定に基づきます特定空き家につきましては、これは先ほどの法律に基づきまして助言、指導、勧告、命令、最終的には行政代執行ということまで必要な対策を講じてまいります。これはもう法律に基づいて、私どもが対策を講じてまいります。

今回の空き家条例につきましては、この法に基づく以外の空き家対策を定めるものであることをまずもってご理解をいただきたいというふうに思っております。したがいまして、法に定める以外の措置を条例規定するとともに、法律との重複といったことは避けた条例といたしているところでございます。特に、名張とかそういったところにはあるやないかというようなご質問もございましたけれども、先ほど市長のほうからも申しましたように、特措法施行前に条例を制定した自治体におきましては、法と重複をしているといったところも多々あるというふうに思っているところでございます。

○議長（前田耕一君）

櫻井議員。

○１８番（櫻井清蔵君登壇）

平成２７年に国がこの特措法をやった趣旨というのは、亀山市は理解しておらんというふうに私は理解をさせてもろうてよろしいですかな、市長よ。

全国８２０万戸という紹介をしました。亀山市は１，１０７戸らしい、空き家の対象、聞くところによると。亀山市は、空き家と認められるのは１，１０７戸、賃貸アパートを抜いた数字やというふうなことを聞いています。そうすると、亀山市は特措法の趣旨は鑑みておらんということですな。

特措法は、あくまでも周辺の住民の方々に迷惑をこうむっておると。それを何とか速やかに解消するために協議会で特別空き家等を選定し、なおかつそれに従わん者には罰金を科すと。その前に立入調査をすると。そして、周辺住民の不安を取り除こうやないかというのが、この特措法の趣旨なんです。今の副市長の答弁やと、特定空き家に限らず、この２条の２項の管理不全状態の空き家等を解消するためにこの条例を出しますんやという意味に捉えてよろしいかな。

そうすると、管理不全空き家というのはどんな事項というと、これはアからエですやろう。管理不全状態の空き家等、次に掲げるいずれかの状態にあると認められる空き家等をいうは、アからエのことを言うんですやろ。そして次の号に、特定空き家等というのは第２条第２項に規定するものを特定空き家と。どっちですんや、ほんだったら、副市長。あなたの今の答弁、おかしいと思わん。どっちなんやな。

○議長（前田耕一君）

広森副市長。

○副市長（広森　繁君登壇）

第２条の定義の中でございますけれども、２号で管理不全状態の空き家等の中から特定空き家等を除くというふうに書かれておりますけれども、管理不全状態の空き家等の中には、当然、法で定める特定空き家の空き家も含まれますので、この２号、管理不全状態な空き家等については、この条例に基づいて対策を講じていくと。

第３号によりましては、特定空き家等、議員は２条２項と言われましたけれども、これは法の第

２条第２項に規定する特定空き家でございますので、法律に基づきましてこれは対策を講じていくということで、立ち入りも行いますし、最終的には行政の代執行まで私どもでやっていくというところでございます。

○議長（前田耕一君）

櫻井議員。

○１８番（櫻井清蔵君登壇）

その定義に、この特措法を持っています。２条２項、この法律において特定空き家とは、そのまま放置すれば倒壊等、著しく保安上危険うんちくと書いてあります、衛生上と。しかるに、これと一緒ですやんか、２項の部分と。違いますか。２項の部分は、国の法律の本条のところに書いてあるものをそのまま上に書いてあるだけやないかな。私らは、この国の特措法の書類を持っていないことには、この審議はできやんわけやな。この資料を配ったかな。それは、議員が自分らで探せということか、私と一緒に。法律第２条２項に基づくのが特定空き家ですわと、今、副市長は言ったわな。そうすると、私らに特措法のこの資料を渡したかな。渡していないでしょう。渡したか渡していないか、一遍確認や。

○議長（前田耕一君）

答弁を求めます。

広森副市長。

○副市長（広森　繁君登壇）

法の第２条の定義につきましては、今回の産業建設委員会提出資料の中に記載をさせていただいております。

○議長（前田耕一君）

櫻井議員。

○１８番（櫻井清蔵君登壇）

そうすると、委員会以外の者は、その委員会の資料に基づいて判断せえということかな、答えて。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

当然、関連いたします議会の議案に関します資料、これは議会に提出をさせていただいて、その議会の中の産業建設常任委員会でより詳細の専門的な審議をいただくわけでございますので、委員会資料として提出させていただきました。しかし、これは他の委員会に関します資料もあわせて、これは議会全員の皆様のお手元に配付をいただいておるものというふうに理解をさせていただいておるものであります。

○議長（前田耕一君）

櫻井議員。

○１８番（櫻井清蔵君登壇）

いや、産業建設常任委員会の資料に、国のこの特措法の資料が入っておったかな。概要書は入っておった、何か図面みたいなやつが。この全部は入っていなかったと思うが。

○議長（前田耕一君）

広森副市長。

○副市長（広森　繁君登壇）

確かに資料の中には、この法第２条の定義の部分の資料を入れさせていただいております。法律全体の資料としては提出はしておりません。

○議長（前田耕一君）

櫻井議員。

○１８番（櫻井清蔵君登壇）

今出したと言うたら、途端にその部分だけ出してあるてさ。答弁というのは、基本的には、私は亀山と一緒にならせてもろうて常に思うとるんやけれども、条例案件をするときには、特にこの特措法というのは５年で切れる法律なん。国が特別に、政令として５年間で対処できやんだら改正を出して、また５年間という、これは緊急を要する案件やから特別措置法という形で法律として施行していく法律なんですよ。だから、各自治体は皆さんやりますわ。今、市長が言うたように、全国で３００、県下で５市がやっておるというふうなことを言うた。大概におくれておるんですよ、この対応が、全国１，８００自治体あって。

その中で特に、私も６月に言うたけど、ここら辺の文面はもう少し精査せなあかん。立入調査権もない、条例に入っていない。どうやってこれ調査するんですか。立入調査を拒んだら２０万の罰金に処すと、過料をかけられるということは国の法律に書いてある。しかし、立入調査という文面もないこの条例というのは、やっぱりおかしいと思う。

ちょっと市長に聞きたい。提出者は市長はとみんな書いてあるもんでね。市長は、第１０条に相当の猶予期間をつけて勧告することができると。そうすると、猶予期間ってどんだけやな、市長さん。

○議長（前田耕一君）

松本建設部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

まず最初に、今、特措法と、それから条例の関係でいろいろご理解いただいていない部分があろうかと思うんですけれども、私のきのうの説明が不十分だったのかもしれませんが、今回の条例に規定させていただきましたのは、繰り返しになりますけれども、特措法に規定されているものについては、当然特措法の規定のとおり、市町村が空き家に対する対策を行うというふうに規定されてございますので、特措法に基づいて規定されているものはきちんと対策をさせていただきます。それ以外に特措法で規定されていない部分について、今回、条例で規定をさせていただきまして、特措法と条例をあわせて１つとして対応をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

それで、先ほど櫻井議員から、特措法等、資料が提出されていないというご指摘をいただいたところですけれども、確かに今回の議会では配付はさせていただいていませんが、パブリックコメントを行う際、７月の頭には議会のほうにも、特措法と、それから条例案について、資料を一度提出させていただいているというふうに考えてございますので、ご理解賜りたいと思います。

それで、先ほど質問でございました相当の期間を設けてということでございますが、これにつきましては、その勧告等を行う際に、どういったことを改善していただくかということを添えて勧告

を行うことになりますので、その改善に必要な期間を定めて行うということになりますので、それぞれの事案によって対策を講じる期間が異なってまいりますので、その事案ごとに適切に判断をして期間を決めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（前田耕一君）

櫻井議員。

○１８番（櫻井清蔵君登壇）

その事案ごとによって決めていくってさ、棟が落ちておる家を、これは棟も直して、そこに嶋村君がおるけれども、直すのに大体早くても三月か四月かかる。雑木の伐採等になると、これは２日ぐらいでできるやろうと。その都度都度によって変えるの、それは市長が決めていくんやろうなあ。

そやけど、こういうような中で、どう読み込んでも、亀山市独自のものであると言うけれども、亀山市の実情の中の条文にあって、提出者は自信を持って出しておるものやで、これからもう条例が通れば、規則、要綱、内規等もつくっていくと思うけれども、ここに名張のいろんな各種ありますわ、届け出書とかいうのがね。立入調査員証とか、特定空き家等に対する指導書、それから勧告書、それから命令に係る事前の通知書、命令書、標識、戒告書、代執行書、もろもろのこういうのがあるんですよ。そういうのは、やっぱりこれは書き込んでおくべき。国の法律に基づいても、私らは国の役人の人にこの条文をインターネットでとってもろうて、国のほうに聞かせてもろうて、それでもやっぱり、これは市民に対する条例ですやろう、責務と書いてあるんやで。

前日も、市民に理解していただく条例が制定されるのが本来の亀山市条例と違うんですかという質問もありましたやんかな。わからんことは国や県や関係機関に聞いとくなはれというような条例を、議会としては認めがたいと私は思う。やはり市民に理解をしてもろうて特定空き家というのをつくっていかんようにしないと。というような条例をつくっていくのが、特定空き家をつくっていかんときましょうと、適正な管理をしていきましょうと啓蒙する条例なんですよ、これは。特定空き家として、早いところ壊せとか、そうせんのやったら罰金を取るぞとか、そんなことじゃない。特定空き家にならんようにみんなで気張って、自分らの周辺の住環境をようしていきましょうというのが、この法律の僕は目的やと思っておるの。違うかな、松本さん。

○議長（前田耕一君）

松本部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

櫻井議員のおっしゃるとおり、当然、この空き家対策につきましては、法律の規定による特定空き家として行政代執行までやりたいということで考えているわけではございません。

そういった意味で、この条例で、今回、先ほどからしきりにおっしゃられていました管理不全状態の空き家ということですけれども、確かに管理不全状態の空き家のアからエを見ていただきますと、ほとんど特定空き家と同じような文言になっているんですけれども、この中で違っているのは、「著しく」という言葉を抜かせていただいて項目を決めさせていただいています。といいますのも、先ほど来からお話ししておるように、特定空き家にまだ至っていない。ですけれども、やはりいろいろ必要な管理を講じていただかなきゃならないという程度の空き家を管理不全状態の空き家ということで、法律に規定されていないものを、今回、条例に規定をさせていただきました。その規定をすることによって、法律では注意や指導、勧告ができない空き家を、市として注意、指導、勧告

等を行いまして、少しでも改善をしていただきたい、利活用できるような状態にしていただきたいという思いで、この条例に規定をさせていただいたということでございます。

それからもう１点、立入調査についても、条例には書いていないということでございますが、これも先ほど来から申していますように、法律で規定されていることについては法律に基づいてやらせていただきますので、特定空き家について、立入調査が必要な場合には、法律に基づいて調査をさせていただくということで考えてございますが、管理不全状態の空き家、いわゆる特定空き家に至るまでの空き家については、法律では立入調査までできないということになってございますので、その時点では外観調査等にとどめるということになります。ただ、法律でも特定空き家になるかどうかを確認するための調査は認められるというふうに解釈されているというふうに聞いていますので、特定空き家になるかどうかを確認するために調査が必要な場合には、法律に基づいて調査をすることが可能だというふうに考えてございます。

○議長（前田耕一君）

櫻井議員。

○１８番（櫻井清蔵君登壇）

ちなみに特定空き家になった場合、どういうふうな法的な措置をされるか。紹介だけしておきますわ、もうご存じだと思うで。

まずその特定空き家に指定された場合、固定資産税が６倍になるんです、もう特定空き家に指定されたら建物でないと認めるんです。固定資産税は、今は建物が建っておるので６分の１なんです。それが６倍になるんです。特定空き家になったら、ペナルティーで５０万以下の支払いを科せられる場合がありますと。勧告に従わんだら５０万の罰金を払いなさいと。もう１つ、空き家になってもリフォームせんのやったら、行政代執行で取り壊しますと。取り壊したときには、行政からの指導で管理をしなくてはいけないけれども、言うことを聞かんなら行政が執行権を与えられるんですよ、この法律で。そして、解体するんです。解体した費用は、その所有者が負担をするんです。支払ってもらわんだら、また裁判やな、市長の好きな。裁判に訴えるわけや。市費を使うているんやで。

ちなみに亀山市も関ロッジ、応募者があったでええけど、大きな空き家を１つつくったんやな、市長の政治的な判断の誤りで。たまたま応募者があったで、やれやれと私も喜んでおるんやけれども、それはあれやけれども、市営住宅の場合に、これは市民に責務を果たすんやったら、立入調査はできないと。議会が立入調査をしてほしいんかな。これはあかん、あれはあかん、これもあかん、これは特定空き家やと。これは協議会の人が１０名以内で指名されますけれども、法律家、建築家、不動産業者、それから行政、議会もその協議会に入るらしい、委員のメンバーを見ると。そうすると、協議会で市営住宅を調査しに行った。これは特定空き家やって、これは不完全な管理やといったら、市長、直すんやな。そして、市内の賃貸住宅、これは大体１ルームで４万５，０００円ぐらい、ちょっと関のほうに行ったら５万円弱。市営住宅やったら大体３万円が一番高い。和田や若草住宅や城山住宅は高くて２，０００円、月。そこへ入ってもろうたらええ、直してもろうて。ようけ住宅困窮者が見えるんやで。それが市の責務やんかな。市民に、あんたのところは管理不全状態の空き家やで、これを特定空き家にする前に、これでいろいろやりますのやと言うておるんやったら、私らが市営住宅を、これは管理が不完全な建物やで、市長よ、直せと言っても、あなたは絶対

直さんはずや。それを放置しとるんやでな、放置しておるんやから。そうすると、それを特定空き家に、協議会でその市の物件を指定される可能性があるんやけれども、そのときは法に従うんですな、法律に基づくんやで。

だから、この条文全体の、やっぱり本法と亀山市の条例にふぐあいが生じておる。これは産業建設委員会で十分審議してもらうと思うけれども、私はやっぱり条文の精査というのは、条文というのは市民の責務、それから行政の責務、それがきちっとした中でやるべきやと思う。市が責任を果たしていないのに、市民だけに責任を果たせということも言えまへんやろうがな。違いますかな、市長。見解があったら言うとくなはれ。この条文提出に対して自信を持ってやっておると思うけれども、自信の中でそういうようなものはない……。

（発言する者あり）

○１８番（櫻井清蔵君登壇）

この協議会の設置も、十分その協議会のメンバーもご苦労をかける、かなり責任を持って物を言わんならん立場にある人を選ばんならんと思う。俗に言う役職の人を選ばんと。そこら辺の人選は必ずやっていただきたい。それと、条文訂正の気持ちはないかどうか、一遍。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今、議員がおっしゃっていただいたこの空き家対策の自治体としての責務、あるいはその意思、それは今回条例の中で私どもは行政の責務を明確にして、そして空き家対策を法と、そしてこの条例によってしっかり適用していこうという考え方をお示しさせていただいたところであります。

議員ご指摘、きのうからの議論の中で、なかなかこの法律による部分と条例による部分が非常にわかりにくいというご議論もあったかというふうに理解いたしておりますので、これらに対しましては、より市民の皆様にわかりやすい説明、広報、パンフレット等はしっかり作成をして、理解いただけるような状態をつくっていく。

いずれにいたしましても、市はその主体として努力をいたしてまいりますし、第一義的には所有者・管理者の責務ということもあろうかというふうに思っておりますが、総合的な空き家対策を亀山市として前へしっかり進めていきたいというふうに考えておるところであります。

○議長（前田耕一君）

１８番　櫻井清蔵議員の質疑は終わりました。

質疑の途中ですが、１０分間休憩します。

（午前１０時４５分　休憩）

（午前１０時５４分　再開）

○議長（前田耕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、１７番　小坂直親議員。

○１７番（小坂直親君登壇）

通告に従いまして、２項目６点ばかりについて質疑をさせていただきます。

議案第５８号の平成２８年度亀山市一般会計補正予算（第２号）と、議案第６１号平成２８年度亀山市病院事業会計補正予算（第１号）について質疑させていただきたいと思います。

まず最初に、議案第５８号、一般会計の歳入についてなんですけど、第１９款繰越金についてなんですけど、今回、補正予算として４，７６０万円が計上されております。これで、当初予算を合わせまして現計で１億５，１９０万２，０００円となっておるわけでございますが、今回提案されております決算には、提案されているとはいっても、これは承認されると思うんですけど、歳計剰余金が既に９億６，８００万になっておるのに、繰り越しの現計が１億５，０００万ということであれば、約８億円がどこへどのように掲載されておるのか。決算が提案されて歳計剰余金が確定しておるのに、なぜ繰越金が提案されていないのかと。

従前から、当初予算で長年５，０００万だけが計上されておって、去年からですか、１億円が計上されて、ある程度修正されたとはいうものの、常に歳計剰余金は１０億程度あるわけです。だけど、それが１億円として、９月補正、１２月補正の財源に使えるんだろうと思うんですけど、９月議会ではもう既に歳計剰余金の額が確定しておる。その中で、約９億６，８００万あって、今では１億５，０００万しか計上されていないと。多分、この中には約５億円、歳計剰余金の約２分の１は地財法に基づいて財政調整基金に当然積み立てなければならない。これは地財法によって決められておるので、多分５億円は地財法で財政調整基金へ積み立てるだろうと。そういうのであれば、この予算で歳計剰余金を全て出して、５億円は財政調整基金に積み立て、そうしてあとの４億８，０００万は予備費なり、またそれ以外の基金に積み立てるなり、何らかの措置をすべきであって、非常にこれは不明瞭であるけど、その辺についての見解をお聞かせ願いたい。

○議長（前田耕一君）

１７番　小坂直親議員の質疑に対する答弁を求めます。

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

おはようございます。

決算剰余金が確定したことにより、補正予算の歳入において前年度繰越金を全額計上し、運用を図る手法をとらないのかというご質問だというふうに思いますけれども、平成２７年度決算における実質収支額は９億６，８３６万２，０００円、そのうち地方自治法第２３３条の２の規定によりまして、財政調整基金に５億円を繰り入れた残額となる４億６，８３６万２，０００円が前年度繰越金として、平成２８年度の一般財源として活用できる額となっているところでございます。

平成２８年度当初予算におきましては、前年度繰越金を今までの５，０００万から１億円に増額計上をいたしたところでございます。この６月の補正予算（第１号）におきまして、補正財源として４３０万２，０００円を計上し、今回の補正予算（第２号）において４，７６０万円を計上したところでございまして、今後の補正財源として活用できる額は、残りの３億１，６４６万円となっておるところでございます。

今まで、この補正財源を災害等に充てて、１２月で補正予算において、残額を全額計上して財源調整を行う手法をとってきておるところでございまして、本年度もこのような手法でやっていきたいという思いでおるところでございます。

○議長（前田耕一君）

小坂議員。

○１７番（小坂直親君登壇）

前々から私は、この歳計剰余金の処分については毎回質問をさせていただいたんやけど、それで前回も言われたんですけど、やっぱり災害はあると見込んで財源を３億円持っておるんだということですけど、それであれば予備費を置いておけば十分であって、普通、緊急を要するのであれば、予備費で足らなければ財政調整基金で調整をして財源に充てるというのであって、既にその３億というのは、今の段階では、決算額と今の補正額では、宙に浮いておるわけですよ。３億円というのがどこへ行っておるのかいうと、ただあなたが数字の上で持っておるだけであって、書類としては透明性をと言うんであればなけんならんが、この３億５，０００万は宙に浮いておるんですよ。だから、もう少し明確に、透明にするんであれば、予備費にするのか、基金に積み立てるのか。今の話やと、災害があるから３億円は懐の中へ、第二の財布で持っておるんだというのは不十分である。そういう財政運営は不適当だと私は思います。やはりもう少し市民にわかるように、９億どんだけあって、５億円は積み立てて、それで３億円が災害が来るために持っておるというのでは、そのためのあなた個人の懐の中で３億円は融通がきくんだというのは余りに適当でないと思うので、再度、そのような財政運営でいいと思っておるのか、その辺だけちょっとお願いします。

○議長（前田耕一君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

まず、決算剰余金を生じた場合は、地方自治法で、当該剰余金のうち２分の１を下回らない金額は、これを剰余金を生じた翌々年度までに積み立て、または償還期限を繰り上げて行う地方債の償還財源に充てなければならないとされておるところでございます。この中で、翌々年度までに積み立てという規定がございます。

そんな中で、少し議員がおっしゃられるように、９月議会なり６月議会で、もうその決算剰余金５億を積み立てた残りを財調に入れるなり何なり、一遍考えたらどうやというようなご意見だというふうに思いますけれども、現在のところ、うちは１２月でさせていただいておると、その出し入れを。その間の繰越金の残高がわからないということも一つあるということも事実であります。

そんなことについて、他市の例も、少しどうなのかということで、こういうご質問をいただきましたので、隣の鈴鹿市さんにも聞いてみました。隣の鈴鹿市さんもうちとよく似たことをされておりまして、２分の１の積み立ては９月でというような形をとられて、あとはどうですかと聞いたら、そのまま置いておいてというようなところもありますし、他市も調べましたら、来年度予算に今年度の繰越金として計上しておるところもございました。

議員おっしゃられるように、透明性の確保からいえば、わかりやすくするというのは大切なことなんだろうというふうに思っています、どれだけ残っておるか。その点について、もう少しいろんな意味で研究をする必要があるんであろうと。

一般会計については入れる財調なりがありますが、ない会計もございますので、予算全般の中でどう扱うていくのか、どこで精算をやっていくのかということも考える必要があるんだろうというふうに思っていますので、他市の例等も研究させていただいて、今後どうしていくのかということに対応したいと思っています。

議員からもいろいろご指摘をいただきまして、今年度当初予算では５，０００万円の繰越金を１億に上げさせていただいた、特交財源も２億から４億に上げさせていただいた。そういう意味で、なるべく透明性に近い形で皆さん方に明らかにしていきたいという思いは持っていますので、そんな意味も踏まえて対応をしていきたいというふうに考えております。

○議長（前田耕一君）

小坂議員。

○１７番（小坂直親君登壇）

別に他市のことは参考にせんでも、亀山独自の考え方であればいいと思うんで、もう少しやっぱり透明性を持ってわかりやすい、あたかも隠し財源であるような財源の確保をするんじゃなしに、やっぱり透明性を出すべきだというふうなことを申し上げておきますのと、特交についても上げたというけど、特交については、今ちょっと言われたんですけど、ことしみたいな北海道やとか岩手なんかに災害があるとかなり制限される。だから、当初予算で２億を見たというものの、ことしは北海道と東北の豪雨でほとんど特交は薄まきになる。だから、見込みより非常に低くなるということもあると思うんで、そこらをあたかも２億円持っていますと得意げに言われると、私はまた財政運営に支障を来すんやないかということを申し上げておきます。

次に歳出についてでございますが、臨時雇賃金、各８項目にわたって約１，０００万、９５３万という臨時雇賃金の予算が計上されております。一体これは、なぜこの年度途中に、これが何人になるかわからんのですけど、補正予算で約１，０００万上がっておる。これは一体どういうことなのか、年度途中で何が急に要する必要性があったのか、どのような必要性があったのかということで１，０００万と、その賃金の中に一般管理費のほうの賃金と、それから一般事業費的な臨時雇賃金、これが４００万と５００万なんです、約４項目にわたっておる。私が考える範囲内は、一般管理費については人件費であろうかということ、一般事業費というのは、これは物件的な賃金に値するのかなという気もするんですけど、一体これはどういう理由でこの９月に約１，０００万もの雇い賃金を、雇わなければならない理由と必要性、内容についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

臨時雇賃金全般のお話でございますもので、企画総務部のほうからお答えをさせていただきます。

今回の臨時雇賃金の予算補正に至りました主な理由といたしましては、正規職員の病気療養による休職等に伴う代替職員の配置として３名分、それと正規職員の妊娠による産前・産後、並びに育児休業に伴う代替職員として、これも３名分。この中に、特に幼稚園教諭の代替が含まれておりましたもので、３名分で５００万ほどの臨時雇賃金が含まれております。

また、一般管理費と一般事業費のご指摘もございましたが、マイナンバー制度が、年度当初におきまして国のシステム障害がございましたことから、カード交付の遅延に対する措置で、これに対する新たな業務の対応としての人員増も含まれておりまして、こういったものを含めまして、全体で８名分で約９５０万円の総額というふうになったところでございます。

○議長（前田耕一君）

小坂議員。

○１７番（小坂直親君登壇）

産休なり病休ということなんですけど、今、大体職員が正職員約５００名弱、臨時、嘱託を含めると約５００名、約１，０００人というのは大体当初予算で見込まれておるんですけど、一体これが恒久的な臨時職員が必要なのか。正規職員が足らないから臨時職員をどうしてもというのであれば、人事管理上、定数管理条例もあると思うんですけど、これが恒久的な臨時職員と本当の期間雇用の臨時職員とがあると思うんですけど、その辺の割合は、どうしてもその５００名の中にあわせて、ここへまた期間的な、産休・病欠による補充の職員やと。それらについては、やっぱり資格も要る職業もあると思うんです、年齢もあるだろうし。そこらをするのに、その人事管理をどのように今は考えてみえるのか。

こんなことは、今の市職員が本当に業務量がふえて、どうしても人が足らなく、期間的に必要なのか、年間通じて正職員ではなしに臨時でやっていただく仕事があるのかないのか、そこらは定数との兼ね合いもあろうかと思いますけど、その辺の職員の人的管理をどのように考えてみえるのか、お聞かせ願いたい。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

まず臨時職員と正規職員の関係をご指摘いただきましたが、現在、正規職員は約５８０人で、臨時・非常勤職員につきましては５６０人程度を推移しております。この中で、議員ご指摘の５６０人の中で臨時的要素と恒久的要素、この配分がどうかということをまずお尋ねでございますが、基本的には、先ほど申し上げた正規職員の病気でありますとか育児休業の代替の臨時的要素、これがほとんどを占めておるというふうに考えております。ただ、その中で、例えばふるさと先生とか、教員の代替でありますとか、少人数学級の対応でありますとか、こういったところで恒常的に配置しているケースもございます。そういったことにつきましては、定員適正化計画の中でしっかり管理をしていかなくてはならないというふうに考えておるところでございます。

それと、この臨時職員が定員適正化計画の中できっちり適合しておるかというご指摘でもございますが、今回の補正も含めまして、基本的に育休・病気休暇の代替ということが基本として考えておりますことから、定員適正化計画にそごはないものというふうに考えておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

小坂議員。

○１７番（小坂直親君登壇）

正職員が５８０名、臨時職員が５６０名ですけど、恒久的な臨時職員は正職員と同じ仕事をしておるんです。だけど、待遇は違うし、給料が違うというのが大きな問題になっておるので、これはもう少し、基本的にやっぱり正職員と、それから非常勤、恒久的な臨時職員とか、これは学校施設、給食、全ての職員が同じ仕事をしておっても格差があるということはやっぱり解消すべきであって、決して減らすことも一つの方法ですけど、適正化は本当に適正化な人員配置をやはり考えるべきであるということを申し上げておきます。

その次に、企画費の過年度補助金の返還なんですけど、今回３３６万４，０００円という国庫補助金の返還なんですけど、この事業は平成２６年度の繰越予算なんですね。繰越予算で、平成２７

年度に実施し、これは地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金、地方創生先行事業として１００％の交付金なんです。なぜ消化できなくて３３０万を返還しなければならないのか。これは、国が地方への支援として、年度を越えてでも地方支援をやるんだと、交付金をやる、だから使い切りなさいというのが本来なのに、なぜ３３６万４，０００円がよう使い切らなかったのか。せっかくのこの補助金を返還までするということは、財政運営、事業を消化する意味においても、大変不合理。返すべきでないと思う。なぜこんな事態が起こったのかをお聞かせ願いたい。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

まず今回の返還金につきましては、議員ご指摘のように、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金ということで、平成２６年度の国の補正予算で計上されたものでございます。この交付金の活用に当たりましては、本市としまして、平成２６年度補正によりまして、地方版総合戦略の策定事業とかめやまげんきっこ育成事業、あと観光交流促進事業の３事業を計上いたしまして、平成２７年度に繰り越しをして実施させていただいたものでございます。

ちょっと執行状況だけご説明させていただきますが、まず総合戦略策定事業につきましては、交付金活用予定額が１，０００万円に対しまして、計画策定支援業務の委託料の入札差金が生じましたことなどから、執行額は６８２万円にとどまりまして、差し引き３１８万円の残となっているところでございます。

次に、かめやまげんきっこ育成事業でございますが、交付金活用予定額５００万円に対し、講師の都合などにより子育て講座の回数が減少し、報償費が減額となったことなどから、４５９万１，０００円の執行となり、差し引き４０万９，０００円の残となっております。

最後に観光交流促進事業でございますが、交付金活用予定額７１０万円に対しまして、外国人観光向けパンフレットの作成経費などの増額により、それらを上回る７３２万３，０００円の執行となったところでございます。

当初予定額を上回った観光交流促進事業にかめやまげんきっこ育成事業の交付金を充当するなど、交付金の有効活用に努めてまいったところでございますが、施設整備や備品購入に係る上限が設定されているなど交付金の使途が制限されていたことなどから、最終的には交付金全体として３３６万４，０００円、これはほぼ総合戦略策定の委託料の入札差金でございますが、この分の返還金が生じたということでございます。

○議長（前田耕一君）

小坂議員。

○１７番（小坂直親君登壇）

せっかく国が地方のそれぞれの支援を緊急で先行型でやろうというので、委託料が契約差金だからということですけど、やはりその中で使い道はいろいろあろうかと思うんですね。返還しなければならんというのは、やっぱりその事業の精査、中身、使途というものをもっと有効活用できるようにバランスをとって、片方で３００万ふえたということやで、やっぱりそこらはできるだけ１００％消化すべきであるということを申し上げておきます。

この辺について、やむを得ない事情であっただろうと思うんですけど、こういうことはもう少し

精査するなり、確定実績を出すときまでに消化できる方法をやっぱり考えるべきであろうかと。委託先についても、もっと委託内容のボリュームを上げればいいわけなんで、やっぱりそこらをもう少し、１,０００万が６００万というのは、計画そのものが余りに曖昧である。１,０００万計画しておったら実際は６００万だったということでは、その積算の最初の根拠がおかしいと思うので、その辺についてももう少し精査できるようにしておいていただきたい。

次に、老人福祉費、地域生活支援事業については、きのう、新議員が質問されたんですけど、これは３００台、１台１０万円で備品購入をされるということなんですけど、実際は２１０台を更新して、９０台を原則ストックしておくという。３,０００万なんですけど、なぜ年度途中に３,０００万という膨大な予算が急遽出てきて、そしてそれを実際に稼働するのは２１０台で、３００台の１０万の３,０００万を購入する。国がそれは認めるんですかね、こんなもん。ストックする分まで国が認めるんですかね。その辺について、ちょっと簡単にお願いします。

○議長（前田耕一君）

佐久間健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐久間利夫君登壇）

まず、この時期に補正ということなんですが、この事業は国へ昨年度末に協議を行いまして、６月に採択の内示がございました関係で、９月議会に補正のお願いをしたものでございます。

あと、２１０台に対して３００台ということでございますが、現在は２１０台。この２１０台と申しましても、絶えず変動してございまして、ある程度手持ちは必要なものでございます。今後、ひとり暮らし高齢者が増加するということも考慮いたしまして、現状プラスあと必要な分ということで予定しておるものでございます。

そのニーズにつきましては、ひとり暮らし高齢者のニーズは、民生児童委員さんとか在宅介護支援センターの事業で絶えず訪問してございまして、必要な家庭のニーズは把握しておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

小坂議員。

○１７番（小坂直親君登壇）

結構な補助金をもらっておると思うんで、対象者をもう少しできるだけ深く掘り下げて、必要な方に、ストックしてためておくだけやなしに、やっぱりそれを利活用できる方法を、またこれを使わなければ補助金返還というのは困るので、その３,０００万の利活用を、あと９０台分ですか、それをやっぱり掘り下げて、そういう方に利用していただくようにしていただきたいというふうに思います。

それから給与費明細なんですけど、これは今までいろいろあったので、これは空き家対策事業の１０人分の５回分の報酬であると思うんですけど、これは２１万６,０００円なんですけど、実際は、空き家対策としては３５万５,０００円、７,１００円の１０人分の５回分というふうになっておるので、これについては、空き家条例はまだ通っておらんですけど、通るものとしてのせてあるんだと思うので、その辺については控えておきますわ。

それでは、議案第６１号、平成２８年度の亀山市病院事業会計の債務負担行為についてなんですけど、これはいろいろ同僚議員から質問があったんですけど、医療費用削減支援業務委託料とある

んですけど、一体これはどこへどのような方法で委託して、どれぐらいの規模を考えてみえるのか。そして、期間は来年度なんですけど、減額の３割相当額と書いてあるんですけど、本来の債務負担行為は、翌年度の財政の硬直、それから翌年度の予算を縛ると、これは起債と同じですね。それが３割相当額だけでは、分母が１億になるのか１，０００万なのか、これもわからない。しかし、無制限にこれは許可するわけにいかないと思うんです。だから、今回、債務負担行為には、限度額が書けない場合は文章で表現する、これはあくまで特例なんですね。本来の債務負担行為は、これはあるべきでない。これは特例をあえて使わなければならなかったという理由。事項とか期間及び限度額を記載するのが本来は原則なんです。あくまでも特例である。しかし、議会は、こういったことの第三セクター等に委託とかする場合は安易に認めてはならないという、特例であっても議会はそういうことは認めてはならないよという制限を加えておる。このことについてどのように解釈されて、今回、このような債務負担行為を出されたのか、お伺いします。

○議長（前田耕一君）

落合医療センター事務局長。

○医療センター事務局長（落合　浩君登壇）

債務負担行為につきましては、議員ご指摘のとおり、本来は具体的な金額でお示しすることが本来でありますけれども、今回のように限度額の金額表示が困難なものについては文言で記載することができるとされております。

そして、この医業費用削減支援業務をお認めいただいた後に速やかに業者を選定いたしまして、具体的な業務を進める過程で、削減対象となる医業費用であるとか、その削減額を明らかにしていくものでございます。したがいまして、現時点では具体的な金額をお示しすることは困難であると考えまして、文言等を記載いたしたものでございますが、いずれにいたしましても、平成２９年度当初予定におきましては具体的な金額を計上しなければならないということに伴いまして、平成２８年度３月補正予算におきまして、現在提案させていただいております文言を具体的な数字でお示しさせていただく予定でございます。

○議長（前田耕一君）

小坂議員。

○１７番（小坂直親君登壇）

言わんとすることはわかっておるんです。しかし、債務負担行為というのは、３割相当額というのは、これは示談屋みたいなものですね。どっちかというと手数料みたいなんですね、これはもう。その３割というのは誰が決めたんですか、３割が適当だったという、誰が決めたんですか。４割でもよし、５割でもよしやけど。しかし、分母がわからなければ、言わんとすることはわかるんやけど、一体幾ら削減を予定されておるのか。その負担の３割が１，０００万なのか、２，０００万なのか、５００万なのか、これはわからんのです、今の段階で。今から委託するんやけど、委託する積算根拠は誰がつくったんですか、そうすると。その相手方に委託するのは、無制限に委託するんですか。

それがどれぐらいの額を想定されておるのかという額がなければ、３割だけでは、分母がわからなければ、２億円を削減してもらうのか、１億円を削減してもらうのかによって、それの３割を見込むのかというのがわからないですやん。だから、業務委託をするのはどういう内容で、どの程度

の中身を委託するのかというおおよその額をつかんでいなければ、病院事業も決してそんな潤沢な会計じゃないはずですね、やっぱり。それには、費用対効果を見込んでのこの委託料だと思う。だから、今の病院事業としては限度は５００万なのか、７００万なのか、１，０００万なのかというのは、ある程度は腹の中で想定されておると思うんですよ。

しかし、的確な数字がつかめないからこういうことだということなんですけど、そのようなことについて、どのように今、現時点で見込んでおるのか。そして、どのような方法で委託するのか。その委託する中身の仕様書はどこが積算したのか。コンサルタントが精算したんでは全てあなた任せで、病院事業として業務を果たさんことになる。それはどのように誰が積算したのか、それをもってどのような内容で委託するのかをお聞きしたい。

○議長（前田耕一君）

落合事務局長。

○医療センター事務局長（落合　浩君登壇）

現在考えておるというか、想定しておるんですけれども、きのう鈴木議員のご質問にお答えしましたように、対象となる経費は約４億４，０００万円の医業費用に対して削減業務を委託すると。そのうちに、このコンサル業者であるとか、そういうホームページで調査しましたところ、それを医療センターに置きかえてシミュレーションしましたところ、約４億４，０００万円の６％である２，７００万円程度が削減できるかなあと。そして、そのうちの３割でありますので、約８００万円が成功報酬になるのかなあと。

しかし、この金額というのは主に民間病院における実績額の平均値をもとに算出しておりますので、結果としまして、自治体病院である医療センターにおける実績額と大きくかけ離れるおそれもあるということから、現段階では具体的なこの８００万円を限度額と上げることはちょっと困難であるということで、今後、具体的な業務を進める上ではっきり、おおよその額がわかってきましたら、３月補正で計上いたしたいと考えております。

○議長（前田耕一君）

小坂議員。

○１７番（小坂直親君登壇）

それでは、４億４，０００万円のうち６％というのは、それはあくまでも基準であろうかと思うんですけど、その２，７００万のうちの３割で８００万と。であれば、その８００万というのは、今の試算では、病院会計としては賄い切れる範囲内やということなのか。それが１，０００万なら払えるのか、それが２，０００万だったら払えるのかという腹があると思うんです、やっぱり会計として、財政として。結局今の話やと、８００万と試算して、８００万は３割として払っても可能であるというのが本来の債務負担行為でいう限度額であるというふうに考える。それ以上だったらよう払えんという判断で３割しかよう書かんというのか、８００万であれば８００万と書けばいいんじゃないですか。だけど、正確な契約はできないというのであれば、だから病院事業会計としては８００万までは払えますよと、４億４，０００万の６％の３割やで８００万は払えるんだったら、それはそのようにするべきであって、だからそれは限度額で書けるはずなんですよ。

しかし、まだ流動的で非常に不透明であるということであるんで、今回、その辺については会計上の思い、財政上のいろんなことがあろうかと思うんで、今回、３割相当という中身がわかったの

で、年度内にはこれをもって契約・委託をするということであれば、額が決まり次第、やはり補正、変更で当然明確にして、予算計上すべきであるということを申し添えて終わります。

○議長（前田耕一君）

１７番　小坂直親議員の質疑は終わりました。

以上で、日程第１に掲げた上程各案に対する質疑は終結いたします。

続いて、ただいま議題になっております議案第５２号から議案第７６号までの２５件については、お手元に配付してあります付託議案一覧表のとおり、それぞれ所管する常任委員会にその審査を付託します。

なお、報告第９号から報告第１８号までの１０件については、関係法令の規定に基づく報告でありますので、ご了承願います。

付　託　議　案　一　覧　表

総務委員会

議案第５２号　亀山市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について
議案第５４号　亀山市議会議員及び亀山市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部改正について

教育民生委員会

議案第５５号　亀山市放課後児童クラブ条例の一部改正について
議案第５６号　亀山市関町北部ふれあい交流センター条例の一部改正について
議案第７０号　財産の取得について

産業建設委員会

議案第５３号　亀山市空家等対策の推進に関する条例の制定について
議案第５７号　亀山市道路占用料徴収条例の一部改正について
議案第７１号　市道路線の認定について
議案第７２号　市道路線の認定について
議案第７３号　市道路線の認定について
議案第７４号　三泗鈴亀農業共済事務組合の解散に関する協議について
議案第７５号　三泗鈴亀農業共済事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議について
議案第７６号　三泗鈴亀農業共済事務組合規約の変更に関する協議について

予算決算委員会

議案第５８号　平成２８年度亀山市一般会計補正予算（第２号）について
議案第５９号　平成２８年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）について
議案第６０号　平成２８年度亀山市水道事業会計補正予算（第１号）について
議案第６１号　平成２８年度亀山市病院事業会計補正予算（第１号）について
議案第６２号　平成２７年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について
議案第６３号　平成２７年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第６４号　平成２７年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第６５号　平成２７年度亀山市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第６６号　平成２７年度亀山市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
議案第６７号　平成２７年度亀山市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
議案第６８号　平成２７年度亀山市公共下水道事業会計決算の認定について
議案第６９号　平成２７年度亀山市病院事業会計決算の認定について

○議長（前田耕一君）

次に、日程第２、請願第１号から、日程第６、請願第５号までの５件を一括議題とします。

請願第１号義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める請願書、請願第２号教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願書、請願第３号防災対策の充実を求める請願書、請願第４号子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書、請願第５号介護保険制度における軽度者への福祉用具貸与・住宅改修の継続を求める請願書の審査については、お手元に配付しております請願文書表のとおり、所管の教育民生委員会に付託します。

請願文書表

受　理　番　号	請　　１
受　理　年　月　日	平成２８年８月１９日
件　　名	義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める請願書
請願者の住所・氏名	亀山市能褒野町７７－２２ 亀山市ＰＴＡ連合会 会長　松井美樹　他２名
要　　旨	義務教育費国庫負担制度が存続、充実され、国の責務として必要な財源が確保されるよう決議いただき、国の関係機関に意見書を提出願いたい。
紹介議員氏名	中村嘉孝、今岡翔平、尾崎邦洋、福沢美由紀

付　託　委　員　会	教育民生委員会

受　　理　　番　　号	請　　２
受　理　年　月　日	平成２８年８月１９日
件　　名	教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願書
請願者の住所・氏名	亀山市能褒野町７７－２２ 亀山市ＰＴＡ連合会 会長　松井美樹　他２名
要　　旨	子どもたちの「豊かな学び」の保障に向け、教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算の拡充を行うよう決議いただき、国の関係機関に意見書を提出願いたい。
紹介議員氏名	中村嘉孝、今岡翔平、尾崎邦洋、福沢美由紀
付　託　委　員　会	教育民生委員会

受　　理　　番　　号	請　　３
受　理　年　月　日	平成２８年８月１９日
件　　名	防災対策の充実を求める請願書
請願者の住所・氏名	亀山市能褒野町７７－２２ 亀山市ＰＴＡ連合会 会長　松井美樹　他２名
要　　旨	子どもたちの安心・安全を確保するため、巨大地震等の災害を想定した防災対策の充実を図るよう決議いただき、国の関係機関に意見書を提出願いたい。
紹介議員氏名	中村嘉孝、今岡翔平、尾崎邦洋、福沢美由紀
付　託　委　員　会	教育民生委員会

受　理　番　号	請　　４
受　理　年　月　日	平成２８年８月１９日
件　　名	子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書
請願者の住所・氏名	亀山市能褒野町７７－２２ 亀山市ＰＴＡ連合会 会長　松井美樹　他２名
要　　旨	子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度が拡充するよう決議いただき、国の関係機関に意見書を提出願いたい。
紹介議員氏名	中村嘉孝、今岡翔平、尾崎邦洋、福沢美由紀
付　託　委　員　会	教育民生委員会

受　理　番　号	請　　５
受　理　年　月　日	平成２８年８月２６日
件　　名	介護保険制度における軽度者への福祉用具貸与・住宅改修の継続を求める請願書
請願者の住所・氏名	三重県津市垂水６８６ 一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会 三重県ブロック長　中川敬史　他１名
要　　旨	介護保険制度における軽度者への福祉用具貸与及び住宅改修の利用について、自己負担化を導入せず、現行どおり、介護保険の給付対象として継続するよう、国の関係機関に意見書を提出願いたい。
紹介議員氏名	鈴木達夫、中村嘉孝、髙島　真、福沢美由紀、新　秀隆、豊田恵理
付　託　委　員　会	教育民生委員会

○議長（前田耕一君）

会議の途中ですが、予算決算委員会の開催のため、午後１時まで休憩します。

（午前１１時２９分　休憩）

（午後　１時００分　再開）

○議長（前田耕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第７、市政に関する一般質問を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

３番　髙島　真議員。

○３番（髙島　真君登壇）

緑風会の髙島でございます。

通告に従い、質問させていただきます。

本日は、リニア中央新幹線亀山誘致についてと、それと通学路の整備について、そして防犯カメラの設置についてをお伺いします。

まず、リニア中央新幹線誘致についてでございます。

８月に内閣府が閣議決定いたしましたその内容としては、延伸する名古屋・大阪間を８年間前倒しでやると。そして、ＪＲにあっては３兆６，０２２億円を無利子で貸し出すというのを閣議決定されました。それと、この三重県、愛知県、岐阜県、名古屋市においては、リニア開業に向け、担当者レベルでの会議が始まったと。

今まで、一般的にリニアは、亀山に誘致をしましょうということを夢、夢というか、目標より夢に近い話で進んできたと思うんですよ。夢の乗り物リニアとか、そういうやり方でやってきました。だけど、ここまで来て、オリンピックしかり、何にしかり、現実になってきました。それに向けて、亀山市の心構えといいますか、今後どうしていくのかというのをまず問いたいと思います。

その中で、基金積立目標額を２０億とした根拠というのを聞きたいんですけれども、基本的に、こういうリニアなら、駅がどこに来るか、来るのか来ないのかという話が先に立つんですが、来るとして、駅はどの辺かは大体想定をして、駅周辺整備で２０億ということを目標に掲げられてやられたと思うんですけれども、根拠は一体本当に何なのというところで、それが１０億でもいいんじゃないの、１５億でもいいんじゃないのと、逆に３０億ぐらい要るの違うの、それでも足らんのと違うやろうかということを、私、疑問に思っていまして、それを一旦リニアに積み立てしておりますが、なぜ２０億にしたという根拠を聞かせてください。

○議長（前田耕一君）

３番　髙島　真議員の質問に対する答弁を求めます。

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

リニア中央新幹線につきましては、今、議員申されたように、新たなステージ、夢から現実へと、そのようなふうにステージが進んできたというふうな認識を持っているところでございます。

そのような中で、リニア中央新幹線亀山駅整備基金につきましては、目標額を２０億円としまし

て、現在、鋭意積み立てを行っておるところでございまして、その当初目標額とする２０億円の根拠ということでございますが、これにつきましては、北陸新幹線の佐久平駅、これが北陸新幹線が開業したときにできた駅でございますが、この駅舎及びこの駅の周辺の都市整備に要した佐久市の費用負担を参考にして目標額を設定いたしたところでございます。

○議長（前田耕一君）

髙島議員。

○３番（髙島　真君登壇）

その佐久市を目標にされたと言いますが、もう１回聞きたいんですけれども、そうしたら亀山市として、こういう駅はこうやってして、こういうのをひっつけて、ここをロータリーにして、こうこうこうしてという算出した根拠ではないということなのでしょうか。安易に言えば、佐久市が２０億かかったで、まあ２０億にしておこうかというレベルなんでしょうか、どっちなんでしょうかね。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

北陸新幹線の佐久平駅につきましては、亀山市と状況が似ておりまして、これは北陸新幹線と同時に並行在来線が佐久駅にもございまして、亀山市におきましても、関西線という一つ並行在来線になるものがございまして、そういった状況が似ておるということが１点でございます。

それと、佐久平駅につきましては、旧駅と新駅が別々に設置をされた状況でございまして、このような点も亀山市に似通っておるんではないかという、そういった想定のもとに設定をさせていただいたところでございます。

○議長（前田耕一君）

髙島議員。

○３番（髙島　真君登壇）

よく似ておるからと言われても本当にあれなんですけど、僕は基本的に、リニアの積み立ては反対とか賛成とかと言う前に、足りやんようになったときのことを考えてもっとしたらどうだというほうですので、内閣の閣議決定においてももうやるんだということを……。

そうしたら１つ聞きたいんですけれども、その積み立てをしておると。そこの中で、三重県亀山市に誘致を、持ってくるんだという気概があるとするならば、市長は、亀山市ではなく三重県が外れて通っていくのでも、曲げてでも亀山に来てもらおうという、そういうだけの気概を持ってこの誘致活動には向かっていっておるのか、市長の思いというのは一体どうなのか。何としても亀山なのか、当たりゃあ当たりゃあ亀山でいいやというレベルなのか、その辺のところなんですよね。そうしたら、もっと積み立てしようかとか、何ら方策をしようかとか考えるんですけど、いかがでしょうかね。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

髙島議員のご質問にお答えをいたします。

このリニア中央新幹線の誘致につきましては、大変長い長い歴史を持っておるところであります。これはもう議会の皆様、あるいは市民の皆様、産業界や労働界や本当に多くの皆様が、ご案内のように市民会議を設置する中で、この活動を四半世紀以上にわたって展開をいたしてまいりました。

今ご紹介いただきました、政府におけます今回の財政投融資を活用した最大８年前倒しというこのことは、今日まで積み上げてまいりました本市にとりましても、大変力強く感じておるところであります。

そういう中にあって、私どもはまさに夢から現実へ展開をしておりますこのリニアの停車駅の誘致につきましては、さらに大変重要な局面に入ってきておるというふうに考えておるところでございまして、一昨日も奈良県におきまして三重県と奈良県の期成同盟会の合同の総会がございました。出席をさせていただいたところでございますけれども、改めて関係機関と心合わせをさせていただいて、本市としてもさらに当事者意識を持ってこの誘致、市内へ停車駅をつくっていくと、このことにつきまして、さらなる努力をしてまいりたいというふうに改めて決意をいたしておるところであります。

○議長（前田耕一君）

髙島議員。

○３番（髙島　真君登壇）

そうですよね。当事者意識を持ってというような、僕はすごくあれなんですけど、当事者意識を持ってやっていかないと……。ちょっと前だと、リニアが来るんですよねという話をすると、もう７割から８割の人は、僕らは生きてへんでねというような答えが返ってきた、誰としゃべっておっても。だけど、もう今は、本当に現実に向けて、乗れるところまで来ておるので、そこの誘致というのをしっかりと、市長はリーダーとなって、誘致に向けて頑張っていってもらいたいと思います。

それにもう１つあれなんですけれども、８年間、先ほど私言いました、前倒しということが、早くなってきております。そのリニアの駅がどこになるかというのはまだ置いておいて、それに対する乗り継ぎとかそういうのであって、ＪＲ亀山駅、今のところの開発というのも急務になってくると思うんですよ。リニアだけを先にやって、こっちを置いていくというのはあきませんので、それをリンクして振っていかないかんと思います。

平成２７年３月議会におきまして、中﨑議員のほうから駅前開発のこともいろいろご質問されておるようですけれども、その会議録を読んでいまして、ぐにゃぐにゃとなっていましたので、僕、余り理解できやんだんですけれども、それに向けてインフラを駅とリンクさせながら、絶対そこで乗りかえとかそういうのが出てくると思うんですよ。それに向けてやっていかないとと思うんですけれども、早い話、そこもやって、駅前もやってというので２０億というのは、到底私は足らんと思うんですけれども、それについて、そこまで誘致をしようと市長に覚悟があるんやったら、２０億では足らないと私は思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

確かに、リニア中央新幹線の全線の開業時期が、当初計画が２０４５年でございましたが、それが８年前倒しになるということでいくと２０３７年ということで、今から２０年後ぐらいというこ

とで、かなり現実味を帯びてきたということでございます。

その中で、目標額２０億円に向けて、市の財政状況も考慮しながら、計画的に積み立てを行いながら、リニアの市内駅へのアクセスや必要となる都市機能、これは今おっしゃられた亀山駅の周辺整備も含めてでございますが、リニアによる市内への波及効果など、リニアを生かした全体的なまちづくりの研究というものを進めていく必要があるというふうに考えております。

駅前整備も踏まえてでございますが、こうしたことを踏まえながら、基金の活用方法も含め、基金の必要額につきましては再検討していきたいというふうに考えております。

○議長（前田耕一君）

髙島議員。

○３番（髙島　真君登壇）

基金の再検討をすると。減らす答えがあるかもわからないですけれども、僕はどっちかというとふやす答えのほうが多いのかなあと思いますので、それに向けて検討は、もう時間がないんですよ、８年前倒しにしていくことによって。それを早いところ答えを出して、もっとそうしたら財政が許す限りなんですけれども、積んでいこうという前向きなあれをしていかなあかんと思います。今現在２０億というのは、僕にとっては頭金をためておるのかなあというようなレベルで、もっとお金というのは要っていくのかなあと思いますので、その辺をよろしくお願いします。

それと亀山駅周辺の開発、いろいろそこになってリニアとリンクしていかなあかん部分もありますし、地元とリンクしていかなあかん部分もありますけれども、私はリニアと捉えて開発というような必要性があると思います。この亀山駅周辺整備の状況について、一度お伺いをさせてもらいたいと思います。

○議長（前田耕一君）

松本建設部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

亀山駅周辺の再生につきまして、ご説明させていただきます。

亀山駅周辺の再生につきましては、具体的な事業化を目指して、現在、地域の関係者による亀山駅周辺まちづくり協議会が平成２４年度に設置され、現在、亀山駅周辺約４ヘクタールを４つのブロックに分けて、さまざまな検討を進めているところでございます。これは、平成２６年５月策定の亀山駅周辺市街地総合再生基本計画において、各ブロックの機能や役割を整理しましたが、今後、再開発や優良建築物等整備事業等、さまざまな検討を進め、詳細な内容を積み上げていきたいと存じます。

駅周辺の再生は、地域と行政が両輪となって初めて進むものでございますが、昨年度、都市基盤の検討の基礎資料とするために駅周辺の現況測量を実施いたしました。今年度はそれらを参考に、周辺街路の路線測量や概略検討、公共的機能等の検討を総合的に進めているところでございます。

今後、将来に向けたコンパクトなまちづくりと中心市街地の活性化のために、駅周辺のさまざまな課題に対して積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（前田耕一君）

髙島議員。

○３番（髙島　真君登壇）

４ブロックに分けてやっていくんだという、それはそれなんですけれども、基本的にリニアが来る効果、費用対効果という効果を得るためには、やっぱり亀山の駅周辺、アクセスの周辺整備というのが効果なのかなあと私は思っております。

私、ずうっと言うておるんですけれども、リニア駅整備、周辺の整備と、それとリンクさせた亀山の駅周辺一体化の再生整備、発展というのは必要やと思うんですけれども、その辺のお考えを問いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

リニア中央新幹線の名古屋以西につきましては、まずは引き続きリニア中央新幹線建設促進の県の期成同盟会とリニア中央新幹線ＪＲ複線電化推進亀山市民会議を通じて、関係機関と連携して停車駅の誘致を強く要望してまいりたいというふうに考えております。

その上で、短期・中期的には、現在の亀山駅周辺のさまざまな課題への対応と、本来、駅周辺が担う都市機能をしっかりと再生すべく取り組んでいきたいと考えており、長期的なリニアの課題に対しては、その時点時点での状況に応じて適切に対応してまいりたいと存じます。

まず、新駅の位置が今はまだ確定していない状況の中で、今の亀山駅の整備等を一体的に進めるということについては、現在のところはまだ難しいとは思いますが、このリニアの進捗状況を踏まえて中・長期的な視点で対応してまいりたいと、そのように考えておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

髙島議員。

○３番（髙島　真君登壇）

先ほどから僕は言うておるんですけれども、基本的にリニアが来て、そこでお金を……。確かに、これもほかの市町村に比べればいいアピールなんです。こういった基金を持っておるし、これからどんどん亀山に来てくれというのはええ武器になっていくと思うんですけれども、それについて費用対効果はどうやという意見もございます。だから、その費用対効果を出すためには、やっぱり亀山駅周辺、それと四日市、亀山までの複線電化とかいろいろあるんです。それをしていくことによって効果が生まれてくるものやと私は思いますので、ぜひぜひそれに向けて一丸となってやっていってもらいたいんですけれども、市長のお気持ちを、先ほども言われましたけれども、三重県を通らん場合でも亀山へ寄ってくれと、そこまで言うぐらいの気概は持って誘致活動に当たるのか、三重県に来たら亀山ねというレベルなのか、その辺のところを、市長の思いというのをいま一度聞かせてください。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

これは申し上げるまでもなく、三重県の亀山市内に停車駅ができますよう、私どもは、これはもう諸先輩も含め、今日まで四半世紀以上にわたり、まちを挙げた展開をしてまいりました。この局面は新たな局面へ入ったというふうに認識をいたしておりますが、さらに地域の総合力を結集して、市内に停車駅ができますよう、関係機関と連携をしながら万全の体制で臨んでまいりたいというふ

うに考えております。

○議長（前田耕一君）

髙島議員。

○３番（髙島　真君登壇）

では、その意気込みを持ってやっていってください。それに持ったところで、考えれば考えるほどこの基金でええのかなあとか、いろいろ考えることもふえてくると思いますので、その辺の答えを早急に出していただきたいと思います。

この項は終わらせていただきます。

次に、通学路の整備についてをお伺いいたします。

私、前からずうっと通学路のことについて、この場をおかりして発言させていただき、要望もさせていただきました。ある程度、去年でしたか、それに向けていくということをお伺いさせていただきました。中部中学校通学路、県道亀山停車場石水渓線の今現在通学路を、歩道をつくっていくということなんですけれども、それに向けての進捗というのはどうなっておるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

松本部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

中部中学校の通学路でございます県道亀山停車場石水渓線から県道辺法寺加佐登停車場線に至る区間のうち、川崎町地内のことだというふうに思いますが、ＪＡ鈴鹿川崎支店の西側におきまして、三重県鈴鹿建設事務所におきまして、昨年度、歩道工約３００メートルを事業化していただきました。今年度は、地域関係者のご協力のもとに、路線測量や用地測量を進めていただいているところでございますので、引き続き早期完成を三重県のほうにお願いしてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（前田耕一君）

髙島議員。

○３番（髙島　真君登壇）

それが進んでおるということで、県のほうにもばんばん要望を出していただきたいなあと私は思います。

かといえ、いろんな要望が通学路については出てくると思いますけれども、教育委員会さんに聞きたいんですけれども、市内の通学路整備の要望について、一体どれぐらい出てきているのかを教えてください。

○議長（前田耕一君）

大澤教育次長。

○教育次長（大澤哲也君登壇）

通学路に関します要望につきましては、各学校区単位での要望を提出していただいております。それを受けまして、例年７月末から８月初旬にかけまして、およそ１週間かけまして、ＰＴＡ及び学校関係者、自治会関係者などの立ち会いのもとに、市、県、警察の行政機関が合同で、新規の要望箇所の全てにつきまして現場確認を行っておるところでございます。その後、それぞれの担当機

関におきまして、要望に対する対応策や改善策を検討した上で、例年１０月に開催されますＰＴＡ連合会の教育懇談会の場や、年度末には文書にて、それぞれの要望に対する回答を行っておるところでございます。

通学路に関します要望の件数でございますけれども、本年度、平成２８年度につきましては８３件の要望をいただいております。交差点のように１カ所の要望箇所で複数の改善の要望があるような重複分も含めまして、市管理分が３０件、三重県管理分が３６件、警察管理分が３０件となってございます。

○議長（前田耕一君）

髙島議員。

○３番（髙島　真君登壇）

８３件で、市だけは３０件ということ、三重県が３６件、警察が３０件ということをお伺いしました。

その３０件という要望の中で、基本的に前年度と一緒のところが出ておるというのは何件ぐらいあるんでしょうか。

○議長（前田耕一君）

大澤次長。

○教育次長（大澤哲也君登壇）

昨年度以前からの継続分でございますけれども、全体で２７件となってございます。そのうち、市管理分が６件、三重県管理分が１７件、警察の管理分が９件となっております。

○議長（前田耕一君）

髙島議員。

○３番（髙島　真君登壇）

毎年一緒のところが出てきておるということは、予算の関係とかいろいろあるんですけれども、毎年出てきておるところに関しては、それ相応の措置、それ相応の関係機関との協議を経た上で、改善というのはしていかなきゃいけないと思うんですけれども、その辺のお考えはどうなんでしょうか。

○議長（前田耕一君）

大澤次長。

○教育次長（大澤哲也君登壇）

要望をいただきました案件のうち、早急に対処できないものにつきましては、関係機関での情報を共有するとともに、措置の実施機関それぞれにおきまして優先順位を決めて、年次的に改善を図るものでございます。

また、その間や、設置の基準に満たない等の理由によりまして改善を図ることが困難な場合というのもございますけれども、そういうものにつきましては、ＰＴＡや地域の方々のご協力をいただきながら、注意喚起や見守り、そういう活動によりまして安全の確保を図っているところでございます。

○議長（前田耕一君）

髙島議員。

○３番（髙島　真君登壇）

いろいろあると思います。それと計画もあると思います。次はここをして、ここをしてという計画もやっていかなければならないと思います。それはひとえに関係機関、教育委員会ではできやんことやったら建設とかその辺にはお願いしながらでも、一歩一歩進めていかなきゃいけないと思いますけれども、最後に今後の整備計画について、どういう認識を持たれてやっていくのかなあというのをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

大澤次長。

○教育次長（大澤哲也君登壇）

改善の早期実現のための働きかけということだと思いますけれども、通学路に関する要望の早期実現のために、まず通学路交通安全プログラムに基づきまして、要望箇所の現地確認の際に関係者方々との意見交換を行った上で、通学路安全対策関係者会議、これは亀山警察署、三重県鈴鹿建設事務所、それに市建設部、市市民文化部、さらに教育委員会で構成しておりますけれども、この会議におきまして、現状の課題の洗い出しや共有を図りまして、早期実現のための方策検討を行っております。

また、関係機関との連携、さらに情報共有を進めまして、必要に応じて教育委員会からの要望書の提出等もさせていただきながら、事業が円滑に進捗するよう取り組んでいきたいと考えておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

髙島議員。

○３番（髙島　真君登壇）

整備については、ＰＴＡからの要望があるなら、それをできる限り、ＰＴＡのためじゃなくて子供のためにしてやるというのが大前提ですので、またそれに向けて邁進をしていってください。

この項は以上で終わらせていただきます。

次に、防犯カメラの設置についてということをお伺いいたします。

これも一般質問の中で、私、井田川駅待合室に防犯カメラをつけてもらいたいんだとお願いをして、つけてもろうたんですけれども、その状況について、やっぱり言うたことですので、私も気になりますので、結構井田川駅のほうには見に行くんですけれども、先般も見に行ったんですけれども、いたずらなんでしょうね、カメラが上を向いておったりとか、そういうのを見かけるんですけれども、そのカメラだけで全てをカバーするなんていうのは、僕はできないと思うんですよ。そこの中で見守り隊の人も見回ってもろうておりますし、そこの中でちょっとでも井田川駅の待合室の中の状況が改善されたのかどうなのか、その後の状況についてお聞かせください。

○議長（前田耕一君）

坂口市民文化部長。

○市民文化部長（坂口一郎君登壇）

井田川駅前の敷地内には、従来よりは全体を見渡せるよう３基の防犯カメラを設置して、犯罪防止に努めておりましたが、駅待合室における不法行為を未然に防止し、快適に施設が利用できるよう、新たに１基の防犯カメラを待合室内に設置し、本年の６月２９日から運用を開始したところで

ございます。これによって、駅待合室利用者がより安心・安全に気持ちよくご利用いただけることを期待しているところでございます。

また、防犯カメラ設置後も、引き続き井田川地区の自治会や民生児童委員さんを初めとして、地域の住民の皆様が見守り活動や環境美化に努め、迷惑行為等があればご連絡をいただくなどのご協力をいただいております。

市といたしましても、定期的に見守りを行っているほか、迷惑行為があった場合には、録画情報を確認の上、青色パトロール車両の巡回を重点的に実施するとともに、亀山警察署にもパトロールの強化等を依頼しているところでございます。

また、万が一犯罪等が発生した場合には、市において、亀山市防犯カメラ等録画情報の管理及び利用に関する要綱に基づき、録画情報の管理及び利用について適正かつ慎重に行うとともに、録画情報を同要綱に基づき亀山警察署にデータを提出することとしております。

議員言われましたように、少しカメラの位置を動かしたりとか、そういったこともございますけれども、全体としては大きな事件のようなこともなく、以前より防犯力の強化につながっているものと感じているところでございます。

○議長（前田耕一君）

髙島議員。

○３番（髙島　真君登壇）

そうなんですか。僕が聞いておるのとちょっと違うので、ここでこれ以上はあれなんですけれども、こちらからわあわあ言うのではなく、やはりそういうのがありましたという事例は関係機関に私は報告をするべしと思います。部長が、その程度で余りないんやと言われりゃあ、もうそれ以上ここでは言いませんので、また考えておいてください。よろしくお願いします。

防犯カメラというのは、いろいろ要望はあると思うんですけれども、今後このカメラの要望が出た、さあどうしようかと言うたとき、要望があってから、設置の予定はあるのかないのかというのを聞きたいんですけれども、よろしくお願いします。

○議長（前田耕一君）

坂口部長。

○市民文化部長（坂口一郎君登壇）

防犯カメラは、犯罪等発生時に録画情報を警察関係者に提供することで、事件の早期解決に役立つことが期待できるとともに、２４時間３６５日監視することでカメラ設置箇所周辺における犯罪発生を未然に防止する効果もあると考えております。しかしながら、防犯カメラの設置による犯罪等の発生の抑制を過度に期待するものではなくて、従来から地域で行っていただいております防犯パトロールや児童・生徒の見守り活動を充実・拡大させていくことで、地域の防犯力を高め、犯罪を発生させない環境づくりを進めていくことが、あわせて重要であると考えているところでございます。

今後の防犯カメラの設置についてでございますが、さらに安心・安全な地域の環境づくりを目指して、関係行政機関や防犯関係団体と連携を図り、総合的な地域の防災対策を進めていく中において、防犯カメラにつきましても、防犯対策として一つの役割を担っているものと認識しておりまして、地域からの設置要望があった場合も含め、その箇所における犯罪発生の危険性及び防犯カメラ

設置による効果・必要性を十分に考慮の上、対応をしてまいりたいと考えております。

○議長（前田耕一君）

髙島議員。

○３番（髙島　真君登壇）

本日は、リニアの件、防犯カメラの件、学校通学路の件を質問させていただきました。特にリニアに関しては、閣議決定があったと、国も本腰を入れてやっていくんだと、近い将来、もう現実味を帯びてやるんだということを念頭に置いて行政のほうもやってください。

以上で終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（前田耕一君）

３番　髙島　真議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、１０分間休憩します。

（午後　１時３５分　休憩）

（午後　１時４４分　再開）

○議長（前田耕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、６番　中﨑孝彦議員。

○６番（中﨑孝彦君登壇）

それでは、新和会の中﨑でございます。

通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

本日は、地震対策についてお聞きをしたいというふうに思っておりますので、ひとつよろしくお願いを申し上げたいというふうに思います。

まず１つ目といたしまして、木造住宅の補強事業についてであります。

南海トラフの巨大地震の発生が危惧されている中、平成２０年に策定された亀山市耐震化促進計画というのが平成２７年度末で計画期間が終了しますということで、新たに平成２８年４月から平成３３年３月までの５年間を計画期間といたしまして、亀山市耐震改修促進計画というのが策定されております。この計画は、今言うまでもないですが、耐震改修促進法に基づきまして、亀山市における住宅建築物の耐震診断及び耐震改修等を促進するための計画であるということであります。

まず最初に、本市における木造住宅の耐震化の状況についてお聞きをしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

６番　中﨑孝彦議員の質問に対する答弁を求めます。

井分危機管理局長。

○危機管理局長（井分信次君登壇）

木造住宅の耐震化につきましては、先ほど議員申されましたように、亀山市耐震改修促進計画において、平成３２年度末までに耐震化率９０．６％の目標を掲げ、事業に現在取り組んでいるところでございます。

平成２７年度末現在、市内には住宅総数１万９，６２９棟中、耐震性があると判断される住宅１万６，６７２棟となっておりまして、耐震化率は８４．９％となっております。なお、建築基準法の

旧耐震基準時に建築された木造住宅のうち、未耐震の住宅は２，９５７棟ございます。

○議長（前田耕一君）

中﨑議員。

○６番（中﨑孝彦君登壇）

今答弁で本市の耐震化率が８４％ということでございますけれども、国は今、全国的な耐震化率を現在８２％というふうに推計しておるということでございますけれども、今も危機管理局長から答弁がありました。国は、この平成３２年度末までに９５％の達成を政府目標ということにしておるわけでございますけれども、本市の平成３２年度末までに耐震化率９０％という目標を立てておるわけでございますけれども、これは達成できるのかどうかということをお聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

井分局長。

○危機管理局長（井分信次君登壇）

平成３２年度末までに耐震化率９０．６％の目標を達成するためには、年間の新築件数見込み及び市の補助の制度を使用せずに耐震化を行う件数見込み、こちらは三重県のほうで積算されておりまして、数値が出ておるわけでございますけれども、これらを含めまして、年間の当該事業利用件数を除却も含め約７０件程度確保する必要がございます。近年の実績を見てみますと、昨年度、平成２７年度におきましては、補強工事２３件、除却工事２９件の合計５２件ございました。また、一昨年、平成２６年度におきましては、補強工事２４件、除却工事５５件の合計７９件と、おおよそ計画どおりの件数を確保している状況でございます。

○議長（前田耕一君）

中﨑議員。

○６番（中﨑孝彦君登壇）

今答弁をいただきましたが、この耐震改修促進計画を見せてもらっていたんですけれども、その耐震補強の実績ですね。これが年に換算すると平均で３０件程度だということで、今も答弁がございました。今から耐震をしていかなければならない木造住宅というのは３，０００軒余りあるわけでございますので、平成３２年度までに今の８４％を９０％まで上げていくというのは、大変な数字ではないかというふうに思うわけでございます。

そして、余談ではございますけれども、県の住宅課が東日本大震災を契機に耐震化の関心が非常に高まりまして、東日本大震災の翌年の２０１２年度では、県内の木造住宅の耐震化というのが４１６件あったというようなことでございますけれども、この木造住宅の耐震化がその後減少傾向が続いておると。２０１５年度には1月末現在ではございますけれども、１４８件まで落ち込んでおるというような現状があります。要するに、東日本大震災の発生時に高まった災害への危機感というのは急速に鈍っておると。時間の経過とともに危機意識というものが薄れつつある、そのあらわれでもあるというふうに思うわけでございます。

耐震改修補強実績が年約３０件というようなことを踏まえますと、とても平成３２年度末までに耐震化率９０％達成は非常に私は厳しいと。まだ3，０００件余り残っておるわけですから、難しいというふうに思っておるわけですが、この住宅補強事業の積極的な利用を促すために、どのような方策を考えていらっしゃるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

井分局長。

○危機管理局長（井分信次君登壇）

現在、この耐震化に向けまして、ご案内のように市の広報であったり市のホームページ、また一昨年でしたか、行政情報番組をつくるなどして市民に向けたＰＲに努めつつ、行政の出前講座におきましては、年間２，０００名ほどの市民の方々にお話しをさせていただく場を設けておるわけでございますけれども、その中で防災・減災の手段の一つとして、木造住宅の耐震化のことをお話しさせていただいております。

特によく言われる戸別訪問等、先日のテレビでもやっておったわけなんですけれども、こちらに関しましては、市は直接戸別訪問とまではいきませんが、事例的には行政のパートナーとして、現在、平素から協議等をさせていただいております亀山耐震推進委員会というのがございます。こちらのお力をおかりする中で、戸別訪問でいきますと、当該委員会の計画書によりますと、年間２００件ほど無料の耐震診断の希望者を募っていただいているという現状もございますので、これらを継続しつつ、市民全体、耐震に向けた行動に移っていただけるような考え方で当該事業を積極的に進めようと考えております。

○議長（前田耕一君）

中﨑議員。

○６番（中﨑孝彦君登壇）

そういうことで、積極的に市民の方が耐震補強事業を活用して、耐震化に進んでいってもらう、そういう促し方というかＰＲというか、今答弁にありましたが、一生懸命やっていただいて、一日も早く９０％達成に向けて頑張っていただきたいというふうに思うわけでございます。

そして、もう１つ私は思っておるんですけれども、住宅の耐震化をしたくてもできない人も見えるわけです。それは、費用の捻出とかいろんな問題があるというふうに思うわけですけれども、しかし、耐震化できないからといって、これは個人の問題では済まされないというふうに私は思っておるわけでございます。家屋の倒壊によって道路が通行できなくなったりとか、いろんなことがその道路沿いの家屋の倒壊によって、地震があったときに起こるわけでございますけれども、そういうときに道路が通行できないというようなことが熊本の地震でもあったわけでございますけれども、その復興が妨げられるということも十分考えられることでございますので、このような家屋について、これはちょっと飛躍した考え方かもしれませんが、そういう家屋を調査していただいて、公的な資金を投入して、耐震化をあらかじめ実施していくような方策も必要じゃないかというふうに思うわけでございますけれども、その辺の考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

井分局長。

○危機管理局長（井分信次君登壇）

議員ご提案の倒壊家屋に関しまして大規模災害になりますと、そういった想定もしてまいらなければならないかと存じております。ただ、現在、我々が進めようとしておりますのは、現状の昭和５６年５月３１日までに建築基準法の大きな改正がございました。そういった中で当該家屋を対象にして、まずそこを整備すると。その次に、今おっしゃったような範囲を広げて検討しつつ、また

平成１２年にも大きな改正があったことも知っておりますので、そういったものを１つずつ整理して、物事を決めてまいりたい。よって、公共のそういった防災・減災に向けての答えというのは、全庁的なものも考えられますので、そうしたものもあわせて、亀山市としてどんな方策が一番的確なのかということも考えていきたいと思っております。

○議長（前田耕一君）

中﨑議員。

○６番（中﨑孝彦君登壇）

今、私が提案させていただいて答弁をいただいたわけですけれども、これは言うまでもなく、災害に強いまちづくりというようなことから、これは非常に大切なことだというふうなことを思っておりまして、まず今も申しましたように、道路沿いの５６年の６月以前の建築基準法で建てられた建物、耐震化をしたくてもできないというような人もたくさん見えると思うもんですから、その辺の公的資金の投入というようなことも今後十分に考えていただきたいというふうに思います。

次に移ります。

民間団体が全国で行った耐震診断の結果、昭和５６年から平成１２年の間に建てられた木造住宅の、今も局長が答弁されましたけれども、建築基準法が平成１２年にも改正されておるんですが、昭和５６年６月から平成１２年の間に、建築基準法が１２年に改正されて、そしてそこで耐震診断の結果、その新しい耐震基準で建てられた木造住宅のうち、８０％以上でまだ耐震が不足しておるという調査結果が出ておるわけでございます。判明しておるわけでございますが、この時期に建てられた木造住宅というのは、全国で１，１００万棟あるというようなことでございますが、この対策が本当に急務だと。これも５６年以前の住宅と同じような耐震の補助事業の中に組み入れるべきだというようなことが指摘されているということでございます。

これらの木造住宅につきましても、新たに補助対象とする考えはないのか、お聞きしたいと思います。ぜひこれもやっぱり補助対象にしていったほうがいいんじゃないかと。既に千葉県の市川市ではそういう制度を採用して実施に移しておるというようなことでございますので、その辺の考え方についてお聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

井分局長。

○危機管理局長（井分信次君登壇）

先ほどの答弁でも若干お触れしましたが、私どもの今の整理といたしましては、現在行っている補助事業というものは、ご存じのように旧耐震基準と言われる昭和５６年５月３１日までに着工を行った木造住宅を対象としております。旧耐震基準時に建築された木造住宅におきましては、評点というのがございまして、それが０．７を下回る例が非常に多く見受けられ、市内におきましても、先ほど答弁いたしましたとおり、平成２７年度末現在では２，９５７棟の木造住宅が未耐震の状況でございます。

まずは、市といたしまして、これらの木造住宅につきまして、優先的に対応する必要があると判断しており、新たな、先ほどご提案等ございました市川市の例も知っておりますが、補助制度の導入につきましては、現在の事業についての今後の進捗状況等を見きわめた上で検討してまいりたいと考えております。

○議長（前田耕一君）

中﨑議員。

○６番（中﨑孝彦君登壇）

今、答弁をいただいたわけですけど、５６年６月以前の旧の建築基準法の木造住宅がまだ３，０００近く、耐震化が残っておるというようなことで、すぐに私の提案を実施に移すということは非常に難しいというふうに思うわけでございますけれども、その中で特に早く、昭和５６年から平成１２年までの今の１，１００万棟、亀山市にはどのぐらいあるかわかりませんが、そういう対象住宅は一体どのぐらいあるのかというようなことは、やはり早く把握をしておくべきだというふうに思います。それだけは早急に把握してもらう作業に入っていただきたいというふうにお願いをしておきたいと思います。

次に２つ目としまして、亀山市耐震改修促進計画についてお伺いをします。

まず最初に、つり天井とか照明器具など、多岐にわたる非構造部材の耐震化に関する記述がこの今度の新たな改修計画、平成２８年から３３年の５カ年計画のこの改修計画には、非構造部材の耐震化に関する記述が全然ないわけでございますけれども、これは一体なぜなのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

井分局長。

○危機管理局長（井分信次君登壇）

亀山市耐震改修促進計画につきましては、建築物の耐震改修の促進に関する法律第６条第１項の規定により、三重県の耐震改修促進計画に基づき定め、また同条第２項の規定により、当市の耐震改修等の実施に関する目標や事業の推進を図るための施策に関する事項等について記述をしております。

現在、当該計画には、先ほど議員が申されましたように、非構造部材に関する記述はございませんが、現状を申し上げますと、平成２５年の建築基準法施行令の改正等により、特定天井について天井脱落対策を講じる必要性が生じたこと。また、文部科学省により学校施設の非構造部材に関するガイドラインが出されたこと。加えて、本年４月の熊本地震を受け、国土交通省から特定天井及び特定天井の構造耐力上安全な構造方法を定める件の一部を改正する件に関して告示されたことなど、さまざまな動きがあるため、現在情報収集を行いつつ、担当部署との協議を重ね、今後調査・検討をしてまいりたいと考えております。

○議長（前田耕一君）

中﨑議員。

○６番（中﨑孝彦君登壇）

今答弁いただいて、危機管理局長の答弁の中にもございましたけれども、今答弁されたようなことを、せっかくの耐震改修促進計画ですので、どういうわけかよく私もわかりませんが、非構造部材についてはきちっと記述しておくべきだというふうに思うんです。この後の質問でもお聞きをするんですけど、市有建築物の耐震化は１００％終わっておるんだと。それなら次は非構造部材じゃないかというふうに私も思うわけでございますから、これはそういうところに記述はきちっとしておくべきだと。非構造部材は現在どういう状況なんだと、どういうふうに進めていくんだというよ

うなことは、建物の耐震化と同じことでございますので、同じようなことで記述をしていくべきだと。耐震計画はもうできておりますから、今これを言ってもしようがないんですが、今後のために、ここでぜひお願いをしておきたいというふうに思います。

そして、次に移るわけですが、この耐震改修促進計画の中にわからないことがよくあるで、ちょっと聞きたいんですが、こういう記述がございます。耐震性のない特定既存耐震不適格建築物等を対象に耐震化を図っていくというような記述がございますが、この特定既存耐震不適格建築物というのは、どのような建物かということを教えていただきたいと思います。

○議長（前田耕一君）

井分局長。

○危機管理局長（井分信次君登壇）

当該計画に書かせていただいております特定既存耐震不適格建築物とは、建築物の耐震改修の促進に関する法律第１４条に規定の学校、病院等、多数の者が利用する一定規模以上の建築物や、火薬類等の危険物を一定数量以上貯蔵する施設等のうち、建築基準法の耐震関係規定に適合しない施設が上げられます。現在調査をいたしますと、亀山市の公共施設におきましては、当該建築物に該当する施設はございません。

○議長（前田耕一君）

中﨑議員。

○６番（中﨑孝彦君登壇）

今答弁いただきましたが、亀山市にはこういう建築物は該当しないということでございますけれども、これ今からどうなるかわかりませんが、建築基準法が改定されますと、こういう建物ができてくるというか、対象になってくる建物が出てくるわけでございます。そうしたときに、耐震化を的確に図っていくというようなことでございますが、本市にそういうような建物がないということでございますけれども、そういうことで耐震化が必要になってくる建物が今からできてくるわけでございますが、そういう建物ができてきたときに、こういう建物も補助対象にしていくのか、どのように対応していくのかということ、民間の建物もあるわけでございますから、その辺の考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

井分局長。

○危機管理局長（井分信次君登壇）

先ほど議員のお考えのように、仮にですけれども、法改正等によりまして、当該建築物の定義と申しましょうか、対象物が該当する建築物があらわれるかもしれません。通常、こういった法改正となりますと、施行期日が数年先であったり、また経過措置が設けられるケース等が見受けられますことから、改正条文の法の趣旨というものを理解させていただく中で、対象物件には、現行法でございますが、ご承知のように国の補助金は社会資本整備総合交付金というものを充てております。これらの利用も含めまして、法改正が仮にあった場合の対応を考えてまいりたいと思っております。

○議長（前田耕一君）

中﨑議員。

○６番（中﨑孝彦君登壇）

それで、そういう今の答弁でございますけれども、法改正があったでどうしようと、そういう建築物があらわれたらどうしようと。どのように対応していこうというのでなしに、これは建築基準法の改正というのはいつあるかどうかわかりませんが、今のうちにそういう準備といいますか、対策といいますか。こういうのがあったときは、こういうふうにしてくんだというような市の方針というのは決めておくべきだというふうに思いますんで、早目早目の地震対策ということで、ぜひお願いをしたいというふうに思います。

次にもう１点、記述の中で、計画期間中に耐震化することが困難な住宅に対して減災化を促進するというふうな記述がございますが、この耐震化をすることが困難な住宅に対して、減災化を促進するというけど、具体的に一体何をするんですか。教えてください。

○議長（前田耕一君）

井分局長。

○危機管理局長（井分信次君登壇）

この耐震に関しましては、現在、先ほど来申し上げておりましたように、９０．６％ということを数値化する中で、あくまで１００％の耐震化を図るべき事業だと思っております。そういった中で、現状に至りますと、耐震補強工事、こちらに関しましては、いろんな補助メニューをご提供させていただく中におきましても、平均５００万円ほどの費用がかかってまいります。となりますと、各ご家庭にさまざまな事情が重なって、耐震化に至らない場合もございますし、そういうケースになりますれば、やはり根気強く今の現状、冒頭に議員が申されましたように、南海トラフが６０％、７０％の確率で３０年以内に来るよというようなお話もさせていただきつつ、周知啓発に努めております。

現在、ハード面、ソフト面両方からの手だてになっておるわけでございますけれども、主に施主様というか、お住みいただいている市民の皆様に防災意識、耐震化に向けてのお考えを確固たるものにしていただきたく、ソフト面の充実を考えてまいりたいと思っております。

○議長（前田耕一君）

中﨑議員。

○６番（中﨑孝彦君登壇）

このことは、この質問の前段でも発言させていただいたように、耐震化をしたくてもできない人、こういう人の住宅ですね。これが、今言う困難な住宅に対して減災化を促進と。今も局長の答弁にもございましたが、ここが一番大事なことだというふうに私は思っておりますんで、この辺の減災化というようなことで記述がございますけれども、ここのところをもっともっと何かの手だてで充実をしていっていただくということが一番促進計画の中でも大事なことじゃないかと、そういうことをつくづく思うわけでございますので、その辺の耐震化をしたくてもできない人の住宅をどういうふうにしていくんだというようなことを考えていただいて、耐震化率の向上に努めていただきたいというふうに思います。

そして、次の質問に入らせていただきます。

この南海トラフの巨大地震の亀山市の想定震度は６強というふうに聞いております。この中で、ちょっとデータが、提出資料がございますので、ちょっと映していただきたいと思いますが、この配付資料を提出させていただきましたが、なぜこういうものを提出させていただいたかということ

でございますけれども、木造住宅の耐震化で補助を受けてやったという人がたくさん見えるわけでございますけれども、この亀山市の緊急耐震対策事業フローというのがあるわけでございますけれども、この中に私もよくわからない部分があるんですけれども、評点が０．７以下やと。そういう住宅は補助対象にしますよと。そして、５６年の６月以前に建てたやつですよと。そして、その住宅を１以上にするために補助を出すというようなことが書かれております。

先日もある住民の方に、私言われたんですが、亀山市の南海トラフ地震が来たときには、一体亀山市はどのぐらいの震度になるのやなというふうに聞かれました。私も想定は６強ですわということを答えましたら、そうしたら、私のところ、この補助を受けて耐震補強をしたんやけれども、１以上にするんやということで、そういう補助を受けてしておるんやけど、そうしたら６強の地震が来たらどうなるんやなと。わからんわけです。そういう不安がある。

そうしてまたこの次の質問にもしますけれども、市有建築物については１００％の耐震化がもうなっておるというようなことでございますけれども、「現在の耐震基準」という資料を配らせていただきましたが、ここの中でせっかくですので読み上げさせていただきますけれども、この耐震基準というのは、一般建物の耐震基準と特別な建物の耐震基準と２つに分かれておるわけですね。この目標とする耐震性というのがありまして、一般建築物については、震度５強ということになりますと、建物を使用している間に数回起こり得る震度５強程度の地震ではほとんど損傷しない。これはあくまでも目標の耐震性です。震度６強以上ですと、極めてまれにしか発生しない震度６強から７程度の大地震では損傷しても倒壊はしないというのが目標なんですね。

次に、特別な建物の耐震基準。亀山の市有建築物といったら、恐らく特別な建物の耐震基準に該当するんじゃないかなというふうに思うんですが、これは目標とする耐震性ということなんですが、学校とか一般病院など、これは震度６強から７でも大きな補修なしに使用できる。設計には一般建物の１．２５倍の地震力を想定しておりますということでございます。そしてまた、国の防災機関、拠点病院などは、震度６強から７でも補修せずに使い続けられる。設計には一般建物の１．５倍の地震力を想定しておりますというようなことでございますけれども、耐震基準というのは、これは最低限の基準であります。そしてまた、この耐震基準をクリアしているからといって万全ではないわけでございます。

そういうことを鑑みますと、この市有建築物の耐震化率が１００％ということですけれども、これらの建物というのは、現行の耐震基準をクリアしているのかどうか。いろいろ設計して出してみえるわけでございますけれども、そういうことを私は思うわけです。で、市民の方からも一体市有建築物で１００％耐震化しておるんやけれども、６強が来てもいいのやろうか。これ、本当に素朴な疑問だと私は思うわけでございますけれども、私が別にそういうことを言われて、現在の耐震基準はこうなっておるでこういうふうやという、私から説明するわけにはいかん。これは行政のほうが耐震化しておるわけですから、行政のほうでこういう考えですよということは、言っていただかねばならんということを思うわけでございますが、クリアしているのかということ。

そこで初めに、市有建築物の総数と耐震化した建物の数。例えば学校はどこの学校がやったのか。そして、体育館の施設とか、庁舎とか、市民会館というのがございますね。そういうふうな施設で市有建築物の総数と耐震化した建物の数について教えていただきたいと思います。

○議長（前田耕一君）

井分局長。

○危機管理局長（井分信次君登壇）

亀山市の耐震改修促進計画におきます記述をさせていただいております市有建築物、ご承知かと思いますが、３３施設。主に具体的に申し上げますと、小・中学校、庁舎、あいあい、消防庁舎等でございますけれども、これらにつきましては、耐震化率につきまして１００％であり、この中には耐震診断を経て耐震補強工事を行った亀山中学校や白川小学校など、また新耐震基準に基づき建設された総合保健福祉センターや医療センターなどが上げられます。

耐震補強工事につきましては、現行の耐震基準に基づいて、主に平成１８年ごろから各担当施設管理部局で順次行ってきておりまして、対象市有建築物につきましては、全て現行の耐震基準を満たしていると認識しておるところでございます。

また、本年４月の熊本地震を受けまして、当該計画以外の建築物につきましても、再度調査を行っているところでもございます。

○議長（前田耕一君）

中﨑議員。

○６番（中﨑孝彦君登壇）

今、そういう答弁をいただいたんですけど、今まで耐震化率１００％、市有建築物は１００％というようなことを言われておっても、今局長の言われたような現在の耐震基準に対してどうなんだということを市民にアナウンスがなかったということなんですね。それが非常に市民の皆さんもいいのやろうかというようなことにつながっておるんじゃないかということで、こういうことはきちっと１００％というのはもちろんいいんですけれども、その耐震基準に対してどうなんだというようなことを、今のような言葉でアナウンスをしていただくということは、非常に大事なことではないかなというふうに思います。

次に、本庁舎についてお伺いします。

この本庁舎というのは、私が言うまでもなく、震災が起こっていざというときは住民の命を守って、そして支援とか復興という面で拠点となる、市の庁舎というのは司令塔になるわけでございますけれども、熊本の地震では、その庁舎がダメージを受けて、宇土市役所、それに続いて八代市役所の庁舎が倒壊のおそれがあるということで使えなくなったというような事実もございますけれども、ここでお聞きしたいのは、今局長の答弁をいただいたことと同じようなことでございますけれども、市役所というのは、本当に特別な建物、耐震基準ということで、防災拠点というようなことでございますので、現在の耐震基準でいえば、一般建物の１．５倍の地震力を想定して耐震をしているというようなことで私も思っておるわけでございますけれども、この市役所の庁舎、これは今申しました災害時の拠点施設として、実際本当に機能するんでしょうかということを非常に心配しておるわけですが、その辺の耐震化に関することで答弁をお願いしたいというふうに思います。

○議長（前田耕一君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

市庁舎につきましては、昭和５６年に建築基準法が改正されたことにより、それ以前の建物が現行の耐震基準に適合しなくなったことから、平成１６年度に庁舎の耐震診断を行ったところ、耐震

指標、Ｉｓ値０．６を下回っていたため、平成１８年、１９年度に約８，７００万円をかけて耐震補強工事を行ったところでございます。

議員おっしゃられるように、市庁舎が防災拠点であることを踏まえまして、Ｉｓ値０．６の基準に対しまして建物の重要度を考慮して２５％増しの０．７５以上とし、コンクリート強度が弱い本庁舎南棟と西庁舎については、さらに１．１倍増強した０．８２５を基準として耐震工事を行ったところございます。

このことから、防災機能を持つ庁舎として、現在のところ対応できるものと考えておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

中﨑議員。

○６番（中﨑孝彦君登壇）

今、財務部長から答弁いただきまして、市役所というのは、前も述べましたように、防災の拠点になる施設だというようなことで、ここにもございますように、一般の建物の１．５倍の地震力を想定しておるというようなことでございますから、それはもちろん当然新しい基準ですから、その当時はどうかわかりませんけれども、今の財務部長の答弁の中で、それは十分防災拠点として機能するんだろうなというふうには思いました。

しかし、この平成１９年ですか。耐震補強を実施して９年ぐらい経過しておるわけですね。庁舎というのは、昭和３３年に建築されておるんです。現在５８年たっておるんです。耐震工事は実施されておるんですけれども、この庁舎の寿命を長くする長寿命化にはつながらないと思うんです、私、耐震補強は。

そういうことを考えた場合に、この建築当初、もう５８年たっておるんですけど、この庁舎の各部材の疲労度、私は限界に達しておるんじゃないかというふうに思うわけでございますけれども、耐用年数から考えて、耐震基準をクリアしているからといって大丈夫というふうなことが、私の個人的な考え方ですけれども、これは非常に大きな懸念を持つわけでございますけれども、耐震補強は十分にしていただいておるとは思うんですけれども、そういうことも考慮に入れながら、今後の庁舎のあり方、これは第２次総合計画も今度新しくできるわけですから、その中で十分に考慮をしていただきたいと思いますので、それはお願いをしておきたいというふうに思います。

もう時間も１０分程度になりましたので、あれですが、次に３つ目としまして、非構造部材の耐震対策について。

これは、平成２５年９月議会で私は質問をさせていただいております。３年程度たっておりますので、再度お聞きをしたいというふうに思うんですが、天井とか照明器具などの非構造部材の耐震の点検及び耐震対策については、平成２５年度当時、これは小・中学校では全国平均で点検実施率が８３．２％、そうして、耐震化の実施率が６０．２％、これは全国的なことでございます。三重県は、その当時どうだったか。点検実施率が６６．７％、耐震化実施率というのが４８．１％、半分にも満たないというような状況で２５年当時はありました。

そして、当時の教育長から、この質問をしたときに、学校施設の耐震対策については答弁をいただいております。平成２２年度の文部科学省からの学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブックに基づいて、平成２４年度に各学校の簡易点検を実施したということでございました。そうして、平

成２５年８月に文部科学省から「学校施設における天井等落下防止対策のための手引」というのが示されて、そのときに教育次長はこういう手引きも出たということがありましたもんですから、現状について非構造部材の耐震化調査を速やかに調査点検を実施したいという答弁をいただいております。

そして、もうお１人方、当時の文化振興局長、これは体育館とか文化会館なんかもございますが、体育館について非構造部材に特定した点検は実施していないと。建築基準の検証、見直しもあり、またその当時、国内の屋内プールの天井が落下しておるわけです。そういう脱落事故があったというようなことから、国が詳細に調査をしておるんで、その調査の情報をしっかりと国の原因の判明を待ちたいというようなことで、まず情報収集に努めたいという答弁が教育次長と当時の文化振興局長からございました。そうしたら、３年たっておるんですが、その後の市有建築物、特にここでは学校施設、体育館とか文化会館とかございますが、耐震点検及び耐震化の進捗状況をお聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

大澤教育次長。

○教育次長（大澤哲也君登壇）

学校施設の非構造部材の点検状況でございますけれども、議員も触れていただきましたけれども、文部科学省から示されております学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブックに基づきまして、平成２４年度に各学校によりまして簡易な点検を行いまして、その後、平成２５年度に業務委託により校舎の詳細な点検のほうを実施いたしております。

また、学校施設におけます体育館のつり天井につきましては、文部科学省から平成２７年度までの速やかな完了を目指して取り組むよう通知がありました。加太小学校の体育館がこのつり天井に該当しておりましたので、平成２６年度に調査点検を実施いたしまして、その結果対策が必要と判明いたしましたので、昨年度、改修工事を行い、既に対策を完了いたしたところでございます。

そのほかの非構造部材の対策といたしましては、平成２４年度に幼稚園、平成２５年度には小・中学校におきまして窓ガラスへの飛散防止フィルムの設置を実施いたしております。また、書庫や棚など、地震発生時に転倒の可能性があるものにつきましては、随時転倒防止金具の設置も実施しているところでございます。

○議長（前田耕一君）

嶋村文化振興局長。

○文化振興局長（嶋村明彦君登壇）

私のほうからは、文化会館など、その他の施設の中で、私ども文化振興局のほうで所管をしておりますものについての部分のお答えをさせていただきます。

私どものほうの施設につきましては、国交省基準に基づいて、さまざまな判断をさせていただいておるところでございます。まず、文化会館大ホールにつきましては、平成２０年度につり天井改修調査を行っておりまして、地震等による天井崩落の対策といたしまして、平成２２年度に天井スリット工事を実施を済ませておるというふうな状況でございます。

同じく文化会館の中央コミュニティセンターにおいては、平成２６年度に非構造部材の点検を行いまして、指摘のございましたつり下げ式の照明器具でありますシャンデリアについて、今年度実

施をしております照明設備の改修工事にあわせて撤去を行ったところでございます。

次に、体育館でございます。つり天井となっておりますのは西野公園の体育館でございます。西野公園体育館につきましても、平成２０年度に耐震補強改修工事を実施した折に、天井部分を耐震補強システム天井というふうに一旦したところでございます。その後、東日本大震災の発生によりまして、特定の施設の天井脱落被害を防止すべく、平成２５年度に建築基準法施行令の一部改正がなされたことから、改めて平成２６年度に非構造部材点検を実施したところ、国土交通省が新たに定めました天井脱落対策技術基準への適合が求められる特定天井に該当するというふうな診断の結果を得たところでございます。

しかしながら、建築基準法第３条第２項の規定では、既存施設においては、新築時と同等の技術基準が直ちに遡及適用されることがなく、一定規模以上の増改築が行われる場合に定められた技術基準に適合させる、あるいは別途の落下防止措置を講じる必要があるとされておりましたことから、その後情報収集などを行ってきたところでございます。

しかしながら、本年４月熊本地震の発生を受けまして、６月には建築基準法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令が施行されまして、地震発生後のさまざまな応急対策活動の拠点や避難所となり得る施設、あるいは固定した客席を有する劇場等については、既存建築物であっても特定天井の耐震改修の促進を図る必要があるというふうに新たにされたところでございますので、現在その改修に向けた検討を始めたところでございます。

○議長（前田耕一君）

中﨑議員。

○６番（中﨑孝彦君登壇）

とにかく西野公園につきましては、今の文化振興局長の答弁にもございましたように、つり天井が実際に存在するわけでございますので、そこは早くつり天井の落下防止、どういうふうにするのか、撤去するのか、その辺は今から検討していただくんだろうと思いますが、早く対策を立てていただきたいというふうに思います。

時間もないんですけれども、非構造部材、例えば小学校の講堂とか、それから体育館がございます。そしてから西野公園、東野公園、これは指定避難場所というようなことで指定されておるわけでございますけれども、耐震化はできておるんですけれども、そこに避難して非構造部材の耐震化ができてなかったために、いろんなものが落下して２次災害が起こる。そんなことでは本当に耐震化は何のためにやったんだというようなことにもつながっていくということでございますので、市民の安全のためにも、非構造部材も早急に対策を講じて、工事の実施に向けて頑張っていただきたいということをお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（前田耕一君）

６番　中﨑孝彦議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、１０分間休憩します。

（午後　２時３７分　休憩）

（午後　２時４５分　再開）

○議長（前田耕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、１６番　服部孝規議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

通告に従い質問をいたします。

まず、服部新教育長の所信についてお伺いをしたいと思います。

９月１日から、新しい教育委員会制度での新教育長が誕生いたしました。従来は、教育委員会を代表するのは教育委員会委員長であり、そのもとで事務を統括するのが教育長という仕組みでありました。実際には、常勤の教育長が実権を握っていたとも言えるんですけれども、新教育委員会制度では、教育委員会委員長がなくなり、名実ともに教育長が教育委員会を代表することになり、大きな権限を持つことになりました。

今回は、服部新教育長に教育が抱える幾つかの問題点についての所信を問うことにいたしました。率直に伺いますので、真摯な答弁をお願いいたします。幸い最初の質問者が私であって、幸か不幸かということですけれども、よろしくお願いいたします。

まず中学校給食についてであります。

この問題については、長い間、熱心に学校給食検討委員会で議論がされ、ことしになって「完全給食の実施が望ましいと考えます。加えて食物アレルギーを有する生徒が年々増加している状況に柔軟に対応するには、自校方式による完全給食が理想と考えます」という意見書が出されました。これを受けて教育委員会でも、「検討委員会の意見書を尊重し、今後の中学校給食を取り巻く状況に適切に対処していくために、亀山中学校及び中部中学校において、完全給食の実施が望ましいと考えます」と現在のデリバリー方式から、関中学校と同じ完全給食の実施という方針を出されたわけであります。

そこでまず、亀山中学校と中部中学校で完全給食を実施される時期と、自校方式でやるのかどうか、この点について教育長の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

１６番　服部孝規議員の質問に対する答弁を求めます。

服部教育長。

○教育長（服部　裕君登壇）

このたび議会でのご同意をいただき、教育長を拝命いたしました。就任１週間でございますが、責任の重さを痛感しているところでございます。微力ながら職務に全力で当たってまいります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、議員ご質問の学校給食についてでございますが、ご質問にありましたとおり、この５月、亀山中学校及び中部中学校におきまして、完全給食の実施が望ましい。関中学校においては、現行のセンター方式の給食を継続との方針を議員の皆様にもご説明させていただいたと聞いております。私もその方針に基づきまして、今後取り組んでまいりたいと考えております。

ただし、実施に向けましては、経費や施設用地等幾つかの問題もあろうかと存じますので、関係部署との調整を図ってまいります。時期につきましては、第２次亀山市総合計画や学校教育ビジョン策定の中でその位置づけについても調整を図ってまいりたいと思います。自校方式かセンター方

式については、これから検討が必要かと存じます。

○議長（前田耕一君）

服部議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

ぜひ頑張っていただきたいというエールを送っておきたいと思います。

まず、私の思いですけれども、亀山中学校、それから中部中学校は、先ほどの質問にもありましたけれども、中部中学校は災害時の指定避難所になるんですね。それから亀山中学校については、指定避難所ではありませんが、その他の避難所ということで、非常に重要な災害時の役割を果たす施設になるわけです。例えば中部中学校の場合ですと、もう指定避難所ですから、そこに避難をされる。そのときに、例えば給食調理ができる施設があるのとないのとでは、やはり避難者の方への対応がやっぱり違ってくるんだろうということもありますので、自校方式でやるというのは、１つは亀山の場合は残り２校だという、よそと違って。鈴鹿のように何十校も対応しなきゃならないというんじゃなくして、亀山の場合は３校のうちの２校やればいいということなんで、中部中と亀山中学校に今用地があって、予算さえつけられればできるということも含めてやられてはどうかなというのが私の思いです。

それから、もう１つは、これは合併特例債、これは市長にもですけど、合併のときよく言われたのは、合併時に地域の一体感を醸成する。つまり、旧亀山市と旧関町の間でサービスに格差があるものを一緒にそろえなきゃならんというような一時的に大変な費用がかかる。そういうときの特別な財源として合併特例債というのが言われたと思うんですよ。その意味でいくと、この財源問題についても、やっぱり私はこの給食方式を関中、亀中、中部中と、市内全部そろえるという意味では、まさにこの合併特例債が一番適しているんではないかというふうに思いますので、経費についても合併特例債を使って、それから自校方式で、中部中なんかだと用地は僕はあると思うんですよ。亀中の場合は、ちょっと苦労するかもわかりませんけれども、そういう意味でいくと、まず中部中は指定避難所ですので、中部中を先に整備するとか、そういうことも私は可能であろうというふうに思いますので、そういう方向で進められないのかどうかということを、再度教育長、思いで結構です。お聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

服部教育長。

○教育長（服部　裕君登壇）

中学校における学校給食の検討を前提として、給食検討委員会をちょうど立ち上げましたのが、私、最後の学校教育室長の時代でございました。その後、昨年度ですね、中学校給食のあり方についてまとめがあったと聞いております。そして、就任して１週間ですので、中学校給食のあり方につきましては、このようなまとめ方をしたんだなという受けとめはしておりますが、その方法、また用地確保等については、正直白紙の状態でございます。亀山中学校については、これ以上給食調理施設を設置する場所もないかなというのが正直なところでございます。

○議長（前田耕一君）

服部議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

なって間もないということで、わかる部分もありますけれども、やはりぜひ今言ったようなことを指定避難所であるとか、それから合併特例債を活用すれば経費の問題も道が開けるというようなことも考えていただいて、ぜひ検討いただきたいと思います。

幾つかありますので、次に進んでいきたいと思います。

次は、小・中学校の全ての普通教室にエアコンを設置するという問題であります。

この問題は以前からも取り上げてきましたけれども、夏、本当に高温多湿で、教える先生も、それから受ける児童・生徒も授業に集中できないというようなことも聞いております。そういう実態がありますので、やっぱり早期に普通教室にエアコンを設置すべきということでありますけれども、この点についての服部教育長の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

服部教育長。

○教育長（服部　裕君登壇）

エアコンにつきまして、学校施設への全ての普通教室への空調機設置につきましては、これまでの市議会本会議において前伊藤教育長からの答弁にもございましたとおり、教育委員会といたしましては、学校の普通教室には空調機を設置することが適当であるとの判断をいたしております。

私は、１週間前まで学校現場におりましたことから、子供たちの学校生活の状況を生で見てまいりました。そのような中、児童の望ましい学習環境のあり方や近年の気候状況など、子供たちを取り巻くさまざまな環境を考慮いたしますと、やはり空調機は必要であると感じております。

○議長（前田耕一君）

服部議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

教育長はまだなれられていないようで、私、以前この問題を取り上げたときに、その当時は亀山市は比較的サマースクール対応もあって、県下では、小学校は二、三割でしたかね。中学校でも３割か４割ということで、進んでいるんだというような答弁があったんですね。ところが、ここ数年、本当に各市とも人口減少対策もあるのか、そういうことも含めてエアコンの設置が進んできています。そこで、最近ですけれども鈴鹿市が、２年かけて９００の教室を全てエアコン設置するということが新聞報道されました。

１つお聞きしたいのは、今、県下１４市で、このエアコンの設置についてどんな状況にあるのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

服部教育長。

○教育長（服部　裕君登壇）

県内他市における小・中学校普通教室の空調機設置状況でございますが、現時点におきまして全ての小・中学校に設置済みとなっている市が１市、本年度中に設置が完了となる市が１市と聞いております。

また、中学校の普通教室に設置済みの市は３市、そのほか設置の方向で、現在具体的に事業を進めている市は３市と聞いております。

各市さまざまな背景、状況があるとは存じますが、亀山市以外１３市の中で８市が普通教室への

空調機設置について動き始めているという認識を持っております。

○議長（前田耕一君）

服部議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

亀山を除いて１３市中８市がそういう方向で今進んでいるということでありますので、やっぱりいつまでも亀山が先を行っているという状況ではなくなってきているというふうに思います。思いとしては、エアコンが要るという思いはお聞きをいたしました。じゃあこれいつまでに実現を考えてみえるのかということについて、最後にお聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

服部教育長。

○教育長（服部　裕君登壇）

全ての学校の普通教室に空調機を設置しようといたしますと、多額の予算を必要としますことから、計画的に順次整備を進めるために、市長部局との十分な協議が必要と存じます。私といたしましては、早期に整備を完了したいと考えております。

○議長（前田耕一君）

服部議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

今、教育長が言われた早期にという思いを議会としても応援をしたいと、勝手に言うたらあかんのかもわかりませんけれども、思います。

次に進みます。

土曜授業についてであります。

この土曜授業は、導入当初から問題がありました。というのは、平成２６年からスタートしたんですけれども、この２６年のときに基本方針というのが出されたんですけれども、この基本方針の中に書かれていたのが、土曜授業の活用に関する成果と課題を検証する研究年度だというふうな形で、あくまでも研究年度ということで、２６年度、スタートをされました。ところが、これが実質的には９月からスタートしたんですけれども、そういう検証結果も全く議会に出されないままに、１１月の段階で平成２７年度以降の基本方針というのが保護者に配られるという、議会にもこれを示される前に保護者に文書が渡っておったというような事態が起きたわけです。やっぱりこれは、その当時言いましたけれども、議会無視ではないかということでやったわけであります。

今現在、２７年度以降の方針で動いているわけでありますけれども、今、土曜授業を実施する上でどんな課題があるのかということと、土曜授業をやってのメリットがどんなことがあるのか、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

服部教育長。

○教育長（服部　裕君登壇）

土曜授業につきましては、平成２７年度、各学校が学校経営評価というものを行っているわけですが、その中から成果としまして、土曜日に参観などを実施することで、平日は多忙で参加しにくい保護者や地域の方々にも多数ご参加いただき、多様な活動を行うことができたとか、児童・生徒

の生活リズムを整えるのに有効であった。平日の教科学習や学力補充の時間を確保するなど、学力向上に向けた取り組みを進めることができた等が上がっています。

課題としましては、まだまだ、今子供たちは土曜・日曜の過ごし方、またスポーツとか文化とか、そういった取り組みが大変広がっております。そういった中で、第３土曜日に調整し切れない子供もいる。また、中体連の活動、地域の行事、そういったかかわりを考慮しながら、今後も実施していく必要があるということや、職員の同一週内での振りかえ取得、これは極めて困難な状況にあるという課題が上がっております。

○議長（前田耕一君）

服部議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

導入のときの大きな課題、問題点として、１つは地域のいろんな団体の活動との兼ね合いですね。この問題、中体連も含めてどう調整していくのかという問題がありました。これはどうもまだ完全には解決されていないように思います。というのは、市によって、亀山は第３土曜ですけれども、例えば北勢地域で大会をやるときに、北勢地域のよその市は第４土曜を指定しているということになると、そういう大会のときに第３、第４という問題が出てくるというようなことで、なかなかそういう問題は大変な課題を持っています。大体が、どこでもそうですけれども、大会をやるときというのは、土曜日が初日で、雨が降ると予備日で日曜日というふうなことが多いです。そんなこともあって、やっぱり土曜日に実施するというというのはなかなか大変な問題があるんだろうというふうに思います。

それからもう１つ大きな問題は、勤務の問題ですね。この次にもお尋ねしますけれども、先生方の勤務というのは、本当に今でも大変なんですけれども、この土曜授業によってさらに大変になっているんではないかなというふうに思います。

先に教育長が言われましたけれども、本来は振りかえというのは、土曜日に出た場合は時間外勤務手当というのがありませんので、振りかえということになるわけですけれども、振りかえをとるのは、その週のうちでとりなさいよということになっているんですけれども、実際、その週のうちにはとれていないというのが実態というふうなことを聞いております。だから、そういう意味でいくと、この辺も解決せずに、このまま進めていっていいのかなというふうに思います。

だから、今成果も一部言われましたけれども、やっぱり先生方の犠牲の上に成り立っている。この辺も含めて今後検討していく必要があるんじゃないか。ただ進めていけばいいということじゃなくして、こういう課題を解決するということも大きな問題として捉えて、この土曜授業を考えていく必要があるんではないかと思うんですが、これは進めるという方向だけで考えていかれるんですか、それとも見直しも考えられる、そういうことはありますか。教育長の今の時点のお考えを。

○議長（前田耕一君）

服部教育長。

○教育長（服部　裕君登壇）

土曜授業につきまして、関係団体との調整につきまして、まず今年度の実施につきましても、前年度には自治会連合会、コミュニティ、スポーツ連合会、中体連の関係団体で、文書にて日程をご案内し、地域行事やスポーツ活動等に支障が生じないように、可能な限り努めさせていただいたと

聞いております。

そういった中で、県内各市の取り組みは、第３週が大半であります。北部のほうで第４週という実情がありますことから、北部のほうの市町で第３にかえるという動きが起こっているのも承知しているところでございます。したがって、県内第３土曜日を中心とした取り組みに移行していくという状況は認識しております。

いずれにしましても、この土曜授業は、亀山市におきましては、平成２７年度から３年間の亀山市学力向上推進計画に基づいて実施していると認識しております。その学力向上推進計画の進捗状況につきまして、今年度中に議会にも進捗状況をご説明しなければならないと考えております。

そういった中で、今後の土曜授業の実施につきましても、土曜授業ありきではなくて、柔軟な考え方、手だて、そういったことを創意工夫しながら検討してまいりたいと存じます。

○議長（前田耕一君）

服部議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

私は、最初の２６年度の時点で検証をしながら考えていくんやというスタンスがありましたんで、一度立ちどまって、ここまでやってきたことを検証して、それからどうするかということがあってもいいんじゃないかなというふうに思います。その中で解決すべき問題、課題というのが明らかになってきていますので、そういう方向で教育長が言われたように、柔軟にぜひ対応していただきたいというふうに思います。

次から次へ行きますけれども、学力テストの問題であります。

亀山市は現在、いわゆる全国学力・学習状況調査、いわゆる全国学力テストと言われるものと、それからみえスタディチェックという、これは三重県版の学力テストと言われるものですね。それから、それ以前から、こういうものが入る前から亀山市は独自でレディネステストというものをやっております。だから、現在この３つのテストをやって、まさに児童・生徒、教員も本当にテスト、テストというようなことで大変な状況になっております。果たして、これだけ３つも学力テストが要るのかどうか。こういうことについて、教育長はどういうふうにお考えなのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

服部教育長。

○教育長（服部　裕君登壇）

現在、市内小・中学校におきましては、３つの学力調査、テストという類いのものに取り組んでいるのは、議員ご指摘のとおりでございます。

まず、全国の小・中学校が取り組んでおります全国学力・学習状況調査につきましては、全国的な子供の学力状況を把握し、学校における児童・生徒への教育指導の充実や学習状況の改善に生かすため、平成１９年度から実施しています。

みえスタディチェックは、平成２６年度から三重県教育委員会により実施されております。知識を問う問題や理由を記述する問題など、多様な形式の問題が出題されております。

このほか、亀山市独自の学力調査としてレディネステストを実施しています。このレディネステストにつきましては、知識を問う問題を中心に基礎学力の定着状況を把握し、経年で学力の推移を

比較できるという特徴があります。

このように３種類の学力調査を実施しておりますが、全国学力・学習状況調査とみえスタディチェックは、実施対象となる学年が異なっていることも現実であります。レディネステストにつきましては、特に中学校で、ほかの調査にはない社会、英語の調査が含まれます。それぞれの特徴が異なる調査のため、現在はこれらを併用し、子供の学力の状況について多面的に把握・分析をし、各学校で授業改善の取り組みを進めていると聞いております。

ただし、みえスタディチェックなど、新たな取り組みが一昨年度から入ってきたことも事実でございます。そのための授業時間の圧迫も懸念しないわけではございません。今後につきましては、若干ダブっているところもあるようにも思いますので、亀山市学力向上推進計画の成果の検証とともに、私としましては、今後のあり方について検討していきたいと考えております。

一方、学力面では決して、亀山市内の状況としまして安心できる状況ではないと認識しております。学力保障、学力定着については、改めまして最重要取り組みとして位置づけていきたいと考えております。

○議長（前田耕一君）

服部議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

先日、新聞報道でありましたけれども、沖縄県の那覇市で、全国学力テストの順位を上げるために、平均点が下がるという理由で一部の生徒の答案用紙を除いて文部科学省に送っていたということが明らかになりました。これは、教職員組合の話でということで載っておりましたけれども、全国の複数の地域でも同様の事例が報告されていることも報道されておる。結局、学力ということで言われるんですけれども、本当に学力がついたのかどうかというよりも、順位が何番かという、そういう順位が上がるか下がるかということにきゅうきゅうとしている状況ではないかなと思います。

よく学力テストは学力のごく一面しかあらわさないんだということも言われております。そういうもので、例えばこういう沖縄県でやられたようなことをすれば、点数が上がるんですね。だから、そういうのは幾らでも学校の中でやろうと思ったらやれるわけですよね。そんなことをして本当に意味があるのかなということなんですね。だから、順位で一喜一憂するという。例えば、今教育長が言われた亀山市は安心できる状況にないというのも、こういうテストの結果でのことではないかと思うんですけれども、私はそんなところで本当に学力がはかれるのかなという思いがあります。

この３つあっても、例えば最初からやられているレディネステストをやめるということはないわけですよね。これはやっぱり学校の先生方に聞いても、これは比較的評価があるんですね、このテストについてはね。言われたように経年で評価ができるんだというふうなことで、だから学力テストやみえスタディがふえてきても、レディネスはやめないという形になっているんじゃないかなというふうに私は思うんですよ。だから、そういう意味では３つあるということについては、ぜひ先生の負担、それから児童・生徒の負担も大変なもんだろうというふうに、学年が違ってもあるんだろうということを思いますので、ここに労力を費やすことが、本当に子供の学力を上げることになるのかということも含めて、ぜひこれは検証していただくということですので、やっていただきたいと思います。

これと関連しますけれども、次に、過酷な教職員の勤務実態という問題に入りたいと思います。

つい最近ですけれども、文科省から都道府県の教育長宛てに「学校現場における業務の適正化に向けて」という通知が来ました。これが県の教育委員会から各市町の教育委員会にも来たわけですけれども、この中の資料で書かれているのはこういうことなんですね。よく使われるＯＥＣＤの国際教員の指導環境調査というのがあるということが書かれていまして、その中で中学校教員の１週間当たりの平均の勤務時間が、調査参加国、地域の平均が３８．３であるのに対して、日本は５３．９と異常に長い調査参加国、地域の中で最長というふうに、これはＯＥＣＤの調査として文科省が書いているわけです。

それから、平成１８年度に文科省が実施をした教員の勤務実態に関する調査結果によると、教員の一月当たりの平均残業時間が平日、休日を合わせて約４２時間だと。これは平成１８年です。これが昭和４１年、随分さかのぼりますけれども、１９６６年の調査と比較すると、この４２時間というのは5倍になっているという、平成１８年の時点ですけれども、１９６６年と比較して5倍になっているという状況があります。

だから、こういうことを考えていくと、本当に今教員の過酷な勤務というのは、私はオーバーな言い方ではないんだろうというふうに思っています。

学校現場における業務の適正化、これについてもお尋ねしたいんですけれども、まず教育長に実際に学校現場に見えましたんで、今の教職員の勤務実態について、どのように思ってみえるのか、捉えてみえるのか、見解をお聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

服部教育長。

○教育長（服部　裕君登壇）

勤務実態について、どのように考えているかということであったかと思いますが、議員申された、あれはＯＥＣＤの中学校教員の勤務実態、そういった実態がニュースとなり、新聞報道され、テレビ報道をされという状況があったかと思いますが、それを捉えて、後ほどご質問もいただくようでありますが、平成２７年「チームとしての学校のあり方と今後の改善方策について」という中教審答申がありました。その後、文部科学省内に次世代の学校指導体制にふさわしい教職員のあり方と業務改善のためのタスクフォース、特別チームが設けられまして、報告書がまとめられました。その報告書が「学校現場における業務の適正化に向けて」という形で県教委、市教委、そして各学校へと、この夏、流れたところでございます。

国を挙げて、日本の小・中学校の教職員の過重労働は問題になっていると。私も現場にいて、夜７時を過ぎて、まだ帰らないの、早く帰ろうよ。８時を過ぎて、いいかげんにしようよ。９時を過ぎることもあります。そういった現場の子供のあすの授業のためにという実情は実感しておるところでございますので、今、国は国で、県は県で、ガイドラインもつくる方向であると聞いております。市も、そういった国や県の動向をしっかり見ながら、また県内教育長会議というのもあります。そういったところでの情報交換や、足並みがそろった取り組みとか、そういったところも発信していきたいと考えております。

○議長（前田耕一君）

服部議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

先日、この質問をするので、ある先生にいろいろ話をお伺いしたときに、その先生も言ってみえました。職場で、７時に学校をその人は出てきたんですけれども、半分は残ってみえたというふうなことを言っていました。だから、なかなか帰れないというようなことがあるんだろうなと思います。そこに土曜日は土曜授業が入るしというようなことですね。それから学力テストも、どんどん学力を上げなあかんということで、強められてきているということで、本当に大変になっているということですね。国も挙げて学校現場における業務の適正化って、要するにこれは何とかせんとあかんよということを国が言っているわけですから、これの具体化をぜひ亀山市でも図っていただきたいと。

あと、県教委との関係もお聞きしたかったんですけど、私が言いたいのは、要するに法的には県教委と市教委というのは対等な関係にあるんで、だから上下関係にあるわけじゃないんで、やっぱりそれは独自性を持ってやっていただきたいということで、これはよくわかってみえると思いますので、この点については省かせていただきたいと思います。

今答弁をされたことを１つずつ大事な問題ではありますので、ぜひ前向きに捉えてやっていただきたいということを申し上げて終わりたいと思います。

次に移ります。

次は、前から取り上げておりますけれども、市長の高額な退職金という問題であります。

来年１月２２日に告示がされ、２９日に投開票で市長選が行われることが決まりました。これは２月５日に市長の任期が満了になるということであります。

任期満了になると発生するのが、いわゆる退職金。この計算方法は条例で決まっているんですけれども、給料月額である９９万５，０００円に在職年数の４を掛けて、さらにそれに４．５を掛けるという計算式です。だから、簡単に言うと、給料月額の１８カ月分ということで退職金が計算をされる。４年間で計算しますと１，７９１万円という計算になるわけです。

そこで、市長にこの退職金の額が高過ぎると思わないのかどうか、見解をお聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

服部議員のご質問にお答えをさせていただきます。

ちょうどこの退職金の問題は２年に１回ずつぐらい議員からご質問をいただいて、この場で私はみずからの考え方をお示しさせていただいてまいりました。

今日までのみずからの政治的な経験の中で、現在、今ご指摘のような、いわゆる首長の退職金が高いか低いかという概念につきましては、これは亀山市に限らずではございますが、過去からの時代背景とか、官民比較でありますとか、財政状況とか、こういう中でそれぞれの自治体が議会の審議や議論を積み重ねて今日に至っておるということの経過があろうかと思いますので、一概にこれが高いのか低いのかということについては、私はそういう経過を踏まえて尊重すべきであろうというふうに考えておるところであります。

しかしながら、就任以来、この報酬並びに退職金に関しまして、これは私自身の考え方をこの議会の場、公の場で明らかにさせていただいて実践をいたしてまいったところであります。

ご案内の、本市がリーマンショック後の経済雇用情勢並びに税収構造の激変、あるいは７年ぶりの普通交付税交付団体へ移行しました平成２３年度以降、これは私自身の月額報酬５％の削減の継続と、平成２４年度末の退職金の、今１，７００万というご紹介がありましたが、これの２割削減を、これは私自身の政治的な理念に基づいて実践をさせていただいてまいったところであります。その根拠につきましては、先ほど申し上げた高いのか低いのかということにつきましては、それぞれの自治体の経過があるというふうに考えておりますし、職務と責任との関係で、これは行政の特別職だけではありませんが、社会的にもそのような中で判断をされて、長年の中で積み上がってきたものというふうに考えておりますが、私自身はそういう判断をいたしてきたということでご理解いただきたいと思います。

○議長（前田耕一君）

服部議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

一緒ですね。たしか２６年３月です、前回ね。そのときも、やはり高い低いについては長年にわたって決定されて今日に至っているので、尊重すべきだという答弁でした。これでいきますと、もう一切変えられないということになるんですよ。これは市長の退職金だけじゃないですよ。大体行政というのは、ずうっと積み上げですからね。その積み上げてきたものを尊重すべきだと言い出したら、これはもう改革なんてできませんわ。どんな問題でも手がつけられませんよ、これ。だから、そういう問題じゃなくして、現時点において、果たしてこれだけの額を市長が退職金としてもらうことが市民の理解が得られるのかどうか、妥当なのかということを考えた上で判断すべきだというふうに思いますよ。そのことを、市民にもこういう質問をすればオープンになりますけれども、やっぱり市民が、いやいや市長、それだけの退職金もらってもろうてもいいんやということなら、それはいただいてもらっていいと思いますよ。だけども、そうでなしに、それは余りにも高過ぎるじゃないかと、４年間でそんなにというのが多いんじゃないかということなら、やっぱり僕は改めるべきだと思います。

だから、そういう立場で考えていただかないと、今までの積み上げてここに至っているんだから、それを変える気はありませんというようなことでは、何も変わりません、これは。市長自身に物事を改革する意思がないというふうにとれるんですね。だから、このままで本当に理解が得られるとお考えですか、市長。その点について聞きたいと思います。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

先ほども申し上げましたように、今日まで、平成２４年度末の１期目の段階におきまして、私自身は退職金の２割削減を実行、実践させていただいたところであります。それは、私みずからの政治的理念に基づいて、その意思決定をさせていただいたものでございます。

また、今期でありますが、今期、既に２期目の政策公約「マニフェスト２０１３」におきまして、これは行財政改革の推進とそれらの減額措置の継続ということを市民の皆様とお約束をさせていただいております。したがいまして、当然今期におきましても、私の政策公約に基づきまして、１期目と同様の判断をさせていただく。それは市民との約束というふうに認識をさせていただいて、進

めていきたいというふうに思っております。

○議長（前田耕一君）

服部議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

私はここ数年、きのうでしたかね、議案質疑でもやりましたけれども、本当に市民生活は大変ですよね。特に所得の少ない人、本当に大変な暮らしになっています。そんな中で、やっぱり市長がたった４年で退職金一千数百万円というのは、これはどう考えても、市民の理解は得られないんではないかというふうに私は思いますよ。だから、やっぱりここは思い切って改革をする必要があるんだろうというふうに思います。決して亀山市だけが高いということを言うつもりはありません。これは、やっぱり全体的に横並びに高いんですよ。だから、どこかで誰かがメスを入れなきゃならんという問題だと私は思います。

職員の場合、４年間で退職したら給料月額掛ける４ですよ。それに市長はまだ４．５を掛けるんですよ、これ。給料月額掛ける在職年数じゃないんです。それにまだ４．５倍するんですよ。こういうようなやり方というのは、いかにも特権ですよ、これは。だから、それだけのことが必要だという、退職金が市長にとってこれだけ必要だというようなことを明確に市民の前に示していただいて、だからこれは当然これだけの額はいただいていいんだというようなことをやっぱり示されるべきだろうと。でなければ、今行政改革とかなんとかって、サービスは引き下げられるわ、負担はふやされるわって、２００円の手数料を３００円に引き上げられる。これを毎回払っているわけですよ、市民はね。そういうことをしているわけですから、市が。それのトップがそういう考え方できちっとやれないということであれば、私は問題だと思うんで、これはぜひ大きな見直しをしていただくことを求めて質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

私自身の政治的信念に基づいて実践を２期目もさせていただくと、これはお誓いいたしますし、ご案内の上で申し上げておられるんだろうと思いますが、今亀山市は１４市の中で伊賀市と並んで最低ランクであるということであります。多いか少ないかというのは、それぞれの自治体の判断の積み重ねであるということは、私はそれぞれのまちの議会であったり、意思決定の積み重ねというのは尊重すべきだということで前段申し上げましたので、そこは誤解のないように、ご理解いただきたいと思います。

○議長（前田耕一君）

１６番　服部孝規議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、１０分間休憩します。

（午後　３時３５分　休憩）

（午後　３時４４分　再開）

○議長（前田耕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、９番　森　美和子議員。

○９番（森　美和子君登壇）

公明党の森　美和子でございます。

きょうはラストバッターということで、最後までどうぞよろしくお願いします。

きのうは少し興奮してしまいましたので、きょうはちょっと落ちついて質問をしたいと思います。答弁のほうも、どうぞよろしくお願いいたします。

成年後見制度の活用促進について、それからチーム学校の考え方について、今回は質問をさせていただきます。

まず成年後見制度でありますが、この成年後見制度は認知症や知的障がいなどで判断能力が不十分となった人を、本人や家庭裁判所が選んだ親族や第三者が後見人となり、権利を保護します。後見人は、財産管理のほか、介護保険の利用や入退院の手続などを担います。昨年までに実際に利用している人は全国に１９万人ほどで、超高齢社会となる中で、潜在的な需要はこの数字を大きく上回ると見られております。

ことし５月より施行をされました成年後見制度利用促進法は、国に基本計画の策定を求めるとともに、市民後見人の育成・活用を明記しております。また、後見人の不正防止へ裁判所や行政機関による監督を強化するほか、制限されている被後見人の権利についても見直されました。また、民法の改正で、被後見人、本人ですけれども、本人宛ての郵便物の開封や家裁の許可を得て火葬や埋葬の手続などを後見人ができるように、ことし１０月からなるようであります。身寄りのない方に対しては、親族がいないために保護が受けられないという事態を防ぐために、市長が親族等にかわって申し立てもできます。こういった背景を受けて、亀山市の取り組み及び考え方を伺ってまいりたいと思います。

まず、相談等の利用実績についてお伺いをしたいと思います。

亀山市では、今年度から高齢者の成年後見制度の利用相談を社会福祉協議会に委託をしております。まず、委託する前３年間ほどの相談実績と利用実績について、委託後、これはまだ半年しかたっておりませんが、実績について伺います。また、年度途中ですが、その効果についても伺いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

９番　森　美和子議員の質問に対する答弁を求めます。

佐久間健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐久間利夫君登壇）

利用実績でございますが、平成２５年度から２７年度の過去３カ年におけます相談等の利用実績の延べ件数につきましては、平成２５年が８件、平成２６年度が９件、平成２７年度が６件ということで、３年間で計２３件でございます。このうち、成年後見制度の市長申し立ての件数につきまして申し上げますと、平成２５年度に２件、平成２７年度に１件でございました。一方、今年度から、議員おっしゃいましたとおり、社会福祉協議会に相談とかを委託しておるわけでございますが、４月から７月までの利用実績、相談として２８件となっておりまして、市長申し立ての件数は２件でございます。過去３年間と比べて件数がふえております。明らかに効果が出ておると、広まっておるかなという気がしております。

○議長（前田耕一君）

森議員。

○９番（森　美和子君登壇）

利用実績について、また利用支援についてお伺いをしました。この３年間を足した数よりも、今年度まだ半年しかたっておりませんけど、相談件数もふえておりますし、確実に効果があるということがわかりました。社協への委託は高齢者の利用相談になっておりますが、障がい者は該当しないのか。障がい者の利用相談はどこが担当しているのかについてお伺いをしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

佐久間部長。

○健康福祉部長（佐久間利夫君登壇）

市が社会福祉協議会に委託しておるのは、確かに高齢者の部分でございます。しかし、これまでから社会福祉協議会では日常生活自立支援事業を実施しておられます関係で、障がい者につきましても区別せず、相談を受けていただいております。社会福祉協議会では、現在の成年後見の受託についても検証しながら行っておりますので、その検証を行っている最中でございます。

障がいの部分は、社会福祉協議会でも相談を受けておりますが、市の担当部署、地域福祉室でございますけど、そちらのほうでも相談を受けてございます。

○議長（前田耕一君）

森議員。

○９番（森　美和子君登壇）

基本的にはどこでも相談は受けられるということで、高齢者に関しても、市のほうの窓口に来たって、別に追い返されるわけではないということですよね。わかりました。

あと、市長申し立ての実績についてお伺いをしたいと思います。

これは、老人福祉法第３２条、知的障害者福祉法第２８条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第５１条に、それぞれその福祉を図るために特に必要があると認めるとき、市長による申し立てが規定をされております。生活保護世帯も含まれます。この実績についてお伺いをしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

佐久間部長。

○健康福祉部長（佐久間利夫君登壇）

市長申し立てのほうにつきましては、一番最初のご答弁で少し申し上げましたが、平成２５年度に２件、平成２７年度に１件、今年度については現在のところ２件となっております。

○議長（前田耕一君）

森議員。

○９番（森　美和子君登壇）

市長申し立てについては、今年度でもう既に２件あるということでお聞きをしました。

今、言っていただいたのは、市長申し立てをされた方に対しての数だと思うんですけど、市長申し立てだけではないですよね、この成年後見制度を活用されるのは。その点については、利用の実績というのはあるんでしょうか。

○議長（前田耕一君）

佐久間部長。

○健康福祉部長（佐久間利夫君登壇）

市のほうでは、市長申し立てとあわせて利用助成というのを行っておりまして、そちらのほうの件数を申し上げますと、平成２７年度に３件、今年度は現在のところ１件となっております。

○議長（前田耕一君）

森議員。

○９番（森　美和子君登壇）

なかなか私たちもわからないんですけど、亀山市だけじゃないんですけど、これは全国的にあるんですけど、利用助成をしていただけるという、この成年後見制度を活用する場合。上限１０万円で利用助成を受けられるということもあわせて、市民の方はなかなかご存じないかと思いますので、そういったＰＲも今後していただきたいなと思います。

２番目に移りますが、利用が進まない要因についてお伺いをしたいと思います。

全国的には、後見人の６５％が司法書士や弁護士などが担っておりますが、身寄りのない高齢者の増加、それから業務の煩雑さもあってなかなか進まないと言われております。今、数値的にはお示しをいただきましたが、亀山市ではこの後見人制度を活用されている方、進んでいると捉えられているのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

佐久間部長。

○健康福祉部長（佐久間利夫君登壇）

おっしゃいましたとおり、全国的にこれまで制度の周知不足とか、あと最近まで成年被後見人には選挙権が与えられていなかったとか、あと制度自体の与えるイメージの影響もございまして、成年後見制度が必要と思われる場合でも本人やご家族の同意がなかなか得られないとか、そういうこともございました。そういうこともありましたけど、最近、国のほうで法律も施行して、やっぱり必要な人に利用していただこうというふうに取り組んでおります関係もありまして、実感として進んできておると思っております。

○議長（前田耕一君）

森議員。

○９番（森　美和子君登壇）

亀山市では進んできているんだというふうな答弁でありました。

私も、この制度に関して、たびたび委員会等で利用実績を聞いてまいりました。ずうっと利用実績がない状態、ゼロというのが結構あったんです。それが本当にニーズがなかったのか、それとも周知不足だったのか。今部長が答弁されたんですけど、やりたいと思うけどなかなか利用に結びつかないというふうな声もお聞きするというふうな形で、今お聞きをしました。

多分、判断能力が不十分な方が対象者になっておりますので、進んできたといっても、多くは福祉関係で携わっている方がその制度につないでおられるんじゃないかというふうに私は思っております。そういった中での亀山市の伸びというか、制度の進みというふうに捉えられている部分だと思うんですが、市民にこの後見制度が広がっているかといえば、まだまだ周知不足の面はあると思

います。くしくもこの９月１日号の広報にもこの成年後見制度について記載をされておりました。ただ、ご相談くださいという形で小さく載っておりました。そういった状況では、なかなか広がっていかないんではないかなと思いますので、周知についてもやっぱり今後力を入れていく必要があるんではないかと思います。

次に移りますが、社会福祉協議会との連携について。

先ほど部長も、社協には日常生活自立支援事業という取り組みがあるというふうにおっしゃいました。この日常生活自立支援事業も、成年後見制度の対象者と同じように認知症高齢者や知的障がいなどの方の金銭管理などをお手伝いするサービスでありますが、この日常生活自立支援事業と成年後見制度の違いについてお伺いをしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

佐久間部長。

○健康福祉部長（佐久間利夫君登壇）

日常生活自立支援事業につきましては、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち、日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報の入手、理解、判断、意思表示等を本人のみでは適切に行うことが困難な場合など、判断能力が不十分な方が地域において自立した生活を送れるよう、利用者との契約に基づいて、福祉サービスや苦情解決制度の利用援助等を行うものでございます。具体的には、福祉サービスの情報提供や利用契約手続援助、日常的金銭管理、書類等の預かりのほか、社会福祉事業等の在宅福祉サービスの契約代理も行っております。

この使い分けにつきましては、認知症などで判断能力が多少衰えたけど、日常的な生活を支援してもらえれば、まだまだ住みなれた地域で自立した生活が送れる場合などは、日常生活自立支援事業を利用いたします。

一方、判断能力が著しく低下していたり、不動産の売却や福祉施設の入所契約など、日常的な生活援助の範囲を超えたことを支援する必要がある場合は、成年後見制度を利用することになります。

○議長（前田耕一君）

森議員。

○９番（森　美和子君登壇）

日常生活自立支援事業は厚生労働省が管轄しておりますし、この成年後見制度に対しては法務省が管轄しているという大きな違いがありますし、先ほど部長がおっしゃったように、認知症が進んでしまった人は、もう日常生活自立支援事業を利用することはできませんので、本人が契約するとかというような形になりますので、そういった違いはあろうかと思います。

次に、法人後見についてお伺いをしたいと思います。

ずうっと以前は、後見人になることができるのは、配偶者や親族などに限られておりましたが、現在では、先ほども申しましたように、弁護士などの第三者や、そして法人後見人が可能になりました。特に法人後見人は組織で後見人になるということができるので、現在社会福祉協議会など、社会福祉関係の法人等が法人後見をとるところがふえております。行政との連携がしやすいことや、後見人を探すことが困難な場合の受け皿となりやすいことから、全国的にも社協の法人後見がふえております。

先日、東京都品川区の社会福祉協議会を視察してまいりました。品川では、社協に成年後見セン

ターを設置して、ここは人口３７万ですので亀山市と規模は違いますが、職員１７名、支援員９０名体制で運営をされておりました。社協が法人後見となって、市民後見人の養成講座を受けた一般市民が支援員として、職員とともに１２８件の受任をしておられました。お話を聞いた中では、その潜在的なニーズの把握が必要なんだと。その実態を踏まえた権利擁護事業の再構築が行政の役割ではないかというふうなお話を聞かせていただきました。

品川の潜在的なニーズをお聞きしたんですが、高齢化率や、知的障がい者、精神障がい者の手帳交付数などから、品川では後見ニーズが約１万人と推計をして取り組みを開始されております。単純に人口７分の１の亀山市で割ってみると、１，４００人ほどのニーズがあるのではないかと。これは高齢化率も品川は２１％で、亀山市は２４％を超えておりますので、正確な推計値にはなりませんが、そういったデータをしっかりととった中でニーズの把握をしていくことも必要じゃないかと私は思っております。

また、社協というのは、地域権利擁護センターとしての位置づけがありますよね。そうすると、権利擁護の専門機関、この社協が専門機関として位置づけられ、この法人後見をとってもらいながら、そういった機関としてやっていっていただくということが大事になってくるんではないかと思いますが、市としてそういったことの働きかけが必要だと考えますが、ご所見をお伺いしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

佐久間部長。

○健康福祉部長（佐久間利夫君登壇）

最近、親族以外の第三者が成年後見人等に選任されます第三者後見の割合が全国的にもふえてきてはおります。今後、ますますその割合がふえていくものと考えております。

法人後見につきましては、法人が成年後見人になることによりまして、職務の内容が広範にわたる場合等にも、組織化された複数人により対応することが可能になるという利点がございます。

そのような中で、法人後見を社会福祉協議会でということもおっしゃっていましたけど、三重県の社会福祉協議会では、そのような流れも踏まえまして、昨年度から法人後見についての情報交換や津家庭裁判所との意見交換のほか、従事者の養成研修会とか事例検討会も行われてきておりますので、そのような流れの中で他市の状況も参考にしながら、今後も社会福祉協議会さんと協議をしてまいりたいと考えております。

○議長（前田耕一君）

森議員。

○９番（森　美和子君登壇）

法人後見をとるというのも社協の考え方ですので、亀山市がとりなさいとかいうような問題ではないかと思いますけど、そういった今の動きがあるようですので、また連携して検討していっていただきたいなあと思います。

次に、市民後見人の養成についてお伺いをしたいと思います。

今回の利用促進法でも、ふえていくニーズに対して、受け皿として市民後見人の養成が規定をされております。亀山市では、この市民後見人の養成に対して、どのような考え方を持っておられるのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

佐久間部長。

○健康福祉部長（佐久間利夫君登壇）

市民後見人の養成でございますが、この養成するというのは、介護保険の面におきましても必要と言われておりますが、現状では、親族の方が後見人になる場合以外は家庭裁判所が選任するわけなんですが、信頼できる専門職、弁護士さんとか司法書士、社会福祉士の方を選任することがほとんどとなってございます。

このような状況から、当面は、市民後見人個人での受任というのは、なかなか難しいと考えておりまして、ほとんどが法人後見の中とか、法人後見との併用でという受任になるんではないかなと思っております。そのため、法人後見の実施について、まず協議・研究してまいりたいと。その後、また市民後見についても考えたいと思っております。

○議長（前田耕一君）

森議員。

○９番（森　美和子君登壇）

品川で養成講座のことを聞かせていただきました。２０歳から７４歳までが対象者で、どなたでも資格も要らないし、受講が可能だということをお聞きしました。これは、１つは高齢者の社会参加、それから制度の普及、そこもこの市民後見人の養成講座の中には利点として含まれているというふうなお話も聞いてまいりました。

そういう市民に周知をするといっても、やっぱり市民の方たちが積極的にそういう講座を受けていただきながら、この制度のことを学んでいただく。そして、最終的には多分段階を追って、部長はまずは法人、それから市民後見というふうな流れをおっしゃっていましたけど、この何年かでも亀山市は高齢化率がどんどん上がっていっております。本当に認知症高齢者が増加しているという状況は、亀山市が法人を社協にとってもらうで、そして市民後見人をその後するで、待っておってというわけにはいきません、高齢者の認知症というのは。また、障がい者の方もふえておる実態がありますので、そういった部分からは併用して、この市民後見人の講座を受けたから、すぐ後見人になれるというわけではない、品川もそうでした。１年間の実務経験が必要だとか、それからそういう中でこの人は適正なのかということも判断できるとか、そういうこともおっしゃっていました。また、養成講座を受けたから全てが支援員になるんではなくて、全くならない方も見えるということをおっしゃっていましたので、やっぱりそういうことは必要なんじゃないかなあと思います。

この成年後見制度に関して、判断能力が不十分な人だけの制度ではなくて、任意後見制度というのもありますよね。それもなかなか伝わっていない。将来の不安解消のために、あらかじめ後見人を決めておくという制度もあるんです。そういった周知は多分されていないと思います。だから、おひとり暮らしの高齢者の方で、状況がどんどん悪化された中で、土地をどうするかとか、周りがざわざわと騒がなくてはならない。じゃあどうするのかということもありますので、やっぱりそういった周知。

それから悪徳商法などの詐欺に遭うということも、その防止でも、この成年後見制度というのは言われております。私、広域連合の議員をさせてもらっているときに、亀山市の高齢者が何千万も詐欺に遭ったとかという話も聞かせていただきました。こういった制度が周知されていれば、未然

に防げた部分もあったんじゃないかなというふうにも思いました。

この相談窓口が社協の中に置かれて、数値的には非常に効果を出しているというふうに思いましたけど、やっぱりこの講習会とか、わかりやすいパンフレット、これは品川社協からいただいたんですけど、利用の手続とか、本当に煩雑と私もさっき言いましたけど、なかなかわからない。結局、家庭裁判所がきちっと後見人を指名するということですので、なかなかわからない。こういったことがわかりやすく載っているという、こういう周知の方法も亀山市でもつくっていく必要があるんじゃないかと思います。

市民後見人のハードルというのは、決して低くはありませんけれども、制度の理解、それから支援員としてのかかわりを考えると、私は広くは地域包括ケアシステムの１つ、こういった人が地域の中にいらっしゃるということが必要ではないかと思いますので、ぜひ一つ一つクリアをしていただきながら、制度の周知を図っていっていただきたいと思います。

次に進みます。

次に、「チーム学校」の考え方について、お伺いをしたいと思います。

新たな教育長が誕生され、新生亀山市教育委員会として山積する諸課題解決に向け、服部教育長には存分に手腕を発揮していただきたいと思っております。

先ほどの服部議員の質問と少しかぶりますが、２０１４年に公表されたＯＥＣＤの国際教員指導環境調査によりますと、日本の教員の１週間当たりの勤務時間は５３．９時間、平均３８．３時間で、３４の参加国・地域の中で最長であったというデータがございます。一方で、学校現場では、いじめや不登校、保護者の貧困問題など、課題が複雑化、多様化しており、専門性の高い対応が必要なケースが少なくありません。国では、教員の負担を減らし、さまざまな課題に迅速かつ的確に対応できるようにするためには、専門のスタッフの増員とともに、学校や教員が専門スタッフと連携・分担して、業務に当たる体制を整備していこうとしております。要は、これまで何でも教員が切り盛りしていた学校を、専門的なスタッフの配置、それから地域との連携によって専門性が求められる指導内容などを減らすことで、教員が授業に専念できる体制づくりを目指そうというものであります。これがチーム学校ということですが、この認識で間違いないのか、認識についてを伺いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

大澤教育次長。

○教育次長（大澤哲也君登壇）

チームとしての学校の認識でございますけれども、日本の教員は、授業や生徒指導、部活動など幅広いさまざまな業務を担い、子供を総合的に把握している一方で、その役割や業務に際限のない現状があります。ゆえに大変多忙であると言われておりまして、欧米諸国と比べて、教員以外の専門スタッフの配置の少なさがその要因の一つとも指摘をされております。

そのような中で、学校が抱えます課題は近年複雑化、困難化しておりまして、教員だけで対応するのは、質的にも量的にも難しくなってきておる状況でございます。

そこで、教職員が心理や福祉の専門家や関係機関、地域と連携し、チームとして課題解決に取り組む体制づくりとしまして、チームとしての学校という発想が生まれてまいりました。教職員の専門性の発揮と専門スタッフの参画により、今日の課題解決に求められる専門性や経験を補い、子供

の教育活動の充実が図られることが期待されております。これらのことから、チームとしての学校とは、校長のリーダーシップのもと、日々の教育活動や学校の資源が一体的にマネジメントされ、教職員や多様な人材がそれぞれの専門性を生かして能力を発揮し、子供たちに必要な資質・能力を身につけさせることのできる学校と認識をしておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

森議員。

○９番（森　美和子君登壇）

先ほどの服部議員の質問の中でも、業務の適正化というふうな形で質問をされておりましたが、夜の７時になっても、８時になっても、９時になっても、学校の先生は学校に残っておられるということで、非常に厳しい状況の中で業務を行っておられるということも確認をさせていただきました。

次に、コミュニティスクールとの違いについてお伺いをしたいと思います。

教員を取り巻く環境の改善を求める声は今に始まったことではなくて、従来からずうっと指摘されてきたことであります。そういった背景から、亀山市は２４年からコミュニティスクールを導入されました。このコミュニティスクールについては平成１６年６月の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正によって、学校運営協議会を設置した学校のことをいい、保護者や地域の皆さんが一定の権限と責任を持って、学校、家庭、地域社会が一体となって学校運営に参加するというふうに聞いております。

まず、このコミュニティスクールの現状について、現在亀山市に何カ所あるのか、今年度の動きについて、そして３番目に今後についてお伺いをしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

大澤次長。

○教育次長（大澤哲也君登壇）

市内のコミュニティスクールの現状でございます。

亀山市では、現在、加太小学校、こちらが平成２４年４月に指定しております。さらに川崎小学校、平成２６年４月の指定、さらに昼生小学校、こちらが平成２７年４月指定で、現在３校がコミュニティスクールの指定校となっております。

次に、本年度でありますけれども、新たに白川小学校と野登小学校の２校が県の地域とともにある学校づくり推進事業の指定を受けておりまして、今後のコミュニティスクール立ち上げに向けて、現在、調査・研究をしているところでございます。

今後につきましては、現在の白川小学校、野登小学校の２校につきまして、まずはスクール指定校となるように、調査・研究を進めてまいりたいと思っております。

○議長（前田耕一君）

森議員。

○９番（森　美和子君登壇）

２４年から加太がスタートになったということでお聞きをしました。また、白川、野登小学校が今立ち上げに向けて動いているということで答弁いただきました。

加太のスタートからいえば４年ほど経過しているわけですけど、このコミュニティスクールを導

入したことによって、どんな効果が出ているのかについて、お伺いをしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

大澤次長。

○教育次長（大澤哲也君登壇）

コミュニティスクールの成果でございますけれども、それぞれのコミュニティスクール指定校では、学校運営協議会におきまして、学校・家庭・地域の課題、今後の地域のあり方、地域の子供や保護者の様子等について活発な意見交換が行われまして、学校運営が進められております。

その中でも、例えば川崎小学校では、地域関連学習を授業に取り入れまして、教育課程に位置づけたり、さらに校舎建築に伴います学校づくりワークショップを開催したりして、地域の核となる学校づくりを進められております。どの指定校におきましても、地域の方の学校への関心が高まりまして、教育活動にかかわる機会がふえ、子供や教職員とのつながりが深まっております。また、学校支援の充実によりまして、学校運営や教育活動へのより一層の協力が地域から得られるようになっているところでございます。

○議長（前田耕一君）

森議員。

○９番（森　美和子君登壇）

いろいろと成果が出ているようにお聞きしました。

以前は、なかなか地域の人が学校に入るということを学校自体が嫌がっていたというか、ハードルが高かったというふうなことも聞いたことがありますが、本当に今こういった取り組みの中で、地域と学校、地域で子供を育てるとかいうような考え方が広がってきているんだなというふうに思いました。

今、私が質問させていただいておりますチーム学校とコミュニティスクールとの違いについて、どのように捉えたらいいのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

大澤次長。

○教育次長（大澤哲也君登壇）

コミュニティスクールとチーム学校との違いでございますけれども、まずコミュニティスクールにつきましては、先ほど議員も少し触れていただきましたけれども、地域の意見や教育力を学校に取り込み、地域とともにある学校づくりを目指す学校運営協議会を設置した学校でございます。保護者や地域の皆さんが一定の権限と責任を持って学校運営に参画することで、そのニーズを迅速かつ的確に学校運営に反映させながら、学校、家庭、地域が一体となりまして、よりよい教育の実現に向けて協働する仕組みでございます。

一方、チームとしての学校でございますけれども、多様な専門スタッフを学校組織に必要な職として位置づけまして、教員とともにチームとして、学校が抱える複雑化、多様化した課題の解決を図ろうとするものでございます。

○議長（前田耕一君）

森議員。

○９番（森　美和子君登壇）

要は、別々のものではなくて、チームでやろうという、このチームの中には、コミュニティスクールの地域の人たちが入ったという考え方も込みでチームという考え方でいいのか、それとも全く別の運営協議会の中で運営されるものと、専門のスタッフを入れた中でのチーム学校の考え方というのはどうなんでしょうか。

○議長（前田耕一君）

服部教育長。

○教育長（服部　裕君登壇）

先ほど次長が説明申しましたが、コミュニティスクールとチーム学校は決して相反するものではなくて、例えば現在コミュニティスクールに指定されている学校が、チーム学校を目指していただくことになろうかと思います。コミュニティスクールとの決定的な違いは、校長が示す学校経営方針を承認するという機関がございます。また、その経営状況を評価して改善案をいただくと、そういう経営面に保護者、地域、有識者が入って経営に参画するというところが決定的な違いでございます。あとは、チーム一丸となって学校教育活動を進めると。それは、コミュニティスクールに至っては大いに歓迎されるべきだと考えておりますので、行く行くはコミュニティスクールであり、チーム学校であると言えるように亀山市もなればと存じます。

○議長（前田耕一君）

森議員。

○９番（森　美和子君登壇）

子供たちをどう育てていくのか、それから今課題になっている教員の負担をどう軽減させていくのか、それは一丸となってやっていく。それは地域の人たちも巻き込みながらやっていくというふうな形で理解をさせていただきました。

この言われております専門スタッフについて、亀山市で現在どんなスタッフが、学校現場ではいろんなスタッフの方がいらっしゃいますよね、既に。どんな方がいらっしゃるのか。このチーム学校という考え方によって、今後どんなスタッフが考えられるのか。その点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

大澤次長。

○教育次長（大澤哲也君登壇）

現在の専門スタッフでありますけれども、外国語指導助手５名、学習面や生活面で支援を要する児童・生徒に対応します学習生活相談員１２名、生徒指導に十分な時間を確保するための教育課題対応教員１名、特別支援学級在籍児童・生徒支援のための介助員３３名、通常学級における発達障がい児童・生徒のための支援員を２名、また図書館教育充実のための学校司書４名、教職員指導員５名がおります。さらに過密学級の解消やきめ細やかな指導推進のための少人数教育推進教員、こちらが１０名、コミュニティスクール指定校への事務補助員３名、日本語指導を必要といたします外国人指導のための拠点校への通訳５名、さらに市教育委員会事務局内にＩＣＴ支援員１名を配置しております。また、県支援によりますスクールカウンセラー３名、スクールソーシャルワーカー１名の派遣も行ってまいりましたが、チーム学校として、より一層の強化を図っておるところでございます。

今後、必要なスタッフということでありますけれども、まず現状、スタッフ体制の成果と課題を検証しながらチームとしての学校の強化ということで、スタッフは考えていきたいと思っておりますけれども、現在策定中の学校教育ビジョンにおきましても掲げていきたいと考えております。まず当面は、部活動指導における外部指導者の配置が急務であると考えてございます。あわせて、現在も取り組んではおりますけれども、図書や学習にかかわりますボランティアさんの積極的な活用、これも必要かと考えてございます。

なお、今後の国や県の動向を注視しながら、各学校や地域の実態を鑑みまして、亀山市において最も効果的な支援スタッフのあり方について見きわめてまいりたいと存じております。

○議長（前田耕一君）

森議員。

○９番（森　美和子君登壇）

現在、亀山市のスタッフの人たちのことを今言っていただいたんですけど、こういう方がいらっしゃるというのは、いろんなところで聞いていてわかっていたんですけど、ずうっと読み上げていただくと、随分亀山市にはさまざまなスタッフが導入されているんだなということを感じました。ただ、チーム学校の考え方として、さまざまなスタッフを入れることによって、教員の負担を軽減するということをやっていこうとしているんですけど、これだけたくさんの方を入れたとしても、まだ教員の方の負担というのがあるんだなということは、今後どういうふうになっていくのかなというふうに思いました。そうすると、何が教員の方の負担になっているのか、どこに負担がかかっているのかということは、しっかりと精査する必要があるんじゃないかなと思いました。

それから、今後は部活動をやっていただく方とかボランティアというふうに言われていましたので、この検証を経て、また亀山市では導入をされていくということで、理解をさせていただきました。

最後に、現場の受け入れ体制についてお伺いをしたいと思います。

このチーム学校の考え方では、教員に余裕ができれば子供に向き合う時間、ここが一番大事なんですよね。子供に向き合う時間がしっかりとれて、それが子供たちの学習状況に大きな影響を与えていくんじゃないかというふうに、また質の高い教育ができていくんだというふうに期待をされておりますが、現場の教職員の理解について。それからもう一方でコミュニティスクール、両輪のような形でとおっしゃいましたけど、これからこのチーム学校という考え方についての地域の理解について。

もう一気にいきますけど、最後に、校長先生のマネジメント力というのが一番言われていることなんですけど、その点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

答弁を求めます。

服部教育長。

○教育長（服部　裕君登壇）

チーム学校を機能させるためには、多様な専門性を持った職員を結びつけ、ベクトルをそろえた学校教育目標を実現することが重要と考えます。そこには、議員ご指摘の校長のリーダーシップの発揮と学校マネジメント機能の強化が不可欠でございます。多くの職種で組織される学校において、

教職員一人一人が力を発揮していけるよう、人材の育成や業務改善等の取り組みを進めるとともに、県教育委員会の管理職研修、また市教育委員会が主催する学校経営研修の積極的参加を促し、充実を図っていく、また管理職やミドルリーダーの資質向上に努めてまいることが重要かと存じます。

また、地域の方々への理解ということでございますが、今、何人何人と並べて申しましたのは、全ての学校にいるわけではございません。スクールカウンセラーでも１週間に半日だけとか、そういうような状況もございます。学校規模によります。そうしたときに、その通訳さんにしろ、外国語指導助手のＡＬＴさんにしろ、１週間のうち１日だけとか半日だけ、職員室で職員として位置づくわけですが、チーム感がどれだけ醸成されるか、そこのあたりはこれからの課題だと存じます。でも、そういった方に入っていただくことについては、保護者、地域の方々はおおむね大歓迎という認識を持っております。

加えて川崎小学校の例でございますが、学習ボランティアさんが１０名以上います。授業の中に入り込みます。子供のノートも見ます。職員からは、大変実質的な業務の面で助かっているという声もございます。

したがいまして、多様な人材を学校に招き入れて、チームとしていかに学校長のリーダーシップをもって学校経営していくか、そのあたりが今後の課題だと存じます。

○議長（前田耕一君）

森議員。

○９番（森　美和子君登壇）

いろいろと聞かせていただきましたけど、要は本当に子供たちの学習環境とか、それから教員の向き合う時間がふえることによって、さまざまな面でいい波及効果ができてくるということですので、ぜひ学校現場ではこの導入に向けて頑張っていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（前田耕一君）

９番　森　美和子議員の質問は終わりました。

以上で、本日予定しておりました通告による議員の質問は終了いたしました。

お諮りします。

質問はまだ終了しておりませんが、本日の会議はこの程度にとどめ、あすにお願いしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（前田耕一君）

ご異議なしと認めます。

したがって、そのように決定しました。

あす８日は午前１０時から会議を開き、引き続き市政に関する一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。ご苦労さんでした。

（午後　４時３５分　散会）

平成２８年９月８日

亀山市議会定例会会議録（第４号）

●議事日程（第４号）

平成２８年９月８日（木）午前１０時　開議

第　　１　市政に関する一般質問

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（１８名）

１番	今岡翔平君	２番	西川憲行君
３番	髙島　真君	４番	新　秀隆君
５番	尾崎邦洋君	６番	中﨑孝彦君
７番	豊田恵理君	８番	福沢美由紀君
９番	森　美和子君	１０番	鈴木達夫君
１１番	岡本公秀君	１２番	宮崎勝郎君
１３番	前田耕一君	１４番	中村嘉孝君
１５番	前田　稔君	１６番	服部孝規君
１７番	小坂直親君	１８番	櫻井清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	広森　繁君
企画総務部長	山本伸治君	財務部長	上田寿男君
市民文化部長	坂口一郎君	健康福祉部長	佐久間利夫君
環境産業部長	西口昌利君	建設部長	松本昭一君
危機管理局長	井分信次君	文化振興局長	嶋村明彦君
関支所長	久野友彦君	子ども総合センター長	伊藤早苗君
上下水道局長	草川博昭君	市民文化部参事	深水隆司君
健康福祉部参事	水谷和久君	会計管理者	西口美由紀君
消防長	中根英二君	消防次長	服部和也君
消防署参事	平松敏幸君	地域医療統括官	伊藤誠一君
医療センター事務局長	落合　浩君	地域医療部長	古田秀樹君
教育長	服部　裕君	教育次長	大澤哲也君
監査委員	渡部　満君	監査委員事務局長	宮﨑吉男君

選挙管理委員会 事　務　局　長	松　村　　大　君

●事務局職員

事　務　局　長	松　井　元　郎	議事調査室長	渡　邉　靖　文
書　　記	大　田　より子	書　　記	村　主　健太郎
書　　記	新　山　さおり		

●会議の次第

（午前１０時００分　開議）

○議長（前田耕一君）

おはようございます。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第４号により取り進めます。

これより日程第１、市政に関する一般質問を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

７番　豊田恵理議員。

○７番（豊田恵理君登壇）

皆さん、おはようございます。

創政クラブの豊田恵理でございます。

通告に従い、質問をさせていただきます。

まず最初にクラウドファンディングについて、このテーマについては２度目の質問となります。

平成２６年６月定例会にて、クラウドファンディングの可能性について紹介をしました。片仮名文字でもあり、当時は日本にも余り浸透しておりませんでしたが、世界では大きな注目を集めており、現在では日本でも随分浸透しています。今では、自治体も積極的に活用しつつある仕組みになってきております。

簡単に申し上げますと、クラウドファンディングとは、クリエイターや起業家が製品やサービスの開発、アイデアの実現など、ある目的のために、インターネットを通じて不特定多数の人から資金の出資や協力を募ることを言います。日本では、2011年の東日本大震災をきっかけに、被災地復興事業の資金調達という形で一気に広がりました。

資料をごらんください。

クラウドファンディングにもさまざまございますが、その中でも自治体が主に使う購入型の例を説明させていただきたいと思います。

皆さんのお手元にも資料がございます。

図に描かせていただきましたけれども、まず、亀山市内にもさまざまなアイデアを持つ方がいらっしゃると思います。そういう方々がそのアイデアを出す窓口、これをクラウドファンディングの運営会社がしておりますけれども、そこに市役所が窓口として参入する。そして、それを見た全国の支援者の方が地域の取り組みを応援したいという気持ちがあったときに、それを支援することが

可能な制度でございます。

特に市役所としましては、赤字で書いてございますけれども、今持っている地域の課題、たくさんございますけれども、さまざまな理由で、例えば財政難であったり、アイデアがなかったり、人員が不足したり、こういったことに対してこのクラウドファンディングが効果があるのではないかということで、今回提案をさせていただきました。

クラウドファンディングは一見新しいことに見えますが、多くの人から寄附や事業資金を集めて、何らかのプロジェクトを実行することは古くから世界中で行われており、決して新しい発想ではありません。ここで言うクラウドファンディングは、そこにインターネット上のプラットフォームという仕組みが介在することで、アイデアを持つ起案者の情報がよりダイレクトに広範に個々の支援者に伝わる点や、プロジェクトに対してネット上の不特定多数の人々のニーズが把握できる点などが新しい点だと言えます。つまり、クラウドファンディングは、ＩＴを利用した情報拡散、そして情報収集の利便性、出資者のニーズの把握などにより、従来は難しかった起案者、アイデアを出す人と支援者をダイレクトに結びつけることができる仕組みとも言えます。

実際に、私のもとにもアイデアを持つ方が時々相談にいらっしゃいます。例えば地域のためにお祭りを復活させたい、地域を花いっぱいのまちにしたい、亀山市の歴史を知ってもらうための歌を広めたい、そして全国に市内に存在する宿場町を知ってもらうためのイベントを盛り上げたい、こういった悩みをたくさんお持ちですが、こういった悩みのほとんどが資金が問題になっております。こういったアイデアを実現するためには、どうしても資金が必要になります。アイデアはあるけれど資金はない。こういった悩みに対して、今まで多くは銀行など金融機関にお願いしたり、また自治体に対しては補助金申請をするしか方法がありませんでした。

しかし、こういった窓口はなかなか敷居が高く、特に個人、経験のない人にはハードルの高いものであると思います。また、支援者にはなかなかその思いやメリットは伝わりにくい。

そういう中で、まず最初に私が平成２６年６月定例会にクラウドファンディングの可能性について述べた際に、亀山市としては可能性のある取り組みであると認識する、今後慎重に研究をするという答弁をいただきましたが、その後の進捗状況について、まずお聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

７番　豊田恵理議員の質問に対する答弁を求めます。

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

おはようございます。

自治体の行うクラウドファンディングにつきましては、私どもはふるさと納税との関連ということも含めまして、具体的な事業に対して必要な額を募る形で行われており、民間の事業主体など多様な主体によるさまざまな事業に対する資金調達手法として、活用事例も多く見られるというふうな認識をしております。

特に、全国的には鎌倉市とか鯖江市なんかでいろんな事例がありまして、２６年６月に質問をいただいた際にも、鎌倉市や鯖江市の事例なんかも参考にして、ふるさと納税と関連したような形での実施ができないかということについて検討をしてきたところでございますが、現在のところといたしましては、まだ具体的な事業に対する資金調達手法としては、実施のめどというのは立ってい

ない状況でございます。

○議長（前田耕一君）

豊田議員。

○７番（豊田恵理君登壇）

２つ目の質問に移りたいと思います。

今度、先ほどもお話にございましたけれども、クラウドファンディングとふるさと納税についてです。

今では随分世間に浸透したふるさと納税ですが、クラウドファンディングとふるさと納税は、似ているようで、少し性格が違います。大きな違いとして１つ申し上げるとすれば、ふるさと納税には税金の控除があります。今まで何度かふるさと納税については質問してまいりましたが、全国的に最近はすごく導入されていますけど、亀山市においてはどうかなというとなかなか難しい、なかなか進んでいないように見受けられます。

現在、ふるさと納税市場は過熱状態です。税金控除や返礼品を重視する支援者の方がふえ、その動きに目をつけた自治体や国の後押しにより、本来の都市部と地方との税収格差を是正する目的にある意味で沿うものの、本来の趣旨であるふるさとを大切に思う純粋な気持ちがいささかかけ離れているような方向に進んでいるのは否めません。

そこでお聞きしますが、亀山市の現在のふるさと納税の現状はどうなのか。また、その窓口対応としてはどのようにしているのかについてお聞きをしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

本市におけるふるさと納税につきましては、リニア中央新幹線亀山駅整備基金、ボランティア基金、ふるさと水と土保全基金、関宿にぎわいづくり基金、市民まちづくり基金、地域福祉基金の６つの基金を対象に随時募集を行っているところでございまして、本年度はこれまで５件で10万６，０００円のご寄附をいただいており、平成２０年度からの累計でいたしますと、５５件で２，３９７万円の寄附をいただいたところでございます。

また、窓口の対応ということでございますが、これにつきましては企画総務部の企画政策室のほうが所管をしておりまして、ふるさと納税のＰＲ等につきましても、こちらの部・室のほうで対応しているところでございます。

○議長（前田耕一君）

豊田議員。

○７番（豊田恵理君登壇）

私、今までさまざまな視点からふるさと納税の可能性について言及してまいりました。財源確保だけではなく、市の魅力をアピールする手段として、また地域の取り組みや農業や企業、団体、そういった連携を可能にするツールとして、そして庁内連携、各部署が連携する手段として、とにかく多くの機会を持って理解してもらおうとさまざま提案してまいりました。私自身、この制度にとても魅力を感じているからです。

実際には、さまざま少しずつ行政の中でも改革を進めてきてくれております。ホームページも大

分変わってきておりますし、しかしながら、やっぱり私としてはまだアピール力が足りない、本当の意味で機能していないというのが直感といいますか、素直な気持ちです。

それで、亀山市、これふるさと納税の評価なんですけれども、ふるさと納税において、寄附の件数であり、金額であり、これもそうなんですけれども、ある意味、評価だととれると思います。つまり亀山市の魅力、ＰＲ力、シティプロモーション力ともとれると思いますが、そういう意味で、現在の亀山市のふるさと納税の実績、今申していただきましたけれども、市内から他市への寄附、要するにふるさと納税の入りと出、こちらの部分についてお聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

市民税の控除の関係でございますので、私のほうでご答弁させていただきます。

まず市民税の控除は、ふるさと納税と、あとほかに日赤とか共同募金の控除、それに国が指定しておる条例の指定分というのもございます。

その中で、少し追ってご説明をいたしますと、ここ３年間ぐらいの経緯を申しますと、ふるさと納税の分で市民税の控除が、平成２６年度が４６万４，３６０円、２７年度が１１５万１，５０５円、この２８年度の控除、去年ふるさと納税を行った人の控除が８９７万９，４６３円ございました。全部を合わせますと、２７年度で１４４万３，８０５円、２８年度で９２６万５，４６３円、先ほど企画総務部長が２８年度の入りは１０万６，０００円ですから、差し引き、２８年度で見ますと８８７万３，４６３円のマイナスというふうになっておるところでございます。

ちなみに、ふるさと納税で亀山の人がどんなところへ寄附をしておるかというのも、ワンストップだけしかわかりませんけれども、それで私も調べてみましたけれども、やはり宮崎県のほうの牛肉がもらえるところとか、そういうところが多いなというような感想を、ずうっと調べておって思ったところで、県内にも志摩市さんに８件とか、玉城町に５件とか、そういう件数が出て、ワンストップの中ではそんなふうに調べておって思ったところでございます。

○議長（前田耕一君）

豊田議員。

○７番（豊田恵理君登壇）

亀山市に対して寄附をいただいた分、そして亀山市の方がほかの市に寄附をした分、その差額が８９０万ぐらいということで今お聞きをさせていただきました。この実績において、どのように受けとめるかの検証が大事と思いますが、これはどのように思われますか。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

このふるさと納税の実績につきましては、総務省が言われますように、寄附の返礼品に対しまして過熱な競争ということにつきましては、私も控えるべきであるとは考えておりますが、やはり歳入確保という観点からしますと、やはり私どものふるさと納税の政策というのは少しまだ足りない部分があるというふうに認識をしておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

豊田議員。

○７番（豊田恵理君登壇）

確かにニュース等でも、国のほうも過熱ぎみであるということで、やや牽制している部分はあると思いますが、やはり先ほども申しましたけれども、世の中の流れというのもきちんと把握しながら、きちんと考えていってほしいなと思っております。

そこで、このような現状の中で、再度クラウドファンディングのほうに提案をさせていただいたことについてまた話を戻したいんですが、クラウドファンディングは先ほども申し上げましたように、アイデアを持っている人が全国の支援者から資金という援助をもらって、そのアイデアを実現するための仕組みです。

最近では、地域活性のために自治体が参入する例も出始めておりまして、私、先週、調査のために福井県の鯖江市に伺いました。鯖江市では、本当に上手にクラウドファンディングとふるさと納税を一体的に活用しながら、地域の活性、町のプロモーションだけでなく雇用の創出、そして定住促進、ここまでつなげておりました。

クラウドファンディングを運営する会社もさまざまございますけれども、鯖江市さんでは出身者と出身者をつなげるというのをコンセプトにしています、ＦＡＡＶＯ（ファーボ）というところがあります。ＦＡＡＶＯ、三重県も入っておりますけれども、そこと連携しながらやっております。

どこの自治体も同じような悩みを抱えておりますけれども、鯖江市さんでは統計をしておりまして、人口流出率、そしてＵターン率等を調べて、またクラウドファンディングやふるさと納税の支援者、こういった人の層も調べております。その中で、鯖江市さんのほうでは２０代後半のＵターン率が非常に少ない。そしてまた、ふるさと納税の支援者というのが大体５０代から６０代、つまり節税とか、そういったものに対してやっぱり返礼品には見合ったものが欲しいという方がいらっしゃるのに対して、クラウドファンディングはほぼ２０代から４０代の方が特に支持層が多いことを突きとめました。

そして、鯖江市さんにはＪＫ課といって、女子高生が１個、企画部という形で持っているところがあるんですけれども、そういった方や町の方にもアンケートをしたところ、ふるさと納税は節税のために寄附をするのに対し、若い人は特に人とか思いに投資するんだという意見がほとんどであるということがわかったと言っておりました。何となく皆さんも納得されないかと思うんですけれども、現実はこのようになっております。

そういう中で、返礼競争ではない本当の純粋な応援の気持ち、これがクラウドファンディングの金額でそのまま出ている評価だと思います。ちなみに鯖江市さんでは、今までクラウドファンディングで上げられた企画ですね。今まで全部通っているそうなんですけれども、やはり地域の方が一緒に鯖江市を応援しようという気持ちでやっているというふうなことでした。

こういった中で、先ほども資料のほうに上げましたが、アイデア不足、人員不足、マンパワーが足りない、資金もない。そういった中で、市の方、市民の方、そして企業さん、いろんな方が応援をする形で、クラウドファンディングでアイデアをもらう。そのアイデアを市で一緒にみんなで考えながら提案して、そして鯖江市さんでは、それを製品化したものをふるさと納税の返礼品としています。そういった取り組みに対して、今後の活用についてお聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

クラウドファンディングの今後の活用につきましては、市民による事業に対する市のバックアップ体制、これをまず確保することが重要であるというふうに考えております。

例えばですけど、本市の活発な市民活動の支援や、地域課題解決などにもつながっていくものでありますことから、まずは対外的な窓口、これも正直なところ、まだ明確にもなっておりませんもので、こういったものをまず明確化を図るなど、取り組んでいくべき要素は大いにあるというふうに考えております。

ただ、少し課題として思っておりますのは、クラウドファンディングの場合は金額と期間というのを設定して、先ほど議員からもありましたが、鯖江市においては全部通っておるということでございますが、金額と期間を設定した中で、その事業がその金額と期間に見合うものであるかどうか、まずそのあたりを行政がしっかり見きわめることが重要であると思っておりますもので、もう少しクラウドファンディングの活用について、再度慎重に検討もしていきたいというふうに考えております。

○議長（前田耕一君）

豊田議員。

○７番（豊田恵理君登壇）

確かにバックアップ体制はすごく大事ですし、先ほど金額、そして期間、こういったものを行政が見きわめなければいけないというふうな答弁をいただきました。確かにそういうことが必要だと思いますが、まずは検証していただいて、実際にできるかどうかよく考えていただきたいと思います。

この鯖江さんのほうでは、地元の銀行、それから福井ネットさんというインターネット会社ですかね、そういったところも協力しながら一緒にやっているそうです。その中でアイデアを出して、みんなで考えていって製品化していく。そういう流れが行政内でもあるべきだと思いますし、市内全部の民間企業であったり、市民の方も一緒にやっていける、そういう市民参画ができるような体制をぜひつくっていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

大きく市の歳入と歳出についてということで、３つほどお聞きをさせていただきたいと思います。

１番目に、市の財源確保の考えについて、こちらは議案質疑のほうでもさせていただきましたが、財源確保、やはり歳入歳出の中でどんどん市税が減少している。そして、合併算定がえがどんどん段階的に減少している。そういった中で、市の財源確保をどう考えていくかということで、行財政改革大綱の中では企業誘致について特に書いてございましたが、それ以外についてどのような方法を考えているのかということで、まずお聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

行財政改革の中で、どんな新たな財源確保をやっていくのかということでございますが、取り組

み４という取り組みを決めておりまして、広告収入の拡大や普通財産の売却など、財源の確保に努めると。また、安定的な税収を確保するため、引き続き県との連携を図りながら、地域経済の安定と好循環に寄与する企業を積極的に誘致をしていくと。それ以外に、まずは財源確保の中で、広報紙、行政情報番組の広報掲載、普通財産の売却、補助金、助成金の活用。よその補助金なり助成金を、今回も１０分の１０の補助金を緊急情報システムに充てることにしましたけど、ああいうものを探してくるということです。それとか、ごみ収集カレンダーの広告掲載、企業立地の促進、雑誌スポンサー制度の導入が新たな財源確保の記載をしているところでございますけれども、ほかにも税収の確保という形の中で、２７年度から２８年度に滞納市税や現年の収納率の向上を図ることで、２８年度の予算に反映した額が約１億円ぐらい、税収の確保をやっているところでございまして、この滞納市税を収納率を上げることも市にとっては大きな財源確保の一つになっていると。

それと、ほかには手数料、使用料を上げて、市民の皆さんには大変ご負担をかけることにいたしましたけれども、そのことも利益をこうむる人が負担をしていただくということも一つの考えなんだろうということで進めていきたいと考えているところでございます。

○議長（前田耕一君）

豊田議員。

○７番（豊田恵理君登壇）

ありがとうございます。

確かに、収納率については本当に頑張っているというのは、私も数字を見てすごく思います。

その次に、市の財源確保、今、歳入の増のことについてお聞きをしましたけれども、次には予防についてちょっとお聞きをしたいと思います。

２番目に、「ふえ続ける社会保障費について」と書かせていただきましたけれども、毎年、予算決算議会では、必ず歳出のほうにふえ続ける社会保障費についての課題が上げられております。こういった中で、今回、議案質疑でもそれが課題には上がってきておりましたけれども、このことにどう対応するかについて、考えをまずお聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

佐久間健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐久間利夫君登壇）

社会保障費と申しますと大分範囲が広いんですが、私どもの立場で申し上げますと、社会保障費の削減につきましては、介護予防もそうなんですが、その前に健康寿命の延伸を目指しまして、市民の方一人一人の日々の健康づくり活動により、生活習慣病を予防しようと、「プラス１０」という取り組みを行っております。毎年、各世帯にお配りしております検診等の予定を掲載しました健康づくりの手引にも掲載しておりますし、ちょうど今回９月１日号の広報「かめやま」でも、「健康寿命を延ばしましょう」という特集記事を組んで健康増進の普及啓発を行っておりまして、その中にも記載しておりますが、健康づくりへのポイントとしてプラス１０、つまり一日の生活の中で、あと１０分長く歩くとか、１０分体を多く動かしましょうということをお勧めしているところでございます。その一歩踏み出すきっかけづくりとして、ちょうど９月から、あいあいで体力テストとかウオーキングなどの運動教室を開催いたしますので、まだ少しあきがあるかと思いますので、ぜひ日々の健康づくりのためにご活用いただければありがたいかなと思っております。

一方、介護予防の面におきましては、高齢者の方が健康で生き生きと暮らしていくためには、生きがいづくり活動が大切でございます。

高齢者の生きがいづくりには、会話や近所づき合いを初めとした人との交流が深く関与しているというデータもございますので、地域のサロン活動など、高齢者自身が興味を持てる活動へ参加する機会を地域の中で見つけ出し、高齢者の自発性や参加意欲を高めることで閉じこもりを防止し、要介護状態とならないよう介護予防を推進していくことが重要で、それらの取り組みを着実に進めることによりまして、健康寿命の延伸、ひいては社会保障費の伸びの抑制にもつながっていくのではないかと考えております。

○議長（前田耕一君）

豊田議員。

○７番（豊田恵理君登壇）

確かに、本当に健康寿命を延ばすことというのが一番大事だと思います。そういう意味で、今回、予防という意味で質問をさせていただきましたが、埼玉県の和光市、そして千葉県千葉市ですけど、千葉市では社会保障費のうち、特に介護において今お話もありましたけれども、事例として１個、介護について興味深い取り組みをしていましたので、そのことについてちょっとお話をさせていただきたいと思います。

簡単に言えば、介護が必要のない高齢者をふやす、健康寿命が延びることなんですけれども、予防のための取り組みです。特に和光市などは高齢者がふえ、国が対策の必要性を言う前の段階からこの問題には取り組み続けていて、千葉市では介護ボランティアに力を入れていて、ボランティアをするとポイントがついて、そのポイントが介護保険料の支払いに充てられる。または、そのポイントをためて、自分が将来、介護サービスにお世話になるときにサービス利用料にできるという制度などにしております。このように、お互いにとってメリットになるような予防の取り組みについて、亀山市ではどうお考えでしょうか。

○議長（前田耕一君）

佐久間部長。

○健康福祉部長（佐久間利夫君登壇）

私ども、今現在ポイントということになりますとなかなか難しいかなと考えておるところなんですが、今後、高齢化社会を考えまして、やっぱり高齢者の方が生き生きと暮らしていくためには、そういうお互いが助け合うような形の制度に持っていくべきではないかなと考えておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

豊田議員。

○７番（豊田恵理君登壇）

亀山市においてもさまざま、さっきもサロンとか、健康教室であったり、参加型のものをつくってはいるものの、なかなか来ていただけない、参加していただけない。特に男性の方の参加率が悪かったりするというさまざまな課題があるというふうに、これは全国的にもよく言われていることなんですけれども、やはり出てきていただいて、健康なうちに介護の方と接することによって、自分も将来こうなったときにという疑似体験もできるということを千葉のほうではおっしゃっていま

したけれども、そういう工夫をされた介護の社会保障費というか、介護の予防の取り組みなんかも参考にしていけばいいかなと私は思っております。

そして、３番目に第２次行財政改革大綱の推進について、ここでは大きなテーマで言っておりますけれども、特に歳出減について考え方をお聞きしていきたいと思います。

具体的には、今までさまざまな事業が行われております。現在も行われておりますけれども、事業の縮小、停止、変更といったものに関しても、費用だけでなく、時間や労力も含めて考える必要があるのではないかということで、具体的にというわけではないんですけれども、例えば、議案質疑のときにも申し上げましたけれども、リニア基金についても今まで、きのうも服部議員の質問の中にも、市長の答弁で、長年にわたってきたものを尊重すべきという答弁ございましたけれども、変えていくことも必要なものってあると思うんですが、こういった考え方についてお聞きをしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

まず大きな意味で言いますと、今まで部署単位で事業を構築しておったものを、施策単位の事業の再編を考えていきたい。施策に対して、事業がどのような効果をあらわしていくのかを大きな意味で見ていく必要があるんだろうと。そういう意味で、行革の実施計画にも書かせていただいたように、事業の採択、再編手法の検討、これの行政評価システムの再構築、これとあわせてすることで、一度に全てがうまくいくとは私も思っていませんけれども、その施策に対して事業の効果の評価の方法、またはそういうことも見がてら事業再編が行われるようなことを取り組んでいく必要があるんだろうというふうに思っています。そういうことで、少し事業の見直し、効果等も見きわめがてら事業の再編を進めたいなというふうに思っているところでございます。

○議長（前田耕一君）

豊田議員。

○７番（豊田恵理君登壇）

もう１点、協働の重要性について、こちらも行財政改革大綱の中にございまして、議案質疑でも少し述べさせていただきましたけれども、要するに外からの力をかりる仕組みの構築というのが必要と思いますけれども、そういったことに関してはどのようにお考えでしょうか。

○議長（前田耕一君）

嶋村文化振興局長。

○文化振興局長（嶋村明彦君登壇）

協働という観点でございますので、私のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

市内には、さまざまな分野で活動いただいておる市民活動団体が多数ございます。特に行政がこれまで行ってきたような事業にかかわっていただく、あるいはご参画をいただくということによって市民活動自体が活発化する、あるいは行財政改革などに資するというふうな部分というのは非常にあるのではないかというふうに考えるところでございます。

ただ、一方におきましては、行政がこれまでやってきた事業などにかかわっていただく中では、継続性などを確保していくとか、安定的にそうした事業にかかわっていただけるかどうかというふ

うなところも非常に重要な観点になるのではないかというふうに考えております。

そういう中で、市では行政が行ってきた事業に非常に近い部分については、市民協働の提案制度というふうなものもございまして、行政と市民活動団体とでさまざまな事業を連携・協働しながら進めていくという制度もございます。そうした制度を活用しながら、どういう部分で効果が上げられるのかというふうなところについては、いろんな形で実行をしていかないといけない、また制度を積極的に活用していくということが必要になるのではないかというふうに考えております。

また、そうした活動が始まります部分については、窓口となりますような市の部署というものも必要でございまして、現段階では私どものほうがそうした市民活動団体からのご相談に応じながら、窓口機能を果たしていくというふうなことを行っておりますので、そうした部分についてもさらに充実をさせていくということが必要になるというふうに考えております。

○議長（前田耕一君）

豊田議員。

○７番（豊田恵理君登壇）

行財政改革大綱のほうにもお記しいただいておりますけど、市民協働の窓口の充実ということで今ご答弁いただきました。それがとても大事かなと私も思います。

そして、今も市民活動については民間活力も導入しようという形もとっていますし、市民活動についても応援券があったり等あるんですけれども、なかなか先ほども課題の中に述べられておりました継続性、安定性、責任とか、そういった課題解決をするための専門的な機関の窓口というか、育つ場がないのかなというのが私は今まで思っているところでございます。そういったことも含めて、今後考えていっていただければと思います。

次に移りたいと思います。

次に、選挙の投票率向上に対する取り組みについてに移りたいと思います。

まず１番に、亀山市におけることしの７月、参議院選挙がございましたけど、まずこの投票率について、亀山市の投票率はどうだったのか。また、他市との比較、前回の参院選との比較等を教えていただきたいと思います。

○議長（前田耕一君）

松村選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（松村　大君登壇）

おはようございます。

本年７月１０日に執行いたしました参議院議員通常選挙におきます当市の投票率につきましては、選挙区選出議員選挙及び比例代表選出議員選挙ともに６０．４７％でございました。

なお、三重県全体の投票率は５９．７５％で、当市は県全体の投票率より少し上回ったところでございます。

また、前回の平成２５年執行の参議院選挙と比べてでございますが、当市は約４．８％投票率が向上し、県内全市町の中での伸び率は当亀山市がトップでございまして、前回と比べて非常に高い伸び率となったところでございます。

○議長（前田耕一君）

豊田議員。

○７番（豊田恵理君登壇）

伸び率が県内トップということで、投票率も平均以上であったというふうにお聞きをいたしました。

今回の選挙で、特に目玉であったのは、やはり１８歳、１９歳の投票権が付与されたということで、特に１８歳、１９歳の投票率がどうだったのか、この辺についてお聞きしたいと思います。

また、それに対して市独自で取り組みとしては何かしたのか。また、それに対する検証結果がありましたら教えていただきたいと思います。

○議長（前田耕一君）

松村事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（松村　大君登壇）

今回の参議院議員通常選挙における当市の１８歳、また１９歳の投票率についてでございますが、１８歳が５４．０１％、１９歳が４５．９６％で、１８歳、１９歳合わせた平均投票率は４９．７６％でございました。なお、県内全市の１８歳、１９歳の平均投票率は４９．９７％と、当市とほぼ同率でございました。

また、それぞれ各市の１８歳、１９歳の投票率につきまして、主な市を申し上げますと、桑名市、いなべ市の５５％台を筆頭に、四日市市、鈴鹿市、津市が５０％を少し超える投票率で、主に北勢地域での投票率が高く、一方、尾鷲市の３０．４２％が最も低く、鳥羽市、熊野市、志摩市においても３０％台中ほどと、南勢地域で投票率が低い結果となってございます。

また、もう１点お尋ねの、１８歳、１９歳が今回初めて投票できる選挙であったということの取り組みでございますが、新たな啓発の取り組みといたしまして、市内の主要駅である亀山駅、井田川駅、関駅におきまして、早朝の時間帯にそれぞれの駅に来る学生等の若者に対して選挙啓発物品を配布するとともに、７月１０日の参議院議員通常選挙の投票の呼びかけを４名の選挙管理委員会の委員と事務局で延べ３日間、啓発活動を実施し、少しでも投票率の向上につながる取り組みを行ったところでございます。

しかしながら、検証というお尋ねもございましたが、結果といたしましては、先ほど申し上げました全体の投票率は約６０％に対して、１８歳、１９歳の投票率は約５０％と、１０％の開きがありまして、今後、より一層若者に対して啓発などを行っていく必要があるというふうに感じているところでございます。

○議長（前田耕一君）

豊田議員。

○７番（豊田恵理君登壇）

１回目の質問ということで、投票率についてお聞きをさせていただきました。

特に１８歳、１９歳の投票率につきましては、市のほうでもさまざま工夫をしていただきまして、５０％台ということですが、やはり選挙権を持って一番最初のことなので、そのときに投票に行くという行為がかなりその後の人生にとっても影響すると私は思っておりますので、ぜひ頑張っていただきたいとは思います。

その次に今後の取り組みについてということで、特に啓発について、まず最初にお聞きをしたいと思います。

今回、選挙を終えまして、新しく１８歳、１９歳の方も選挙権を持って投票に行ったり、また共通投票所という新しいのも出てきたりとか、法律も変わりまして、全国でもさまざまな新しい取り組みが行われております。そういった中で、今後、亀山市としてどのように啓発をしていくか。まだちょっと選挙が終わって間もないと言えば間もないですのであれですけれども、ありましたらまた教えていただきたいと思います。

○議長（前田耕一君）

松村事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（松村　大君登壇）

選挙における投票率向上に向けた当市の取り組みといたしましては、選挙時におきます市広報、市ホームページへの掲載、またケーブルテレビでの文字放送、懸垂幕や公用車へのマグネットシールの設置、さらには投票日の周知を図るため、広報車による市内巡回などを行い、そして市の選挙におきましては、亀山市明るい選挙推進協会の委員さんとともに、市内の各店舗などにおきまして街頭啓発を実施しているところでございます。

また、選挙権年齢が１８歳に引き下げられたことによりまして、各学校からの依頼や協議によりまして、選管といたしまして学校へ出向き、生徒たちに対して、選挙について具体的な説明や、実際に投票用紙や投票箱を使って模擬投票などを行っていただくなど、選挙に関して理解と関心を深めていただくため、また若者の投票率の向上につながるよう、啓発に努めているところでございます。

今後におきましても、他市での取り組みなども参考にし、より一層選挙に関する啓発活動を十分に行い、少しでも投票率の向上につながるよう努力してまいる所存でございます。

○議長（前田耕一君）

豊田議員。

○７番（豊田恵理君登壇）

特に、先ほども１８歳、１９歳のことについても言っていただいたんですけれども、つい最近、岐阜の羽島市さんのほうで、これはホームページをプリントしてきただけですけれども、選挙管理委員会で、若い方に選挙を身近に感じていただくとともに、親しみのある投票所づくりを目指して、若い世代の皆様を対象に立会人を募集しますということで、高校生の方も立会人に参加していただくという取り組みをされているところもございます。やはり親しみがあるといいますか、身近に感じるものでないとどうしても取っつきにくい部分もあると思うので、こういった全国の事例も参考にしていっていただきたいと思います。

そして、啓発だけでなく、投票行動に移る前に一番影響するのが利便性の向上だと思いますけれども、こういった利便性の向上に向けた取り組みについて、利便性というと場所の問題が特に大きいと思いますけれども、例えば投票所の移動や増設や、そういったことについての工夫、お考えはどうでしょうか。

○議長（前田耕一君）

松村事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（松村　大君登壇）

利便性の高い場所へ投票所を設置する考えはというお尋ねかと思います。

まず、現在、選挙におけます期日前投票所につきましては、市役所と関支所の２カ所で設置してございます。

県内各市におきましても、市役所や各支所など公共施設がほとんどで、公共施設以外では、昨年鈴鹿市が大型ショッピングセンターで設置されておりますが、当市といたしましては、人口規模や地域性からいたしましても、現在の市役所と関支所の２カ所が適正な配置と考えております。

また、当日の投票所につきましては、現在、市内に３１カ所設置しております。主に公共施設や自治会所有の公民館、集会所などに投票所を設けております。近年、投票所の適正配置として検証し、見直し等に取り組んでおりまして、平成２６年度には第１５投票区においてみずきが丘集会所へ変更したほか、今回の参議院議員選挙から、関南部地区におきまして新たに建設されました関南部地区コミュニティセンターに変更するなど、また他の投票所においても適正な配置を検証しており、投票率向上のための施策を講じております。

現在、それぞれの地域の実情に合った場所ではあると考えておりますが、有権者の利便性や多くの市民が集う場所など、他の場所に投票所を設置してほしい旨の要望や機運が高まるようであれば、十分検証した上で、新たに設置することも検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（前田耕一君）

豊田議員。

○７番（豊田恵理君登壇）

前回も３月に質問をさせていただいた中で、共通投票所であったり期日前投票所、そういったものや、あと投票所の移動、増設のお考えについてはお聞きをさせていただきました。

その中で、やはり一番市民の方に利便性がいいところという意味で、地域の方の意見、皆さんの共通の意見があれば十分検証は必要であるが、移動していただけるということで、もともとやはり今までずうっとここが投票所だったという方々にとっては、投票所が移動するということ自体も、移動といいますか、移動することができるということ自体も余り認識がなかったり、でも実際は、例えば今のみずきが丘のお話ですけれども、団地ができたりとか、どんどん人口が少なくなっていったりとか、さまざま社会情勢というのは変わっていますので、そういった動きにも合わせながら選挙管理委員会としてもしっかり取り組んでいただきたいなと思っております。

質問は以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（前田耕一君）

７番　豊田恵理議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、１０分間休憩します。

（午前１０時４９分　休憩）

（午前１０時５８分　再開）

○議長（前田耕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、１０番　鈴木達夫議員。

○１０番（鈴木達夫君登壇）

ぽぷらの鈴木でございます。

一般質問をさせていただきます。

私の質問は、大きく亀山市の農業振興についてというテーマでございます。

１番目に、過去の質問に対しての進捗についてという書き込みをしましたが、実は今になって非常に反省をしているんです。市民の方にも、あるいは議員の方にも非常にわかりづらいタイトルで、こんな施策、こんな事業の進捗はどうだという書き方が正しかったかなと。質問の中で施策、事業に対しては説明をさせていただきますので、お許しを願いたいと思います。

それともう１つは、我々議員は、過去にさせていただいた質問等の検証といいますか、進捗をしっかりチェックしていくという意味合い、観点からの質問をさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

では、平成２３年３月議会、これ議案質疑だったんですけれども、就農支援モデル事業がございました。当日使ったパネルをきょうも用意をしました。

この事業は、市長のマニフェスト、農林水産物である亀山茶、ジネンジョ、鈴鹿山麓和牛などの市場競争力の向上や亀山ブランドをつくるための応援体制をつくりますと、こういうことを具現化するために平成２１年度より取り組んだ事業だと認識をしております。パネルにもあります３つの事業、私は大まかに提案をさせていただきました。

まず、一番上の新規就農者育成事業がございます。これは、対象者が農業大学校の卒業生に限っての応募であったこと、あるいは当時、多分２年続けて対象者がなく、減額補正をしたという意味からして、この事業はひょっとして事業仕分けにかかった場合、必ずや見直しや、あるいは廃止という結論を迫られると。いわゆる事業仕分けを待つまでもなく、市の意思としてこれはもう見直し、あるいは廃止を決定しろということでございました。それから、２番目の耕作放棄地再生事業というのがございまして、多分当時の農地面積が亀山で２，６３０ヘクタール、そのうちの４０％の４００ヘクタールあたりが耕作放棄されていると。この事業の対象面積、再生事業ですね。これが１．５ヘクタールが対象。当時、毎年３ヘクタールから４ヘクタール耕作が放棄されている中で、再生よりもむしろ予防対策のほうが得策であると。幸い国・県にも極めて有利な事業もあるから、これはもう発生予防を主に置いて、再生を含めた、こういう就農支援モデル事業じゃなくて、一つの単独の事業にしなさいという提案を当時させていただきました。３番目、特産品発掘研究事業ですね。この３つ合わせて４５６万だったんです、予算が。この程度の予算で、先ほど紹介しましたマニフェスト、市場競争力の向上や亀山ブランドが本当に達成できるのかと。選択と集中の中で、これは一本の大きな柱となる事業展開をすべきだというような私の提案でございました。

また、当時、マニフェストレポートでは、５段階の中で、この３番目の事業は桜マーク４だったんです、ほぼ達成していると。これはおかしいんじゃないかと。まだ事業をしかけた程度で、６次産業が進んだわけでもない。当時の答弁ですと、支援制度を創設するという視点ではまずます合格だという答弁をいただきました。

それでは、説明が長くなりました。この３つの事業から成る就農支援モデル事業、この事業の検証と現在の進捗はどうか、質問をしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

１０番　鈴木達夫議員の質問に対する答弁を求めます。

西口環境産業部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

亀山市就農支援モデル事業につきましては、議員も今おっしゃいましたように、３つの事業から成るものとして平成２１年度から実施した事業でございまして、平成２３年３月の議会で、事業の見直しや単独の事業にすること等のご意見をいただいたところでございます。

２３年度に事業の検証を行いまして、就農支援モデル事業を廃止し、それぞれ独立した事業といたしました。

その内容は、１つ目として、新規就農に関する事業につきましては、先ほども議員おっしゃいましたが、農業大学校における研修等について支援するもので、実績が少なかったことから、これについては事業を廃止いたしました。

一方で、地域の農業を支える担い手農家等を育成・確保する必要があることから、新規就農者や認定農業者等が農業用機械や施設の整備を支援する農業者育成支援事業を創設いたしました。

次に、耕作放棄地の再生利用に関する事業につきましては、２１年度から２３年度の３年間で約１５９アールの解消がありました。耕作放棄地を解消することは、農業生産の基盤である農地の確保や有害獣のすみかをなくす獣害対策にも有効であることから、基本的な事業内容は継続し、耕作放棄地解消事業として独立した事業といたしたところでございます。

次に、地域特産品の発掘研究等に関する事業につきましては、地域特産品は３年間でニンニク、ジネンジョなど５種類の農産物について支援を行いました。市の特産品のブランド化、６次産業化、農商連携による付加価値向上に取り組む農業者を支援することは重要であることから、基本的な事業は継続し、地域特産品発掘等事業として独立した事業といたしたところでございます。

それぞれの事業は平成２４年度、平成２４年４月１日から実施いたしまして、そのうち進捗につきまして、まず農業者育成支援事業につきましては２６年度までの３年間の事業となっておりまして、その間で田植機や乗用摘菜機などの購入に、認定農業者など２３人に補助金１，８００万円を交付し、担い手農家の農業経営の安定化に寄与いたしたところでございます。

次に、耕作放棄地解消事業は平成２７年度までの４年間で、解消面積２９０アール、補助金約２７０万円を交付いたしまして、農地の保全に努めてまいったところでございます。本年度は８０アールの解消を見込み、８０万円の予算を計上いたしております。

最後に、地域特産品発掘等事業は、同じく２７年度までの４年間では和紅茶、ニンニク、梅、ジネンジョ、棚田米に補助金約９００万円を交付いたしまして、地域資源を生かした取り組みを支援いたしたところでございまして、本年度は２００万円の予算を計上いたしたところでございます。

少し長くなりましたが、よろしくお願いします。

○議長（前田耕一君）

鈴木議員。

○１０番（鈴木達夫君登壇）

廃止したり、あるいは３つの事業に分けたということなんですが、２つ質問をします。

２４年から廃止しました新規就農者に対する助成金はなくなったわけですね。どんな制度で補填をしてきたのかということですね。

また、２４年から新規就農の実績、何人くらい新規就農したか。これはもちろん新規就農、親元就農といいますか、後継就農も含めて何人新規就農者ができたか、つかんでいるかということ。

２つ目は、いろいろ説明してもらいました耕作放棄地解消が４年間で２９０アールと、ことしは８０アールだと。一体全体、全体として耕作放棄地はどのくらいふえているのかという数字をつかんでいるか、２つ質問したいと思います。

○議長（前田耕一君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

農業従事者の高齢化や後継者不足から、新規就農者を育成・確保することは重要なことでございますことから、新規就農者の初期投資を支援するため、認定新規就農者も対象とした農業者育成支援事業を創設したところでございます。

２４年度以降の就農者の数につきましては、認定新規就農者が３名、うち１名が農業者育成支援事業を活用されたところでございます。親元就農、後継就農につきましては、後継者ができたというお声はいただいておるところでございますが、人数については把握いたしていないところでございます。

続きまして、耕作放棄地の関係でございますが、農作物の低価格化による農業離れ、農業従事者の高齢化、後継者不足、獣害被害等により耕作放棄地は年々増加しておるというふうに認識いたしております。

そのような中、中山間地域等直接支払事業や多面的機能支払事業、あるいは田園景観推進事業によりまして、耕作放棄地の発生防止に努めておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

質問の途中ですが、暫時休憩します。

（午前１１時１０分　休憩）

（午前１１時１８分　再開）

○議長（前田耕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

鈴木議員。

○１０番（鈴木達夫君登壇）

少し水を差されましたが、新規就農の人数、親元就農も含めて多くても五、六人かなという数字。そして、耕作放棄地の面積ですね。私も調べたんですけれども、いろいろ資料によって違って、農業センサスとか、なかなか鳥獣被害もあって相当ふえているという程度しか確認できなかったと思います。

次に、２４年３月議会一般質問で、私は農業者育成支援事業に対して質問をさせていただきました。市の単独事業として、３年間にわたって合計１，８００万、新規就農者や認定農業者、あるいは営農組合に対して、施設や農業機械に対して上限１００万の補助金を出すという制度でございます。

当時、私はこの質問は、余りこの事業に対して肯定的ではなかったという思いがあります。というのは、同じような目的を持った国の事業、経営体育成事業がありまして、市はその国の事業の採択に対しての協力やアドバイスをするスタンスが、やはり税の公平性とか標準性から見れば、そう

いうものを保つものではないかということで肯定的ではなかった。それからもう１つは、この事業に対する要綱や仕様書がないままに予算の審議を迫る執行部の姿勢に対して、反論もあったということも思い出されます。

そこで、この事業、非常に私は活況だという、引き合いが多かったというようなことも聞きました。先ほど答弁で、２３人に１，８００万全額交付したということでございますが、その１，８００万を交付してどのような成果があったのかと。交付したことは成果ではございませんので、どのような成果があったかということでございます。

もう１つは、これもまた３年の期限つきの補助金だったんですけれども、２７年で終了したわけですが、それにかわる事業、代替メニューはあるのかということを質問をしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

まず１点目の農業者育成支援の成果でございますが、補助金を交付しました２３人の内訳といたしましては、新規就農者１人、認定農業者２０名、それから集落営農組織２組織でございました。

この事業の活用によりまして、農作業の効率化、省力化、品質向上、経費削減、規模拡大などが図られまして、地域の農業を支援する農業者の投資負担が軽減され、農業経営の安定化に寄与できたものというふうに考えておるところでございます。

また、その代替事業でございますが、国の事業でございます高収益な作物栽培体系への転換を図るための取り組みを全ての農作物を対象として総合的に支援する産地パワーアップ事業を活用いたしまして、一部の茶農家が品質向上や高付加価値化等により販売額の向上を目指して、寒冷紗の購入や乗用型管理機などのリース導入を行ってございます。

市といたしましても、地域の農業を担う認定農業者などの育成・確保及び農業の経営安定のため、国や県との調整、事務手続など支援を行っているところでございます。

○議長（前田耕一君）

鈴木議員。

○１０番（鈴木達夫君登壇）

成果としては、農業の効率が上がった、規模拡大をした、農業の安定化につながったということでございますが、その代替の事業として国の産地パワーアップ事業であり、現に一部の茶農家が活用しているという答弁でございます。

私も、この国の制度、産地パワーアップ事業の要綱を見たり、実際に活用し始めた農家とも話をさせていただきました。この国の事業の採択に至るまでは、たくさんのフィルターを通さなければいけない。まず組織を立ち上げて、その収益力を強化する計画の作成、その中には経費の１０％減、あるいは売り上げの１０％増、その後、基金団体への申請・承認、雑多な手続が非常に多かった。もちろん市の農政の係も強力なサポートをして、今回もかなりのエネルギーを費やしたと。農業者も非常に感謝をしていたところでございますが、いみじくも２４年３月での私の質問、国の制度と亀山市の単独事業、農業者育成事業の違いは何かという質問の中で、当時の国分部長はこう答えております。

国の事業と市の事業の違いでありますが、国の事業は地域の話し合いによる合意形成、それから

経営体支援計画の作成、国への申請・承認などの手続が必要でありまして、機械導入までに相当の期間が必要でございます。また、成果目標のポイントによりまして、全てのものが交付を受けられない場合もあります。一方、市の農業者育成支援事業につきましては、国の事業と比べまして必要書類や手続も簡易でありまして、融資を受けずに機械を整備するような小規模な事業であっても対象としておりますことから、農業者の方々にとっても利用しやすい制度となっておるところでございますという答弁でございます。

質問をさせていただきます。

市は、この単独事業を廃止し、国の制度活用のみとなりました。国の事業と比べ手続が簡単で、小規模であっても農業者にとって利用しやすい市の単独事業は必要はありませんか。

○議長（前田耕一君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

担い手農家にとりましては、農業者育成支援事業のような農業経営の安定化のための規模拡大、高収益な作物栽培体系への転換、コスト低減のための市独自の補助金の創設を要望されておるところでございます。来年度からの第２次総合計画にあわせて、現在、今後のあり方について検討いたしておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

鈴木議員。

○１０番（鈴木達夫君登壇）

何でも第２次総合計画で検討する検討するということで、まあ検討してください、待っていますから。

次に、大きな項目、亀山市農業振興地域整備計画についてということで、１番目に６次産業化に関する計画についてということでございます。

２４年３月議会では、さまざまに少しずつ６次産業化への取り組みが見られるけれども、６次産業化に特化した推進計画を立てるべきだという提案をさせていただいたつもりでございます。現在の６次産業への取り組みはどうなっているか、答弁をお願いします。

○議長（前田耕一君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

亀山農業振興地域整備計画書におきましては、６次産業化に関する取り組みといたしまして、亀山茶を初め、本市の特産品について６次産業化を推進していくため、農業者等による６次産業化推進整備事業計画の策定と法認定を支援するとともに、情報発信、ＰＲ等の広域展開を進めていくというふうに記述がございます。

６次産業化についての取り組み状況ですが、例えば亀山茶でございますと、各種イベントにおいて、日本茶インストラクターによる亀山茶カフェ、小学生を対象としたお茶リンピックｉｎ亀山、ＰＲイベントでございます亀山青空お茶まつりなどを開催し、亀山茶のブランド化、情報発信の取り組みを行っておるところでございます。

また、各農業者におきましては、お茶石けんの生産・販売やお茶パック等の小売といった取り組

みや、高付加価値のある新商品としての和紅茶の生産・販売の取り組みも行われているところでございます。

さらに、ジネンジョにつきましては、平成２３年度に商工会議所が中心となり、ジネンジョを使ったスイーツ等の新製品の開発を行うかめやま自然薯プロジェクトが立ち上げられ、多くの新製品が生まれたところでございます。

そのほかにも、いろいろな取り組みがございますが、市といたしましても、農業者への取り組みに補助金の交付や情報発信等の面で支援をいたしておるといったところでございます。

○議長（前田耕一君）

鈴木議員。

○１０番（鈴木達夫君登壇）

ずばり聞きたいと思います。

現在、亀山市の６次産業化推進計画はありますか。

○議長（前田耕一君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

亀山農業振興地域整備計画書にございます農業者等による６次産業化推進整備事業計画の策定とありますのは、農業者等が新商品の開発や新たな販売方式の導入等、６次産業化を行うための計画をみずから策定し、農林水産大臣の認定を受けるものでございます。

現在、市内の農業者等におかれましては、当該計画の認定に基づく取り組みはございません。

また、市の６次産業化推進計画は、現在のところ策定していない状況でございます。

○議長（前田耕一君）

鈴木議員。

○１０番（鈴木達夫君登壇）

市の６次産業化の推進計画はないと。市の立場は、あくまでも農業者みずからが国の補助金をいただく認定を受けるために支援をする。それが亀山市の６次産業推進化ということだと思います。市として、全体としての６次産業推進計画がなくてもいいという立場であるという答弁と判断してよろしいでしょうか。

○議長（前田耕一君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

第１次亀山市総合計画後期基本計画の中では、地域資源を生かした農業の展開として、６次産業化の展開、農業者と商業者等との連携による商品開発やブランド化など、農畜産物の付加価値向上に向けた取り組みを支援しますというふうに記述しており、６次産業化を促進することは重要なことであるとは認識はいたしておるところでございます。

計画につきましては、農業関係には亀山農業振興地域整備計画、あるいは亀山市農業経営基盤の強化促進に関する基本構想等、大きな２つの計画がございまして、前回の見直しの中で６次産業化に関する新たな書き込みを行ったところでございます。

○議長（前田耕一君）

鈴木議員。

○１０番（鈴木達夫君登壇）

一般質問ですので、市長にもこの点を聞きたいと思います。

６次産業化については、農業者みずからの努力、頑張りに期待して、市としてはその計画や申請に対するサポート役に徹する。その意味では、市独自の６次産業推進計画は必要でないというふうに思っておられるか、市長に聞きたいと思います。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

鈴木議員のご質問にお答えをさせていただきます。

確かに６次産業化につきまして、今日まで生産者の皆さん、これはお茶でありましたり、例えばジネンジョのプロジェクトでありましたり、あるいはこれは少し地元の農産物という形では入っていっていませんが、商工会議所が進められた亀山ラーメンであったり、そういう６次産業化につきまして、基本的にはやっぱり生産者の考えとか頑張りが非常に重要であろうと思いますし、それを加工したり、流通・小売、販売するという視点で、民と民がうまくかみ合っていくようなサポートが必要なんだろうというふうに私どもは考えておるところであります。

先ほどの豊田議員のふるさと納税の返礼品という意味でも、例えば特産物であったり、そういう６次産業から生み出されるようなものというのはうまくつながってきたのかというと、まだまだ私どもとしては課題があろうというふうに思っておるところであります。

議員、今ご質問の６次産業化の推進計画は作成が必要でないと思っておるのかというご質問でございましたが、現時点では、先ほど部長のほうからも答弁させていただきましたが、亀山農業振興地域整備計画と農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の中に新たに書き込みを行わせていただいたところであります。

この計画を単独でつくるというよりも、これも何度も繰り返して大変恐縮でございますが、今、中期戦略、第２次総合計画を策定いたしておりますので、亀山市の長期政策として、やっぱり第１総合計画をもう一回課題を検証して、次の第２次総合計画の一環の中において、この６次産業化をしっかり位置づけていく、そして推進できるようなことをしっかり検討して、今まで以上に農商工連携を進めていくということが大事であろうというふうに考えておるものでございます。

○議長（前田耕一君）

鈴木議員。

○１０番（鈴木達夫君登壇）

６次産業に関して、この地域整備計画、１３ページ、１４ページを見ていただきたい。すばらしい文面が書いてあるんです。

まず亀山茶に関しては、独自の全国ブランドとしての展開を図る、カテキンなど機能性成分を生かした新商品の開発、消費者ニーズにマッチしたドリンク、スティック茶等の開発、茶懐石、茶と地元食材の組み合わせによるグルメメニューの開発とか、あるいはその体制サポート面では、百貨店、スーパー、コンビニなどへの売り込みなど国内向けの販路の拡大、旅行商品の開発とか、あるいは農村の多面的機能を生かした新たなビジネスを進める取り組みを支援するとか、外部人材の導

入、企業参入、もっとありますよ。結局、これらを具現化する計画がない。これは単独でつくるよりも、民と民との間に協力をするって、とてもできないですよ、これだけの書き込みの中では。やはり６次産業をするために、もちろんこれは農業者の役割はしっかりとうたいながら、その中で行政の役割をしっかりうたう、あるいは市民とのかかわりをしっかりうたう、これはもう推進計画は立てるべきだと私は思いますが、いま一度市長に答弁願います。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

議員ご案内のように、確かに６次産業化の難しさという中には、やっぱり民民のウイン・ウインの関係がいかにできるか、あるいは一旦馬力ではなくて、それがビジネスとしてちゃんと継続できるかというようなところが大変難しいところであります。当然、私どもとしては、そういう努力をサポートしていくようなことは当然行ってまいりたいと思いますし、さらにそういう内外の環境を整えていきたいというのは、基本的にそのように認識をいたしておりますし、パワーアップをしていかなくてはならんと思っております。

しかし、これは計画を当然、さきにもご紹介いただきましたような大変すばらしい項目を計画の中に盛り込むというよりも、ある程度それを、亀山市としてもリソースも限られておりますので、その中でどのように農業振興や、あるいは地域資源をいかに生かしていくかという施策を物にしていくかという中におきましては、この単独の計画はいろいろ課題を検証させていただいて、その体制を整える中で、前へ進めていく意味でも総合計画の中にしっかり位置づけて、そして非常に複雑な要素はありますが、それをつなぎ合わせていくような内外の環境を整えていくということが大事であろうというふうに考えておるところであります。

したがいまして、やらんというわけではなくて、本当にご指摘のような政策課題を、限られたリソースの中でどのように前進させていくのかということには、本市としてさらに挑戦をしていかなければならんというふうに考えておるものであります。

○議長（前田耕一君）

鈴木議員。

○１０番（鈴木達夫君登壇）

推進計画は必要か必要でないかという質問でございます。総合計画の中でしっかり位置づけるといえばつくるのかね、非常にわかりづらいです。

次に、地産地消に関する計画でありますが、のっけからきつい言い方をさせていただきます。整備計画に書かれた地産地消に関する、亀山市がこれを委託した環境が、同じく委託を受けた栗東市と桑名市の文言と一言一句とも変わっていない、これは２７年１２月議会で紹介をしました。そうでありますから、この中のページを開いて質問をしたくはございませんが、かかわりがありますので、２３年３月議会、お茶のまち亀山としての健康促進についてという質問をさせていただきました。地産地消の面から、先駆け的な静岡県の掛川市の榛村市長のリーダーシップを紹介をさせていただきました。と同時に、当時、三重県のお茶の消費が１世帯当たり１年で９６５グラムなのに、静岡県はその約倍に近い１，９００グラムを消化をしている。掛川市はその倍の４キロは飲むんだというようなことも紹介をしました。

亀山市の場合は、亀の市、果菜彩、道の駅の出店、学校給食等の食材の提供、そういう活動にしては私は評価をさせてもらうんですけれども、ここでも推進計画も含めて全く記載がないんです。その意味で、地産地消が、お茶に限らずですよ。亀山市の特産物のものがどのくらい進んでいるのか、地産地消が。また、裏づけとなるデータはあるのかという質問をしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

地産地消に関する取り組みにつきましては、地域で生産された安心・安全なさまざまな農作物を果菜彩や道の駅、あいあいなどで販売させていただいておるところで、各種イベントでの販売も行っているところでございます。

一方、地域の農産物を地域の子供たちに届けたいという思いから、かめやまっ子給食への食材の提供にも積極的に取り組まれておられるところで、このかめやまっ子給食につきましては、教育委員会や納入業者との連携を図りながら、年２０回程度実施されているところでございます。

地産地消が進んでいる特産物はあるのかというご質問でございますが、亀山茶も含め、さらに地産地消を進める必要があるものというふうに考えておるところでございまして、データというふうなお話もございましたが、そのようなところでご理解をいただきたいというふうに考えております。

○議長（前田耕一君）

鈴木議員。

○１０番（鈴木達夫君登壇）

どれだけ進んでいるかデータがない。結局、目標とか指数がないんです。だから、推進計画の中にそういうものをしっかり位置づける姿勢が大切なんです。この６次産業にしても、地産地消にしても、計画がないということとあわせて、目標の指数が全く定められていない。これは大きな問題かと思います。

３番目に庁内体制という前にというか、あわせて、以前、私、今紹介しましたお茶と健康、その後ということで質問をしたいと思いますが、当時、市長の答弁ですと、お茶と健康につきましては、本市の特産物であります亀山茶により、ますます健康増進を図る調査・研究を進めてまいるということ。あわせて、お茶と健康につきましては、亀山市として市民の健康に対する課題、この取り組み強化を市の政策課題とし、重要視しながら今後強化していくということでございます。お茶と健康に関して、どのように強化し、政策課題と位置づけたか、進捗を質問します。

○議長（前田耕一君）

佐久間健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐久間利夫君登壇）

亀山茶によります健康増進の効果につきまして、三重大学と連携しております亀山地域医療学講座の研究テーマの一つとしまして、平成２３年度から平成２４年度にかけまして、市内の小学校を対象に調査・研究を行ったところでございます。

２３年度に、市内小学校全児童２，８１２人の保護者を対象に、お茶の飲用と気管支ぜんそくやアレルギー疾患についてアンケート調査を実施したところでございますが、お茶を飲んでいることとアレルギー性鼻炎や花粉症の罹患に関係があることがわかりました。このことを踏まえまして、

平成２４年度には一部の小学校児童、計５６１人を対象に亀山茶を配付し、実際に亀山茶を飲んでもらい、お茶を配付しなかった学校の児童とのアンケート結果の比較によりまして、疾患との関連を調査いたしました。その結果、お茶を飲む児童のアレルギー性鼻炎が軽症となっていたこと、また食物アレルギーにつきましても、お茶を飲んでいた児童にその発生が少ない傾向が明らかとなりました。

これらの結果につきましては、教育懇談会実行委員会での報告や、学校を通じましての文書により保護者の皆様に報告させていただいたほか、平成２５年度には亀山市民大学キラリの特別講演として、亀山地域医療学講座の竹村教授からご報告いただいたところでございます。

○議長（前田耕一君）

鈴木議員。

○１０番（鈴木達夫君登壇）

私は、研究内容を聞いたわけではないんです。お茶と健康増進を政策課題と位置づけ、どんな強化を図ったかという質問なんです。今どういう研究をしたと。私も講演を聞きましたけどね。とても今の答弁だけ聞いて、市がお茶と健康に対して政策課題と位置づけ、強化したようには私は聞こえないんです。

時間もないから、所管に対する質問をします。

現在、環境産業部農政室の所管事務事業を見ますと、たくさんあるんですね。農業委員会に関すること、三泗鈴亀農業共済事務組合との連絡調整、畜産振興、畜産に係る環境整備、減反等の米穀の生産調整、有害鳥獣対策、融資関係、土地改良、山村振興、まだまだあるんです。

また災害が起きれば、これは徹夜に近い状態で対応する会計監査の対応、何もこの室だけが忙しいということを言っているんじゃないんですけども、今質問した、例えば６次産業、地産地消に関して専門員はいるか、多分いないと思うんです。いろんな仕事をまたいでされているのが現状なんですけれども、この２つだけに限って、年間何人というか、要員として何人くらい擁しているか、アバウトでいいから教えていただきたい。

○議長（前田耕一君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

今、議員がおっしゃいましたように、地産地消等に関する専門的な職員は置いていない現状でございます。

何人役ぐらいかというのは非常に難しいものでございますが、一、二役あるのかないのかといったところでございましょうか。

○議長（前田耕一君）

鈴木議員。

○１０番（鈴木達夫君登壇）

農業振興はもちろん、健康政策、これは健康増進、介護予防、あるいは教育、産業振興、地域づくり、まちづくりとか、いかようにも横串を刺せて事業展開ができる、この６次産業、地産地消に対して、今かかわっている職員が１人、１要員もいない。だから、推進計画も書けない。

私は、この農政室に限らず市役所の仕事は、例えば、戸籍、保険、税等の窓口業務を初め、建設

にしてもごみ行政にしても、環境、総務、財政、災害対策、あるいはひょっとして未来の子供たちをつくっていく教育委員会でも、その仕事の内容がやはり処理的で、対応型の仕事が非常に多いと思うんです。

乱暴な言い方ですけど、この日々の忙しさを理由に、かまけてというのは失礼ですけど、本来市役所が担っていかなければならないいろんなものを積み上げていくとか、快活にするという創造型の行政になっていない、その役割が果たせていないんじゃないかなというような思いをします。その意味で、この６次産業の先進的な取り組み、いろいろあるんですよ。

例えば商品の加工技術にたけた人、あるいは流通に詳しい人を公募によって集めて呼んできたとかね。一番有名なのは、高知の馬路村なんです。人口１，６００人の小さな村が、今５０億近いユズの加工品をつくっている、こんな例もあります。先ほどの豊田議員のクラウドファンディングを使って６次産業を進めた例もあるんです。

私は、ここの質問は庁内体制という意味からなんですけれども、成功例を見ますと、専任の人が要るんです。これは大人数でなくてもいいんです。１人、２人でいいんです。ただし、この方に専門的な位置づけをしっかり担保させる。そして、何よりも事業を推進するために、部署をまたいだチーム編成とか、関係部署が協力して連携をしている。そして、職員もそのことに就業時間内でというしっかりした仕事の就業時間の担保をされているみたいな、言ってみれば、きのうの教育委員会のチーム学校みたいな形でこの６次産業を推進しているところが体制としては成功していると思うんです。チーム学校ならぬチーム市役所、あるいはチーム６次産業、これができているいい例を私はたくさん議員になる前から見たり聞いたり、行ったりしてきました。

そこで、部をまたいだチームの編成、関係部署との強化、チーム６次産業化はできるのかということを企画総務部長に聞きたいと思います。

○議長（前田耕一君）

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

限られた人員の中で、６次産業、地産地消、これらの業務に限らず、あらゆる事業を推進していく上においては、所属する部署のみで完結できない場合は、他部署との連携が必要不可欠であると強く認識をしているところでございます。

そのためには、職員がフレキシブルに働ける職場環境や、職員みずから他部署との連携を意識して行動するという職員意識が必要であると考えており、特にそのような中で、部局長がそのような働き方を理解することも重要な視点であると考えております。

本市では、このような考え方のもとで、これまでから必要に応じてワーキンググループやプロジェクトチームを編成し、企画立案や事業の方向性について検討を行ってきたところでございます。

一方で、事業の実施に当たりましては、その権限や責任、予算執行も含めたどの部署が中心となっていくかということを明確にし、事業の専門性、継続性を含め担保することが必要であるというふうに考えております。したがいまして、施策・事業の連携・協力についてどのような方法が最適であるかということについては、その事業事業で検討する必要があると思いますが、施策・事業の総合調整につきましては企画総務部の所管であり、今後も部局間の調整が円滑に行えるよう鋭意取り組んでまいりたいというふうに考えます。

それと、現在の組織体制におきましてどうしても解消できない問題につきましては、組織改正も検討する必要があるものと考えているところでございます。

○議長（前田耕一君）

鈴木議員。

○１０番（鈴木達夫君登壇）

部・室をまたいだフレキシブルな働き方、新しい働き方を創造していただきまして、職員の方がわくわくする、モチベーションの上がる職場、これは非常に大切じゃないかと。

最後に、なぜ私がこの農業振興についてという質問をしたかということを紹介をさせていただきます。

毎年、産業建設委員会では、農業振興地域整備促進協議会の面々と意見交換をやっているんですけれども、ことしも私も傍聴に行きました。最後に副会長のほうから議会に対して、非常に要望といいますか、叱咤激励といいますか、忠告みたいなものをいただきました。議会のほうでも農業振興地域内のあり方についてしっかり議論をしていただきたいと。議会での報告など、余り農業に関することや、中山間地域のことなど議論されていないと思うと。議員の方々にもぜひ方向性を見ていただきたい。あるいは農業が衰退をしていくと、必ず地域の活性化がなくなるんだと。議会も大いに議論をしてくれということの内容かと思います。

私の今議会での質問が委員会の皆様への中間報告ともさせていただきたいと思います。

質問を終わります。

○議長（前田耕一君）

１０番　鈴木達夫議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、午後１時まで休憩します。

（午前１１時５６分　休憩）

（午後　１時００分　再開）

○議長（前田耕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、５番　尾崎邦洋議員。

○５番（尾崎邦洋君登壇）

それでは、通告に従い、質問をさせていただきます。

本日は、いじめ及び児童虐待についてと市の庁舎について、３つ目で主要施策の成果報告書と、この順で行く予定だったんですけど、先ほどの雷の停電後の復旧がおくれたということで、市の庁舎から始めたいと思います。

まず、ことしの３月議会で、体育館におけるトレーニング機器の問題を指摘させていただきました。東野公園に行きましたら、ランニングマシンは以前１台だったんですけど、新しい機械を入れていただき、２台に変わっており、自転車３台あったうちの１台使いにくいのがありましたけれども、使えるもの２台のほかに新しく２台入れていただいて、４台が動けるようになっておりました。何でも言ってみるもんだなあという気持ちでおります。今後とも協力的にお願いしたいと思います。

それでは、新庁舎の建設について質問させていただきます。

この南庁舎というのは、１９５８年に建築され、２００８年には耐用年数の５０年を過ぎ、現在では５８年目に入っておるというように聞いております。

それで、まずこの新庁舎の建設についての質問なんですけれども、いまだ新庁舎についての議論というか、建設的な意見というか、考え方も示されていないという中で、新庁舎の建設についての質問で、まず最初に、この庁舎を維持していくために概算でも約、以前に聞いたのは、ここの庁舎について、修繕費として年間２，０００万円ほどの費用もかかるというふうにお聞きしております。それで、まずことし、２８年度の庁舎修繕工事について、どれぐらいの金額でどのような工事を行うのか、まず聞かせていただきたいと思います。

○議長（前田耕一君）

５番　尾崎邦洋議員の質問に対する答弁を求めます。

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

本庁舎については、古いもので、議員おっしゃられたとおり、建築から５８年が経過しておるところでございます。これは私と同じ年齢ということでございます。

維持管理のため、必要に応じて改修工事や修繕を行っているところでございまして、今年度につきましては、改修工事として、この庁舎外壁改修工事と電話交換設備取りかえ工事の２件、合計で約４，６００万円にて工事を予定いたしておるところでございまして、外壁工事については、業者決定をいたしまして、１０月初旬から足場を組んで外壁の工事をする予定でおりますので、市民の皆さんや議員の皆様にもご不便をおかけしますけれども、また今後よろしくお願いをしたいというふうに思っています。

また、修繕では、受変電設備の部品取りかえ工事で約７８万円ほど、非常用照明の取りかえ修繕として１５０万円ほど、計４５０万円ぐらいかけて取りかえ修繕を行う予定といたしているところでございます。

○議長（前田耕一君）

尾崎議員。

○５番（尾崎邦洋君登壇）

ことし１年間で約４，７５０万円、これだけの金額が改修工事で要るということなんですけれども、平成２６年３月の定例会で新庁舎建設について質問をさせていただいております。そのときの答弁では、基本構想の策定から完成までには８年ぐらい要するというふうにお聞きしております。

そこで、本年度に基本構想が決まったとして、２９年度以降１０年ぐらいを見込んで、この庁舎に係る予定する修繕工事名と、その工事概算費用がどれぐらいになるか、現時点でわかる範囲内でお聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

新庁舎までの間、現庁舎の老朽化に伴う修繕工事などに一定の維持管理が必要になってくると考えておるところでございまして、今後改修が必要な主な工事といたしましては、昭和６０年に設置したエレベーターの取りかえ工事が約２，０００万ほどかかるんであろうと。それに、平成８年に

設置いたしました理事者控室等のパッケージエアコン、これが全体で１１台ございまして、その取りかえ工事が約１，２００万円程度かかるんじゃないかと考えているところでございます。ほかにも、排水管や消火栓などの給排水管の改修や、各フロアに設置されている空調設備の取りかえなど、庁舎の維持管理に必要と想定をいたしておりまして、今後１０年間で工事や修繕など、今現在で約８，０００万円程度必要となってくるんであろうというふうに考えておるところでございます。

（発言する者あり）

○財務部長（上田寿男君登壇）

済みません。今年度の工事を除きまして、来年度以降も８，０００万円程度かかるんだろうと考えておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

尾崎議員。

○５番（尾崎邦洋君登壇）

本年度で、先ほど４，７５０万、それで向こう１０年間で足し算しますと１億１，０００万という。ことし１年で４，７５０万かかるんですけれども、ちょっとこれは低い数字ではないかという感覚でもってしか言っていないんですけれども、もう少しかかっていくんではないかというふうに思います。

それで、現庁舎の維持管理についての考え方、これもあればお聞かせ願いたいと思います。対症療法でやるのか、それともさらにまた何か悪くはなっていなくてもお金を加えていくのか、その辺のところをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

まず、新庁舎を建設するまでは現庁舎に新しいものを設置するような工事は控え、エレベーターの改修やエアコンの取りかえなど、現状を維持するために必要な工事や修繕を行っていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

尾崎議員。

○５番（尾崎邦洋君登壇）

普通の考え方だと思います。悪くなれば直さなければいけないし、必要でないものは極力控えるという回答です。

それで新庁舎について、１年に１度ぐらいはやらせていただいております。

それで、ちょっと打ち出してきたんですけれども、平成２６年３月議会で公共施設白書というのに絡めて庁舎の問題を出したんですけれども、そのときの答弁としまして、市長のほうからいただいておるんですけど、今後におきまして、この庁舎を含め公共施設全体の、特にこの公共施設白書を基礎資料とした将来における本市の公共施設の適正配置についても検討する必要があると答えられまして、その視点からも調査・研究はいたしてまいりたいと発言されております。これは新庁舎を含めての話ですけれども、それで２年たったことしの３月議会で同じような質問をさせていただきましたときには、庁舎建設の凍結につきましては、現時点では従来の方針を堅持させていただい

ておるところでありますと。それで、亀山市のマスタープランでありますとか都市計画をどのように今後していくのかというのは、今後の議論であろうかというふうに考えておるものですと。現時点で、庁舎の位置をどうこう、時期をどうこうということについては、その詳細を２年間で積み上げてきたという具体的な検討についてはいたしておらんところでありますと。２６年の３月議会では、庁舎を含めた公共施設については調査・研究いたしてまいりたいと言いながら、２年たって、３月議会で同じようにしたんですけど、そのときには、２年間で検討してきたというような、積み上げてきた具体的な検討についてはいたしておらんところでありますということは、何もやっていなかったということですね。

それで最後の質問で、庁舎についてをお聞きしたいんですけれども、いまだ検討もなされていないとかということになりますと、例えばいつ来るかわからない南海トラフの地震、それ以外にもあると思いますが、もしそのような地震が来て、この庁舎に、一応耐震工事はやっていますけれども、床のクラックとか、天井が割れるとか、そういったことは起こり得る可能性がいっぱいあると思うんですね。現にこの前の台風では、東北のほうで想定しないというような、そういう事故というのか、起きていますよね、災害が。それで、亀山市のこの庁舎だけがどういうことがあっても安全だということは言えないと思うんですね、これ。ところが、まだ検討すらなされていないということは、もしこの庁舎が傷んだときに、それから検討して８年かけてといったら、この庁舎の意味がなくなると思うんですよね。市民の安全・安心を守るために、それと日ごろの市民の生活を守るための拠点なんですけど、これが安全であるという保障はないところで検討すらされていないということになると、もし災害でそういうようなことが起きたときにどういう対応をされるのかということを危惧しております。

そこで聞きたいんですけれども、今後のことと現時点で考えられる考えを、一度市長のほうからお聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

尾崎議員のご質問にお答えをいたします。

ちょうど今、議員、２６年での議会のご質問のご紹介がありましたが、本年度のさきの６月議会におきまして、議員のご質問、森議員もご質問いただいたと思いますが、熊本地震を受けての庁舎のあり方につきまして、私どもとしての私自身の考えをお示しさせていただいたところであります。

そういう中で、本市としましては、これはきのうも中﨑議員のご質問に財務部長のほうからお答えをさせていただきましたが、まず現在の市庁舎、ご紹介のように、それぞれ昭和３３年、西庁舎が昭和４２年ということで、かなり古い建造物となってきております。この市庁舎につきまして、平成１８年、１９年度に耐震補強工事を行っておりまして、市庁舎の耐震基準となりますこの自主目標値につきましては、建物の重要度を考慮して、耐震判定基準となりますＩｓ値０．６に対しまして２５％増しをいたしました０．７５を設定いたして対応をしたところであります。さらに、本庁舎の南棟と西庁舎につきましては、コンクリートの強度が弱いことから、さらに１０％割り増しをしたＩｓ値０．８２５を自主目標値として耐震補強をしておるところでございます。この施設、学校施設も含めまして、私どもの亀山市の施設、庁舎もそうでありますが、全て現行の耐震基準を

満たしてございまして、その意味で、市の庁舎は防災機能を維持できるものというふうに考えております。

しかしながら、これは６月議会でも申し上げましたように、現在の知見を超えるような対応につきましては、大変衝撃を受けたところであります。震度７が２回連続をするということは、熊本の耐震補強をしていないというああいう庁舎の判断は、これはもう論外だと思いますけれども、恐らく全国の関係者は極めて深刻に受けとめたところであります。

したがいまして、現在、いま一度、防災拠点としてのこの庁舎の機能のあり方につきまして、調査・検証をする必要があると感じまして、庁内に指示をいたしたところであります。これは他の公共施設との配置とも関係してまいりますけれども、そういう視点で庁内で今整理をしておるところであります。

今後につきましても、そういう中で適切にこれは判断をし、どうしましても、庁舎を含め、都市計画上、非常に長期で、ある程度どのように再配置をしていくのかという問題につきましては重要な要素でございますので、財源の問題もこれあり、そういうことも総合的に整理をして判断をしていく必要があろうというふうに考えておるところであります。

○議長（前田耕一君）

尾崎議員。

○５番（尾崎邦洋君登壇）

安全は先取りとか転ばぬ先のつえというふうに、民間企業に勤めておりましたときは、事が起こってから対処をするというのではなくて、やっぱり危険な状態は、危険と思ったときに修復する。庁舎については耐震工事を行ったということなんですけれども、熊本の震災のときでも、やっぱり市の庁舎の中に入れない宇土市のように、いろんな手続がおくれたとかいうようなことが起こり得る可能性は十分にあります。できない理由を聞くよりも、どうやったらできるかというところが私は一番大事なところやと思います。ですから、今後はどうやったらできるかということに主眼を置いていただいて、早急に取りまとめていただいて、早く着工できるように私はやっていただきたいと思います。

これ以上やりますとまた次の質問ができなくなりますので、次にいじめ及び児童虐待についての質問に入らせていただきます。

まず、いじめと虐待ということでまとめておりますけれども、担当部署も違いますので別々に行いたいと思います。

まず、いじめの現状についてというところから入らせていただきます。

最近でも、いじめによる自殺者とか児童虐待による死亡という報道が、忘れかけたころになると大きく問題となってきております。そして、いつもいじめによる自殺者というのは中学生に多いということと、昨年の１１月には、名古屋市の市立中学１年の男子生徒が、学校や部活でいじめが多かったという遺書を残してみずから命を絶っております。また、最近では、青森県青森市、市立中学２年の女子生徒が列車にはねられて死亡するという事故もありました。生徒の遺書には、もう耐えられませんと。いじめてきたやつら、自分でわかると思います、二度とこのようなことをしないでくださいと訴えており、いじめを苦にして自殺したというふうに見られております。

私の孫のような子供たちが、このように簡単にいじめが原因でみずからの命を絶っていくという

報道を見るたびに、悲しい思いや悔しい思いをして残念でなりません。いじめがなくなり、いじめによる自殺者がいなくなるようにと思う気持ちから、まずいじめの実態について、日ごろの取り組みについて、市内ではどのような取り組みを行っているかを聞かせていただきたいと思います。

では、１番目の質問として、平成２５年度から２７年度の３年間と、本年４月から８月ぐらいまでのいじめの件数についてお聞かせください。

○議長（前田耕一君）

大澤教育次長。

○教育次長（大澤哲也君登壇）

亀山市の小・中学校におけますいじめ問題の直近３カ年の認知件数ということになりますけれども、平成２５年度が小学校が９件、中学校が２１件の合わせて３０件、平成２６年度が小学校６件、中学校１９件の合わせて２５件、平成２７年度が小学校９件、中学校１３件の合わせて２２件となってございます。また２８年度、本年度でございますけれども、８月末までの件数になりますが、小学校が９件、中学校が６件の計１５件となっております。

○議長（前田耕一君）

尾崎議員。

○５番（尾崎邦洋君登壇）

先ほどの件で、２５年度は３０件、小・中合わせましてですけれども、２６年度で２５件、２７年度で２２件、本年度は現在までで１５件と、そのようにお聞きしました。

ところで、今いただいたこの数字の中に、例えば年度をまたいで同じ、例えば２５年度で起きたいじめの件数で、２５年度中に片づかずに２６年度に持ち越しということもあると思うんですけれども、そういった数字は両方の年度で拾っているのか、それとも１度の事件については、１度しかカウントしていないのか、その辺のところをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

大澤次長。

○教育次長（大澤哲也君登壇）

いじめの認知件数のカウントの仕方でございますけれども、月や年をまたいで同一の児童・生徒が重複しないように、新しく認知をした月の事案としての件数で計上してございます。

○議長（前田耕一君）

尾崎議員。

○５番（尾崎邦洋君登壇）

先ほどの数字の中で、この中でインターネットといういじめというのもよく見聞きするんですけれども、もしこの中でおわかりになるようであれば、２５年度から２８年度について、インターネットによるいじめの件数。それと、２５年度から２７年度までのいじめの件数を聞かせていただいたんですけど、このいじめの問題は全て解決しているのかどうかという点をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

大澤次長。

○教育次長（大澤哲也君登壇）

まず１点目の、ネットでのいじめの事案の認知件数ということでございますが、平成２５年度に中学校で２件、また平成２７年度に中学校で２件となっております。

次に、いじめは全て解決しておるのかというご質問でありますけれども、各校におきまして認知したいじめにつきましては、校内で被害者や加害者を含めた関係者に聞き取りをしながら、早期解消に向けて継続した取り組みを進め、年度末までに解消して県に報告をするということになっております。なお、平成２７年度につきましては、２２件の認知件数のうち１件が継続して取り組むということになりましたけれども、平成２８年５月に解消事案として県に報告ができたということでございまして、昨年度までの事案につきましては全て解決をいたしております。

○議長（前田耕一君）

尾崎議員。

○５番（尾崎邦洋君登壇）

いじめの問題は、校内でやる場合もあれば、学校の外へ出てのいじめとか、そういったのがあるんですけど、学校の先生だけに任せるということでなく、家庭でのそういったことも大事なんですけれども、では次の質問なんですけど、この解決したというのは、学校ではそれなりに振る舞って、外へ出てまたいじめをやっているというようなケースがあるかと思うんですけれども、学校がこのいじめの問題を解決できたと言うに当たっては、どういうような基準でもって判断して解決したということが言えるのか、その辺のところをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

大澤次長。

○教育次長（大澤哲也君登壇）

まず、いじめの解消に向けての指導ということからお話しさせていただきたいと思いますが、まず関係の児童・生徒からのいじめがあった聞き取りをいたします。その後、直ちに校内の組織で情報を共有しまして、対応を検討して、指導のほうを開始いたします。

主に担任の教師が中心となりまして、家庭訪問等によりまして被害・加害双方の保護者の方に事実関係を伝えますとともに、いじめ行為の背景にも目を向け、関係児童・生徒への指導を行い、再発を防止するように取り組んでございます。また、児童・生徒全体にも、いじめは絶対許さないという教師自身の毅然とした態度で指導を進めているところでございます。

その中で、解消はどのように確認しておるのかということになりますけれども、学校ではいじめの解決に向けまして、児童・生徒への指導を丁寧に行うということで、再発防止の取り組みを進めながら、複数の教員によりまして慎重に経過観察を続けます。被害者側の児童・生徒やその保護者の方とも確認を重ねまして、校内のいじめの防止対策委員会等の組織におきましていじめの実態がないと判断をされた後に、解消事案として教育委員会へ報告することといたしております。

○議長（前田耕一君）

尾崎議員。

○５番（尾崎邦洋君登壇）

学校での対応とかいうのを、聞き取りから始まって、情報を共有してと。そして、先生による指導とか、校内でのそういういじめについての協議会というんですか、そういうのを持ってやっていただいておるというところで、先日のテレビでしたか何かを見ていましたら、私も詳しく見ていな

くて終わるところだったんですけど、登校拒否、いじめられるからという、そういう子も出たときに、親も学校に行かないかんと言うし、学校の先生も学校へは来なさいということになって、そういうやり場のない気持ちで学校へ行って、またいじめに遭うというようなことが起こって自殺に発展するというケースも中にはあるという話なんですけど、どこのテレビやったかは忘れましたけど、行きたくないときはもう学校へ行かずに図書館へおいでと。図書館へ来れば、勉強をしたいときはやればいいし、そういういじめに遭って人に話せないようなことは安心して話しなさいというようにして、やっぱりそういう嫌なところから逃げるという勇気も大事やと。

ところが、そういうことは単独では、学校に通っている以上、先生や教育委員会とか家庭があるわけなんですけれども、やっぱりいじめている人間はいじめと思っていなくても、いじめられる子供がどういうふうに考えているかということが一番大事なことだと思いますので、型にはまった取り組みでなくて、やっぱりその子供の個性に合ったやり方をしてほしいと思います。

それで、ちょっと記事を持ってきたんですけど、以前、テレビでも問題になったかと思うんですけど、子供がＳＯＳを出していたのに教師が気づいていないというか、もうこれは学校の先生も、昔と違って結構やるべき仕事が多過ぎるからこういうことになるのかもわかりませんけれども、もう死にたいとか、もうこれでこの世を去るというようなことを書いたけれども、先生があすは何とかの行事があるから頑張って出てこいとか、そういうようなことが書いてあった子が、そのまま死んだということがありました。そういうことがあるもんで、やっぱりそういった対応に当たっては非常に難しい問題があるかと思いますけれども、こういった事故が亀山で起きないように頑張っていただきたいと思います。

最後の質問なんですけれども、学校で問題が起きると、まずは校内で話し合って、教育委員会とかあるんですけれども、それ以外の例えば関係機関というのがあれば、現在どのような体制でいじめをなくすための、またいじめに対する対応をやっているかというのをちょっと聞かせていただきたいと思います。

○議長（前田耕一君）

大澤次長。

○教育次長（大澤哲也君登壇）

学校内で解決しない場合の対応等もあるかと思いますけれども、事案によりましては教育委員会が学校や教職員からの経過報告や相談を受けるとともに、事案の重大性や学校の意向等を考慮しながら、指導主事の派遣とかスクールカウンセラーの活用等の支援策、また三重県教育委員会、亀山警察署、北勢児童相談所等の連携のもとに支援策を検討しまして、いじめ問題の早期解決を図っておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

尾崎議員。

○５番（尾崎邦洋君登壇）

とりあえず関係機関との、事案によっては連携を強化して、やっぱりこういった死亡に至るようないじめをなくすように頑張っていただきたいと思います。

次に、児童虐待についての質問に入らせていただきます。

児童虐待も、先ほど言いましたように、死亡事故のこういった事件が起こるたびに非常に悲しい

思いをしております。直近では、たばこの焼け跡が亡くなった子供からもあるし、せっかんされた傷跡とかいろんなこと、そういった悲惨な、親が自分が生んだ子供に対してそういうようなことをやったりして、児童虐待というのも問題になっておりますけれども、実際にそこまで行かないまでも、児童虐待ととれるような、やっぱり認識したような事件が、２５年度から２８年度７月ぐらいまでに、単年度でどれぐらい児童虐待の件数があるかというのをまずお聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

伊藤子ども総合センター長。

○子ども総合センター長（伊藤早苗君登壇）

児童虐待認知件数でございますが、平成２５年度は５０件、平成２６年度は４９件、平成２７年度は４７件で、本年度につきましては８月末までに２９件となっております。

○議長（前田耕一君）

尾崎議員。

○５番（尾崎邦洋君登壇）

先ほど一緒に聞けばよかったんですけれども、いじめと同じように、単年度で拾ったその事案については、翌年度でカウントしているのか、していないのか、その辺のところをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

伊藤センター長。

○子ども総合センター長（伊藤早苗君登壇）

児童虐待のカウントでございますが、年度をまたいで引き続き対応している場合は、それぞれの年度で重複して数えることになっております。したがいまして、議員の質問のとおり、同一児童が複数年にわたり重複してカウントされるケースもございます。

○議長（前田耕一君）

尾崎議員。

○５番（尾崎邦洋君登壇）

年度で拾うのにダブっていると、実態がどれだけかというのはなかなかこの数字からは拾えないということですが、２８年度に現時点で２９件ということですよね。わかりました。

こういった年度別の虐待の件数を先ほど聞かせていただいたんですけれども、こうやって数字を見てみると、いじめの数字よりは、いじめは単年度で拾っていますから持ち越した件数というのはわからないわけですけれども、結構やっぱり亀山市も多い。私が想定していたよりもかなり多い数字だと思いますが、これらの案件に１年の間にどれぐらい、これをそのまま引き算していけばいいのか、それとも足してどうなるのかわかりませんが、実際にこの年度での発生件数と解決した数字というのを、もしわかっているようであれば聞かせていただければ、それが新しい事案として持ち越しているのかなあというのがわかるんですけれども、そういう数字はありますか。その辺について聞かせてください、お願いします。

○議長（前田耕一君）

伊藤センター長。

○子ども総合センター長（伊藤早苗君登壇）

本当にカウントの仕方は難しくて、数回の安全確認で対応が終わるケースから、数年にわたる相談支援により、ようやく終結に至ったケースまでさまざまございますが、各年度に終結するケースの数は認知件数の約半数程度だなあと捉えております。残りの半数は、次年度も継続して対応するケースとなっております。

○議長（前田耕一君）

尾崎議員。

○５番（尾崎邦洋君登壇）

数字だけで見ると、大体半数が年度内でというか、１年で半数ぐらいは解決しているということなんですけど、これは一般家庭の家での問題で、なかなか学校でのいじめとか、そういった部分は公衆の場とか学校の場で見ることはできるんですけど、児童虐待というとほとんど自分のところの家の中で虐待したりというのが、過去の事件を見ますと大体そういうようなのが多いはずなんですけれども、こういったのが解決したというのは、多分その家庭へ聞き取りに行っても、実際に虐待していても、うちはやっていませんというようなことがあるかもわからないんですけれども、実際に例えばそういうような家庭へ行って、いろんな聞き取りをやっても、恐らく本心というか、本当のところは出てこないと思うんですけれども、こういったことが実際に解決したというのはどういうところで判断しているのか、その辺のところをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

伊藤センター長。

○子ども総合センター長（伊藤早苗君登壇）

児童虐待の対応終結には慎重な判断が必要となります。各機関が連携して十分な対応を行い、子供の危険度や家庭での生活が大きく改善された場合は、２カ月に１回、警察とか児童相談所、法務局、教育関係、母子保健、主任児童委員等々、各機関の担当者が集まる実務者会議があるんですけど、そこで終結予定ケースとしてまず提案いたします。その後も、関係機関が訪問やら情報の共有ということを重ねながら見守りを続け、特に問題がなかった場合、その次の実務者会議で協議の上、終結が了承され、対応終結というふうなことになっております。

○議長（前田耕一君）

尾崎議員。

○５番（尾崎邦洋君登壇）

ちょっとデータがないかもわかりませんけれども、例えば単年度、２６年度で解決したというのが、２７年度、２８年度になってまた浮上してくるというか、虐待が行われたというような、そういう実績もあるかと思うんですけれども、大体で結構なんですけれども、再犯率というか、そういうような率でなくても、そういったケースはやっぱりあるのかどうか。あれば大体どれぐらいという数字で結構なんですけど、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

伊藤センター長。

○子ども総合センター長（伊藤早苗君登壇）

具体的な数字は今は持ち合わせてはいないんですけれども、ケースの中で、やはり終結したなと思っておりましても、また情報が入って、もう１回相談につながるということは実際にございます。

それは、その年度のというか、ケース・バイ・ケースですもので、一概にどれぐらいの頻度かと言われるとちょっとわからないんですけれども、実際にあることはございます。

○議長（前田耕一君）

尾崎議員。

○５番（尾崎邦洋君登壇）

先ほどのいじめの解決に当たるところで、亀山市としての対応も聞かせていただきましたが、再度なんですけれども、子ども支援室が児童虐待の情報を得た場合、どのような対応をやられているのか、その辺について再度お聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

伊藤センター長。

○子ども総合センター長（伊藤早苗君登壇）

児童福祉法及び市町村児童家庭相談援助指針等により、市町村が担うべき役割として、児童相談を充実し、子供の置かれた状況を的確に捉え、個々の子供や家庭に最も効果的な援助を行い、福祉及び権利の擁護を行うこととされております。したがいまして、市には児童虐待対応の最前線としての役割がございます。

そこで、児童虐待の情報が入った場合は、子ども支援室がそれぞれのケースの状況に応じて関係機関のかかわりを調整し、初期対応や援助に必要な情報の共有、方針の決定、役割分担、具体的対応等を行っております。例えば死亡リスクが高い乳幼児の対応におきましては、母子保健や医療機関との連携が重要であります。

児童の保護及び措置につきましては、県の機関である児童相談所の権限であることから、児童虐待の認知及び初期対応の時点で綿密に連絡をとり合い、生命の危険があると判断された場合は、両者で協力しながら一時保護を行うなどの対応を行っているところでございます。

○議長（前田耕一君）

尾崎議員。

○５番（尾崎邦洋君登壇）

いじめと虐待の問題について質問させていただきました。非常に難しい、子供だし、本音がどこまで出るかもわからないし、また問題が大きくなったことでまた余計にいじめが増すとか、そういうような事態もあろうかと思いますが、ぜひともこの亀山市からはかわいそうな子供を出さないように日々頑張っていただきたいと思います。

１問、質問を残しましたが、これはまた予算決算委員会で質問させていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

以上で終わります。

○議長（前田耕一君）

５番　尾崎邦洋議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、１０分間休憩します。

（午後　１時４６分　休憩）

（午後　１時５７分　再開）

○議長（前田耕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、８番　福沢美由紀議員。

○８番（福沢美由紀君登壇）

日本共産党の福沢美由紀でございます。

一般質問、本日は大きく３点、就学援助制度について、そして生活保護制度について、最後に障がい児のための施策についてお聞きしたいと思います。

まず、就学援助制度についてでございます。

生活保護世帯や低所得者世帯を対象に、小・中学校の入学準備費用や学用品、給食費、修学旅行費などを援助するために就学援助の制度があります。亀山市の受給率は、一番最近、この２８年度の資料を見ると、小学校で１５６名、受給率が５．５２％、中学校で９５名、受給率７．１４％、合わせて６．０４％とのことであります。国の平均がここ最近１５％ぐらいだったかなあと思うんですけれども、随分低い受給率ですし、三重県全体も低目だとは思うんですけれども、その中でも亀山市は受給率が低いということであります。それでも、１０年ぐらいのスパンで見ると、受給率はだんだん大きくふえてきているというような状況だと思っています。

この就学援助制度の費目の中で、新入学児童生徒学用品費というのがあります。新入学に当たって学用品を準備するための費目ですが、小学校で２万４７０円、中学校で２万３，５５０円の額が支給されます。そもそもこの額が実態の準備費用と合わず、抜本的な見直しの必要性があり、国会でも論議になってはいますが、今回の私の質問は、この新入学児童生徒学用品費の支給時期についてであります。

ランドセルを買ったり制服を買ったりする費用が、入学して、暑い夏の７月に支給されるわけです。何とかこの入学準備に合うように、２月や３月に支給ができないものかと、そのことについての質問であります。

端的にお伺いしますが、２月、３月に支給できるようにできないでしょうか。

○議長（前田耕一君）

８番　福沢美由紀議員の質問に対する答弁を求めます。

大澤教育次長。

○教育次長（大澤哲也君登壇）

４月より早く支給できないかというご質問でございます。

学校教育法施行令第５条第１項によりまして、教育委員会は、翌年度より小学校または中学校に就学すべき者の保護者に対し、４月１日を入学期日として通知しております。また、現在、亀山市就学援助費交付要綱におきましては、亀山市立小学校及び中学校に在籍している者としていることから、４月１日以前に認定することにつきましては、現在のところ、考えていないところでございます。

○議長（前田耕一君）

福沢議員。

○８番（福沢美由紀君登壇）

文科省から、平成１４年にこの要保護費、準要保護費の児童生徒援助費補助金の事務処理につい

てということで通知が出ております。この手続について、るる書かれておるわけですけれども、この中で、学用品費等というところで、学用品費等の要保護者への給与は年度の当初から開始し、各費目について、児童・生徒が援助を必要とする時期に速やかに給与することができるよう十分配慮すること、特に新入学児童生徒学用品費等と書いてあります。

国会での共産党の田村智子議員が質問していますが、そのときも文科省が、この通知はしてあるんだが、速やかに必要とする時期にできるように、引き続き市町村に働きかけていくというご答弁がありました。

４月１日にならないと入学するかどうかわからないとか、いろんな事情は日本全国皆一緒だと思いますので、ぜひ前向きに検討していただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（前田耕一君）

大澤次長。

○教育次長（大澤哲也君登壇）

まず、平成１４年度の、ただいま議員からのお話でございましたけれども、就学援助につきましては、国の補助制度が廃止された平成１７年度以降につきましては、各市町の教育委員会におきまして主体的に実施するということでございまして、認定の時期や方法は各市町により異なっておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

福沢議員。

○８番（福沢美由紀君登壇）

仰せのとおり主体が変わっておりますので、それぞれの自治体が主体的に決めてやっているということは重々承知はしております。しかし、必要な時期にお金が要るんだというこの必要性について言っていることについては、主体がどう変わろうと、この事実は変わらないわけです。実際、私もこの新入学の時期に、なかなか準備するものがたくさんあって大変だという相談を受けましたし、小学校でも大変ですけど、中学校も本当に制服が高い学校もあって大変なわけです。

何とか、この７月という暑い夏になってからランドセルのお金が返ってくるというのもどうかと思いますので、少しでも前向きに何とか、この就学援助を受給している方というのは本当に余裕がない状況でありますので、ぜひとも一月でも二月でもと検討をいただきたい。今まで検討されたことがあるのかどうかと、今後検討する気があるのかどうかをお伺いしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

大澤次長。

○教育次長（大澤哲也君登壇）

本年の３月に三重県のほうで、三重県子どもの貧困対策計画が新たに策定をされております。その中で、就学援助費につきましては、特に新入学児童・生徒の学用品費については、認定や支給の時期を工夫して早めるというような検討をしてほしい旨の働きかけということもございました。

そのようなことからも、あくまで現行の制度の中ででありますけれども、教育委員会といたしまして、現在、保護者の方の経済的なご負担を少しでも早く軽減できるよう、来年度からはその新入学児童生徒学用品費に限りまして、現在７月に支給しておりますけれども、事務の前倒しをさせていただくということで、何とか４月に支払いできないかということを、現在検討をしておるところ

でございます。

○議長（前田耕一君）

福沢議員。

○８番（福沢美由紀君登壇）

何とか４月にということで、私は２月か３月にということで申し上げましたけれども、一歩でも二歩でも前進なのかなと評価はいたしますが、この文科省自身も、主体が変わったことを認識した上で、市町に引き続き働きかけていくと言っていますので、さらなる検討を続けていただきたいなと思います。来年度については、今まで７月だったものが４月になるということについては評価をいたしたいと思います。

この就学援助については、同じく生活保護のほうでも出されていると思うんですけど、そちらでの対応をお聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

水谷健康福祉部参事。

○健康福祉部参事（水谷和久君登壇）

生活保護制度での小学校、中学校及び小・中特別支援学校の入学時に係る扶助費といたしましては、生活扶助の一時扶助費として入学準備金がございます。入学準備のための費用を必要とする場合につきまして、小学校等入学時に４万６００円以内、それから中学校等入学時には４万７，４００円以内と定められております。

入学予定の児童・生徒には、事前に学校から学用品等の購入申込書を保護者に対して配付がございますが、生活保護制度におきましては、実際に購入された品目が支給対象に該当するか、購入明細書及び領収書を確認した上で支給をしております。

なお、支給時期につきましては、毎月の保護費の定例の支給日に固定せず、領収書が確認され次第、随時支給しておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

福沢議員。

○８番（福沢美由紀君登壇）

生活保護のほうでは毎月支給があるという基盤があるからかもしれませんけれども、教育委員会のほうよりも一歩、二歩前進した形で支給がされているということは確認されました。本当に２月、３月の必要なときにできるようにということについては、さらに気を配っていただきたいなと思います。

次の質問に移ります。

この就学援助費に、最近新しく費目で加わったクラブ活動費、生徒会費、ＰＴＡ会費、これについても支給するようにと、私、何度かいろんな委員会や本会議でも質問をしてきました。なかなか県内でも実績がなく、様子見というところで、ずうっと支給されないままで今に至っております。

そこでお聞きしたいんですけれども、この亀山の中で、実際、クラブ活動費、生徒会費、ＰＴＡ会費というのは大体幾らぐらいなのか。そして、これを就学援助費に予算化したら幾らになるのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

大澤次長。

○教育次長（大澤哲也君登壇）

クラブ活動費、生徒会費、ＰＴＡ会費などを保護者の方がどのぐらい負担しているかということでございますけれども、まず小学校でありますけれども、クラブ活動費、生徒会費につきましては、ご負担のほうはございません。ＰＴＡ会費につきましては、平均して年３，８００円程度のご負担ということになってございます。

次に、中学校でありますが、まずクラブ活動費につきましては、加入されるクラブによりまして異なります。ほとんど負担の必要のないクラブもあれば、また運動部におきましてはユニフォームとかシューズとか用具などが負担になるというクラブもありまして、金額についてはさまざまということになってまいります。また、生徒会費につきましては、３校とも負担はございませんけれども、各校ともに生徒活動育成費や教育振興後援会費という形で、年６，０００円ということになってございます。また、ＰＴＡ会費につきましては、年３，０００円程度となっておるということを聞いておるところでございます。

次に、予算化した場合ということでありますけれども、当然、小学校の生徒会費、ＰＴＡ会費については負担がないということで、予算化するという必要はないかと思いますけれども、中学校につきましては、基準といたしまして、生徒会費が５，４５０円、ＰＴＡ会費が４，１９０円という、あくまで国の参考の基準でありますけれども、それをもとに予算化していくものかと考えております。

○議長（前田耕一君）

福沢議員。

○８番（福沢美由紀君登壇）

全国でも少しずつ、これも支給するところがふえているかと思うんですけれども、一遍に３項目とか２項目ということでなくても、少しでも支給を検討するという考えはないのかをお伺いしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

大澤次長。

○教育次長（大澤哲也君登壇）

このクラブ活動費等の支給というようなことでありますけれども、平成２８年度現在、亀山市を含めまして、県内１４市において支給を行っている市はございません。現時点においては考えていないところでございます。

○議長（前田耕一君）

福沢議員。

○８番（福沢美由紀君登壇）

どこかがやればするのか、いいことなら別に１番でしてもいいんじゃないかなと思うんですけれども、年間で１万円ぐらいかかってくるということが非常に、やっぱり兄弟さんもあったりすると大変だと思いますので、どこかがするのを待っていないで、ぜひ毎年検討を続けていただきたいなと思います。

次の質問に移ります。生活保護問題についてです。

生活保護の扶助費の中に加算があって、冬季加算というのがあります。今はまだ暑いんですけれども、冬場の加算なんですけれども、これについて、亀山市で冬季加算というのがどのようなものかと、世帯と金額についてお伺いしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

水谷参事。

○健康福祉部参事（水谷和久君登壇）

生活保護の冬季加算につきましては、生活扶助の居宅基準第２類に分類されるものでございまして、１１月から３月までの冬季に生活扶助に上乗せして実施されるものでございます。冬季加算は、その名のとおり、冬場における灯油代といいますか、暖房代の支出に対応するために加算されるものでございます。

亀山市におきましては、全国的には６区ということで、日本で地区を６つに割っておる中で、一番暖かい地区に該当するということでございます。今年度では、ひとり世帯では月額２，５８０円、２人世帯では３，６６０円、３人世帯で４，１６０円と、世帯の人数がふえるほど支給金額は増額するものでございます。

○議長（前田耕一君）

福沢議員。

○８番（福沢美由紀君登壇）

２，５８０円、４，１６０円ということで、どうでしょうか。変動があるんですけれども、１缶ともうちょっと買える、２缶買えるときもあるんかもしれませんけど、大体一月に１缶ないし２缶弱ということなのかなあと思うんですけれども、これは変動がありまして、去年はまだよかったのかなあと思うんですけれども、本当に高いときですと、生活保護世帯の方、ご承知のように高齢者であるとか障がい者であるとか、高齢者であると病気の方やらがたくさんいらっしゃるわけですけれども、亀山は６区ということで暖かい地域に区分けされております。これは要するに、亀山というか三重県ですね、沖縄と一緒なんですよね、この６区というのは。ですから、本当にああいうところと一緒の分け方の中で、暖かいからこれだけでいいですよということなんですけれども、ご承知のとおり鈴鹿おろしがあり、寒いところから来た人でも亀山は寒いなあと言われることがあるわけですね。

たしか２００８年だったか２００９年だったか、ちょっと私も今、急に思い出して調べたんですけれども、補正予算で１回、市単で灯油代を手だてされたことが亀山はあったと思うんです。多分非常に変動があったせいか、特別に６０万ぐらいの補正予算を冬に組まれたことがあったと思うんですけれども、非常にやっぱり足らないという状況の中で、そんな沖縄と一緒の６区ということにあぐらをかいていないで、この亀山という特性で冬季加算をふやす必要があるんじゃないでしょうかという質問です。そのようなお考えはあるかどうかをお伺いしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

水谷参事。

○健康福祉部参事（水谷和久君登壇）

冬季加算につきましては、平成２７年度に改正が国のほうでございまして、ひとり世帯につきましては従前よりも６０円、月額増額、それから２人世帯につきましては３９０円、月額の増額、そ

れから３人世帯につきましては２６０円、月額で増額されたところでございます。

議員おっしゃいました灯油が急騰する場合といいますか、異常気象とかオイルショック等で急騰する場合には、冬季加算の増額も今後検討していく必要があるというふうに今考えておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

福沢議員。

○８番（福沢美由紀君登壇）

全国で冬季加算が削減されているという中で、わずかですが増額があったということで、今のところ必要性を感じておられないということですけれども、私はやはり沖縄と一緒ではどうなのかなあと、これはずうっと思いますので、ぜひとも考えていただきたいし、でもこの変動によって大変だなあということの判断の中で、そうやって手だてをする考えはあるということについては評価をしたいと思います。

これはちょっと申し上げてなかったことなんですけれども、この冬季加算について、例えば疾患や障がいによってこの基準の１．３倍まで上げていいですよということが生活保護手帳を見ていましたら書いてありまして、ドクターの診断書であるとか、介護度であるとか、そういうものを鑑みて、傷病・障がいなどによる療養のため外出が著しく困難であり、常時在宅せざるを得ない者であるとか、また乳児がいる世帯とかということで、加算額をふやしてもいいというようなことがあるわけですけれども、そういう世帯をきちんと見ておられると思うので、そういう状況に応じて臨機応変に見ていただいているのかどうかを確認だけしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

水谷参事。

○健康福祉部参事（水谷和久君登壇）

議員おっしゃられるとおり、２７年度の改正において、傷病・障がい等により常時おうちに見える、在宅の方といった特別な事情がある場合にはという前提条件がついておりまして、見直し後の冬季加算額で賄えない場合に限り認めることができるというふうな取り扱いになっております。

現在のところ、対象の方の申請というのは受けていないところでございます。

○議長（前田耕一君）

福沢議員。

○８番（福沢美由紀君登壇）

血圧が高い人も寒いのを我慢してはいけませんし、眼圧が高い人も寒いのを我慢してはいけないと聞いています。ぜひまた丁寧に日々の指導の中で聞いていただいて、対応していただきたいと思います。

地域消費喚起・生活支援型交付金というのがあって、これを余らせておるやないかという議論もありましたけれども、全国のこの交付決定を見ていますと、低所得者向けの灯油等購入助成に充てた自治体が６８あって、６億円使われております。本当にやっぱりこれは大事だなあということがみんな認識されていることだと思うので、ぜひこれから寒い冬を迎えていく中で考えていただきたいことだと思います。

次の質問です。生活保護費の支給方法についてお伺いします。

生活保護費の支給方法については、私が厚労省に確認をしたところ、基本的には銀行振り込みであるということを言われたわけなんですけれども、亀山の現状がどうであるのかということをお伺いしたいと思います。その内容をお伺いしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

水谷参事。

○健康福祉部参事（水谷和久君登壇）

亀山市福祉事務所では、保護の決定実施に係る判断基準というものを定めておりまして、保護費の支給は、新規に申請があって保護になった方は３カ月間は窓口払いで、それとまたは特別な事情があるケースを除きまして、被保護者の口座への振り込み支給を原則とする取り扱いとしておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

福沢議員。

○８番（福沢美由紀君登壇）

市町でいろんな基準を決めてやっておられるということはあるんだろうと思うんですけれども、いろいろ県からの指導とかもあると思いますが、これからもずうっとそういう形でやってこられるのか。要するに、厚労省が言うところの基本的には振り込みですよというところに持っていくのか、お考えをお聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

水谷参事。

○健康福祉部参事（水谷和久君登壇）

２８年８月現在の保護費の支給の状況でございますけれども、約８割の方が振り込み支給、それから約２割の方が窓口払いの現状がございます。

そのうち、窓口払いの理由なんですけれども、なかなか訪問しても会えない世帯、それから新規から３カ月未満の世帯ももちろんありますし、あと外国人の方で言葉の通じない世帯の方とか、あと生活保護法の第６３条、第７８条による返還の義務のある方につきまして、窓口払いを現在、保護者の方への説明のもと、やっておるところでございます。

今後におきましては、厚労省から通知のありましたように、可能な限り窓口払いから振り込みのほうに移していきたいというふうには考えておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

福沢議員。

○８番（福沢美由紀君登壇）

私がなぜこういう質問をするかといいますと、決まった日に担当のところにお金をもらいに行くということに関して精神的に苦痛を感じておられる方がおられるという報告や相談を受けたことがあるからです。全国的にもこれについては議論をされていて、少しずつ改善していきたいということですので、ぜひお願いしたいなあと思います。

時間がございませんので、障がい児のための施策についてお伺いしたいと思います。

障がい児のための施策について、まず１点目は療育センターの設置についてです。

以前、私がこの一般質問でも聞きましたときに、療育の必要性については、担当も市長も強くあ

るんだということでご答弁をいただいたことを覚えておりますが、センターという意味での設置についての見通し、これからの計画にどうやってのっていくのかということについてをお伺いしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

伊藤子ども総合センター長。

○子ども総合センター長（伊藤早苗君登壇）

本市の療育につきましてということで、子ども総合センター子ども支援室が、療育事業を相談事業として平成１９年度より開始し、現在に至っております。

療育相談事業がスタートした当初は、発達障がいの専門的な療育として注目をされましたが、発達障がい以外の種別の障がいにも対応してほしいという市民のニーズが高まり、今まで受け入れができなかった種別の障がいについても対応を検討してまいりました。

療育の幅を広げる取り組みとして、平成２６年度から２年間、亀山市立医療センターと共同で療育の調査・研究事業を行い、肢体の機能訓練等を個別療育の中で行ってまいりました。また、本年度からは、療育スタッフの資質向上、障がいのある児童を園で受け入れるための体制強化、本市の療育ルームで子供専門の療法士から直接療育を受けることができるよう、三重県草の実リハビリテーションセンターと市町療育支援事業での連携も開始し、取り組みを進めているところです。

引き続き今後ということですので、平成２７年３月に策定しました亀山市子ども・子育て支援事業計画等に施策の方向性を示してまいりましたが、今まで培ってきた集団療育や個別療育のノウハウを継承しつつ、現状の課題を整理し、療育が必要な児童のための施設として児童発達支援センターの設置を検討いたします。

○議長（前田耕一君）

福沢議員。

○８番（福沢美由紀君登壇）

児童発達支援センターということで、多様な対象を見ていただくというようなことのセンターをつくっていただくんだろうなあと理解をいたしました。ぜひとも前向きに日々進めていただきたいなと思うんですけれども、この療育というのは未就園児さんが対象なんですね。小学校に行ってからのこととか、あと一般の保育園なんかで障がい児のお子さんが皆さんと一緒にどのようにやっているのかとか、保育園の職員に指導をするとか、そういう保育園に見守りに行くというんですか、指導に行くような、そういうサービスも考えておられるのかとか、あと小学校に上がった後の放課後デイという放課後児童クラブみたいなもんですかね。そういうものも民間ではありますけれども、なかなか足らなくて、亀山は本当に待機児童がいっぱいいるような状況なんですけれども、そういうことも含めたものなのかということで、もしわかっておれば伺いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

伊藤センター長。

○子ども総合センター長（伊藤早苗君登壇）

詳細な中身につきましては、計画に基づいて、今後検討を進めていきたいなあと思っているところでございます。今、貴重な意見をいただきましたので、前向きに検討はしていきたいと思っているところです。

○議長（前田耕一君）

福沢議員。

○８番（福沢美由紀君登壇）

なかなか、場所を初め中身としても詳細なことがわからないということですので、これから日々わかり次第、出していただきたいなあと思います。

本当に必要な子たちや必要な親たちが、そこにつくり上げていくときに声を上げられるような形をぜひつくっていただきたいなと思います。

最後の質問に入ります。

これも追いかけ質問なんですけれども、以前、保育園の障がいのあるお子さんへの保育士の加配が、３歳児以上については保育士じゃなくてもいい、介助員に置きかえられるということが、今、続けられております。これについて、私はもう保育士に戻すべきではないかということを引き続き問い続けたいんですけれども、今の現状についてまずお伺いしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

伊藤センター長。

○子ども総合センター長（伊藤早苗君登壇）

現在ですけれども、支援が必要な３歳未満児に対しまして加配保育士３人、３歳以上児につきましては２２名の介助員を配置しております。

今お話ししましたように、公立保育所におきましては、現在、支援の必要な児童に対し、その程度に応じて、３歳未満児には加配保育士を、３歳以上児には平成２６年度から介助員を配置しております。保育支援の充実を図るため、特別支援教育・保育等の専門知識を有する講師を招いた研修会を年に数回開催し、介助員のスキルアップに努めているところです。

また、児童の支援方法につきましては、担任保育士等と情報を共有し、相談や連携により適切な対応に努めているところです。さらに、子ども支援室の個別相談や療育等の場に介助員が同席し、個に応じた支援のあり方を学ぶ場合もあります。

現状でございました。

○議長（前田耕一君）

福沢議員。

○８番（福沢美由紀君登壇）

私、前回の質問で、５市ぐらいに電話をして、どこも保育士を介助員に置きかえている市はなかった。１つだけあったのは、病気のかげんで保育士を看護師に置きかえている例が一例だけあっただけでした。

ほかの市はどうなのかなあと思って、県にまず私は聞いてみました。県の職員さんは、一般財源化していますので、何人障がい児さんがおられて、それにどういうふうになってということを、各市町の状況を把握しているわけではないですけれども、当然保育士さんを置いておられると思いますとお答えになりました。私が各市町に電話をしたときの反応もそうなんです。保育士じゃないってどういうことですかと言われるんです。

研修をしているから大丈夫だというおっしゃりようでしたけれども、研修で済むんなら、警察だって、学校の先生だって、研修をして誰でもなれるじゃありませんか。研修で済むんなら、どんな

世界だって別に資格が、その子供たちにやっているんじゃなくて、それは一人一人、介助員さんでも優秀な介助員さんもいらっしゃる、性格が合うとか合わないとかもある。ですから、私はそういう個々のことを言っているんではなくて、やはり子供たちにどういう環境を整えるかという市のあり方を問うているわけです。

その子供たちの中でも特に小さい保育園児というところの専門職を、専門職じゃないふうに置きかえるということは、果たしてこれは正しいことなのか。それでコストが安くなるのか。将来的に本当にその子供が育つという、発達支援を受ける中で本当の意味でのコストカットになるのかというと、私は、それは全然違うんだと思うんです。前の質問からほかの市町を聞いていただいたのかどうかわかりませんけれども、研修をしているから大丈夫だというようなその言い方は、前回と一緒です。

発達支援が特に必要な障がい者のお子さんですよね。そこに専門の保育士さんが、健常に発達している子と障がいのある子との間で一緒に集団生活が楽しく送れるようにとか、小学校に行ったとき困らないようにとか、きめ細やかに保育をしてくれる方なんですよね。そこを取り上げていいんでしょうかね。

障がいのある方が殺傷される事件がありましたけれども、公立保育園の役割としては、本当に障がいのあるお子さんとそうじゃないお子さんが一緒に過ごすことで、子供たちが学ぶこと、先生たちが学ぶこと、そして親たちも学ぶことがたくさんあると思うんです。そういう地域の中核になっていくのが、拠点になっていくのが公立保育園の役割やないでしょうか。

ぜひとも再考いただきたい。もう一度お考えをお聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

伊藤センター長。

○子ども総合センター長（伊藤早苗君登壇）

３歳以上児につきましては、今後につきましても、現時点では介助員が対応していくことになろうかと思っているところです。

重篤な病気や重度な障がいがある等、特別な事情があるお子さんにつきましては、現在、看護師を配置させていただいているところでして、今後も児童個々の状況を踏まえながら、十分配慮した支援に努めてまいりたいと思っているところでございます。

○議長（前田耕一君）

福沢議員。

○８番（福沢美由紀君登壇）

年齢で分けてしまうという、私はそのやり方の誤りのもとが、新しく子ども・子育て支援が始まって、３歳児以上は教育で、３歳児以下は保育だという誤った考え方があるんじゃないかなあと思います。健常なお子さんの３歳未満と３歳児以上は、発達の仕方が、またそれで分けて特徴があるのかもしれませんが、発達に障がいのあるお子さんなんかは、特にそこの３歳というラインが妥当なのかどうかということについては検討されたんでしょうか。

障がいのある３歳のお子さんと、本当に３歳になったらすぐに保育士さんじゃなくて、専門性が剥ぎ取られてしまうということ、この年齢のラインで切ってしまうということに、私はすごく行政のナンセンスがあると思うんですけれども、これは本当に三重県の中で亀山市が１８歳まで途切れ

のない支援をと言って、本当に亀山市はすばらしいねと言ってもらっているのに、非常に恥ずかしいやり方だと思いますよ。本当に後ろ指を指される、笑われる、心配される事案です。私が聞き取る中で、みんなが心配してくれました。

簡単に３歳児以上、３歳児以下、そんな分け方をしないで、子供一人一人を見てとおっしゃいますが、最終的には３歳でかわるわけですよね。３歳を迎える親御さんの気持ちは本当に切実でした。のみ込みの発達が悪い子は、親でもご飯を詰まらかしてしまって、お医者さんに走らなあかんのではないかという状況があるのに、今まで保育士さんがやっていたのを違うようになるということはどうなるのかしらということを、本当に心配されている親御さんもありました。

一人一人に向き合う時間というのが、実際、保育園に行きますと、本当に保育士さんは大変ですよね。たくさんの保育園児たちの中で、そんなにきちきちとおってほしいところにおるわけでもなく、時間どおりに動くわけでもない中でやっておられる。そのためには、やはり行政が基盤の環境を、人も含めた環境をきちんと整えてあげるということが大事な仕事じゃないでしょうか。市長のお考えを最後にお聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

福沢美由紀議員のご質問にお答えをいたします。

ご案内のように、本市が２０年ほどかけまして、特別支援教育、それから保育、この分野におきましてさまざまな、非常に県内を引っ張るチャレンジングな取り組みを積み上げて今日に至っております。そういう意味では、私どもはこれからも、今ご質問いただきました療育の問題含め、特別支援におけます保育、それから小・中も含めた教育・保育、このことの重要性は十分認識をしながら今日進めてきておるところであります。今後におきましても、同様なところであります。

ご案内のように、市単独で個の学び支援ということで、そこをいかに手厚くしていくかということでは、例えば正規の職員の問題とプラス介助員の人材といいますか、いわゆるマンパワーの問題、これは独自に今日積み上げて、現在の限られたリソースの中で最大限、今、対応をさせていただいておると思っておりますが、先ほどの質問のやりとりでも答弁させていただいておりますが、今後につきましても、私どもは正規保育士の計画的な増員も図りながら、児童個々の状況に配慮いたしました支援等の体制につきまして、可能な充実を探っていきたいというふうに考えておるところであります。

○議長（前田耕一君）

福沢議員。

○８番（福沢美由紀君登壇）

保育士さんと介護士さんと、十把一からげにした増員ではなくて、きちんと専門職を必要な子たちに充ててほしいという質問です。ぜひそのことを酌んでいただきたいし、研修を受けたらそれでいいんではないかという考え方は、保育士さんの専門性を認めていないということにもつながります。勉強をしてこられて、発達支援を遊びや生活を通してするこの専門性について、とうといと思っていらっしゃらない。だから、私はいろんなことが、非正規で担任をされたり、非正規の保育士さんが多かったりということ、きちんと正規で雇うということになかなか進んでいかない原因でも

あるんじゃないかなあと私個人は感じています。

特に、この障がいのあるお子さんについてはぜひ、全体的な人員をアップということではなくて、保育士というところで、特に障がいのあるお子さんだということで今言っていただいたかどうか、もう一度確認したいと思います。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

先ほど申し上げました中で、いわゆる正規の保育士の増員ということについては、計画的にこれを配置していくということを申し上げたところであります。

○議長（前田耕一君）

福沢議員。

○８番（福沢美由紀君登壇）

どの子にも保育士は大事ですけれども、やはり優先的に障がいのあるお子さんの加配は保育士でやっていただきたいと思うんですけど、そこのところはどうでしょうか。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

先ほど申し上げました本市の特別支援の教育・保育のこの体系が、２０年ぐらいかけてこのような体系がつくられてきておるところであります。それは、いわゆる障がいをお持ちの子供さん方の保育・教育について手厚く、介助員よりも正規の保育士というお話でありますが、そういう体制の中で、その子供さん方のサポートを本市としては積み上げてきたという積み上げがあります。

今申し上げておりますのは、それも含めてどのように、さらに現状の課題の中でこれを充実させていくのかという中には、当然正規の保育士の計画的配置をしていくということを申し上げておりますし、当然それだけではなくて、介助員との関係の中でこの体制がどうあるべきなのかということについては、やはり本市としてさらによりいい状態が何なのかを考えていかなくてはならないということを先ほど申し上げたところでありますので、ご質問の趣旨は十分理解をさせていただいておりますし、たださまざまな要素がありますので、それを総合的に判断する必要があるということをご理解いただきたいと思います。

○議長（前田耕一君）

福沢議員。

○８番（福沢美由紀君登壇）

今までずうっと積み上げられてきたんですよ。それがほんの数年で、保育士が剥ぎ取られたんですよ。今まで積み上げてきたことを大事にしてくださいという質問なんです。

これ以上言っても、なかなかはっきりくっきりとはおっしゃらないのでわかりがたかったんですけれども、保育士は増員していただくと。それを必要だなあということをきちんと見て、やっていただくという思いは受け取った気がいたします。ぜひとも障がい児の加配は保育士にということで、これからも前向きに考えていただきたいことを申し上げて、私の質問を終わります。

○議長（前田耕一君）

８番　福沢美由紀議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、１０分間休憩いたします。

（午後　２時５０分　休憩）

（午後　２時５９分　再開）

○議長（前田耕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、４番　新　秀隆議員。

○４番（新　秀隆君登壇）

よろしくお願いします。

４番、公明党、新でございます。

通告に従いまして、一般質問に入らせていただきます。

今回は大きく３点でございます。

そのうち、１点目に土砂災害防止法についてということから始めさせていただきます。

先月、８月２０日で、僕の記憶には新しいんですけれども、もう既に２年たってしまった、広島の北部に大きな災害をもたらしました、豪雨による土砂災害が発生いたしまして、もう２年がたってしまいました。それにつきまして、先月も東北地方、そして北海道でまた甚大な状況が続き、非常に心を痛めるところでございます。

また、本日も台風１３号がどのぐらいのものかと思っておりましたが、朝出るときは天気よくて、先ほど大きな音を立てて雨が降っておりましたが、ついさっきちょっと外を見ると非常に青空になっておると、このぐらい天候が非常に変化する昨今でございます。

そこで、今回は土砂災害防止法、これによって亀山市の皆さんの命、そして財産、これがどのように脅かされていて、またそれについてこの法によって何が市としてできるのか。確かに大半は県の実行事項でもございますんですけど、この法につきまして、まずは土砂災害の警戒及び土砂災害の特別警戒、俗に言うレッド、イエロー、こちらのゾーンのことでございますが、今どういうような状況を把握されているのか、亀山市としての把握状況をお伺いいたします。

○議長（前田耕一君）

４番　新　秀隆議員の質問に対する答弁を求めます。

松本建設部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

ご質問の、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の現状につきましてご答弁をさせていただく前に、土砂災害防止法についてご説明をさせていただきます。

土砂災害防止法の目的といたしましては、土砂災害の可能性のある区域をあらかじめ指定することにより土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域について、危険度周知、警戒避難体制の整備、一定の開発行為の制限、建築物の構造規制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進することを目的としてございます。

土砂災害の可能性のある区域といたしましては、土砂災害警戒区域、先ほど議員もおっしゃられました通称イエローゾーンと言われるものにつきましては、急傾斜地の崩壊等が生じた場合に、住

民等の生命、または身体に危害が生じるおそれがあると認める区域となってございます。

また、土砂災害特別警戒区域、いわゆる通称レッドゾーンと言われるものにつきましては、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に建築物に損壊が生じ、住民の生命、または身体に著しい危害が生じるおそれのあると認める区域となってございます。

住民の方への周知につきましては、区域指定を行う前に住民説明会を開催させていただいてございます。また、県の告示が行われた後に、区域指定された箇所を市のホームページからも閲覧することができるようにリンクをさせていただいているところでございます。

ご質問の亀山市の現状につきましては、三重県から平成２５年度より区域指定が行われておりまして、平成２７年度末現在の指定を受けている区域といたしましては、市内安坂山町、両尾町、辺法寺町、川崎町、関町沓掛、関町坂下、関町市瀬、関町白木一色などの地域におきまして土砂災害警戒区域、イエローゾーンですが、こちらが２６３カ所、土砂災害特別警戒区域、レッドゾーンでございますが、２４７カ所となっております。以上でございます。

○議長（前田耕一君）

新議員。

○４番（新　秀隆君登壇）

法についてもご説明いただきまして、その法で何ができるかという形でお伺いしようかと思ったんですけれども、既に言っていただきましたので、このレッド、イエローを合わせて５００カ所ぐらいあるということで、地域のほうに説明ということで、実際、私も自分の住んでいる地域で説明に県のほうから来ていただき、もちろん市の建設部の方も一緒に来ていただいたんですけど、説明自体はどのぐらい進んでおられるのか、その点をお伺いいたします。

○議長（前田耕一君）

松本部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

住民の方への周知につきましては、先ほどお話しさせていただいたんですが、区域指定を行う前に住民に対して説明会を開催させていただいてございます。また、県の告示が行われました後には、区域指定箇所がわかるようにということで、市のホームページからも閲覧できるようにさせていただいておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

新議員。

○４番（新　秀隆君登壇）

私がお伺いしたかったのは、対象がどのぐらいで、現在何割ぐらいまで説明が済んでいるのか、そういうふうに答弁いただきたかったんですけれど、それは答弁が出ますか。

○議長（前田耕一君）

新議員、指定後に説明をしたかということでいいんですか。対象がというのは、約５００カ所ですけれども、対象が５００カ所で、その後に説明をしたという質疑でいいですか。

○４番（新　秀隆君登壇）

失礼いたしました。もう一度。

対象は地域なので、その地域で説明する、その地域の対象。

○議長（前田耕一君）

松本部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

指定区域につきましては２５年度から順次指定をされてございまして、２５年度に指定されたものにつきましては、土石流につきまして、安坂山町、関町沓掛、関町坂下、それから急傾斜地の崩壊につきましては、安坂山町、関町沓掛、関町坂下、関町市瀬、両尾町、辺法寺町となってございます。また、２６年度に指定された箇所につきましては、土石流について、関町の市瀬、関町新所、それから急傾斜地崩壊につきましては、小川町、辺法寺町、関町市瀬、両尾町、川崎町、太森町。それから、２７年度に指定された箇所につきましては、土石流につきまして、白木町、関町白木一色、関町新所、関町市瀬、関町鷲山、それから急傾斜地の崩壊につきましては、川崎町、田村町、太森町、みずきが丘、長明寺町、関町新所、関町泉ケ丘、それから関町富士ハイツ、関町木崎、関町白木一色、関町鷲山、関町会下でございます。

それぞれにつきまして……。

（発言する者あり）

○建設部長（松本昭一君登壇）

済みません、ちょっと全箇所について説明が終わっているかどうか確認させていただきますのでよろしくお願いします。

○議長（前田耕一君）

新議員。

○４番（新　秀隆君登壇）

今の話を総合しますと、大体県も対象に対して大体８割ぐらいが説明できておると理解させていただきます。

要は、その説明の中で、どのようなことが市民に手を差し伸べられるというか、また金額的な助成があるのかないのか、こういうことについて説明会、そしてレッド、イエローゾーンが明確になることによって市民の皆さんにどのぐらい市として何ができるか、その辺をお伺いいたします。

○議長（前田耕一君）

松本部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

先ほどは失礼いたしました。指定をされた箇所につきましては、全て指定をされた後に説明会を開催させていただいてございます。

それから、市が実施できることでございますが、市といたしましては、土砂災害に対する警戒避難体制の整備、それから土砂災害ハザードマップの作成を行うことということでございます。また、新たな危険箇所がふえないように、危険な場所に対して開発の規制、建築物の構造規制を行い、抑制を図っていくということでございます。

○議長（前田耕一君）

新議員。

○４番（新　秀隆君登壇）

今、松本部長のおっしゃっていただいた内容では、特に何か申請を出して、そして危険な崖とい

ますか、土砂災害の発生しそうな警戒区域、特別警戒区域の場所に対する金銭的な補助はないというふうに理解させていただいてよろしいでしょうか。

○議長（前田耕一君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

土砂災害防止法で指定をされますと、その場所について税の軽減措置をいたすことにいたしました。県がその指定をしますので、１つの土地に少しでもかかっておる、１筆の土地ですね、それについては税の軽減をやらせていただいておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

新議員。

○４番（新　秀隆君登壇）

次の話に移る前に、ハザードマップで危険な崖とかその辺を表示するべきだと前々から私も提言はしておるので、それをすることによって土地の評価が下がるというところで嫌だというところも確かに懸念されるところでございますが、でも今、上田部長のおっしゃるように、税の軽減、そのようなことは若干あるという答弁をいただきました。

それで次の、市内の土砂災害のハザードマップについてでございますけど、実際、２０１６年には、防災マップの洪水ハザードマップ約２万３，０００部を、危機管理局のほうから報告いただきましたが、全戸配付済みですと、亀山独自の洪水ハザードマップというふうに聞き及んでおります。しかしながら、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域のハザードマップは作成できていないと。今までも質問させていただくところは、県のホームページとかを参考にしてくださいと。確かに県のを見てみるんですけど、最近ちょっとは見やすくなったんですけど、前はかなり大まかな形ではございました。

これにつきまして、亀山市として独自の、私の申し上げます土砂災害警戒区域、そして特別警戒区域のハザードマップ、これの亀山市の取り組み状況、進捗状況といいますか、やるのかやらんのか、そういうふうなのを含めて、今の現状、この先のことをお伺いいたします。

○議長（前田耕一君）

松本部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

ハザードマップの作成につきましては、現在、三重県で進めてございます土砂災害警戒区域の区域指定が、平成２９年度に亀山市内全域の区域指定を完了する計画であるというふうに伺ってございます。そういうことですので、指定の作業が完了後、三重県及び関係部署と連携を図りながら、防災マップ、洪水ハザードマップに土砂災害情報を加えてまいりたいというふうに考えてございます。

また、地域防災計画への掲載につきましては、土砂災害警戒区域等についても当該計画に記載をしてまいりたいというふうに考えてございます。以上でございます。

○議長（前田耕一君）

新議員。

○４番（新　秀隆君登壇）

今のご報告では、県が２９年に完了するということで、亀山市もそれに合わせて進めていくということであります。これは、もちろん洪水のハザードマップはマップ、また今後土砂災害警戒区域のところは別というんではなく、一体になるものというふうに思ってはおるんですけど、それは後でまたお伺いいたしますので、次の急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律についてというところでございますが、まず順番に、この法律につきまして、どのようなものかお伺いいたします。

○議長（前田耕一君）

松本部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

急傾斜地の指定、調査、崩壊対策事業等につきましては、県が行います事業となってございます。

急傾斜地の調査につきましては、平成１３年度に三重県で行っていただいた航空写真等や現地調査により確認されました急傾斜地崩壊危険箇所は、現在４２１カ所でございます。

○議長（前田耕一君）

新議員。

○４番（新　秀隆君登壇）

私がちょっとお伺いしたかったのは次で一緒に聞かせていただきますけど、進捗状況というと４２１カ所というふうなご報告をいただきました。

それにつきまして（２）のほうでございますが、想定される被害状況についてということで、こちらにつきましては、どこのどういうところが悪いというのを聞くとちょっと語弊がございますので、今回、急傾斜地における崩壊、土石流、地すべり等の被害が多々懸念される、それらは、想定される被害においては個々の地域の名称ではなく、急傾斜地における地形とか、またそれを地域性、土地柄といいますか、そういうふうなもので、どういうところに注意すればよろしいものか、そのポイントをお伺いいたします。

○議長（前田耕一君）

松本部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

急傾斜地でございますが、急傾斜地の危険箇所につきましては、崩壊するおそれのある急傾斜地で、高さ５メートル以上、傾斜度が３０度以上で、傾斜により被害を生ずるおそれのある箇所でございます。

先ほど申し上げました４２１カ所のうち、急傾斜地崩壊危険区域として法的に知事が指定している箇所は６１カ所でございます。その箇所につきましては、５戸以上の人家、または５戸未満であっても公共施設等に被害が生じるおそれのある土地の区域でございます。

○議長（前田耕一君）

新議員。

○４番（新　秀隆君登壇）

ご説明いただいたような箇所、こういうところを想定して、気をつけていくべきだと思います。

それにつきまして、初めに急傾斜地のこの法とはどんなものかというところでちょっと３番に絡めて言うんですけど、実際には、もし工事を申請する場合は、このようなと言ってもちょっとわからないと思うんですけど、知事宛てにそういう工事の許可申請のようなものを出すわけなんですけ

ど、普通に、うちの前が危ないからこれを書いて知事に出せばええのかなあとか、そういう問題でもないとは思うんですけど、また金額の割合のこと、こちらもちょっとご説明いただきたかったんですけど、県・国が８割、そして市町が１割、そしてその所有者といいますか、地権者が１割というような状況が一般的な形になっておるんですけど、ここで亀山市と行政として県とのパイプといいますかつながり、どういう役を担っておるのか、その点についてお伺いいたします。

○議長（前田耕一君）

松本部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

急傾斜地崩壊対策事業につきましては、先ほど申し上げましたとおり、傾斜度３０度以上、高さ５メートル以上で、崩壊による危険が生じるおそれのある人家が５戸以上、または５戸未満であっても学校・病院等に被害の生じるおそれのある土地で、県において傾斜地崩壊区域に指定された区域内で、県が急傾斜地崩壊防止のために行う事業でございます。

市は、地元から出されました要望について、先ほど申し上げました事業を採択いただけますように、県に進達をいたしてございます。事業採択がされ、対策工事が行われることになりますと、市は県に受益者負担金として、先ほど議員おっしゃられたように２０％の負担が市といいますか、地元のほうに負担が来ます。そのうち、２分の１につきまして、受益者であります個人にご負担をいただいているという状況でございます。

先ほど２０％と申し上げたのは、県単独事業の一般的な事業ということでお示しをさせていただきました。

○議長（前田耕一君）

新議員。

○４番（新　秀隆君登壇）

一般的な形ということで、市のほうもそういう書類の面とかはサポートといいますか、協力はしておられると思うんですけど、そして金額的な割合ですけど、ちょっと調べたところでは、本当に丸々２割を地権者に請求といいますか、行くところの地域も全国的に見えてはありました。そういう中で、また県内でも、本来は１０％をいただくところを５％になるとかいうところもあると聞いております。

この点につきまして、亀山市としては、今後、やはり安心・安全のまちづくりという面、またちょっと法的には変わってくるかわかりませんけど、子供の通う通学路とか、そういうふうに絡むところとか、これは別の補助も出てくるとは思うんですけど、もうそういうのも踏まえて、やはり金額の割合を検討するような思いはございませんでしょうか、お伺いいたします。

○議長（前田耕一君）

松本部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

急傾斜地崩壊対策事業につきましては、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第２３条におきまして、工事に要する費用について、受益者の負担を求めることを規定してございます。これは、一部の特定の方が一般的な利益をはるかに超えた特別の利益を享受する場合があり、工事が一般納税者の負担において行われることから規定されたものでございます。この法律に基づき、急

傾斜地崩壊対策事業の受益者負担につきましては、現在、先ほど議員おっしゃられたように、市の負担分の２分の１に当たります事業費全体の１０％を受益者にご負担していただいているところでございます。

県内１４市の受益者負担の割合の状況ですが、先ほど議員のほうから亀山市よりも少ないところもあるというお話でございましたが、１４市の状況につきましては、亀山市と同様に事業費の１０％を負担いただいているところが６市、それから亀山市よりも多い２０％全額を市民の方からご負担いただいているという市が２市、それから事業費の１０％未満の市が３市、それから受益者負担なしで全額市が負担しているというところも２市というような状況でございます。

今後についてでございますが、一般の公共事業とは異なり、一部の特定の方が利益を得ることになりますことから、事業費の１０％を受益者の方にご負担いただくものと考えておりますが、今後につきましては、県に市の受益者の負担の軽減について要望してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（前田耕一君）

新議員。

○４番（新　秀隆君登壇）

三重県内１４市をとっても、先ほど部長のおっしゃっていただいたような、かなり幅が振れていると思います。亀山市も通常どおりというところではございますんですけど、今後、やはり受益者の市民の公平さを考えると確かに、私らはそんなところを通らへんのに関係ないわという人から見ればそうかもわからんですけど、やはり親戚の人が通るとか、やっぱり同じ市内に住んでいれば縁のある方もお見えですので、その辺はゼロというわけにもいかんかわかりませんですけど、そこら辺を考慮していただき、今後しっかりまた検討を進めていただくなり、そして市としてのスタンスを、先ほどもありましたが、よそはせんけど亀山市は先陣を切ってやるんだぞというような意気込みも何とか期待したいところでございます。

ここのところはこれで終わります。

そして最後のところでございますが、空き家・空き地対策についてということで、今回、議案第５３号亀山市空家等対策の推進に関する条例の制定についてということで上程されておりますが、議案のほうで言えなかったのは、私は、今回は委員会で提言した内容等をちょっと、検証というわけではないんですけど、比較して、それについて行政としてどういう考えを持って今回こういうふうな形になってきたかということを確認していきたいと思います。

まず時系列的なことで流れを申させていただくと、さまざまな議員のほうからもありましたので、かなり釈迦に説法的なところもございますんですけど、今回、服部議員もおっしゃっておったように、当初、平成２６年９月２４日の産業建設委員会所管事務調査報告があった、その所管事務に私も参加させていただいておりました。それにつきまして、この９月２４日に市長への提言をさせていただきました。そして同日、委員会提出議案第１１号として、空き家対策に関する意見書という形で提出させていただきました。これが平成２６年９月２４日です。そして、そこから始まる同年の平成２６年１１月１９日に国会で成立され、そして１１月２７日に公布、２７年の２月に一部施行され、２７年５月２６日に全面施行されたというふうなところで、２８年４月に最終改正版というのも提出されておる。

こういう流れの中で、提言というのは、今回の空家等対策の推進に関する特別措置法、以降は「特措法」と申させてもらいますが、これが確定される前に確かに意見としては出させていただいたわけでございますんですけど、これにつきまして、所管の提言の中にございますんですけど、５項目にわたって提言させていただいたわけなんですけど、１つ目には空き家・空き地の条例をつくりましょうよと。そして２つ目には、この空き家・空き地に関する担当部署をしっかりしましょうねというふうな内容です。そして３番目に、この空き家の解体の費用負担、それらとともに所有者に管理責任の意識を高める啓発運動を行いましょうと。そして４番目に、生活できる空き家について、空き家情報バンク制度等々がございまして、空き家を活用される地域の交流の場とするなど、多様な活用ができる仕組みを構築すること、また空き家を活用するための支援策も検討することということでございまして、今回、櫻井市長からも、提案理由の説明の中におきまして一言、空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与すると。ここら辺は、市長のおっしゃっているところはちょっと文言に同じようなことで、考えも合うところではないかなあと思います。そして最後の５番は、国に働きかけるというふうな、大きくこの５点でございました。

さてこの中で、まず空き家の提言に対する市の対応として、いろいろ提言してきた内容につきまして、市の考えとして、今回の条例との差異といいますか、私たちの提言してきた内容に対しての今回の条例に対する思いとか回答があるもんでございましたら、お伺いいたします。

○議長（前田耕一君）

松本部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

先ほど議員おっしゃられましたように、今回の条例につきましては、平成２６年度に産業建設委員会の所管事務調査報告書ということで提出いただきました報告書も踏まえまして、本議会に亀山市空家等対策の推進に関する条例案を提出させていただいたところでございます。

この中で大きく５つ、先ほどおっしゃられましたように、項目について出されておりますが、空き家等の広範な、横断的な組織をつくるとともに、地域の情報共有、連携を図ることというようなことですとか、あと４番目にございます空き家情報バンク制度の活用だけでなく、地域交流の場とするなど、多様な活用ができるような仕組みをというようなことにつきましては、この条例案に基づきまして、これから設置、あるいは策定いたします空家等対策協議会で議論を深める中で、空家等対策計画の中に、そういった内容につきましても計画を入れさせていただいて、必要な対策を講じていきたいというふうに考えていますし、庁内の横との連携も図ってまいりたいというふうに考えてございます。

それから、３番目にあります税負担等につきましては、こちらにつきましては国の動向や他の市の状況等を調査・研究してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（前田耕一君）

新議員。

○４番（新　秀隆君登壇）

内容的には、何か最終的に亀山市空家等対策協議会委員のところでもんでいただくというふうなことがちょっと頭に残っているんですけど、まあ、中につきまして、次の空き家・空き地に私はか

なり重点をおいて、いろいろ提言の折にも思いをはせておったわけでございますが、実際、先ほど、税金のこともさっき言っていただきましたんですけど、税の軽減につきましては、確かにさまざまな議員がおっしゃっておるように、家を取り潰して平地にすると３倍から、大きさにもよるんですけど、６倍ぐらいに税が高くなると。そういうところにつきましては、全国を見てみますと、新潟県の見附市とかは軽減の税率に対する措置をされておるとか。そして空き地につきましては、私たちも視察でお邪魔させていただきました名張市は、空き地の雑草の処理に対する条例もしっかりとできておりました。

そして、非常によくできておるなあというのが、本年６月に上程されておりました神戸市の空家空地対策の推進に関する条例、こちらがいろいろ出てきた中でちょっと勉強させていただいた中では、やはり亀山市の中には提言してきた内容が、節々にはなかなか見えにくいところもございました。そういう中におきまして、今もう松本部長がおっしゃっていただきましたので、亀山市としてはとりあえず税のところは協議会のほうで検討をする段階ではないかというふうな答弁をいただきまして、全体的な形で今後の事務の展開というところになりますと、よその条例の中でも立入調査等とか関係機関との連携、そして公表、そして行政代執行、料金のこと、緊急的な対応のこと、また市長の動き、その辺につきましても、警察を交えるときにもきちっとした細かい条文が載せられておりました。

そういう面を見るところによりますと、今回の空き家に関するところは、空き地はまず条例の中にはうたってはおりませんが、今後の空き地の考え、そしてそれぞれでさまざまな条例の中の条文、こちらについて明確なことが、大体は特措法の本法を見るというふうな形にはなっておりましたので、その辺がちょっとわかりにくいと私自身は思っております。

その点につきまして、今後、協議会委員に委ねるところがあるというところですけど、もう少しどういうところを明確に進めていくのか、最後にそこだけお伺いいたします。

○議長（前田耕一君）

新議員、それは産建委員会の中身なんだけどさ、議案に関するところは。

○４番（新　秀隆君登壇）

空き地のことだけ、草も含めて、その点お願いいたします。

○議長（前田耕一君）

松本部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

空き家対策につきましては、先ほど来いろいろご意見をいただいておりますけれども、今回の条例につきましては、法に書かれていない部分だけを規定させていただいたということもございまして、法律に書かれていることと今回の条例で上げさせてもらっているもの、両方を１つにして計画等もつくっていきながら対策を取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

それで、空き家ではなくて空き地に関する事項でございますが、先ほど議員もおっしゃられましたように、今回の条例には空き地に関する事項については適用がされてございません。そういうことで、空き家等の跡地については条例に基づいて対応していきたいというふうに考えていますが、もとから何も建っていなかったという空き地につきましては、空き地条例がない現状では、現在、環境部局や消防部局から文書により所有者に指導を行っているのが現状でございます。

今後も同様に、そういった場合には担当部局から書面でもって改善の指導をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（前田耕一君）

新議員。

○４番（新　秀隆君登壇）

今回はちょっと産建の分野に入り込みましたが、公明党といたしましては産建委員がおりませんので、そういう面でご容赦いただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（前田耕一君）

４番　新　秀隆議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、１０分間休憩します。

（午後　３時４２分　休憩）

（午後　３時５２分　再開）

○議長（前田耕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、１５番　前田　稔議員。

○１５番（前田　稔君登壇）

それでは、通告に従い質問をさせていただきます。

創政クラブの前田　稔です。よろしくお願いします。

亀山市立医療センターのことについてお伺いをしたいと思います。

まず、この４月に全部適用になって、統括官ができまして４カ月になるわけですけれども、その間いろいろとあったと思いますけれども、まず現状と課題ということで、経営状況についてお伺いをしたいと思います。２７年度の決算状況はどうなのかということで、まず聞かせていただきます。

○議長（前田耕一君）

１５番　前田　稔議員の質問に対する答弁を求めます。

落合医療センター事務局長。

○医療センター事務局長（落合　浩君登壇）

平成２７年度決算におきましては、医業収益は約４，３００万円増加しているものの、一方で医業費用が約１億１，６００万円増加しておりまして、その結果、平成２７年度純損失は約２億４，３００万円となりまして、平成２６年度純損失約１億７，９００万円と比較して約６，４００万円増加しておりまして、その結果、累積欠損金は約７億１，０００万円となったところでございます。

○議長（前田耕一君）

前田議員。

○１５番（前田　稔君登壇）

２７年度決算、これは質疑なんかでも出ていましたので、収益は４，３００万増加していると、それから医業費用が約１億６，０００万ですか、それから純損失が２億４，３００万ということですが、これも質疑がありましたけれども、現在のキャッシュフローですね、現金、これはどのように

なっていますか。

○議長（前田耕一君）

落合事務局長。

○医療センター事務局長（落合　浩君登壇）

平成２６年度末の現金残高が１億８，１００万８，２５７円で、平成２７年度中に９，２３９万４，９６６円減少しまして、平成２７年度末の残高は８，８６４万３，２９１円となっております。ただし、本年１２月に有価証券が満期となり、３億円を現金化する予定でございます。

○議長（前田耕一君）

前田議員。

○１５番（前田　稔君登壇）

現在約９，０００万の現金が残っておって、本年の１２月には有価証券３億円を現金化するということですね。

毎年大体差はあると思いますけれども、１億弱ぐらいの現金が減っていくのかなあというふうに考えると、その３億を入れて４億弱ぐらいですね。そうすると、このまま一般会計の繰り入れとかそんなのがなかったら、今の現状で行くと４年ぐらいで底をつくというふうな考え方でよろしいですか。

○議長（前田耕一君）

落合事務局長。

○医療センター事務局長（落合　浩君登壇）

３億円が現金化したところで約４億円に上ります。そして、全く何も医業収益が増加とか一般会計からの繰り入れとかなく、今までのように１億現金がなくなってくると４億円がなくなってくることになりますけれども、これは計算上でありまして、そのために医業収益の増を図って、また医業費用は削減して、持続可能に持っていこうと考えております。

○議長（前田耕一君）

前田議員。

○１５番（前田　稔君登壇）

ということは、やっぱり４年ぐらいで底をついてしまうというようなことやと理解をしますけれども、非常に厳しい今の経営状況です。

今の自治体病院というのは、この亀山の医療センターに限らず、非常に厳しい経営状況にあります。私がいろんなところで勉強してきたことの中には、今後、自治体病院が生き残れないのではないかという、かなりそういう病院ができてくるという話も聞いております。

これから、そのまま経営状況が厳しい中で今後どうしていくかという話をするんですけれども、２番目の職員のスキルということでお伺いしたいと思うんですが、全適になって、以前は一部適用だったんですけれども、事務職員については定数というのがありますから、病院自体はね。その中で、事務職員、事務局長とかも含めてですけれども、職員が出ていっているというか、病院のほうの事務職をやって何年かするとまた本庁に戻ってきてみたいな、そういうのでずうっとおるわけじゃないので、今まで蓄積されてきた事務のスキルというか、そういうのがかわると失われてしまうんですね。最初からずうっと病院の事務員としてやっていけば、点数計算とか、そういう内容もわ

かるし、いろんな先生とのコンセンサスもとれるだろうし、いろんなことがあるので、そういった中で専門の事務職員というのを、例えば診療報酬の請求など、専門的なスキルを持った職員が必要であると思うんですけれども、このような人材を外部から採用するというようなことができるのかできないのか。

○議長（前田耕一君）

落合事務局長。

○医療センター事務局長（落合　浩君登壇）

医療センターにおきましては、現在、診療報酬の請求など専門的な医事事務については専門業者に委託しております。また、医事事務を担当する市の職員は２名おりまして、委託専門業者と連携して業務を行っております。さらに、診療報酬の仕組みに豊富な知識を有する看護師等の医療スタッフも在籍しております。

ご質問の外部からの専門職員の採用につきましては、現在のこのような状況を踏まえながら、今後においてもその必要性について検討してまいります。

○議長（前田耕一君）

前田議員。

○１５番（前田　稔君登壇）

検討してまいりますのはいいんですけれども、できるのかできないのかということだけ、ちょっと確認をしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

落合事務局長。

○医療センター事務局長（落合　浩君登壇）

４月１日に全部適用になりましたので、病院事業管理者の権限のもと、採用することは可能でございます。

○議長（前田耕一君）

前田議員。

○１５番（前田　稔君登壇）

わかりました。統括官がそういう任命をできるということですね。

ということは、一部適用のときはできなかったけれども、統括官ができてからそういうことができるというふうに変わったと理解してよろしいですか。

○議長（前田耕一君）

落合事務局長。

○医療センター事務局長（落合　浩君登壇）

一部適用のときは、採用の人事権は市長にありましたので、市長が採用するということはできました。

○議長（前田耕一君）

前田議員。

○１５番（前田　稔君登壇）

わかりました。

私はちょっとそこまで勉強不足だったので、一部適用から全適になるときに議案に反対しましたけれども、そういうことがあって反対したわけですけれども、その専門的な事務をできるということを聞いておれば、私はだから全部適用よりは独立行政法人化するべきかなというふうに思っておったんですけど、そこら辺の説明があれば、そこのところでもちょっと変わったかなあとは思うんですけれども、今となってはもうあれですけれどもね。

ただし、今の流れの中では、やっぱり独立行政法人化しているというのが多いということだけはちょっと言っておきます。

次に、新公立病院の改革ガイドラインについてということで、これは今年度策定される新公立病院改革ガイドラインの中から、たくさんあるんですけれども、特にちょっと気になった部分を何点か上げさせていただきました。

現在、亀山の医療センターは１００床あるけれども、全部使ってないですね。稼働率は少ないです。５０ですかね、半分ぐらいやと思うんですけれども、そのときの１床に対しての算定基準というのがあるんですけれども、それが許可病床数が今まで算定基準の全部、だから１００床あれば、許可されているから１００床分の交付税というか、それが入ってくるんですけれども、今度からは稼働病床数ということに見直されるということなんですね。今は稼働病床数というのは５０か６０やと思うんですけれども、その辺のことについて、今度改革されるガイドラインに沿って何か検討されていることはないですか。

○議長（前田耕一君）

落合事務局長。

○医療センター事務局長（落合　浩君登壇）

医療センターの許可病床数は１００床でございます。ただし、平成２７年度決算における１日の平均入院患者数は５５．８人ということであります。

今回、交付税に算入される算定基礎が許可病床数から稼働病床数に変わるということで、従前ですと１００床入っておったんですけれども、稼働病床数に変わるということになりますと、稼働病床数を増加させていかなくてはならないと考えておりまして、現在、医療センターでは地域包括ケアシステムを支えて、かつ在宅復帰を支援する地域包括ケア病床の設置に向けて準備を進めております。

この地域包括ケア病床につきましては、ケアマネジャー、介護支援専門員さんからも期待する声を多くいただいております。また、入院期間が最長６０日間と長いこともありまして、入院の需要は相当数あるものと見込んでおります。そのために、稼働病床数の増加をもたらすものと期待しております。

そのためには、緊急に高度で専門的な治療を行う急性期病院と言いますけれども、急性期病院からの患者を受け入れる連携体制を構築していく必要があると考えております。

○議長（前田耕一君）

前田議員。

○１５番（前田　稔君登壇）

地域包括ケア病床を設置していく準備を進めておるということなんですが、今、許可病床数は１００床ですね、それをどれだけふやそうとしているのか。その数ですけれども、１００に限りなく

近いのかどうなのか。

○議長（前田耕一君）

落合事務局長。

○医療センター事務局長（落合　浩君登壇）

今現在、三重県のほうでは地域医療構想というのを策定中です。そこでの、県からの意見も踏まえて作成していかなければならないので、現時点では何床にするとかということはちょっとまだ決まっておりません。内部では検討しておりますけれども、まだ決まっておりません。

○議長（前田耕一君）

前田議員。

○１５番（前田　稔君登壇）

わかりました。なるべく多くの病床数にしていただいて、算定基準が稼働病床数になることから、見直しに沿った経営をしていただくことが、交付税ですか、それがふえてくるということなので、ふやしていただきたいというふうに思います。

それからもう１つ、収益向上策として、これまでの医薬品、医療材料費等の経費の削減に加えて、医療の質の向上等による収入確保が盛り込まれたことについてお伺いしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

落合事務局長。

○医療センター事務局長（落合　浩君登壇）

医療の質とはどんなものかといいますと、診療の質にとどまらず、組織の質、職員の質も含めて、いわば顧客満足を意味すると言われております。

医療センターが市民の皆様から愛され、なくてはならない病院として信頼され、顧客満足度が高くなることによって来院患者数が増加し、収益の確保につながるものと考えております。そのためには、医療スタッフはもとより、事務職員も自己研さんに努めていくことが大切であり、それぞれの職種に応じた研修体制の充実を図っているところでございます。

さらに、医師会、介護事業所等との信頼関係のもと、それぞれの役割を担いながら、市民に良質な医療・介護を提供できる連携した体制を構築してまいります。

○議長（前田耕一君）

前田議員。

○１５番（前田　稔君登壇）

今言われましたけれども、研修体制の充実を図っていくということなんですけれども、今回の改革ガイドラインの中にも書いてあるんですけれども、研修などを受けて資格を取るとか、そういったことも、この後で話がありますけれども、点数加算がされていくというか、そういうことにつながってくると思うんですけれども、スタッフが少なかったら研修ってなかなか、現場を離れられないです。そういう時間というのはうまくとることができるんですかね、今の現状で。看護師やそういう事務も含めて、病院の先生も含めてですけれども。

○議長（前田耕一君）

落合事務局長。

○医療センター事務局長（落合　浩君登壇）

さまざまな診療報酬の加算をとるために研修に出るということもあり、また一般的な研修、それについても十分研修には参加できる体制にあると、実際に研修に参加しておるということでございます。

○議長（前田耕一君）

前田議員。

○１５番（前田　稔君登壇）

研修とかそういう制度というのは大事なことなんですけれども、若い先生が多くいる病院というのは、やっぱりそういう研修制度が充実していたり、カリスマ的な先生がおって、技術の高い先生がおると。そういうところというのは、研修に来る医者が多いんですよね。だから、呼ばなくても、毎年、年間何十人という若いお医者さんが集まってくると、そういう病院もありますので、そういう形の中でまず研修制度というのは充実をさせていただきたいというふうに思います。

それから３番目ですけれども、収入確保に係る指標として、ＤＰＣ機能評価係数などの診療報酬に関する指標が示されました。これが先ほど言いましたいろんな点数加算によるものだというふうに思うんですけれども、私、このＤＰＣについてはちょっとかじった程度で、意味はわかるんですけれども、なかなか説明をよくできませんので、このＤＰＣということについて説明をひとつお願いしたいんですけれども。

○議長（前田耕一君）

落合事務局長。

○医療センター事務局長（落合　浩君登壇）

ＤＰＣとは入院費に関する用語でありますので、入院費の２つの算出方法から説明いたします。

１つは、検査、注射、投薬などの医療行為ごとに計算する出来高方式、積み重ねた方式でありますけれども、そういうふうな算出方法があります。これは現在、医療センターが採用しております。出来高方式。

もう１つがＤＰＣでありまして、ＤＰＣというのは患者さんがどの病気であったのかの分類、この分類をＤＰＣと言うんですけれども、日本語では診断群分類と言われております。その分類によって、国が設定した病名や診療内容に応じた１日当たりの定額の医療費を基本として入院費を計算する方式であります。積み上げ型と包括方式の違いです。

このＤＰＣ方式においては、医療の標準化が進みまして、また適切な診療計画がありまして、それに基づいて効率的な医療を提供することが可能となるとされております。

○議長（前田耕一君）

前田議員。

○１５番（前田　稔君登壇）

これを聞かせていただいたんですけど、ちょっと難しいなあということで、内容が全てわからなかったんですけれども、とにかくこういうＤＰＣという診断群分類によって、診療内容によって、もうその病名が決まったらこの人は何点ですというような、そういう形になるということですね。病名で決まってくると、入院したときに。そういうことだというふうに思うんですが、国のガイドラインでは、こういう機能評価係数ということを進めておるわけなんですが、これによって点数加算が高くなっていくということになるんだろうと思います。

このＤＰＣについて、今はされてないということなんですが、ＤＰＣについて検討したことがあるのかないのか、あればどのような結果であったのかを教えていただきたいと思います。

○議長（前田耕一君）

落合事務局長。

○医療センター事務局長（落合　浩君登壇）

ＤＰＣにつきましては、平成２４年度に、３カ月間のレセプト実績をもとに、出来高方式とＤＰＣの包括方式について比較・検討を行ったことがあります。その結果としましては、出来高方式からＤＰＣ方式に仮に移行させたとして計算したところ、年間約２，０００万円程度の入院費の増が見込めるとの推計でありました。しかしながら、当時の病院情報システムはＤＰＣのこの包括方式に対応していなかったということから、移行には至らなかったということです。

現在は、昨年度に更新しましたシステムにより対応可能でありますので、ＤＰＣ、包括方式への移行についても検討してまいりたいと考えております。

○議長（前田耕一君）

前田議員。

○１５番（前田　稔君登壇）

昨年更新したシステムにより対応が可能となったということですね。

そのＤＰＣ、包括方式への移行を検討しているということなんですけれども、今後設置予定の地域包括ケア病床、これはどういう方式になるのか、ＤＰＣになるのかどうかということを確認したいと思います。

○議長（前田耕一君）

落合事務局長。

○医療センター事務局長（落合　浩君登壇）

地域包括ケア病床は、出来高ではなくて包括方式でございます。

○議長（前田耕一君）

前田議員。

○１５番（前田　稔君登壇）

ということは、それに移行する準備は整っているし、包括ケアにおいてもその方法をとっていくということであれば、このＤＰＣ評価係数、ＤＰＣに移行していくということは、これはもうそのようにしていったほうが二重のあれにならなくて、１つにできるのでいいと思うんですけれども、もう一度その確認をしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

落合事務局長。

○医療センター事務局長（落合　浩君登壇）

地域包括ケア病床は包括方式であると、これはもう決まっておりますので、包括方式にしなければなりません。ただし、地域包括ケア病床以外の病床については、ＤＰＣにするか今までの出来高にするかと２つの選択ができますけれども、ＤＰＣ方式への移行に向けて検討はしていくということで、必ずＤＰＣにするという結論はまだ出ておりません。

○議長（前田耕一君）

前田議員。

○１５番（前田　稔君登壇）

くどいようですけれども、この試算において、出来高方式からＤＰＣ、包括に変えたときに年間２，０００万の入院費の増が見込まれたということがありますので、この方法を使う、今、現状でも同じやと思うんですけれども、そういう思いはありませんか。そういうことにしていくということで、再度聞きたいと思います。

○議長（前田耕一君）

落合事務局長。

○医療センター事務局長（落合　浩君登壇）

平成２４年度に２，０００万円が試算で増加したと言いますけど、この２８年度に合わせるとどれだけになるかというのも、また検証し直さなくてはいけないかとも思いますので、今後検討していくとしか、断定はいたしかねるところでございます。

○議長（前田耕一君）

前田議員。

○１５番（前田　稔君登壇）

次に、産業としての自治体病院ということなんですけれども、これは自治体病院の意義なんですけれども、職員なんかの給料なんかも６割から７割ぐらい支出の中から出ている、あるいは薬品とか、それから物品、それから食料とか、そういうのは地域のものを使っておるということで、非常に経済効果は高いと思うんですね。それともう１つは、雇用もそうですけれども、若い人が結構多いという中で、自治体病院の意義について何点かちょっと説明をしたいというふうに思います。

資料１を出してもらえますか。

自治体病院の意義ということで、今後生き残りをかけた経営という形の中で、非常に厳しい中でどういう意義があるかというのは、まず１番目に、地域の健康を支え、地域の崩壊を食いとめると。急増する後期高齢者に対して、適切に医療を提供するということが大事です。それから、医療のない地域では、高齢者は安心して住むことができない。また、若い世代が安心して子供を産み、育てるためには、周産期、小児、救急医療が充実していることが重要であるというふうに言われています。

それから、今言いましたように、地域の雇用を支えるということですね。病院があることによって雇用の確保や経済効果も重要な視点であると。病院が雇用する職員の給与や購入する食材や物品などにより、地域に落ちるお金は相当額であると。

３つ目の資料を出してください。

また３番目に、地域づくりの中心となるということで、医療や介護の持つ求心力というのがあるんですね。本格的な少子・高齢化社会は、医療機関や介護施設への期待が高まる時代になってきています。地域を活性化するために医療や介護の持つ求心力をまちづくりに使うことは、これからの地域づくりにとって重要な視点であるという、この３つのことなんですが、これはたまたま９月３日に、「これからどうなる？わがまちの医療」ということで、志摩市の磯部生涯学習センターというところで伊関友伸さんという方が講師に見えて、志摩市の病院も亀山よりも本当に厳しい状況にあるわけで、そこで講義を聞いてきたわけなんですね。これには、三重主催というか、後援が三重

県とか三重県市長会も入っています。あと、町村会とか伊勢市、鳥羽市、志摩市など、あと町村も入っていますけれども、そこで先生がこういうふうに訴えておられました。今、自治体病院というのは地域にはなくてはならない。今後、少子・高齢化に向かって、非常に自治体病院というのは重要であるということを訴えておられていました。そこで住民の方々も非常に切実に感じていて、なくしてはいけないというふうな思いで皆さん聞いておられました。

総務省は、経営収支が、一般会計からの繰り入れがあって黒字であれば問題ないですよということは言っております。だから、そういうことも踏まえて、今後、何とかこの市立医療センターを運営していって、地域の安全と安心を求めていっていただきたいなあというふうに思うわけです。

最後に統括官、まだ４カ月、５カ月ですけれども、今後の医療センターの経営について思い、抱負を述べていただきたいなあというふうに思います。

○議長（前田耕一君）

伊藤地域医療統括官。

○地域医療統括官（伊藤誠一君登壇）

議員が申されるように、地域包括ケアシステム、これを確立していくためには、医療センターの役割は大きいと考えております。

これまで病院といいますと、救命、延命、治癒、それからその患者さんを社会に復帰させると、そういうふうな位置づけであったと思うんですが、これからは病院完結型というよりも、地域へ帰っていただく、住みなれた地域に退院した後も帰っていただくと、そういうふうなことを考えた地域完結型医療、こういうことを目指していく必要があるかと考えております。さらに今、県のほうでは地域医療構想の策定に取り組んでおりまして、地域医療が大きく変わる変革期ではないかと考えております。

一方、医師の確保につきましては、三重大学との連携によりまして、何とか地域枠制度を大学のほうがやっておりまして、そういうことによって徐々に明るい方向に医師の確保は進んでいくんではないかと、そんなふうに考えております。

そんな中で、先ほど言われました医療センターの経営状況についてでございますが、累積欠損金がふえておること、あるいは現金残高が少なくなっております。ただ、先ほど言われましたように、毎年１億減っていくということにはなかなかならない、２７年度の決算がそうであったということだけで、毎年１億現金が減っていって４年でなくなると、そんなことはないと考えておりまして、ただこのような状況は何とか改善する必要があるというふうに考えております。

そのためには、さらなる医師の確保であったり、先ほど来言われております地域包括ケア病床、ここにこだわっておりますのは、地域の受け皿になる、開業医さんとの連携によって、あるいは大病院との連携によって、あいておる病床、今稼働していない病床を活用できると。ただ単に患者さんが来るのを待っておるということじゃなしに、いろんなところと連携して病床を活用することによって経営改善ができると、そのように考えておりまして、今、具体的に検討を進めております。

ですから、そういう形で良質な医療を提供することによりまして、地域住民の皆様に必要とされる自治体病院として、将来にわたって存続させていくことが第一であると考えておるところでございます。今後ともどうか応援をいただきたいと思っております。

○議長（前田耕一君）

１５番　前田　稔議員の質問は終わりました。

以上で、本日予定しておりました通告による議員の質問は終了いたしました。

次に、お諮りします。

質問はまだ終了しておりませんが、本日の会議はこの程度にとどめ、あすにお願いしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（前田耕一君）

ご異議なしと認めます。

したがって、そのように決定しました。

あす９日は午前１０時から会議を開き、引き続き市政に関する一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。ご苦労さんでございました。

（午後　４時２８分　散会）

平成２８年９月９日

亀山市議会定例会会議録（第５号）

●議事日程（第５号）

平成２８年９月９日（金）午前１０時　開議

第　　１　市政に関する一般質問

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（１８名）

１番	今岡翔平君	２番	西川憲行君
３番	髙島　真君	４番	新　秀隆君
５番	尾崎邦洋君	６番	中﨑孝彦君
７番	豊田恵理君	８番	福沢美由紀君
９番	森　美和子君	１０番	鈴木達夫君
１１番	岡本公秀君	１２番	宮崎勝郎君
１３番	前田耕一君	１４番	中村嘉孝君
１５番	前田　稔君	１６番	服部孝規君
１７番	小坂直親君	１８番	櫻井清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	広森　繁君
企画総務部長	山本伸治君	財務部長	上田寿男君
市民文化部長	坂口一郎君	健康福祉部長	佐久間利夫君
環境産業部長	西口昌利君	建設部長	松本昭一君
危機管理局長	井分信次君	文化振興局長	嶋村明彦君
関支所長	久野友彦君	子ども総合センター長	伊藤早苗君
上下水道局長	草川博昭君	市民文化部参事	深水隆司君
健康福祉部参事	水谷和久君	会計管理者	西口美由紀君
消防長	中根英二君	消防次長	服部和也君
消防署参事	平松敏幸君	地域医療統括官	伊藤誠一君
医療センター事務局長	落合　浩君	地域医療部長	古田秀樹君
教育長	服部　裕君	教育次長	大澤哲也君
監査委員	渡部　満君	監査委員事務局長	宮崎吉男君

選挙管理委員会 事　務　局　長	松　村　　大　君

●事務局職員

事　務　局　長	松　井　元　郎	議事調査室長	渡　邉　靖　文
書　　記	大　田　より子	書　　記	村　主　健太郎

●会議の次第

（午前１０時００分　開議）

○議長（前田耕一君）

おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第５号により取り進めます。

通告に従い、順次発言を許します。

１番　今岡翔平議員。

○１番（今岡翔平君登壇）

おはようございます。

さわやかに本日１番目ということで、ちょっと質問の通告のほうも、市民活動の支援とＩＣＴの推進ということで２つ通告させていただいているんですが、先にちょっとさわやかなＩＣＴの利活用のほうから進めさせていただきたいと思います。

では、まず最初にＩＣＴ推進の方針について、今後亀山市ではどういった方針なのかをお伺いいたします。

○議長（前田耕一君）

１番　今岡翔平議員の質問に対する答弁を求めます。

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

皆さん、おはようございます。

近年、ＩＣＴ、情報通信技術と申しますが、これを利活用することによりさまざまな場面において多様化、高度化が図られ、市民生活や経済活動に大きな変化が起きつつあることや、また行政が抱える諸課題に対してこれらの技術を有効に利活用し、問題解決につなげていくことが求められている現状でございます。

そこで、第２次総合計画の実現をＩＣＴの側面から支援するとともに、急激かつ大幅な社会経済構造の変化に対しまして迅速かつ的確に取り組むためにＩＣＴ利活用計画を策定し、ＩＣＴの効果的かつ効率的な利活用を進めるものでございます。

なお、計画の策定に至るスケジュールでございますが、先月、中間案を総務委員会協議会にお示しをさせていただいたところでございます。

今後におきましては、議会へ最終案を提出いたし、皆様のご意見をいただいた後に、１１月にはパブリックコメントを実施し、１２月に策定いたす予定としているところでございます。

○議長（前田耕一君）

今岡議員。

○１番（今岡翔平君登壇）

亀山市ＩＣＴ利活用計画の中間案をつくっているという答弁をいただきました。

総務委員会なので、私もこの中間案をいただいて拝見させていただいたんですけれども、この中を読ませていただいて、１枚物の紙なんですけれども、さっきおっしゃっていただいたＩＣＴを利活用した場面の多様化、高度化によりさまざまなコミュニケーションが可能となり、市民生活や経済活動に大きな変化が起きつつあるという背景がありまして、基本理念としてＩＣＴを利活用して行政サービスイノベーションの実現、地域イノベーションの創出、それを支える行政基盤のリノベーションというような言葉が基本理念としてあります。

それから、ビジョンの中に、例えばスリムで持続可能な行政運営への変革、クラウドコンピューティングの利活用、それから推進体制の中に、情報化マスター、情報化オブザーバーを含む、及び情報化推進委員会というように、これは一つ一つの意味というよりは、この中にすごく横文字が散見されるんですけれども、まず当たり前の話かもしれないんですが、この中間案というのは市民の目線でつくられているものなのかという点と、このリノベーション、イノベーション、クラウドコンピューティングなど横文字が散見されますが、この中間案は市民目線で考えられているものなのか、お答えをお願いします。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

まず、このＩＣＴ利活用計画につきましては、市民生活にかかわるいろいろな課題につきましても解決していくという意味合いにおきましては、市民目線での計画策定に取り組んでおるところでございます。

それとご指摘の中で、用語が横文字が多いというか、難解であるというようなご指摘でございますが、まずＩＣＴを取り巻く情勢は日々新しい技術やサービスが生み出され、関連用語につきましても次々と新しいものが出てきておる状況でございます。その概念自体が日本語にそぐわない場合もありまして、直訳、意訳なんかが困難な場合もございます。無理に訳すと違った意味にとられるというような危険性も考えられるところでございます。

このようなことから、まずわかりにくい言葉につきましては詳細な用語解説を付し、できるだけ専門用語を平易な言葉に置きかえるとともに、和訳できるものは極力和訳をいたしまして、市民の皆様にわかりやすい形での計画といたしたいと考えているところでございます。

○議長（前田耕一君）

今岡議員。

○１番（今岡翔平君登壇）

この利活用計画、中間案ということで、多分市民の方にパブコメを募集してもらうころには用語をつけていただけるだろうというふうに思います。

ＩＣＴのほうの本題に入っていくんですけれども、２つ目の、ほかの自治体でやり過ぎであったり、意味がない事例というのが見つかると。

このＩＣＴの利活用計画というのは亀山市の身の丈に合った施策の推進であるのかというところなんですが、例えばビジョン２の中に、オープンデータの利活用というふうに書かれているんですけれども、このオープンデータ、やる方向なのかどうかというのがまだ決まっていないかもしれないんですが、何人かこれまでも議員が質問されたと思うんですけれども、このオープンデータというのは特定のデータ、情報が一切の著作権、特許などの制限なく、全ての人が望むように、これが多分ポイントだと思うんですが、全ての人が望むように利用できる仕組みであるという定義があるようなんですけれども、例えばこのオープンデータで有名な福井県鯖江市なんかは、市内にトイレがどこにありますかとか、避難所がこんな感じになっていますよとか、バス停がこんなところにありますというような地図をアップされているという事例があります。ところが、このオープンデータ、鯖江市ってよく取り上げられるんですけれども、本当にイの一番にオープンデータをやり始めた先駆者と言えるんじゃないかなと。それで鯖江市がやり始めて、このオープンデータという例にほかの自治体がある意味飛びついてしまって失敗している例が恐らく出ているんではないかなと。

まず、このそういった失敗や苦労というのを把握しているのかどうかについて、お伺いしたいと思います。

例えばこのオープンデータ、市民のニーズに合っていないデータ、誰が使うのというような内容がアップされていたりですとか、既に公開されているものが最新の情報ではなく修正が必要であったり、ただ公開するだけでもなくて、私たちがよく使っているワードとかエクセルという形式ではなくて、オープンデータを公開できるように形式を変換する必要があるという問題があると。それから、もちろんその情報部門の方々頼みになってしまうというような問題が取りかかるに当たってあると思うんですが、まず亀山市のほうで、オープンデータで実は余りうまくいっていないんだよとか、こういう苦労があるんだよというのを何か把握をされているのかどうか、お伺いいたします。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

まず１点目、オープンデータの取り組みにつきましては、これは議員ご指摘のように、今ＩＣＴ利活用計画の中間案の中のビジョン２で、安全で活気あふれる地域をつくる仕組みの構築の中で、オープンデータの利活用を検討するということでございますもので、このビジョン２で掲げておりまして、この計画の中で検討を進めていくという、今そういった段階でございます。

それと、オープンデータにつきましては市でも把握しておりますように、優良事例がある一方で、データは公開するものの地域のＩＴの人材不足等から経済の活性化、新事業の創出、官民協働による公共サービスの実現など、なかなか次の展開へつながっていっていないという課題があるということも聞き及んでおります。

それと、まず対象者の把握に努めまして、慎重なる検討が必要であるというふうな認識も持っておるところでございます。

それと、失敗事例ということでございますが、このオープンデータの導入につきましては、今鯖江市の事例もご紹介いただきましたが、私どもといたしましてもいろいろな全国の事例を見せていただく中で、成功事例や失敗事例等も勘案した上で検討を進めていく必要があるものと考えているところでございます。

○議長（前田耕一君）

今岡議員。

○１番（今岡翔平君登壇）

そういった事例の話なんですけれども、先日総務省の方と市役所の方でＩＣＴの推進に関するミーティングがあったというふうにもお伺いしたんですが、ちょっと概要をお伺いいたします。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

去る８月２日に、政府ＣＩＯ、これは内閣情報通信政策監という役職でございますが、これは内閣の中で情報のトップをつかさどる方というふうに聞き及んでおりまして、三重県の中で３市を指定して、その中で我が市のほうを訪問いただいたということでございます。

この政府ＣＩＯの方とＩＣＴの利活用に関し意見交換の機会をいただいたところでございまして、その場の中では、先ほど議員からご指摘のありましたオープンデータでありますとか、あとクラウドコンピューティング、サーバーを市に置かずに、市外のどこかに置いて災害等の安全に対応するという、そういうクラウドでございますが、その利活用と、あとマイナンバー制度、これも今、税と社会保障と災害の分野、この３分野に限定されておりますが、それを今後もっと広い分野へ利活用できないかという、こういった行政情報システムの効果的な運用についてご助言をいただいたところでございます。

○議長（前田耕一君）

今岡議員。

○１番（今岡翔平君登壇）

そういった総務省の政府ＣＩＯの方とのミーティングがあって、オープンデータ、クラウドコンピューティング、マイナンバーの利活用ついて、そういうお話し合いをされたということなんですが、ちょっとこの話を置いておきまして、ＩＣＴの推進、利活用の中でこの施策を進めていく中で、例えばこれは亀山市に合っている、身の丈に合っているというふうに思うんですけれども、そういう例えばここまでやったらちょっとやり過ぎなんじゃないかなとか、まだまだこれは必要なんじゃないかなというようなＩＣＴ施策推進のレベルをチェックする仕組みだったり、観点というのはどういうふうに入れられるんでしょうか。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

ＩＣＴ推進を、その事業がそのレベルが身の丈に合っているのかとか、そのチェック体制でございますが、それにつきましては情報関連施策の方向性や情報システム導入の検討に関して、各部局長が委員となります情報化推進委員会というものを設置いたしまして、こういったＩＣＴ施策の内容等をチェックする仕組みとして、これは事前に調査審議を行うということになっておりまして、予算でありますとか施策立案の前にこういった委員会の中で諮って決定をするという仕組みになっておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

今岡議員。

○１番（今岡翔平君登壇）

この利活用計画の中で書いてあるとおり、各部署の部局長がそういった事業実施部署、情報化マスターということで推進体制に入っていくというご答弁でした。

さっきの総務省の方がやってきて、政府ＣＩＯの方々と会ってお話をされて、いろんな施策の方針であるとか実情について話をされる中で、私が指摘をした失敗例であったり苦労というのを聞いたというようなお話なんですけれども、この話し合いがある前に、亀山市で独自でほかの自治体の先進事例というのをつかんで、これはちょっと注意が必要だなとか、ここは失敗しておるからまずいなというような把握というのはできていたんでしょうか。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

以前から他市の先進事例につきましてはさまざまな調査を行ってきたところでございますが、やはりその他市の先進事例の中には、インターネットなんかのホームページで見せていただいておる限りは、やっぱりいいことが書かれておることが多くて、やっぱり掘り下げてみないとなかなかその実態という把握は難しいかなというところでございまして、今ちょっと議員がご指摘をいただいた掘り下げての施策の把握というところまでは現在は至っていないところでございます。

○議長（前田耕一君）

今岡議員。

○１番（今岡翔平君登壇）

把握はされていなかったと、独自に掘り下げて把握はされていなかったというようなご答弁でした。

もう１つ、多分議会のほうからは、ＩＣＴの推進ということについては割と今までやったほうがいいよとか、こういう事例があるからぜひ検討してほしいというような質問があったと思うんですけれども、逆に私の今回、やり過ぎてしまうこともあるとか、身の丈に合っていないこともあるというような趣旨で質問をさせていただいているんですけれども、こういった趣旨で今まで議会の質問に対する答弁というのはされていたんでしょうか。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

本市のＩＣＴ利活用の推進につきましては、国の動向も踏まえつつ本市の特性に応じたＩＣＴ施策を独自に展開してまいったところでございます。

しかしながら、情報分野につきましてはその特性である利便性や汎用性と相まって、同時に危険性も含んでいるというふうに考えております。

また、ＩＣＴの分野は専門性も高く、より精緻な分析も必要ということでございまして、過去からＩＣＴにかかわるさまざまなご質問もいただいておりますが、ご答弁といたしましてはＩＣＴが非常に利便性に富んでいるというふうな認識とやはり相まって、一旦その情報が流出をしてしまったときに取り返しのつかない問題も潜んでいるという両方の面からご答弁のほうはさせていただい

ているというふうに認識をしております。

○議長（前田耕一君）

今岡議員。

○１番（今岡翔平君登壇）

ＩＣＴの利便性と危険性ですね。情報のセキュリティーの危険性という点で答弁されていたということなんですが、もし政策的にちょっと危険なんじゃないかとか、失敗するかもしれないということを、さっきは把握されていないということだったんですけれども、議会のほうもそれぞれの議員、私も質問する上で思いがあって質問させていただいているんですけれども、やっぱり議会で検討しますというような答弁で話が進んでいないということではなくて、これはやる、やらない、実はこっちでこういうことをつかんでいましてやりませんというような答弁があっても私はおかしくはないと思います。

さっき、最初のご答弁で、最初の利活用計画のお話とか用語の説明のときに、このＩＣＴの利活用、ＩＣＴ分野というのはすごく発展するスピードが速いというふうにおっしゃられていましたけれども、計画段階で２９年から３３年まで並行して実施していくかもしれないけれども、計画でもう４年かかっているということで、これを実際に例えば３３年に実施するときには、本当にこれが最新のものかどうかというのも少し疑問が残るところだと思うので、ぜひそれぞれの分野に沿ったスピード感で政策判断というのをしていく必要があるんじゃないかなというふうに思います。

最後に、市長にお伺いしたいんですけれども、今回、ＩＣＴの利活用って亀山で進めるのはどうなんでしょうかという話ではなくて、ここに急激かつ大幅な社会経済構造の変化に対してＩＣＴの利活用を進めていくというように書かれているんですけれども、これから急激かつ大幅な社会経済構造の変化がある時代がやってくると思うんですけれども、こういったそれぞれの政策、今回は総務省、政府ＣＩＯのほうからやりましょうということで話があったということなんですが、国がもうつかんでいる時点で、ほかの自治体に先駆けた新しい事例でもないとも言えると思うんですが、ときに亀山市というのは、国とか都道府県とかではなくて、我々独自の政策でいくんだという決断をすべきだと、できれば議会ではっきり言ってもらえるといいんですけれども、そういった決断をする必要があると思うんですけれども、そのあたり市長はどう思われますでしょうか。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

今岡議員のご質問にお答えをいたします。

このＩＣＴ施策の推進につきましては、さっき担当部長のほうからも答弁いたしましたように、このＩＣＴを利活用していくことの利便性とか汎用性、これはすぐれておるということの中で機動的な施策推進が図ることができるという一方、インターネットを通じて情報が拡散するなどの、ある意味危険性もはらんでおるという、その双方の要素があろうかというふうに思っております。

このようなことからも、今議員がご指摘いただいた亀山市としての独自判断という視点は要るんではないかということでありますが、当然これはＩＣＴの施策の推進に限らず、市政のさまざまな施策全般の分野におきましても、やっぱりメリット・デメリット双方を考えた上で、まさに総合的

な判断のもとにその政策判断をするということが大変大事であろうかというふうに思っておるところであります。それは行政の長、トップにとって大変重要な要素であるというふうに認識をいたしておるところであります。

したがいまして、今回のＩＣＴの利活用のメリット・デメリットは当然しっかり見きわめて、これを判断して次へ展開をしていくということであります。どれを取捨選択するのかということも含めて、議員の趣旨はしっかり我々としても、先ほど申し上げたように、視点として持ちつつこれを回していくことが本市にとって、市民生活にとって大事であろうというふうに思っておりますので、そういう考え方で臨んでまいりたいというふうに思います。

また、先月の遠藤政府ＣＩＯとの意見交換の中でも当然私どもも率直に申し上げましたが、私どもとしてできるもの、できないものということにつきましても、私自身もその意見交換の中でいろいろ考え方を聞かせていただき、申し上げてきたという経過がありますので、それを踏まえて判断をしてきたいというふうに思います。

○議長（前田耕一君）

今岡議員。

○１番（今岡翔平君登壇）

亀山市として独自の判断をすることもあるよというようなご答弁だと思いますが、私だけでなくて、ここに立って質問している議員はみんな、例えば総合的な判断であるとか、検討するとかという答えではなくて、やっぱり議論するためにこちらに立たせていただいているので、はっきりそのやる、やらない、全ては無理かもしれないですが、やはり市長の思いであるとか、政治方針が見える答弁というのをこれから期待したいと思います。

では、次に入りたいと思います。

亀山市の市民活動の支援についてです。

まず１つ目、亀山市において市民活動がどのような役割を担っているのか、また担っていくのかについて、お伺いをいたします。

○議長（前田耕一君）

嶋村文化振興局長。

○文化振興局長（嶋村明彦君登壇）

市民活動がどのような役割を担っているのか、担っていくのかというふうなご質問でございます。

市民活動とは、営利を目的とせず、市民生活に根差したさまざまな興味関心に基づいて、市民が自主的、自発的に行う活動でございます。

亀山市においては、亀山市民ネットに登録されております市民活動団体が現在２１６団体ございます。文化芸術、福祉、スポーツ、環境保全、社会教育、子育てなど市民生活にかかわる実にさまざまな分野でご活動をいただいておるという状況でございます。

市民は日常生活の中でさまざまな興味関心、問題意識を持ち、さまざまな市民活動にかかわり、参画をいただくことで興味関心や問題意識を深め、さらに交流を深め、生き生きとした、そして充実した生活を過ごしていくことにつながるものだというふうに考えております。

また、非常に公共性の高い活動などにおいては、市民と市が協働、連携することによりまして、さらにその活動の内容や活動成果をより充実したものにしていく、ひいては魅力あるまちづくりに

つながっていくものというふうに考えております。

今後も生活に身近なさまざまな分野で多くの市民が市民活動に参画する中で、市民活動がさらに充実したものとなり、ひいては全体として市のまちづくりの推進につながっていくというところに期待をいたしておるというところでございます。

○議長（前田耕一君）

今岡議員。

○１番（今岡翔平君登壇）

丁寧にご答弁いただきましたが、おおむね私もそう思いまして、これから人口が減っていったり、税収も下がっていく中、市役所が市民のためにできることというのは恐らく減っていくんであろうと。そんなときに市民活動団体というのが育っていれば、行政のかわりに、あるいは行政と連携をして市民生活の向上に役に立つのではないかなと思います。

ここで文字どおり将来市民活動が役に立つと、市民生活の向上に役立つためには２つポイントがあると思っていまして、若い世代の市民活動の立ち上げを応援すると、もう一つが既存の団体に若い世代の人たちが入っていく。若い人が入れば、その分息も長く将来も見据えることができるかなというふうに思うんですが、その前に、まず先に大きな３番目の項目なんですが、亀山市の市民活動に対する支援というのは、ほかの自治体と比べてどのような特徴があるのかというほうに入っていきます。

例えば津市は、津駅前のアスト津であるとかセンターパレスというようなところがあるんですけれども、指定管理業者に津市ＮＰＯサポートセンターが入っていまして、これは中間支援団体と呼ばれるような団体です。亀山にも市民活動の相談に来てくれている団体さんなんですけれども、例えば松阪、四日市、鈴鹿、名張、伊勢というのは市からミッションを受けたそういったまた別の民間団体が別の市民活動団体の活動を発展させるために協力したり、相談に乗ったりということがありますと。名古屋なんかでもそういう団体がすごく育っているようなんですけれども、市役所ではなくて民間の団体であるので、多種多様な活動の相談に乗ることができたりですとか、あるいは小回りがきくので、時には民間企業とタイアップしたりということも可能であるということです。

亀山は、中間支援の団体の育て方というのにはどんなふうに考えられているのかなとちょっと調べてみたら、平成２５年の３月定例会で、ちょっと予算決算委員会の中で、中間支援団体が亀山にはありませんと、だからそういった団体が活動できる、亀山でいうとまだ今もないので育つという言い方になると思うんですが、そういった団体が育つように側面的に指導をしていきたいというような答弁がありました。亀山はその松阪、四日市、鈴鹿、名張、伊勢、あるいは名古屋といった中間支援団体が入って相談に乗ったり市民活動の支援をするということではなくて、市役所が直接市民団体の相談に乗ったり支援をしているんではないかというふうに認識しておるんですが、市役所がそもそも相談に乗っているという認識でいいのか、それから中間支援団体ではなくて、市役所がそのまま相談に乗ることのメリット、それから一度答弁で答えられているので、こういった中間支援組織になり得る団体というのは育っているのか、その３点についてお尋ねいたします。

○議長（前田耕一君）

嶋村局長。

○文化振興局長（嶋村明彦君登壇）

まず、市民活動団体の皆様からのさまざまな相談等にどの部分がお答えをしているかというところでございますが、現在市のほうには議員がおっしゃるような中間支援団体と言われるものはございませんので、現状では文化振興局共生社会推進室がこうした相談業務にお答えをするというふうなことを行っておりますし、活動の内容によりましては、さらに専門化した活動内容なんかですと、それぞれそういう活動に関連した部局が具体的なご相談に応じるというふうな形になっております。

現在、そういう私どものほうで相談に応じるような部分というのは、活動をこれから起こしていこうというところでありますとか、活動を軌道に乗せていくための事務的なことでありますとか、そういうところについては相談を私どもがお伺いしてさまざま支援をさせていただくことが可能なわけですけれども、それ以外に、また市民活動の団体の中にもそういうふうな活動を支援するというふうな団体も部分的には生まれております。例えばパソコンを使った情報発信などをされたいという方などについては、ＮＰＯパソコンサポート亀山というふうな団体などもございまして、そういうふうな団体が市民活動団体のそのパソコンをうまく活用するというふうなところについての具体的な支援を行っておりますし、また私どもが設置しておりますみらいにおいては、事務局機能を補完するような、例えば書類等を保管するようなボックスでありますとか、印刷物を作成するような機器などの設置も行っております。

また、隔月では市民協働センターみらいのほうで「市民活動なんでも相談」というふうなことを行っておりまして、より専門的なといいますか、具体的な相談にお答えをするというふうなこともしておりまして、こちらの活動をサポートという意味では、先ほど議員からのご紹介もございました津市のＮＰＯサポートセンターなどから職員の方に来ていただいてご相談に応じていくというふうなことも行っておりまして、こちらのほうも相談回数などかなりの実績があるというところでございます。

こうした一つにまとまった中間支援団体というものはございませんけれども、市が行っておりますこういう支援、さらには講座等、また市民活動を部分的に担っていただいている部分をあわせて総体的にはいろんな形での支援ができる状況にはなっているのではないかというふうに考えております。

○議長（前田耕一君）

今岡議員。

○１番（今岡翔平君登壇）

さっきの答弁の中でありました協働事業提案、これが亀山市の特徴であると。協働事業提案というのは、何か活動したいよという市民活動団体がまず共生社会推進室のほうに行って、そこが窓口となって各分野に関連する部署に案内をしてもらって協力して活動していくという内容だと理解しているんですけれども、そもそも前提として、市役所がやる仕事とかできなくなってきたことを将来市民活動団体が担ってくれるんじゃないかということで育てていく必要があるという前提で今回質問が進んでいるんですけれども、亀山市は共生社会推進室が窓口になって、またそれぞれの部署に協働しようということで市民活動を振っていくと。

まず質問なんですけれども、この協働事業提案ってそれぞれの部署に、ちょっと言い方は悪いかもしれないんですけれども、業務がふえるということで嫌がられたり、受け入れてもらいにくかったりという実態はないんでしょうか。

○議長（前田耕一君）

嶋村局長。

○文化振興局長（嶋村明彦君登壇）

協働事業提案制度につきましては、まさに市と市民活動団体とが協働、連携をしてさまざまな事業、これまで例えば市が担っていた部分などを含めて市民活動団体にご参画いただくことでより成果を高めるというふうな考え方で、協働の指針というものに基づいて事業としては行っているものでございます。

毎年、行政提案と市民提案という形で、これは行政提案は市のほうから提案をさせていただいて、これにご対応いただく団体の方々に協働という形で入っていただくというものでございますし、市民提案は市民のほうからご提案いただいた事業に対して、市のある部局から参画をしていくというふうなものでございます。

この提案制度においてはご提案をいただく、あるいはさせていただいた後、これを一緒にやろうというふうなところをまず探すところは共生社会推進室のほうでさせていただいております。

そういう中で関連のある室、より一緒にやることによってよりよい成果が出る、考えられる部局、あるいは市民活動団体を結びつけ、事業をやっていただくというふうなところでございます。

やはりなかなか最初の部分では活動の内容なんかが絞り込めていないとか、そういうこともあって、どういうかかわり方をしていけばいいかというのが非常に難しい部分がございます。

特に市の部局の中でいいますと、それが今後どのように展開していくのかというふうなところがわかりにくい部分などもございまして、スタートしにくい部分も現実にはあるというふうに思ってはおりますが、この制度の中では提案をしたり、あるいはさせていただいた後にその年のうちに３回の協議を行うこととなっておりますので、その協議の中でどのように動いていくのかということをしっかりと協議をしながら、実施に移していくというふうな考え方をしているというところでございます。

○議長（前田耕一君）

今岡議員。

○１番（今岡翔平君登壇）

恐らく市民活動団体の活動が走り出したばかりなので整理されていないということも一因だとは思うんですが、なかなか市役所の部署としても業務がふえるということでちょっとかかわりづらいところはあるのではないかなあというふうに思うんですが、今、共生社会推進室が窓口でほかの部署につなぐというような形でおっしゃられているんですけれども、大きな２番の２つ目ですね、先ほどから申し上げている中間支援団体というのは、よく市民活動センターというのを拠点として、そこの指定管理業者になっていることが多いのですけれども、亀山の場合、その市民活動の拠点というので、市民協働センターみらいというのがそれに当たると思うんですが、みらいにいらっしゃる管理人さんといいますか、そういった方々というのはふだんどんな業務を行われているんでしょうか。それから、管理人ではなくて、積極的に市民活動にかかわって相談に乗る、あとは考え方としては共生社会推進室の担当の職員さんがみらいにいるという考え方もできると思うんですが、そのあたり、現状としてはどういったものなのか。それから、将来的にどうしていきたいというふうに考えられているか、お答えをお願いします。

○議長（前田耕一君）

嶋村局長。

○文化振興局長（嶋村明彦君登壇）

亀山市市民協働センターみらいは、市民活動を支援するとともに、協働を推進する拠点として平成１８年１２月に設置をいたしました。

みらいでは、市民活動団体が会議や活動発表を行えるよう会議室、ホールを設け、無料でご使用いただくほか、団体の事務所機能を補完するものとしてレターケースやロッカーを設置し貸し出しを行っております。

また、情報収集・発信、ポスターや文書などの作成にご活用いただくため、パソコン、大型プリンター、複写機や印刷機など備品も設置しており、市民活動団体に積極的にご活用をいただいているというところでございます。

さらには、市民活動団体による壁面の展示や、ポスター、チラシの掲示などによりまして市民活動団体の活動を紹介する、あるいは情報交換の場としてもご活用いただいているというところでございます。

現在、こちらのほうには管理人として職員を配置いたしておりますけれども、こうした配置をいたしております管理人については、こうした施設の管理、あるいはこういう設置をしております備品等をご使用いただく折のアドバイスなどをさせていただいているというところでございます。

特にこういう中間支援団体にかかわりますような、もう少し踏み込んだ支援の部分につきましては、このみらいの運営の部分で行っているというところでございまして、先ほどもお話をさせていただきましたが、奇数月に行っております市民活動専門コーディネーターによります市民活動なんでも相談などは、こちらのみらいを活用して行っておりますし、市民協働提案事業にかかわります公開プレゼンテーションなどもみらいを活用するというところでございまして、こうした拠点で行いますそういうソフト的な部分には、職員の派遣は実際に職員が出向いたり、専門家を派遣するというふうな形で対応をしているというふうな状況でございます。

今後でございますけれども、こうした特に市民活動専門コーディネーターは現在隔月ということで来ていただいておりますけれども、ほぼお申し込みでその時間帯がいっぱいに使っていただけるというふうな状況になってきております。こうした部分については、そういう希望、市民団体からの要望に基づいて回数をふやしていくなど、順次少し恒常的な位置づけにしていくというふうなことが将来的な方向性なのかというふうには考えております。

○議長（前田耕一君）

今岡議員。

○１番（今岡翔平君登壇）

みらいの管理人さんは備品の管理であったり、場所の管理であったり、文字どおりその管理人に徹していただいているというような話で、市民活動なんでも相談というのを隔月でやっているということなんですけれども、これは先ほどから議論しているように、外の津市ＮＰＯサポートセンターの方が来て相談に乗っていただいているという状況だと認識しております。

そうすると、共生社会推進室の市民活動担当の方は、窓口としてほかの部署につなぐというような役割であると思っているんですけれども、育つ、育てるとか、支援するというふうに担当職員さ

んのほうが変わっていくということはないんでしょうか。

○議長（前田耕一君）

嶋村局長。

○文化振興局長（嶋村明彦君登壇）

ご指摘のように、共生社会推進室はご相談をいただいたときの最初の窓口というふうな位置づけでございます。

市民活動団体にも活動の状況によりましてご相談の内容というのは非常にそれぞれ異なっているわけでございまして、例えば活動をこれから始めたいという方々については、どのように団体を起こしていくのかというふうな支援が必要になるんであろうと思いますし、例えばＮＰＯ化をされたいような団体ですと、より活動内容に近い部局とのつなぎをしていくというふうなことが課題になるんだろうというふうに思います。

そういう意味でいいますと、共生社会推進室のほうが持つべき能力といいますか、市民活動を支える力というのは、やはり市民活動団体が最初に起こってくる部分をいかに支援できるかというところと、あるいはより活動が充実してきたときに、関連する部局としっかりとつないであげるというふうなところが主なテーマになってくるのかなというふうに思っております。

そういう意味では、こうした市民なんでも相談などにも職員が立ち会いをいたしますし、職員自体が先進地であります例えば津市のようなああいうサポートセンターのようなところに訪問をしながら研修をさせていただくとか、そういうふうなことが継続して行っていくことによってそういう力をつけていくということが必要になるのかというふうに思っております。

○議長（前田耕一君）

今岡議員。

○１番（今岡翔平君登壇）

やはり窓口であって、ほかの部署につないでいくというようなところに特化しているというご答弁であると認識しました。

せっかく若い職員さんも部署にいて、結構そうはいっても大変な仕事でありまして、いろんな団体さんとも毎日かかわっているんですけれども、受け身ではなくて、もう１段階積極的に団体にかかわっていく、育てていくというような業務体系にかえていただければ、そういうふうなアイデアを吸収したりですとか指導をしていただけるといいんじゃないかなと。

この件については、私も非常に関心があるテーマでありますので、また引き続き議会で追っていきたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（前田耕一君）

１番　今岡翔平議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、１０分間休憩します。

（午前１０時４９分　休憩）

（午前１１時００分　再開）

○議長（前田耕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、１２番　宮崎勝郎議員。

○１２番（宮崎勝郎君登壇）

緑風会の宮崎でございます。

質疑に続きまして一般質問をただいまからさせていただきますが、これにつきましては通告してございますので、明快な答弁が出るものと確信しております。

それでは、きょうは地域公共交通計画、それから道路網の整備、防災力の強化ということでお伺いいたしたいと思います。

まず、地域公共交通計画についてでございますが、その中で４点ほどお尋ねしたいと思います。

まず１点目でございますが、地域公共交通計画の概要についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

１２番　宮崎勝郎議員の質問に対する答弁を求めます。

西口環境産業部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

亀山市地域公共交通計画につきましては、市内コミュニティ系バス路線等を再編していくための基本的な考え方や方向性を位置づけたものでございます。

本計画では、市内地域公共交通をより効率的・効果的で持続可能な仕組みに構築し、市民に身近な交通手段の確保、維持、改善を図ることを目的として、平成２５年４月に策定をいたしましたものでございまして、計画期間につきましては、平成２５年度から２８年度の４年間でございます。

○議長（前田耕一君）

宮崎議員。

○１２番（宮崎勝郎君登壇）

概要を聞かせていただきました。

これについてはどのような仕組みで計画を立てられておるのか、確認したいと思います。

○議長（前田耕一君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

この地域公共交通計画につきましては、地域の皆さんのご意見はもとより、パブリックコメントにより広く市民の皆さんから意見を求めたところでございますし、また地域公共交通会議において有識者、交通事業者等さまざまな立場の方からのご意見をいただき、議会にも報告の上作成いたしたところでございます。

○議長（前田耕一君）

宮崎議員。

○１２番（宮崎勝郎君登壇）

それでは、地域の皆さんの意見を聞いて、効率的・効果的なというような内容で交通会議で決めておるということでございますが、地域の特に皆さんの意見を聞いてということですが、それじゃあそれに基づいて次の南部ルートについてお尋ねをしていきたいと思います。

この今議会の冒頭に、市政の現況報告がございました。

その中で、公共交通機関の整備のうち、南部ルートにつきましては、亀山市地域公共交通計画に

基づき再編を進める中、来る１０月１日から、亀山椋本線との重複運行を解消し、地域の通勤、通学、通院、買い物需要などに、より一層対応できるダイヤ編成として新たな運行を開始いたします。引き続き、円滑に移行できるよう諸準備に万全を期すとともに、市民への周知や利用促進に努めてまいりますということで、市民の周知もされておるということで、私、家で広報を配っていただきました。組長さんが配ってきてくれました。

その中で、表紙を１ページあけたら、それは「命をつなぐ心肺蘇生」、その次のページをあけました。「生まれ変わります南部ルート」というふうに広報に掲載されております。これが私はいわゆる南部ルートの中身であろうなというふうに思っておりますが、それまでに７月２２日に、我々の地域の南部地域にキラリまちづくりトークがございました。自治会長等からも、私にも議長にも出てこいということで私も参加させていただきましたが、その中では自治会長らの意見の中では、我々が進めていくので、あんたらはちょっと口を出さんでくれと、口を挟まんでくれと私にもちょっと声がかかりましたので、その日は聞かせてもろうて、いろいろの場でまた皆さん方にお尋ねしようかなというふうに私は胸の中で参加したわけでございます。

そういう中で、南部ルートがなくなるよという説明もございました。地域の皆さん方の声はどのような声であったか、部長は出席されておらんのでちょっとわからないと思うんですが、市長の説明の中でもいろいろなことを話されまして、しかし私は地域の皆さん方が納得したような雰囲気ではなかったというふうに思っております。

その中で、先ほど紹介させていただきました広報の中身をちょっと見ますと、南部ルート再編の基本的な考え方ということで、ここに４項目出ております。

朝夕帯は、幹線道路を運行することでより早く移動することができ、通院、通学、通勤需要などに対応いたします。

その次に、昼間帯は、各地域と亀山市中心部を結び、主に買い物や通院需要などに対応いたしますと。

それから、３つ目に地域の要望などを踏まえた柔軟なダイヤ編成となります。南部ルート相互運行が解消され、南部ルート単独の車両を配備したためというふうに書かれております。

それから、４点目に亀山椋本線との重複運行の緩和、二本松団地への運行など、効率的・効果的な運行に取り組みますというような４点で考え方が出ております。

この４点の中に、亀山椋本線との重複運行、これについて特にお尋ねしたいと思いますが、なぜ今の時期に重複運行の問題が出てきたのか、導入するときの経過はどうであったのか、お尋ねしておきます。

その当時も椋本線は走っておりました、確かに。それが本当に今になって重複路線でやめますよというのはなぜであるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

先ほど申し上げましたように、現の地域公共交通計画につきましては、２５年４月に策定をいたしたわけですが、その策定の過程の中で、今おっしゃいました亀山椋本線との重複のルートを解消するというような内容で２５年４月の計画に定められたところでございまして、それに基づきいろ

んな路線の再編を進めておったわけでございますが、南部ルートにつきましてはほぼ３年間、協議の開始からほぼこれでいけるという段階まで３年間かかりましたので、３年前の方針に基づき、ずうっとこの解消を含めて路線再編を進めてまいった結果でございます。

○議長（前田耕一君）

宮崎議員。

○１２番（宮崎勝郎君登壇）

そうすると当初はそういうのは余り考えていなかったということで、重複についてを考えていなかったということですかね。

もう１つ確認、じゃあこの重複で南部ルートをもうやめるよという話になっておるので、特にそこらは過去からも重複はしておるんですね。特に我々市民は、コミュニティバスであれば１００円で亀山の駅まで来ます。しかし、三重交通の路線バスを使うと、多分２５０円か３００円、安知本からかかると思います。そういう部分もございます。

それから、これがなくなることによって、地域住民の方は非常に不便を感じるようになると私は思います。それはいろいろな話の中では、多分路線が安知本のバス停でとまるんで、そこまで来て乗ってくださいよということも言われました。

そんな中で、楠平尾の今の現のバス停から安知本のバス停まで何キロあるか確認されましたか。再度お尋ねします。

○議長（前田耕一君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

先ほどの重複区間の解消についてもう一度申し上げますと、ちょっと経過、経緯を申し上げますと、平成１７年に白子方面、下庄駅、あるいは亀山駅から白子方面へ行っている亀山白子線が廃止をされて、その後、平成２０年度に現在の南部ルートの運行を開始したところでございます。

その後、先ほど申し上げた平成２５年４月に樹立をした現計画の策定の過程の中で、やはりその重複区間は解消すべきであることから、その内容を計画に位置づけて、２５年度からほぼ３年間かかってこの再編をさせていただいたということで、その重複区間の解消については現計画に当初から書いてあるといったところでございます。

現在、南部ルートが入っております楠平尾の公民館までにつきましては、私も実際県道から歩かせていただきました。ちょっと何百メーターあるのかについては今現在数字を持っておりませんが、おっしゃるようにそこそこの距離であるというふうな認識はしておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

宮崎議員。

○１２番（宮崎勝郎君登壇）

部長はそこそこの距離ということです。１．１か１．２ございます。車ではかったので多少の誤差はあると思います。１キロ強あります。

交通弱者があそこを歩いてバス停まで来るのにどれほどかかりますか。私の足でもこれは２０分ではとてもよう来ませんわ。大体人間、１時間歩けば４キロ歩くと言われておるんですけど、１里歩くと言われておったんですが、もう私らの足ではそこまではちょっと及びもつきません。

その中で、これは何でそれをなくすのか、特に最初に聞いた中での言われておった市民の皆さんの、地域の皆さんの意見を聞いてということでありますが、これは何度か我々の地域の南部の住民の声を聞かれましたか、確認したいと思います。

○議長（前田耕一君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

現計画を平成２５年４月に樹立した以前に、各地域を回ってご意見を伺ったというふうに聞いております。

○議長（前田耕一君）

宮崎議員。

○１２番（宮崎勝郎君登壇）

意見を聞いておる中で、廃止してもいいよという声がありましたか。

私はそのような声は余り聞いていませんけれども、確認したいと思います。

○議長（前田耕一君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

済みません、この点については今ちょっと手持ちの資料がございませんので、後ほど確認をさせていただきたいと思います。

○議長（前田耕一君）

宮崎議員。

○１２番（宮崎勝郎君登壇）

それではそれは後で結構です。

また広報に戻りますけれども、この中を見ますと、特にその下に、地域と一体となった取り組みの展開というのが載っております。昼生地区のまち協のほうでいろいろな取り組みもされております。はっきり言うて、昼生の地域から南部のほうを通って亀山駅に来るまでには、それは相当な時間がかかりますよ。単独で路線を二本松を越えて、安濃線というんですか、県道、あれを来て、亀山の駅のほうへ入ったほうが、それはスムーズに来られますし、重複区間のところで私も昼生のところでＪＲが走っているのにあれは重複にならんのかなというふうに頭にはちょっとあったんですけれども、そういう中でやはり地域の一体となった取り組みというのを私は昼生のまち協の方には敬服いたします。このような取り組みがやはり実を結んだのかなあと。そうするとうちらの地域は、まち協は何をしておったんかなというふうに、私も組織の中ではまち協の顧問ということに一応位置づけられておりますので、これからどうしていったらいいのやろうなあという、ちょっと私、頭の中でこれから描いていかないかんかなと、議長も同じ地域でございますので、また相談してやっていかないかんかなというふうに思っております。

そういういろいろな中で、維持基準とか見直し基準もここに出ております。１便当たりの平均乗車人員が３人と、ところが見直し基準としては、１日当たりの停留所の乗降者数が５人というふうに出ておりますが、これは１つの停留所で５人乗るところがありますかな、一遍確認したいと思います。安知本は多分ないと思いますし、楠平尾はちょっとわからんけれども。

○議長（前田耕一君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

今、１停留所当たりの５人の基準のことをおっしゃいましたけれども、この５人をちょっと定めた経緯を申し上げますと、先ほども申し上げた２５年４月につくった地域公共交通計画の基礎調査として２４年度にコミュニティ系バス１停留所当たりの平均乗降客数を調査したところでございます。

市内全体の１停留所当たりの平均乗降客数は１日当たり４．３人でございました。この結果と地域公共交通計画見直し後の乗降客数の増加を見込み、基準値を１停留所当たり乗降客数５人といたしたところでございます。

○議長（前田耕一君）

宮崎議員。

○１２番（宮崎勝郎君登壇）

市内全域の中の停留所の今の４．３人が出たと思います。南部ルートの停留所の数は私が尋ねたのは答えがなかったんで再度聞きますが、４．３人が何で５人が、これは基準がみんなだめよと、この亀山市内の路線みんなだめよということですやんか。違いますか。５人と決めてやっておって、４．３人やったら５人行きませんで、亀山のコミュニティの路線、みんなだめですよ。そこら確認したいと思います。

○議長（前田耕一君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

南部地区の乗降客数については、昨年度から今年度にかけて２度ほど乗降客の実数調査をさせていただきました。ちょっと具体的な数字は今手元にございませんが、おっしゃるように１停留所当たり１日５人という基準は恐らく全ての停留所で満たしていないというふうに思います。

それから、今おっしゃったその４．３人やったら市内のほとんどの停留所が基準を満たしてないのではないかということですが、先ほども申し上げましたように、これは２４年度の数字ですが、その後のバスの再編によって利用者をふやすと。ですので、その辺の基準は５人というふうに定めて、５人以上乗っていただこうと、そういう趣旨でございます。

○議長（前田耕一君）

宮崎議員。

○１２番（宮崎勝郎君登壇）

まあ、その趣旨でこれからふやそうという意図はわかりました。

いずれにしても、この質問ばかりではだめですので、いわゆる南部ルートはこの路線が返還されると、特に我々南部地域の路線はないようになったというのははっきりしましたわね。そうなるとその後の対策はどのように考えておるのか。これは特に市長に、キラリまちづくりトークの中で市長はいろいろな答弁をされてみえました。その中でのこれからの思いをどうされるんか。市長はこの１月でもうやめやと、私はこの職を辞するよというのであれば、またもう市長の話は聞きませんけれども、これから先まだ市政を担当されると私は思っておりますけれども、そこら辺のお考えが

あったら、これは後ほど小坂議員がまた改めて聞かれるので、もう深くは聞きませんが、この部分だけお聞かせ願いたい。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

宮崎議員のご質問にお答えをさせていただきます。

南部地区の皆様におかれて、今回の再編によりまして一部ご不便をおかけしますけれども、この地域公共交通計画自体は今年度が最終年度ということになってございます。

ご案内のように、新たにこの策定を現在公共交通計画の中でしていくということで、その中でまた今後の公共交通施策については明らかにさせていただきたいと考えておるものでありますが、現在バス利用者のアンケートでありますとか、まちづくり協議会を通じた意見聴取とか、バス等運行事業者とのヒアリング等実施をしておりまして、現計画の検証を行って次期計画の策定につなげていかなくてはならんと思っております。

また、現在の計画のように、コミュニティ系のバス路線の再編だけでは高齢者とか障がい者の皆さんの自立した交通手段を持たない方への対応を行うということには限界があろうかというふうに考えておりますことから、新たな計画につきまして地域公共交通機関の本来の目的、役割を明確にして、地域公共交通機関で対応できないところについては、福祉系でありますとか他の新たな手段も考慮をした上で一層のネットワークの構築を考えていくような計画として策定をしていかなくてはならないと思っております。

現在ご案内のように、南部地区の皆様におかれては重複区間ということで、この亀山椋本線の運行につきましては平成１５年度に三重交通が廃止をされた路線でありますが、現在往復１９便の運行をいたしておるところであります。確かに楠平尾地区から１キロちょっと離れておるということで、本当にご不便をおかけする場面があろうかと思いますけれども、ぜひこの路線の、これも今代替路線として市が運行を津市と連携してやっておるところでありますので、これを何とか維持していきたいというふうに考えておりますし、どうぞ３人以上でご利用いただくということで限定はされますが、この無料のタクシーの、乗り合いのタクシーでありますが、これをご利用いただくこともぜひ考慮いただきたいというふうに考えておるものでございます。

いずれにいたしましても、そういう今作業の中で、今回南部のルートの再編をさせていただきました。ぜひともご理解いただきたいというふうに考えております。

○議長（前田耕一君）

宮崎議員。

○１２番（宮崎勝郎君登壇）

南部ルートについては私は強くお願いをしております。

しかし、やはり亀山の交通体系の中では、やはりああいう三重交通に委託をする中では、やはり費用が非常にかかると思います。独自の亀山市の考えなんかで、例えば私、交通弱者の交通手段として、マイクロ的な、ワゴン的な車を各地域に半日に１便ぐらい走らせたら、それで何とか賄えるんじゃないかなというふうに私は思っております。

それでその場合には、やはりいろいろなそういう運行業者なんかに委託はしなければならんかと

思いますけれども、そういうのを一遍検討していただくように私は提案したいと思います。

それからそれと福祉行政の、いわゆる加太地区にそういう福祉バスが走っておりますかね。これももうコミュニティバスになったんか、ちょっとはっきりしたことはわかりませんが、やはり福祉の行政と、全体の交通弱者との全体の亀山市の交通として考えていただくように、もう一度今後検討していただけないかなというふうに思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。もう答弁は結構でございます。

それじゃあ、続きまして次に入ります。

次に、道路網の整備についてでございますが、４点ほどお尋ねしたいと思います。

まず、和賀白川線の整備計画についての進捗をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

松本建設部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

都市計画道路和賀白川線につきましては、県道鈴鹿関線から鈴鹿川を渡りまして忍山神社までの５８０メートルが平成２６年３月３０日に開通させていただきましたことから、計画延長２，３３０メートルのうち１，６３０メートルが既に供用されてございます。残る国道１号亀山バイパスから市道亀田小川線までの約７００メートルの整備を第１次亀山市総合計画後期基本計画の実施計画に基づき現在進めているところでございます。

平成２６年度は道路概略設計を進めさせていただき、昨年、平成２７年度より道路詳細設計を行っているところでございます。

現在、城北まちづくり協議会に属する全自治会長への説明、また各自治会の住民の方への地元説明を行いまして、合意形成に努めているところでございます。

今後の工程につきましては、今年度は用地測量を行い、平成２９年度用地買収を進めてまいる予定でございます。

○議長（前田耕一君）

宮崎議員。

○１２番（宮崎勝郎君登壇）

よくわかりましたが、やはりあのルート、和賀白川線については、亀山市の環状線ということでうたわれておりますので、これは早くしていただきたいなというふうに思っております。

今聞いておりますと、まだまだ時間がかかりそうだと思いますが、私も野村楠平尾線を通って、和賀白川線都市計画道路を通って、それで役所へ来るわけでございます。医療センターに行くときにも福祉センターに行くときも通るんですが、そのときにはやはりバイパスから側道へ出て、羽若から西野へ出ていかなければならん。あるいは早く行っても、向こうの亀田小川線か、あれにタッチしていただければ便利だなあというふうに思っておりますし、問題は亀山のやはり循環道路ということの位置づけされておりますので、早いところの早期の開通をお願いしたいなというふうに思っております。

続いて、野村布気線の整備事業の進捗状況をお尋ねします。

○議長（前田耕一君）

松本部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

野村布気線の進捗状況でございますが、平成２７年度当初では３者の方との用地交渉が残っておりましたが、昨年６月末に１事業者と契約に至り、もう１人の方とも１２月に契約をさせていただいたところでございます。残る１事業者の方とは、去る３月１日をもって市道野村布気線整備事業に関する確認書を締結いたしました。事業所の方が代替地を希望されておりますことから、代替地候補地の所有者の方との交渉を進め、おおむねご理解を得ているところでございます。

本年度は現況報告でもご報告させていただきましたが、昨年度に用地買収の契約を締結いたしました事業者による家屋等の撤去工事が既に完了いたしましたことから、長田池西側の延長２００メートルの区間の工事を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

また、流末排水路の工事を進め、平成３０年度を目途に完成に向けて進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（前田耕一君）

宮崎議員。

○１２番（宮崎勝郎君登壇）

もうめどがついたというような形でございます。

過去に同僚議員で、道野の地域の坊野議員と私は同僚議員で、兄弟ぐらいにつき合いをさせていただいて、いろいろな話の中で彼の意思がまだ残っております。そうやで、ここで伝えることによってまた坊野議員の意思を全うさせてやっていただきたいなというお願いをしておきたいと思っております。

いずれにしましても、この地域のやはり開発、進捗の中での大事な道路でございます。早く開通ができるように、また鋭意努力をお願いしたいなというふうに思っております。

続きまして、３番目でございます。

市道・県道の安全対策の現況についてというふうにお聞かせ願いたいと思います。

市道の歩道はついておっても、また県道にしても歩道はついておっても、やはり車が飛び込んだとか、よその地域でも子供の通学時に通学帯の中での児童の列に車が突っ込んでけがをされたとか、いろいろな新聞には出ております。

当市のその部分についての安全対策の現況はどんなのであるか、お尋ねしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

松本部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

亀山市内の道路につきましては、道路延長は県道が約８１キロメートル、市道につきましては延長が約５５０キロメートルございます。交通安全施設の要望につきましては、自治会からの要望と教育委員会を通じてＰＴＡからの要望が提出されており、ＰＴＡから要望を受けた箇所につきましては、毎年学校関係者と亀山警察、道路管理者等で現地にて通学路の合同危険箇所点検を実施しているところでございます。そういった状況でございます。

○議長（前田耕一君）

宮崎議員。

○１２番（宮崎勝郎君登壇）

以前から県を通じたり市を通じたりして、この安全対策については我々も要望したり、お願いしたりしております。

ちょっと例を挙げますが、先般私の地域の県道白山線の中で、私が遭遇したのは夜中ですけれども、けものが出てきたと思ってハンドルを若者が切り過ぎて、横断歩道を越えて外のガードパイプにぶつかって、またはね飛ばされて戻った。それから先般、夜ですけれども、これも歩道を乗り越えて民家に突っ込んだという事例、これが通学帯であったらどうであるか。我々の孫らがあそこをちょうど通学路でございます。これがその時間だったらどんなであったかという、想像するだけで怖くなってきます。

そういうような安全対策については、特に自治会も当然ですが、ＰＴＡあたりからもかなり要望が出ています。これは教育委員会もよくわかっておられると思いますが、教育委員会も県の行政に対してどのような取り組みをされているのか、ちょっと確認したいと思います。これは通告してございませんので、平素のあれだけがわかれば答えていただきたいと思います。

○議長（前田耕一君）

大澤教育次長。

○教育次長（大澤哲也君登壇）

先日の髙島議員にもお答えをさせていただきましたけれども、まず県も含めました通学路安全対策関係者会議、こちらは亀山警察署、三重県鈴鹿建設事務所、市建設部、市市民文化部、それに市教育委員会で構成しておりますけれども、その中で要望箇所等につきましては調整もしておりますし、担当者レベルにおきましても整備をさせていただいております。さらに教育委員会といたしましても県にも働きかけ等も行っていければと思っております。

○議長（前田耕一君）

宮崎議員。

○１２番（宮崎勝郎君登壇）

ありがとうございました。

今後もよろしく対応をお願いしたいと思います。

それでは、次に４番目に市道の整備状況についてお尋ねいたします。

特に市道の整備状況につきましては、舗装の問題、草刈り、草等の問題、側溝の問題、水たまりの問題等々、私も平素走らせてもろうておって感じたわけでございますが、特に私、ここでお願いしておきたいのは、野村楠平尾線の交差点の部分で、雨が降るとどっぷり水がつくんですね。もうその車線は走れません。反対車線をえぐらんことには走っていけないという状況もございます。

それから、いろいろ草刈り等も各場所でもやられておりますけれども、やはり何十センチ刈るのかちょっとわかりませんけれども、側溝の部分なんかでやはり堆積の土なんか等ございますので、側溝の草も生えておる、この草なんかが、それは業者から言わせれば別やもんで刈らないんだろうと私は思いますけれども、やはりそういうふうな部分が完全にできていないかなあというふうに感じたわけでございます。

それは安全対策にしてもやはり十分やっていただかないと、通行者に迷惑をかける部分もございますので、そこらの点についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

松本部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

道路のほうを整備するに当たりましては、特に要望がない箇所につきましても道路パトロールの実施や、それから住民からの通報等により危険箇所の把握にも努めておりますので、そういった箇所につきましては順次現地を確認いたしまして、危険性、緊急性などを総合的に判断して優先度の高いところから予算の確保ができ次第、整備を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（前田耕一君）

宮崎議員。

○１２番（宮崎勝郎君登壇）

いろいろな危険性、緊急性で予算をつけていただいてという話でございますが、例えば草刈り、あたしの整備についても、地元自治会にもお願いして何かそういう請負的な事業になるのかちょっとわかりませんけれども、そういうようなお願いもして協力を求めたらどうかなというふうに、今の制度の中にもあろうかと思いますが、どのように進捗しておるのか、確認したいと思います。

○議長（前田耕一君）

松本部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

市道の草刈りについてでございますが、市道の除草につきましては、市が発注しております草刈り業務委託では、集落と集落を結ぶ幹線道路や交通量の多い路線を中心に実施しており、現場条件によってはシルバー人材センターに委託を行っております。

また、市といたしましては、これとは別に３つの事業を展開しておりますので、ご紹介させていただきます。

１つ目の事業といたしましては、道路ふれあい月間、７月から９月でございますが、におきまして清掃活動、草刈りなどを行っていただく自治会に対しまして報奨金を支出し、事業を推進しているところでございます。

２つ目には、市道草刈活動支援事業でございます。この制度は市道の草刈り活動を行っていただく自治会などの団体に対し、道路の環境美化と愛護精神の高揚などを目的といたしております。その際に、草刈り面積に応じてこちらも報奨金を支給させていただいてございます。

３つ目は、亀山市道路環境美化ボランティア推進事業でございます。これは市が管理をする道路におきまして、里親のボランティアによる環境美化活動を支援することにより、道路環境に対する市民意識の高揚を図り、市民と市が協働して美しい道路の創出を図ることを目的とした制度でございます。

今後、このような制度を活用していただくことで市内の環境美化にも取り組んでいただければと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

宮崎議員。

○１２番（宮崎勝郎君登壇）

ここはよろしくお願いしたいと思います。

それでは、３つ目の項ですが、防災力の強化についてですが、まず１点、住宅耐震事業の施策の進捗と今後の取り組みということでお尋ねしたいと思いますが、というのは、先般市民の方が耐震事業について申し込みをしたら、予算がないのでできないというような、私に何とかならんのやろうかというようなことがございました。

国の補助なり県の補助なりの部分もあろうと思いますが、場合によっては、家を直す、建てかえるとかいろいろなものはやはり市民の方も一大事業でございますので、そういうような部分を来年まで待ってくれとかそういうふうやなしに、そういう要望があれば、補正予算なんかで市単でできないのかどうかなというふうに思っておりますが、考えがありましたら。

○議長（前田耕一君）

井分危機管理局長。

○危機管理局長（井分信次君登壇）

先ほど議員がおっしゃいましたように、この住宅耐震事業につきましては、既にご案内のように、亀山市の耐震改修促進計画に基づき現在事業を進めております。先日の中﨑議員のご答弁にも申し上げましたように、平成３２年度末までに耐震化率９０．６％を目指しておるわけでございまして、着目すべきは昭和５６年５月３１日までに建築をされた木造住宅にターゲットを絞っておるわけでございます。その折にも、現在未耐震の住宅がいかほどかということでございましたので、２，９５７棟というお答えもさせていただく中で事業を積極的に進めてまいりたいと思っておりますし、また議員が先ほど数値を申されたわけなんでございますけれども、確かに８月末現在におきましては、各我々が予想している数値よりも上回る数値の中で推移していることになっております。先ほどご要望の中で事業の予算補正を含めて対応したらどうかというようなご意見を賜ったわけでございますけれども、ご承知のように、この事業は国・県・市費を用いての事業でございまして、それぞれの市民ニーズに対応した形で進めてまいりたいと。また、現状を議員のお話にもございましたように把握しておりますので、今現在の取り組みといたしましては、三重県の担当部局との綿密なる関係の中で、三重県枠の予算枠をやはり事業ベースに置きかえた中で、我々亀山市が事業展開を積極的にやっていることの事実を勘案しての配分をお願いしているところでございます。

○議長（前田耕一君）

宮崎議員。

○１２番（宮崎勝郎君登壇）

その事業につきましても推進をよろしくお願いしたいなと思っております。

続いて、消防力の充実と強化についてでございますが、まず１点目でございます。

次期亀山市消防力充実強化プランの策定状況はどのようであるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

服部消防次長。

○消防次長（服部和也君登壇）

次期亀山市消防力充実強化プランの策定状況につきましては、部内検討組織で現行の亀山市消防力充実強化プランのこれまでの取り組みを検証した上で、全ての人が安心・安全に過ごせるまちを目指して策定を進めており、現在骨子案、中間案でございますが、この取りまとめがおおむね完了

した段階で、今年度３月策定の予定でございます。

今後、しかるべき時期に議会にお示しをさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（前田耕一君）

宮崎議員。

○１２番（宮崎勝郎君登壇）

よろしくお願いしたいと思っております。

続いて、消防力の充実・強化の中に救急体制の強化がございます。

先般の全協の中で、鈴鹿亀山境界付近の救急相互応援、いわゆる愛称ですが、「おもりやり救急」ということでご説明いただきました。

その中で、覚書を締結したというふうに２日でしたかございますが、この９日からスタートしたということでございます。これについては、覚書はしなくても救急相互応援協定が今までからあるので、改めてしなくてもいいんじゃないかなあというふうにも私は思っておりますが、やはり意識を高めるためにこのような取り組みをされたと思っております。そこらの考えをお聞かせ願いたいなと思っております。

○議長（前田耕一君）

中根消防長。

○消防長（中根英二君登壇）

覚書の目的でありますけれども、市の境界付近で発生した救急事案に対して、担当する消防署や分署の救急車が出動できない場合に、管轄内の他の分署等から応援出動するよりも市外の分署等から出動したほうが早く現場到着できる地域があります。そのような地域において、特に早く救命処置を行う必要性が高い重篤な事案に対し、隣接応援の運用により救命処置を行えるようにすることで地域住民の皆様の安心に寄与することが目的であります。

この覚書の必要性でありますけれども、三重県内消防相互応援協定において境界付近の応援に関する規定はありますが、応援要請の具体的方法等は関係市の消防長が協議して定めることとなっておりますことから、今回覚書を取り交わしたものでございます。

なお、救急の日でありますように、先ほどおっしゃったように、本日９月９日午前９時からこの運用を開始いたしております。

○議長（前田耕一君）

宮崎議員。

○１２番（宮崎勝郎君登壇）

もう時間がゼロですので、ちょっと私のお願いだけ。

いわゆる住宅だけじゃなしに、また交通事故があたしの、重大なそういう事案に対しても今後検討していただきたいなというふうにお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（前田耕一君）

ちょっと宮崎議員、最後になりますけど、西口部長のほうから先ほどの保留の答弁がありますので、もうちょっと。

○１２番（宮崎勝郎君登壇）

はい、どうぞ。

○議長（前田耕一君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

先ほどは失礼をいたしました。

平成２４年度に住民懇談会を実施したところでございますが、具体的に南部地区につきましては、昼生地区と合同で平成２４年９月５日に昼生地区コミュニティセンターで住民懇談会を開催しております。

そのとき出された意見といたしましては、ＪＲとバスの接続が悪い、あるいは運行本数が少ないのでもうちょっとふやしてほしい、あるいは深夜に走っていないので夜も走らせてほしい、そういう現行サービスの拡充を望む意見が多かったところでございます。

○議長（前田耕一君）

１２番　宮崎勝郎議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、午後１時まで休憩いたします。

（午前１１時５２分　休憩）

（午後　１時００分　再開）

○議長（前田耕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、１８番　櫻井清蔵議員。

○１８番（櫻井清蔵君登壇）

それでは、一般質問をさせていただきたいと思います。各項目について市長の考え方をお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いします。

市長の任期もあとわずか数カ月ということで、現在、亀山市行政が抱えているいろんな問題について、ちょっと指摘をさせていただきますので、明快な答弁をいただきたいと思います。

まず１つ目に、合併協議事項についてという項目で上げてありますので、それについてお聞かせ願いたいと思います。

皆さんのお手元に亀山市都市計画税決算額、平成１８年から２７年の一覧表を手元に配っていただいております。市民の皆さんに見ていただくために、ちょっと出してください。

特に１８年から２７年までに、都市計画税として７５億９，６０６万５，４００円という７６億相当の都市計画税が市民の皆様方の区域内で徴収をされております。

市長にちょっとお聞きしたいです。都市計画税とは基本的にどのような、市長として捉えているのか、それをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

１８番　櫻井清蔵議員の質問に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

櫻井議員のご質問にお答えをいたします。

この都市計画税でありますが、ご案内のように、都市計画区域内に所在する土地及び家屋に課税されるものでございます。また、これもご案内のように、都市計画税は、都市計画事業に要する費用に充てるために目的税として課税されるものでございます。当市におきましては、平成２７年度では、都市計画事業費として約９億７００万円ございますけれども、この中で都市計画税の収入額の約７億３，８００万円を充当いたしておりまして、都市計画道路や公共下水道、公園、ごみ処理場、火葬場等の整備に関する事業に活用をいたしておるものでございます。

○議長（前田耕一君）

櫻井議員。

○１８番（櫻井清蔵君登壇）

ありがとうございます。

ご答弁のように、都市計画税は、亀山市は線引きは行っておりませんけれども、基本的に都市形成のためのいろんな公共事業に充当するという目的税だというふうにご理解していただいているので、それで結構です。

その中で本題に入りたいと思いますけれども、合併協議会、平成１７年１月１１日、新亀山市が誕生しました。その折に、旧亀山市においては都市計画税が課せられておりました。ですが、合併協議の中で、旧関町は都市計画税区域と区域外と区別分けをしました。

ちょっとパネルを出させていただきます。このように、亀山全域区域が設定されて、このような形でやっています。旧関町はこの部分です。この横にあるところのことを今からやっていきたいと思っております。

合併時に、公共下水道における受益者負担金について、合併協議の中で、２年以内に速やかに調整をすると。というのは、旧亀山市は、受益者負担金が平米５２０円、旧関町は１戸当たり２６万円というように決まっております。私も旧関町の議員ですもんで、この１戸当たり２６万円に対する協議を委員会、議会の中で協議をしました。協議経過を逐一、議会の中で委員会に入っておりましたので、いろんな意見を言わせていただいて、関町は、そのとき亀山市が平米５２０円であるけれども、関町についてはどうしようかと。というのは、やはり公共事業ですので、亀山市が平米でやっておるけれども、公共事業やから一体化して、土地の面積の条件も勘案をせなあきませんけれども、やはり関町は財政が余り豊かじゃなかったので、ともに公共事業に参加をしようじゃないかという形で、１軒当たり２６万という料金設定をしました。ただし、前納においては、前納していただければ、２６万のうち２万６，０００円を報償金という形で２３万４，０００円でいいという形で来ました。

そして、平成１７年に合併しまして、この合併協議の中で速やかに統一せなあかんということで、ここに合併協議のときの資料を持っておるんですけれども、亀山市公共下水道使用料金等検討委員会、延べ６回開催されております。この議事録を読ませていただきました。ここで主に決まっておるのは、あくまでも受益者負担金の亀山の平米５２０円にするか、関町の１戸当たり２６万にするかという協議をされております。なお、当然、そのときは農集もございますので、農集の使用料金等々の議論もされております。

その中で１つ、受益者負担の中で、たまたまちょっと私ごとでちょっとこの下水道のことで気がつくことがありましたもんで、これは何としても市長にちょっとこの場で訴えて、何とかしていた

だかなあかんという形で、気づいた条文があります。

というのは、受益者負担金において、平成１８年９月２９日、条例第３４号で、協議会の決定の後に、亀山市公共下水道事業受益者負担に関する条例が制定されました。その中の経過措置とかいろいろあるんですけれども、この条文の中に、旧関町の場合において、こういうなんの特例があるんです。合併前の関町の区域における負担金等の特例という文言が残っております。この文言の内訳というのは、合併前に関町の区域のうち、平成１３年５月末までに下水道法第４条の規定により許可を受けた事業計画において定めた予定処理区域内における負担金等についてはうんちくで、今、この特例措置を受けておる区域、それがこの図面で記させていただいた、これが旧関の第１工区です。これが第２工区です。延べ面積１００ヘクタールあるんです、これ。この区域においては、旧の関町、平成１３年に規定された特例措置が残っておるんですよ。どないなっておるんやということを確認しました。この区域においては、一応、公共下水道の事業はもうなされましたけれども、今ちょっと都市計画税のことを聞かせていただいて、この中には田もあれば畑もあると、宅地になる土地があるわけです。その農地を宅地にした場合には、この特例措置で負担金を払わんならんようになっておるわけです、合併後１１年たって。ということは、この１工区、２工区の中にある畑に、農地転用をして新築を建てる場合に、受益者負担として、この特例措置によると、１戸当たり、本来なら平米５２０円であるべきものが、１戸当たり２６万及び、この中にまだもう１つある、亀山市農業集落排水処理施設条例第１３条の第２項に新規加入者は新規加入金及び処理施設の排水管から公共ますまでの工事に要する費用も負担せななならんと。おおむねそれ幾らぐらいやと聞いたら、３０万ぐらいかかるであろうという話を聞きました。

そうすると、この区域内の旧関町の１工区、２工区における畑、田んぼを宅地にした場合は、５６万前後の負担金を要するんです、この平米数に関係なしに。この条例がここに残っておるんです。

それで、今、市長さんにお聞きしたように、都市計画税は目的税であると。道路及び公共下水道の償還等に充てておるお金やと。というのは、都市空間整備のための税金が都市計画税です。当然、亀山と合併してから、この区域の農地には、農地としての軽減はありますけれども、それの都市計画税を払とるわけです。にもかかわらず、ここに農地を転用して住居を構える人には、５６万前後の負担を強いておると。例えば２００平米のところで、亀山市方式で５２０円というと、１０万４，０００円です。ここに住まいを構える若者たち、若い世代の人らは、５６万の負担金を払って、公共下水を利用しておるという状況になっておるということは、おかしいと私は思う。

一遍、担当部局に確認させていただきたいんですけど、ちょっとそこの数字を教えてほしいんですけれども、合併後、この区域に新築家屋、農地転用して、この負担金特例を活用して建てられたおうちは何戸ぐらいあるか、一遍ちょっとお聞かせ願いたい。ちょっとその数字だけ教えてください。

○議長（前田耕一君）

草川上下水道局長。

○上下水道局長（草川博昭君登壇）

合併後、この旧関町の条例を適用されております対象者につきまして、年度別で申し上げますと、平成１７年度３件、平成１８年度１件、平成２０年度１件、平成２１年度１件、平成２２年度１件、平成２４年度２件、平成２６年度４件、平成２７年度３件の合計１６件でございます。

○議長（前田耕一君）

櫻井議員。

○１８番（櫻井清蔵君登壇）

ありがとうございます。

というのは、この旧関の合併協議の中で、本来ならこの特例事項は廃止されなあかんです、一緒に。というのは、この区域外の第３工区、第４工区、第５工区、今入っていますけれども、旧関のところで。そこの工区については５２０円です。ちなみに、第３工区は、平成１３年６月以降に認定した区域。すると、この条文の中の特例外の措置、ここに家を建てる者は、旧関で、平米５２０円を出せば、公共ますはその担当部局が公道の本管から配管していただいて、住居が構えられるというような状況で今日に至っておると。

だから、これは一つの疑問なんですけれど、なぜ６回も重ねた市民、それから学識経験者等が協議された中に含まれなかったのもあかんし、私もここに亀山と合併させていただいて、こうやって議席をいただいて、きょうまで気がつかなかった私も怠慢やったと思っています。このことを指摘せんだことが。

あと、できたらこのことについて、市長のちょっと英断を、もう総合的な判断とか、そんなのはどうでもいいんです。やっぱり、この区域は、都市計画税というお金を納付しておるんです。確かに、全体で７６億、比率でいくと、大体、関町区域は８億前後ですね、やっぱりこれ、関全域で８億、この区域ではどれだけかわかりませんけど、半分にしても４億円以上の納付はしておるわけです、今日まで。だから、そこに対する１６戸の新住民が住まれたということに、やっぱりこの特例は、もう執行して納付もしてもらって、お金を返すのが第一番ですけれども、お金を返していただいたら、ああよかったなと。二、三十万、ちょっとうまいものでも食いに行こうかと、どこか行こうかというようなお金になるかわかりませんけど、今からお金を戻していくことは、行政として不可能かもわからんけれども、何らかの手当てをすべきやと私は思う、市長。この特例措置は。

その上に、亀山市公共下水道事業受益者負担に関する条例及び関町公共下水道事業受益者負担金に関する条例の廃止という文もあるんです。これは、一律１戸当たり２６万というやつを廃止しておるんです。その３工区以降で、平成１３年６月以降の区域についての分については、１件当たり２６万というのを廃止して、５２０円にするということが平成１８年に協議されておるんです、この答申の中に。平成１８年７月３日の答申の中に、意見書の中に、もうこれからはこの２６万を廃止して、５２０円でこれから行きましょうにと。そうやったら、この特例措置が協議されず、１１年間ずうっと生きておるということは、おかしいと思うけれども。そういうふうに思われませんかな、市長。見解を聞かせていただきたい。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

ちょうど新市合併から１２年目に入っておるところでありますけれども、今ご指摘いただきました課題につきまして、少し考え方を申し上げたいと思いますが、まず、この合併に伴う事務事業の調整方針として、この受益者負担金については、平成１３年５月末日までに事業認可を受けた区域は、現行のまま新市に引き継ぎ、平成１３年６月以降に事業認可を受けた区域は、合併後２年をめ

どに調整することとなって、ご案内の平成１６年４月２０日に合併協定書として旧市・町の双方が確認をしておるものでございます。

その後、亀山市公共下水道使用料等検討委員会、今お触れいただきましたが、これを設置いたしまして、その合併協定書に基づき、その協議結果を踏まえて、平成１８年９月に亀山市公共下水道事業受益者負担に関する条例が制定をされまして、その後１０年間運用をいたしてきたところでございます。当時、なぜというような、このご判断というのは、少し当時の詳細を把握しておりませんし、協議会の委員として議員もご参加いただいたわけでございますが、この合併当時のさまざまな議論を踏まえて調整されてきた経緯を考えますと、基本的には、この合併協定事項を尊重すべきものと考えておりまして、現在もこの調整方針に基づいて運用を行っておりますことをまずご理解いただきたいと思います。

一方で、今ご紹介をいただいた問題でありますけれども、合併から１０年が経過をいたしまして、両市町の一体感の醸成を図る中で、他の地区との整合性につきましても考慮することは必要であるというふうに認識をいたしておるところでございますので、将来的にこれを見直す必要性を感じておるところでございます。

ただし、この見直しに当たりましては、種々の課題が当然ございますので、まずはこういった課題を整理する必要があるものというふうに現時点では考えております。

○議長（前田耕一君）

櫻井議員。

○１８番（櫻井清蔵君登壇）

言葉尻をとって申しわけない、種々の課題があるのでと言いますのは、私は今、種々の課題を指摘しておるんですわ。というのは、そうすると今後もこの１、２工区においては、この特例を適用して、今まで１６戸の新市民に負担を強いたわけですけれども、これが果たしていいのか、悪いのか。まだあそこにようけ宅地になる農地はあるわけです、土地は。そうすると、私たちはそこの区域には建てんと、よその区域に行こうかとならへんかなと私は思うんです。

例えばこの区域内に、息子が東京におったんやと。嫁さんをもろうて、三重県で就職したと。ちょっと畑があそこにちょっと百五、六十坪あるんで、そこへ家建てやと。あそこはおまえのために残してあったんやと、その畑を。あそこへ建てたらよろしいわなという話が出たときに、１５０坪だと２６万になるんですけれども、２６万はええやろうと、それで。そうすると、本管までの取りつけは個人がせんならんですよ。そうすると、おやじ、そんなところで取りつけの管をつくるぐらいやったら、わしはおやじの土地じゃなくて、よそへ行くわなというような話になってきまへんかな。私はそんなことであってはあかんもんで、もう速やかにこれを解決していただきたいと、この特例を。市長がうんと言ったらええねん、条例改正。市長がうんと言うだけで、物事が済むんやがな、総合的に判断して。市長の判断一つで、この特例措置は言いわけがあるわけや。１０年間こうやって経過措置を持ってきたけれども、１０年たったら、亀山市民も関の町民は亀山市民やったと。旧関、旧亀山と言うておらんと。もう新亀山市の市民やからという考えだったら、市長の判断一つでええんやけど。やっぱり種々の問題をクリアせんならんと、そうすると種々の問題って、何があるんですかな。

前に１６軒の方がもう納めてもろうたんで、その人らに申しわけないさかいに、できませんよと。

そうすると、永久的にあれですか。過去の先人の過ちは、やっぱり後の者が正すというのは、私の師匠の教えなんですよ。先人の過ちを後から担った者が直していくというのが、一つの地域が前進するもとやと。その判断できる立場にあるのが市長こそおらんのや。わしも市長になれたらええけれども、なれやもんでな、らち明かんで。だけど、今あなたがここでやると言ったら、それで皆が動くんですけれども。そういうような判断はやっぱりできませんかな、市長さん、今。あと数カ月やがな。今、そうやなと、できたら即答してほしいんやけど、私、ここで。都市計画税もようけもらっておるんやで。余分にこの地域から金をとらんでええと思うけれども、いかがかな。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

先人の過ちとおっしゃられましたが、それを正すということというよりも、私どもはやっぱり公式の立場でございますので、公の責任において、今日まで合併協議会の皆さんや、あるいはこの条例の制定もこの中で決定をして今日に至っておると、そういう経過は尊重させていただきたいと、すべきだというふうに、これは信念として持たせていただいております。

あわせて、今ご指摘をいただいた種々の課題、これにつきましては、私も全く同感をいたしております。同様の思いを持たせていただいておるところであります。課題はご指摘のようなさまざまな課題がありますので、それもひっくるめて、やはり私どもとしては見直しをすると、その必要性を感じておるということを今申しておるところでありますので、そこはご理解いただきたいというふうに思います。

ただし、この見直しに当たりましては、議員はここで即答せよということでありますが、そういう考えの中で幾つかの課題を少し整理する必要がありますので、それについては今後の課題ということで、ここはご理解いただきたいというふうに思います。議員おっしゃっておられるところは、一緒の思いを持たせていただいております。

○議長（前田耕一君）

櫻井議員。

○１８番（櫻井清蔵君登壇）

課題は１つ。特例のこの２６万を撤廃して、５２０円で行くと。特例を外すか、外さんかや。何があんのやな。わし、それしかないと思っておるんやわ、課題は。都市計画税を賦課するのも、合併協議で協議しましたよ。そして、なぜおまえらは合併協議に出とって、関町に都市計画税をかかるようにしたんやと怒られんですよ、私。怒られたことあるんですよ。もっと慎重に、委員やって途中でやめたであかんけどね、私も合併協議の委員を。何が課題あるんですか、もろもろの課題って。あらへんでしょ。やっぱり、この地域の農地に住みよい地域としてやっぱり位置づけるためには、この２６万、取りつけ工事の負担を撤廃するというのが１つだけの課題ですやんか。ほかに何もあらへん。そういうような認識がやっぱりほかにあったら、何の課題があるのか。今思いつくだけでよろしいわ。私は１つだけだと思ってる、課題は。

先人が誤っておったというのは気がつかんだんですよ、私も気がつかんだんで謝っていますやんか。市長の課題というのは何ですか。ちょっとだけ教えて。私、頭悪いさかい、わからんのやわ。もう具体的にこんな課題という、今思いつくだけでよろしいわ。１つやったら１つでもよろしい、

２つだったら２つでもよろしいわ。ちょっと教えてください、課題。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

先ほども申し上げましたが、合併協議や公の議論決定を経て今日に至っております。そして、またこれはくしくもおっしゃられましたが、ご自身もこの１０年余初めて気がついたという案件であろうかというふうに思います。そういう意味の中で、今日までの公のさまざまな手続やプロセスや、こういうものは尊重し、その上でどのようにあるべき姿にしていくか。これはまた公の手続に基づいて行っていくというのが大事であろうということを申し上げておるところでありますことと、種々の課題につきましては、少し触れていただいたような、これは他事業との整合でありますとか、見直す時期でありますとか、あるいは過去の対象者の取り扱い等、大変整理をしなくてはならんようなものがあろうかというふうに現時点で考えておるところでありますけれども、そういう課題を丁寧に整理する必要があろうというふうに考えております。

○議長（前田耕一君）

櫻井議員。

○１８番（櫻井清蔵君登壇）

お言葉を返すようですけど、合併協とのいろんな協議のことを尊重してと言わはったら、そんならちょっと１２月にちょっとためとこかと思ったけどね。

そんなら、あなたは市長に就任する市長選挙で、そのときに庁舎建設凍結というようなことを言ったやんか。それで当選しておるやないか。これは合併協議会で決まった事項ですよ、真摯に、２年かけて。それをあなたがひょっと出てきて、凍結、それで当選、今日に至っておると。あなた今言うたことと全然裏返しなこと言うとるやないかな。この公共下水道事業受益者負担金については見直しをせいと言ったら、いやこれは先人がいろいろ協議して、あまたの会議を開いて決めてもろうたことだから、早急にはできやんというようなこと言うて。片や凍結で、市長出てきて、今日に至っておるわけやから、合併協で２年かけてやったんですよ、これ。新市まちづくり計画を。第１次総合計画からやっておるんですよ。その新市まちづくり計画の中にも、この負担金の見直しもやっておるんですよ。違いますか。あなたが言うたことと、今やっておることと全然違うやないかな。

言葉というのは、お互いに選んでしゃべらなあかんということは、私も重々承知しておりますけれども、その都合でやっぱり答弁はするものではないと私は思います。これぱっかりをやっておってもあかんもんで、しっかりあと数カ月、しっかり練って、担当部局と状況も把握して、企画総務部長も副市長も見えるで、各部局で経営者会議で十分協議して、この特例措置の、そしてこの関町の１、２工区のところの田畑に、やっぱり若い世代が新しい家を平米５２０円の負担だけで公共下水道が利用できるようなまちづくりが進むように推進していってください。それを協議してください。またこれは聞きます。

残り１８分になりましたので、これはきっちりまた結果を聞かせてください。１２月までに、在職中に。お願いしますわ。

ちょっと前後しますけれども、小・中学校の空調についてをちょっとお聞きしたい。

先ほども服部議員の一般質問で、空調に関する見解を新教育長に述べていただいた。もう一遍、

簡潔にちょっと今の考え方、もう一度聞かせていただけませんやろか。服部さんの放送を聞いてみえない方はわからんでな。私がおるとき聞いて、服部さんのことを聞いてなかったらあかんで、もう一遍、簡潔にちょっと教えてください。空調に関する考え方。

○議長（前田耕一君）

服部教育長。

○教育長（服部　裕君登壇）

児童の望ましい学習環境のあり方や近年の気候状況など、子供たちを取り巻くさまざまな環境を考慮いたしますと、やはり空調機は必要であると感じております。

○議長（前田耕一君）

櫻井議員。

○１８番（櫻井清蔵君登壇）

そうですな。教育長も現場経験も豊富だし、学校教育室長もやってみえて、子供たちの学校環境のことはよくご存じだと思う。知らんのは市長だけかわからん。

ちなみに、もう近隣の市町、鈴鹿市は環境省のCO_2削減のこの交付金を使うて１０年間リースで１億６，０００万で、ここに新聞を持っていますわ、すずか民報ってね、鈴鹿の石田君らが出しておるあれなんですけれども、ここにも書いてある。２年間で９００の教室をやってしまう。これも市長の英断ですよ。市長の言葉一つ。

この間も津市の前葉さんかな話してました。いみじくもこの間テレビを見ておったんですわ。福岡市の小・中学校、夏休みの間に全部やってしまったと、普通教室。子供・中学生がインタビューを受けていました。どないですかいうて、インタビューする報道関係者のそのね。子供も言うていました。ええ環境にしてもうて、今から一生懸命勉強しますわ言うていた、中学生ですよ。中学生はそんなぐらいのことは言う。小学校の１年生の子はそれは言わんかわからんな、涼しくなったでええわ、お母ちゃんというようなもんやわ。

市長さん、ちょっと聞きたい。各市町へ、この地球温暖化うんちく言うて、各市町の市長がどんどこやっておるのに、あなたは教育長の服部君の答弁に、計画には多大なお金が要りますもんで、財政とも相談いたしましてうんちくというようなことを後の答弁で言うてみえましたな。財政で金は何ぼでもありますやんかな。予算決算委員会でまた言うけれども、市長の英断一つなん、これは。あなたがするべきだと言うておった、川崎小学校もやいやい言っておるときには一つも答えんと、いつの間にかぽっと教育委員長の発言で、川崎小学校には全教室エアコンをつける、空調設備をつけますって、ええって俺言うておるな。これもどこで降って沸いたかわからん話や。市長の腹一つなん。

鈴鹿市のやり方は、年間１億６，０００万のリースで１０年間、大体１０年で壊れるらしいわ、エアコンというのは。１億６，０００万で１０年間リース、年１億するもんで、１０年間やってリースでやっていくという方法を選択した、環境省のこれは。

今、文部科学省からの補助金は、１０分の１の補助金がついておる。大体、ざっと計算で、私も何遍でも試算したけど、亀山市は３億あったらできる。３億で補助金もろうて、１億は補助金が来る。２億。川崎小学校の電気設備の入札やないけれども、６８％やったかな、落札率が。７割。２億いって、７割は１億４，０００万。１億４，０００万、市長が県会やっておるときの給料と同じぐ

らいやんかな、１４年間の、もっと多かったかな。１億４，０００万で市内の小・中学生が分け隔てなく、教育長もそうやって言うと思う。５カ月空白で、この９月に先議してまでなってもらった教育長がそうふうにはっきり言うてござるのや、空調は必要やと。あなたが提案したんやに。その思いを市長はどういうふうに、今の教育長の言葉はどういうふうに受け取られておるんや。やっぱり総合的にまた判断してから、各関係機関と相談して、財政とも相談してやるんかな。どうですかな、空調問題。これはあなた１人の判断やに、これも。どうですかな。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

少し誤解があるのかわかりませんが、ちょうど昨年の９月の議会で、川崎小学校の空調の導入を、当時の伊藤教育長がここで公表させていただいて進めてまいっておるところでありますが、あの時点からこの１２月議会、それから本年３月議会も含めて、議員からこの同様のご質問をいただいておりますので、私どもとしては、この普通教室、一部普通教室も含めて、現在、川崎が完成しますと、全教室の５０％を亀山市は空調が整備されることになっておりますが、これもそもそも三重県の中で本市が特別支援教育やサマースクールを対応してきたということについては、ぜひご理解いただきたいと思います。

したがいまして、この残りにつきまして、私どもとしては、これを段階的、計画的に整備をしていくという考え方をこの場でお示しさせていただいてまいっておるところでございますので、これは深くご理解いただきたいと思います。

その上で、ご案内のとおり、この普通教室への空調機の設置自体は、従来整備してまいりましたサマースクール対応教室と比較いたしましても、対象となる教室が多いと。あと半数ありますけれども、事業規模が大きいものになりますので、財政状況の動向も含めて、現在策定をいたしております第２次亀山市総合計画の中でしっかり整理をして、進めていくという考え方を従来からお示しさせていただいておるところであります。

○議長（前田耕一君）

櫻井議員。

○１８番（櫻井清蔵君登壇）

亀山市に普通教室は何個あるんやな、一遍教えて。小・中学校で、残り。

○議長（前田耕一君）

服部教育長。

○教育長（服部　裕君登壇）

想定される年度の増減もありますので、小学校におきましては、川崎小は設置済みとみなしまして、それを除くと、小学校７９、中学校、亀山中と中部中とで２４、幼稚園も合わせますと１２、計１１５かと存じます。

○議長（前田耕一君）

櫻井議員。

○１８番（櫻井清蔵君登壇）

隣の鈴鹿が９００あって、２年間でぱっとやってしまうと、そういう判断や。今、教育長、大澤

君からもそういうような資料はぽっと出てこなあかんで。本当に何を聞くかわからんから、わしは。

今聞いたら、幼稚園入れて１１５でっせ、１１５。川崎小学校が１８、これは大体２，０００万。単純に計算して、どないなんねん、これ。５倍して１億やで。１億５，０００万あったら十分なんや。それが財政的な規模と、第２次総合計画、ちょけたこと言わんといてよ、もうええころ。あなたの判断はいつもそんなんや。中途半端な総合的な判断とかうんちく言うて、小学校６年生の坊主たちの部屋は入ってますのや。もう一遍言いますよ、わしの孫が小学校６年生、３年生がおるの。姉ちゃんはええなあ、涼しいところで。私、暑いわなと、そう言うのや。ちっちゃい子らが、小学校１年生のときは、１年１組は入っておるけど、１年２組は入っていない。隣のクラスは入っておるけど、うちは入っていないって、何でやな、おじじって、こんなもんや。やっぱり僕は子供たちのために、そんなところで１億、２億の金は何がもったいないのというのや。何を市民が怒る。市民の人が無駄遣いやと、市長、言うかな。あなたの退職金のことをきのう聞いておった。これは私のどうのこうのって、もろうて当然やと私は聞いた。自分のことは、金はもらうのは、２割カットするけどもらって当然やというようなこと言うた。２億の金を使って、市民は怒らないと思うけど。財務部長、どうやな、２億ぐらい余裕ないのかな。もう市長に聞いておってもあかん。財務部長、その２億の捻出できやんのかな。金あるのか、ないのか。

○議長（前田耕一君）

答弁を求めます。

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

２億の金があるのか、ないのかという話ですけど、２億のお金は、財調が今４２億ありますので、２億は財調から出せと言われれば、出すことができるというふうに思っています。

○議長（前田耕一君）

櫻井議員。

○１８番（櫻井清蔵君登壇）

そうやろう。市長の指示があったら、財調から２億の金は出るということや。総合的な判断は何も要らん。子供のための学習環境をつくってやるという気持ちがあれば、今みたいな答弁、わし、これ何年言うておるかわからんわ、これ。もう４年ばか言うておるんや。４年ではきかんかな。この普通教室の空調が。４年どころやないよ。４年間でやっと川崎小学校が、私は２年言うた。川崎小学校は２年言うた、わし。空調自体は４年言うておるんやわ、このことは。そやのに、あなたは金があるのにできやんと。何が総合的だよ、ええかげんにしておいてくれ。ほかの市町の市長、菰野の石原君のことも僕紹介したよね、彼も元県会議員や。鈴鹿の末松君も元県会議員や。あなたのほうが先輩かもわからんけどな。各市町の首長をやっておる。亀井君もやっておるし。みんながやってんねんや、判断で。頼みますわ。あと６分やな。

まあ、ちょっと空き家のことについて言っておきますわ。空き家対策ね。質疑もさせてもらいました。これはあくまでも空き家対策、これは産業建設常任委員会で審議してもらう。だけど、やはりこの空き家問題については、周辺の隣の家の住民の人は、ほんまに困ってんねん。いっときも早いところ、この条例制定をしていただきたい。だけど、今提案されている内容については不備な点が多い。なぜもっと特措法が２６年にできて、特別措置法という、特措法という本質の法律の政令

ですよ。この意味がわかっておれば、曖昧な条例は、亀山市条例はつくらんと思う。

まずもって、２条２号、これは大問題。それから、協議会の設置。協議会が立入調査できない。このことについて、協議会が立入調査ができないということは、これも１つの問題がある、あの条例には。それを指摘しても、市長はうんぬん言うて、わけのわからん答弁ばっかりしておる。私の会派の西川君が委員会に所属させていただいておるので、委員会でしっかりもんでいただくと思うけれども、もう少し、条例を提出する前には、真摯な形でこの条例とか空き家対策、本当に近隣の隣接する住民の安心・安全な生活を守るための条例制定を提案するんやったら、その人らのやっぱり生活を守るための条例にすべきやと私は思う。その意思があの条文にはとても見受けられん、私は、２条２号は。それから立入調査権。過料刑までやれとは言うてない。十分、産業建設委員会で審議していただくで、あれなんですけれども。よろしく頼みます。その点は答弁よろしい。お疲れやで、松本さんも。

最後に、狭隘道路について１つ紹介をしておきます。

これは津市の広報です。市長さんのコラムなんです。余り僕はコラムというのは、市長の選挙活動に思えてあれやけれども、これが５月号、これが６月号。僕の津の友人が持ってきてくれた。６月は空き家の悩み、まずはご相談くださいという市長のコラム。これは５月号、広報「津」。これは、セットバック費用を助成します。狭い生活道路を広げましょうという市長の思いが書いてある。

一番、これが行政やと思ったのは、この道路法、狭隘道路が誕生したのは、昔の９尺道というんですかな、９尺道があったらええと、そこへ家を建てたらええのやと。だけど、やっぱり交通手段が変わってきて、ミゼットがコロナになって、コロナがクラウンになって、今はセルシオというような立派なあれやけど、救急車がぼんぼん走るという道路をつくろうやないかというのが、この狭隘道路の解消の根本なんですよ。救急車及び消防車が来て、市民の生活に緊急を要したときに、速やかにそういうような関係車両が入ってこられるような道路をつくりましょうというのが、狭隘道路の解消になってくる。

それで、津市長さんはこうやって言っておる。俗に行政というのは、財政負担になるので検討中という答弁に終始しておりましたと。市民の善意に応えないというううんちく書いてある。一遍、これをまた取り寄せて、読んでくれなはれ。やっぱり、市民の善意に応えられない市政であってはいけません。敷地を削って、道路として提供してくださる所有者だけにどこまでも負担を要求するばかりでは、血の通った行政とは言えませんという言葉を津の市長さんは述べている。行政というものは善意。心臓から、市長やな、市長から脈々と流れる血のごとく、市内全域にわたる市政というのが、本来の市政であるというのを、前葉市長は言うてみえる。血の通った行政をすべきであると。だから、私はこのセットバックの費用の助成制度をつくります。確かに亀山市も助成制度をつくりましたけど、ほとんど動いていない。このような気持ちで行政運営をやっておる長が見えるんですよ。あなたも市長会で会ってみえると思う。市長会の会長か副会長もやってみると思うけれども、またこれを読んで、考えてください。

市政運営というのは大変やと思いますけれども、やっぱり市政は市民のための市政。一部の市民のための市政であってはならんというふうに思いますので、しっかり検討して、また回答をいただきたいと思います。終わります。

○議長（前田耕一君）

１８番　櫻井清蔵議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、１０分間休憩します。

（午後　１時５３分　休憩）

（午後　２時０３分　再開）

○議長（前田耕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、１７番　小坂直親議員。

○１７番（小坂直親君登壇）

一般質問最後でございますので、２件出しておりますけど、順番をちょっと変えまして、新教育長の所見からについて、まずさきにお聞きしたいと思います。

去る２６日の今議会で先議され、選任同意され、９月１日から教育長が就任されておるわけですが、私は９月６日の本会議の質疑の冒頭に就任挨拶があるものと思いましたが、なかったので、あえてここで質問させていただくんですけど、ただ２６日の開会のときには、今の教育長の席には前職務代理者の方が座ってみえたわけです。それは市民にケーブルテレビを通じて映っておったのが、何もなしに６日には新教育長が座っておるということで、なぜ議会に対して就任の挨拶がなかったのか。任命権者である市長がそのような助言をされなかったのか。当然、今、教育長は川崎小学校なり、また地域へ挨拶というのはされていかれたと思うんですけど、この市議会で初めて就任されて、それも選任同意までしてやったのに、なぜ教育長の就任挨拶がここの本会議前になかったのか、任命権者である市長の見解をお聞かせ願いたいです。

○議長（前田耕一君）

１７番　小坂直親議員の質問に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

特別職等々の就任の挨拶を、議員おっしゃるように、この定例会途中でさせていただいておりません。また、そういう相談もさせていただいておりませんので、大変申しわけなく存ずるところであります。

○議長（前田耕一君）

小坂議員。

○１７番（小坂直親君登壇）

やはり、せっかく５カ月間の空欄を埋めて、大変難航された教育長の選任で、ようやく選任同意が出されて、先議までしてこの議会運営をやっていこうというのに、これから今後の教育行政を進めていくに当たり、やはり市民に対しても、また教育関係につきましても、やはり就任と抱負を述べていただくのがしかるべき手段であっただろうと思うので、その辺につきましても議会軽視にならないように、今後気をつけていただきたいというふうに思います。

さて、そこで本年４月から亀山市においては新教育委員会制度が導入され、５カ月間の空席の後、就任された服部教育長でありますが、新たな新教育委員会制度における教育長の就任について、簡単で結構ですけど、やはり前教育長からどのような引き継ぎを受けて、そしてどのような問題を抱

えて、それを解決するための教育長としての所信をここで述べていただければと思います。

○議長（前田耕一君）

服部教育長。

○教育長（服部　裕君登壇）

少しお時間をいただくことになるかと思いますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、昨年４月１日から新教育委員会制度が施行されております。その後、亀山市におきましては、改正法の施行日に在任する教育長、いわゆる旧教育長の残任期間について、経過措置として教育長と教育委員長が併存する状況でありました。そして、本年４月から教育長と教育委員長を一本化した新教育長の制度へ移行し、９月１日付にて教育長を拝命いたしたところであります。

新教育長は、教育委員会の代表者として総合教育会議を主催するとともに、所管する事務執行の責任者として事務局の指揮監督を行います。したがいまして、教育長は、亀山市教育行政の統括責任者の立場であると言えます。

これらのことから、改めてその職責の重さに身が引き締まるとともに、微力ではございますが、全力で職務に当たってまいる所存でございます。

さて、そういった中でございますが、現代はより複雑で変化の激しい時代となっております。特に教育分野におきましては、多くの課題や幾つもの問題を抱えていることも承知しております。そのような中、将来の社会人として、亀山市民として、職場や地域社会で活躍できる人材育成を、また限りのない発展性を秘めた生涯学習の充実に向け、私は教育長といたしまして、誠心誠意、確かな人づくりと市民の皆様の多様な学びを支援してまいる所存であります。

その目指す姿としましては、学びにあふれる元気なまち亀山であります。学校教育では、地域保護者の皆さんはもちろん、関係機関、関係組織との連携を一層強化しながら各学校区の強みにつながる特色をより鮮明に打ち出せるよう、また生涯学習につきましては、子供たちを巻き込んだ多様な学びにあふれる元気なまちになるよう努めてまいります。そのためにも、庁内関係部局はもちろん、市内外の教育関係者、関係機関との連携調整やバランスを大切にした教育行政を進めてまいりたいと考えています。

そして、ただいま申し述べましたことを教育大綱や現在策定中の学校教育ビジョン、生涯学習計画に反映できたらと考えているところであります。高いモチベーションを維持しつつ、１つでも２つでも創造的な仕事ができたらという思いでございます。

なお、教育委員会事務局におきましては、一番難しいことだと捉えているつもりですが、当たり前のことをタイミングを逃さず行動し、現場サイドでは、確実な実践が積み重ねられるよう発信し続けることを指示してまいります。職務代理からの引き継ぎも含めまして、私の考えとさせていただきます。

○議長（前田耕一君）

小坂議員。

○１７番（小坂直親君登壇）

初めて教育長が、私もどんなようなことかということがわからなかったので、そのような姿勢で所感を持って臨んでいただきたいと思っておるんですけど、今その中に新教育委員会制度についての所見がなかったと思うんですけど、この新教育委員会制度に伴う亀山市総合教育会議、これは法

改正がなされて、設置義務になっておるんですけど、亀山市においては、去年の５月に、これは市長が招集する総合教育会議なんですけど、これがまだ法が施行されて設置義務になったにもかかわらず、一遍しか開催されていない。これについては、教育長はどのように受けとめておるのかということなんです。

きのうの服部議員の質問に対しましても、また今の櫻井清蔵氏の質問に対しましても、そのエアコンにしても、それから学校給食にしても、それから学力についても、いろんな問題を伺ったんですけど、教育長は教育長なりの所見が発表されて、給食センターについても自校方式でやると、完全給食をやるという所見、それからエアコンについても設置義務があるんだということなんですけど、これは教育長の発言はそれで結構なんですけど、市長と十分話し合いができておった上での教育長の判断なのか。その辺は今度の今までと違う法改正によって、総合教育会議では、市長が招集をして決めるわけなんですけど、教育長の発言は市長が了解した上での発言でなければならんし、教育総合会議で決まったことは、教育委員会は認識して尊重しなければならないという表現になっておるんです。年度内には、去年のうちには教育大綱をつくるということも去年の５月に決めておきながら、何ら今できていない。一体、教育長は新教育長制度についてどのようにかかわり、市長とかかわり、市長は総合教育会議をなぜ開かなかったのか。そして、今教育委員会が抱える大きな問題については、全て了解した上での教育長の発言であって、教育委員会の決議事項なのか。その総合教育会議の決定事項は同意事項なのか、協議事項なのか、決定事項なのか。そして総合教育会議が上位にあるのか、教育委員会が上位にあるのか、どちらがその会議として上位の決定権限を持っておるのか、その辺についてまずお聞かせ願いたい。

市長には、何で開かなかったのか、そういうことについて、教育委員会とはどのような連携をとって、これからの新教育委員会制度を運営させていこうとするのか、お聞かせ願いたいです。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

まず総合教育会議について、市長はどう考えておるのかということで、私のほうからその考え方を申し上げたいと思います。

この総合教育会議は、私と教育委員会が意思疎通を図り、地域の教育の課題や教育のあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図ることを目的に、市長が招集をさせていただくものでございます。

今年度の総合教育会議につきましては、教育長の不在などもございましたので、開催には至っておりませんけれども、懸案でございました新教育長につきまして、議会の任命同意を今般いただきましたので、今月１日に任命の運びとなったところでございまして、これを受けまして、早速、本年度は最初となりますが、総合教育会議を今月末に開催する予定といたしておるところであります。

また、その後につきましても、年度内での教育大綱の策定に向けまして、詰めた形で総合教育会議を開催して、鋭意取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

なお、昨年度なぜ開催をしなかったのかということもご指摘いただきましたが、本市の市長部局、それから教育委員会におきましては、長い歴史があろうかと思いますけれども、非常に他の自治体では少ないかと思いますが、最高の庁内の意思決定機関であります庁議におきましては、市長、副

市長、教育長、この三役が庁議メンバーとして意思決定をさせていただいておるという仕組みの中で、全体の意思疎通とか決定がなされてきておるということを、ご案内のとおりでございますが、このこともあわせてご理解いただきたいと思います。

○議長（前田耕一君）

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

総合教育会議を所管しておりますのは、企画総務部でございますので、ただいま総合教育会議のあり方等についてのお尋ねがございましたもので、私のほうからご答弁をさせていただきたいと思います。

議員ご指摘のように、総合教育会議につきましては、教育に係る懸案事項について、市長と教育委員が協議をする場であるということでございます。その中には、市長が申し上げました教育大綱の策定、これは大きな１つのメーンの仕事ではございますが、ただいま議員がご指摘のありましたさまざまな懸案事項については、協議をする場であるというふうに認識をしておりまして、総合教育会議の中で、市長と教育委員が協議をして懸案事項を決定していくといった場というふうに認識をしておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

服部教育長。

○教育長（服部　裕君登壇）

私としましては、教育委員会制度についてでございますが、新教育委員会制度におきましても、教育委員会は独立した合議制の執行機関であり、教育の政治的中立性及び継続性、安定性は確保される、そのような仕組みとなっていると認識しております。

私は、教育委員会の代表者として委員会の審議の活性化や諸問題に対する迅速な対応を図ってまいりたいと考えております。また、あわせまして、教育長の権限が大きくなった分、教育委員会はそのチェック機能を果たすという意味合いをもあると認識しております。

○議長（前田耕一君）

小坂議員。

○１７番（小坂直親君登壇）

大変難しい問題になろうと思うんですけど、どちらに権能があるのかということもあるんですが、今、企画総務部長がお互いに協議するというような、だけど教育委員会では、その協議した調整事項については結果を尊重するとしか、お互いの総合教育会議と教育委員会とは、決定機関ではないというふうに表現されておるんですが、その辺が非常に判断は難しいであろうと思うんです。そういった意味において、特に今、国から示されたのが、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策を大綱として定めよと。当然、財政も伴いますし、教育委員会の教育の範囲についても伴うだろうと思うんですけど、できるだけ早くその総合教育会議を適切に運営していただいて、大綱をつくっていただいて、我々市民に提示していただきたいというふうに思います。

また教育長には、今後、亀山市の輝かしい将来を担う子供たちのために一生懸命頑張っていただきたいことをご要望申し上げて、質問を移らせていただきます。

それでは、次に市長の政治姿勢について、市長の市政運営についてお伺いしたいわけですけど、

市長においては、２期８年目も残すところあと４カ月。平成２７年度の決算から見て、行政運営、また行政評価を踏まえて、今期の総仕上げ、集大成への決意並びに抱負についてお伺いしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

議員のこれまで何をなしてきたのか総括的なことと、今後残されたものをどうするのか、２期についての抱負をということでございました。

少しお時間いただきたいと思いますが、平成２１年２月の就任以来、本市の持続的成長と暮らしの質の向上を目指した政策公約、マニフェスト２００９並びに２０１３に基づきまして、政策の具現化を進めてまいりました。そのため、総合計画後期基本計画の策定とその実行に向けまして、今日までオール市役所としてその努力を重ねてまいったところであります。

この７年８カ月を振り返りますと、就任直前に起こりましたリーマンショックによります世界的不況、それに伴う本市の地域経済、雇用、税収構造の劇的な変化、超高齢社会の加速、東日本大震災、広島豪雨災害、熊本地震など自然の猛威、そして国政における２度の政権交代並びに税と社会保障制度の一体改革など、私どもは激動の社会経済情勢の中を突っ走ってきたような気がしておるところであります。

さて、この間の市政の評価でありますが、これは有権者であります市民の皆さんと二元代表制に基づく議会の権能によるものと心得ておるところでありますが、何をなしたか総括的にという議員のお尋ねでございますので、お許しいただいてこの機会に申し述べたいと思います。

まずは、リーマンショック以降の本市の潮目が変わった流れの中、多くの皆さんの英知と協力によりまして、厳しい環境変化に適応して、少なからず市政の進展を図ることができたと考えております。

また、開かれた市政に向けた市政の透明化と、持続的なまちづくりへの基盤を育むこともできたのではないかと私自身考えております。

政策的には、県下を先導する教育・子育て支援施策の展開、地域医療と医療センターの再生、歴史的風致維持向上計画の推進、地域防災力の強化と消防北東分署の新設、地区コミュニティの新しい仕組みの構築など、まだまだ課題はあるところではありますが、市民の暮らしの質の向上への歩みを後戻りすることなく、前へと進むことができたというふうに考えておるところであります。

また、それらの施策推進の土台となります財政健全性の確保や、新市の一体感の醸成は大きな要素でありまして、そして何よりも近年の市民活動や地域活動の躍動は、新市施行以来、本市が基本構想の目標として掲げてまいりました地域力、市民力の高まりによるものというふうに強く感じておるところであります。

なお、あと４カ月残しておるところでありますが、残された任期におきましても、最善を尽くしてまいりたいと存じておるところであります。

○議長（前田耕一君）

小坂議員。

○１７番（小坂直親君登壇）

失敗したことはなしに、いいことばっかりで、評価することばっかりなんですけれども、それ以外には、ようけ負の財産をつくった。この間の特にロッジの問題、数億円かけてゼロとか、それからいろんな議会からも、私もいろんな質問をさせていただきました。道路改良からバイパス問題、何らこの４年間ないし８年間進んでいないという、負の財産は何も言わないんですけど、今までも、今も櫻井さんが言われたように、合併して１０年たったことについて、やっぱり新市まちづくり計画の検証、それから合併協議の協議事項についての検証をやっていないから、今ああいう問題が起こっておる。だから、その辺は精算していないというやつが、負の財産をようけ今市長は抱えておると思うんですよ。なかなか議会で質問しても、今言われたように総合的な判断をするとか、検討するということで、何ら市長は決断をしないというのが我々、私だけかもわかりませんが、非常に市長の判断力がその場限りで、なかなか明快にできていないというのが、今私の率直な意見であろうかなと。そういう意味においては、市長の政治手腕については、今言われたいいことばっかりなのは、確かに政治手腕だっただろうと思うんですけど、片や、手落ちな面が非常に多い。都合の悪いところは、ほとんど手つかずになっておるということが多いんじゃなかろうかと。

そして、市長は前にも、２期のときにも、基本理念としてスピード、コミュニケーション、透明性が十分確保できたと。また、市民の暮らしの質を高める政策を優先したまちづくりも推進ができたと。それから市民力で、今言われた地域力を高めるまちづくりに向けた基礎が、また風土が養われたということを４年前にもこうやってして言われたんですけど、その後の成果は一体どうなのか。

それから、特に今問題になっておる庁舎建設についても、言われたように何ら進展していない。そして進展して、今度取り組もうという姿勢も見られない。市民も、それから職員も、地域も全体が市の庁舎をどのようにしようということに対しても、何ら答えていないというようなことで、なかなか市長が今言われたことはプラスの面だけであって、マイナスもようけあったということをもっと自覚もしていただきたいんですけど、そうした中で、第２次亀山市総合計画を今策定中であります。市長は、現行の素案が議会に説明されておりますけど、これは市民目線ではなしに、行政目線だけで、市民目線で表現されているようには見られない。あくまでも、もっと市民目線でのわかりやすい基本構想、基本計画をつくるべきであって、どうも行政目線。できればいいんですけど、どうもコンサル目線であって、なかなか行政目線でもない、コンサルタントがつくった目線でつくったような計画でしか見えません。

そんなことで、なかなか今の原案、素案が出ていますけど、もう少し市民目線で表現をしていただき、より具体的に市民にわかるような総合計画でなければならんというふうに感じておるんですが、市長はこの基本構想で描く亀山市の将来像をどのように見据えて、第一次構想をつくったときは前市長です、その２年後に市長は就任されて、基本構想も変えようかというような意思表示があったんですけど、それは変えるべきではないんじゃないかような議論があって、第一次構想はそのままこの１０カ年を過ごした。それを踏まえて、今度、第２次総合計画の基本構想をつくるんですけど、市長は向こう１０年間の亀山市の将来をどのように見据えて、計画をつくろうとしておるのかをお伺いしたい。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

この前段の市政への議員の評価というのは真摯に受けとめさせていただきたいと存じます。

また、今後の長期の課題とかビジョン、総合計画の策定についての考え方をということでございますので、申し上げたいと思います。

今日、人口減少社会や少子・高齢社会の進展、地方創生におけます地域間競争が進んでおります中で、都市自治体としての総合力が問われているというふうに認識をいたしております。私は、新市施行から１１年余の歩みを経て、この５万都市亀山が今後もさまざまな環境変化に適応して、持続的に成長し続ける都市でありたいと考えてまいりました。小さくとも、愛着と誇り、幸福・実感あふれるふるさととして、将来世代へ継承させたいと強く願うものであります。

また、豊かな自然と歴史文化、交通の要衝、厚みある物づくり産業、力強い市民地域活動など、亀山市の特性を生かしたまちづくり、人づくりをさらに磨き上げたいと考えております。その具現化への施策には、当然さまざまな政策課題、まだ今も十分ではございませんけれども、亀山市として若者の定住促進やシティプロモーション戦略などが不可欠であるとともに、団塊世代が後期高齢者に達します２０２５年問題に備えるべく、地域包括ケアの構築や健康都市政策は優先しなければならない政策課題であるというふうに考えております。

一方、暮らしを支えます都市形成の視点からは、中心市街地活性化への亀山駅周辺地区の再生や歴史的風致の向上、工業のみならず、観光、サービス、流通などの経済雇用基盤の強化、災害に強い公共施設の整備などが必要であるというふうに考えております。

さらには、一昨日も申し上げましたが、リニア新幹線構想が新たなステージに入ったことから、リニアを生かした地域づくりの研究等、今まで以上に当事者意識を持って段階的に備えていく必要があるというふうに考えておるものであります。

いずれにいたしましても、こういう中で、亀山市として今後も持続的に成長を果たしていかなくてはならない、そのための課題の解消が必要というふうに認識をいたしておるところであります。

○議長（前田耕一君）

小坂議員。

○１７番（小坂直親君登壇）

大変相応に将来豊かな理想のような言葉を並べて、確かに輝かしい亀山市を見詰めてみえるんであろうというふうに思っておりますが、せやけどこの８年間を顧みますと、いろんな蓄積したこともあろうかと思います。しかし今、先ほどは、あと残された４カ月間を全うしたいという言葉と、今述べられたその将来像に向かって計画を遂行しようという中で、既に選挙管理委員会では、１月２２日告示、２９日という市長選の日程が組まれております。

市長は、もうここでぶっちゃけた話、率直な端的な話で、市長の進退について、マニフェストでは３期というようなことを言われておったようでございます。前回の２期目のときも、非常に曖昧な答弁で、その手順についてもなかなかわかりにくかったんですけど、もう９月議会でございます。もう１２月じゃ十分遅いと思う。今、市長がそういう将来像、前回のときとはまた違うと思うんです。今言われた長期総合計画を立てて、市長の思いをその長期計画に反映しようという中で、市長は、今後、この３期を目指して出馬されるのか、されないのかをはっきりここでお答えいただきたいと思います。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

現在、この９月定例議会におきまして、任期中最後となります平成２７年度の決算のご審議をいただいておるところであります。申し上げるまでもありませんが、この二元代表の視点から、この重要な定例会でございますので、この審議に真摯に対応させていただくことが私自身大変重要であるというふうに考えております。

したがいまして、今議会での決算の審議をいただいた後、今期４年間の政策公約、マニフェストの総括を行った上で、みずからの判断を申し上げるのが筋であろうというふうに考えるものであります。

議員並びに市民の皆様方には、これらを経て考えがまとまり次第、速やかにお示しをさせていただきたいと存じます。

○議長（前田耕一君）

小坂議員。

○１７番（小坂直親君登壇）

今、決算を審議やと。決算はもう決まっておるんですよ。今回で決算のそれを締めくくって、決算はもう承認事項なんです、可決事項でなく承認なんです。市長は、今どうこうじゃない、決算を審議するのが来年の予算にどのように反映するかというための決算審査なんです。決算は議決事項じゃないんです、承認事項なんです。たとえ議会で否決しても、認定されるんです、決算は。なぜかといえば、決算はもう自動的に成立するわけですよ。だけど、この９月議会で審議するのは、来年の予算にこの決算をもってどのように反映するかという、来年の予算のために決算審査というのはなされるんです。だから、市長の言うのは、それはおかしいですよ。それを理由にすることはおかしい。４年間を総括するのは。そんなことはならんです。それはあなたのがんぜない言いわけですよ。それはあかんと。そんな言いわけはならんと。なぜ今決断できないんですか。もう日程も決まっておる。なぜ今できないんですか、それは。前回もそうですよ。前回も９月１１日に本会議で、それから１３日にも本会議で質問した。曖昧な答弁であって、出るも出やんもなしに、マニフェストを示してからだと。そして１０月の全員協議会でも、再度またどうするんやと言ったら、それも言わない。あくる日の記者会見で発表すると。そんな議会を軽視したばかげた話はないと思うんです。やはり、我々は一生懸命市民を代表して、市長の進退を聞いておるわけです。どうするんですかということを。そうすれば、出ないという選択はあるんですか、その曖昧な答弁では。出ないという選択があるのであれば、それはそれでいいですよ。それはどうですか。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

当然、この議会と市長との関係というのは、私は、この７年間もそうですが、二元代表の立場から、議会を尊重させていただいて、そのような姿勢で今日まで取り組んでまいっておるところであります。当然、決算審議、そしてその総括をいただいて、その上で市民の皆さんと４年前にお約束をさせていただいたマニフェストを、これまた決算審議の上に４年間の総括をさせていただいた上で、みずからの考え方を申し上げるのが私は大切だというふうに本当に思っておるところでありま

す。

先ほど申し上げましたように、そういう経過を経て、みずからの判断を、これは議会の皆様にもお示しをさせていただきたいと思いますし、それはしかるべき時期になろうかと思いますが、そのようにご理解をいただきたいと思います。議員も政治の世界でさまざまなご経験をお持ちでございますので、いろんな準備等々含めて、いろんな要素もあろうかということも含めて、私どもはやっぱり筋を通していくことが大事であろうというふうに思っておりますので、その点はご理解をいただきたいと存じます。

○議長（前田耕一君）

小坂議員。

○１７番（小坂直親君登壇）

あなたのその考え方は、それはちょっと政治経験は私も５期ですけど、市長は県会もし、市長もしておって、経験年数が若くても深いはずです。あらゆる経験をしておるわけです。それなのに政治判断はできないというのは、なぜできないのかわからないんですよ。決算を検証してというんだったら、あなたが言う決算を審議するんやたら、本年度２８年度の検証をしなければならないですよ、そんなことを言うんだったら。２７年度、３年間の決算をもとに判断して、その総括の意見をもらってから決めるというのはおかしい。そんなの理屈にならんですよ。それじゃあ、本年の２８年度の決算を待つんだったら、来年ですよ、発表するのは。そんなことはならんですよ、市長の言うことは。それは余りにも、なぜ今できないのかというんですよ。そんな中途半端では、それは今市長から任命を受けて、やっとできた教育長も、途中で退職してまで市長から任命を受けて、市長がそんな曖昧では、また来年２月にひょっとしたら続くのか、続かんのかと言われる。市長が任命した教育長にしろ副市長にしろ、市長から任命から受けて、指名を受けて承認された人が、そんな曖昧では、来年の２月でやめるのか、やめないのがいいのかという計画も立たない。そのような政治判断では困るんですけど。だから、それならそれで、出ないという判断は、今言いましたけど、聞かなかったように、出ないという選択は現時点であるのかないのかをお聞かせ願いたい。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

しかるべき時期に、しかるべき場所で自分の考え方を議員並びに市民の皆様にお示しをさせていただきたいと考えております。

○議長（前田耕一君）

小坂議員。

○１７番（小坂直親君登壇）

しかるべき時期に、しかるべきに場所でって、議会が我々、一切今までこんなことをいろんな意味で市長のその政治姿勢、政治判断、それについて１年かけていろんな市民のために我々は質問しておるわけです。それなのに、この市民も関心があり、我々も関心ある中で、しかるべきときにしかるべき判断をさせてもらってというのは、全然政治判断していないですよ。それでは困るし、そんなら、出るという判断と、出ないという判断もあるのかと言っても、それも答弁しない。私勝手で決めるで、おまえらついてこいと、議会は後で承諾せいと。

この間も前回の本会議で２人の方が質問しても、うざうざ。全員協議会でも答弁しない。そして、記者会見で表明された。これは明らかに議会軽視ですよ。我々は市民に対して、きょうテレビを見ている人は、せっかく質問していることに大変多くの方は関心を持っておるわけですよ、あなたの判断を。出ないという判断であれば、よろしいですよ。出ると言ったって何や、出るんやったら、今申し上げた亀山市の将来像に向かって引き続きやってもらえるんだなあということで、またそれで市民の感覚も変わってくるだろうと。あなた、一度もしかるべきときに、しかるべき判断を、総合的に判断って、もうこれには市議会としても、市民としてもほとほと参っておるんですわ。

改めて、私、再三再度ですけど、出ないという選択肢があるのかないのかだけ、それだけを聞いて。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

前段申し上げましたように、今日までさまざまな政策課題に対して努力をいたしてまいりましたし、現在亀山市が今後大変重要な局面を迎えていきます中で、これはしっかりと臨んでいかなくてはならないというふうに、先ほど申し上げたような思いを持たせていただいております。

しかし、さまざまこの政治の場面で、いろんな要素が当然あろうかと思いますし、議会との、これは本当に議会を尊重するということも含めて、私はこういう公の場で考え方を今申し上げたところでありますけれども、このまちがいい方向へ展開できますよう、そういう思いで考えて臨んでまいりたいというふうに考えておるところであります。そこのところは、深いご理解をいただきたいと思います。

○議長（前田耕一君）

小坂議員。

○１７番（小坂直親君登壇）

いずれにしても、何も言わん。これから議会に対してそんなことでは、市長、困るんですよ。私が再三聞いても、私の質問には何も、３遍とも答えていないですよ。出るという判断もあるし、出ないという判断もあるのか、何ら答えていない。それではこれからのいろんな意味で、提案されておる議案も審議する中で、曖昧な答弁だけではなかなか可決することはできないですよ。もう少し明快な回答をしてほしいのと、前回のように、議会をはだしにして、議会を軽視するような結果にならんように切にご要望して、質問を終わります。

○議長（前田耕一君）

１７番　小坂直親議員の質問は終わりました。

以上で、予定しておりました通告による質問は終了いたしました。

これより一般質問に対する関連質問でございますが、通告はありませんので、関連質問は終わります。

以上で、日程第１に掲げた市政に関する一般質問を終結いたします。

次に、お諮りいたします。

あす１０日から２５日までの１６日間は、各常任委員会における付託議案の審査のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（前田耕一君）

ご異議なしと認めます。

したがって、あす１０日から２５日までの１６日間は休会することに決定しました。

続いてお諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（前田耕一君）

ご異議なしと認めます。

休会明けの２６日は午後２時から会議を開き、付託議案の審議を行います。

本日はこれにて散会します。ご苦労さんでございました。

（午後　２時４４分　散会）

平成２８年９月２６日

亀山市議会定例会会議録（第６号）

●議事日程（第６号）

平成２８年９月２６日（月）午後２時　開議

第　１　議案第５２号　亀山市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について

第　２　議案第５３号　亀山市空家等対策の推進に関する条例の制定について

第　３　議案第５４号　亀山市議会議員及び亀山市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部改正について

第　４　議案第５５号　亀山市放課後児童クラブ条例の一部改正について

第　５　議案第５６号　亀山市関町北部ふれあい交流センター条例の一部改正について

第　６　議案第５７号　亀山市道路占用料徴収条例の一部改正について

第　７　議案第５８号　平成２８年度亀山市一般会計補正予算（第２号）について

第　８　議案第５９号　平成２８年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）について

第　９　議案第６０号　平成２８年度亀山市水道事業会計補正予算（第１号）について

第　１０　議案第６１号　平成２８年度亀山市病院事業会計補正予算（第１号）について

第　１１　議案第６２号　平成２７年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について

第　１２　議案第６３号　平成２７年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第　１３　議案第６４号　平成２７年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第　１４　議案第６５号　平成２７年度亀山市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第　１５　議案第６６号　平成２７年度亀山市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

第　１６　議案第６７号　平成２７年度亀山市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

第　１７　議案第６８号　平成２７年度亀山市公共下水道事業会計決算の認定について

第　１８　議案第６９号　平成２７年度亀山市病院事業会計決算の認定について

第　１９　議案第７０号　財産の取得について

第　２０　議案第７１号　市道路線の認定について

第　２１　議案第７２号　市道路線の認定について

第　２２　議案第７３号　市道路線の認定について

第　２３　議案第７４号　三泗鈴亀農業共済事務組合の解散に関する協議について

第　２４　議案第７５号　三泗鈴亀農業共済事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議について

第　２５　議案第７６号　三泗鈴亀農業共済事務組合規約の変更に関する協議について

第　２６　請願第　１号　義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める請願書

第　２７　請願第　２号　教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願書

第　２８　請願第　３号　防災対策の充実を求める請願書

第　２９　請願第　４号　子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書

第　３０　請願第５号　介護保険制度における軽度者への福祉用具貸与・住宅改修の継続を求める請願書
第　３１　委員会提出議案第１号　義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める意見書の提出について
第　３２　委員会提出議案第２号　教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書の提出について
第　３３　委員会提出議案第３号　防災対策の充実を求める意見書の提出について
第　３４　委員会提出議案第４号　子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書の提出について
第　３５　委員会提出議案第５号　介護保険制度における軽度者への福祉用具貸与・住宅改修の継続を求める意見書の提出について
第　３６　常任委員会の所管事務調査の報告について

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（１８名）

１番	今岡翔平君	２番	西川憲行君
３番	髙島　真君	４番	新　秀隆君
５番	尾崎邦洋君	６番	中﨑孝彦君
７番	豊田恵理君	８番	福沢美由紀君
９番	森　美和子君	１０番	鈴木達夫君
１１番	岡本公秀君	１２番	宮崎勝郎君
１３番	前田耕一君	１４番	中村嘉孝君
１５番	前田　稔君	１６番	服部孝規君
１７番	小坂直親君	１８番	櫻井清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	広森　繁君
企画総務部長	山本伸治君	財務部長	上田寿男君
市民文化部長	坂口一郎君	健康福祉部長	佐久間利夫君
環境産業部長	西口昌利君	建設部長	松本昭一君
危機管理局長	井分信次君	文化振興局長	嶋村明彦君
関支所長	久野友彦君	子ども総合センター長	伊藤早苗君

上下水道局長	草川博昭君	市民文化部参事	深水隆司君
健康福祉部参事	水谷和久君	会計管理者	西口美由紀君
消防長	中根英二君	消防次長	服部和也君
消防署参事	平松敏幸君	地域医療統括官	伊藤誠一君
医療センター事務局長	落合浩君	地域医療部長	古田秀樹君
教育長	服部裕君	教育次長	大澤哲也君
監査委員	渡部満君	監査委員事務局長	宮﨑吉男君
選挙管理委員会事務局長	松村大君		

●事務局職員

事務局長	松井元郎	議事調査室長	渡邉靖文
書記	村主健太郎		

●会議の次第

（午後　２時００分　開議）

○議長（前田耕一君）

皆さん、こんにちは。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第６号により取り進めます。

それでは、去る７日の本会議におきまして、所管の各常任委員会にその審査を付託しました日程第１、議案第５２号から日程第２５、議案第７６号までの２５件を一括議題とします。

各常任委員会委員長から委員会における審査の経過と結果について、報告を求めます。

総務委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第１０４条の規定により報告します。

記

議案第５２号　亀山市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について　原案可決

議案第５４号　亀山市議会議員及び亀山市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部改正について　原案可決

平成２８年9月１４日

総務委員会委員長　鈴　木　達　夫

亀山市議会議長　前　田　耕　一　様

教育民生委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第１０４条の規定により報告します。

記

議案第５５号	亀山市放課後児童クラブ条例の一部改正について	原案可決
議案第５６号	亀山市関町北部ふれあい交流センター条例の一部改正について	原案可決
議案第７０号	財産の取得について	原案可決

平成２８年９月１３日

教育民生委員会委員長　服　部　孝　規

亀山市議会議長　前　田　耕　一　様

産業建設委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第１０４条の規定により報告します。

記

議案第５７号	亀山市道路占用料徴収条例の一部改正について	原案可決
議案第７１号	市道路線の認定について	原案可決
議案第７２号	市道路線の認定について	原案可決
議案第７３号	市道路線の認定について	原案可決
議案第７４号	三泗鈴亀農業共済事務組合の解散に関する協議について	原案可決
議案第７５号	三泗鈴亀農業共済事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議について	原案可決
議案第７６号	三泗鈴亀農業共済事務組合規約の変更に関する協議について	原案可決

平成２８年９月１２日

産業建設委員会委員長　豊　田　恵　理

亀山市議会議長　前　田　耕　一　様

産業建設委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第１０４条の規定により報告します。

記

議案第５３号　亀山市空家等対策の推進に関する条例の制定について　修正可決

平成２８年９月１６日

産業建設委員会委員長　豊　田　恵　理

亀山市議会議長　前　田　耕　一　様

予算決算委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第１０４条の規定により報告します。

記

議案第５８号　平成２８年度亀山市一般会計補正予算（第２号）について　原案可決
議案第５９号　平成２８年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）について　原案可決
議案第６０号　平成２８年度亀山市水道事業会計補正予算（第１号）について　原案可決
議案第６１号　平成２８年度亀山市病院事業会計補正予算（第１号）について　原案可決
議案第６２号　平成２７年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について　認　定
議案第６３号　平成２７年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定につ

いて　　認　　定

議案第６４号　平成２７年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について　　認　　定

議案第６５号　平成２７年度亀山市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について　　認　　定

議案第６６号　平成２７年度亀山市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について　　原案可決及び認定

議案第６７号　平成２７年度亀山市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について　　原案可決及び認定

議案第６８号　平成２７年度亀山市公共下水道事業会計決算の認定について　　認　　定

議案第６９号　平成２７年度亀山市病院事業会計決算の認定について　　認　　定

平成２８年９月２１日

予算決算委員会委員長　前　田　　稔

亀山市議会議長　前　田　耕　一　様

○議長（前田耕一君）

初めに、髙島　真総務委員会副委員長。

○３番（髙島　真君登壇）

ただいまから、総務委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

委員長の都合により、副委員長の私から報告をいたします。

去る７日の本会議で当委員会に付託のありました議案の審査に当たるため、１４日に委員会を開催いたしました。

まず、各議案ごとに担当部長等から説明を受けた後、質疑に入り、審査を行いました。

議案第５２号亀山市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定については、三泗鈴亀農業共済事務組合を含む県内の農業共済組合等が平成２９年度から１つの農業共済組合として組織整備されることになり、新組織発足後も当該組合の業務に従事させるために職員を派遣する必要があることから、本条例を制定するものであります。

審査の過程では、職員の派遣に当たっての合意事項の調整及び本人の意思確認についての質疑があり、これについては派遣等に関する合意事項は管理職同士の話し合いを基本と考えている。また、法の規定に基づき、公益的法人に派遣する場合は、事前に本人の意思を確認しているとの答弁でありました。

次に、派遣された職員が退職する場合の処遇についての質疑があり、これについては公務員としての身分を持ったまま派遣しているので、途中退職が行われる場合は市の職員に復帰して退職させ

ることになるとの答弁でありました。

次に、新組織となっても、市との連絡調整は十分図れるのかとの質疑があり、これについては、今までと同様に農政室を所管として、連絡を密にとっていくとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、原案のとおり、全会一致で可決することに決定しました。

次に、議案第５４号亀山市議会議員及び亀山市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部改正については、公職選挙法施行令の改正により、選挙運動用自動車の使用等の公益に要する経費に係る限度額が引き上げられたことから、亀山市議会議員及び亀山市長の選挙における限度額を改定するため、所要の改正を行うものであります。

審査の過程では、施行令の改正の背景について質疑があり、これについて、物価や人件費の変動、消費税増税などが主な要因と考えられるとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、原案のとおり、全会一致で可決することに決定しました。

以上、総務委員会の審査報告といたします。

○議長（前田耕一君）

次に、森　美和子教育民生委員会副委員長。

○９番（森　美和子君登壇）

ただいまから、教育民生委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

委員長の都合により、副委員長の私から報告いたします。

去る７日の本会議で当委員会に付託のありました議案の審査に当たるため、１３日に委員会を開催いたしました。

まず、各議案ごとに担当部長等から説明を受けた後、質疑に入り、審査を行いました。

議案第５５号亀山市放課後児童クラブ条例の一部改正については、平成２９年３月完成予定の川崎小学校改築工事１期工事において、新校舎の一部に２つの支援の単位として、定員がおおむね８０人の放課後児童クラブを設置するため、所要の改正を行うものであります。

審査の過程では、現在、川崎小学校区の放課後児童クラブの利用児童が９０名いるのであれば、公設で３つの支援の単位を設置することを検討しなかったのかとの質疑があり、これについては今回、川崎小学校内に新たに設置する公設民営の放課後児童クラブ２カ所と、従来から設置されている民設民営の放課後児童クラブ１カ所の、合わせて３カ所で最大１２０人まで受け入れることが可能であるとの答弁でありました。

次に、公設の考え方について質疑があり、これについては、放課後児童クラブを目的として建設した建物、また当初の使用目的は違っても、合併時に放課後児童クラブとして引き継がれたものは公設と認識している。なお、市の建物を利用している場合でも、行政財産の目的外使用の手続を踏み、開設する際に補助金を活用して施設を改修している場合は、民設と認識しているとの答弁でありました。

次に、川崎小学校区の放課後児童クラブの将来の見通しについて質疑があり、これについては、児童数は流動的であり、２つの支援の単位でおさまればよいが、超過する場合は、子供及び保護者に選択の余地を残すような形をとり、待機児童が出ることのないよう、そのときの実情に応じて最適な方法をとるとの答弁でありました。

また、兄弟で同じ施設に入所できない等の問題もあることから、入所児童数の問題だけではない

との意見がありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、原案のとおり賛成者多数で可決することに決定しました。

議案第５６号亀山市関町北部ふれあい交流センター条例の一部改正については、本年４月に関北部地区まちづくり協議会が設立され、亀山市関町北部ふれあい交流センターの地域活動拠点施設としての役割が高まっており、平成２９年度から指定管理者制度の導入を図るため、所要の改正を行うものであります。

審査の過程では、施設面での諸問題を認識した上で指定管理とするのかとの質疑があり、これについては、指定管理を行うに当たり、事務所が必要となるため、現在改修工事を行っているとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、原案のとおり賛成者多数で可決することに決定しました。

議案第７０号財産の取得については、今回購入する校務用パソコンの台数の根拠について質疑があり、これについては、校長を初め、養護教諭、栄養教諭、少人数推進教員等を含めた教員３２６名分の指導用のパソコンであるとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、原案のとおり、全会一致で可決することに決定しました。

以上、教育民生委員会の審査報告といたします。

○議長（前田耕一君）

次に、西川憲行産業建設委員会副委員長。

○２番（西川憲行君登壇）

ただいまから、産業建設委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

委員長の都合により、副委員長の私から報告いたします。

去る７日の本会議で当委員会に付託のありました議案の審査に当たるため、１２日及び１６日に委員会を開催いたしました。

まず、担当部長から説明を受けた後、質疑に入り、審査を行いました。

議案第５３号亀山市空家等対策の推進に関する条例の制定については、「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行され、当市の空き家等に関する対策をより効果的に推進するため、本条例を制定するものであります。

審査の過程では、法の規定がある中で、条例で規定する事項の範囲について質疑があり、これについては、法で規定されているものは条例で重ねて規定はせず、法に規定のない事項を条例に規定し、対策等については、法と条例の両方をあわせて行うとの答弁でありました。

次に、空き家等の定義について、法とは異なり、空き家等から国または地方公共団体が所有・管理するものを除いていないが、市営住宅の扱いについて質疑があり、これについては、条例では市営住宅も空き家等に含まれるが、市が公営住宅法に基づいて管理をしているので、現状では管理不全状態となっている市営住宅はないとの答弁でありました。

次に、空き家等の定義で、法とは別に条例で管理不全状態の空き家等を位置づけた理由について質疑があり、これについては、特別措置法では助言、指導から勧告、命令、行政代執行に至る措置を特定空き家等に対してのみ行うことができるが、このまま放置すれば、特定空き家等に至るであろう空き家等に対して、早目に助言、指導、勧告ができるよう管理不全状態の空き家等を条例で規定し、市として対応できるようにしたとの答弁でありました。

次に、特定空き家等の認定の仕方、また市内の特定空き家等及び管理不全状態の空き家等が何件くらいになるのかとの質疑があり、これについては、特定空き家等の認定は、国がガイドラインを定めており、それを参考に点数化して判定する。件数については、現在１，１０７件の空き家等を把握しているが、そのうち、特定空き家等には数十件ほどが、管理不全状態の空き家等には数百件ほどが該当するであろうとの答弁でありました。

次に、管理不全状態の空き家等には立入調査は及ばないのかとの質疑があり、これについては、管理不全状態の空き家等は市が独自に認定をするもので、まだ特定空き家等には至っていないため、法に規定する立入調査は該当しないとの答弁でありました。

次に、空き家問題について、第一義的に責務を負うのは誰なのかとの質疑があり、これについては、空き家等の所有者と考えるとの答弁でありました。

次に、所有者に第一義的な責務があるのであれば、なぜ所有者の責務と市民の責務がともに努力規定なのかとの質疑があり、これについては、今回所有者、市民とも努力規定としているが、広い意味では責務の一部であると考えており、特別措置法においても見出しの部分では責務としながら、本文では努力規定としているところであるとの答弁でありました。

次に、市民の責務は法にはないが、あえて規定した理由について質疑があり、これについては、空き家対策を進める上で、市民の情報提供は非常に重要であることから、協力について規定したとの答弁でありました。

次に、緊急安全措置の及ぶ範囲について質疑があり、これについては、管理不全状態の空き家等や特定空き家等ということではなく、適切に管理されている空き家等であっても、台風などで異常が発生したときには、必要最小限の措置を講じるものであるとの答弁でありました。

次に、空き家等対策のうち、予防に関する具体的な取り組みについて質疑があり、これについては、チラシや広報等による啓発のほか、専門家による相談窓口の設置などの対策を行っていくとの答弁でありました。

なお、この議案については委員間の自由討議を行い、管理不全状態の空き家等について、予防対策について、基本理念及び市、所有者、市民の責務について意見が出されました。

質疑の後、委員から、議案第５３号亀山市空家等対策の推進に関する条例の制定についてに対する修正案が提出されました。

修正案の内容ですが、まず、第５条（空家等の所有者等の責務）について、「基本理念にのっとり」の次に「自らの責任において」を加え、「管理に努める」を「管理を行う」に、「協力するよう努めるものとする」を「協力するものとする」に改め、空き家等に関する対策の推進における空き家等の所有者等の責務を強く規定するものです。

また、第６条（市民の責務）について、見出しを「市民の役割」に改めるとともに、同条の「適切な管理が行われていない空家等を発見したときはその情報を市に提供するよう」を「市が実施する空家等に関する対策に協力するよう」に改め、空き家等に関する対策の推進における市民の役割は、市が実施する空き家等に関する対策への協力とするものであります。

詳細については、お手元に配付の修正案によりご確認ください。

次に、討論では修正案について、第５条で空き家等の適切な管理において第一義的な責任を有する空き家等の所有者等の責務が強く規定されたこと、また第６条で市民の役割として、市が実施す

る空き家等に関する対策に協力することが明確に規定されたことにより、条例で定める市の空き家等に関する対策が推進されるとの理由から賛成討論がありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、まず議案第５３号亀山市空家等対策の推進に関する条例の制定についてに対する修正案については、修正案のとおり、全会一致で可決することに決定しました。

次に、修正議決した部分を除くその他の部分については、原案のとおり、全会一致で可決することに決定しました。

次に、議案第５７号亀山市道路占用料徴収条例の一部改正については、電気事業法及びガス事業法が改正されたことに伴い、条例で引用している条項の整備を行うものであります。

審査の過程では、質疑はなく、採決の結果、原案のとおり、全会一致で可決することに決定しました。

次に、議案第７１号市道路線の認定については、開発行為により設置された新規路線である南野６号線の市道路線の認定について、議会の議決を求めるものであります。

審査の前に現地確認を行い、審査の過程では質疑はなく、採決の結果、原案のとおり、全会一致で可決することに決定しました。

次に、議案第７２号市道路線の認定について及び議案第７３号市道路線の認定については、開発行為により設置された新規路線である川合３４号線及び川合３５号線の市道路線の認定について、議会の議決を求めるものであります。

審査の前に現地確認を行い、審査の過程では質疑はなく、採決の結果、原案のとおり、全会一致で可決することに決定しました。

次に、議案第７４号三泗鈴亀農業共済事務組合の解散に関する協議について、議案第７５号三泗鈴亀農業共済事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議について及び議案第７６号三泗鈴亀農業共済事務組合規約の変更に関する協議については、農業共済団体の１県１組合化により、平成２９年度に三重県農業共済事務組合が設立されることに伴い、平成２９年３月３１日をもって三泗鈴亀農業共済事務組合を解散することについて、解散に伴う当該組合の財産の処分について、及び解散した場合の事務の承継団体を四日市市と定めるための当該組合規約の変更について、関係地方公共団体と協議するため、議会の議決を求めるものであります。

審査の過程では、現在、三泗鈴亀農業共済事務組合の議会には議員が出席しているが、農業共済団体の１県１組合化により、今後どうなるのかとの質疑があり、これについては、平成２９年４月からは民間の団体である桑員農業共済組合を存続団体として一本化されるので、議員が農業共済団体に出席することはないとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、原案のとおり、全会一致で可決することに決定しました。

以上、産業建設委員会の審査報告といたします。

○議長（前田耕一君）

次に、新　秀隆予算決算委員会副委員長。

○４番（新　秀隆君登壇）

ただいまから、予算決算委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

委員長の都合により、副委員長の私から報告いたします。

去る７日の本会議で付託のありました議案第５８号から議案第６１号までの平成２８年度各会計補正予算４議案及び議案第６２号から議案第６９号までの平成２７年度各会計決算の８議案の審査に当たるため、２０日、２１日の２日間にわたり委員会を開催しました。

まず、議案第６２号から議案第６９号までの平成２７年度各会計決算について審査を行いました。

初めに、代表監査委員から各会計決算についての審査の経過並びに審査の所見報告を受け、続いて、財務部長から報告第１０号健全化判断比率の報告について、報告第１１号から報告第１５号までの各会計資金不足比率の報告について、そして環境産業部長から報告第１６号亀山市一般会計継続費精算報告についての説明を受け、引き続き企画総務部長から予算決算委員会提出資料の説明を受けた後、質疑に入り、審査を行いました。

その結果、議案第６２号平成２７年度亀山市一般会計歳入歳出の認定について、議案第６３号平成２７年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について及び議案第６４号平成２７年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についての３議案については反対討論があり、採決の結果、いずれも賛成者多数で、原案のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第６５号平成２７年度亀山市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第６６号平成２７年度亀山市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、議案第６７号平成２７年度亀山市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、議案第６８号平成２７年度亀山市公共下水道事業会計決算の認定について及び議案第６９号平成２７年度亀山市病院事業会計決算の認定については、いずれも原案のとおり全会一致で可決及び認定することに決定しました。

なお、委員会として、１つ、審査の過程において指摘のあった事項及び意見を真摯に受けとめ、次年度の予算編成とその執行に取り組むとともに、行政評価の成果及び課題を十分に精査し、現在策定中の第２次総合計画に反映されたい。また、事業完了後に不用額が生じた場合は、速やかに減額補正等の措置を講じられたい。

１つ、公平性の観点より、市税、国保税、使用料及び負担金等については、一層の徴収努力を行うとともに、下水道事業においては、接続率の向上に努め、収入の確保に取り組まれたい。なお、不納欠損の処理については、慎重に対応されたい。

１つ、国民健康保険事業特別会計においては、国民健康保険給付費等支払準備基金の残高がわずかであることから、国民健康保険事業を安定的かつ継続的に運営できるよう予算措置を講じられたい。

１つ、医療センターについては、医業損失が大幅に増加していることから、収益性を高め、早期に経営健全化が図れるよう、現在策定中の亀山市地域医療再構築プラン（第３次）の中で課題・問題点を十分整理し、その対策に取り組まれたい。

以上、４点の意見を申し添えたところであります。

次に、議案第５８号から議案第６１号までの平成２８年度各会計補正予算４議案については、総務分科会、教育民生分科会、産業建設分科会にそれぞれ審査を分担したことから、審査の経過内容について各分科会長から報告を受け、その結果、議案第５８号平成２８年度亀山市一般会計補正予算（第２号）について、議案第５９号平成２８年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）について及び議案第６０号平成２８年度亀山市水道事業会計補正予算（第１号）については、

採決の結果、いずれも原案のとおり全会一致で可決することに決定しました。

また、議案第６１号平成２８年度亀山市病院事業会計補正予算（第１号）については、採決の結果、賛成者多数で、原案のとおり、可決することに決定しました。

以上、予算決算委員会の審査報告といたします。

○議長（前田耕一君）

各常任委員会委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（前田耕一君）

ないようですので、各委員長の報告に対する質疑は終結します。

会議の途中ですが、暫時休憩します。

（午後　２時２８分　休憩）

（午後　２時２８分　再開）

○議長（前田耕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第５２号から議案第７６号までの２５件及び議案第５３号に対する委員会の修正案について討論を行います。

通告に従い、発言を許します。

８番　福沢美由紀議員。

○８番（福沢美由紀君登壇）

日本共産党を代表して、議案第６２号平成２７年度亀山市一般会計歳入歳出決算、議案第６３号平成２７年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算、議案第６４号平成２７年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についての３議案に反対の立場で討論します。

まず、一般会計決算です。

質疑で指摘したように、過去１０年間を見ると、生活保護世帯数や就学援助受給者数が年々増加しており、貧困と格差の拡大が亀山市でも広がっています。また、市民の所得状況を見ても、全体の割合で３００万以下がふえ、その一方で、中間層４００万円から７００万円の割合が年々減少しています。さらに消費税の増税や介護保険料の値上げ、後期高齢者医療保険料の値上げなど、税と社会保険料の負担がふえる一方で、働く人たちの実質賃金指数はマイナスとなり、年金も下がる一方です。

こうした中で、市が最も重視すべきは、安倍政権の悪政から市民生活を守る防波堤の役割を果たすことです。予算編成時にも言いましたが、市民の負担を軽減するために、市独自の措置が必要です。ところが、こうした施策はなく、その一方でリニア基金を積み増し、不要不急の幹線道路事業は進めるなど、市民生活の厳しさを考えない決算となっています。

また、非正規雇用が市職員の約半分を占める異常な職員体制となっています。これらが、反対の第一の理由です。

次に、個別の決算です。

財政が厳しいという理由で市民要望を切り捨てながら、３０年先で費用対効果が明らかでないリニア基金には５，０００万円もの積み増し、住民置き去りで進められている地域コミュニティのしくみづくり支援事業、大手企業しか恩恵が受けられない産業振興奨励事業、また給食として問題があるデリバリーによる中学校給食、国民のプライバシーを危うくするマイナンバーの導入事業、さらに老朽化が進む保育園の建てかえ計画がないこと、猛暑の夏の子供たちの学習環境の整備のために必要であるエアコンの設置など、強い市民要求があるのに実現されなかった事業もあります。

また、不要不急の和賀白川線整備事業や、必要性が疑問視されている総合環境研究センター事業など、問題のある決算が含まれていることが、反対の第２の理由です。

以上のとおり、貧困と格差が広がる、厳しさを増す市民の暮らしを守り、市民の切実な要求に十分に応えていない決算は認定できません。

次に、国民健康保険です。

この決算には、国が低所得対策として予算を拡充しました。この予算を活用して保険税の引き下げをすることが今最も求められています。国保には加入者の年齢が高い、所得が少ない、医療費の水準が高い、保険税の負担が重いという構造的な問題があります。特に、加入者の保険税の負担は限界を超えています。質疑で明らかにしたように、滞納の８５％が所得階層２００万円以下です。また、基金残高は平成２７年度末も２６年度末同様６５万円しかなく、１人当たりにするとたった６０円でしかない状態です。想定外の医療費の増大に対しては、一般会計から手だてをするとの答弁でしたが、基金がほとんどないままでは、国保会計内で保険税の引き下げなど到底できません。

こうした問題を解決して、制度を持続可能なものにし、市民の命と暮らしを守るためには、一般会計からの繰り入れをしてでも、保険税を引き下げるしかありません。こうした保険税の引き下げが行われていない決算には反対するものです。

次に、後期高齢者医療です。

私たちは、年齢で区分するというこの医療制度の廃止を求める立場であるため、この決算の認定には反対するものです。

議員各位のご賛同を求め、討論といたします。

○議長（前田耕一君）

８番福沢美由紀議員の討論は終わりました。

以上で、通告による討論を終結し、議案第５２号から議案第７６号までの２５件について、起立により採決を行います。

採決に先立って、この際お諮りします。

起立採決の際、着席している場合は、その議案に対して反対とみなすことにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（前田耕一君）

ご異議なしと認めます。

起立採決により着席している場合は反対とみなすこととします。

それでは、これより修正案がありますので、議案第５３号亀山市空家等対策の推進に関する条例

の制定についての採決を行います。

本案に対する産業建設委員会委員長の報告は修正です。

それではまず、委員会の修正案を起立により採決します。

委員会の修正案に賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（前田耕一君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、委員会の修正案は可決することに決定しました。

次に、ただいま、修正議決した部分を除く原案について起立により採決します。

修正部分を除くその他の部分に対する産業建設委員会委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

修正部分を除くその他の部分を、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（前田耕一君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、修正議決をした部分を除く、その他の部分は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、討論のありました議案第６２号平成２７年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（前田耕一君）

ご着席ください。

起立多数であります。

したがって、議案第６２号平成２７年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

次に、同じく討論のありました議案第６３号平成２７年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（前田耕一君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第６３号平成２７年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

次に、同じく討論のありました議案第６４号平成２７年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（前田耕一君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第６４号平成２７年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

次に、討論のありました議案以外のうち、議案第６１号平成２８年度亀山市病院事業会計補正予算（第１号）について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（前田耕一君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第６１号平成２８年度亀山市病院事業会計補正予算（第１号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、同じく討論のありました議案以外のうち、議案第５２号、議案第５４号から議案第６０号まで及び、議案第６５号から議案第７６号までの２０件について、一括して起立により採決を行います。

本各案についての各委員長の報告はいずれも原案のとおり可決及び認定すべきものとしております。

本各案を、各委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（前田耕一君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、

議案第５２号　亀山市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について

議案第５４号　亀山市議会議員及び亀山市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部改正について

議案第５５号　亀山市放課後児童クラブ条例の一部改正について

議案第５６号　亀山市関町北部ふれあい交流センター条例の一部改正について

議案第５７号　亀山市道路占用料徴収条例の一部改正について
議案第５８号　平成２８年度亀山市一般会計補正予算（第２号）について
議案第５９号　平成２８年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）について
議案第６０号　平成２８年度亀山市水道事業会計補正予算（第１号）について
議案第６５号　平成２７年度亀山市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第６６号　平成２７年度亀山市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
議案第６７号　平成２７年度亀山市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
議案第６８号　平成２７年度亀山市公共下水道事業会計決算の認定について
議案第６９号　平成２７年度亀山市病院事業会計決算の認定について
議案第７０号　財産の取得について
議案第７１号　市道路線の認定について
議案第７２号　市道路線の認定について
議案第７３号　市道路線の認定について
議案第７４号　三泗鈴亀農業共済事務組合の解散に関する協議について
議案第７５号　三泗鈴亀農業共済事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議について
議案第７６号　三泗鈴亀農業共済事務組合規約の変更に関する協議について
は、いずれも原案のとおり可決及び認定することに決定しました。

次に、日程第２６、請願第１号から日程第３０、請願第５号までの５件を一括議題といたします。

請願５件についての教育民生委員会における審査の結果は、お手元に配付の請願審査報告書のとおりであります。

請願審査報告書

本委員会に付託の請願を審査の結果、別表のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第１３５条の規定により報告します。

平成２８年９月１３日

教育民生委員会委員長　服　部　孝　規

亀山市議会議長　前　田　耕　一　様

別表

受　理　番　号	請　　１

受　理　年　月　日	平成２８年８月１９日
件　　名	義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める請願書
請願者の住所・氏名	亀山市野褄野町７７－２２ 亀山市ＰＴＡ連合会 会長　松井　美樹　他２名
紹介議員氏名	中村嘉孝、今岡翔平、尾崎邦洋、福沢美由紀
委員会の意見	願意妥当
審査の結果	採　択
措　　置	関係機関に対し意見書を送付する

受　理　番　号	請　　２
受　理　年　月　日	平成２８年８月１９日
件　　名	教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願書
請願者の住所・氏名	亀山市野褄野町７７－２２ 亀山市ＰＴＡ連合会 会長　松井　美樹　他２名
紹介議員氏名	中村嘉孝、今岡翔平、尾崎邦洋、福沢美由紀
委員会の意見	願意妥当
審査の結果	採　択
措　　置	関係機関に対し意見書を送付する

受　理　番　号	請　　３
受　理　年　月　日	平成２８年８月１９日
件　　名	防災対策の充実を求める請願書
請願者の住所・氏名	亀山市野褒野町７７－２２ 亀山市ＰＴＡ連合会 会長　松井　美樹　他２名
紹介議員氏名	中村嘉孝、今岡翔平、尾崎邦洋、福沢美由紀
委員会の意見	願意妥当
審査の結果	採　択
措　　置	関係機関に対し意見書を送付する

受　理　番　号	請　　４
受　理　年　月　日	平成２８年８月１９日
件　　名	子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書
請願者の住所・氏名	亀山市野褒野町７７－２２ 亀山市ＰＴＡ連合会 会長　松井　美樹　他２名
紹介議員氏名	中村嘉孝、今岡翔平、尾崎邦洋、福沢美由紀
委員会の意見	願意妥当
審査の結果	採　択

措　　置	関係機関に対し意見書を送付する

受　理　番　号	請　　５
受　理　年　月　日	平成２８年８月２６日
件　　名	介護保険制度における軽度者への福祉用具貸与・住宅改修の継続を求める請願書
請願者の住所・氏名	三重県津市垂水６８６ 一般社団法人　全国福祉用具専門相談員協会 三重県ブロック長　中川　敬史　他１名
紹介議員氏名	鈴木達夫、中村嘉孝、髙島　真、福沢美由紀、新　秀隆、豊田恵理
委員会の意見	願意妥当
審査の結果	採　択
措　　置	関係機関に対し意見書を送付する

○議長（前田耕一君）

これより請願の審査報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（前田耕一君）

ないようですので、質疑を終結します。

次に、請願５件に対する討論を行いますが、通告はありませんので、討論を終結し、請願第１号から請願第５号までの５件について、起立により採決を行います。

まず、請願第１号義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める請願書について、起立により採決を行います。

本請願についての委員長の報告は、採択となっております。

本請願を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（前田耕一君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、請願第１号義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める請願書については、採択することに決定しました。

次に、請願第２号教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願書について、起立により採決を行います。

本請願についての委員長の報告は、採択となっております。

本請願を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（前田耕一君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、請願第２号教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願書については採択することに決定しました。

次に、請願第３号防災対策の充実を求める請願書について、起立により採決を行います。

本請願についての委員長の報告は、採択となっております。

本請願を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（前田耕一君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、請願第３号防災対策の充実を求める請願書については、採択することに決定しました。

次に、請願第４号子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書について、起立により採決を行います。

本請願についての委員長の報告は、採択となっております。

本請願を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（前田耕一君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、請願第４号子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書については、採択することに決定しました。

次に、請願第５号介護保険制度における軽度者への福祉用具貸与・住宅改修の継続を求める請願書について、起立により採決を行います。

本請願についての委員長の報告は、採択となっております。

本請願を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（前田耕一君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、請願第５号介護保険制度における軽度者への福祉用具貸与・住宅改修の継続を求める請願書については、採択することに決定しました。

会議の途中ですが、１０分間休憩します。

（午後　２時５１分　休憩）

（午後　３時００分　再開）

○議長（前田耕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に日程第３１、委員会提出議案第１号から日程第３５、委員会提出議案第５号までの５件を一括議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

服部孝規教育民生委員会委員長。

○１６番（服部孝規君登壇）

ただいま上程をいただきました委員会提出議案第１号から委員会提出議案第５号までの５件については、教育民生委員会の委員会提出議案でございますので、委員長の私のほうから提案理由の説明をいたします。

まず初めに、委員会提出議案第１号義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める意見書の提出について、意見書の朗読をもって提案理由の説明といたします。

義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める意見書。

義務教育費国庫負担制度は、義務教育の根幹である「無償制」「教育の機会均等」「教育水準の維持向上」を保障するため、国が必要な財源を保障するとの趣旨で確立された制度です。１９８５年以降、国と地方の役割分担・財政状況等を踏まえて、義務教育費国庫負担金の一般財源化が推し進められ、２００４年までに教材費や旅費などが一般財源化されました。公立小中学校等の教職員給与費については、教職員の確保と適正配置のため、国庫による負担がなされてきましたが、２００６年から国庫負担率が２分の１から３分の１に引き下げられました。

そのような中、義務教育にかかわる公的支出に、各自治体間での差異が生じています。例えば、１９８５年に一般財源化された教材費のうち図書費については、「学校図書館図書標準」が国によって定められています。しかしながら、三重県においては、実際にその標準を満たしている公立小中学校は、小学校で４６．９％、中学校で２７．６％にとどまっています。

２０２０年度からの導入が検討されている「デジタル教科書」については、検討会議の中間まとめにおいて、「無償措置の対象とすることは、直ちには困難である」ことが示されており、導入に当たっては「教材費なりの形で保護者の一部負担となる可能性も考えられる」としています。

未来を担う子供たちの「豊かな学び」を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要

なことであり、その時々の地方財政状況に影響されることのないよう、義務教育国庫負担制度の存続とさらなる充実が求められます。

よって、政府におかれては、下記の事項を実現されますよう強く要望いたします。

記１．義務教育の根幹である「無償制」、「教育の機会均等」、「教育水準の維持向上」を保障するため、国の責務として必要な財源が確保されるよう、義務教育費国庫負担制度を存続し、さらなる充実を図ること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

続きまして、委員会提出議案第２号教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書の提出について、意見書の朗読をもって提案理由の説明といたします。

教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書。

２０１１年４月の「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律（標準法）」改正により、小学校１年生の３５人以下学級が実現し、２０１２年には、法改正による引き下げではないものの、小学校２年生への実質的な拡大が実現しました。三重県では、現在、小学校１・２年生の３０人学級、中学校１年生の３５人学級が実施されています。しかし、その他の学年については、標準法に従って、４０人学級が基本となっています。経済協力開発機構（ＯＥＣＤ）加盟国と比較すると、日本の１クラス当たりの児童生徒数は小学校２７人、中学校３３人と、平均を大きく上回っています。

教員が教科指導、生徒指導、部活動指導等を一体的に行う「日本型学校教育」は国際的にも高く評価されている一方、複雑化・多様化する課題が教員に集中しています。増加傾向にある日本語指導などを必要とする子供たちや「障がい」のある子供たちに対して、個々の状況にあわせた対応も求められています。教職員の加配定数は、そのときの財政状況に強く左右されます。教育の諸課題に対応し子供たち一人一人に向き合うためには、少人数教育の推進を含む計画的な教職員定数改善によって、安定的な基礎定数を確保することが必要です。

２０１２年における日本の教育機関に対する公財政支出は、対ＧＤＰ比３．７％で、ＯＥＣＤ加盟国平均に及びません。教育予算を拡充し、教職員配置の拡充も含めた教育条件の整備を進めていくことが、山積する教育課題の解決を図り、子供たち一人一人を大切にし、子供たちの豊かな学びを保障することにつながります。

よって、政府におかれては、下記の事項を実現されますよう強く要望いたします。

記１．子供たちの「豊かな学び」の保障に向け、教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算の拡充を行うこと。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

続きまして、委員会提出議案第３号防災対策の充実を求める意見書の提出について、意見書の朗読をもって提案理由の説明といたします。

防災対策の充実を求める意見書。

「南海トラフ巨大地震の被害想定」（２０１３年）では、東海地方が大きく被災した場合、三重県内の避難者数は、地震発生翌日で約３５～５６万人に上り、１カ月後においても約１０～２０万人が避難所生活を続けることになると推計されています。

東日本大震災、熊本地震では、多くの学校が避難所となりました。地域の避難所として、耐震・

耐火性などの安全対策、避難者の生活を支えるトイレや発電設備、飲料水の確保等が求められます。しかしながら、「体育館の証明や内壁の落下等により、避難所として使用するには危険」「トイレまでの動線に段差や階段があり、車椅子使用者等への対応が困難であった」などの課題も報告されています。

三重県では学校構造部材の耐震化が着実に進められており、小学校・中学校の一部を残すのみとなりました。一方、非構造部材の耐震化について、文部科学省は、国公立学校施設の屋内運動場等の天井等の落下防止対策について、２０１５年度までの速やかな完了を目指して取り組むよう、各教育委員会等に要請しました。しかしながら、２０１６年４月現在、県内小中学校で５８４棟中３６８棟、県立学校１２６棟中８７棟について、対策が完了しておらず、昨年度中の全棟完了は実現しませんでした。

また、県内の公立学校のうち、５６９校が避難所指定を受けているにもかかわらず、多目的トイレや自家発電設備等の設置率は約７割、貯水槽・プールの浄水装置等の設置率は約３割と、十分であるとは言えません。また、避難所となっている学校において、どのような初期対応が必要か、教職員が避難所運営にどうかかわるか等の議論も必要です。学校・家庭・地域が連携した、巨大地震等の災害を想定した防災対策の見直しや充実が急務です。

よって、政府におかれては、下記の事項を実現されますよう強く要望いたします。

記１．子供たちの安心・安全を確保するため、巨大地震等の災害を想定した防災対策の充実を図ること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

続きまして、委員会提出議案第４号子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書の提出について、意見書の朗読をもって提案理由の説明といたします。

子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書。

厳しい経済・雇用情勢は、子供たちの暮らしや学びに大きな影響を与えます。

２０１２年における、日本の全ての教育支出に占める私費負担の割合は２９．９％で、ＯＥＣＤ平均の１６．５％を大きく上回っています。

全国で１６．３％、６人に１人の子供が貧困状態にあり、三重県においても８．６人に１人の子供が就学援助を受けています。厳しい状況に置かれた子供たちに寄り添う教育や、一人一人の人権・学習権を保障する支援策が喫緊の課題となっています。

このような中、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が２０１４年１月に施行され、８月には「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。

今後、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の配置拡充等、国による支援策が必要です。

高等学校段階においては、入学料、教材費、部活動のための経費等の保護者負担は重く、「学びたくても学べない」という状況は依然大きな課題です。

２０１４年度から高等学校等就学支援金制度が導入され、三重県内においては高校生等奨学給付金制度が導入されています。しかし、修業年限を超えて在籍する生徒には適応されない等の課題があります。

高等教育段階における貸与型奨学金については、卒業後にその返還が大きな負担となっており、

給付型奨学金の創設が強く望まれています。

高等学校等就学支援金制度の充実、奨学金制度の改善などのより一層の支援策が必要です。

家庭での経済格差を教育の格差につなげないよう、制度・施策のより一層の充実が求められています。

よって、政府におかれては、下記の事項を実現されますよう強く要望いたします。

記１．全ての子供たちの学ぶ機会を保障するため、子供の貧困対策の推進と就学・修学支援にかかわる制度を拡充すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

続きまして、委員会提出議案第５号介護保険制度における軽度者への福祉用具貸与・住宅改修の継続を求める意見書の提出について、意見書の朗読をもって提案理由の説明といたします。

介護保険制度における軽度者への福祉用具貸与・住宅改修の継続を求める意見書。

平成２７年６月３０日、「経済財政運営と改革の基本方針２０１５」が閣議決定されました。この方針では、社会保障分野の歳出を重点的に削減するため、次期介護保険制度改革に向けて、「軽度者に対する生活支援サービス・福祉用具貸与等やその他の給付について、給付の見直しや地域支援事業への移行を含め検討を行う」ことが盛り込まれています。また、住宅改修についても原則自己負担化が財務省より意見されているところです。

しかしながら、現行の介護保険制度による福祉用具のサービスは、介護支援専門員が作成する居宅サービス計画に基づき、福祉用具専門相談員が福祉用具サービス計画を作成し、これによって適切なサービスが提供され、高齢者自身の自立意欲を高め、介護者の負担軽減を図るという極めて重要な役割を果たしています。

仮に、福祉用具、住宅改修の利用が原則自己負担になれば、手すり、歩行器等の利用が減ることにより、転倒、骨折などが発生しやすくなり、結果として介護度の重度化を招くおそれもあります。また、その結果、訪問介護等の人的サービスの利用が増大し、給付費の抑制という目的に反して、逆に給付費用の増大を招きかねません。さらに介護人材不足に拍車をかけることにもなります。

よって政府におかれては、下記の事項を実現されますよう強く要望いたします。

記１．今後の超高齢社会に向けて、軽度者向けの福祉用具、住宅改修の利用を、現行どおり介護保険の給付対象として継続すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

以上、委員会提出議案の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（前田耕一君）

以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本各案について質疑を行いますが、通告がありませんので、質疑は終結します。

なお、委員会提出議案第１号から委員会提出議案第５号までの５件については、会議規則第３６条第２項の規定により、常任委員会への付託はしないことといたします。

次に、委員会提出議案第１号から委員会提出議案第５号までの５件について討論を行いますが、通告はありませんので、討論を終結し、委員会提出議案第１号から委員会提出議案第５号までの５件について、起立により採決を行います。

まず、委員会提出議案第１号義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める意見書の提出について、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（前田耕一君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、委員会提出議案第１号義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、委員会提出議案第２号教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書の提出について、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（前田耕一君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、委員会提出議案第２号教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、委員会提出議案第３号防災対策の充実を求める意見書の提出について、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（前田耕一君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、委員会提出議案第３号防災対策の充実を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、委員会提出議案第４号子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書の提出について、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（前田耕一君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、委員会提出議案第４号子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、委員会提出議案第５号介護保険制度における軽度者への福祉用具貸与・住宅改修の継続を求める意見書の提出について、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（前田耕一君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、委員会提出議案第５号介護保険制度における軽度者への福祉用具貸与・住宅改修の継続を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第３６、常任委員会の所管事務調査の報告について、議題とします。

各常任委員会委員長から各委員会における所管事務調査の結果報告を行いたいとの申し出がありましたので、これを許可します。

初めに、鈴木達夫総務委員会委員長。

○１０番（鈴木達夫君登壇）

ただいまから、総務委員会における所管事務調査の結果について報告いたします。

東日本大震災の発生以降、地震災害に対する防災体制等の見直しが進められる中、近年は地震災害のみならず地球温暖化などの影響から、台風の大型化や局地的な大雨が発生するなど、毎年各地で風水害が発生しています。

また、本年４月には熊本地震が発生、地震活動としては観測史上初めて震度７を２回記録し、倒壊家屋の下敷きや土砂崩れに巻き込まれるなど、多くの方の命が奪われるとともに、自治体によっては、災害対応拠点となる庁舎が被害を受けたことによって、災害対策本部機能を十分に果たせないなど、未曽有の大災害となりました。

そのような中、本市においても南海トラフ地震や内陸直下型地震の発生が危惧されるとともに、台風や局地的な大雨によって、避難勧告等が毎年のように発令されており、これまで以上に積極的に状況の変化に対応できる防災対策に取り組んでいく必要があります。

そこで、総務委員会では「防災対策の充実強化について」をテーマに計９回の委員会を開催し、調査・研究を行ってきました。

まず、緊急時における情報伝達や災害対策本部体制、災害に弱い地域の現状などについて、危機管理局に資料を求め、聞き取りを行いました。

次に、亀山防災ネットワークと市民団体としてのニーズや要望も含めた意見交換会も行いました。

また、７月には調査・研究テーマに沿った先進地として、兵庫県養父市と豊岡市を視察しました。

このように、総務委員会として防災対策の充実・強化について、さまざまな議論を重ね、意見等を集約し、検討した結果、現在、複数の媒体で緊急時における情報伝達は行ってはいるが、全市民に対し、瞬時に情報が伝わるものではなく、今後についても総合的な防災情報システムの構築を進めるとしているものの、具体的な伝達方法や整備時期は示されていないことなど、３つの課題・問題点を抽出しました。

このことから、総務委員会として亀山市の防災対策をさらに充実・強化させるため、次のとおり市長に対し提言を求めるものであります。

１つ、緊急時における情報伝達方法の確立は喫緊の課題であることから、早期に全市民に対し瞬時に情報が伝わる情報伝達方法を確立すること。

２つ、災害対策本部については、本部長からの指示が迅速かつ確実に伝わり、市民等からの情報に的確に対応するため、災害対策本部機能を十分に発揮できるよう、体制及び運営方法を確立すること。また、災害対応拠点として庁舎整備の方向性を明確にし、具体化に努めること。

３つ、災害に弱い地域への対応については、国・県との連携を強化し、ハード面の整備を推進するとともに、総合治水の観点から冠水対策の研究を行うこと。

以上、総務委員会の所管事務調査の結果報告といたします。

○議長（前田耕一君）

次に、服部孝規教育民生委員会委員長。

○１６番（服部孝規君登壇）

ただいまから、教育民生委員会における所管事務調査の結果について報告いたします。

共働き世帯やひとり親家庭等が増加している中で、放課後や学校休業日の小学生の安全で安心な居場所を求める声は高まっており、学童保育所の整備は社会的な大きな課題となっています。

平成２７年４月１日に施行された子ども・子育て支援新制度において、学童保育所については質・量ともに充実を図っていくこととされており、新たな設置基準が示され、学童保育所の位置づけについても変わってきています。

平成２４年の教育民生委員会所管事務調査においては、子育て支援施策の中での学童保育所の位置づけについてを調査・研究し、学童保育の施設は公設を基本とし、民設とする場合は、学校からの距離、建物の耐震性、子供が生活する場として適切かどうか等の具体的な基準を定め、それに適合したものとすることや、今後改築が予定される小学校には敷地内にスペースを確保すること等の提言を行ったところであるが、現在も民設民営を基本とした学童保育の運営が行われている現状にあります。

以上のことから、教育民生委員会では、亀山市の学童保育のあり方を再度検証するために、「学童保育所について」をテーマに設定し、学童保育所の設置における公的関与について、特に学校施設の活用を中心に、そのあり方について計１０回の委員会を開催し、調査・研究を行ってきました。

まず、健康福祉部から市内の学童保育所の施設の概要等について、また教育委員会から小学校の配置図及び平面図、保有教室及び使用状況等について聞き取りを行うとともに、市内小学校の視察を行い、現状把握に努めました。

また、子ども・子育て支援新制度における学童保育の位置づけや、開設時及び運営補助金の基準額等について確認をしました。さらに、近隣各市の学童保育の現状調査を行い、３９市の学童保育の状況について確認しました。

次に、亀山市学童保育連絡協議会と、亀山市の学童保育の現状と課題について意見交換を行いました。

また、７月には学童保育の取り組みについての先進自治体として、兵庫県篠山市、滋賀県守山市を訪問し、学童保育の運営及び管理、施設の設置場所、利用料金等について視察しました。

このように、教育民生委員会として学童保育所についてさまざまな議論を重ね、意見を集約し、検討した結果、平成２４年の所管事務調査の提言、平成２６年の意見書の提出及び決議で、学童保育所は公設を基本とすることを求めているにもかかわらず、いまだに民設を基本とする方針の見直しが行われていないことなど、５つの課題・問題点を抽出しました。

このことから、教育民生委員会として亀山市の学童保育所をさらに充実させるため、下記のとおり市長に対し提言を求めるものであります。

１つ、学童保育所の施設については、現在の公設・民設の曖昧な位置づけを改め、公設を基本とする明確な定義づけを行うこと。その上で、市の施設はもちろんのこと、民間施設も市が整備を行い、条例で公設として位置づけ、施設の維持管理についても市が責任を持つこと。

２つ、学童保育所の設置場所については、可能な限り学校敷地内とすること。また、そのためには健康福祉部と教育委員会の連携は必要不可欠であることから、現在の組織・機構の見直しや、両部署の兼務職員を配置するなど、十分な連携がとれる体制を構築すること。

３つ、市内各学童保育所間の施設・設備の格差解消に努めること。特に、昼生小学校区の施設は早急に公設による移転、改築を図ること。

４つ、学童保育所の運営については保護者の不公平感をなくすため、入所児童に対し、各施設が同等のサービスを提供するとともに、利用料の統一が図れるよう、市が補助金の増額等による財政的支援を講じること。また、指導員を確保し、子供たちに十分な指導が行えるよう、その待遇改善に努めること。

以上、教育民生委員会の所管事務調査の結果報告といたします。

○議長（前田耕一君）

次に、豊田恵理産業建設委員会委員長。

○７番（豊田恵理君登壇）

ただいまから、産業建設委員会における所管事務調査の結果について報告いたします。

近年、ニホンジカやイノシシ、ニホンザルなど、野生動物に急速な個体数増加や分布拡大が起きており、これら野生動物の一部が耕作地や人里に出没し、農作物等に被害を及ぼしている状況、いわゆる獣害が全国の自治体において問題となっています。

こうした有害鳥獣による農作物被害に起因した営農意欲の低下は、耕作放棄地の拡大等にもつながるとともに、近年では市内の中山間地域のみならず、市街地においても有害鳥獣の出没が確認されていることから、獣害はもはや特定の地域だけの問題ではなくなりつつあります。

平成１９年の鳥獣による農林水産業に係る被害防止のための特別措置に係る法律の施行以降、自治体では有害鳥獣による被害対策の取り組みがなされていますが、真に効果的な方策が講じられているとは言いがたい状況です。

以上のことから、産業建設委員会では、市における獣害を喫緊の課題として捉え、「獣害対策について」をテーマに計１４回の委員会を開催し、調査・研究を行ってきました。

まず、有害鳥獣による被害状況や被害額、獣害に対する市の対策について、環境産業部に資料の提出を求め、聞き取りを行い、現状把握を行いました。

次に、獣害に係る地域の現状や有害鳥獣の捕獲等の状況をテーマとして、城北サルの会と、関南部地区まちづくり協議会との意見交換会を行うとともに、「亀山市における有害鳥獣の狩猟・捕獲について」をテーマとして、三重県猟友会亀山支部との意見交換会を行いました。

また、獣害対策に係る先進事例について学ぶため、岡山県美作市、島根県大田市にある西日本農業研究センター、三重県農業研究所を視察しました。

これらの視察において、獣害対策には野生動物の生態の正しい理解と、それに基づいた総合的な

対策が重要であることを確認しました。

このように、産業建設委員会として獣害対策についてさまざまな議論を重ね、意見等を集約し、検討した結果、獣害に対する現状、獣害に強い環境づくり、獣害から田畑を守ること、駆除の必要性といった観点から、獣害対策において市民や地域が対応する範囲が不明確である、有害鳥獣の餌となる収穫残渣や放任果樹などが市内に散在するなどの課題・問題点を抽出しました。

このことから産業建設委員会として、亀山市の獣害対策について、下記のとおり市長に対し提言を求めるものであります。

１つ、県等の関係機関と連携し、有害鳥獣の生態や被害の実態に関する正しい情報を収集して、各地域の実情に合った具体的な対策を示した計画を策定すること。また、被害を受けている地域住民や自治会等が協力し、地域が一体となって獣害対策に取り組むための体制づくりを支援すること。

２つ、庁内の関係部署が連携・協力して、有害鳥獣の餌場の除去や、隠れ場所となる耕作放棄地の解消に向けた取り組みを進めること。また、正しい猿の追い払い方法を地域に定着させること。

３つ、正しい防護柵の設置、維持管理の方法について講習会を開催するなど、地域への指導・助言に努めること。また、有害獣被害防止対策事業補助金について、補助の対象の拡大や条件の緩和を図り、市民が使いやすい制度とすること。

４つ、有害鳥獣駆除の従事者を確保するため、狩猟免許を取得する際の助成について検討するとともに、駆除活動の経済的負担を考慮し、有害鳥獣駆除委託業務の出動日数や単価の見直しを行うこと。また、猟友会の駆除活動に当たり、さらなる地域との連携強化が図れるよう努めること。

以上、産業建設委員会の所管事務調査の結果報告といたします。

○議長（前田耕一君）

各常任委員会委員長からの所管事務調査の報告は終わりました。

次にお諮りします。

以上で今期定例会の議事を全て議了しました。

議事を閉じ、閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（前田耕一君）

ご異議なしと認めます。

したがって、平成２８年９月亀山市議会定例会はこれをもって閉会します。ご苦労さまでございました。

（午後　３時３５分　閉会）

地方自治法第１２３条第２項の規定により、ここに署名する。

平成２８年９月２６日

議　　長　　前　田　耕　一

副議長	岡本公秀
3番	髙島　真
12番	宮崎勝郎